

平成 27 年度

外務省政策評価書

平成 27 年 8 月
外 務 省

目 次

[総括・概要]	1
平成 27 年度の政策評価の概観	3
[実施計画に基づく事後評価]	9
基本目標Ⅰ 地域別外交	11
施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交	13
施策Ⅰ-2 北米地域外交	69
施策Ⅰ-3 中南米地域外交	93
施策Ⅰ-4 欧州地域外交	111
施策Ⅰ-5 中東地域外交	143
施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交	173
基本目標Ⅱ 分野別外交	187
施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組(モニタリング)	189
施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組(モニタリング)	243
施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組(モニタリング)	271
施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供(モニタリング)	287
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	295
施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策(モニタリング)	297
基本目標Ⅳ 領事政策	327
施策Ⅳ-1 領事業務の充実	329
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	353
施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化	355
施策Ⅴ-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	363
基本目標Ⅵ 経済協力	371
施策Ⅵ-1 経済協力(モニタリング)	373
施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組(モニタリング)	387
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	403
施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	405
施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	411
施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	417
政府開発援助に係る未了案件	423
[事前評価] (参考)	439
26 年度に実施した政策評価法に基づく事前評価案件一覧表	441

[総括・概要]

平成 27 年度の政策評価の概観

1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること（外務省設置法第3条）であり、平成26年度においても限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお、別冊となる平成27年度外務省政策評価事前分析表において、本書の政策評価を踏まえた、平成27年度の年度目標等を設定しています。

2 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成9年12月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成13年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入されました。同年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）が制定され、平成14年4月1日から施行されました。この法律によって、各府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられました。

(2) 外務省の政策評価の実施体制

ア 施策所管部局

外務省が行う政策評価は、個別の施策を所管する各部局である施策所管部局が、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する施策について、自己評価を行います。施策所管部局は、取組実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価します。

イ 評価の総合審査

考査・政策評価官、大臣官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課及び政策企画室が、施策所管部局が実施した評価の結果に対する総合的な審査を行います。

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、評価の客観性を確保するために、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省でも、平成15年度から、政策評価法第3条第2項の規定に基づき、政策評価の

厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ(AG)」を設置しています。AGからは、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改定について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても、本年3月及び8月にAG会合を開催し、評価書の形式、記述のあり方、評価内容等について所見を述べていただくとともに、AGメンバーに対し個々の施策評価の妥当性等についての所見の執筆を求め、同所見を掲載しています(下記6参照)。

AGメンバーは以下のとおりです。

秋月 謙吾	京都大学大学院法学研究科 教授
遠藤 乾	北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授
神保 謙	慶應義塾大学総合政策学部 准教授
南島 和久	神戸学院大学法学部 准教授
福田 耕治	早稲田大学政治経済学術院 教授
山田 治徳	早稲田大学政治経済学術院 教授

3 平成27年度政策評価の枠組み及び実施要領

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成14年度から政策評価を実施しています。この政策評価は、政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」(計画期間：平成25年度～平成29年度、以下「基本計画」)、「平成27年度外務省政策評価実施計画」(計画期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日、以下「実施計画」)等に基づいて実施されています。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めています。この基本計画は、5年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開等の基本的事項等を定めています。

毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、評価方法等を定めています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は以下のとおりです。

(1) 評価の実施サイクル

外務省では、政策評価体系において、7つの基本目標の下に19の施策を設定し、以下ア～ウのサイクルで評価を実施しています。平成27年度は、12施策について評価を実施しました。

ア 施策を2つのグループに分け一方のグループの施策について基本的に2年に1度、過去2年間の実績をもとに評価しています。

イ 当該年度に評価を実施しないグループの施策については、その翌年度にまとめて2年間分の実績を評価しますが、その途中経過として過去1年間の実績を測定(モニタリング)しています。

ウ 基本目標Ⅶの下に掲げる3施策(分担金・拠出金)については、毎年度評価を実施しています(以下(5)参照)。

(2) 評価結果の判定方法

ア 施策目標の達成度合いは、各測定指標における平成25・26年度目標の達成状況(以下イ参照)をもとに、次の基準に沿って5区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。
相当程度進展あり	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したと考えられる。
進展が大きい	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられる。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部(又は一部)が目標を達成しなかったため、目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

イ 各測定指標における平成25・26年度目標の達成状況は、次の基準に沿って5区分で表示しています。

目標の達成状況	判定基準
◎	目標を大幅に上回って達成した。
○	目標を達成した。
△	おおむね目標に近い進展を示した。
▲	目標の達成に向け、一定の進展を示した。
×	目標の達成に向け、ほとんど進展が見られない。

(注) 測定指標で測定する実績が未確定等の理由から判定不能の場合、「―」の記号を付しています。

(3) 客観的な評価のための測定指標の設定

評価の客観性を高めるため、本年度の評価においても引き続き、定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが、その多くは、多面的な外交政策の一側面にとどまります。このため、定性的な測定指標を中心としつつ、施策の進捗状況に関するより客観的な評価の実施に向け、目標を達成できたか否かを判断できる具体的な目標の設定に努めました。

(4) 政府開発援助(ODA)に関する政策評価

政府開発援助(ODA)に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価は、①ODA の基本政策(国別及び、重点課題別の援助政策等)を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり、外務省では政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています。

政策評価法に基づく本政策評価では、ODA 政策全体についての評価を行う(施策Ⅵ－1)とともに、政策評価法第7条第2項第2号イ及びロにより事後評価が義務づけられている ODA に係る未着手・未了案件について、当該案件を引き続き実施するか、中止するかを明らかにする形の評価を行いました。また、政策評価法第9条により実施が義務づけられている個々の政府開発援助に関する事前評価を実施しています(同評価については、下記外務省ホームページで公表しており、本書に評価案件一覧表を参考までに掲載しています)。

外務省以外にも、ODA の実施機関である JICA(独立行政法人国際協力機構)や ODA 関係省庁が ODA に関する評価をそれぞれ実施しています。

ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページ・アドレスは以下のとおりです。

(外務省) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyoka02.html

(JICA) <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(5) 分担金・拠出金の評価

分担金・拠出金の評価は、全ての国際機関への分担金・拠出金を政務及び安全保障分野、経済及び社会分野並びに地球規模の諸問題の3つの分野に分け、各分野の分担金・拠出金を施策として評価しています。なお、この評価では、各分野の分担金・拠出金から、主な分担金・拠出金を毎年度順次取り上げ評価することにより、各分野の全体の評価に代えています。

(6) 政策評価と行政事業レビューとの連携

平成 25 年度より実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については、引き続き政策評価の対象となる施策を構成する事務事業と行政事業レビューの対象事業との対応関係を明確化する等の取組を行いました。

4 本年度評価結果の概要

本年度評価を実施した 12 施策の目標の達成度合いは、以下のとおりでした。なお、関係国の立場や国際情勢の変化(いわゆる外部要因)から影響を受けることが多いなどの外交政策の特性を勘案して評価しています。

基本目標Ⅰ：地域別外交		目標の達成度合い
施策Ⅰ－1	アジア大洋州地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－2	北米地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－3	中南米地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－4	欧州地域外交	相当程度進展あり

施策Ⅰ－５	中東地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－６	アフリカ地域外交	相当程度進展あり
基本目標Ⅱ：分野別外交		
施策Ⅱ－１	国際の平和と安定に対する取組	－
施策Ⅱ－２	国際経済に関する取組	－
施策Ⅱ－３	国際法の形成・発展に向けた取組	－
施策Ⅱ－４	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	－
基本目標Ⅲ：広報、文化交流及び報道対策		
施策Ⅲ－１	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策	－
基本目標Ⅳ：領事政策		
施策Ⅳ－１	領事業務の充実	相当程度進展あり
基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化		
施策Ⅴ－１	外交実施体制の整備・強化	相当程度進展あり
施策Ⅴ－２	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	相当程度進展あり
基本目標Ⅵ：経済協力		
施策Ⅵ－１	経済協力	－
施策Ⅵ－２	地球規模の諸問題への取組	－
基本目標Ⅶ：分担金・拠出金		
施策Ⅶ－１	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	相当程度進展あり
施策Ⅶ－２	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標達成
施策Ⅶ－３	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標達成

(注) 目標の達成度合いが「－」となっている施策は、本年度は評価を実施せず、実績のモニタリングを行った施策です。

5 今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに、同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため、引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定、各施策の評価結果に照らした今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

6 評価対象施策全般に関する学識経験を有する者(AG メンバー)の所見

AG メンバーによる所見のうち、評価対象施策全般に関する所見を以下のとおり掲載します。なお、個々の施策別政策評価に関する AG メンバーの所見は、各政策評価書の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

- ・ 政策評価の目的の一つに、国民に対する行政の説明責任を果たすことがある。外交政策においては、政策評価のその他の目的、「質の高い行政」、「成果重視の行政」の観点に基づく評価が容易ではないことにかんがみれば、説明責任の観点はとりわけ重要なものと思われる。説明責任には多くの概念や態様があるものの、共通する要素として「自己の行為を説明し、正当化すること」がある。

- ・説明責任という観点からは、施策レベルでの個々の取り組みにかかる濃淡等の整理があればより分かりやすい。国際情勢の動き等外部要因の影響もあるなかで、政策評価の観点から、特に外務省の責任がどこにあるのかなどの補足が、国民にとっては分かりやすいと思われる。施策レベルでのこうした説明あるいはその前提となる整理・分析について充実を期待する。
- ・施策毎の実績の評価を行うのみならず、場合によっては第3国との関係や外交全体の視点からとらえる評価が必要な場合もあるのではないかと考える。
- ・政策評価と予算の関係に関し、外交においては、必ずしも測定指標の項目毎に個別の事業予算が割り当てられているわけではないこと、予算の執行に際しても国際情勢の動き等外部要因の影響を受けやすいこと等に留意する必要があると考える。
- ・国際機関を通じた政務・安全保障分野に関する貢献で、国際原子力機関(IAEA)を取り上げたこと自体は適当である。しかし、施策Ⅶ－1(及び施策Ⅶ－2/Ⅶ－3)の分野の全体像がどのようなもので、日本がどのような戦略・政策をもって取り組み、その成果がいかなるものであったか、という評価の構造は必要だと思われる。

[実施計画に基づく事後評価]

基本目標Ⅰ 地域別外交

施策Ⅰ－１ アジア大洋州地域外交

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26-I-1)

施策名	アジア大洋州地域外交				
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。 1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 3 大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。 4 日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。また、日モンゴル関係を一層深化させる。 5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。特に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化する。 8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係を更に強化するとともに、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。				
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,115	2,149	2,302
		補正予算(b)	547	380	390
		繰越し等(c)	△ 440	266	
		合計(a+b+c)	2,221	2,795	
	執行額(百万円)		1,975	2,671	

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
		(判断根拠)	
		17 の主要な測定指標のうち、15 の指標で目標を達成し、2 の指標で目標達成に至らなかったことから上記(相当程度進展あり)のとおり判定した。	
		測定指標の 25・26 年度目標の達成状況(*印-主要な測定指標)	
		1 東アジアにおける地域協力の強化	
		* 1 日 ASEAN 協力の進展	◎
		2 ASEAN+3 協力の進展	◎
		* 3 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展	◎
		* 4 日中韓三か国協力の進展	○
		5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	○
		6 総理及び政務三役の参加した国際会議数	△
		2 朝鮮半島の安定に向けた努力	
		* 1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	○
		* 2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	△
		3 日米韓外相会合の開催回数(電話会談を除く)	▲
		3 未来志向の日韓関係の推進	
		* 1 未来志向の日韓関係の構築	○
		2 人的交流の拡大	○
		* 3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進	○

	4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与	○
	5 日韓首脳会談の開催回数(電話会談を除く)	▲
	6 内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)	▲
	4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
	* 1 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)	△
	* 2 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)	○
	3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)	◎
	4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)	○
	5 日台実務関係の着実な進展	○
	6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)	△
	5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
	* 1 要人往来を通じた二国間関係の強化	○
	2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備	○
	* 3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	○
	4 要人往来数(政務官レベル以上)	○
	6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
	* 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	○
	* 2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化	○
	3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	○
	4 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)	○
	7 南西アジア諸国との友好関係の強化	
	* 1 インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化	○
	* 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)	○
	3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	○
	4 要人往来数	○
	8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
	* 1 豪州及び NZ との関係強化	○
	* 2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	○
	3 要人の往来数	○

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 アジア大洋州地域外交は前年度に引き続き大きな進捗を高く評価する。他方で、南シナ海の緊張緩和に向けた努力や、対北朝鮮政策、日韓関係など、依然として課題が残されている。日・ASEAN 関係は 25 年度の特別首脳会議のフォローアップが順調に進捗し、27 年度の ASEAN 共同体形成に向けた関係強化が図られた。東アジアサミットを「プレミア・フォーラム」として強化する提案も各国に浸透した。同年度の最大の成果は日中関係の改善である。とくに 11 月に発表された「日中関係改善に向けた話し合い」(いわゆる 4 点合意)は、日中首脳会談実現の基礎となり、その後の危機管理メカニズム構築や経済ミッション訪問などの礎を築いた。メコン地域に対する「東京戦略 2012」の着実な実施も、同地域の信頼形成に大いに寄与した。また日印関係を核とする南西アジアへの地域外交も、日本の戦略基盤を著しく強化した。さらに日豪関係は、地域安全保障をより緊密に協力するパートナーとしての地位を確固としたものとし、防衛装備品協力も両国の関係を新たなステージへの引き上げる役割を果たしている。 2 総じて、外交関係の改善や深化に向けた動きが見られ、関係の芳しくなかった方面で反転の兆しが見られたのが評価できる。とりわけ、枢要な二国間関係である日中関係において、4 点合意を経て尖閣問題が結果的に脇におけるようになり、首脳間の対話が再開したことは大きい。他方、当該年度の日韓関係の冷え込みは嘆かわしいばかりだが、日朝関係もまた、北朝鮮の外交的孤立の間隙をぬって改善に向けた動きが見られたのは、もちろん結局膠着状態に陥ったのだが、よかった。 ASEAN との関係においては、政治面での関係強化の努力は見られるが、逆に経済面での日本のプレゼンスが絶対量において 25 年度に低下しているのが気がかりである。 豪州などとの二国間関係に深化が見られることは評価できる。
-----------------	---

担当部局 名	アジア大洋州局	政策評価 実施時期	平成 27 年 8 月
-----------	---------	--------------	-------------

個別分野	1 東アジアにおける地域協力の強化
施策の概要	日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日) (地球儀を俯瞰する外交)部分 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) (日本の安全の確保と繁栄の実施)部分

測定指標	1 日 ASEAN 協力の進展		年度目標	
	施策の進捗状況・実績	23年度	東日本大震災を受けて4月に開催された日・ASEAN 特別外相会議は、日・ASEAN 間の強い連帯の一層の深まりを示す歴史的な会議となった。日・ASEAN 首脳会議では、ASEAN 連結性強化、防災協力、青少年交流分野での協力強化を表明し、また「バリ宣言」及び行動計画を採択するなど、日・ASEAN 関係が強化、発展した。	
		24年度	7月に開催された日・ASEAN 外相会議では、日・ASEAN との協力を開始してから40周年を迎える平成25(2013)年を日・ASEAN 友好協力40周年とし、日本で特別首脳会議を開催する旨、外相レベルで合意された。また、11月に開催された日・ASEAN 首脳会議では、各国から上記特別首脳会議の開催は日・ASEAN 関係にとって歴史的な出来事であり、重要視している旨発言があった。同特別首脳会議では日・ASEAN 関係の強化・深化のため、中長期的なビジョンにつき議論される予定である。	
		25年度	12月に東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において、日・ASEAN 協力の中・長期的方向性を示した「日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント」、「同実施計画」が採択された。これらを踏まえ、協力を強化していくこととなった。	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。また、12月の日・ASEAN 特別首脳会議で、日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンを策定し、確固とした協力の枠組みを形成する。
		26年度	日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントの実施状況について、首脳会議に提出される報告書を通じてフォローしている。11月に開催された日・ASEAN 首脳会議において日本は、ASEAN 諸国の海上保安・安全能力構築のため、今後3年間で700人規模の人材育成を行う旨表明した。また、平成25年に5年間で2兆円規模とコミットした対ASEAN のODA は約6千億円を達成した。社会分野では「日ASEAN 健康イニシアティブ」として、健康・医療分野で、5年間で8千人の人材育成を目指すと表明するとともに、「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」のうち既に約600億円の支援と約250人の人材育成を達成した。また、アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業の「JENESYS2.0」の下では、日・ASEAN 首脳会議までに、約6,200人のASEAN の青少年の招へいと、約350人の日本人学生の派遣を達成した旨表明した。	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントに基づき、政治・安全保障、経済、社会、文化・人的交流等の分野での協力を引き続き推進する。
	中期目標	—	ASEAN 共同体構築が見込まれている平成27(2015)年、ポスト2015年を見据えた協力を視野に「日・ASEAN 行動計画2011-2015」に代わる新たな協力枠組みを策定する。	
	25・26年度目標の達成状況		◎	
2 ASEAN+3 協力の進展		年度目標		
	23年度	ASEAN+3 首脳会議では、金融協力の重要性について一致した他、ASEAN+3 緊急米備蓄(APTERR)協定署名に高い評価が示されるなど、実務協力が進展した。		

施策の進捗状況・実績	24年度	チェンマイ・イニシアティブの規模の倍増や、ASEAN+3 緊急米備蓄 (APTERR) 協定が発効することにつき、歓迎された。11月の第15回 ASEAN+3「記念首脳会議」では、「ASEAN+3 協力 15 周年記念首脳共同声明」及び「ASEAN+3 連結性パートナーシップに関する首脳声明」が採択されるなど、ASEAN+3 協力は一層の進展を見せた。	ASEAN を中心とする各種地域協力を強化する。
	25年度	ASEAN+3 首脳会議では「ASEAN+3 協力作業計画 (2007-17)」の改訂版 (2013-17) が採択された。 また、「ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO)」を国際機関化するための協定の早期署名に向けて進展があった。 更に、APTERR 協定の運用が開始され、実務協力は着実に推進された。	ASEAN+3 首脳会議では、金融分野、特に ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO) の国際機関化に向けて協力を進める。また、平成 19 (2007) 年に策定された ASEAN+3 協力作業計画 (2007-2017) に沿って、食料安全保障、金融協力等の広範な分野で ASEAN+3 協力を引き続き推進する。
	26年度	第 17 回 ASEAN+3 首脳会議において、日本は東アジア・ビジョン・グループ II (EAVG II) 報告書のフォローアップとして、高等教育分野での協力や公衆衛生サービスの改善等の貢献を行っていくことを表明した。また、10 月、ASEAN+3 マクロ経済調査事務局 (AMRO) 設立協定に署名し、その後の国内手続きを着実に進めた。	東アジア・ビジョン・グループ II (EAVG II) 報告書のフォローアップを行う他、今後の地域協力の方向性を検討していく。
	中期目標	ASEAN+3 首脳会議では、金融分野、特に ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO) の国際機関化に向けて協力を進める。	
25・26 年度目標の達成状況		◎	
3 東アジア首脳会議 (EAS) 協力の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	米露の初の正式参加となった東アジア首脳会議 (EAS) では、参加国の間で海洋について協力・対話を進めることで一致するなど、従来からの実務分野の協力に加え、政治・安全保障分野において大きな進展があった。	
	24年度	第 7 回目の EAS 首脳会議では、成功裏に開催された ASEAN 海洋フォーラム (AMF) 拡大会合、連結性の強化や低炭素成長にむけた協力等について支持が表明された。また、日本から経済・貿易、エネルギー、災害管理、青少年交流、国境を越える犯罪、軍縮・不拡散、民主的価値の共有等の分野について、協力の重要性を指摘した。同会議において、「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言」及び「マラリア対策及び薬剤耐性マラリアへの地域的な対応に関する宣言」の 2 文書が採択された。	ASEAN を中心とする各種地域協力を強化する。
	25年度	第 8 回 EAS 首脳会議では、海洋安全保障、連結性、災害管理及び低炭素成長への協力に関する議論を行った。南シナ海をめぐる問題については、日本の基本的立場について述べると共に、法的拘束力があり紛争解決にも資する実効性のある行動規範 (COC) が早期に作成されることを期待すると述べたのに対し、多くの国からも同様の発言があった。	政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。
	26年度	第 9 回 EAS 首脳会議では、日本から平成 27 年の EAS10 周年を特別なサミットと位置づけること及び EAS の事務局機能を強化することを提案した。また、ASEAN の中心性を尊重しつつ、EAS を地域のプレミア・フォーラムとして一層強化することを提案し、参加国の支持が得られた。 地域・国際情勢については、EAS は、世界が直面する喫緊の課題に取り組み、地域・世界の平和と繁栄に貢献していくべきという日本の立場を表明し、多数の国がこのような課題に向けて協力して対処していくことの重要性を強調した。また、日本が平和構築・国民和解や民主化に資する	EAS については、地域・国際情勢についての議論等政治・安全保障分野の取組を強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等についての協力の促進を目指す。

		地域開発等の分野における EAS での取組の第一歩として、「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」を主催することを表明した。	
中期目標	—	政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。	
25・26 年度目標の達成状況		◎	
4 日中韓三か国協力の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	5 月に日本で開催された日中韓サミットでは、経済連携、観光、環境、文化交流など幅広い分野で三国間協力を進めること等を内容とする首脳宣言を発出するとともに、原子力安全、再生可能エネルギー等、防災の分野で個別に成果文書を発出した。9 月には日中韓協力事務局がソウルに設立された。	日中韓三か国協力を強化する。
	24 年度	5 月に日中韓サミットが開催され、日中韓投資協定の署名が行われ、貿易・投資、人的交流等における三国間協力を進めること等を内容とする首脳宣言を発出するとともに、林業や農業協力に関する個別の成果文書を発出した。11 月には日中韓 FTA 締結交渉開始を宣言した。また、平成 23 年に設立された日中韓協力事務局が 9 月で 1 周年を迎え、国際シンポジウムを開催し、日中韓協力の強化に積極的に貢献した。	日中韓三か国協力を強化する。
	25 年度	日中韓サミット及び外相会議は開催されなかったが、日中韓 FTA 交渉会合を 4 回実施し、日中韓防災机上演習を東京で開催するなど、具体的な協力が見られたほか、新たに日本政府から日中韓協力事務局の事務局長を派遣するなど、日本政府として積極的に日中韓協力の進展に貢献した。	日中韓サミットや外相会議を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていくよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートしていく。
	26 年度	3 月に約 3 年ぶりに日中韓外相会議が開催され、防災、環境、青少年交流等について一層の協力を進めていく方向で認識を共有した。日中韓サミットの早期開催に向け引き続き努力していくことで一致し、また、中東政策協議の立上げ、テロ対策協議やアフリカ政策協議の再開等で一致した。外相会議以外にも、環境大臣会合（4 月）、物流大臣会合（8 月）、財務大臣・中央銀行総裁会議（9 月）、保健大臣会合（11 月）、文化大臣会合（11 月）などの閣僚級会合が開催され、更には、新たな日中韓協力の枠組みで、日中韓サイバー協議（10 月）が開催されるなど、日中韓協力が一層強化された。 日中韓協力事務局に関しては、事務局が実施した協力案件について FTA セミナーの開催への協力、事務局作成の文書等への協力、専門職員の派遣、一般職員募集への協力等により活動を支援した。	議長国として積極的に日中韓サミット及び外相会議の実現に向け中国及び韓国に働きかけを行う。 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努めるとともに、専門職員の派遣等により日中韓協力事務局の活動を支援していく。
中期目標	—	日中韓サミットや外相会議を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていくよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートしていく。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展			年度目標
施策の進捗	23 年度	アジア協力対話（ACD）では、第 10 回外相会合がクウェートにて開催され、ACD が 10 周年を迎えたことを受け、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野において引き続き協力を強化していく重要性を確認した。	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。

状況・実績	24年度	アジア協力対話(ACD)では、第11回外相会合が国連本部にて開催され、初の開催となる首脳会合に向けて話し合いが行われた。首脳会合はクウェートで開催され、①東日本大震災に際しての支援に対する謝意、②食料安保、②エネルギー安保、③MDGs、④社会・文化交流を内容とするステートメントを実施した。	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。			
	25年度	第12回アジア協力対話(ACD)外相会合がバーレーンにおいて開催され、エネルギー、文化交流、観光、防災分野等について議論が交わされ、各国が引き続き協力を強化していく重要性を確認した。また同会合では、アジア間における観光を促進するべく各国が協力することを内容とする「マナーマ宣言」が採択された。	外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。 アジア協力対話(ACD)では、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野における協力強化の重要性の確認に努める。			
	26年度	第12回ACD外相会合で採択された「マナーマ宣言」のフォローアップとして「アジア観光都市に関するハイレベル協議」や「ACD 地域連結性に関するハイレベルフォーラム」等、事務レベルでの会議が開催され、各国の協力が進展した。	重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等への取組を引き続き積極的に発信する。			
中期目標	—	外相会談等を通じた、アジア対話協力(ACD)などの各地域協力枠組みにおける協力を強化する。				
25・26年度目標の達成状況		○				
6 総理及び政務三役の参加した国際会議数	実績値			中期目標値	25・26年度目標の達成状況	
	24年度	25年度	26年度	—		
	10	9	8	—		
年度目標値		10 程度		9		
7 (参考指標)日・ASEAN間の貿易(総額)(単位:億ドル)	実績値					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	1,583	2,139	2,470	2,660	2,231	

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1	日ASEAN協力については、25年度の日・ASEAN特別首脳会議において、日・ASEAN協力の中・長期的方向性を示した「日・ASEAN友好協力ビジョン・ステートメント」及び「同実施計画」が採択され、26年度の日・ASEAN首脳会議では、同成果文書のフォローアップとして様々な分野での成果・貢献等を表明するなど、飛躍的な進展がみられ極めて有効であった。また、25年度に5年間で2兆円規模とコミットした対ASEANのODAを26年度に約6千億円と早いペースで達成できた。(東アジアにおける地域協力の強化(達成手段1①))
		これらの実績を踏まえ、日ASEAN協力の進展については、25年度・26年度の目標を大幅に上回って達成したと判定した。
	2	ASEAN+3協力については、特にASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス(AMRO)の国際機関化に向けて、平成26年10月、ASEAN+3マクロ経済調査事務局(AMRO)設立協定に署名したことは、金融分野における協力の推進に向けて極めて有効であった。これは26年度目標に掲げた一般的に「地域協力の方向性を検討」するにとどまらない、具体的な成果であった。(東アジアにおける地域協力の強化(達成手段1①))
		この実績を踏まえ、ASEAN+3協力の進展については、25年度・26年度の目標を大幅に上回って達成したと判定した。
	3	東アジア首脳会議(EAS)については、平成26年11月の首脳会議で、我が国からEASをプレミア・フォーラムとして強化すべきであると指摘し、平成27(2015)年のEAS10周年に向けて政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化するため同年のEASを特別なサミットと位置づけること、EASの事務局機能を強化することを提案し、この日本の提案に対し参加国の支持を得た。これは、EASの枠組みにおいて政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し、各国とともに安全保障、海洋協力等について協力を目指すとの中期目標の達成に向けて極めて有効であった。また、平和構築・国民和解や民主化に資する地域開発などの分野におけるEASでの取組の第一歩として、「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」の開催という具体的な取組について表明した。(東アジアにおける地域協力の強化(達成手段1①))
		この実績を踏まえ、EAS協力の進展については25・26年度の目標を大幅に上回って達成したと判

	定した。 4 25 年度には議長国・韓国が日中韓サミット及び外相会議を開催するために努力したにもかかわらず開催されなかったという異常な状態だったが、26 年度には、韓国が引き続きその責任を果たすべく努力を継続し、日本としても積極的に支援した結果、3 か国間の調整が整い、約3 年ぶりに日中韓外相会談が開催された。日中韓外相会議においては、平成 24 (2012) 年以降開催されていない日中韓サミットを「最も早期で都合が良い時期」に開催することで一致するという前向きな結果を得た。日中韓協力を深化及び拡大させていくよう努めるという中期目標の達成に向けて極めて有効であった。(東アジアにおける地域協力の強化(達成手段 1 ①))。 5 総理及び政務三役の参加した国際会議数に関して、25 年度においては目標値が10 程度に対して実績値が9 であったこと、26 年度においては目標値が9 であったことに対し、実績値が8 であったことによる。
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 1 アジア太平洋地域は、近年世界的に最も成長著しい地域である一方、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因を抱えており、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくことは重要である。 2 東アジアにおいて、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で我が国が先導役として貢献するために、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいくことについての必要性は高い。 3 平成 27 (2015) 年の共同体構築に向けて、成長センターとして発展を続ける ASEAN 諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益にも適う。 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していくが、アジア大洋州地域の安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間における友好関係を構築するための施策の一層の推進が望まれており、状況に応じて必要と思われる目標を適切な形で追加する。 【測定指標】 1 日 ASEAN 協力の進展 ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続するとの 26 年度目標は適切であった。今後については、ASEAN 共同体の構築は平成 27 (2015) 年末を一つのゴールと設定しつつも、その後も引き続き多くの課題が残されることが予想されるため、ASEAN 共同体構築に向けた ASEAN の努力を支援する目標は引き続き重要であり続ける。したがって、同共同体構築に向けた重要な課題である連結性の強化、格差是正、質の高いインフラ整備、海洋、防災面での協力等を中心的課題と位置づけることとする。 2 ASEAN+3 協力の進展 東アジア・ビジョン・グループ II (EAVG II) 報告書のフォローアップを含め、今後の地域協力の方向性を検討していくとの 26 年度目標は適切であった。東アジア・ビジョン・グループについては、政府側が報告書のレビューを行ったことを踏まえ、今後とも平成 27 年 11 月の首脳会議において成果文書を提出するために作業を継続していく。また、ASEAN+3 マクロ経済調査事務局 (AMRO) 設立協定については、平成 26 年 10 月に署名を行い、平成 27 年通常国会において本協定の審議を着実に進めるなどの進展が見られ、今後とも早期の協定発効に向けて努力していく。 3 東アジア首脳会議(EAS)における協力の進展 EAS については、地域・国際情勢についての議論等政治・安全保障分野の取組を強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等についての協力の促進を目指すとの 26 年度目標は適切であった。今後は、日本が提案した EAS の政治・安全保障の扱いの拡大、EAS の事務局機能の強化等の実現を目指しつつ、海上安全保障、防災、教育等の分野で具体的な協力を推進し、EAS を首脳のプレミア・フォーラムとして発展させていく。 4 日中韓三か国協力の進展 サミット開催までには至らなかったが、積極的に日中韓サミット及び外相会議の実現に向け中国及び韓国に働きかけを行う、また、既存の協力分野の更なる発展及び新たな協力分野の発掘による協力の深化及び拡大に努めるとの 26 年度目標は適切であった。今後も日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をサポートしていく。 5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展 アジア協力対話(ACD)の場を活用し、貿易・投資等の分野を始めとした幅広い取組を発信するという 26 年度目標は適切であった。引き続き、アドホックな会議や協力案件の実施を含め、様々な形で地域の安定と繁栄に資する協力の取組を探索、実施していく。

	6 総理及び政務三役の参加した国際会議数 ASEAN 関連の国際会議へのハイレベルの出席を維持し、日中韓外相会議及びサミット開催を目指したため、前年度の実績を踏まえた目標を設定したことは適切であった。引き続き 27 年度においても同水準を目標としていく。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 第 17 回日・ASEAN 首脳会議 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001006.html) ・ 第 17 回 ASEAN+3 首脳会議 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000486.html) ・ 第 9 回東アジア首脳会議(EAS) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001009.html) ・ 日中韓外相会議 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001152.html) <成果文書> ・ 日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント 共に描き、共に生き、共に歩む(平成 25 年 12 月 14 日) 仮訳(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022446.pdf) 英文(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022449.pdf) ・ 日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画(平成 25 年 12 月 14 日) 仮訳(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022448.pdf) 英文(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022447.pdf) ・ 日ASEAN特別首脳会議共同声明(仮訳)～手を携え、地域と世界の課題に挑む～(平成25年12月14日) 仮訳(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022450.pdf) 英文(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022451.pdf)

個別分野	2 朝鮮半島の安定に向けた努力
施策の概要	北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「北朝鮮に関しては、「対話と圧力」の方針の下、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を目指します。北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は、地域と国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威です。関係国と連携しつつ、北朝鮮に対し、安保理決議及び六者会合共同声明の誠実かつ完全な実施を引き続き強く求めます。北朝鮮が、国際社会の声を真摯に受け止め、人権状況の改善に向けた具体的行動を取ることを引き続き強く求めます。拉致問題は、日本の主権及び国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、政権の最重要課題です。北朝鮮による調査が、全ての拉致被害者の帰国という具体的な成果につながるよう、全力を尽くします。」 ・ 第 69 回国連総会一般討論演説(平成 26 年 9 月 25 日) 「北朝鮮に対しては、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決のため、関係国と協調して当たります。」

測定指標	1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展		年度目標
	23 年度	北朝鮮は、平成 22 年 11 月に安保理決議第 1718 号及び第 1874 号や六者会合共同声明に違反するウラン濃縮計画の存在を公表したことに加え、平成 24 年 4 月には累次の安保理決議に違反して「人工衛星」と称するミサイルを発射するなど、核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっていない。我が国は米国や韓国を含む関係各国と緊密に連携し対応した。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
	24 年度	4 月及び 12 月のミサイル発射や 2 月の核実験等、北朝鮮による度重なる挑発行為が行われ、北朝鮮情勢はめまぐるしく変化したが、国連安保理における協力も含め、関係国と緊密に連携し対応した。 特に、日米韓の連携が重要であり、累次にわたって外相会合や実務者会合を開催した。 また、1 月に採択された国連安保理決議第 2087 号を含めた安保理決議に基づく措置及び我が国独自の対北朝鮮措置を引き続き着実に実施し、さらに、国際社会をして関連安保理決議をきちんと履行せしめるよう関係国と緊密に協力した。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
	25 年度	北朝鮮は、寧辺の黒鉛減速炉を含む核関連施設を再整備・再稼働する意図の表明(4 月)、弾道ミサイルの発射(3 月)、新たな形態の核実験実施の可能性の示唆(3 月)など、依然として核・ミサイル開発を継続する姿勢を見せている。こうした北朝鮮の姿勢に対し、日米韓は、外相会合(7 月)、首脳会談(3 月)、実務者会合を開催するなど、緊密に連携してきた。 その他、関係各国との首脳会談・外相会談や国際会議等を通じて、北朝鮮が一連の安保理決議を誠実に履行するよう、各国と連携して求めていくことを確認したほか、対北朝鮮措置についても、安保理決議第 2094 号に基づく新たな措置を講じるとともに、関係国と協力しながら我が国独自の措置を強化した。	日米韓の緊密な連携を軸としつつ、さらに中露を加えた五カ国で協力して対応していく。

施策の進捗状況・実績	26年度	北朝鮮は、国連安保理決議に違反して核・ミサイル開発を継続した。こうした北朝鮮の動きに対して、日本は日朝政府間協議の中で直接北朝鮮に対し強い懸念を表明するとともに、関係各国との首脳会談・外相会談等や国際会議等を通じて、米韓を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、六者会合共同声明や累次の国連安保理決議に従って非核化などに向けた具体的な行動を取るよう強く求めた。	米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的な行動をとるよう引き続き求めていく。
	中期目標	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。	
	25・26年度目標の達成状況		○
	2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展		年度目標
	23年度	平成 20 年 6 月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、同年 8 月の日朝実務者協議においては、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意した。しかしながら、同年 9 月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。 他方、拉致問題解決に向けては、国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下、外交上の機会をとらえ、拉致問題を提起し、国際的な連携を強化できた。具体的には我が国の積極的な外交努力により、12 月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が過去最多の 123 か国の賛成で採択され、また、5 月の G 8 ドーヴィル・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられた。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
24年度		日朝関係については、11 月に約 4 年ぶりとなる日朝政府間協議を開催し、双方が関心を有する諸懸案について、日朝平壤宣言に則って日朝関係の前進を図るべく、幅広い意見交換を行った。拉致問題についても突っ込んだ意見交換を行い、これまでの経緯やそれぞれの考え方についての議論を踏まえた上で、さらなる検討のため今後も協議を継続していくことで一致した。また、その他の拉致の疑いが排除されない方々の件についても日本側から提起し、議論を行った。(その後、翌 12 月 5 日、6 日に 2 回目の日朝政府間協議を実施する予定としていたが、12 月 1 日、北朝鮮がミサイル発射を予告したため、同協議を延期せざるを得なくなった。) また、各国との二国間会談のみならず、5 月の日中韓サミット、G 8 首脳会合、9 月の国連総会等、外交上のあらゆる機会をとらえて、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、各国から理解と協力を得た。 拉致問題を含む北朝鮮の人権問題に関し、10 月、我が国は拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議案を EU と共に国連に提出し、11 月には国連総会第 3 委員会において、12 月には同総会本会議において、初めて無投票でコンセンサス採択された。また、3 月の国連人権理事会において、我が国が主導し、新たに北朝鮮の人権状況に関する調査委員会(COI)の設置を含む決議案を EU と共に提出し、無投票でコンセンサス採択された。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。

25年度	日朝関係に関しては、3月に、1年4ヶ月ぶりとなる政府間協議を再開し、双方が関心を有する幅広い諸懸案について率直かつ真摯な協議を行い、今後も協議を続けていくことで一致した。拉致問題については、本協議において、これまでの協議の議論を踏まえつつ、日本側の基本的考え方について北朝鮮に問題提起を行った。 各種会談や国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、引き続き、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と協力を求めた。 我が国とEUが主導して設置した北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)の活動にも積極的に協力した。COIは、2月に、北朝鮮における深刻な人権侵害を包括的に詳述した最終報告書を公表し、拉致問題を含むいくつかの分野における人権侵害を「人道に対する罪」に該当すると断定した。さらに、我が国はEUと共同で、右報告書の内容を反映させた、これまで以上に強い内容の北朝鮮人権状況決議案を提出し、当該決議案は3月に国連人権理事会において採択された。	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、拉致問題の解決に向けた具体的な行動を北朝鮮がとるよう、国際社会との連携を強化しつつ、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮に引き続き求めていく。			
	26年度	日朝関係については、平成26年3月に1年4か月ぶりに日朝政府間協議を再開し、5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議の結果、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、7月に特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始した。9月には、北朝鮮側から調査の現状につき説明を受けるため、日朝外交当局間会合を開催した。さらに10月には、日本政府担当者を平壤に派遣し、拉致問題が最重要課題であることを繰り返し強調するとともに、迅速な調査と速やかな回答を強く求めた。	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、国際社会との連携を強化しつつ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮に引き続き求めていく。		
中期目標	—	国際社会と連携しつつ拉致問題を解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。			
25・26年度目標の達成状況		△			
3 日米韓外相会合の開催回数(電話会談を除く)	実績値			中期目標値	25・26年度目標の達成状況
	24年度	25年度	26年度	—	
	2	1	1		▲
年度目標値		基準値程度	2		

施策の分析 (施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 北朝鮮の核・ミサイル開発に対しては、関係国と連携しつつ、断固とした対応を行った。累次の安保理決議に基づく制裁措置及び我が国独自の対北朝鮮措置を着実に実施し、北朝鮮の核・ミサイル開発を阻止するための国際的な努力をリードしたことは、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた国際的な連携を強化する上で有益であった。(日朝関係経費(達成手段①)) 2 あらゆる外交機会をとらえて北朝鮮問題をめぐる諸懸案を提起し、各国から理解と協力を得た。例えば、平成26年6月のG7首脳会合においては、我が国から北朝鮮による核の保有は認められず、北朝鮮は安保理決議を完全に実施すべきであること及び拉致問題の解決の必要性を強く訴え、各国から強い支持が示された。また、我が国がEUと共同で国連総会及び人権理事会に提出した北朝鮮人権状況決議が採択されたほか、国連安保理において「北朝鮮の状況」が初めて議題として採択され、人権状況を含む北朝鮮の状況が包括的に議論された。これは、拉致問題の解決に向けた国際社会との連携という観点から有効であった。(日朝関係経費(達成手段①)) 3 日朝政府間協議等を開催し、拉致問題を含めた幅広い議論を行った。北朝鮮が、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を約束したことは日朝間の諸懸案解決に向けた重要な一歩であったが、進展の状況が十分でなかった。(日朝関係経費(達成手段①)) 4 日米韓外相会合の開催回数(電話会談を除く)については、調整が付かず、年度目標値の2回を達成できなかったため、目標達成に至らなかった。
--	--

次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、地域のみならず国際社会全体にとっての重大な脅威である。日本は、引き続き、米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、六者会合共同声明や累次の安保理決議に従って非核化などに向けた具体的行動をとるよう強く求め続けていく必要がある。 北朝鮮による拉致問題は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題であり、日本としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対して、引き続き強く要求していく必要がある。 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けて「米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。 2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 拉致問題について、「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、国際社会との連携を強化しつつ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮に引き続き求めていく。」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。 3 日米韓外相会合の開催回数（電話会談を除く） 日米韓外相会合について、「26年度は2回開催する」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、引き続き、米国及び韓国と協議を重ねていく。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書（第2章 第1節 各論1「朝鮮半島」（1）北朝鮮（拉致問題を含む。）） ・外務省ホームページ －基礎データ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html) －日朝関係 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html) －日朝政府間協議（概要） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page4_000494.html) －日朝政府間協議（概要） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page24_000305.html) －特別調査委員会と日本の対北朝鮮措置の一部解除 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page3_000842.html) －日朝外交当局間会合の開催（概要） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001264.html) －北朝鮮問題に関する日米韓協力 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/juk.html) －第69回国連総会本会議における北朝鮮人権状況決議の採択 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001595.html) －第28回人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択について（外務大臣談話） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001089.html)

個別分野	3 未来志向の日韓関係の推進
施策の概要	大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「韓国は、最も重要な隣国です。日韓国交正常化五十周年を迎え、関係改善に向けて話し合いを積み重ねてまいります。対話のドアは常にオープンであります。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「地域の平和と繁栄の確保という利益を共有する最も重要な隣国である韓国との関係強化は、日本にとり当然のことです。今後とも様々なレベルで積極的に意思疎通を積み重ね、大局的観点から、国交正常化五十周年にふさわしい、未来志向で重層的な協力関係を、双方の努力により構築していきたいと考えています。また、経済関係の強化にも努めます。日本固有の領土である竹島については、引き続き日本の主張をしっかりと伝え、粘り強く対応します。」

測定指標	1 未来志向の日韓関係の構築		年度目標
	23 年度	3 回の電話会談を含む計 7 回の首脳会談、2 回の電話会談を含む計 7 回の外相会談がそれぞれ行われた。民間分野での交流も活発に行われるなど、官民を問わず日韓間の対話・交流が深化した。	首脳・外相会談等の実施を通じ、政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
	24 年度	2 回の電話会談を含む計 3 回の首脳会談、7 回の電話会談を含む計 9 回の外相会談をそれぞれ行い、北朝鮮問題等も念頭に、日韓両国の緊密な連携を確認した。 竹島問題については、8 月、竹島問題を国際司法裁判所へ合意付託すること等について韓国側に提案を行うなど、法に則り、冷静かつ平和的に問題を解決すべく努力を行った。その他の懸案事項についても、我が国の立場を粘り強く発信した。 両国間では、官民を問わず対話・交流が引き続き活発に行われ、例えば、9 月及び 10 月に日韓両国で開催された「日韓交流おまつり」は計 6 万人以上が観覧した。 平成 24 年には、日韓間の人の往来は 556 万人に達し、550 万人を突破して過去最多となった。 日韓 EPA 交渉については、交渉再開に向けた課長級実務協議等を開催するなど、引き続き努力を行った。	首脳・外相会談等の実施を通じ、政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
	25 年度	2 回の日韓外相会談を行い、日韓関係の前進に向け率直な意見交換を行うとともに、重層的で未来志向の日韓関係を築いていくことで一致した。また、経済や安全保障を始めとした様々な分野での協力や日韓国交正常化 50 周年を迎える平成 27(2015)年に向けた協力の重要性を指摘し、引き続き様々なレベルで意思疎通を続けていくことで一致した。さらに、3 月には日米韓首脳会談を実施し、日米韓の三か国が一層緊密に連携していくことの重要性を確認した。	首脳・外相会談等の実施を通じ、政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
	26 年度	3 回の日韓外相会談を行い、高い政治レベルの意思疎通を継続し、深化させる重要性を再確認し、日韓国交正常化 50 周年を良い雰囲気を迎えるべくお互いに努力していくことを改めて確認した。その他、日韓次官戦略対話や局長協議など、日韓関係の前進に向け様々なレベルで積極的に意思疎通を積み重ねてきている。	首脳・外相会談等の実施を通じ、あらゆる分野において、国交正常化 50 周年を迎えるにふさわしい協力関係を構築する。
	中期目標	—	首脳・外相会談等の実施等を通じ、あらゆる分野における、良好な日韓関係を更に深化させる。
25・26 年度目標の達成状況			○

2 人的交流の拡大			年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	各種交流事業が実施され、日韓間の人の往来が約 556 万人に達した。	
	25年度	各種交流事業も多数実施され、日韓間の人の往来は昨年に引き続き 500 万人を超えた。外務省及び在韓国大使館が広報を含む側面支援を行った「日韓交流おまつり」は、9 月にソウル及び東京で開催され、それぞれ約 4.5 万人、約 5 万人が参加し、安倍昭恵総理大臣夫人や岸田外務大臣が出席するなど盛況となった。また、アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2.0」には約 2,080 人が参加するなど、日韓間の青少年交流も活発に行われた。	日韓間の人的交流をより一層拡大する。
	26年度	各種交流事業も多数実施され、日韓間の人の往来は昨年に引き続き 500 万人を超えた。外務省及び在韓国大使館が広報を含む側面支援を行った「日韓交流おまつり」は、9 月にソウル及び東京で開催され、それぞれ約 5 万人、約 6 万人が参加し、前年以上に盛況となった。また、アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業の「JENESYS2.0」では 4,400 人規模の日韓青少年交流を実施している。	国交正常化 50 周年に向けた各種交流事業の実施や、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。
中期目標	—	日韓間の人的交流をより一層拡大する。	
25・26 年度目標の達成状況			○
3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	日韓 EPA 交渉の再開に向け努力を行った。	
	25年度	日韓両国の経済連携が重要であるとの認識の下、日中韓自由貿易協定 (FTA) 及び東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 交渉などに取り組み、進展に向け努力を続けた。また、日韓経済関係の更なる強化を図る観点から、第 12 回日韓ハイレベル経済協議を開催し、国際経済・地域経済情勢の検討などを中心に、広範なテーマについて意見交換を行った。 福島第 1 原発の汚染水問題に関連し韓国政府が日本産水産物の輸入規制措置を強化したことに対しては、韓国側への正確かつ迅速な情報提供、二国間協議や国際機関における議論などを通じ、韓国側が措置を早期に撤廃するよう求めてきた。	日韓 EPA 交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。
	26年度	幅広い分野での日韓経済関係を推進した。第 13 回日韓ハイレベル経済協議を開催し、日韓の経済情勢及びマルチ・地域レベルの枠組みにおける協力等、広範なテーマについて意見交換を行った。 福島第 1 原発の汚染水問題に関連し韓国政府が日本産水産物の輸入規制措置を強化したことに対しては、韓国側への正確かつ迅速な情報提供、二国間協議や国際機関における議論などを通じ、韓国側が措置を早期に撤廃するよう求めてきた。この関連で、12 月と 1 月、韓国専門家委員会による訪日調査が行われた。 さらに、日韓両国の経済連携が重要であるとの認識しつつ、日中韓自由貿易協定 (FTA) 及び東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 交渉などに取り組み、進展に向け努力を続けた。	日韓両国の経済連携に係る交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

中期目標	—	日韓 EPA 交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。						
25・26 年度目標の達成状況			○					
4	日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与			年度目標				
施策の進捗状況・実績	23 年度	日本と韓国の間には、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力(アフガニスタン、パキスタン)、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。さらに、北朝鮮等を念頭に置いた日韓の安全保障分野における協力も進められた。			首脳・外相会談等の実施を通じ、アジア地域の安定等に向けた二国間の連携・協力を推進する。			
	24 年度	日本と韓国の間には、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力(アフガニスタン、パキスタン)、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。			首脳・外相会談等の実施を通じ、アジア地域の安定等に向けた二国間の連携・協力を推進する。			
	25 年度	日本と韓国の間には、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、開発分野での協力(アフガニスタン、パキスタン)、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。また、12 月には日韓新時代共同研究プロジェクトの報告書が発表された。			首脳・外相会談等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。			
	26 年度	日本と韓国の間には、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、開発分野での協力(アフガニスタン、パキスタン)、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。			首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。			
中期目標	—	国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。						
25・26 年度目標の達成状況			○					
5	日韓首脳会談の開催回数(電話会談を除く)	実績値				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況	
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		—
		4	4	1	1	0		—
年度目標値			4 程度	4 程度	4 程度	2		
6	内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感ずる」との回答割合(%)	実績値				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況	
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—		
		—	—	40.7	31.5	70		
年度目標値				—	50			

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 日韓間で様々なレベル・分野の意思疎通を行い、北朝鮮問題等における日韓の緊密な連携を確認することができたことは、大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与するとの目標に向けて有効であった。(未来志向の日韓関係推進経費(達成手段3①)) 2 竹島問題については、法に則り、冷静かつ平和的に問題を解決すべく努力を行い、韓国側及び国際社会に対し我が国の立場を効果的に発信した。その他の懸案事項についても、我が国の立場を粘り強く発信したことは、大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築するとの目標の達成に向けて有効であった。(未来志向の日韓関係推進経費(達成手段3①)) 3 平成 26 年には日韓間の人の往来が 504 万人と引き続き高い数字となり、官民を問わず対話・交流が活発に行われるなど、日韓関係の更なる深化に向けて前進したことは極めて有益であった。(未来志向
----------------------------	---

	の日韓関係推進経費(達成手段3①)) 4 日韓首脳会談の開催回数(電話会談を除く)については、調整が付かず、年度目標値の2を達成できなかったため、目標達成に至らなかった。 内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)については、諸般の状況により、世論調査の実績値が昨年度を下回り、目標値も達成できなかったため目標達成に至らなかった。
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 1 日韓両国は最も重要な隣国同士であり、竹島問題等の懸案事項について受け入れられないものについては、受け入れられないとしっかり伝えつつも、大局的観点に立って、政治、経済、文化など様々な分野での交流をさらに深め、共に未来志向の関係を構築することは、我が国にとって極めて重要な課題である。 2 また、北朝鮮問題を始め、平和構築、核軍縮や不拡散、気候変動、貧困などの地域や地球規模の様々な共通の課題に両国が共に取り組むことは、日韓両国はもちろん、地域及び国際社会の安定と繁栄のためにとって重要である。 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 未来志向の日韓関係の構築 「首脳・外相会談等の実施等を通じ、あらゆる分野における、良好な日韓関係を更に深化させる。」との中期目標の達成に向けた26年度目標の「首脳・外相会談等の実施等を通じ、あらゆる分野において、国交正常化50周年を迎えるにふさわしい協力関係を構築する。」は適切なものであったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を基本的には継続していく。 2 人的交流の拡大 「日韓間の人的交流をより一層拡大する。」との中期目標の達成に向けた26年度目標の「国交正常化50周年に向けた各種交流事業の実施や、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。」は適切なものであったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。 3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 「日韓 EPA 交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。」との中期目標の達成に向けた26年度目標の「日韓両国の経済連携に係る交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。」は適切なものであったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。 4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与 「国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。」との中期目標の達成に向けた26年度目標の「首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。」は適切なものであったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。 5 日韓首脳会談の開催回数(電話会談を除く) 引き続き、重層的で未来志向の日韓関係を構築すべく、首脳会談の実現に向け、努力していきたい。 6 内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%) 引き続き、重層的で未来志向の日韓関係を構築すべく、努力していきたい。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書(第2章 第1節 各論1「朝鮮半島」(2)韓国) ・外務省ホームページ - ー基礎データ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html) - ー最近の韓国情勢 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005985.pdf) - ー最近の日韓関係 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033344.pdf) - ー韓国経済と日韓経済関係 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005986.pdf) - ー日韓外相会談(概要)

	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_000628.html) －日韓外相会談(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_000628.html) －日米韓外相会合(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_000629.html) －日韓外相会談(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_000936.html) －日韓外相会談(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001071.html) －日中韓外相会議(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001152.html)
--	--

個別分野	4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
施策の概要	1 日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげていく。 2 日モンゴル関係は、「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日) 「日本と中国は、地域の平和と繁栄に大きな責任を持つ、切っても切れない関係です。昨年十一月、習近平国家主席と首脳会談を行って、「戦略的互惠関係」の原則を確認し、関係改善に向けて大きな一歩を踏み出しました。今後、様々なレベルで対話を深めながら、大局的な観点から、安定的な友好関係を発展させ、国際社会の期待に応えてまいります。」 ・政策推進の全体像(平成23年8月15日閣議決定) 2. 日本再生に向けた再始動 II. 新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化 国と国の絆の強化 「(前略)...日モンゴルEPA...(中略)の交渉開始に向け積極的に取り組む。」

測定指標	1 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)		年度目標
	施策の進捗状況・実績		
	23年度	日中関係は、平成23年に入り8回にわたる首脳会談・懇談(電話会談を含む)、外相会談や戦略対話等の様々な政府間対話を積み重ね、12月末には野田総理大臣が中国を訪問するなど着実な進展を見せた。平成23年3月に発生した東日本大震災に際しては、中国から物心両面にわたる温かい支援が寄せられたほか、5月に行われた日中韓サミットの際には、温家宝首相が被災地を慰問した。海洋の分野では、12月の野田総理大臣訪中の際に、両首脳が「日中高級事務レベル海洋協議」の立上げに合意したほか、日中海上捜索・救助(SAR)協定の締結に原則合意するなど、大きな成果を得た。また、各種交流事業も幅広く行っており、平成22年5月の両国首脳間の合意に基づき、平成23年6月には北京で、10月には東京で日中映像交流事業が行われた。また、11月には、領事分野でも日中受刑者移送条約の第2回締結交渉が行われた。これら二国間関係のみならず、地域・地球規模の課題についても日中両国で対話及び協力を強化することで一致しており、様々な分野での協力を行った。	1 総理大臣訪中を成功裏に実施する。その他閣僚級の頻繁な往来を実現する。 2 東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉を再開する。 3 既存の交流事業の着実な実施及び国交正常化40周年に向けた準備を進める。 4 犯罪人引渡協定・受刑者移送条約の締結交渉を実施する。 5 日中首脳間の合意を着実に実施し、フォローアップを行う。
	24年度	日中関係については、平成24年は日中国交正常化40周年であり、660近い記念事業が実施された。また、5回にわたる首脳会談・懇談、外相会談等の政府間対話を行った。例えば、5月の日中韓サミットにおいて日中首脳会談、7月のASEAN関連外相会議において日中外相会談を行った他、5月には海洋分野における事務レベル協議として「日中高級事務レベル海洋協議」を中国・杭州で開催した。 しかし、9月の日本政府による尖閣諸島三島の取得を口実として、中国は独自の主張に基づく言動を強め、継続的な公船の派遣及び領海侵入、政府航空機による領空侵犯等を行い、ハイレベルの交流や民間交流、政府間協議の開催を一方的に拒否又は延期するなど、日中関係に大きな影響が生じた。 そうした中、平成24年の日中間の人的交流は、全体として約495万人(日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計)で来日者・訪中者の合計は、尖閣諸島をめぐる情勢の影響により前年比約4万人減少しているものの、青少年の相互訪問は1,500人規模で実施された。 日中関係を正常な軌道に戻すべく、政治レベルを含む	1 政治的相互信頼を増進する。 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 3 東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 4 両国国民間の相互理解を増進する。 5 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

		様々なレベルで、中国側との間で粘り強く対話を行っている。	
25年度		平成 25 年は、日中平和友好条約締結 35 周年に当たる年であったが、日中関係は引き続き厳しい状況におかれた。中国側は、平成 24 年 9 月の日本政府による尖閣諸島三島の所有権の取得・保有を口実として独自の主張を強め、平成 20 年 12 月以来行っている公船の恒常的な派遣や平成 25 年 11 月の「東シナ海防空識別区」の設定などの措置を講じると同時にハイレベルの交流を含む政府間協議等に応じていない。そうした中、日中防衛当局間で早期の運用開始を目指している「海上連絡メカニズム」について、防衛当局間の協議を進展させるよう中国側に働きかけを行っている。 一方、25 年度の日中間の人的往来は、全体として約 420 万人（日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計）で、青少年の相互訪問は 760 人規模で実施された。さらに、平成 26 年 4 月には胡德平（胡耀邦元総書記の息子）が訪日して菅官房長官など政府要人と面会する等、政治レベルを含む様々なレベルで、中国側との間で粘り強く対話を行ってきており、関係改善の兆しも見えてきている。	日中関係は尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていく、との「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。 中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につながることを望ましいが、日中間で進めるべき協力・交流としては、例えば以下のものが考えられる。 ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。 ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。犯罪人引渡協定の締結交渉を実施する。 ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
26年度		平成 26 年は、日中関係の改善に向けた取組を積み重ねた一年であった。5 月に日中友好議員連盟が訪中し、張徳江全国人民代表大会委員長と会談をして以降、議員交流を中心とする要人の往来が増加した。5 月には茂木経済産業大臣が APEC 貿易大臣会合に出席するために訪中し、高虎城商務部長と会談した。6 月には太田国土交通大臣が訪中し、劉延東副総理と会談を行った。同月には新日中友好 21 世紀委員会・長崎意見交換会も行われ、唐家璇中日友好協会会長を座長とする中国側委員が来日し、日中間の当面の懸案などについて、率直かつ建設的な議論を行った。また、9 月には約 2 年ぶりとなる日中高級事務レベル海洋協議第 2 回会議が開催され、海洋に関する日中関係の状況について意見交換を行った。 そして、11 月 7 日に日中両政府は「日中関係改善に向けた話合い」を発表し、8 日には北京で行われた APEC 閣僚会議の際に日中外相会談が約 2 年 2 ヶ月ぶりに実施された。さらに 10 日には、APEC 首脳会議の際に約 2 年 6 ヶ月ぶりの日中首脳会談が実現した。これらの会談は、両国が「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻り、関係を改善させていくための第一歩となった。 その後、1 月には、約 2 年半ぶりとなる日中防衛当局間の海空連絡メカニズムに関する第 4 回共同作業グループ協議に加え、日中高級事務レベル海洋協議第 3 回が開催された。3 月には、約 4 年ぶりとなる第 13 回日中安保対話が開催された等、各種対話協力が徐々に再開しつつある。また、同 3 月には、日中韓外相会議の機会に北京 APEC 以来となる日中外相会談も行われた。	日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、引き続き中国側と粘り強く対話を行い、個別の問題が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。 このような情勢にあるが、中国との間では協力を積み重ね更なる関係改善につなげることが望ましく、日中間で進めるべき協力としては、可能であれば、以下を実施する。 ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。 ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。犯罪人引渡協定の締結交渉を実施する。 ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
中期目標	—	日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。	

25・26 年度目標の達成状況		△	
2 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	幅広い分野での協力を更に進め、互惠的経済関係をグレードアップすることで一致しており、例えば、拡大する日中経済関係を金融面から後押しするための、日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化等についても一致した。	1 第 4 回日中ハイレベル経済対話（HED）を成功裏に実施する。 2 日中首脳間の合意を着実に実施し、フォローアップを行う。
	24 年度	日中間の貿易・投資などの経済関係は、ますます緊密化し相互依存が深まっている。平成 24 年の貿易総額（香港を除く）は約 3,337 億米ドルであり、中国は、日本にとって 6 年連続で最大の貿易相手国となっている。また、中国側統計によると、日本の対中直接投資（約 73.8 億米ドル、平成 24 年）及び進出企業数（2 万 2,790 社、平成 23 年末）は、いずれも中国において国として第 1 位の規模となっている。 平成 23 年 12 月の日中首脳会談では、経済分野での協力を更に進め、互惠的経済関係を質的に高めることで一致したところであり、これを踏まえ、様々な進展がみられた。例えば、平成 24 年 5 月に日中韓投資協定が署名され、11 月には日中韓自由貿易協定（FTA）の交渉を開始することを決定した。また、6 月に円と人民元の直接取引が開始されるなど金融協力が強化された。さらに、8 月にオープンスカイの段階的実現が合意されるなど航空分野の協力も進展した。 一方、尖閣諸島をめぐる日中関係の緊張は経済面においても様々な影響を及ぼした。9 月に中国各地で発生したデモが一部の地方で暴徒化したことにより、数十社の日本企業が、総額数十億円から百億円程度の損害を被った。政府としては、損害を被った日本企業の意向も踏まえつつ、中国側に対し、①再発防止、②不法行為を行った者に関する迅速な捜査と厳正な処罰、③救済について中国国内法に基づく適切かつ公正な措置が迅速にとられることを求めている。また、9 月の反日デモを契機として日本製品の不買などが生じ、日系自動車メーカーを中心に日系企業の売上に顕著な落込みが見られたほか、訪日・訪中観光客が減少するなど観光面でも影響が生じている。年末にかけて、売上の回復などが見られたが、依然予断を許さない状況が続いている。貿易上の個別の懸案に関しては、中国のレアアースに対する輸出規制措置について、日米 EU の申立てにより、7 月、WTO 紛争解決機関（DSB）においてパネルが設置された。また、中国による日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング（AD）措置について、12 月、中国に対し WTO 協定に基づき二国間協議を要請し、1 月 31 日及び 2 月 1 日に協議を実施した。	1 東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 2 互惠的経済関係をグレードアップする。 3 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
	25 年度	日中間の貿易・投資などの経済関係は、緊密かつ相互依存である。平成 25 年の貿易総額（香港を除く）は約 3,120 億米ドルであり、中国は、日本にとって 7 年連続で最大の貿易相手国となっている。また、中国側統計によると、日本の対中直接投資（約 70.6 億米ドル、平成 25 年）は中国にとり第 2 位（1 位はシンガポールで 73.3 億米ドル）、進出企業数（2 万 3,094 社、平成 24 年末）は、中国において第 1 位の規模となっている（第 2 位は米国で約 2 万 210 社）。 平成 24 年からの尖閣諸島をめぐる日中関係の緊張は経済面においても様々な影響を及ぼしているが、平成 25 年後半には回復基調が見られた。	日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。日中間で進めるべき協力・交流としては、例えば以下のものが考えられる。 1 日中韓 FTA の交渉など、経済連携の取組を推進する。 2 環境等様々な分野における協力を積

		企業活動に関し、日本の大手自動車メーカーの中国における新車販売は、平成 24 年の一時期には前年比で 5 割前後減少したが、多くの企業で平成 25 年は前年比で増加に転じた。 経済分野における交流・協力に関しては、9 月に中国の代表的企業の首脳一行が訪日して菅官房長官を表敬したほか、10 月には顧朝曦中国民政部副部長が来日して三ツ矢外務副大臣や NPO 法人などと意見交換を行った。11 月には日中経済協会代表団一行が訪中し、汪洋國務院副総理大臣を表敬した。 また、日中韓 FTA に関しては、平成 25 年 3 月に交渉を開始して以来、平成 26 年 3 月までに 4 回の交渉会合を開催した。 さらに、平成 24 年末から中国の大気汚染が一層深刻化していることを踏まえ、9 月には中国の大気汚染研究者を訪日招へいし、日本の技術・経験の共有などを行うなど、環境面における協力も積極的に進めている(大気汚染については、大使館・総領事館のホームページ等を通じて現地在留邦人へも情報を提供している)。	み重ね、互恵的経済関係をグレードアップする。 3 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
26 年 度		日中間の経済対話に関しては、5 月に APEC 貿易大臣会合に出席するために訪中した茂木経済産業大臣が、高虎城商務部長と会談し、10 月には、APEC 財務大臣会合のため訪中した麻生副総理兼財務大臣が、張高麗常務副総理との間で短時間の立ち話を行った。更に、12 月末には日中の官民による省エネ・環境協力のプラットフォームである日中省エネルギー・環境総合フォーラムが 2 年ぶりに北京で開催され、高木経済産業副大臣が出席し、省エネ・環境に関する幅広い意見交換及び各種協力案件への署名が行われた。また同月、第 15 回日中漁業共同委員会が開催され、中国サンゴ船への対策や漁業資源管理について議論が行われた。また、経済同友会や日本経済協会代表団が訪中するなど、民間レベルの交流も活発に行われた。 両国共通の課題分野における協力に関しては、中国の環境 NGO やメディア等の環境団体関係者を日本に招へいし、環境問題に係る意見交換や視察を行う「中国の環境団体関係者等訪日事業」や、外交部をはじめとする中国各省庁の若手行政官及び共産党の若手幹部等を招へいし、少子高齢化や環境・省エネ等の日中両国に共通する課題を取り上げ、日本政府関係者や有識者等との意見交換や視察を行う「日中共通課題理解促進事業」を実施した。 東日本大震災後に残された課題の克服については、平成 24 年以降、様々なルートで中国側に対して働きかけを行ってきており、11 月の首脳会談等を契機として、中国側に一層の働きかけを実施した。	日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないよう努力し、発展させていくとの「戦略的互恵関係」の基本的考え方にのっとり、大局的観点から日中関係を進めていく。 このような情勢にあるが、中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげることが望ましく、日中間で進めるべき経済分野での協力・交流としては、例えば以下を実施する。 1 日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。 2 環境・省エネルギー、少子高齢化等の両国共通の課題といえる分野で、その克服に向け協力を進め、Win-Win の関係を構築する。 3 東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等)の克服に向けた協力を進展させる。
中期 目標	—	日中「戦略的互恵関係」の原点に戻るよう、働きかけていく。	
25・26 年度目標の達成状況		○	

3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日モンゴル関係は、平成22年11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化、特に、両国間の戦略的対話の促進を目指し、1月には玄葉国家戦略担当大臣がモンゴル訪問、7月にバリにおいて松本外務大臣とザンダンシャタル外交・貿易相との間で外相会談を行った他、外交関係樹立40周年の節目の年である平成24年に入り、1月に一川防衛大臣のモンゴル訪問、3月にはバトbold首相が訪日(実務訪問賓客)する等、ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。	ハイレベル対話促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。
	24年度	平成24年は日本とモンゴルとの外交関係樹立40周年の記念の年に当たり、両国の官民が一体となって緊密に協力し、双方で様々な記念行事が実施され、共通外交目標である「戦略的パートナーシップ」構築に向けて、互惠的・相互補完的な関係深化のための取組が促進された年でもあった。9月の国連総会時に行われた野田総理大臣とエルベグドルジ大統領との首脳会談、アルタンホヤグ新内閣発足後に外相として初めての二国間会談のため9月に訪日したbold外相と玄葉外務大臣との外相会談など、前年に引き続き、両国政府間で頻繁なハイレベル対話の機会が維持された。 3月末には、日本の総理大臣としては7年ぶりとなる安倍総理大臣のモンゴル訪問が実施され、両国が共通する、「自由・民主」、「平和」、「助け合い」の「3つの精神」を基礎としながら、政治・安全保障、経済、人的交流・文化交流の分野での協力の強化について一致した。	ハイレベル対話促進、経済関係促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。
	25年度	安倍総理大臣のモンゴル訪問以降、bold外相の訪日(6月)、古屋国務大臣のモンゴル訪問(7月)、バトバヤル経済・開発相の訪日(8月)等、頻繁なハイレベルの往来が行われた。9月のアルタンホヤグ首相が訪日した際の首脳会談においては、両国の互惠的・相互補完的な関係深化のための具体的方向性を示した「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」が策定されたほか、安倍総理大臣は、国連総会からの帰途我が国に立ち寄ったエルベグドルジ大統領と総理大臣私邸で会談を行う(9月)等、首脳間の信頼醸成が行われた。	「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。
	26年度	前年に引き続き、ハイレベルの交流が活発に行われた。平成26年中に安倍総理大臣とエルベグドルジ大統領は、電話会談を含め4度の会談を行った。 外交当局間においても、8月のASEAN関連外相会合の際に岸田外務大臣がbold外相と外相会談を行った他、6月には東京で次官級の第1回日モンゴル戦略対話、12月には第2回日モンゴル外交・防衛・安全保障当局間協議を実施する等、平成25年9月に策定した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を着実に実施し、多層的な対話が行われた。	「中期行動計画」の着実な実施を通じて、ハイレベル対話をはじめとした政治・安全保障分野における多層的で戦略的な対話を促進し、地域・国際場裏での連携を強化し、文化・人的交流を推進する。
	中期目標	—	日モンゴル関係を一層深化させる。
25・26年度目標の達成状況			◎

4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日モンゴルの経済関係は、平成 22 年 11 月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化、特に、経済分野における互恵的・相互補完的な関係の強化を目指し、1 月には玄葉国家戦略担当大臣がモンゴルを訪問、7 月にバリーにおいて松本外務大臣とザンダンシャタル外交・貿易相との間で外相会談を行った他、外交関係樹立 40 周年の節目の年である平成 24 年に入り、1 月に一川防衛大臣のモンゴル訪問、3 月にはバトボルド首相が訪日(実務訪問賓客)する等、ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。3 月のバトボルド首相と野田総理大臣との首脳会談では、経済連携協定(EPA)交渉開始につき一致したほか、モンゴルの鉱物資源開発等、経済分野における幅広い両国の協力について意見交換が行われる等、多くの成果があった。
	24年度	1 経済関係を促進する。 2 日・モンゴル EPA 締結に向けた協議を推進する。 日・モンゴル EPA については、平成 24 年 3 月に日・モンゴル首脳会談にて日・モンゴル EPA 交渉を開始することで一致し、6 月、ウランバートルにおいて、EPA 交渉第 1 回会合が開催された。第 1 回会合では、交渉の枠組み(Terms of Reference)を採択し、今後の交渉の進め方や交渉の対象分野について一致したほか、分野別会合で交渉を行った。12 月には東京で第 2 回会合が開催された。 また、3 月には、安倍総理大臣がモンゴルを訪問し、安倍総理大臣から、地域のパートナーであるモンゴルとの間で経済関係を促進したいとして、①投資環境の整備及び②持続可能な経済発展への協力を 2 本柱とする「エルチ・イニシアティブ」と名付けた協力を提案し、アルタンホヤグ首相から賛同を得た。双方は、経済連携協定(EPA)交渉の早期妥結に向けて精力的に交渉を進めることにつき一致した。鉱物資源開発、タバン・トルゴイ炭田開発計画について、安倍総理大臣から、平成 24 年 3 月の首脳会談の結果を踏まえ、日本企業に対する支援を期待したい旨述べ、アルタンホヤグ首相から、同炭田の開発については長期かつ安定的に日本に石炭を供給できるようにしたいとの意向が表明された。
	25年度	1 経済関係を促進する。 2 日・モンゴル EPA 締結に向けた交渉を推進する。 日・モンゴル EPA については、昨年度に引き続き、積極的に交渉が進められ、4 月にはウランバートルで第 3 回会合、7 月には東京で第 4 回会合、12 月にはウランバートルにて第 5 回会合がそれぞれ開催された。平成 26 年 1 月からは日本側首席交渉官に木原外務大臣政務官が就任した。 また、9 月のアルタンホヤグ首相の訪日時に策定された「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」には経済分野での具体的な協力事項が含まれており、国際協力銀行(JBIC)の支援によるサムライ債の発行、工学系人材育成のための円借款による協力への署名等について具体的な進展が見られた。
	26年度	日・モンゴル EPA については、引き続き、積極的に交渉が進められ、4 月に東京で第 6 回会合、6 月にウランバートルで第 7 回会合を実施した。7 月にモンゴル・ビジネス・フォーラムに出席するため訪日したエルベグドルジ大統領との首脳会談に際しては、EPA 交渉の大筋合意達成を表明し、「戦略的パートナーシップ」を更に強化するため、経済分野での協力の強化が重要である点で一致した。また、その際、安倍総理大臣は、モンゴルの輸出と産業多角化を促進するための「エルチ・イニシアティブ・プラス」を提案す 日モンゴル経済連携協定締結に向けた手続きを推進するとともに、「中期行動計画」の着実な実施を通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。

		るとともに、モンゴル側からの要請を踏まえ、経済アドバイザー派遣を含む支援を通じて、モンゴルの中長期的な経済政策の策定を後押しする意向を表明した。 2月に訪日したサイハンビレグ首相と安倍総理との間で日モンゴル EPA への署名を行った。					
中期目標	—	日モンゴル関係を一層深化させる。					
25・26 年度目標の達成状況		○					
5 日台実務関係の着実な進展			年度目標				
施策の進捗状況・実績	25 年度	我が国の必要な支援の下、公益財団法人交流協会及び亜東関係協会との間で、日台民間漁業取決め、日台電子商取引取決め、日台特許等優先権書類電子的の交換了解覚書、日台薬事規制協力取決め、日台鉄道交流了解覚書、日台航空機捜査救難協力取決め、金融協力覚書が署名された。 また、1月には、日台漁業委員会において、日台民間漁業取決め適用水域において漁業者が遵守すべき操業ルールが作成された。	日台間における、各種互惠協力の枠組み作りと相互理解・相互信頼の更なる増進のため、台湾との間の実務関係の窓口である交流協会の活動に必要な支援を与えていく。				
	26 年度	我が国の必要な支援の下、公益財団法人交流協会及び亜東関係協会との間で、観光事業協力覚書、原子力安全規制情報交換覚書、特許手続微生物寄託覚書、出入境管理協力覚書が署名された。また、3月には、日台漁業委員会において、日台民間漁業取決め適用水域において漁業者が遵守すべき操業ルールが改定された。更に、両協会の間で、日台経済関係を分野横断的に議論する「日台経済パートナーシップ委員会」の枠組みも立ち上がり、6月及び11月に会合が開催された。 なお、文化交流面では、6月から11月にかけて、東京及び福岡において、故宮博物院展が開催され、延べ65万人が参観に訪れた。	台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。経済分野での更なる協力の深化や、故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化を進展させる。				
中期目標	—	良好な日台関係を維持・発展させていく。					
25・26 年度目標の達成状況		○					
6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く) ①日中 ②日モンゴル 年度目標値	実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	
	①9 ②6	①8 ②2	①6 ②3	①0 ②3	①3 ②5		△
		①8 程度 ②2 程度	①8 程度 ②2 程度	①4 程度 ②2 程度	①4 ②3		

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)

- 平成26年11月7日に日中両政府は「日中関係改善に向けた話し合い」を発表し、8日には北京で行われたAPEC閣僚会議の際に日中外相会談が約2年2ヶ月ぶりに実施された。さらに10日には、APEC首脳会議の際に約2年6ヶ月ぶりの日中首脳会談が実現した。これらの会談は、両国が「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻り、関係を改善させていくための第一歩となり、極めて有効であった。(日中・日モンゴル関係の推進(達成手段4①))
 なお、日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)に関し、25年度・26年度の目標達成に至らなかったのは、平成25年は、日中平和友好条約締結35周年に当たる年であったが、日中関係が引き続き厳しい状況におかれており、中国側は、平成24年9月の日本政府による尖閣諸島三島の所有権の取得・保有を口実として独自の主張を強め、平成20年12月以来行っている公船派遣の恒常化や平成25年11月の「東シナ海防空識別区」の設定などの措置を講じると同時にハイレベルの交流を含む政府間協議等に応じなかったためである。

	2 日本として、不測の事態を回避するための海上連絡メカニズムの早期運用開始を中国側に働きかけてきたが、平成 26 年 9 月には日中高級事務レベル海洋協議第 2 回会議が行われ、防衛当局間の海上連絡メカニズムの早期運用開始に向けて協議を再開することに原則一致し、日中首脳会談では事務レベルで議論を継続することが確認されたことは偶発的事故の発生に繋がりにくい事態を防ぐために極めて有効であった。(日中・日モンゴル関係の推進(達成手段 4 ①)) 3 台湾との関係については、非政府間の実務関係として維持されており、日台漁業に係る問題解決に向けては、平成 24 年に第 17 回日台民間漁業協議再開のための第 1 回予備会合の開催等大きく進展した後、厳しいやり取りを経て平成 25 年 4 月 11 日に第 17 回協議が開催され、取決めは署名に至ったことは、日台間の実務的協力を発展させていく上で有効であった。(アジア友好促進補助金(達成手段 4 ②)) 4 モンゴルとの関係については、平成 25 年の安倍総理のモンゴル訪問以降、ハイレベル交流が特に活発になるとともに、多層的な対話を実施された。また、こうした両国間の緊密化を背景に、積極的な交渉が行われてきた日モンゴル EPA 交渉は平成 27 年 2 月に署名に達するなど大きな成果があったことは日・モンゴル関係を一層深化させる上で有効であった。(日中・日モンゴル関係の推進(達成手段 4 ①)) なお、日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)について、25 年度・26 年度の目標を大幅に上回って達成したのは、平成 26 年中に安倍総理大臣とエルベグドルジ大統領は、電話会談を含め 4 度の会談を行う等、前年に引き続き、ハイレベルの交流が活発に行われたためである。具体的には、首脳会談に際して、日モンゴル経済連携協定(EPA)交渉の大筋合意達成が表明されたほか、外交当局間においても、平成 25 年に策定した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を着実に実施し、多層的な対話が行われた。 5 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)については、25 年度・26 年度の目標達成に至らなかったのは、平成 26 年は日中関係の改善に向けた取組を積み重ねた一年であったが、平成 25 年は日中関係が厳しい状況におかれていたためである。
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 1 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻ることが重要である。 2 日モンゴル関係は、戦略的パートナーシップの構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。 3 台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。引き続き、経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の深化の進展を図っていく。 【測定指標】 1 日中における「戦略的互惠関係」の充実にに向けた取組(経済面以外) 日中両国が、平成 18(2006)年に「戦略的互惠関係」の構築に合意して以来、両国は、首脳間で繰り返し「戦略的互惠関係」を推進することを確認してきた。今後も、日本政府としては、「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう働きかけるとの中期目標の達成に向けた 26 年度目標は適切な目標であり、今後ともこれらの取組を継続する。 2 日中における「戦略的互惠関係」の充実にに向けた取組(経済面) 日中「戦略的互惠関係」の原点に戻るよう、働きかけていくとの中期目標の達成に向けた 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するとともに、日中経済パートナーシップ協議等の事務レベルでの対話をはじめとした具体的な取組を進めていく。 3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外) 中期目標の達成に向けたハイレベル対話をはじめとした多層的で戦略的な対話を促進等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも日モンゴル関係を一層深化させるとの中期目標の達成に向け、これらの取組を継続していく。 4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面) 日モンゴル関係を一層深化させるとの中期目標の達成に向けた「日モンゴル経済連携協定締結に向けた手続きの推進」や「『中期行動計画』の着実な実施」等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。上記の施策の分析のとおり、日モンゴル経済連携協定の署名という大きな成果を得たことから、今後とも中期目標達成に向けた取組を継続していく。

	5 日台実務関係の着実な進展 台湾との「良好な日台関係を維持・発展させていく。」との中期目標の達成に向けた経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の深化の進展等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するが、上記の施策の分析のとおり、経済分野での更なる協力の深化の一環として交流協会と亜東関係協会との間の取決め・覚書作成や日台経済パートナーシップ委員会実施は効果が高かったことから同取組を引き続き行っていく。 6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く) 26 年度目標値を中国との関係改善は極めて重要であるため 4 回とし、モンゴルとは過去 3 年間の会談数の平均を目安にした 3 回としたことは適切な水準であった。については、27 年度においても同水準の目標を維持する。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/) － 中国(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html) － モンゴル(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/moNGolia/index.html) － 台湾(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html) － 香港(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/index.html) － マカオ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/index.html) ・ 平成 27 年版外交青書(外交青書 2015) 35-43 頁

個別分野	5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
施策の概要	1 我が国はメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとして、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。
関連する内閣の重要政策	・第6回日本・メコン地域諸国首脳会議における安倍総理大臣発言(平成26年11月12日) 「地球儀を俯瞰する外交」の下、昨年に引き続き本年も活発な要人往来が継続しており、日メコン関係は着実に深化している、ASEAN 共同体が発足し、「東京戦略 2012」が終了する 2015 年に向けて、日メコン協力の方向性を改めて確認したい」 ・第7回日メコン外相会議における岸田外務大臣発言(平成 26 年 8 月 10 日) 「昨年 12 月の日メコン首脳会議では「東京戦略 2012」の中間評価及び「行動計画」の改訂版を発出し、その内容を着実に実施している、本年前半、我が国は日メコン協力の3本柱に沿って、約 2,240 億円の ODA 支援を表明又は署名した、今次会合では日メコン協力の進捗及び 2015 年の ASEAN 共同体構築に向けた今後の方向性を確認したい」

測定指標	1 要人往来を通じた二国間関係の強化		年度目標
	23 年度	玄葉外務大臣のミャンマー訪問(12 月)、インラック・タイ首相(3 月)、トンルン・ラオス副首相(8 月)、ズン・ベトナム首相(10 月)、ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外相(10 月)の訪日等多くのハイレベルの対話を通じて、着実に成果を上げた。特に、本年は東日本大震災に際し、メコン地域諸国の政府及び国民から物資、義援金等の多大な支援がなされたこともあり、会談等を通じて二国間の連帯、協力関係を確認することができた。また、メコン地域では大規模な洪水被害が発生し、タイなどでは我が国企業も大きな被害を受け、我が国が復旧、復興及び今後の治水対策を積極的に支援した。 (第4回日メコン首脳会談(4月21日、於：東京)にて、平成 27 年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略 2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。)	要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。要人往来、会談等を通じて、政治経済分野等における二国間関係を強化する。
	24 年度	第4回日メコン首脳会談(4月21日)におけるメコン諸国5カ国首脳の訪日にはじまり、11月のASEM及びASEAN関連首脳会議では野田総理大臣が各開催国であるラオス及びカンボジアを公式訪問し右5カ国との首脳会談の実施、更に、安倍政権発足直後の安倍総理大臣のベトナム・タイ公式訪問(1月)が行われるなど、特に首脳の往来が頻繁に行われた。また、麻生副総理大臣のミャンマー訪問(1月)や外相会談の実施等、ハイレベルの往来も非常に多く行われた。これらの要人間の対話を通じて、東京戦略 2012 及び日メコン外相会談で策定された行動計画に盛り込まれた協力内容についてフォローアップを行った。 特にミャンマーについては、28 年ぶりの国家元首の訪日時を含む2回の首脳会談、麻生副総理大臣のミャンマー訪問、外相会談等を通じ、ミャンマーがテイン・セイン大統領の下で進める民主化・国民和解・経済改革を官民の総力をあげて支援し、関係強化を進めた。	「東京戦略 2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。
	25 年度	25 年度、安倍総理大臣は、5月に現職総理大臣として36年ぶりにミャンマーを、11月にはカンボジア・ラオスを訪問し、24年度と合わせてメコン全5か国を訪問した。また、12月の日ASEAN特別首脳会議の際にも、副首相が参加したタイを除く4か国と首脳会談を実施した。3月には、サン・ベトナム国家主席を国賓として招へいし、日越首脳会談を	上記の新行動計画に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間の協力をより推進させるべく、ASEAN 関連外相会議、同首脳会議、更に12月に予定されている特別首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。

	実施した。さらに、岸田外務大臣も、25年度にメコン全5か国の外相と会談したほか、3月にはミャンマーを訪問し、日ミャンマー外交関係樹立60周年、かつ、同国が初めてASEAN議長国をつとめる重要な節目の年の早いタイミングでの訪問を通じて、同国との連携・協力を強化した。これらのハイレベルの要人往来・対話を通じて、メコン地域における我が国のプレゼンス向上、及びメコン諸国との二国間関係の強化を進めた。 特にミャンマーについては、上述の安倍総理大臣、岸田外務大臣のミャンマー訪問やテイン・セイン大統領の訪日（平成25年12月）等の要人往来を活発化させた。首脳会談等において、同国が議長国を務めるASEAN関連会合に向けた連携、少数民族との和平に向けた支援、また、「改革の支援」、「共に繁栄を目指して」、「人的交流・文化交流の強化」、「政治・安全保障協力の強化」の4つの分野等幅広い二国間関係の強化を進めていくことで一致するとともに、これらの点の実現に向けた取組を進めた。	これらを通じ、我が国プレゼンスの拡大、パートナーシップの強化等二国間関係を幅広く強化する。 特にミャンマーについては、平成27(2015)年の総選挙もかんがみ、幅広く要人往来を実施し、ミャンマーの改革努力を後押しし、「改革の支援」、「共に繁栄を目指して」、「人的交流・文化交流の強化」、「政治・安全保障協力の強化」の4つの分野に注力することにより、関係を包括的に強化することを目指す。
26年度	1 安倍総理大臣は、メコン全5カ国との首脳会談を、合計で9回行った。 (1)カンボジアについては、3月の国連防災世界会議の際に、来日したフン・セン首相と首脳会談を行った。 (2)ラオスについては、3月、トンシン首相を公式実務訪問賓客として招へいし、首脳会談を行い、その際、両国の関係は「戦略的パートナーシップ」へと格上げされた。 (3)ミャンマーについては、11月のASEAN首脳会議の際に、ミャンマーを訪問した安倍総理大臣とテイン・セイン大統領との間で首脳会談を行った。 (4)タイについては、ブラユット・タイ首相との間で、4度にわたって首脳会談を行った(10月、11月、2月、3月)。 (5)ベトナムについては、10月のASEM首脳会議の際に、ミラノを訪問した安倍総理大臣とズン首相との間で首脳会談を行った。また2月には安倍総理大臣とズン首相が電話会談を行った。 2 岸田外務大臣はメコン全5カ国との外相会談等を、合計で7回行った。 (1)カンボジアについては、6月に岸田外務大臣はカンボジアを訪問し、ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力相との間で外相会談を行った。 (2)ラオスについては、5月、パリを訪問していた岸田外務大臣はトンルン副首相兼外相との間で外相会談を行った。 (3)タイについては、9月、国連総会の際に、米ニューヨークにて、タナサック・タイ副首相兼外相との間で外相会談を行った。 (4)ベトナムについては、8月、岸田外務大臣がベトナムを訪問しミン副首相兼外相と、10月には、来日したフック副首相との間で会談を行った。また、3月には、国連防災世界会議への出席で来日したゾアン国家副主席との間で会談を行った。 (5)ミャンマーについては、8月のASEAN外相会議の際に、ミャンマーにおいてワナ・マウン・ルイン外務大臣との間で外相会談を行った。 3 一年で合計16回におよぶこれらの首脳会談や外相会談、さらには交流事業等を通じ、各国との協力関係が一	第5回日メコン首脳会議で採択された「東京戦略2012」の中間評価及び改訂版「行動計画」に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間の協力をより推進させるべく、ASEAN関連外相会議、同首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。これらを通じ、我が国プレゼンスの拡大、パートナーシップの強化等二国間関係を幅広く強化する。 特に、ミャンマーについては、ASEAN関連会合に向けた連携、少数民族との和平に向けた支援といった各分野で協力を進め、幅広い二国間関係をより一層強化していく。

層強化された。具体的には以下のとおり。

(1)カンボジア

平成 25 年の日カンボジア外交関係樹立 60 周年の機会に両国関係を「戦略的パートナーシップ」へ格上げ(平成 25 年 12 月)し、6 月の岸田外務大臣の訪問を通じ、二国間の具体的協力を推進する機会となった。

選挙改革支援をはじめとする民主主義の定着に向けた協力、平成 27 年の ASEAN 共同体構築を見据えた経済外交の強化、直行便就航に向けた環境整備(航空協定の実質合意)、ASEAN 対日調整国であるカンボジアとの南シナ海情勢、北朝鮮問題を含む地域情勢に関する連携について、協力を進めていくことで一致した。

岸田外務大臣は日本による最大の投資案件(約 250 億円)であるイオンモール・プノンペン開所式に出席し、日本企業のカンボジア進出支援をアピールした。フン・セン首相他ほぼ全ての閣僚が出席するなど、カンボジアからの高い期待が示された。

(2)ラオス

日ラオス間の「包括的パートナーシップ」の強化に向け、平成 27 年の日ラオス外交関係樹立 60 周年も念頭に、要人往来等を通じて幅広い分野での協力を推進していくことで一致し、3 月トンシン首相訪日の際に両国関係は「戦略的パートナーシップ」に格上げされた。

4 月には、ラオスで初めて外務・防衛当局の安全保障対話が開催され、二国間の航空協定締結に向けた準備が進んでいる。更に、近年の日系企業による対ラオス投資の関心の高まりを受け、4 月に日本貿易振興機構(JETRO)ビエンチャン事務所が開設された。

(3)ミャンマー(含；少数民族問題)

日本政府は、ミャンマー政府と少数民族との国民和解に向け、「積極的平和主義」の下、笹川陽平・国民和解担当日本政府代表とも連携し、国内和平への関係者の取組を強力に支援しており、全国規模の停戦合意の早期実現へ向けたミャンマー政府の取組を後押ししている。これに対し、テイン・セイン大統領からは、笹川代表をはじめとする日本からの支援には感謝しており、引き続き国民和解を推進していきたいとの意向が伝えられた。また、安倍総理大臣からは、ミャンマー西部ラカイン州の情勢改善に向けた更なる取組を働きかけ、テイン・セイン大統領からは、外国の協力も得つつ状況の改善に努力したい旨の発言があった。

10 月には、邦銀 3 行に参入許可が付与された。日本政府は、円借款(PDF)も活用して、中小企業向け金融、配電網、ティラワ港などの整備に協力するとともに、郵便・通信・放送、建設などの分野において協力するほか、日本の官民の知見を活かし、保健・医療分野の拠点整備や人材育成など支援している。

また、ミャンマー南部のダウエー経済特別区開発についても今後、日本、ミャンマー、タイの 3 カ国間で協議していくことで一致した。

(4)タイ

両首脳は、タイの鉄道整備に関する両国運輸当局間の覚書が署名されたことを歓迎し、今後、具体的協力を進めていくことで一致した。

また、日本企業が安心して長期の投資ができるビジネ

		ス環境の維持・強化の重要性について指摘し、タイ政府の新投資奨励策に関して日本企業の具体的な要望を踏まえた善処を要請した。プラユット首相からは、日本企業の要望も考慮しつつ、前向きに対応したいとの発言があった。また、両首脳は、タイ企業の対日投資利便化のための覚書署名を歓迎した。 (5) ベトナム 両国は、「広範な戦略的パートナーシップ」の下、幅広い分野の協力を推進していくことで一致した。ズン首相は、日本のベトナムに対する ODA 供与に謝意を表明した。	
中期目標	—	様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。	
	25・26 年度目標の達成状況	○	
	2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備		年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	二国間の経済対話の枠組みを通じて、インフラ海外展開、貿易投資環境の整備の促進及び資源の安定供給の確保において成果をあげた。我が国は、日タイ・日越経済連携協定の下での各種小委員会、日カンボジア官民合同会議等を開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて、同地域への日本企業の進出を一層促進するため二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論が進んだ。 (第 4 回日メコン首脳会談(平成 24 年 4 月 21 日、於：東京)にて、平成 27 年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略 2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という 3 本の柱を策定。)	各種投資委員会、フォーラムの着実な実施を通じて、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。
	24 年度	第 4 回日メコン首脳会議にて策定された「東京戦略 2012」を実施するため、第 5 回日メコン外相会議(7 月)において、協力の具体的な行動・措置をまとめた「行動計画」を策定した。その後、これらの方針に従い、着実にメコン諸国と協議を重ね、日本企業支援に繋がる貿易投資環境の整備を促進し、経済関係を強化することができた。 特にタイについては、日タイ経済連携協定の下における各種小委員会を開催するとともに、「行動計画」に盛り込まれたインフラ整備・防災・ダウエー開発に関する日タイワーキンググループを開催した。 ベトナムについては、日越外相会談時にあわせた日越協力委員会(7 月)、日越共同イニシアティブ(フェーズ 4)、工業化戦略作業部会等の様々な枠組みによる対話を重ねている。また、日越経済連携協定下における「自然人の移動に関する小委員会」では看護師・介護福祉士の新たな受入れに向けた協議を行った。 さらにミャンマーでは、関係各省庁の意見集約を行う日ミャンマー官民合同タスクフォースを国内で開催するとともに、集約された意見をミャンマー側と協議する日ミャンマー共同イニシアティブを新たに立ちあげ(3 月)、双方の官民による貿易投資整備の促進を図った。また、日ミャンマー投資協定に関する交渉を開始した。 その他、ラオス、カンボジアにおいても、日・カンボジア官民合同会議、日ラオス官民合同対話の枠組みによる投資促進のための協議を行った。 2 月には第 3 回日メコン官民協力連携促フォーラムが開	「東京戦略 2012」にて策定された新たな 3 本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。

	催され、カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発大臣をはじめメコン各国から多様な分野における官民の実務者を招待し日本側の官民代表者と「インフラ」、「環境・都市環境」、「外食産業」、「コンテンツ産業」について意見交換を行う等活発な交流が行われた。	
25 年 度	上記の「東京戦略 2012」及び平成 25 年 12 月の日メコン首脳会議にて改訂された「行動計画」に基づき、日本とメコン諸国間との協力を推進させるべく、特に連結性の向上、官民協力及び人的交流の促進につき、地域全体及びメコン各国との間で下記取組を実施した。 メコン地域全体の官民協力を促進すべく、平成 26 年 2 月に、第 4 回日メコン官民協力連携促進フォーラムを東京にて開催し、ソマート・ラオス公共事業計画相をはじめメコン各国から官民の実務者の参加を得て、日本側代表者との間で意見交換を行い、日メコン経済関係の深化に貢献した。 ベトナムについては、9 月に、日越協力委員会第 5 回会合が開催され、岸田外務大臣とミン越外相が、工業化戦略、投資環境整備、経済連携及び経済協力につき議論を行った。 ミャンマーについては、5 月に日ミャンマー共同イニシアティブ第 2 回協議が、10 月に同第 3 回協議が開催され、後者では、共同議長である駐ミャンマー大使及びカン・ゾー国家計画・経済開発相の下、プウィン・サン商業副大臣の出席も得て議論を行い、特に査証、輸出入政策、ティラワ関連を含む建設業関連、保険について分科会を設け、詳細な議論を継続していくことで双方了解した。また、12 月の日ミャンマー首脳会談において、ASEAN で唯一投資協定を結べていなかったミャンマーとの間で、同国にとって初の二国間「自由化型」となる投資協定の署名がなされた。 カンボジアについては、11 月に日カンボジア官民合同会議が開催され、共同議長である駐カンボジア大使、ソク・チェンダ首相補佐特命大臣兼 CDC 事務局長の下、投資環境整備、電力、輸出入規制等につき議論が行われた。 タイについては、日タイ経済連携協定の下におけるビジネス環境の向上や農業分野の協力に関する小委員会が開催された。 ラオスについては、12 月に第 7 回日ラオス官民合同対話が開催され、駐ラオス大使とソムディ計画投資相が共同議長を務め、法律・政策の透明性や税制を中心に投資促進のための協議が行われた。	上記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく、各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。
26 年 度	1 カンボジアについては、6 月及び 12 月に日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使及びソク・チェンダ開発評議会事務局長との間で、輸出入手続き、最低賃金、電力問題等の投資環境改善に向けた協議を行った。 2 ラオスについては、12 月に第 8 回日ラオス官民合同対話が開催され、駐ラオス大使とソムディ計画投資相が共同議長を務め、前回に続き、法律・政策の透明性や税制を中心に投資促進のための協議が行われた。 3 ミャンマーについては、7 月及び 10 月に日ミャンマー共同イニシアティブを開催し、駐ミャンマー大使及びカン・ゾー国家計画経済開発相等との間で輸出入政策・投資関連手続等について協議を行った。	上記の「東京戦略 2012」中間評価及び改訂版「行動計画」に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく、各国との経済協議の枠組、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。

		4 タイについては、日タイ経済連携協定の下、農業、林業及び漁業に関する小委員会、食品安全に関する特別小委員会、地域間連携に関する特別小委員会が開かれた。 5 ベトナムについては、日越経済連携協定の下、看護師・介護福祉士候補者受入れに関する協議を実施した。また、8月には経済・経済協力等について広く議論する日越協力委員会第6回会合を、12月にはベトナムにおける投資環境整備を目的とした官民の枠組みである日越共同イニシアティブ第5フェーズ最終評価会合を実施した。	
中期目標	—	各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。	
25・26年度目標の達成状況		○	
3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	第4回日メコン外相会議(7月21日、於：インドネシア・バリ)においては、今後の日メコン協力の重要課題として、特に環境・気候変動、官民連携を通じた投資等の促進、及び、脆弱性対策に関する協力を取り上げた。第3回日メコン首脳会議(11月18日、於：インドネシア・バリ)においては、「行動計画63」のフォローアップを行い、未達成部分(特に脆弱性支援)を抽出することで、新たな行動計画の策定を目指すことで合意、共同声明を採択した。これらに加え、グリーン・メコン・フォーラム(6月24日、於：タイ・バンコク)等の開催を通じて、日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認した。 (第4回日メコン首脳会談(平成24年4月21日、於：東京)にて、平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。)	日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じて協力関係を強化する。日メコン協力の著しい進展を踏まえ、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認する。 また、大規模な洪水被害に見舞われたタイの復旧、復興を継続的に支援することにより、メコン地域諸国との協力関係を一層強化するのみならず、同地域における我が国企業の経済活動を支援する上でも、有効・効率的に実施する。
	24年度	第4回日メコン首脳会議(4月21日、於：東京)にて、これまでの日メコン協力の方針であった「東京宣言」及び「行動計画63」のレビューを行い、これらが概ね達成されていることを確認した。これを受けて、同会議では、新たに「東京戦略2012」を採択した。これは①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保の3本柱からなる平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めたものである。また、7月に行われた第5回日メコン外相会議では、この「東京戦略2012」を具体化する「行動計画」が採択され、今後これらに沿って日メコン協力が進められていくことが確認された。同時に、第4回首脳会議では、25年度以降3年間で、6,000億円のODAによる支援を表明したほか、我が国とメコン各国との間のあり得べき57案件のインフラ案件リストを作成し、我が国より提示した。 2月には第3回日メコン官民協力連携促進フォーラムが開催され、カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発相をはじめメコン各国から多様な分野における官民の実務者を招待し日本側の官民代表者と「インフラ」、「環境・都市環境」、「外食産業」、「コンテンツ産業」について意見交換を行う等活発な交流が行われた。	「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。

25
年
度

第6回日メコン外相会議(6月30日、於：ブルネイ・パ
ンダルスリブガワン)において、上記「東京戦略 2012」及び
「行動計画」のレビューを行い、メコン地域の経済が着実に
発展を続けていることが確認された。各国は、平成
27(2015)年に向けて日メコン協力をさらに強化するとの決
意を再確認するとともに、平成26年に、第47回 ASEAN 閣
僚会議に続いて第7回日メコン外相会議をミャンマーにて
開催することを確認した。

第5回日メコン首脳会議(12月14日、於：東京)では、「東
京戦略 2012」の中間評価が採択されるとともに、前回首脳
会議で表明された25年度以降3年間で約6,000億円のODA
支援が順調に進捗していること及び、改訂された「東京戦略
2012の実現のための行動計画」が確認された。

これは、平成27(2015)年に向けて日メコン協力をさらに
強化するとのコミットメントを再確認するものである。また、
第6回日メコン首脳会議が、平成26年に日本とミャン
マーの共同議長により開催されることが確認された。

また、日本政府及びタイ政府の共催による第2回グリー
ン・メコン・フォーラム(10月21日、於：バンコク)にお
いては、日本及びメコン地域諸国が「行動計画」に挙げられ
た事項について意見交換を行い、右成果は、上記首脳会議
において報告された。

第4回日メコン官民協力・連携促進フォーラム(2月、
於：東京)では、ソマート・ラオス公共事業運輸相を始めと
する官民の関係者が、「インフラ」・「観光」・「保健医療」分
野を中心に、メコン地域での官民連携強化に向けて議論を
行い、議長総括が発出された。

上記「東京戦略 2012」及び改訂版「行動計画」に基づき、特
に、人的交流の促進に関して大きな進展が見られた。

まず、航空協定については、先方からの要請を踏まえ、
12月の首脳会談において、カンボジア・ラオスそれぞれと
の間で正式な交渉入りに同意した。また、1月にミャンマ
ー航空協定改正議定書の署名が行われた。

さらに、ビザ緩和については、5月に、安倍総理大臣よ
り、成長戦略第二弾の一環として ASEAN 諸国へのビザ緩和
が表明されたことを受け、7月にはタイ国民に対する査証
免除、及びベトナム国民に対する数次ビザ発給、11月の総
理大臣訪問の際にはラオス・カンボジア両国民に対する数
次ビザ発給、さらに、平成26年が日ミャンマー外交関係樹
立40周年であることを踏まえ、1月にはミャンマー国民に
対する数次ビザの発給が、それぞれ決定された。これらの
施策により、メコン諸国からの訪日者数が増加し、過去最
大を記録した。

上記の新行動計画に基づき、中長期的
な視点から日メコン協力をより推進させ
るべく、25年度の日メコン外相会議で
は、24年度策定された「東京戦略 2012」
及び「行動計画」に基づき日メコン協力が
いかに進展したかについて評価を行う。

また、環境分野に焦点をあてたグリー
ン・メコン・フォーラムの第2回会合及
び日メコン協力における官民連携の促進
を目指す日メコン官民連携・協力促進フ
ォーラムの第4回会合の開催につき各国
と合意形成を行う。

26
年
度

1 11月、ミャンマーにおいて日メコン首脳会議が開催さ
れた。各国首脳からは、「日メコン協力のための東京戦略
2012」の中間評価及び改訂版「東京戦略 2012の実現のた
めの行動計画」に基づき、日メコン協力が大きくかつ実質
的に進展していることに深い満足感が表された。また、
「東京戦略 2012」の3本柱である「連結性の強化」、「共に
発展する」、「人間の安全保障及び環境の持続可能性確保」
に従い、日本が5,000億円以上に上る日メコン協力の実
施に向けた継続的な支援を行っていることが歓迎された。

2 8月、ミャンマーにおいて日メコン外相会議が開催さ
れた。各国外相により、メコン地域のインフラ整備をハ

中長期的な視点から日メコン協力をよ
り一層推進させるべく、26年度の日メコ
ン首脳会議及び同外相会議では、「東京戦
略 2012」中間評価及び改訂版「行動計画」
に基づき日メコン協力がいかに進展した
かについて評価を行う。

また、環境分野に焦点をあてたグリー
ン・メコン・フォーラムの第3回会合及
び日メコン協力における官民連携の促進
を目指す日メコン官民連携・協力促進フ
ォーラムの第5回会合の開催につき各国
と合意形成を行う。

		ードとソフト両面で更に推進することの重要性を共有し、この分野における日本の支援が、メコン諸国自身の維持管理能力を高めること等を通して、長期的な使用にも耐え得る、強靱で質の高いインフラ整備を実現するものとして、高く評価された。また、「東京戦略 2012」の中間評価及び「東京戦略 2012 の実現のための行動計画」改訂版に基づく日メコン協力の進展が評価された。加えて、各国外相から、同協力の「連結性の強化」、「共に発展する」、「人間の安全保障及び環境の持続可能性確保」という 3 つの柱に則して実施された、平成 26 年前半の約 2,240 億円に上る日本の貢献が歓迎された。 3 12 月、バンコクにおいてグリーン・メコン・フォーラム第 3 回会合が日タイ両政府共催により開催された。日本及びメコン諸国は、地域の環境・気候変動問題に取り組むため、地方公共団体の関与を含む、官民協力が極めて重要であることを再確認し、「『グリーン・メコンに向けた 10 年』イニシアティブに関する行動計画」の下、環境保護と経済成長との両立に重点を置き、環境分野における日メコン協力の取組を継続していく決意を共有した。会議の成果は、3 月に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議への有益なインプットとなったと同時に、平成 27 年 7 月に東京で開催予定の第 7 回日本・メコン地域諸国首脳会議に報告される予定である。 4 2 月に「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム」第 5 回会合を開催した。特に「投資環境整備」、「インフラ」、「農業・食品産業」における官民協力の課題及び今後の方向性につき集中的な議論が行われ、平成 27 年末の ASEAN 共同体発足も踏まえ、官民連携を一層強化していくことが確認された。	さらに、平成 27 年は、平成 24(2012)年からの 3 カ年計画を定めた「東京戦略 2012」に代わる新たな成果文書を作成することになる見込みであることから、右に向け、メコン諸国との意見交換を通じ、日メコン協力のより一層の進展を図る。			
中期目標	—	首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。				
25・26 年度目標の達成状況		○				
4 要人往来数(政務官レベル以上)	実績値				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
	30	31	39	42	40	○
年度目標値		30 程度	30 程度	30 程度	36	

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 第 6 回日本・メコン地域諸国首脳会議(平成 26 年 11 月)
	安倍総理大臣から、日本は日メコン協力の 3 本柱である「連結性の強化」、「共に発展する」、「人間の安全保障及び環境の持続可能性確保」に取り組んでおり、「東京戦略 2012」で表明した 6,000 億円の支援のうち既に 5,000 億円以上を着実に実施している旨説明したのに対し、各国首脳からは、「東京戦略 2012」の 3 本柱に基づく日メコン協力は、メコン地域の繁栄と発展にとり不可欠であり、その著しい進展を評価する、特に、経済回廊への支援を始めとするインフラ整備、ダウエー経済特区、防災、水資源管理等の分野において、日本が、官民共にその知見と経験を生かして建設的な役割を果たしていることを高く評価すると述べたことは、首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化するとの中期目標の達成に向けて極めて有効であった。(メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段 5 ①))
	2 第 7 回日メコン外相会議(平成 26 年 8 月)
	岸田外務大臣より、平成 25 年 12 月の日メコン首脳会議では「東京戦略 2012」の中間評価及び「行動計画」の改訂版を発出し、その内容を着実に実施している、日メコン協力は、「東京戦略 2012」の「連結性の強化」、「共に発展する」、「人間の安全保障及び環境の持続可能性確保」という 3 本柱に沿って本年(26 年)も着実に進展している、また、3 本柱とも通じる考え方として、我が国は官民連携による民間投資を持続的開発につなげるため、「人間中心の投資」の推進を掲げていると述べた。 各国外相からは、日本が「東京戦略 2012」に基づき日メコン協力を継続的かつ着実に進めているこ

	と、特に、東西経済回廊・南部経済回廊への支援を含むインフラ整備支援等を通じた連結性の強化、投資協定締結等の投資環境整備や査証緩和等の人的交流強化、グリーン・メコン・フォーラムの開催等を通じた持続可能性の確保に取り組んでいることに対し、感謝が述べられ、日メコン協力は、地域の社会経済発展のために極めて重要であり、平成 27 年の ASEAN 共同体構築に向け、メコン地域全体として、日メコン関係をより一層強化していきたい、民間投資の呼び込みと民間資金の活用のため、日本とメコン地域における官民の連携・対話をさらに強化していきたい、より効率的な支援のために、各枠組み間の連携向上は非常に重要であり、その観点から、OECD 東南アジア地域プログラムの立ち上げをはじめ、日本がメコン地域において他国・機関との連携を進めていることを歓迎する、との発言があったことは、首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化するとの中期目標も達成に向けて極めて有効であった。(メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段5①)) 3 メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム第5回会合(平成 27 年 2 月) 本フォーラムにおいては、特に「投資環境整備」、「インフラ」、「農業・食品産業」における官民協力の課題及び今後の方向性につき集中的な議論が行われ、27 年末の ASEAN 共同体発足も踏まえ、官民連携を一層強化していくことが確認されるとともに、今回の成果は、平成 27 年の 7 月 4 日に東京にて開催される第 7 回日本・メコン地域諸国首脳会議に報告され、同会議での新たな日メコン協力戦略策定において活用される予定であり、メコン地域の貿易投資環境整備を通じた経済関係の緊密化及びメコン地域の発展支援を通じた地域の平和と安定の強化に取り組んでいくとの中期目標の達成に向けて有効であった。(メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段5①)) 4 第3回グリーン・メコン・フォーラム(平成 26 年 12 月) メコン諸国が著しい経済成長を遂げ、都市環境の重要性が増す一方、自然災害は、国際社会とメコン諸国が直面するより一層困難な課題となっている中、日本及びメコン諸国は、地域の環境・気候変動問題に取り組むため、地方公共団体の関与を含む、官民協力が極めて重要であることを再確認し、「『グリーン・メコンに向けた 10 年』イニシアティブに関する行動計画」の下、環境保護と経済成長との両立に重点を置き、環境分野における日メコン協力の取組を継続していく決意を共有したことはメコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいくとの中期目標に向けて有効であった。(メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段5①)) 5 日中メコン政策対話第5回会合(平成 26 年 12 月) 日中双方より、平成 23(2011)年 9 月の前回会合以降の対メコン地域協力に関するそれぞれの取組について紹介があった。日本側からは、平成 26 年 11 月に開催された第 6 回日メコン首脳会議の結果を含め、平成 27(2015)年の ASEAN 共同体構築に向けた日メコン協力の最新の成果について、中国側からは、GMS(Greater Mekong Subregion: 大メコン圏)地域経済協力プログラムの枠組みの下で実施している具体的な取組および現在中国が進めている「シルクロード経済ベルト」・「21 世紀海上シルクロード」の方向性等について説明があり、双方は、メコン地域の開発につき、関係国および国際機関との連携の重要性について一致したことは関係国・機関と連携してメコン地域の発展に取り組んでいく上で有効であった。(メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段5①)) 上記等の各枠組みにおいて、日メコン協力の大きな進展と日本のメコン地域に対する支援が高く評価されたことは、日本が ASEAN 域内格差の是正と、地域の持続的成長に大きく貢献している証左であり、これらの取組は地域の平和と安定を強化していく上で極めて重要であり、かつ効果的であった。
--	---

次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 1 ASEAN が一体性を持つ形で安定と均衡のとれた発展を遂げることは、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、我が国外交にとって最も重要な基軸の 1 つである。この観点から、90 年代にはアジア地域で最も不安定な地域の一つであった上、未だ他の ASEAN 地域との格差の残るメコン地域に対して、開発支援を行うとともに我が国との貿易投資促進を通じて、格差を是正していくことが不可欠である。特に、平成 27 年末の ASEAN 統合を成功裏に実現させるためには、このメコン地域の支援を継続的に行っていく必要性は高い。 2 また、メコン地域を含む ASEAN 諸国の発展にともない、他のドナー国の同地域への関与が強まる国際情勢の中、伝統的な親日国であるメコン諸国における我が国のプレゼンスを改めて強化し、友好関係を更に強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で非常に重要である。 【測定指標】 1 要人往来を通じた二国間関係の強化 「様々なスキームを通じて各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する」との中期目標の達成に向けた、「ASEAN 関連外相会議、同首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業の実施を通じた、我が国プレゼンスの拡大、パートナーシップの強化等、二国間関係の幅広
---------------	---

	い強化」「ミャンマーとの ASEAN 関連会合に向けた連携、少数民族との和平に向けた支援等の各分野での協力促進による、幅広い二国間関係の強化」等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも、中期目標の達成に向け、これら取組を基本的に継続する。 2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備 「各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む」との中期目標の達成に向けた、「中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく、各国との経済協議の枠組、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する」「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める」等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも、中期目標の達成に向け、これら取組を基本的に継続する。 3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 「首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく」との中期目標の達成に向けた、「26 年度の日メコン首脳会議及び同外相会議では、「東京戦略 2012」中間評価及び改訂版「行動計画」に基づき日メコン協力がいかに進展したかについて評価を行う」「環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムの第 3 回会合及び日メコン協力における官民連携の促進を目指す日メコン官民連携・協力促進フォーラムの第 5 回会合の開催につき各国と合意形成を行う」「平成 27 年は、平成 24(2012)年からの 3 カ年計画を定めた「東京戦略 2012」に代わる新たな成果文書を作成することになる見込みであることから、右に向け、メコン諸国との意見交換を通じ、日メコン協力のより一層の進展を図る」等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも、中期目標の達成に向け、これら取組を基本的に継続する。 4 要人往来数(政務官レベル以上) 往来数 36 回との 26 年度目標は適切な目標であったと考える。引き続き、二国間関係および日メコン協力関係発展のため、あらゆる機会を通じてこれらの取組を継続し、更なる二国間関係の強化にむけ、今後も同等の往来数を目標とする。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/) - ーメコン(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html) - ーカンボジア(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html) - ーラオス(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html) - ーミャンマー(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html) - ーベトナム(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html) - ータイ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html) ・ 平成 27 年版外交青書

個別分野	6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
施策の概要	以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力
関連する内閣の重要政策	・第189回国会施策方針演説(平成27年2月12日) 「今後も、豪州、ASEAN諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開してまいります。」 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「より統合され繁栄し安定したASEANは、地域全体の平和と安定にとり極めて重要です。本年のASEAN共同体構築及び更なる統合に向けた努力を引き続き支援するとともに、ASEAN及びASEAN各国との関係を一層強化する考えです。」 ・日本再興戦略(平成25年6月14日) 「経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについて、インドネシア及びフィリピンからの受入れに加えて、来年度からベトナムからの受入れを開始するとともに、今後の受入れ拡大に関して検討を続ける。」

測定指標	1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進		年度目標
	施策の進捗状況・実績		
	23年度	ユドヨノ・インドネシア大統領の訪日(6月)やアキノ・フィリピン大統領の訪日(8月及び9月)、玄葉外務大臣のシンガポール・マレーシア・インドネシア歴訪(10月)、ラモス＝ホルタ東ティモール大統領の訪日(1月)、グスマン同首相の訪日(3月)など具体的成果(例：6月のユドヨノ・インドネシア大統領訪日時の3つの閣僚級協議の定期開催の合意、9月のアキノ・フィリピン大統領訪日時の「戦略的パートナーシップ」の確認等)のある要人往来を数多く実施した。また、ASEAN関連首脳会議及び同外相会議、APEC首脳会議及び閣僚会議等の国際会議の機会に、数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し、二国間関係の強化を進めた。そのほか、マレーシア(10月)及びフィリピン(3月)との次官級協議、インドネシア(11月)及びフィリピン(3月)との政務・防衛当局間(PM)協議、フィリピンとの海洋協議(9月)等の政策対話を実施した。また、閣僚、国会議員、実務担当者から学生まで、幅広いレベルで招へい事業を実施し、二国間の対話・交流・協力を強化した。	1 首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。
	24年度	1 要人往来については、インドネシア3回、シンガポール3回、東ティモール1回、フィリピン2回、ブルネイ2回、マレーシア3回(総理大臣特使含む)合計14の要人往来があった。 2 安倍総理大臣のインドネシア訪問を始め、マレーシアのアブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー国王王妃両陛下の国賓訪日、岸田外務大臣のフィリピン、シンガポール、ブルネイ歴訪、アニファ・アマン・マレーシア外相、デル・ロサリオ・フィリピン外相の外賓訪日、マルティ・インドネシア外相、モハメッド・ボルキア・ブルネイ外務貿易相の訪日等要人往来を数多く実施した。また、ASEAN関連首脳会議及び同外相会議、APEC首脳会議及び閣僚会議、国連総会等マルチの会合の機会に、数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し二国間関係の強化を進めた。また、マレーシアとの次官級協議、フィリピンとの海洋協議を実施したほか、第9回日本・シンガポー	1 首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。

		ル・シンポジウムを開催した。さらに、閣僚、国会議員、実務担当者から学生まで、幅広いレベルで招へい事業を実施し、二国間の対話・交流・協力を強化した。	
25年度		安倍総理大臣が、7月にはマレーシア、シンガポール、フィリピンを訪問し、10月にはインドネシア、ブルネイを訪問したことに加え、12月の日・ASEAN 特別首脳会議の際にこれら5か国全ての首脳が訪日したことで、5か国との間で首脳間の相互往来が実現した。 これらに加え、ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議、APEC 首脳会議及び閣僚会議等の国際会議の機会にも多数の二国間首脳会談及び外相会談を実施し、二国間関係の強化に努めた。また、インドネシアとの戦略的閣僚級対話、フィリピンとの次官級協議等の従来から開催している政策協議に加え、25年度からインドネシア及びフィリピンとの間でそれぞれ局長級協議も開催し、政策対話を強化した。更に、閣僚、国会議員から学生まで、幅広いレベルで招へい事業を実施した。 マレーシア東方政策については、12月に両国首脳レベルで東方政策 2.0 に係る二国間協議枠組みの立ち上げに合意した。日ブルネイ外交関係樹立 30 周年事業としては、日・ブルネイ友好 30 周年ロゴの作成、記念銀貨幣の製造等を実施した。	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 3 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現 4 その他二国間関係強化に資する政策の実現（マレーシア東方政策セカンド・ウェーブへの協力、日ブルネイ外交関係樹立 30 周年事業の実施等）
26年度		5月の安倍総理大臣のシンガポール訪問をはじめ、同5月のナジブ・マレーシア首相の来日、6月のアキノ・フィリピン大統領の来日、7月の岸田外務大臣のインドネシア訪問、10月のシャンムガム・シンガポール外相兼法相の来日、3月のジョコ・インドネシア大統領の訪日（公式実務訪問賓客）など活発な要人往来が実現した。その他、APEC 首脳会議及び同閣僚会議、ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議、国連防災会議等の機会にも、多くの二国間首脳会談及び外相会談を実施し、二国間関係の強化に努めた。また、3月にはリー・クアンユー・シンガポール元首相の逝去を受け、安倍総理大臣が同人の国葬に参列した。 政策対話の強化については、日シンガポール次官級協議の実施をはじめ、各国との間で二国間の重要課題について精力的に事務レベル協議を実施した。 人物交流については、政府高官、マスメディアから学生などの青少年交流に至るまで、幅広いレベルで招へい事業を実施した。	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 3 各種招聘スキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現 例：安倍総理大臣のシンガポール訪問、ナジブ・マレーシア首相来日、アキノ・フィリピン大統領来日、及び岸田外務大臣のインドネシア訪問、等。
中期目標	—	要人往来、各種協議、会談、招へい等を実現し、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの対話・交流・協力を強化する。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化			年度目標
23年度	施策の	インドネシア、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの間で EPA の下での分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち 47 名、介護福祉士候補者のうち 36 名が国家試験に合格した（21 年度は看護師試験で 16 名）。国家試験合格者数を増加させるべく、訪日前研修を実施した。 インドネシアとの間では、ジャカルタ首都圏のインフラ整備と投資環境整備のためのマスタープラン作成を進めて	1 インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済連携(EPA)を着実に実施する。 2 法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。

進 捗 状 況 ・ 実 績		いるほか、中部ジャワ石炭火力発電所を日系企業が受注した。 マレーシアでは、我が国が円借款や教員派遣を通じて支援するマレーシア日本国際工科院 (MJIT) が9月に開校した。	
	24 年 度	インドネシア、フィリピン、マレーシアとの間で EPA の下での合同委員会、分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備などに関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、インドネシアとは、10月に第2回閣僚級経済協議及び首都圏投資促進特別地域 (MPA) 第3回運営委員会を開催、MPA 戦略プランを承認した。 マレーシアでは6月にマレーシア日本国際工科院 (MJIT) の開校式が行われ、我が国からは鳩山元総理大臣が総理大臣特使としてナジブ首相と共に出席した。 さらに、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA については、右に基づき受け入れた看護師候補者のうち30名、介護福祉士候補者のうち128名が24年度国家試験に合格した (23年度は、看護師試験合格者が47名、介護福祉士試験合格者が36名)。国家試験合格者数を増加させるべく、訪日前研修を拡充して実施した。	1 インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済連携 (EPA) を確実に実施する。 2 法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。 3 日・インドネシア EPA、日・フィリピン EPA に基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては合格率の更なる向上のための施策を講じる。
	25 年 度	インドネシアとは、12月にジャカルタ首都圏投資促進特別地域 (MPA) 第4回運営委員会を開催し、MPA 関連事業の具体的な進捗を確認し、引き続き促進していくことを確認した。この他マレーシア・シンガポール間の高速鉄道等の個別案件についてもハイレベルでの働きかけを実施し、フィリピンにおける地デジ日本方式の採用の決定等の実質的な成果が得られた。 さらに、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいて日本語研修の拡充等の各種取組を継続し、25年度に受入れた人数が看護師候補者については前年度の57名から112名に、また介護福祉士候補者については145名から195名へと増加した。また、25年度国家試験では、32名の看護師候補者と78名の介護福祉士候補者が合格した。	各国との経済関係の強化については、特にインフラ輸出を念頭に、日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援を推進する (インドネシア MPA 戦略プランの推進等)。また、各国との経済連携 (EPA) を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日・フィリピン EPA に基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては、日本語能力向上のための研修等の施策を拡充する。
	26 年 度	インドネシアとは、ジャカルタ首都圏投資促進特別地域 (MPA) 関連インフラ案件への支援継続を念頭に、インフラ整備等の経済・産業協力に関する新たな閣僚級対話を実施することで一致した。また、マレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設については、新幹線の導入に向け、マレーシア及びシンガポールに対し、ハイレベルによる累次の働きかけを実施した。 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続するとともに、26年度に受入れた候補者数は、前年度の307名から370名へ増加した。また、26年度国家試験では、26名の看護師候補者と78名の介護福祉士候補者が合格した。	インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援と個別案件での支援を継続する (MPA 戦略プランの推進等)。 各国との経済連携協定 (EPA) を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて研修の着実な実施及び受入れの拡大に努める。
中 期 目 標	—	日系企業支援の仕組みの強化と個別案件での支援によりインフラ輸出を強化するとともに、EPA の着実な実施を通じて経済関係の緊密化を促進する。	
25・26年度目標の達成状況		○	

3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	東ティモールの国づくりへの継続的な支援(国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)への軍事連絡要員(自衛官2名)派遣、経済協力・平和構築人材育成事業の継続的实施、約53億円にのぼる初の円借款供与等)やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与(国際監視団(IMT)への開発専門家派遣、ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施(J-BIRD)、国際コンタクトグループ(ICG)への参加を通じた和平交渉支援)等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。インドネシアとの間では、3月にARF災害救援実動演習(DiREx)を両国で共催した。また、12月にミンダナオ島北部を襲った台風により死者1,200人を超える甚大な被害が生じたことを受け、2,500万円相当の緊急援助物資を供与するとともに、200万米ドルの緊急無償支援協力を実施した。さらに、バリ民主主義フォーラムにおいては、岡田総理大臣特使が民主主義の普及に関するスピーチを行った上、同フォーラムに対する具体的協力として、同フォーラムの一環として行われたエジプト民主化支援セミナーに協力するなど地域における民主主義の普及・定着に貢献した。
	24年度	東ティモールの国作り支援の一環として、3月から4月にかけて行われた大統領選挙に合計17名、7月に行われた国民議会選挙に合計7名を選挙監視団として派遣し、同国の安定・民主化に貢献した。また、UNMITへの軍事連絡要員(自衛官2名)派遣(9月まで)、経済協力、平和構築人材育成事業、円借款供与等の支援も継続的に実施した。 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスにも引き続き積極的に関与した(IMTへの開発専門家派遣、J-BIRDの実施、ICGへの参加を通じた和平交渉支援、3月にはMILF和平交渉団の訪日招へいを実施した)。 この他、12月にインドネシアで開催された第5回バリ民主主義フォーラムには、外務副大臣が総理大臣特使として出席し、アジア地域の民主化とグローバル・ガバナンスに関するスピーチを行った。
	25年度	東ティモールの国作りの一環として、無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」、紛争予防・平和構築無償「効果的で利用しやすい司法制度、社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画(UNDP連携)」、無償資金協力「モラ橋護岸計画」の3件のE/N署名を実施するとともに、円借款案件「国道一号線整備計画」(平成24(2012)年E/N署名)の実施に向けて調整した。また、防衛省・自衛隊による能力構築支援事業に関する国際約束に署名した。 安倍総理大臣が7月にフィリピンを訪問した際に、ミンダナオ和平プロセスについて、コミュニティ開発、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発の3分野での支援を継続・強化していく旨表明し、25年度も積極的な支援を継続した。 11月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには、高村自民党副総裁が総理大臣特使として出席し、民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。

26 年 度	—	東ティモールの国づくりの一環として、無償資金協力「コモロ川上流新橋建設計画（詳細設計）」の E/N 署名を実施するとともに、9 件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び 2 件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。さらに、法整備、農業、教育機関等への能力構築支援を実施するとともに、ASEAN 加盟に向けた JICA 調査等も実施した。					東ティモールの国づくり支援を継続する。 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援を継続する。 バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。	
		フィリピン・ミンダナオ和平については、自治政府発足のための着実な進展を支援すべく、引き続き国際監視団への開発専門家の派遣、国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加、コミュニティ開発等の分野において ODA による開発援助を実施した。						
		10 月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには、中根外務大臣政務官が出席し、民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。						
中期 目 標	—	平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題にに対応する。						
25・26 年度目標の達成状況			○					
4 要人の往来数（日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）		実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	○
		14	21	14	18	19		
年度目標値			14 程度	14 程度	14 程度	18		

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	1 インドネシアとの関係では、平成 27 年 3 月にジョコ大統領（平成 26 年 10 月に就任）が訪日（公式実務訪問賓客）し、新政権との間でも経済、政治、国際協力といった様々な分野で両国の「戦略的パートナーシップ」を一層深化させていくことで一致したことは、二国間関係の発展にとって有意義であった。（東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段 6 ①））
	2 マレーシア及びシンガポールとの関係では、両国首脳の往来を通じ、政治、経済、国際協力といった様々な分野で両国間の協力を推進していくことに合意するとともに、特にマレーシア・シンガポールの高速鉄道に対する我が国新幹線の導入に向け、トップセールスを行ったことは、両国の経済関係の拡大にとって有益であった。（東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段 6 ①））。
次期目標等への反映の方向性	3 フィリピンとの関係では、両国首脳の往来、各種会談を通じ、政治、経済、ミンダナオ和平プロセスへの支援を含む国際協力といった様々な分野で両国間の協力を推進していくことで一致した点については、二国間関係の強化の観点から有益であった。（東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段 6 ①））
	4 日・インドネシア EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、日本語研修の拡充の結果、訪日後日本語研修終了時の N 3 程度（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）到達率は 9 割を超える結果となった。滞在期間の延長等の各種取組も継続しつつ、受入れ候補者も増加傾向にあるところ、二国間経済関係の強化の観点から有意義であった。（日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語事業（達成手段 6 ②））
【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、政治・経済・安全保障面など様々な面で、アジア地域や国際場裏の問題に一致して対処してきている重要なパートナーであり、これらの国々との協力を引き続き深める必要がある。 また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場、さらには大きなインフラ需要が見込まれるなど、貿易・投資面において我が国にとっての重要性が増しており、特にインフラ整備などにおいて、我が国官民が積極的に関与し、成長を取り込んでいく必要がある。さらに、インドネシア、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。こうした各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化により、我が国企業及び国民が経済的に裨益する。 一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の	

	推進等の多様な課題を有しており、我が国が平和構築等、地域及び国際的課題に対し、協力することが求められている。 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であるが、各国の特性により注意を払いつつ今後も同目標の達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 「首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化、ハイレベル協議の実施による政策対話、各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現」等の26年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、要人訪問を効果的に実現していくとともに、招聘スキーム等を活用し、要人のみならず、事務レベルや学識経験者、企業関係者、青少年の交流の活性化に取り組み、また、周年事業を積極的に推進し、対話・協力を継続・促進する。 2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 「個別案件を含めたインフラ輸出支援、日・インドネシアEPA、日・フィリピンEPAに基づく、看護師・介護福祉士候補者の受入れについての研修の着実な実施」等の26年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、インフラ需要が多いこの地域において、日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援に引き続き取り組む。また、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、行政事業レビューにおける指摘等も踏まえつつ、日本語研修の効果があがるように取り組む。 3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 「東ティモールの国作り支援の継続、フィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの支援の継続、バリ民主主義フォーラムへの積極的な関与」等の26年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化していくとともに、自然災害への対応（東日本大震災を踏まえた知見の共有を含む）、民主主義の普及・定着のための取組等、国際的・地域的課題に対応するための協力・連携を引き続き強化していく。 4 要人の往来数（日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外相） 26年度は目標を上回る19回の往来を実現した。27年度は18程度（直近4カ年の平均値）を目指す。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html) ・ 首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp/) ・ 国際協力機構ホームページ (http://www.jica.go.jp/) (http://www.jica.go.jp/regions/asia/index.html#seasia)

個別分野	7 南西アジア諸国との友好関係の強化
施策の概要	1 インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。 3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日) 「今後も、豪州、ASEAN諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開してまいります。」 ・日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップのための東京宣言(平成26年9月1日) 「安倍晋三日本国総理大臣とナレンドラ・モディ・インド首相は、2014年9月1日に東京において会談し、両国民の発展及び繁栄の継続のため、並びに、アジア及び世界の平和、安定及び繁栄の促進のために、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの可能性を最大限に発揮することを誓った。両首脳は、両国の関係を特別な戦略的グローバル・パートナーシップに引き上げつつ、今般の会談を日インド関係の新時代の幕開けと称した。」 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「特別な戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあるインドとの協力強化を進め、南西アジア諸国との関係を深化させます。」

測定指標	1 インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化		年度目標
	23年度	24年度	
施策の進捗状況・実績	野田総理大臣のインド訪問、クリシュナ外相の訪日に加え、国際会議等様々な機会を活用し、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。 具体的には、12月の野田総理大臣のインド訪問を含む3回の首脳会談や、10月の日インド外相間戦略対話を含む2回の外相会談を実施した他、4月に外務次官対話、4月及び2月に外務次官級政務協議、12月に日米印協議を行うなど、各種協議を実施した。特に、野田総理大臣のインド訪問時には、政治・安全保障面で、海上安全保障分野での協力を強化することで一致した他、経済面では、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)に関する協力の進展など、多くの具体的成果を挙げるとともに、「国交樹立60周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン」を発出し、日インド関係をより一層強化するため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことで合意した。	玄葉外務大臣のインド訪問やクルシード外相の訪日に加え、国際会議等様々な機会を活用し、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。 具体的には、電話会談を含む3回の首脳会談や、4月の玄葉外務大臣のインド訪問を含む4回の外相会談を実施した他、10月には外務次官対話や外務次官級政務協議、日印次官級「2+2」、さらには日米印協議を行うなど各種協議を実施した。特に、玄葉外務大臣のインド訪問では第6回戦略的外相間対話の他、第1回閣僚級経済対話を実施し、日インド関係を更なる高みに持っていくことで一致した。 また、同訪問時に立ち上げに合意したサイバー協議や海洋に関する対話は年内に実施され、クルシード外相訪日時にはそれらが歓迎されるとともにそれらを含めた政治対話を一層深化させていきたい旨合意された。	1 日インド首脳会談を成功裏に実施する。 2 日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。
			1 日インド首脳会談を成功裏に実施する。 2 日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。

25 年 度	11月から12月にかけての天皇皇后両陛下による国賓としての御訪問、5月のシン首相の訪日及び1月の安倍総理大臣のインド訪問のみに留まらず、その他閣僚級、事務レベルにおいて、政治分野はもちろん、経済、文化交流といった幅広い分野について協議を実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化を図った。 具体的には、1月の総理大臣訪印の際に、共同声明「日印戦略的グローバル・パートナーシップの強化」を発出し、普遍的価値を共有する民主主義国として、地域の平和、安定及び繁栄のために貢献していく決意を共有するとともに、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の大型インフラ計画における進展を確認し、更に前進を図ることで一致した。11月に行われた日印外相会談では、高速鉄道、日米印対話、民生分野の原子力協力及び地域開発協力などの政治安全保障及び経済分野において、協力を継続することで一致した。 また、タミル・ナド州投資促進プログラム(限度額130億円)、インド工科大学ハイデラバード校整備計画(限度額177億300万円)について、円借款の実施が決定され、経済のみならず文化・学術交流を含めた分野で協力関係が進展した。	天皇皇后両陛下のインド御訪問、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。 シン・インド首相の訪日を成功裏に実施する。同訪問では、政治・安全保障面では、民主主義、法の支配に基づいた共通の価値観を確認する他、経済面では、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等に関する協力の進展で一致するよう努める。また、日インド関係をより一層強化するため、文化・学術交流を含めた幅広い分野で協力を強化していく旨合意を図る。
	1 9月のモディ首相訪日の際に、日印関係は、「特別」戦略的グローバル・パートナーシップに格上げされ、また日印首脳会談では、政治・安全保障、経済・経済協力、人的交流・学術交流等といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われた。 2 1月、岸田外務大臣がインドを訪問した際には、スワラージ外相との間で第8回日印外相間戦略対話を実施し、二国間関係の強化に加え、国際場裏での協力や地域協力等につき議論した。さらに、事務レベルでは10月に日印科学技術協力合同委員会、12月に、日米印3カ国での局長級協議や次官級の経済戦略会議を実施した。 3 日印間での経済・経済協力については、9月の日印首脳会談で、安倍総理大臣から、今後5年間で、インドに対し、ODAを含む、3.5兆円規模の日本からの官民投融資を実現するとの意図が表明された。同首脳会談では、両首脳が新幹線システム導入について、ムンバイ・アーメダバード間での共同調査の進展を歓迎するとともに、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の日インド経済連携の旗艦事業の進捗を歓迎し、事業の加速化を約束した。	1 政権交代を果たしたインドの新政権と良好な関係を構築するため、モディ新首相の訪日をはじめとした要人往来を着実に実施することで、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。 2 また、閣僚級、日印外相間戦略対話、各種事務レベルでの協議など幅広い分野における対話を行う。 3 日本式新幹線システム導入、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)といった大型経済協力案件に関しても一層の進展を図る。
中期 目 標	各種会談・協議等を通じてインドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。	
25・26年度目標の達成状況		○
2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)		年度目標
23 年 度	ジグミ・ケサル・ブータン国王王妃両陛下(11月(国賓))、ティンレイ・ブータン首相(9月)、シュレスタ・ネパール副首相兼外相(1月)、ナシーム・モルディブ外相(同月)の訪日や、菊田外務大臣政務官のスリランカ・ブータン訪問(5月)、中野外務大臣政務官のモルディブ訪問(南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議出席(11月))をはじめとするハイレベルの要人往来が実現した。また、国連総会等の国	首脳、閣僚級の要人往来、各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。

施策の進捗状況・実績		際会議の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることができた。事務レベルの協議についても、パキスタンとの安全保障、経済等の分野での各種協議等を行うなど、各国との二国間協議を着実に実施した。さらに3件の閣僚級招へい、9件の戦略的実務者招へいを実施したほか、21世紀青少年大交流計画(JENESYS)プログラムを通じて、700人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日するなど、重層的な招へい事業を実施した。	
	24年度	岡田副総理大臣のバングラデシュ・スリランカ訪問(5月)や、カル・パキスタン外相(5月、7月)、ピーリス・スリランカ外相(7月)、モニ・バングラデシュ外相(7月)、ラージャパクサ・スリランカ大統領(3月)の訪日をはじめとするハイレベルの要人往来が実現した。また、ASEAN関連首脳会議等の国際会議の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることができた。 事務レベルの協議についても、パキスタンとの安全保障、経済等の分野での各種協議等を行うなど、各国との二国間協議を着実に実施した。 さらに1件の閣僚級招へい、4件の戦略的実務者招へいを実施したほか、被災地支援事業であるキズナ強化プロジェクトの一環として、約500名の高校生や大学・大学院生等が訪日するなど、重層的な招へい事業を実施した。	首脳、閣僚級の要人往来、各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。
	25年度	麻生副総理大臣のスリランカ訪問(5月)、新藤総務大臣のモルディブ(6月)及びスリランカ訪問(7月)及びバングラデシュ訪問(3月)といった首脳級、閣僚級以上の往来が数多く実現した。これら往来の結果、幅広い分野において、各国との二国間協力が前進した。また、次官級対話、日米印協議など事務レベルの協議も継続的に実施した。 また、講師派遣事業によるスリランカへの講師派遣の実現、アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2.0」によるバングラデシュ、パキスタン、ネパールの青少年の受け入れといった文化、知的交流の促進も進められた。	閣僚レベルのバングラデシュ及びスリランカ訪問、政務レベルのモルディブ訪問をはじめとするハイレベルの要人往来を実現する。また、国連総会等の国際会議の機会を活用して、各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話を図る。
	26年度	1 ヤーミン・モルディブ大統領の訪日(4月)、ハシナ・バングラデシュ首相の訪日(5月)、トブゲー・ブータン首相の訪日(6月)、安倍総理大臣のバングラデシュ・スリランカ訪問(9月)、パンディ・ネパール外相の訪日(10月及び3月)、ダール・パキスタン財務相の訪日(1月)、ファテミ・パキスタン外務担当首相特別補佐官の訪日(3月)といった首脳級、閣僚級の往来を活発に行った。 また、3月には城内外務副大臣がスリランカを、中根外務大臣政務官がパキスタンを訪問したのに加え、事務レベルでも2月の日バングラデシュ外務次官級政務協議、3月の日パキスタン外務次官級政務協議など、南西アジア地域各国との間のハイレベルでの対話を多様なチャンネルを通じて展開した。 2 人的交流の分野でも、講師派遣事業によるインド・ネパールへの講師派遣、アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2.0」による域内7カ国からの青少年の受け入れ等を積極的に実施した。	南西アジア地域各国との関係を維持強化するために、各国とハイレベルでの会談を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。具体的には、バングラディッシュ首相の来日、ブータン首相の来日実現を目指す。また、我が国要人の南西アジア地域各国への訪問実現を目指す。

中期目標	—	要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進、各種プログラムによる交流の継続及び促進を図る。	
	25・26 年度目標の達成状況	○	
	3	南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	年度目標
	23 年度	8 月に大洪水が発生したパキスタンに対して、JICA を通じた 3,500 万円相当の緊急援助物資の供与や、国連機関と協力し、1,000 万ドルの緊急無償を行うとともに、平成 23 年 1 月から 2 月にかけて洪水被害が発生したスリランカに対しては、テント等の救援物資の供与や国際機関や NGO を通じた支援を実施した他、9 月に道路及び灌漑施設の復旧のため 70 億円の円借款の供与を決定した。また、域内各国の経済・社会開発への支援に関して、11 月にパキスタン、3 月にインドに対してポリオ感染拡大防止・撲滅のための無償資金援助や、1 月にバングラデシュに対して母子保健の状況改善のための 50 億 4 千万円を限度とする円借款の供与を通じた支援を行うほか、ODA の供与等を通じて、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。また、11 月の SAARC 首脳会合に参加し、同地域の平和と繁栄に向けた様々な取組を指示する旨表明した。さらに、3 月には、第 5 回日 SAARC シンポジウムを開催した。	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
	24 年度	各国の経済・社会開発への支援に関し、スリランカに対して医療機材の整備支援のための無償資金協力や中小企業支援のための無償資金協力、パキスタンに対してポリオ感染拡大防止・撲滅のための無償資金援助を行った他、社会インフラ整備のためにスリランカに対して 9 億 4 千万円を供与限度とする高速道路・道路交通情報提供システム整備計画の無償資金協力やバングラデシュに対して地下水調査及び深層帯水層水源開発のために 7 億 2,800 万円の無償資金協力、ネパールに対するタナフ水力発電計画のための円借款等を行った。 また、ODA の供与等を通じて、スリランカ・ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
施策の進捗状況・実績	25 年度	当地域の各国の平和と繁栄のために、人道的かつ経済的な支援を様々なレベルで実施した。 バングラデシュに対しては、同国にとって最大の二国間援助供与国として、インフラ分野、防災、社会開発、食糧支援など様々な分野で援助を実施しており、3 月には、同国の航空保安設備の整備のために 24 億 200 万円を限度とする一般プロジェクト無償資金協力の供与が決定された。若い民主主義国が多い南西アジア諸国への民主化支援を積極的に行っており、ネパールに対しては、7 月には同国における制憲議会選挙の円滑な実施を支援するために 1 億 4,900 万円の無償資金供与を決定した。モルディブに対しては、11 月の大統領選挙に選挙監視団を派遣するなど人的貢献を中心とした民主化支援を実施した。	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
	26 年度	南西アジア地域の平和と繁栄のため、域内各国が被災した場合に迅速な支援を行うとともに、平和構築・民主主義定着などの課題に取り組む各国への支援を実施した。 具体的には、8 月にネパールで発生したネパールでの地滑り被害を受けて、WFP への拠出金のうち 50 万ドルをイヤマークした。 9 月、インド北部及びパキスタン北東部で発生した洪水	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献し、同地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。

		被害を踏まえて、シェルター・食糧配布等の分野における支援のため、各 10 万ドル、合計 20 万ドル(約 2, 300 万円)の緊急無償資金協力を国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)を通じて実施した。 12 月、モルディブの首都マレ島で発生した淡水化施設の火災による同島での水危機の際には、モルディブに対して、モルディブ政府内のタスクフォースに助言をするための専門家を派遣した。 3 月、児童の学習環境の改善及び紛争の影響を受けたコミュニティの持続可能な復興・再建を図ることを目的として、スリランカに対する無償資金協力「マナー県におけるコミュニティ主体の学習環境改善を通じた持続可能な再定住計画」に関する書簡の交換を実施した。					
中期目標	—	災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等を実施する。					
25・26 年度目標の達成状況		○					
4 要人往来数	実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	
	13	12	11	15	17	○	
年度目標値		—	13 程度	13 程度	13		
5 (参考指標)貿易額(億円)	実績値						
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
	17, 102	18, 309	17, 995	20, 112	22, 348		

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 ハシナ・バングラデシュ首相が平成 26 年 5 月に訪日した際に、日バングラデシュ包括的パートナーシップの構築が両国で合意され、9 月に安倍総理大臣が同国を訪問して、短期間での相互往来が実現したことは、日バングラデシュ二国間関係強化にとって重要な契機となった。特に、9 月の総理の同国訪問の際、ハシナ首相が、両国が極めて友好的な関係を有してきたことを踏まえ、両国間関係の一層の促進のため、日本の平成 27(2015)年の安保理非常任理事国選挙立候補を支持し、バングラデシュの立候補を取り下げる旨表明したことは、日本とバングラデシュの国際場裏での協力強化を示しており、アジア・太平洋地域のみならず、国際社会の平和と繁栄のための日本の積極的な取組に対する各国からの理解を促進する上で、非常に有益だった。(南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段 7 ①)) 2 平成 26 年 9 月の日印首脳会談の際に、日印関係を「特別」戦略的グローバル・パートナーシップに格上げすることで合意したことは、両国間の政治・安全保障、経済・経済協力、人的交流・学術交流等といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化の進展を促し、普遍的価値観を共有する日印両国の関係強化はアジア太平洋地域全体の平和と安定を確保する上で、効果があった。(南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段 7 ①)) 3 インド、バングラデシュ以外の南西アジア地域国との関係でも、活発な要人往来が実現されたことは、日本と各国間の政治関係及び、経済関係の強化にも資するとともに、地域各国との間でグローバルな課題に対応するための国際場裏での協力も促進するものである。中長期的にも、シーレーン上に位置している地政学的に重要な域内各国との継続的な友好関係を維持する上で、有益な取組みだった。(南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段 7 ①))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 1 南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、また、我が国にとってはシーレーン(海上交通路)上の要衝に位置し地政学的重要性を有するほか、約 16 億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面でも関係を強化していく必要がある。加えて、地域各国は伝統的に親日国が多く、日本が同地域の平和と繁栄に貢献することに対して各国からの理解と支持を得て、国際場裏における協力関係を継続して強化させる観点からも、各国との間の友好関係の強化が不可欠である。 2 特に近年経済成長の著しいインドは、12 億を超える人口を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配といった我が国と共通の価値を有し、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野で関係強化が求められる。

3 一方で、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロ等の課題を抱え、また、洪水や地震等の自然災害にも脆弱な地域であり、我が国が同地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築、自然災害に対する人道・復旧に向けた支援を行うことが、同地域の安定と繁栄や我が国との関係強化のために極めて重要である。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1 インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化

各種会談・協議等を通じてインドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化するとの中期目標の達成に向けた26年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するが、上記の施策の分析のとおり、日印関係の「特別」戦略的グローバル・パートナーシップへの格上の合意が日印関係強化に大きな意義があったことから、次の年次首脳会談を見据え、各種事務レベル協議の実施などを通じて、同取組を拡充していく。

2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)

要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進、各種プログラムによる交流の継続及び促進を図るとの中期目標の達成に向けた26年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するが、上記の施策の分析のとおり、インド以外の南西アジア地域国との関係でも、活発な要人往来が実現されたことは、日本と各国間の政治関係のみにとどまらず、経済関係の強化にも資するとともに、地域各国との間でグローバルな課題に対応するための国際場裏での協力も促進する上で、効率的な取組みだった一方、要人往来の有無にかかわらず、各国との友好関係を強化するためにも、事務レベルの協議、各種人的交流などの継続的な実施が望ましく、その旨を来年度目標に盛り込むこととする。

3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等を実施するとの中期目標の達成に向けた26年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するが、上記施策の分析のとおり、南西アジア地域は貧困、民主化の定着、テロ等の課題を抱え、また、洪水や地震等の自然災害に対しても脆弱であることから、各国の自主的な取組に対して側面支援を実施するべく、本目標の達成に向けた取組を拡充していく。

4 要人往来数

要人往来は、各国との二国間関係の発展の契機として大きな役割を果たすことが多いことから、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するという政策目標の達成度を測るために、要人往来数を客観的な指標に設定することは適切であったと考える。

今後も継続的に活発な要人往来が実現するよう二国関係の強化に向けて取り組むが、要人往来数自体は、各国と日本の政治日程などの事情によって大きく浮き沈みすることがありうることを考慮し、目標値を設定する際は直近3～4年の平均値をとるなど中長期的な観点から設定することとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説
(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20150212siseihousin.html)

(以下外務省ホームページ)

・第189回国会における岸田外務大臣の外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html)

【インド】

・日インド外務次官対話の開催(平成26年4月22日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press22_000028.html)

・モディ・インド首相の来日(平成26年8月30日～9月3日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_000894.html)

・第8回日・インド科学技術協力合同委員会共同プレスリリース(平成26年10月28日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page22_001637.html)

・インド北部及びパキスタン北東部における洪水被害に対する緊急無償資金協力(平成26年11月7日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001419.html)

・日インド経済戦略会議の開催(平成26年12月17日)

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001582.html)
- ・ 第8回日印外相間戦略対話(平成27年1月18日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001065.html)
- 【パキスタン】
- ・ 中根外務大臣政務官のパキスタン訪問(平成27年3月12日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/pk/page3_001124.html)
 - ・ 岸田外務大臣とターリク・ファテミ・パキスタン外務担当首相特別補佐官との会談(平成27年3月14日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001930.html)
 - ・ 日パキスタン次官級政務協議の開催(平成27年3月23日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001969.html)
- 【バングラデシュ】
- ・ ハシナ・バングラデシュ人民共和国首相の来日(平成26年5月25日～28日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/bd/page3_000783.html)
 - ・ 日・バングラデシュ首脳会談(概要)(平成26年9月6日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/bd/page3_000904.html)
 - ・ 第1回日バングラデシュ外務次官級協議の実施(平成27年2月3日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001729.html)
- 【スリランカ】
- ・ 日・スリランカ首脳会談(概要)(平成26年9月7日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/lk/page3_000905.html)
 - ・ 城内外務副大臣のスリランカ訪問(結果)(平成27年3月7日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001877.html)
 - ・ スリランカに対する無償資金協力に関する書簡の交換(紛争予防・平和構築支援無償「マナー県におけるコミュニティ主体の学習環境改善を通じた持続可能な再定住計画(UN連携／UN-Habitat実施)」)(平成27年3月11日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001419.html)
- 【ネパール】
- ・ 日ネパール外相会談(概要)(平成26年10月8日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001311.html)
 - ・ Japan Extends Assistance to WFP Nepal for Mid-Western Nepal(平成27年12月26日)
(<http://www.np.emb-japan.go.jp/ann/261214.html>)
 - ・ 岸田外務大臣とマヘンドラ・バハドゥル・パンディ・ネパール外相との会談(平成27年3月15日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000056.html)
- 【ブータン】
- ・ トブゲー・ブータン王国首相の来日(平成26年6月29日～7月3日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/bt/page3_000824.html)
- 【モルディブ】
- ・ ヤーミン・モルディブ共和国大統領の来日(平成26年4月14日～17日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/mv/page3_000735.html)
 - ・ モルディブにおける水生産施設の火災による水供給不安定化に関する専門家の派遣(平成26年12月15日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001572.html)
- 【JENESYS】
- ・ JENESYS2.0実績・事業報告
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000071.html)

個別分野	8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
施策の概要	大洋州地域諸国とのハイレベルの対話を強化する等して、友好関係を強化する。
関連する内閣の重要政策	・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) 「地域の重要なパートナーであるオーストラリアとは、普遍的価値のみならず、戦略的利益や関心も共有する。二国間の相互補完的な経済関係の強化に加えて、戦略認識の共有、安全保障協力を着実に進め、戦略的パートナーシップを強化する。また、アジア太平洋地域の秩序の形成や国際社会の平和と安定の維持・強化のための取組において幅広い協力を推進する。その際、日米豪の三か国協力の枠組みも適切に活用する。・・・モンゴル、中央アジア諸国、南西アジア諸国、太平洋島嶼国、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリといったアジア太平洋地域の友好諸国とアジア太平洋地域の安定の確保に向けて協力する。太平洋に広大な排他的経済水域と豊富な海洋資源を有する太平洋島嶼国とは、太平洋・島サミット等を通じ海洋協力を含む様々な分野で協力を強化する。」

測定指標	1 豪州及び NZ との関係強化		年度目標
	施策の進捗状況・実績	23 年度	
		24 年度	
		25 年度	豪州とは、安全保障分野において、日豪 ACSA、日豪 ISA の発効を前提とした新たな協力関係の構築を目的とした要人往来を行う。 NZ とは、経済協力に加えて、防災協力、国際場裏での協力の実現を目的に、二国間パートナーシップの拡大と政務レベルの相互訪問を目指していく。
		26 年度	日豪関係については、「戦略的パートナー」として、安全保障・防衛分野での協力関係強化(装備品、円滑化関係)を進めるとともに、日豪 EPA 交渉を推進し、ハイレベルの対話を強化する。 日 NZ 関係については、「戦略的協力パートナー」として、経済や安全保障・防衛、人的交流での協力を深め、ハイレベルの対話を強化する。
	中期目標	—	

25・26 年度目標の達成状況			○						
2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化						年度目標			
施策の進捗状況・実績	23 年度	1 要人往来 プナ・クック諸島首相(6月), ポリエ PNG 外務貿易移民相(4月), ナイラティカウ・フィジー大統領(6月)が来日するとともに, 我が方からは, 菊田外務大臣政務官の訪ミクロネシア(7月)を実施した。 2 年度中の主な進捗事項 ・日・PNG 投資協定署名(4月) ・第6回太平洋・島サミット開催に向けた有識者会合(5月, 7月, 8月, 10月, 11月) ・日・クック諸島外交関係開設に係る署名(6月)							
	24 年度	5月25日, 26日, 沖縄県名護市にて第6回太平洋・島サミットを開催。米国からの参加を初めて成功させ, 「沖縄キズナ宣言」を採択した。							
	25 年度	10月26日, 太平洋・島サミット第2回中間閣僚会合(外相級)を東京で開催し, 第6回太平洋・島サミットのコミットメント額の9割に匹敵する支援がすでに実施されたことを確認する等, フォローアップを行うとともに, 第7回太平洋・島サミットに向け日本として太平洋島嶼国地域の安定と繁栄に一層大きな役割を果たしていくことを表明した。							
	26 年度	有識者会合を5回開催し, 第7回太平洋・島サミットに向けた具体的な協力の重点分野等につき提言を得た。 3月, 太平洋・島サミット高級レベル協議を行い, 5月に開催される首脳級サミットに向けた意見調整や課題の認識共有を行った。							
	中期目標	—	太平洋・島サミットプロセス等を通じて太平洋島嶼国との関係を強化する。						
25・26 年度目標の達成状況			○						
3 要人の往来数			実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	○
年度目標値			34	11	45	34	33	18	
				11 件程度	34 程度(太平洋・島サミットの年)	34 程度(太平洋・島サミット中間閣僚会合の年)			

施策の分析(施策の有効性・効率性, 外部要因等の影響)	1 基本的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナーである豪州については, 我が国と共に米国の同盟国であり, 変化するアジア太平洋地域的情勢に対応する為の安全保障・防衛協力の確立が不可欠である中, 日豪防衛装備品及び技術移転協定に署名・発効し, 日豪間の安全保障・防衛協力において, 新たに防衛装備品分野での協力が可能になった。また, 日豪間の共同運用及び訓練を円滑化するための協定の作成に向けた交渉の開始が合意され, 日豪間で実施する訓練内容や場所について拡大を目指すために具体的な手段を整える準備が開始された。経済分野では, 日豪 EPA について署名・発効し, 今後の日豪経済関係が一層発展する基礎を固めることができたことは, 豪州との二国間関係を更に強化するとの中期目標の達成する上で極めて有効であった。(大洋州地域諸国との友好関係の強化(達成手段8①)) 2 また, アジア太平洋地域の先進民主主義国の一員として基本的価値を共有しており, 良好な二国間関係を維持している NZ との関係では, 平成 27 年 3 月に訪日したキー首相との首脳会談において, 首脳間で気候変動や軍縮・不拡散等の様々なグローバルな課題に両国で取り組んでいくことで一致したほか, TPP 交渉の早期妥結や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の交渉の年内完了の目標に向け
-----------------------------	---

	て協力していくことで一致。太平洋協力やテロとの戦い、安全保障、国際場裏における協力についても確認したことは、NZとの二国間関係を更に強化するとの中期目標を達成する上で有効であった。(大洋州地域諸国との友好関係の強化(達成手段8①)) 3 太平洋島嶼国との関係では、平成25年10月には第2回太平洋・島サミット中間閣僚会合(the 2nd PALM Ministerial Interim Meeting : MIM2)が開催された。会合には日本を含め17カ国・地域から外務大臣等の閣僚級の関係者が参加した。会合では、1年半後に開催される第7回太平洋・島サミットに向け、(1)第6回太平洋・島サミットのフォローアップ、(2)海洋秩序と資源管理、(3)貿易・投資促進に焦点を当て、これらについて活発な議論が行われ、「議長総括」を採択。岸田大臣から、一連の議論を通じて日本と太平洋島嶼国との関係が一層緊密になったこと、及び次回サミットに向けて取り組むべき方向性・課題も明らかとなったことを確認し、有意義な議論になったことについて、参加国に謝意を表明。太平洋島嶼国からも、日本を同地域の一員として歓迎し、日本からの大きな支援と強いコミットメントが継続していることに深い謝意の表明があった。これらの実績は、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を強化するとの中期目標の達成に向け有効であった。(太平洋地域諸国との友好関係の強化(達成手段8①)、第7回太平洋・島サミット開催準備(達成手段8②))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 1 豪州、NZは太平洋地域において中核となる国々であり、これら両国と協力関係を深めることは、アジア太平洋地域の平和と安定のみならず、資源・食料の安定供給面でも重要な意味を有する。以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、また、その十分な達成には一定の時間を要するところ、引き続き同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 2 太平洋島嶼国との関係強化に関しては、我が国が国際場裏における発言力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を確保する必要性は高い。この観点から、太平洋・島サミット開催の必要性は高く、引き続き太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すると施策を維持する。 【測定指標】 1 豪州及びNZとの関係強化 「日豪・日NZの「パートナーシップ」を推進・強化する」との中期目標の達成に向けた、26年度目標(日豪間では、安全保障・防衛協力強化(装備品、円滑化関係)及びEPA交渉推進、日NZ間では、経済や安全保障・防衛、人的交流での協力の深化及びハイレベル対話の強化)は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これらの取り組みを基本的には継続するが、特に日豪間では、各種協定の発効に伴い、今後は協力関係の具体化が想定されることから、中長期的に、状況を踏まえつつ、個別具体的なプロジェクトに関する目標を設定し、進捗を確保することとする。 2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 「太平洋・島サミットプロセス等を通じて太平洋島嶼国との関係を強化する」との中期目標の達成に向けた、26年度目標(第7回太平洋・島サミットの開催に向けて、有識者会合や関係国・地域との協議を行い、ハイレベルの対話を強化する)は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これらの取り組みを基本的には継続するが、第7回太平洋・島サミットを経て新たな課題が見いだされた場合には、それらの解決を目指すこととする。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書第2章第1節5(大洋州) ・外務省ホームページ 【オーストラリア】 ・安倍総理のオーストラリア訪問 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page4_000246.html) 【ニュージーランド】 ・日・ニュージーランド首脳会談 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000223.html) 【島嶼国】 ・太平洋・島サミット 第2回中間閣僚会合(結果概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press5_000004.html)

施策Ⅰ-2 北米地域外交

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－I－2)

施策名	北米地域外交				
施策目標	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 (3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	293	297	276
		補正予算(b)	27	0	0
		繰越し等(c)	135	0	
		合計(a+b+c)	455	297	
	執行額(百万円)		429	291	

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり		
		(判断根拠)		
		全ての主要な測定指標で目標を達成したが、その他の一部の測定指標で目標達成に至らなかったことから、上記(相当程度進展あり)のとおりに判定した。		
		測定指標の 25・26 年度目標の達成状況(*印＝主要な測定指標)		
		1 北米諸国との政治分野での協力推進		
		* 1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展		○
		2 日米・日加間の相互理解の進展		○
		3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)(注)副大統領を含む。		○
		4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)		▲
		5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)		△
		2 北米諸国との経済分野での協力推進		
		* 1 米国との経済分野での協調の深化		○
		2 カナダとの経済分野での協調の深化		○
		3 米国との安全保障分野での協力推進		
		* 1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進		○
		* 2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展		○

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 日米関係は 4 月のオバマ大統領の訪日及び 10 月の日米安全保障協議委員会(2+2)の開催によって大いに基盤が強化された。特に安全保障面では、オバマ大統領が尖閣諸島は日米安全保障条約第 5 条の範囲であることを明言したことは、対中抑止のシグナリング効果は極めて重要だった。また 2+2 では 1997 年以來の日米防衛協力の指針の中間報告を発表したことも、変動するアジアの戦略環境における日米同盟の役割を再構築する上で重要であった。また海洋安全保障・宇宙・サイバーといったドメインにおいて、日米協力が大きく深化した 1 年でもあった。また TPP 交渉についても、自動車貿易・非関税措置・農業分野などの困難な領域での日米交渉を展開し、TPP 交渉全体の推進を担った。カナダとは、特に経済分野での協調の強化が進んだ。特に天然ガス(LNG)を含むエネルギー分野、鉱物資源などの民間協力の推進には、新しい展開が生まれている。カナダが共通の価値を有するパートナーとしてアジア太平洋地域への関与を慫慂するためにも、日加関係のさらなる深化が求められる。 2 すでに成熟した関係である日米・日加関係をさらに数値的に前進させるのは容易ではなかろう。そんななかで、行政官レベルの交流を着実に進めているのは評価できる。これをさらに推し進めて、
-----------------	---

	独仏のように、さらに濃密な行政(官)の相互交流を、目標に入れ込んでいってもよいかもしれない。また、元 POWs の訪日などの地味な和解推進行為をアップグレードし、トップ政治家や高官の象徴(和解)外交の道を模索するのも一手と考えられる。 なお、参考指標として「米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)」が挙げられているが、その推移の背後にある要因を特定すべく、情報・調査・企画部門における分析を進めるべきではないだろうか。 3 「米国における対日世論調査の結果」については、外務省としての分析(これをどのように受け止めるべきかというレベルまでの説明)まであった方がよいと思われる。
--	--

担当部局名	北米局	政策評価実施時期	平成 27 年 8 月
-------	-----	----------	-------------

個別分野	1 北米諸国との政治分野での協力推進
施策の概要	1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日) 「今後も、豪州、ASEAN 諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を進めてまいります。 その基軸は日米同盟であります。この二年間で、日米同盟の絆は復活し、揺るぎないものとなりました。」 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「本年もこれまでと同様、日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、そして経済外交の強化という三本柱を軸とした外交を進めます。 第一の柱は、日本外交の基軸である日米同盟の強化です。昨年4月、日米首脳は、平和で繁栄するアジア太平洋を確かなものにしていくために、日米同盟が主導的役割を果たすことを確認しました。今後も日米同盟をあらゆる分野で強化してまいります。」

測定指標	1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展		年度目標
	23年度	24年度	
施策の進捗状況・実績	1 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢、グローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。また、9月の野田政権発足以来、日米両政府は、3回の首脳会談、7回の外相会談をはじめ、様々なレベルにおいて、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を中心に、日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致しており、12月には、玄葉外務大臣の二国間の文脈での訪米を実現、二国間の課題に加え、アジア太平洋地域情勢やグローバルな課題について意見交換を行った。 2 カナダについては、種々の国際会議の機会をとらえ、3回の首脳会談、2回の外相会談を実施するとともに、3月のハーパー首相訪日の際には、首脳間で青少年交流及び科学技術協力等を含む日加共同成果を発表した。	1 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し(首脳会談3回、首脳電話会談2回、外相会談6回、外相電話会談2回、その他政務レベルならびに次官級・高級事務レベルの意見交換等17回を実施)、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢や中国との関係などのアジア太平洋地域情勢、アフガニスタン支援、シリアの情勢への対応やイランの核問題といったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携を図り、安全保障、経済、文化・人材交流を中心に、日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致している。特に、新政権下では、日本外交の基軸である日米同盟を強化していくとの決意の下、1月から2月にかけての首脳・外相レベルの相次ぐ訪米に見られるように、日米間で極めて緊密な連携を図った。	1 日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。特に、北朝鮮、ミャンマーなどといったアジア太平洋地域における課題、さらには、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題などのグローバルな課題のにつき緊密に連携する。 2 日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定(ACSA)の交渉を進める。

	2 カナダについては、4月の日加政務・防衛当局間(PM)協議、第10回日加安全保障シンポジウム、6月のロスカボスでのG20首脳会合、9月のウラジオストクでのAPEC首脳会合の際の首脳間での懇談、翌年1月の安倍新総理大臣との電話会談、次官級・事務レベルの意見交換等を実施したほか、11月の日加経済連携協定(EPA)交渉の第1回会合等、政治、安全保障、経済等幅広い分野における緊密な協力を行った。 また、ACSAについては、4月に第2回日加ACSA締結に向けた協議を実施し、その後も引き続き日加間で調整を継続している。	
25年度	1 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し(首脳会談2回、首脳電話会談2回、外相会談5回、外相電話会談6回を実施)、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢や中国との関係などのアジア太平洋地域情勢、シリア情勢への対応やイランの核問題、さらには気候変動問題や女性のエンパワーメント等といったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。 2 カナダについては、4月のG8外相会合の際に外相会談、5月の第11回日加安全保障シンポジウム、6月の英国でのG8サミットの際に首脳会談、7月ASEAN関連会合の際に外相会談を行ったほか、9月には安倍総理大臣がカナダを訪問し首脳会談等を行った。また、3月、第2回日加次官級「2+2」対話を実施した。経済についても4月、7月、11月に日加経済連携協定(EPA)交渉の第2～4回会合等を実施するなど、政治、安全保障、経済等幅広い分野における緊密な協力を行った。 また、ACSAについては、9月の安倍総理大臣訪加の日加首脳会談において実質合意を確認した。	1 米国との間では、アジア太平洋地域情勢の戦略環境が大きく変化していることを踏まえ、安全保障面、経済面のみならず地域情勢への対応を含め、幅広い分野で協力関係を強化していく。 2 カナダとの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定(ACSA)の交渉を進める。
26年度	1 オバマ大統領の国賓訪日を始めとして、日米間で首脳・外相を含む様々なレベルでの会談や協議を累次の機会に実施し(首脳会談2回、首脳電話会談4回、外相会談3回、外相電話会談8回を実施)、安全保障や経済といった二国間の課題のみならず、北朝鮮、中国、ウクライナ、シリア、イラン核問題等の地域情勢や、気候変動、ISIL対策を含むテロ対策、エボラ出血熱対策等のグローバルな課題への対応についても、両政府間で緊密な連携が図られた。 4月のオバマ米国大統領の国賓としての訪日に際して行われた日米首脳会談では、日本の「積極的平和主義」と米国のアジア太平洋重視政策を、共に地域の平和と安定に資するものとして相互に評価・歓迎し、平和で繁栄するアジア太平洋を確実にするための日米同盟の主導的役割を確認した。 2 カナダについては、7月のベアード外相の訪日、11月の北京APECの際の日加首脳会談を行ったほか、6月に関係部局、省庁と協力し、第12回日加安保シンポジウム、日加PM/MM協議を実施した。経済についても、7月、11月に日加経済連携協定(EPA)交渉の第6回及び第7回会合を実施するなど、政治、安全保障、経済等幅広い分野における緊密な協議を行った。日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結については引き続き調整を進めた。	1 米国との間では、安全保障、経済等の二国間関係のみならず、アジア太平洋地域情勢への対応を始め、幅広い分野で協力関係を強化していく。 2 カナダとの関係では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結に向けた手続を進める。

中期目標	—	1 我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。 2 カナダとの緊密な連携をより一層強化する。	
		25・26年度目標の達成状況	○
		2 日米・日加間の相互理解の進展	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 在米・在加日系人との交流 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を招へいた。さらに、米国については、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわゆる新1世）を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代（学生）5名を招へいた。 2 日米桜寄贈100周年事業 日米桜寄贈100周年を迎える平成24年、米国では、タイダル・ベイスンの景観整備、全米桜植樹プロジェクト、全米桜祭り（於：ワシントンDC）等が行われ、本邦においても、日米桜フェスティバル（於：恵比寿）や日米交流作文コンクール等の記念事業を実施したほか、事業認定を通じた国内イベントとのタイアップなども行った。 3 マンスフィールド研修計画 8年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、23年度は第16期生5名が研修を開始した。 4 日米・日加外交官交流 23年度は、米国国務省職員1名及び加外務貿易省職員1名が外務省で勤務した。また、外務省職員1名を米国国務省に派遣した。	日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米間では、平成24年日米桜寄贈100周年事業の成功に向け着実に準備作業を進める。
	24年度	1 在米・在加日系人との交流 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を招へいた。さらに、米国については、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわゆる新1世）を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」5名を招へいた。また、10月に開催した在米・在加公館長会議において、公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催した。 2 キズナ強化プロジェクト（北米地域） 米国・カナダの高校生を14日間本邦に招へいし、被災地視察、文化交流活動等を行う機会を提供する短期招へいプログラム、被災地の高校生が14日間米国・カナダを訪問し、学校訪問及び復興に関する意見交換を行う短期派遣プログラム、そして被災地の大学生、大学院生、若手社会人等を米国に派遣し、滞在先において英語研修、ビジネス慣習研修、インターンシップ、復興に関する意見交換を行う長期派遣プログラムを実施した。約2,400人規模の青少年交流を実現した。 3 マンスフィールド研修計画 8年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で1年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、24年度は第17期生4名が研修を開始した。 4 日米・日加外交官交流 米国国務省職員1名及び加外務貿易省職員1名が外務省で勤務した。また、外務省職員1名を米国国務省に派遣した。	より重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米桜寄贈100周年事業の成功を受け、更なる交流の気運を高める。

	5 米国人元戦争捕虜 (POW) 招へい 米国から元戦争捕虜 (POW) 等を招へいし、外務大臣への表敬をはじめ、政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設けた。	
25 年 度	1 在米・在加日系人との交流 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を招へいした。さらに、米国については、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわゆる新1世）を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」5名を招へいした。また、10月に開催した在米・在加公館長会議において、公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催した。 2 KAKEHASHI Project (北米地域) 米国・カナダの高校生を約10日間本邦に招へいし、また本邦の青少年を約10日間米国・カナダに派遣する5,000人規模の青少年交流プログラムである。我が国に対する潜在的な関心を増進させ、訪日外国人の増加を図るとともに、クールジャパンを含めた我が国の強みや魅力などの日本ブランド、日本的な「価値」への国際理解を増進させることを目指し、約3,200人の米国・カナダの青少年を招へい・派遣した。 3 マンスフィールド研修計画 8年度から継続して米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、25年度は第18期生10名が研修を開始した（研修期間は1年間）。 4 米国人元戦争捕虜 (POW) 招へい 米国から POW 等 13 名を招へいし、外務大臣への表敬をはじめ、政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設けた。	日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。 特に、5,000人規模の青少年交流を目指す KAKEHASHI Project を成功させる。
26 年 度	1 「日米二国間交流における首脳文書」の発出 4月のオバマ大統領訪日時に発出した共同声明の付属書である「日米二国間交流における首脳文書」において、日米間の幅広い人的交流を日米同盟の支柱と位置づけた。 2 在米・在加日系人との交流 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を招へいした。 また、10月に開催した在米・在加公館長会議において、公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催した。 3 KAKEHASHI Project (北米地域) 我が国に対する潜在的な関心を増進させ、訪日外国人の増加を図るとともに、クールジャパンを含めた我が国の強みや魅力などの日本ブランド、日本的な「価値」への国際理解を増進させることを目指し、米国・カナダの高校生を約10日間日本に招へいし、また日本の青少年を約10日間米国・カナダに派遣する本事業は、26年度を以て交流数4,974名を達成し、終了した。 4 マンスフィールド研修計画 米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、26年度は第19期生10名が研修を開始した（研修期間は1年間）。	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。交流プログラムをそのフォローアップまで見据えて着実に実施していく。

		5 米国人元戦争捕虜 (POW) 招へい 米国から POW 等 14 名を招へいし、外務省政務レベルへの表敬をはじめ、政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設けた。 6 日加外交官交流 加外務貿易省職員 1 名が外務省で勤務した。					
中期目標	—	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。					
25・26 年度目標の達成状況		○					
3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)(注) 副大統領を含む。	実績値(【】内一年度目標の達成度)				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況	
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	○	
	13	13	15	21	—	○	
年度目標値			13 程度	13			
4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	実績値				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況	
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	▲	
	6	5	6	2	—	▲	
年度目標値			6 程度	6			
5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合) ①一般の部、②有識者の部	実績値				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況	
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	△
	①84% ②90%	①84% ②90%	—	①76% ②93%	①73% ②90%	—	△
年度目標値			①84%程度 ②90%程度	①84%程度 ②90%程度	①84% ②90%		

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 4 月のオバマ大統領訪日に際して行われた日米首脳会談において、両首脳は、日本の「積極的平和主義」と米国のアジア太平洋重視政策を、共に地域の平和と安定に資するものとして相互に評価・歓迎し、平和で繁栄するアジア太平洋を確実にするための日米同盟の主導的役割を確認した。また、オバマ大統領訪日の際に発出した日米共同声明及びファクトシート「日米のグローバル及び地域協力」により、これまでの日米協力の成果も踏まえ、両首脳で力強い同盟を確認し、さらなる具体的な協力を打ち出すことができた。こうした施策は、幅広い分野で日米間の協力関係を強化していく上で極めて効果が高かった。(北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①)) 2 オバマ大統領訪日の際に発出した日米共同声明の付属書である「日米二国間交流における首脳文書」において、日米間の幅広い人的交流を日米同盟の支柱と位置付けたことは、具体的な交流強化に向けた方策の策定につながり、重層的な日米の交流・対話を推進し、幅広い層における日米間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる上で極めて効果が高かった。(北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①)) 3 25 年度及び 26 年度を通じ、5,000 人の日米の青少年を交流させた KAKEHASHI Project の実施は、我が国に対する潜在的な関心やクールジャパンを含めた我が国の強みや魅力などの日本ブランド、日本的な「価値」への国際理解の増進に貢献するとともに、日米間の青少年交流を一層促進する上で、有効であった。(北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①)) 4 日加両国で安定した政治状況が続いていることもあり、首脳・外相の会談数は各々 1 回に止まり、測定指標 4 の 26 年度の目標の達成に至らなかったが、11 月の APEC 首脳会合の際の日加首脳会談、7 月のベアード外相訪日の際の日加外相会談を通じて、グローバルな課題や二国間関係につき議論を深めることができた。(北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①)) 5 関係部局、省庁と協力し、日加安保シンポジウム及び PM/MM 協議を実施したことは、安全保障分野における日加両政府間の協力関係を進展させることとなり、日加関係強化の観点から効果が高かった。(北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①)) 6 測定指標 5 では、本世論調査が実施されて以来得た結果のうち、最も高い数値を目安として設定した目標であったこともあり、目標達成に至らなかったが、依然として米国国民の我が国に対する高い信頼感を示す結果となった。
次期目標	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む)

等への反映の方向性	日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄にも大きな役割を果たしている。オバマ大統領が国賓として訪日した際の首脳会談で、両首脳は、平和で繁栄するアジア太平洋を確実にするための日米同盟の主導的役割を確認した。これらの点も踏まえ、日米両国間の緊密な連携を一層強化することは、我が国外交全体の推進という観点からも必要不可欠である。 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。世界が直面する諸課題について、ともにG7・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び強化することは重要である。また、国際社会が直面する課題の解決に向け、国連を始めとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。 このように、日米及び日加間の緊密な連携を一層強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 「我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する」との中期目標の達成に向けた26年度目標は適切な目標であったと考える。日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくとともに、日米間で幅広い分野での協力を進め、日米同盟の強化に努める。特に、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、日米間の連携を一層強化していく。 また、「カナダとの緊密な連携をより一層強化する」との中期目標の達成に向けた政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させる等の26年度目標は適切な目標であったと考える。普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG7のメンバーであるカナダとの協力を推進することが重要であり、今後とも中期目標の達成に向け、高いレベルでの対話を基礎に、日加次官級「2+2」対話の実施、日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結に向けた手続きの推進等の取組を継続する。 2 日米・日加間の相互理解の進展 「重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる」との中期目標の達成に向けた26年度目標は適切な目標であったと考える。中期目標の達成に向け、在米・在加日系人との交流やマンスフィールド研修計画、米国人元戦争捕虜(POW)招へいといった取組を継続するとともに、日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業等を新たに実施する。 3 日米二国間会談数 26年度目標は過去の実績を目安とした適切な目標であったと考える。中期目標の達成に向け、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルで頻繁な意見交換を継続する。 4 日加二国間会談数 26年度目標は過去の実績を目安とした適切な目標であったと考える。両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の強化には、日加間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの頻繁な対話の実施が重要であり、今後ともこれら意見交換を継続する。 5 米国における対日世論調査の結果 重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げるための26年度目標は過去の実績に基づいた適切な目標であったと考える。上記「施策の分析」欄6のとおり、目標達成には至らなかったが、本指標の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度反映したものであり、今後とも過去の実績に基づいた適切な目標を設定し、同目標達成に向けた取組を継続する。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・首相官邸 ホームページ (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20150212siseihousin.html) ・外務省 ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_000755.html) ・「平成27年版外交青書」第2章第2節

個別分野	2 北米諸国との経済分野での協力推進
施策の概要	1 米国 (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。 (2) 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。 (3) 個別経済問題に対処する。 2 カナダ (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 (2) 日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 (3) 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「最終局面の TPP 交渉は、いよいよ出口が見えてまいりました。米国と共に交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指します。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「第一の柱は、日本外交の基軸である日米同盟の強化です。昨年 4 月、日米首脳は、平和で繁栄するアジア太平洋を確かなものにしていくために、日米同盟が主導的役割を果たすことを確認しました。今後も日米同盟をあらゆる分野で強化してまいります。」

測定指標	1 米国との経済分野での協調の深化	年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度 1 4 月の日米外相会談後の共同記者会見で、震災後の復興に向けた官民パートナーシップを進めていくことを発表し、米国主導のトモダチ・イニシアティブの立ち上げ及び運営を支援した。 2 11 月のホノルル APEC の際の日米首脳会談において、両首脳は、アジア太平洋地域の経済統合実現のための協力を日米で共に進めていくことで一致、野田総理大臣から、日本政府として、TPP 交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることにした旨伝達、オバマ大統領からは、日本の決定を歓迎する旨の発言があった。これを受け、2 月には、米国との協議を開始した。 3 日米経済調和対話の下で、日米両政府は平成 23 年 2 月から翌年 1 月にかけて、①日米双方の経済・貿易政策に関する情報交換、②日米二国間経済協力関係の更なる促進、③地域・グローバル課題への連携、④貿易円滑化、ビジネス環境の整備、及びその他の個別案件への対応を議題として多岐にわたる項目について協議を行い、同取組の主な成果を確認する「協議記録」を公表した。具体的な実績の一例として、1 月、両政府は、法的拘束力のない、情報通信技術(ICT)サービスについての貿易に係る原則を共同で策定した。 4 個別通商問題への対応により、以下のような進捗が見られた。 (1) 米産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局(OIE)基準への整合等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行った。 (2) 郵政改革問題については、保険市場の自由化等について累次の要請があるが、我が方としては関係省庁と連携しつつ、WTO 協定を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの基本的立場を説明の上、協議を行った。	日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。
	24 年度 1 4 月に日米共同声明を発表し、二国間の貿易・投資関係を深め、イノベーション、起業、サプライチェーン・セキュリティ、インターネット・エコノミー等における協力を促進するための方途を引き続き追求することを明らかにした。	日米間の各種の経済対話等を進め、クリーンエネルギー・イニシアティブ、グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する協力、トモダチ・イニシアティブ等の協力を推進し、二国間経済関

	2 4月の日米首脳会談時の「日米協カイニシアティブ」ファクトシートにて、東北グリーン・コミュニティ・アライアンスやクリーン・エネルギー・イノベーションにおける新たな協力、重要鉱物資源の研究開発等、クリーンエネルギーにおける協力分野を拡充することを発表した。 3 日本の TPP 交渉参加に関する米国との協議については、4月及び11月の日米首脳会談や閣僚級での会談を含め、継続的に日米間で協議を行い、特に、2月の日米首脳会談では、安倍総理大臣は、オバマ大統領との間で、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった、二国間貿易上のセンシティブティが両国にあること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することを予め約束することは求められないこと、の3点を明示的に確認し、「日米の共同声明」を発出した。また、その後、「日米の共同声明」に基づき、日米間の協議が継続された。（なお、その後、平成25(2013)年4月に、日米間の協議の終了を発表することとなった。） 4 米国产牛肉輸入問題については、食品安全委員会による BSE 対策見直しに関する科学的なリスク評価(平成24(2012)年10月答申)を踏まえ、二国間協議などの手続を経て、2月1日から月齢制限の30か月齢への引き上げ等の輸入条件見直しが行われた。	係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。
25年度	1 4月に日本の TPP 交渉参加に関する日米間の協議が妥結した。この日米合意において、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPP 協定におけるルール作りや市場アクセス交渉において、共に緊密に取り組むことを確認した。 2 日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大や貿易・投資などのルールの強化のため、共に取り組んでいくこととし、この目的のため、自動車貿易と非関税措置に関し、TPP 協定交渉と並行して日米間で交渉を行うことを決定した。この日米並行交渉は、8月の第1回会合以降、平成25年中に計4回、開催された。 3 エネルギー協力については、米国エネルギー省が5月以降、日本を含む FTA 非締結国向けの液化天然ガス(LNG)輸出許可申請を順次、承認している。9月の日米首脳会談、10月の岸田外務大臣とモニーツ米エネルギー長官との会談などのハイレベル会談の場を活用して、米国产 LNG の対日輸出が早期に承認されるよう働きかけを行ってきた結果、2月時点で日本企業が関与している米国 LNG 輸出プロジェクト全4件は、全て輸出承認を得ている。 4 3月にインターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話(第5回局長級会合)を実施し、インターネット・エコノミー分野における協力関係を推進した。	日米間で、貿易・投資関係を更に深めるとともに、エネルギー、イノベーション、起業、サプライチェーン・セキュリティ、インターネット・エコノミーなどの、様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。また、日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。
26年度	1 エネルギーを始めとする様々な分野における協力関係 (1)インフラ 4月の日米首脳会談において、超電導リニア(マグレブ)技術の米国での導入を改めて提案した。 (2)エネルギー 4月の日米首脳会談において、両首脳はエネルギー協力の重要性につき合意した。	日米間で、貿易・投資関係を更に深めるとともに、エネルギーを始めとする様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。また、TPP 交渉を通じて日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。

		6月の菅官房長官とポネマン米エネルギー省副長官との会談等において、米国産 LNG の輸出の開始に向けてハイレベルで働きかけた結果、日本企業が関与している米国 LNG 輸出プロジェクトについて、平成 29(2017)年以降に日本への LNG 輸出が実現する見込みとなった。 12月に第1回日米エネルギー戦略対話を開催し、経済産業省、防衛省と共に、世界のエネルギー問題・輸送問題、日米エネルギー協力やアジアのガス市場等のテーマにつき有意義な議論を行った。 (3)インターネット・エコノミー 9月に2日間にわたり、ワシントン D.C.にて、「インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話」(第6回局長級会合)を開催し、日米間での連携を確認した。 2 TPP 交渉を通じたルールづくり 4月の日米首脳会談において、両首脳は、TPP は成長センターであるアジア太平洋地域に一つの経済圏を作り、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値観を共有する国々と新たなルールを作り上げるものであり、戦略的に重要であるとの認識で完全に一致した。また、TPP に関する日米二国間の重要な課題について、前進する道筋を特定した。 この道筋に沿って、両国は閣僚レベル及び事務レベルで精力的に交渉を続けた。具体的には、自動車貿易及び非関税措置に関する米国との並行交渉(事務レベル協議)を11回、TPP 交渉における日米閣僚級協議を4回実施した。	
中期目標	—	1 日米首脳会談・外相会談等の機会をとらえた具体的成果を積み上げる。 2 日米間の各種経済対話を実施する。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
2 カナダとの経済分野での協調の深化			年度目標
施策の進捗状況・実績	22 年度	日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア・太平洋地域におけるパートナー及び G 8 のメンバーとして幅広い分野で緊密に協力しており、経済分野においては日加次官級経済協議、日加貿易投資対話、協力作業部会等の実施、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等の個別の協力を促進した。具体的には、11月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致したことを受け、2月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで2度の共同研究会合が開催されるなど、両国の経済関係強化に向け着実な進展を得た。	
	23 年度	1 5月の G 8 ドーヴィル・サミットでの菅総理大臣とハーパー首相との首脳会談、9月の国連総会での野田総理大臣とハーパー首相との首脳会談、また 12月の両首脳による電話会談において、日加 EPA 共同研究を早期に終了し、交渉開始に向けて取り組むことで一致、これを受けて3月に、約1年間に亘る共同研究を経て、共同研究報告書を発表し共同研究は終了した。 2 3月の日加首脳会談において、両首脳は、EPA 交渉を開始することで一致するとともに、天然ガスを含むエネルギー・鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進めることについても一致した。	日加経済枠組みの下、平成 19 年 10 月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、日加 EPA の共同研究の早期終了を含め個別の協力を強化していく。

24年度	7月、日加EPA準備会合及び第25回次官級経済協議(JEC)をオタワにて開催した。右準備会合では「交渉の枠組み」について協議し、JECでは日加経済枠組みに基づく「協力の優先分野」における協力、具体的には日加貿易投資対話、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等における協力や取組について包括的な意見交換を行い、各分野における取組の進捗及び新たな取組について確認するとともに各取組を促進した。11月には日加EPA交渉第1回会合が東京にて開催され、「交渉の枠組み」について両国で一致するとともに、交渉枠組みに記載された全分野において、事前に交換した条文案等に基づき協議が行われた。 1月には、日加貿易投資対話を開催した。	日加EPA交渉の開始及び交渉の進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等、個別の協力を強化していく。
25年度	1 日加EPA交渉を4回実施した。 2 9月の日加首脳会談において、羽田空港の昼間の時間帯の双方の航空企業の就航開始に向けての協議の開始、カナダからの低廉かつ安定的なLNG輸入の実現に向けた協議の推進などについて一致した。	日加EPA交渉の着実な進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等、個別の協力を強化していく。
26年度	1 日加EPA交渉を2回実施した。 2 7月の外相会談で岸田大臣から、カナダからの低廉かつ安定したLNGの対日早期輸出への期待を表明した。また同月、菅官房長官から、ベアード外相に対し、同様の期待を表明しつつ、日加EPAはエネルギー、鉱物資源の安定供給につながると考える旨を表明し、同外相からは、LNG輸出に制限は設けない旨の発言を得た。 3 11月の日加首脳会談で、安倍総理大臣から、カナダからの低廉かつ安定したLNG輸入の早期実現のため、カナダの輸出関連インフラ等の環境整備が速やかに進むことを期待する旨を表明した他、日加経済関係強化の観点から、エネルギー分野を含め、日本企業の活動の障害になっている査証問題の解決に向けた協力を要請し、ハーパー首相から、問題の所在を調べて回答させる旨回答を得た。	日加EPA交渉の着実な進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等、個別の協力を強化していく。
中期目標	1 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 2 TPPや日加EPA交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 3 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。	
25・26年度目標の達成状況		○

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 日米間で、エネルギーを始めとする様々な分野での協力を推進したことは、二国間経済関係を更に深化させる上で効果があった。特に、エネルギーの分野では、日本企業が関与している米国LNG輸出プロジェクトによる日本へのLNGの輸出が平成29(2017)年以降に実現する見込みとなった。(北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①)) 2 TPP交渉に関する米国との協議を進め、日米間の妥結に向けた進展が見られた。TPP交渉を通じて日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていくとの目標を達成する上で極めて効果が高かった。(北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①)) 3 25、26年度を通して、6回にわたり、日加EPAを実施し、日加EPA交渉の着実な進展に努めたことは、日加経済関係を進展させる上で有効であった。(北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①)) 4 首脳会談等におけるLNG輸入の早期実現に向けたカナダへの働きかけは、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力を促進させるものであり、日加経済関係を強化する上で効果があった。(北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 世界第3位と第1位の経済大国である日米両国が経済分野においても緊密に協力していくことは、日米両国の経済活性化のみならず、日米同盟の更なる強化や世界経済全体の発展のために不可欠である。こうした観点から、日米両国は、二国間の貿易・投資関係を強化させるとともに、TPP

	交渉を通じたアジア太平洋地域における新たなルール作り及びエネルギーを始めとする様々な分野における協力関係を引き続き推進していく必要がある。 日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア太平洋地域におけるパートナーであると同時に、共にG7のメンバーであり、政治、経済、安全保障、文化など幅広い分野で密接に協力している。両国の持続可能な経済成長を実現しつつ、世界及びアジア太平洋地域が直面する諸課題に協力して対処するため、両国の経済関係を更に拡大及び深化させることが不可欠である。また、カナダは、我が国にとって資源の安定的な輸入先でもあり、エネルギー安全保障の観点からも、一層の協力関係を促進する必要がある。 上記のとおり、日米及び日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 米国との経済分野での協調の深化 日米間での貿易・投資関係の深化、TPP交渉を通じたアジア太平洋地域における新たなルール作り等の26年度目標は、適切な目標であった。 今後とも日米経済関係の強化に向け以下の施策を実施していく。 (1)平成27年4月28日、日米首脳会談後に発出されたファクトシートでも取り上げられた主要な取組に基づき、経済諸分野における日米経済関係の強化を図る。 ア 両国経済の将来の成長のための投資としての高速鉄道開発の重要性を認識しつつ、高速鉄道プロジェクトを含む日米それぞれにおけるインフラ開発についての協力を拡大する。 イ インターネット・エコノミーに関する両国の強固な協力を強化及び拡大する。 ウ 日米エネルギー戦略対話及び日米エネルギー政策対話を含む、戦略的意義及び技術面での協調に関する二国間での議論を通じ、エネルギーに関する対話を促進する。 (2)TPP交渉において日米が交渉をリードし、早期妥結に向けて協力を一層推進するとともに、その成果の着実な実施に努める。 2 カナダとの経済分野での協調の深化 日加EPA交渉の着実な進展に努めるとともに、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等個別の協力を強化していくとの26年度目標は適切であった。 今後とも日加経済関係の強化に向け、以下の施策を実施していく。 (1)カナダにおける日本企業の経済活動の障害となっている、査証問題の改善に向けた働きかけを実施していく。 (2)シェールガス産出国であるカナダからの低廉かつ安定的なLNG輸入の実現に向けた、カナダ側(連邦政府／州政府)への働きかけを実施していく。 (3)TPP交渉や日加EPA交渉を通じ、日加経済関係を強化する。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ、「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクトシート」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_001206.html) ・ 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_america.html)

個別分野	3 米国との安全保障分野での協力推進
施策の概要	1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 3 日米地位協定についての取組を行う。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「その基軸は日米同盟であります。この二年間で、日米同盟の絆は復活し、揺るぎないものとなりました。日米ガイドラインの見直しを進め、その抑止力を一層高めてまいります。現行の日米合意に従って、在日米軍再編を進めてまいります。三月末には、西普天間住宅地区の返還が実現いたします。学校や住宅に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の返還を、必ずや実現する。そのために、引き続き沖縄の方々の理解を得る努力を続けながら、名護市辺野古沖への移設を進めてまいります。今後も、日米両国の強固な信頼関係の下に、裏付けのない「言葉」ではなく実際の「行動」で、沖縄の基地負担の軽減に取り組んでまいります。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「安全保障分野においては、「日米防衛協力のための指針」見直しを始め、幅広い分野での安保・防衛協力を推進し、抑止力を一層向上させます。在日米軍再編を現行の日米合意に従って進めながら、沖縄の負担軽減に取り組めます。特に、普天間飛行場については、危険性の除去が極めて重要な課題であるとの認識の下、一日も早い移設に向けて政府として取り組みます。また、日米地位協定の環境補足協定署名に向けて、所要の作業を進めてまいります。」

測定指標	1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進		年度目標
	23 年度	24 年度	
施策の進捗状況・実績	日米両国は 6 月に日米安全保障協議委員会(「2+2」)を開催し、この際に発表された共同発表において、日米安保 50 周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として、日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。	日米安保体制の信頼性の向上のために、日米両国は平成 23 年 6 月及び平成 24 年 4 月の「2+2」共同発表を踏まえ、拡大抑止、弾道ミサイル防衛、宇宙、サイバー等の幅広い安全保障・防衛協力の分野において協力を進めており、24 年度における主な進展は以下のとおり。 拡大抑止に関しては、日米拡大抑止協議を通じて、日米同盟の抑止力のあり方について緊密に意見交換しており、2 月の北朝鮮による核実験後の日米首脳電話会談では、米国の核の傘により提供される拡大抑止を含む日本に対する米国の防衛コミットメントが不動であることを再確認した。 弾道ミサイル防衛については、4 月及び 12 月の北朝鮮によるミサイル発射に対し、情報収集・共有、運用等の面で日米が緊密に連携した。また、能力向上型ミサイル SM-3 ブロック II A の共同開発が着実に進展している中、2 月には米軍の弾道ミサイル防衛用レーダー(TPY-2 レーダー)の追加的な配備候補地として、自衛隊経ヶ岬基地を選定した。 宇宙分野では、3 月に宇宙に関する包括的日米対話を開催し、資源探査及び防災、環境観測、技術開発、科学、国家・国際安全保障等の諸分野における宇宙に関する事項及び協力について幅広く議論した。また、3 月には、日米宇宙状況監視(SSA)取極の交渉が実質合意に至った。 サイバーについては、2 月に日米サイバー対話の立ち上げを確認しており、本対話を通じて①脅威認識の共有、②重要インフラ防護をはじめとするサイバー領域での具体的対処のあり方、③国際的なルールづくりといった分野で日米協力を進めていくこととなった。	日米間で緊密な協議を実施し、幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、一層日米安保体制の信頼性を向上させる。 4 月及び昨年 6 月に発出した「2+2」共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに、多様な事態に対応できるよう幅広い分野における安全保障・防衛協力を推進することで、日米安保体制の信頼性を向上させる。

	共同訓練・共同の警戒監視・施設の共同使用に関しては、8月～9月にグアム・テニアンにおける陸上自衛隊と米海兵隊(第3海兵機動展開部隊)の共同訓練の実施、グアム及び北マリアナ諸島連邦における自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場の整備に係る協力についての検討、滞空型無人機に関する日米両国間の協力等、具体的な検討を進めた。 ガイドラインに関しては、安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力の考え方についての議論を通じ、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直しを検討することで、日米間が一致した。	
25年度	日米両国は、日米安保体制の抑止力を向上させるため、平成25(2013)年10月の「2+2」の成果も踏まえつつ、ガイドラインの見直しに加え、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における協力を進めている。 ガイドラインについては、平成25(2013)年10月の「2+2」において、現行のガイドラインの見直し作業を平成26(2014)年末までに完了することとされた。11月には、防衛協力小委員会(SDC)が開催されるなど、日米両国は、ガイドライン見直しに関する協議を進めてきた。 弾道ミサイル防衛については、平成18(2006)年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル SM-3 ブロックⅡA の日米共同開発の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMD システムの着実な整備に努めた。また、平成25(2013)年10月の「2+2」において、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地(京都府)を二基目の AN/TPY-2 レーダー(Xバンドレーダー)の配備先とすることとし、12月には配備に必要な施設・区域を米国に提供した。 サイバーについては、5月に第1回日米サイバー対話を開催した。同対話は、サイバーに関する脅威情報の交換、国際的なサイバー政策についての連携、それぞれのサイバー戦略の比較、重要インフラに対する共通の脅威に対抗するための取組や計画における協力、及び防衛・安全保障政策におけるサイバー分野の協力について議論を行うための場であり、日米の政府横断的な連携を推進するために、日米首脳間の合意を踏まえ、設置されたものである。 宇宙については、5月に、日米宇宙状況監視(SSA)協力取極を締結し、米国政府から日本政府に対して SSA 情報等の提供が可能となった。両国は、10月の「2+2」の成果も踏まえつつ、宇宙航空研究開発機構(JAXA)による SSA 情報の米国への提供の早期実現、宇宙における海洋監視における協力など、この分野での更なる協力を進めた。 情報保全是、同盟関係における協力を進める上で死活的に重要な役割を果たすものであり、日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェンス(諜報による情報の漏洩防止)に関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の取組に向け協議を行った。	日米間で緊密な協議を実施し、幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、一層日米安保体制の信頼性を向上させる。
26年度	平成26年4月の日米首脳会談において、オバマ大統領は、米国大統領として史上初めて日本の施政下にある領域は日米安保条約第5条の適用対象であり、尖閣諸島もそれに含まれることを明言した。日米両国は同首脳会談などを通じて確認された強固な信頼関係の下で、「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の見直しを始め、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における協力を以	日米間で緊密に協議し、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直しを始めとする幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

下のとおり拡大・強化している。

- 1 ガイドラインの見直しについては、平成 25 年 10 月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、現行のガイドラインの見直し作業を開始することが合意された。その後、10 月、ガイドライン見直しについての国内外の理解を促進するため、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」を公表した。12 月の「2+2」共同発表においては、日米間で、ガイドラインの見直しと日本の安全保障法制作業との整合性を確保し、見直し後のガイドラインがしっかりとした内容となることの重要性について一致した。また、この法制作業の進展を考慮しつつ、平成 27 年前半における見直し完了に向けて取り組むため、議論を更に深めることを決定した。
- 2 弾道ミサイル防衛(BMD)については、日本は、平成 18 年に降実施している能力向上型迎撃ミサイル(SM-3 ブロック IIA)の日米共同開発の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMD システムの着実な整備に努めた。また、12 月には国内 2 基目となる AN/TPY-2 レーダー(X バンドレーダー)が米軍経ヶ岬通信所(京都府)に配備された。
- 3 サイバーについては、4 月に第 2 回日米サイバー対話を開催した。日米間における政府横断的な連携の必要性を踏まえ、前年 5 月に開催された第 1 回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、安全保障分野に焦点を当てた議論を始め、重要インフラ防護、キャパシティ・ビルディング、サイバー犯罪など、サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。
- 4 宇宙については、2 月の安全保障分野における日米宇宙協議(審議官級会合)や 5 月の宇宙に関する包括的日米対話第 2 回会合などにおいて、安全保障分野を含め、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。5 月には、日米両国は、宇宙状況監視(SSA)に関し、日本から米国に宇宙物体の軌道に関する情報を提供する協力を実施することで一致した。これにより、日米 SSA 協力取極(平成 25 年 5 月締結)に基づく米国から日本への情報提供協力と合わせ、日米双方向での SSA 情報などの提供が可能となった。両国は、宇宙アセットの抗たん性の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での更なる協力を進めた。
- 5 情報保全是、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェンス(諜報による情報の漏洩防止)に関する措置の向上を含む情報保全制度の更なる改善に向け協議を行った。

中期
目標

—

日米間で緊密に協議し、より一層日米安保体制の信頼性を向上させる。

25・26 年度目標の達成状況



2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に努め、在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。
	24年度	4月及び昨年6月に発出した日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに、再編計画の調整を踏まえ、可能なところから在日米軍再編を進めていく。また、このような取組を通して、在日米軍の活動がその施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。

	たに合意した。	
25 年 度	4月に、嘉手納以南の土地の返還に係る統合計画を日米で公表した。この統合計画に沿って、牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の北側進入路の土地の返還が既に完了したほか、同地区の第5 ゲート付近の区域、キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区などの返還について日米合同委員会の合意がなされた。 平成 25(2013)年 10 月の「2 + 2」共同発表においては、平成 24(2012)年の「2 + 2」共同発表によって調整された再編計画が、地理的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢を実現するものであることが再確認された。また、在日米軍再編に関する日米間のこれまでの合意について、米軍の訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、可能な限り速やかに実施していくことが確認された。 この「2 + 2」共同発表においては、普天間飛行場の辺野古移設について、日米両政府の強いコミットメントが再確認された。加えて、沖縄の負担軽減に向けて、沖縄県外での米軍の訓練を増加させるため様々な機会を活用することを決定した。 日米両国は、同共同発表に基づき、沖縄本島の東方沖合にあるホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、12月に原則的な取決めを発表した。その後、日米間で協議を続けた結果、3月に日米合同委員会での合意に至った。また、「2 + 2」共同発表では、KC-130 飛行隊の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐に関する協議の加速化が確認されたが、その後の協議の結果、平成 26(2014)年 7 月から 8 月までの間に全 15 機が移駐されることとなった。 さらに、12 月には、普天間飛行場代替施設建設事業に関する公有水面埋立が沖縄県によって承認された。2 月の岸田外務大臣の訪米時には、ケリー米国国務長官及びヘーゲル米国国防長官に対し、12 月に沖縄県知事から出された沖縄の負担軽減に関する要望を説明するとともに、沖縄の負担軽減に向け、米国の協力の継続を要請した。 平成 25(2013)年 10 月の「2 + 2」の機会では、在沖縄米海兵隊のグアム移転について、平成 24(2012)年の「2 + 2」共同発表で作成することとされたグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤の整備に関する費用内訳の概要が公表されるとともに、平成 21(2009)年に締結された現行のグアム協定を改正する議定書への署名も行われた。現行の計画の下で、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転は、2020 年代前半に開始されることとなる。 また、平成 25(2013)年 10 月の「2 + 2」共同発表において、高度な能力の日本への配備として、在沖縄米海兵隊による MV-22 オスプレイの 2 個飛行隊の導入、米海軍による P-8 哨戒機の米国外への初の配備、米空軍によるグローバル・ホーク無人偵察機のローテーションによる展開、米海兵隊による F-35B の米国外における初の前方配備なども確認された。 日米地位協定については、10 月には、同地位協定に基づく刑事裁判などの処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みに関する日米合同委員会合意がなされた。これにより、米軍人などによる日本国又は日本国民に対する犯罪で米国が第一次裁判管轄権を行使した全ての事件について、	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。

	裁判や処分の結果の通報を受け、被害者や家族に開示することが可能となった。 また、米軍施設・区域内や周辺環境保全の重要性や、現行の日米地位協定に環境保護に関する明示的な規定がないことを踏まえ、12月、日米両国は、在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み作成に向けた日米協議の開始を発表した。これは、日米地位協定の発効後50数年を経て、初めて、日米地位協定を環境面で補足する協定の作成に取り組むものである。この日米協議においては、環境保護の重要性に対する認識、在日米軍による高度な環境基準の適用、米軍施設・区域への立入りのための統一的な手続の作成や日本側による環境関連措置のコミットメントなどについて協議されることとなっており、2月以降、課長級の交渉会合を行ってきている。	
26年度	4月のオバマ大統領訪日の際の日米共同声明で、日米両国は、グアムの戦略的な拠点としての発展を含む、地理的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢をアジア太平洋地域において実現することに向け、継続的に前進していることを確認した。また、この共同声明において、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設及び沖縄の基地の統合は、長期的に持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものとし、この文脈で、日米両国は、沖縄への米軍の影響を軽減することに対するコミットメントを再確認した。 10月の「日米共同報道発表」では、日米両国は、普天間飛行場の代替施設(FRF)をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認した。また、「ロードマップ」及び平成25年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、その実施に向けた取組を継続する決意を強調した。さらに、同共同報道発表では、日米両政府は、平成25年10月の「2+2」共同発表以降の再編及び影響の軽減に関する措置を歓迎した。 7月から8月にかけて、空中給油機KC-130全15機の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐が行われ、3月には、沖縄本島の東方沖合にあるホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、日米合同委員会において合意に至った。また、同月、米軍再編に係る訓練移転の拡充について、三沢対地射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を追加することについて、日米合同委員会において合意した。本合意に基づく訓練移転は、嘉手納飛行場における騒音軽減につながることから、沖縄の負担軽減に資する具体的な措置として位置付けられる。さらに、5月から10月にかけて、平成25年10月の「2+2」共同発表を踏まえ、米空軍がグアムを拠点に運用しているグローバル・ホーク2機の三沢飛行場へのローテーション展開が行われた。 また、平成25年12月、日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を作成するための日米協議を開始することで一致し、平成26年2月以降、日米間で課長級の交渉会合を9回行い、10月の「日米共同報道発表」にて、日米地位協定を環境面で補足する協定について実質合意に至ったことを公表した。この補足協定は、①日米両国の又は国際的な環境基準のうち、より厳しいものを採用する米国側の	沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施並びに日米地位協定の環境補足協定及び日米地位協定の運用改善の取組を推進する。

		基準の発出・維持，②文化財調査を含む返還予定地の現地調査や環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持といった規定を明確な形で含み，これまでの運用改善とは異なる歴史的意義を有するものである。この報道発表後，関連文書の作成など所要の作業を進め，署名に向けて取り組んだ。				
中期目標	—	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。				
25・26年度目標の達成状況		○				
3（参考指標）米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）		実績値				
①一般の部，②有識者の部		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		①92%	①89%	—	①67%	①81%
		②91%	②93%		②77%	②85%

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議については、弾道ミサイル防衛、宇宙、サイバー等の幅広い安全保障・防衛協力の分野において具体的な協力が進んだことは、より一層の日米安保体制の信頼性を向上させる上で、有効であった。特に、平成26年10月の日米安全保障高級事務レベル協議(SDC)において「日米防衛協力のための指針に関する中間報告」を公表したことは、大きな成果であった。(米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①)) 2 在日米軍再編等の着実な実施については、平成26年4月の日米共同声明で、日米両国は、グアムの戦略的な拠点としての発展を含む、地理的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢をアジア太平洋地域において実現することに向け、継続的に前進していることを確認した。また、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設及び沖縄の施設・区域の統合は、長期的に持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものとし、この文脈で、日米両国が、沖縄への米軍の影響を軽減することに対するコミットメントを再確認したことは、在日米軍再編の着実な実施及び地元と与える負担の軽減の観点から、極めて有効であった。(米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①)) 3 日米地位協定に関する取組については、平成25年12月、日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を作成するための日米協議を開始することで一致し、平成26年2月以降、日米間で課長級の交渉会合を9回行い、10月の「日米共同報道発表」において、日米地位協定を環境面で補足する協定について実質合意に至ったことを公表した。この補足協定は、①日米両国の又は国際的な環境基準のうち、より厳しいものを採用する米国側の基準の発出・維持、②文化財調査を含む返還予定地の現地調査や環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持といった規定を明確な形で含み、これまでの運用改善とは異なる歴史的意義を有するものである。(米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、日本の安全を確保するためには、日本自身の防衛力の強化はもとより、日米安保体制の抑止力を不断に向上させていくことが不可欠である。そのために、幅広い分野における日米安保・防衛協力、現行の日米合意に沿った在日米軍再編の実施を進めるとともに、在日米軍の活動が地元住民に与える負担の軽減にも努めていくことが必要である。 このとおり日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 日米間で緊密に協議し、より一層日米安保体制の信頼性を向上させるとの中期目標の達成に向けた日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直し等の26年度目標は、適切な目標であったと考える。 日米安保・防衛協力については、上記施策における評価結果のとおりに進展しているが、引き続き協力の進展に向け、日米で緊密な連携を加速していく必要がある。厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国自身の防衛力の強化に取り組むとともに、日米安保体制の抑止力向上のため、ガイドラインの見直し等の検討を含めて幅広い分野で協力を進めていく。 2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施するとの中期目標の達成に向けて、沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施、日米地位協定の環境補足協定の取組の推進等の26年度目標は、適切な目標であったと考える。 在日米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を実現していく。さらに、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減していく必要がある。日米地位協定については、上記評価結果のとおり着実に取組を進めており、引き続き、事件・事故、騒音、環境等を含め、一つ一つの問題の解決のために最大限努力していく。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・「平成27年版外交青書」(第3章第1節) ・外務省 ホームページ(第189回国会における岸田外務大臣の外交演説) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html) ・首相官邸 ホームページ(第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説) (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20150212siseihousin.html)

施策 I-3 中南米地域外交

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－I－3)

施策名	中南米地域外交				
施策目標	中南米諸国及び地域枠組みとの政治・経済関係をはじめとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築するため、以下を実施する。 1 中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。 2 南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	80	73	74
		補正予算(b)	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	
		合計(a+b+c)	80	73	
	執行額(百万円)		67	59	

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり		
		(判断根拠)		
		6つの主要な測定指標のうち、5つの指標で目標を達成し、1つの指標で目標達成に至らなかったことから上記(相当程度進展あり)のとおりに判定した。		
		測定指標の 25・26 年度目標の達成状況(* 印ー主要な測定指標)		
		1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化		
		* 1 貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化		○
		* 2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化		○
		3 要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展		○
		* 4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化		○
		5 中米諸国との首脳・外相会談の実施数		○
		2 南米諸国との協力及び交流強化		
		* 1 南米諸国との経済関係強化の進展		△
		* 2 南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化		○
		* 3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展		○
		4 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数		○

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見)		
	1 安倍政権の政治的安定性は、これまで十分に外交のフットプリントが及ばなかった地域へのプレゼンス強化に繋がっている。現職の総理大臣が 10 年ぶりに中南米諸国を訪問し、二国間関係や国際場裏での協力を強化したことは高く評価される。また中南米諸国の地域枠組みとして、カリブ共同体、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)との関係を強化するとともに、太平洋同盟の重要性に注目し、価値を共有する国々との連携を図ったことは重要な成果であった。		
	2 要人の往来の活発化により、日本外交のプレゼンスが中南米地域で高まった時期だったと評価できる。そのプレゼンスが、政治的・経済的な利害増進につながるよう、一層の外交努力が求められる。行政官の交流については、すぐに目に見える利得につながらないが、長い目で見て仕込み続けることが肝要と思われる。		
	3 「中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要」とし、「26 年度においては、5 回の首脳会談・外相会談を実施し、年度目標値を達成した」と評価している。明確な意図の下に、目標を達成したことについては高く評価できるものの、評価書においては、会談実施の事実の記載が中心となっており、それぞれの会談による具体的な成果が明示的に示されているとは言い難い。評価書の紙幅の制限があるならば、たとえばブラジルやメキシコなど主なものだけでも記述した方が望ましい。		

担当部局 名	中南米局	政策評価 実施時期	平成 27 年 8 月
-----------	------	--------------	-------------

個別分野	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
施策の概要	中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「また、中南米諸国と国際場裏での協力関係を含む幅広い関係強化を図ります。」 ・安倍総理の中南米政策スピーチ(平成26年8月2日) 「皆さまにお約束します。日本の総理大臣や閣僚は、お国ブラジルや、中南米の国々に、もっと頻繁にやっ来てまいります。外務大臣はもちろん、財務大臣や経済産業大臣など、入れ替わり、立ち替わり、中南米の国々に、顔を出せるようにします。・・・力強い前進を始めた日本と、中南米の間で、経済の結びつきを一層深めようではないかということです。・・・軍縮で、不拡散で、さらには環境問題で、「juntos」、一緒に働ける分野が、近年とみに増えました。」

測定指標	1 貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化		年度目標
	23年度	24年度	
施策の進捗状況・実績	23年度	メキシコとの間で平成20年9月以降行ってきたEPA改正議定書の交渉を終了し、9月に署名(同議定書は平成24年4月に発効した。)。また、中米との間の経済交流促進に向けての議論を深めた結果、各国において現地評議会を立ち上げつつある。カリブに関しては、11月、官民合同経済ミッションを派遣し、そのフォローアップに努めた。	日墨 EPA 改正議定書の批准に向けた交渉を進展させるとともに、中米との間の経済交流促進に向けての議論を深める。
	24年度	4月にメキシコとの間で日墨 EPA ビジネス環境整備委員会を開催した。7月に中米諸国と実施した日・中米フォーラムに日本企業を初めて招待した。また、中米諸国との間の経済関係強化のための現地協議会をエルサルバドルで7回、コスタリカで4回開催した。 更に、カリブ諸国との日・カリブ協議等を通じ、地域全体と経済関係の強化を図った。また、11月に東アジア中南米環境ビジネス会議を開催し、日本企業に中南米諸国とのビジネス拡大の機会を提供した。	日墨 EPA の円滑かつ効果的な運用のため、メキシコと各種委員会を通して協議を重ねる。中米諸国との間で経済関係強化のための現地協議会を立ち上げる。23年度のカリブへの官民合同ミッション派遣のフォローアップを引き続き行う
施策の進捗状況・実績	25年度	4月にメキシコ大統領が訪日し、貿易・投資機会の拡大支援等を内容とする共同声明に署名した。6月に開催されたアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合に出席し、アジアと中南米地域の連結性強化等が議論され、中南米地域全体との経済関係強化が図られた。7月に第16回日・中米フォーラムを開催し、日本と中米統合機構(SICA)諸国の貿易・投資等につき意見交換し、日・中米諸国間の経済関係強化が図られた。8月にメキシコとの間で日墨 EPA ビジネス環境整備委員会を開催し、両国のビジネス環境改善につき議論し、二国間経済関係の強化が図られた。11月には、「日本・ラテンアメリカ・ビジネスフォーラム」が開催され日・中南米双方の投資機会やビジネス関係者のネットワーク構築が行われ、経済関係強化が図られた。9月には、第3回日・カリコム(カリブ共同体)外相会合を開催し、日・カリコム関係及び国際場裏での協力につき議論を行い、日・カリブ交流年を契機に関係強化を図ることで一致した。それに先立ち、7月には、第16回日・カリコム事務レベル協議を開催し、日本とカリコム間の経済、経済協力、及び平成26(2014)年の日・カリブ交流年につき意見交換を行った。また11月にはジャマイカ首相が訪日し、首脳間で二国間の貿易・投資の活性化について話し合われた他、日本とカリブ諸国の連携強化についても議論し、両国間の経済関係強化が図られた。 平成26年3月にパナマ外相が訪日し、パナマにおけるビジネス環境整備や日本企業の進出、パナマ運河拡張等が議論され、両国間の経済関係強化が図られた。	中米諸国との間で日・中米フォーラム、カリブ諸国との間で日・カリブ協議を通じ、経済関係の強化を図る。また、6月のアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合、11月に東京で開催される予定の「日本・ラテンアメリカ・ビジネスフォーラム」において中南米地域全体との経済関係強化を図る。更に、日メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会を開催し、日本企業進出を側面支援する。

	26 年 度	1 7-8月に安倍総理大臣は中南米(メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ、ブラジル)を延べ約250名の経済人等とともに訪問した。日・カリブ交流年にあたり、カリブ共同体(カリコム)との間では、7月、安倍総理大臣はトリニダード・トバゴを訪問し、第1回日・カリコム首脳会合を実施した。11月には東京で第4回日・カリコム外相会合を開催し、日・カリコム間の友好・協力関係の強化、国際場裏での更なる連携強化について協力していくことを確認した。 2 中米との間では、平成27年2月には第17回日・中米「対話と協力」フォーラムが開催され、経済関係強化について確認された。さらに、同フォーラムにおいて、平成27年5月に開催予定の日・中米ビジネス・フォーラムを成功裏に実現させるための調整を行った。 3 地域枠組みとの協力としては、第15回アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)高級実務者会合の際に開かれた第1回貿易投資・観光・中小企業作業部会に参加し、同枠組み内での貿易投資分野での協力について議論を行った。また、昨年よりオブザーバー国となったイペロアメリカ・サミットには、12月に初めての会合に参加し、経済面での関係強化につき発言した。 4 太平洋同盟については、安倍総理大臣の中南米訪問や国際会議出席の機会に加盟国であるメキシコ、コロンビア、チリ及びペルー各国と首脳会談を実施し、日本は太平洋同盟を重視しており、関係を強化していきたい旨安倍総理大臣から伝達した。また、平成27(2015)年3月にカルタヘナ(コロンビア)で実施された IISS(英国 International Institute for Strategic Studies)カルタヘナ・ダイアログにおいて、我が国より鈴木敏郎国際貿易・経済担当大使他が出席し、日・太平洋同盟関係等につきスピーチを実施した。 5 日・メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会は、現地日系企業からの要請が無く、かつ日・メキシコ交流400周年にちなんだ周年事業、安倍総理大臣等の要人往来に重点を置いたため、26年度は開催しなかった。	中米カリブ諸国との間では、要人往来や進出企業の支援の更なる促進を通じ経済関係の強化を図る。また具体的には、中米諸国との間では日・中米フォーラム、カリブ諸国との間では日・カリブ外相会合等を通じ、経済関係の強化を図る。更に、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)、太平洋同盟や FEALAC、イペロアメリカ・サミット等、様々な地域枠組みとの関係を引き続き促進し、中南米全体との経済関係強化を図る。日・メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会等を通じ、日本企業進出を促進すると共に、進出日系企業の側面支援をする。
中期 目 標	—	メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める。	
25・26年度目標の達成状況		○	
2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化		年度目標	
施策の 進 捗 状 況 ・ 実 績	23 年 度	中米カリブ諸国との間で要人往来等の機会を活用し、気候変動や国連改革等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。また、ポスト MDGs の議論や NPDII につき、特にメキシコと緊密に協力した。	気候変動、国連改革等について、中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	24 年 度	国家元首が訪日したパナマ、ハイチを始め、各国との要人往来や各種政策協議を通じ、気候変動、国連安保理改革等の国際場裏の問題についての意見交換を行い、我が国立場への支持や理解をとりつけた。 特に、メキシコとの間では、ポスト MDGs の議論や軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDII)等につき、加藤外務大臣政務官、若林外務大臣政務官がメキシコを訪問した際に議論を行った。	気候変動、国連改革等について、中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。ポスト MDGs の議論や NPDII につき、特にメキシコと緊密に協力する。

		25年度	首脳レベルではメキシコ及びジャマイカと、外相レベルではメキシコ、パナマ、キューバ、ニカラグア、カリブ共同体諸国及びラテンアメリカ・カリブ共同体(CELAC)と会談を実施し、また中米カリブ諸国との間で要人往来や各種事務レベル政策協議を通じ、国連安保理改革、気候変動、防災、軍縮・不拡散等の国際場裏の問題について我が国の立場への理解・支持を求め、連携強化を図った。	要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との間で、国連改革、気候変動、軍縮・不拡散といった国際的な課題について、国際場裏における連携を強化する。
		26年度	首脳レベルではメキシコ、パナマ及びカリコム加盟各国(14カ国)と、外相レベルではカリコム加盟各国(14カ国)と会談を実施し、またその他の中米カリブ諸国との間でも要人往来や各種事務レベル政策協議を通じ、国連安保理改革、気候変動、防災、軍縮・不拡散等の国際場裏の問題について我が国の立場への理解・支持を求め、連携強化を図った。	要人往来や各種政策対話を通じ、中南米各国との間で、国連改革、気候変動、軍縮・不拡散といった国際的な課題について、国際場裏における連携を強化する。
		中期目標	—	各種政策対話、フォーラム、要人往来等を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。
		25・26年度目標の達成状況		○
		3 要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 我が国からは、山根外務副大臣(9月)と山花外務大臣政務官(5月：マルテリー大統領就任式出席)がハイチを訪問し、二国間関係強化のため同国ハイレベルと意見交換を行った。また、1月には山根外務副大臣がニカラグア、キューバ、グアテマラを訪問し、各国ハイレベルと会談を行った。 2 中米・カリブ諸国からは、12月、チンチージャ・コスタリカ大統領がカスティージョ同国外相、ゴンサレス貿易相、クルス科学技術相と共に訪日し、天皇陛下が御会見された他、野田総理大臣との間で首脳会談を実施した。また、メキシコより、ラミレス下院議長(6月)、ゴンサレス上院議長(1月)が来日し、横路衆院議長を始めとする国会関係者と会談した。この他、中米カリブ諸国から多数の閣僚が来日するとともに、FEALAC若手行政官招へいやカリコム若手外交官招へいの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいした。 3 11月にホノルルにおいて行われたAPEC閣僚会合において玄葉外務大臣がエスピノサ・メキシコ外相と会談した他、同月カンヌで行われたG20サミットにおいて野田総理大臣がカルデロン・メキシコ大統領と懇談した	日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに、積極的に若手外交官を招へいする。	
	24年度	1 我が国からは、加藤外務大臣政務官がメキシコ、ホンジュラス、パナマに(5月)、山根外務副大臣がドミニカ(共)に(8月)、若林外務大臣政務官がドミニカ(共)、メキシコに(1月)訪問し、二国間関係強化のために各国政府と協議を行った。 2 中米カリブ諸国からは、マルティネリ・パナマ大統領(10月)、マルテリー・ハイチ大統領(12月)、カバジェロス・グアテマラ外相(5月)、ルークス・パナマ外相(10月)、カストロ・コスタリカ環境エネルギー相といった首脳・閣僚が訪日し、二国間関係強化のため、ハイレベルでの協議を行った。この他、中米カリブ諸国から多数の閣僚が来日するとともに、FEALACの枠組みにおいて、アジア9か国、中南米8か国から計17名の若手行政官を、カリコムの枠組みにおいてカリブ諸国7か国から若手外交官を我が国に招へいした。	日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに、積極的に若手外交官を招へいする。	

	3 6月にメキシコで行われたG20 サミットでは野田総理大臣がカルデロン・メキシコ大統領と会談した他、同月に開催されたりオ+20 では玄葉外務大臣がパトリオッタ・ブラジル外相と会談した。	
25 年 度	1 我が国からは岸田外務大臣がメキシコ及びパナマに(5月)、鈴木外務副大臣がセントルシアに(5月)、若林外務大臣政務官がメキシコ(8月)及びジャマイカ(9月)に、石原外務大臣政務官がホンジュラス及びベリーズに(2月)に訪問し、二国間関係強化のために各国政府と協議を行った。 2 メキシコ及び中米カリブ諸国からは、ペニャ・ニエト・メキシコ大統領、ミード・メキシコ外相、グアハルド・メキシコ経済相、ルイス・マシュー・メキシコ観光相(4月)、シンプソン・ミラー・ジャマイカ首相(11月)、サントス・ニカラグア外相(6月)、ロドリゲス・キューバ外相(11月)、アルバレス・デ・ソト・パナマ外相(3月)、カストロ・コスタリカ環境・エネルギー相(6月)、ラムラナイン・トリニダード・トバゴ・エネルギー相(11月)、ホク・スリナム天然資源相(3月)といった首脳・閣僚が訪日し、二国間関係強化のため、ハイレベルでの協議を行った。この他、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)の枠組みにおいて、中南米9か国、アジア5か国から計14名の若手行政官を、またカリブ諸国からも14名の若手外交官を日本に招待した。 3 10月にバリで行われたAPECでは、安倍総理大臣がペニャ・ニエト・メキシコ大統領と会談した。	政府要人をはじめ、FEALAC 若手行政官招へい、カリコム若手外交官招へい等、様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。
26 年 度	1 我が国からは、現職総理としては10年ぶりに安倍総理大臣が中南米5か国(メキシコ、トリニダード・トバゴ、チリ、コロンビア、ブラジル)を訪問し、各地で首脳会談を行った(7月、8月)他、牧野外務大臣政務官がグレナダ(5月)、石原外務大臣政務官がコスタリカ(5月)、鈴木外務副大臣がセントルシア(5月)、岸外務副大臣がメキシコ(5月)、宇都外務大臣政務官がセントルシア、ガイアナ、トリニダード・トバゴ、パナマ(1月)及びホンジュラス(2月)を訪問し、二国間関係強化のために各国政府と協議を行った。 2 メキシコ及び中米カリブ諸国からは、以下のとおり閣僚級が訪日し、二国間関係強化や国際場裏での連携強化のため、ハイレベルでの協議を行った。 アンティグア・バーブーダから、マサイア司法府付国務相(4月)、グリーン貿易・商業・産業・スポーツ・文化国家的祝祭相(11月)、エルサルバドルから、ピニャト社会統合担当大統領補佐官(9月)、マルティネス公共事業相(3月)、メレンデス脆弱性大統領補佐官(3月)、ガイアナから、ロドリゲス＝パーケット外相(11月)、グレナダから、ボラ農業・国土・森林・漁業・環境相(4月)、スティーレル外務・国際ビジネス相(11月)、ジャマイカから、ニコルソン外務貿易相(11月)、フォルケス＝アブラハム産業・投資・商業省担当国務相(12月)、アースコット地方政府・コミュニティ開発相(3月)、セントクリストファー・ネーヴィスから、カーティ・教育・情報・農業・海洋資源・協同組合相(4月)、ニズベット外務・司法・法務・国土安全保障・労働相(11月)、セントルシアから、バプティスト外務・国際貿易・民間航空相(11月)	政府要人をはじめ、実務家・有識者、FEALAC 若手行政官招へい、カリコム若手外交官招へい等、様々なレベル・分野での人物交流を引き続き強化する。

		月), オキスト国家政策担当大統領秘書官(5月), ハイチから, ブリュテュス外務・宗務相(11月), キューバから, カブリサス閣僚評議会副議長(3月), グアテマラから, マルドナド国家災害対策調査委員長官(3月), パナマから, キハーノ運輸庁長官(11月), エンリケス内相(3月), デ・ラ・グアルディア経済財務相(3月), ベリーズから, エルリントン外相(11月), ホンジュラスから, エストコ教育相(11月), メキシコから, ミード外相(6月), トリニダード・トバゴから, アルフォンソ国家安全保障相(3月)。 アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)の枠組みにおいて, 中南米11か国, アジア4か国から計15名の若手行政官を日本に招へいした。なお, 双方の日程の都合上, カリコム若手外交官招へいは実施できなかった。 3 また, 実務家・有識者としては, ロソーヤ・メキシコ石油公社総裁の訪日(11月), 我が国の有識者として石黒浩・大阪大学大学院基礎工学研究科システム創成専攻教授がニカラグア, コスタリカ, ホンジュラスにて日本のロボット技術を中米諸国へ紹介した。	
中期目標	—	様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。	
25・26年度目標の達成状況		○	
4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化		年度目標	
施策の進捗状況・実績	23年度	7月に我が国において第14回日本・中米「対話と協力」フォーラムが開催され, 中米諸国との間で二国間関係のみならず, 国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。また, 8月には山花外務大臣政務官が第5回FEALAC外相会合に出席し, 我が国のアジア・中南米に対する政策を発信するとともに, 外相会合に出席していた多数の中南米諸国閣僚と会談を行った。この他, FEALAC及びカリコムの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいし, アジアと中南米の交流強化に貢献した。	日本・中米「対話と協力」フォーラムやカリコム若手外交官招へいを通じ, 我が国と中米カリブ諸国との関係強化を図る。
	24年度	7月に, 第15回日・カリコム事務レベル協議及び第15回日本・中米「対話と協力」フォーラムを開催し, 中米・カリブ諸国との間で二国間関係のみならず, 国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。 また, 10月にはFEALAC高級事務レベル会合が開催され, 同フォーラムに参加する中南米20か国と意見交換等を行った。この他, FEALAC及びカリコムの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいし, アジアと中南米の交流強化に貢献した。 その他, 9月の国連総会の際には玄葉外務大臣と太平洋同盟加盟国外相との間で会談を実施し, また, 1月には太平洋同盟の首脳会合への我が国オブザーバー参加資格が承認された。	FEALAC高級実務者会合, FEALAC環境ビジネス会合, 日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じ, 中南米諸国との関係を強化するとともにアジアと中南米の間の協力を促進する。
	25年度	6月にはアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合が開催され, 日本より鈴木外務副大臣が出席し, 多数の中南米諸国出席者と会談を行った。 7月に我が国において第16回日本・中米「対話と協力」フォーラムが開催され, 中米諸国との間で二国間関係のみならず, 国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。 9月には, 国連総会の機会に岸田外務大臣がラテンアメ	FEALACや日本・中米「対話と協力」フォーラム, 日・カリコム協議等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。

		リカ・カリブ共同体 (CELAC) カルテット及びカリブ共同体諸国 (カリコム) とそれぞれ外相会談を実施し、10 月には、日本のイベロアメリカ・サミットへのオブザーバー参加が承認された。 また、FEALAC 及びカリコムの枠組みを通じ、多数の若手行政官を日本に招へいし、日・中南米関係の強化に貢献した。				
	26 年度	地域枠組みとの協力としては、カリブ共同体 (カリコム) との間では、日・カリコム首脳会合 (7 月)、日・カリコム事務レベル協議 (10 月)、日・カリコム外相会合 (11 月) を通じて、日・カリコム間の友好・協力関係の強化及び国際場裏での更なる連携強化を確認した。 第 15 回アジア中南米協力フォーラム (FEALAC) 高級実務者会合に出席した他、FEALAC 科学技術・イノベーション・教育作業部会では共同議長を務め、第 4 回 FEALAC サイバー事務局セミナーでは日本の取組や、平成 24 年より日本が提案しているロボット・コンテストの進捗についてプレゼンテーションを行った。 また、FEALAC 若手行政官招へい (2 月) を通じて FEALAC 加盟国の若手行政官計 15 名を招へいし、同枠組みの活用方法について議論する等積極的に取組を強化している。 昨年オブザーバー国となったイベロアメリカ・サミットについては、12 月に行われたイベロアメリカ・サミットにはオブザーバー国として参加し、今後の日本とイベロアメリカ諸国との連携について発言を行った。 在京中南米諸国大使グループ (GRULAC) とも、2 ヶ月に 1 度の頻度で中南米局長との対話を設けており、中南米諸国大使からの意見や要望をきめ細かく聴取し、対応を図っている。 太平洋同盟については、太平洋同盟加盟国であるメキシコ、コロンビア、チリ及びペルー各国と首脳会談を実施し、日本が太平洋同盟を重視しており、関係を強化していきたい旨安倍総理大臣から伝達した。4 月には、太平洋同盟オブザーバー会合 (ペルー) に出席した。2 月には、太平洋同盟インフラセミナー (コロンビア) に出席し、太平洋同盟との対話を強化した。また、3 月にカルタヘナ (コロンビア) で実施された IISS カルタヘナ・ダイアログにおいて、我が国より鈴木敏郎国際貿易・経済担当大使他が出席し、日・太平洋同盟関係等につきスピーチを実施した。				太平洋同盟、日・中米フォーラム、日・カリコム協議、FEALAC、イベロアメリカ・サミット、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)、米州機構 (OAS) 等、マルチのフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。
中期目標	—	日・中米フォーラム、日・カリコム協議、FEALAC、イベロアメリカ・サミット、ECLAC、米州機構 (OAS)、太平洋同盟等、マルチのフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、活用し、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。				
25・26 年度目標の達成状況		○				
5 中米カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数		実績値				中期目標値
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
		6	7	7	22	○
年度目標値				7 程度	7	
6 (参考指標) 日・中米カリブ間貿易額 (単位：億円)		実績値				
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
		26,444	26,600	26,552	27,198	

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	26 年度には、現職の総理大臣としては 10 年ぶりに安倍総理大臣が中南米諸国を訪問した。その際に延べ約 250 名の経済ミッションが首脳・閣僚との懇談や現地企業関係者と交流を行ったことは、日本企業の経済活動への側面的支援として有効であった。例年に比べ、日本と中南米の企業の交流の場が拡大し、日本企業からもこれら取組を評価する声が多く上がっているところ、全体として経済関係の進展のために極めて有効であった。（中米カリブ諸国との協力強化（達成手段 1 ①）） - また、安倍総理大臣のトリニダード・トバゴ訪問は、日本の総理大臣としては初のカリブ訪問という歴史的なものとなった。初の日・カリコム首脳会合が開催され、小島嶼国特有の脆弱性にかんがみ、所得水準とは異なる観点からの支援の重要性に言及、その後 11 月に行われた日・カリコム外相会合においても、同重要性にかんがみ、一人あたりの所得水準に依らない支援につき、今後協力を行っていくことが確認された。（中米カリブ諸国との協力強化（達成手段 1 ①）） 25 年度から準備を行い、平成 26 (2014) 年が節目の年であったメキシコ、キューバ、カリコム諸国との間の各種交流事業等を通じ、あらゆるレベルでの交流を強化できたことは相互理解の促進のために有効であった。（中米カリブ諸国との協力強化（達成手段 1 ①）） - 地域枠組みとの間でも、FEALAC における科学技術・イノベーション・教育作業部会における共同議長を始め、太平洋同盟やイベロアメリカ・サミットへのオブザーバー参加等を通じ、今後事務レベルの協議や政治レベルの対話等の機会を今まで以上に増やすことができた。これは太平洋同盟やラテンアメリカ・カリブ諸国共同体 (CELAC) といった中南米の地域・準地域機構との関係を更に強化していく上で有効であった。（中米カリブ諸国との協力強化（達成手段 1 ①））
次期目標への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に 6 億人の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPA や投資協定、官民連携した市場開拓等経済関係の強化を図ることは、世界経済とのさらなる統合を通じて日本の成長戦略を実現する上でも重要である。したがって、経済関係強化を通じた協力関係の構築という施策目標は妥当であり、引き続きこの目標の達成を目指す。 また、中南米では現在様々な地域統合の動きがあり、二国間のみならず、地域・準地域機構との関係を強化することが、我が国の国際場裏における影響力拡大や中南米との経済関係強化にとって重要となっている。したがって、地域枠組みとの協力関係を構築するとの目標は妥当であり引き続きこの目標の達成を目指す。 【測定指標】 - 貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化 上記施策の分析 1 のとおり、「メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める」との中期目標達成に向けた 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を継続する。 - 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 日・メキシコ首脳会合、日・カリコム首脳会合、日・パナマ首脳会合、日・カリコム外相会合、日・カリコム事務レベル協議、日・中米「対話と協力」フォーラムを通じ、中南米諸国との国際場裏における協力について活発な意見交換を行い、協力強化に進展が見られた。こうしたハイレベルの会合において国際社会の諸課題に関する協力について議論を行うことで、これらに関する協力関係の強化に効果があった。特に気候変動、安保理改革、ポスト MDGs、NPD I 等の分野において積極的に連携することができた。また、上記施策の分析 2 のとおり、小島嶼国の脆弱性にかんがみ、一人あたりの所得水準に捕らわれない支援につき、今後協力を行っていくことについて確認されるなど、新たな成果も見られた。そのため、「各種政策対話、フォーラム、要人往来等を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する」との中期目標達成に向けた 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、引き続きこれら取組を継続する。 - 要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展 ミード・メキシコ外相やカリコム 14 カ国の外務大臣及び閣僚級など多数の閣僚が訪日した他、安倍総理大臣、岸外務副大臣、石原外務大臣政務官、牧野外務大臣政務官、宇都外務大臣政務官等の中南米訪問、FEALAC の枠組みにおける若手行政官の我が国への招へいを通じて、政治・経済のみならず文化面において積極的な交流が進み、一層相互理解が促進されることにつながった。そのため、「様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する」という中期目標達成に向けた 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続するとともに、双方の日程の都合上、実施できなかったカリコム若手外交官招へいは 27 年度の確実な実施を目指す。 - 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 第 1 回日・カリコム首脳会合（7 月）、第 17 回日・カリコム事務レベル協議（10 月）、第 4 回 日・

	カリコム外相会合(11月)の開催の他、第17回日・中米「対話と協力」フォーラム(2月)、第15回FEALAC高級事務レベル会合への参加及び科学技術・イノベーション・教育作業部会の共同議長としての作業部会の実施、GRULAC在京大使との定期会合の実施を通じ、中南米各国との間で二国間関係のみならず、国際場裏の課題についても意見交換を行ったことは、中南米諸国との関係強化に有効であった。そのため、「日・中米フォーラム、日・カリコム協議、FEALAC、イベロアメリカ・サミット、ECLAC、米州機構(OAS)、太平洋同盟等、マルチのフォーラムに引き続き積極的に関与するとともに、活用し、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する」という中期目標達成に向けた26年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、引き続きこれら取組を継続する。 5 中米諸国との首脳・外相会談の実施数 平成25年は10月に日・メキシコ首脳会談、11月に日・ジャマイカ首脳会談が行われた。また、外相レベルでは、日・カリコム外相会談、日・CELACトロイカ+1外相会談、日・キューバ外相会談、日・パナマ外相会談、日・メキシコ外相会談が行われた。平成26年7月には日・メキシコ首脳会合、初の日・カリコム首脳会合を開催し、その機会に安倍総理大臣は、トリニダード・トバゴ、アンティグア・バーブーダ、ジャマイカ、バルバドス、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、スリナムの首脳らと会談を実施、11月には、第4回日・カリコム外相会合を実施し、その機会に岸田外務大臣は、ガイアナ、ベリーズ、グレナダ、アンティグア・バーブーダ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシアの外相らと二国間会談を行った。6月には、日・メキシコ外相会談が行われた。従って、総数としては22回に上る。首脳・外相会談の実施は、国際場裏での協力や二国間関係の強化、経済関係の強化といった測定指標1～4の目標を達成する基盤となるため、首脳・外相会談の実施数を一定程度確保することは重要である。こうした首脳・外相会談の実施数を確保するため、26年度目標は適切な目標であったと考える。26年度実績は日・カリブ交流年のため例年よりも特にハイレベルでの交流が強化された年であったため、次年度の目標は引き続き前年度程度の水準を継続する。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ(平成26年8月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000874.html) ・日・カリコム首脳会合(平成26年7月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page4_000605.html) ・日・トリニダード・トバゴ首脳会談(平成26年7月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/tt/page4_000593.html) ・日・アンティグア・バーブーダ首脳会談(平成26年7月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/ag/page4_000594.html) ・日・ジャマイカ首脳会談(平成26年7月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/jm/page4_000595.html) ・安倍総理大臣とカリコム9カ国首脳との懇談(平成26年7月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page4_000600.html) ・日・中米「対話と協力」フォーラム(平成27年2月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol122/index.html) ・日・カリコム外相会合(平成26年11月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page3_001015.html) ・ミード・メキシコ外務大臣の安倍総理大臣表敬(平成26年6月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/page4_000539.html) ・岸田外務大臣とミード・メキシコ外務大臣の会談(平成26年6月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001003.html) ・安倍総理大臣のメキシコ訪問(平成26年7月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/page4_000591.html) ・第14回アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)若手リーダー招へい (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page22_001818.html) ・牧野外務大臣政務官のグレナダ訪問(平成26年5月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press22_000075.html) ・石原外務大臣政務官のコスタリカ訪問(平成26年5月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/cr/page3_000774.html) ・鈴木外務副大臣のセントルシア訪問(平成26年5月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000234.html)

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 岸外務副大臣のメキシコ訪問(平成 26 年 5 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/page3_000765.html)・ 宇都外務大臣政務官のホンジュラス訪問(平成 27 年 2 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/page3_000765.html)・ 宇都外務大臣政務官のセントルシア, ガイアナ, トリニダード・トバゴ及びパナマ訪問(平成 27 年 1 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page3_001056.html) |
|--|---|

個別分野	2 南米諸国との協力及び交流強化
施策の概要	1 経済連携協定(EPA)、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。 2 国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、協力を推進する。 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進するとともに、子弟の教育問題等への取組を側面支援する。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交方針演説(岸田外務大臣、平成27年2月12日) 「本年も、これまでと同様、日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、そして経済外交の強化という三本柱を軸とした外交を強力に展開します。…第二の柱は、近隣諸国との関係強化です。…中南米諸国と国際場裏での協力関係を含む幅広い関係強化を図ります。…」 ・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ(平成26年8月2日) 7月25日～8月4日、中南米諸国を歴訪した安倍総理大臣は、ブラジル、サンパウロにおいて、中南米政策スピーチを実施。「発展を共に」(経済関係の強化)、「主導力を共に」(国際場裏での協力)、「啓発を共に」(交流の活発化等)の3つの指導理念に沿って、日・中南米関係を強化することを発表。 ・第186回参議院本会議(平成26年4月4日) 「現下の日本外交に関する基本認識についてお尋ねがありました。安倍政権発足後、地球儀を俯瞰する観点から戦略的な外交を展開してまいりました。その中で、日米同盟の強化に取り組み、ASEANを始めとするアジア太平洋諸国、ロシア、欧州、中南米、中東、アフリカ等の関係強化に努め、成果を上げてまいりました。…」(岸田外務大臣)

測定指標	1 南米諸国との経済関係強化の進展		年度目標
	23年度	ペルーとのEPAが発効、コロンビアとの投資協定が署名に至ったほか、コロンビアとのEPA共同研究を開始した。 また、南米南部共同市場(メルコスール)と我が国との対話の枠組みを立ち上げることに合意した。	日・ペルーEPA及び日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続きを進めるとともに、南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。
	24年度	日・コロンビアEPA共同研究の終了に続き、日・コロンビアEPA交渉を開始した。発効済みのEPAでは、日・チリEPAの下で魚及び魚製品に関する作業部会を、また日・ペルーEPAの下でビジネス環境整備小委員会を開催した。さらに、ウルグアイとの投資協定締結交渉を開始したほか、メルコスールとの間で経済関係緊密化のための対話を開始した。 また、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に関連し、ボリビアとの対話を行い、日本企業の投資を側面支援した。	日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続、日・コロンビアEPA共同研究の早期終了に向けた取組を進めるとともに、引き続き南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。また、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。
	25年度	日・コロンビアEPA交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉を着実に進めた。また、日・コロンビア投資協定の発効に向けて、国会の承認等我が国において必要な国内手続きを終えた。さらに、発効済みの日・チリEPA及び日・ペルーEPAを円滑に運用した。 エネルギー・鉱物資源の安定的確保の観点からボリビア、チリ等と対話を行ったほか、南米からの要人訪日の機会に経済セミナー開催への協力を通じて経済交流促進を支援した。	日・コロンビア投資協定の早期発効、並びに日・コロンビアEPA交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉を促進するとともに、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。また、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。
	26年度	日・コロンビアEPA交渉を着実に進めた。日・ウルグアイ投資協定交渉は実質合意、署名を実現した。日・コロンビア投資協定は先方に早期発効を働きかけ、コロンビア国会承認手続及び大統領署名が終了した。発効済みの日・チリEPA及び日・ペルーEPAは円滑に運用した。 以上の二国間枠組み関係の取組に加え、7～8月の安倍総理大臣の中南米訪問の際には、企業トップからなる経済ミッションが同行し、企業と協働して経済関係強化を実現した。また、同訪問時、チリにおける日本企業出資による銅鉱山開山式への総理大臣参列等を通じ、日・チリ間の鉱	日・コロンビア投資協定の早期発効、日・コロンビアEPA交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉の実質合意を目指すとともに、発効済みの協定の円滑な運用を行う。

		業分野における協力関係強化を促進した。	
中期目標	—	交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。	
	25・26 年度目標の達成状況		△
	2 南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	サントス・コロンビア大統領(9月)、ピニェラ・チリ大統領(3月)の訪日をはじめとし、アルゼンチン外相(4月)、ブラジル外相(4月)、コロンビア外相(9月及び2月)、チリ外相(3月)、の訪日や、松本外務大臣のメルコスール首脳会談出席及びブラジル訪問等の我が国要人の南米訪問の機会をとらえ、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	国連改革、環境・気候変動、軍縮不拡散等について、南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	24 年度	ウマラ・ペルー大統領(5月)、ルゴ・パラグアイ大統領(5月)、ペルー外相(5月)、ウルグアイ外相(11月)の訪日や、玄葉外務大臣の国連持続可能な開発会議(リオ+20)出席(6月)、古川国家戦略大臣のブラジル訪問(4月)等の我が国要人の南米訪問の機会をとらえ、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、軍縮・不拡散、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	国連改革、環境・気候変動、軍縮不拡散等について、南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	25 年度	アルゼンチン、ブラジルとの首脳会談(9月)、ボリビア外相の訪日(5月)、ウルグアイ外相、ブラジル環境相及びエクアドル環境相の水銀条約会合出席(10月)、また岸田外務大臣のペルー(4月)、ブラジル(9月)訪問、茂木経済産業大臣のコロンビア、ブラジル訪問(4～5月)、新藤総務大臣のブラジル訪問(7月)等の機会をとらえ、さまざまなレベルで環境・気候変動、国連・安保理改革、軍縮・不拡散、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	二国間の機会に加え、多国間の機会も活用し、環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について、我が国の立場を説明し、我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。
	26 年度	安倍総理大臣の南米訪問時の首脳会談(コロンビア：7月、チリ：7月、ブラジル：8月)、望月環境大臣のペルー訪問(12月)、カルテス・パラグアイ大統領の訪日(6月)等の機会をとらえ、環境・気候変動、国連・安保理改革、軍縮・不拡散、北朝鮮問題等についての我が国の立場に対する支持を働きかけた。	環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について、我が国の立場に対する支持を働きかける。
中期目標	—	二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。	
	25・26 年度目標の達成状況		○
	3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	逃亡犯罪人問題、我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。「不処罰は許さない」との観点から、ブラジル政府に対し国外犯処罰規定の適用を要請している案件のフォローを引き続き実施した。さらに、3月1日に発効した日・ブラジル社会保障協定について、厚生労働省及び在京大使館・総領事館と協力し、在日ブラジル人に対する事前説明会を実施した。	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し、対話の機会の構築に向けて取り組む。
	24 年度	ブラジルとの間で受刑者移送条約締結交渉を開始した。また、ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について、司法関係者との関係構築、また右を基にして情報収集を行う等、引き続きフォローした。	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し、二国間条約の締結に向けた協議を含め、対話の機会の構築に向けて取り組む。

25年度	国外犯処罰規定の適用について、日本国内における関心も非常に高いことを踏まえ、在外公館を通じて、係争中の5件に関するブラジル国内での裁判進捗状況の把握、担当判事等からの情報収集を行った。 また、日・ブラジル受刑者移送条約の締結交渉を妥結させ、署名を行った。	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について、適用を着実に確保する等、引き続き両国間の連携を深めていく。				
	ブラジル政府に国外犯処罰規定の適用を要請している係争中案件4件について、在外公館を通じブラジル国内での裁判進捗状況の把握、担当判事等からの情報収集を行った。 日・ブラジル受刑者移送条約の発効に向け、国会の承認等我が国において必要な国内手続を終えた。ブラジル側の国会承認手続について必要な情報収集を行い、早期発効に向けた働きかけを行った。	受刑者移送条約の発効に向けた手続きを進める。 ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について、適用が確保されるよう注意深くフォローしブラジル政府との連携を深める。				
中期目標	—	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく				
25・26年度目標の達成状況		○				
4 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	実績値				中期目標値	25・26年度目標の達成状況
	23年度	24年度	25年度	26年度	—	
	8	7	6	5		
年度目標値				5程度	5	
5 (参考指標) 日・南米諸国間貿易額(単位：億円)	実績値					
	23年度	24年度	25年度	26年度		
	33,203	33,852	37,224	33,412		

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 平成26年7月～8月、安倍総理大臣が日本の総理として初めてコロンビアを、同じく10年ぶりにチリ、ブラジルを訪問し、首脳会談を実施、共同声明を発出するとともに、現地に進出している日本企業関係者との意見交換会や日系人との懇談、貿易分野や医療分野に関するセミナーへの出席等を実施した。これは、様々な面での各国との関係を強化する上で極めて効果が高かった。(南米諸国との協力強化(達成手段2①)) 2 日・コロンビア投資協定の早期発効に向けて先方への働きかけを実施し、コロンビア国会承認手続及び大統領署名終了に至ったことは、協定発効プロセスを前進させる上で効果があった。(南米諸国との協力強化(達成手段2①)) 3 日・ブラジル受刑者移送条約につき、25年度に条約交渉の妥結、署名に至り、26年度に国会承認等我が国において必要な国内手続を終えたことは、条約発効プロセスを前進させる上で効果があった。(南米諸国との協力強化(達成手段2①)) 4 日・ウルグアイ投資協定につき、26年度に3回の交渉を実施し、平成26(2014)年12月に実質合意に至り、平成27(2015)年1月に署名を終えたことは、協定発効プロセスを前進させる上で効果があった。(南米諸国との協力強化(達成手段2①)) 5 「1 南米諸国との経済関係強化の進展」の達成状況が目標達成とならなかった。26年度の年度目標であった日・コロンビアEPA交渉において依然として調整が必要な分野があり実質合意を達成できなかったためであるが、本交渉は26年度中6回の会合を通じて確実に進展している。また、26年度は、安倍総理大臣が南米を訪問し、同行した経済ミッションの企業の一つが訪問後にコロンビアへの投資を決定したことから、我が国と南米諸国との経済関係は確実に進展したと言える。(南米諸国との協力強化(達成手段2①))
	【施策】
	南米諸国は我が国と民主主義、人権尊重、法の支配といった基本的価値観を共有しており、また、世界最大の日系人社会を有する地域でもあることから、我が国と二国間及び国際場裏両面で伝統的に友好協力関係を維持してきている。このような南米諸国との関係強化・理解促進は我が国の国益にも合致するものであり、平成26年に中南米を訪問した安倍総理大臣がサンパウロ(ブラジル)で行った中南米政策スピーチにもあるとおり、経済関係の強化、国際場裏での協力、交流の活発化を通じて、関係強化を図ることが必要である。 よって、南米諸国との経済関係・国際場裏における協力関係を強化し、相互理解を促進するとした施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。
次期目標等への反映の方向性	

【測定指標】

1 南米諸国との経済関係強化の進展

南米地域は、エネルギー・鉱物・食料資源を豊富に有し、また、巨大な人口を背景とした潜在力ある市場を有するなど、経済面で我が国とは補完的關係にある。一方、ビジネス環境の点で、我が国民間企業の進出などに当たり具体的な障害が発生する場合も多く、政府間で、ビジネス環境改善に向けた対話、法的枠組みの構築・運用に向けた取組を実施することが、民間レベルの経済関係強化を推進する上で極めて重要である。よって、交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き推進していくとの中期目標達成に向け、日・コロンビア投資協定の早期発効、日・コロンビア EPA 交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉の実質合意を目指し、発効済みの協定の円滑な運用を行うとした 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、こうした取組を継続する。

2 南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化

南米は、民主主義、人権尊重、法の支配といった基本的価値観を我が国と共有し、また、世界最大の日系人社会の存在を背景に極めて親日的であることもあり、我が国と二国間及び国際場裏両面で伝統的に友好協力関係を維持している。この外交資産を維持・強化し、かつ積極的にいかしていくことが必要である。よって、二国間、多国間の双方の機会を活用し、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていくとの中期目標達成に向け、環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとした 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、こうした取組を継続する。

3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

南米諸国出身の在日外国人は約 30 万人に上り、地域社会と共存するための積極的取組が急務となっている。よって、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていくとの中期目標達成に向け、受刑者移送条約の発効に向けた手続を進めること、また、ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について、適用が確保されるよう注意深くフォローしブラジル政府との連携を深めるとの 26 年度目標は、適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、こうした取組を継続する。

4 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数

中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要である。26 年度においては、5 回の首脳会談・外相会談を実施し、年度目標値を達成した。引き続き同程度の回数の中米首脳会談・外相会談の実施を目標とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 日・パラグアイ首脳会談(平成 26 年 6 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/py/page3_000821.html)
- ・ 日・コロンビア首脳会談(平成 26 年 7 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/co/page4_000603.html)
- ・ 日・チリ首脳会談(平成 26 年 8 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/cl/page4_000616.html)
- ・ 日・ブラジル首脳会談(平成 26 年 8 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000872.html)
- ・ 安倍総理の中南米政策スピーチ(平成 26 年 8 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000874.html)
- ・ 日・ペルー首脳会談(平成 26 年 11 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/pe/page3_000998.html)
- ・ 日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第 5 回会合(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000890.html)
- ・ 日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第 6 回会合(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001092.html)
- ・ 日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第 7 回会合(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001223.html)
- ・ 日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第 8 回会合
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001434.html)
- ・ 日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第 9 回会合(結果)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001602.html)
- ・ 日・コロンビア経済連携協定交渉第 10 回会合(結果)

- | | |
|--|--|
| | <p>(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001878.html)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日・ウルグアイ投資協定交渉第9回会合の開催
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000040.html)・ 日・ウルグアイ投資協定交渉の実質合意
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001458.html)・ 日・ウルグアイ投資協定の署名
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001701.html)・ 日・ブラジル受刑者移送条約
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000531.html) |
|--|--|

施策 I - 4 欧州地域外交

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－I－4)

施策名	欧州地域外交				
施策目標	基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化するため、以下を達成する。 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 2 西欧及び中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化すること、及び共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 3 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。 4 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,091	1,053	1,084
		補正予算(b)	△ 21	0	0
		繰越し等(c)	0	0	
		合計(a+b+c)	1,070	1,053	
	執行額(百万円)		1,023	987	

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度の測定の結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
		(判断根拠)	
		8つの主要な測定指標のうち、6つの指標で目標を達成し、2つの指標で目標達成に至らなかったことから、上記(相当程度進展あり)のとおりに判定した。	
		測定指標の25・26年度目標の達成状況(*印—主要な測定指標)	
		1 欧州地域との総合的な関係強化	
		* 1 欧州地域との総合的な対話・協力の進展	○
		* 2 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	○
		3 人的ネットワーク構築の進展	○
		4 欧州地域との協議、対話等の進展	○
		2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進	
		* 1 政府間対話の進展	○
		* 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	○
		3 民間の人的・知的交流の進展	○
		4 西欧及び中東欧諸国との協議・対話の促進	○
		5 日本側の要人(外務省政務)訪欧数	△
		3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	
		* 1 政治対話の深化	△
		* 2 平和条約交渉	△
		3 貿易経済分野における協力	△
		4 国際舞台における協力	○
		5 防衛・治安分野における関係の発展	△
		6 文化・国民間交流の進展	○
		4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
		* 1 各国との対話・交流等の進展	○
		* 2 「中央アジア+日本」対話の進展	○
		3 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数	◎

学識経験を有する	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 日・EU 関係については、経済連携協定(EPA)および戦略的パートナーシップ協定(SPA)の早期締結
----------	--

者の知見 の活用	で重要な布石をつくることができた。NATO との関係では、安倍総理大臣の NATO 訪問と国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) への署名、および次世代の NATO 戦略についての幅広い意見交換ができたことは大いに評価できる。英独仏など主要国との経済・安全保障の協力関係も大幅に進展した。他方で、欧州主要国と東アジアの安全保障や対中政策について、より突っ込んだ政策協力が深化することが望ましい。ウクライナ危機に際しては、ロシア政府に対する平和的解決の働きかけ、ウクライナ政府に対する停戦合意の履行と改革の働きかけを並行的に行うなど、バランスのとれた関与を行った。ロシアのクリミア併合と東ウクライナ危機が発生する中で、日露関係は厳しい局面を迎えたが、政治対話を丁寧維持し関与政策を途切らせなかった政策は高く評価される。 2 欧州との往来は密で、日英・日仏の 2+2 など、それなりの成果があると見受けられるが、他方で、日英、日独、日仏などの二国間関係のアジェンダと欧州国際機関との関係で追求されるアジェンダとのすり合わせに難点はないだろうか。環境・安全・健康などの分野で比較的高度な生活水準を保つ日欧が、バイやマルチの場でパッチワーク状にならずに協力を推進できるよう、上位の統合的・概念的目標を掲げることが必要である。そうすることで、日欧が規制緩和だけではないグローバル社会の建設に共同で取り組んでいる構図が生まれ、また他の FTA 等経済交渉にポジティブなフィードバックがもたらされるだろう。その点、日本経済団体連合の日欧規制協力に関する報告書や、新設された経済産業省通商政策局通商政策課ルール形成戦略室の動きと連動する形で、新たな政策目標(評価軸)を立てるのがよいのではないと思われる。 3 様々な施策が順調に執行されている点については、丁寧な記述から明らかにされているが、それぞれの施策のもたらす成果について示されるとなおよい。たとえば、「航空協定については、スイスとの協定の付表の改正を行った」結果、どのような成果が期待されるのか、「フランスとの間では、日仏防衛装備品協力・技術移転協定が署名された」ことによって、具体的にどのような成果が期待されるのかといった記述であり、国民に対する説明責任の観点からは重要な要素でもある。 4 指標が振るわないものについては外務省の側の事情ではなく、外部要因の影響が小さくないものもあると思われるが、この外部要因について整理することも説明責任の観点からは重要と思われる。
担当部局 名	欧州局 政策評価 実施時期 平成 27 年 8 月

個別分野	1 欧州地域との総合的な関係強化
施策の概要	1 欧州地域(各国, 欧州連合(EU), 北大西洋条約機構(NATO), 欧州安全保障協力機構(OSCE), 欧州評議会(CoE))との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。 2 欧州各国との社会保障協定, 租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。 3 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「欧州各国, EU や NATO 等との協力関係を, 重層的に強化します。」

測定指標	1 欧州地域との総合的な対話・協力の進展	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度 1 EU との関係では, 5月の第20回日EU定期首脳協議で, 日EU・EPA 及び政治, グローバル, その他の分野別協力を対象とした拘束力を有する協定の交渉のためのプロセスを開始することに合意した。この他, 日EU外相協議, 日EU政務局長協議など, 様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。 2 NATO との関係では, 5月に松本外務大臣が NATO 本部を訪問, 10月に日・NATO 高級事務レベル協議を開催した他, 12月のNATO 外相会合(アフガニスタン会合)に参加して政治対話を実施した。また, NATO の基金を通じてアフガニスタン国軍の識字教育を支援した。 3 OSCE との関係では, 12月の外相理事会, 5月のOSCE モンゴル共催会議及び2月のOSCE タイ共催会議に参加した。また, 具体的協力として, OSCE 選挙監視団に我が国から要員を派遣した。 4 CoE との関係では, アジアで唯一のオブザーバー国として, 様々な会合に積極的に参加した。また, 11月にフランスにて開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会議)に対する支援を行った。 5 アジア・欧州間の対話・協力においては, 6月にブダペストで開催されたアジア欧州会合(ASEM)第10回外相会合に参加し, 非伝統的安全保障上の課題, 地球規模の課題, 経済・金融危機からの回復, 地域情勢等に関し, 有意義な意見交換を行うとともに, アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また, 同外相会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し, 外相会合の成功に向けてASEM 諸国との連携・協力の強化を図った。さらに, アジア側調整国の一つとして調整国会合等に出席するとともに, 10月には東京で全体高級実務者会合を開催し, 主導的な立場で議論に貢献した。	日EU定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。
	24年度 1 EU との関係では, 首脳会談を2回, 外相会談を1回実施し, この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。3月には, 日EU・EPA 及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉立ち上げを決定した。 2 NATO との関係では, 5月にNATO シカゴ首脳会合において「アフガニスタンに関する会合」が開催され, 我が国から玄葉外務大臣が出席した。また, 5月に日・NATO 高級事務レベル協議を開催し, 日NATO 間の政治対話を実施した。さらに, 12月にNATO 外相会合 ISAF 貢献国会合に我が国から駐ベルギー大使が出席した。 3 OSCE との関係では, オーストリアにおいて11月に開催された「北東アジアの安全保障と OSCE の経験」セミナーに我が国から駐オーストリア大使が出席し, スピーチを行った。また, アイルランドにおいて12月にOSCE 外	日EU定期首脳協議及びASEM 第9回首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。

	相理事会が開催され、我が国から外務副大臣が出席し、我が国の外交政策や OSCE に対する貢献や取組をアピールした。また、豪州において 25 年 3 月に安全保障における女性問題をテーマに OSCE 共催会議が開催され、我が国から欧州局参事官が出席し我が国の女性の社会進出のための取組に関するスピーチを行った。 4 CoE との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、各種会合に積極的に参加した。また、6 月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会合)に対する支援を行った。 5 アジア・欧州間の対話・協力においては、11 月にラオスで開催された ASEM 第 9 回首脳会合に総理大臣が出席し、経済財政問題、地球規模の課題、地域情勢、社会・文化協力、ASEM の将来の方向性等に関し有意義な議論を行った。その成果として、議長声明とビエンチャン宣言が採択され、それら各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通の認識の形成が図られ、また、今後の協力の方向性等が示された。なお、今次首脳会合においては、欧州債務危機を背景として世界経済・財政問題が一つの大きな課題として取り上げられ、ASEM 各国が一致結束して対応していくことの重要性が確認された。	
25 年度	1 EU との関係では、第 21 回日 EU 定期首脳協議を含め、首脳会談を 3 回、外相会談を 4 回実施し、この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。また、EPA 交渉は 5 回、戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉は 4 回実施し、交渉は着実に前進しつつある。 2 NATO との関係では、4 月にラスムセン事務総長が訪日し安倍総理大臣と共同政治宣言に署名、12 月に NATO 外相会合 ISAF 貢献国会合に我が国から駐ベルギー大使が参加して政治対話を実施、2 月に日・NATO 高級事務レベル協議を開催した。また、人道支援・災害救援に関する日 NATO 共同研究会を立ち上げ、同分野における日 NATO 協力のあり方について議論し、成果報告書を取りまとめた。 3 OSCE との関係では、12 月にウクライナで開催された OSCE 外相理事会に飯村政府代表が参加した。また、具体的協力として、ウクライナにおける政治対話促進ミッションをはじめとする OSCE の民主化プロジェクトに資金協力を行うとともに、ウクライナ大統領選挙に向け OSCE 選挙監視団に我が国から要員派遣を決定した。 4 CoE との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、各種会合に積極的に参加した。また、12 月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会合)に対する支援を行った。 5 アジア・欧州間の対話協力においては、10 月にインドで開催された ASEM 第 11 回外相会合に外務大臣が出席し、経済財政問題、地球規模の課題、地域情勢のテーマの下、有意義な議論が行われた。その成果として、議長声明が採択され、それら各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通の認識が図られると共に、ASEM の活動を対外的に明確に示していくために 12 の分野にわたる具体的協力プロジェクトをアジアと欧州の数力国がコアグループとなり実施することとなった。我が国は、フィリピン他と協力し防災分野での協力を進めていくこととなった。	日 EU 定期首脳協議及び ASEM 第 11 回外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に、EU との関係では、EPA 及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉を前進させる。

26
年
度

- 1 EU との関係では、第 22 回日 EU 定期首脳協議を含め、首脳会談を 5 回、外相会談を 2 回実施し、この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。これらの会議において、経済連携協定(EPA)の本年中の大筋合意および戦略的パートナーシップ協定(SPA)の早期締結で一致するとともに、ウクライナ、東アジア情勢の地域情勢についても率直な意見交換を行い、日本の立場への理解を深めた。更に日 EU 定期首脳協議では、海賊対策共同訓練の実施、日 EU サイバー対話及び宇宙政策対話の立ち上げに一致した。EPA 交渉会合は 4 回実施され、サービス貿易及び投資の分野でオファーの交換が行われるとともに、他の分野においても着実な進展があった。また、SPA の交渉は 3 回実施し、いくつかの協力の分野について、一層の前進がみられ、協定全体に関する内容について、双方の立場の収れんに向けて理解を深めた。交渉は着実に前進している。
- 2 NATO との関係では、5 月に安倍総理大臣が NATO 本部を訪問し、ラスムセン事務総長と国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に署名、IPCP に基づき、9 月以降、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処のための自衛隊部隊と NATO オーシャン・シールド作戦参加部隊との共同訓練を実施したほか、女性分野での協力を強化するため、12 月から 2 年間の予定で女性自衛官が NATO 本部に派遣されている。また、NATO ウェールズ首脳会合に我が国から駐ベルギー大使が参加した。
- 3 OSCE との関係では、6 月に日 OSCE 共催会議を開催、12 月にスイスで開催された OSCE 外相理事会に河野政府代表が参加した。また、具体的協力として、ウクライナ特別監視団への資金協力を行うとともに、ウクライナ大統領選挙や最高会議(議会)選挙の際の OSCE 選挙監視団に我が国から要員を派遣した。
- 4 CoE との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、各種会合に積極的に参加した。また、4 月のウクライナの民主化支援としての大統領選挙等への CoE による緊急支援への財政的貢献及び 6 月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する CoE による会議に対する財政支援を行った。
- 5 アジア・欧州間の対話・協力においては、10 月にイタリアで開催された ASEM 第 10 回首脳会合に総理大臣が出席し、経済と金融に関する課題、地球規模の課題、国際・地域情勢のテーマの下、有意義な意見交換が行われた。その成果として採択された議長声明においては、各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通認識の形成が図られるとともに、海洋安全保障に関するメッセージが記載され、北朝鮮の拉致問題に関して初めて明示的な言及がなされた。アジア欧州ビジネフォーラム等の関連の会合に参加するとともに、アジア欧州財団(ASEF)との緊密な協力を引き続き実施し、アジア・欧州間の協力と理解の増進に寄与した。また、我が国がフィリピンと共催した ASEM の防災関連会議において、共同議長やスピーチを通じて、災害リスク削減のための取組の促進に貢献した。

- 1 日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に、EU との関係では、EPA 及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉を前進する。
- 2 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づく具体的な日 NATO 協力を推進する。
- 3 日 OSCE 共催会議の開催等により日 OSCE 関係を一層推進する。
- 4 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM の各種会合の成功、特に第 10 回首脳会合の成功に貢献すると共に、関連する国際会議や各種専門家会合等への参加や、アジア欧州財団(ASEF)との協力を引き続き行っていくことを通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。

中期
目標

—

欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。

25・26 年度目標の達成状況

○

2 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 社会保障協定については、スイスとの社会保障協定が3月に発効した。また、スウェーデンとの間で政府間交渉を実施し(10月)、オーストリア、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。 2 租税条約(協定)については、マン島との租税情報交換協定(9月)、ケイマン諸島との租税協定(11月)、オランダとの租税条約、スイス及びルクセンブルクとの租税条約改正議定書(いずれも12月)が発効した。ポルトガルについては政府間交渉を実施し(6月)、署名を行った(12月)。この他、ジャージー及びガーンジーとの租税協定について署名を行い(12月)、リヒテンシュタインとの間で政府間交渉を実施し、協定の内容につき実質合意に至った(3月)。また、ドイツとの間で租税協定改正の政府間交渉を実施した(12月)。 3 税関相互支援協定については、ドイツとの間で11月に政府間交渉を実施した。イタリアとの協定が、平成24年4月に発効した。	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。
	24年度	1 社会保障協定については、ハンガリーとの間で政府間交渉(9月)及びその後継続的に協議を行い、実質合意(1月)に至った。 2 租税条約(協定)については、リヒテンシュタイン公国との租税情報交換協定に署名を行い(7月)、その後発効した(12月)。また、ドイツとの協議を継続し、英国の間では租税条約改正のため政府間交渉を開始し、基本合意に至った(3月)。 3 税関相互支援協定については、イタリアとの協定が発効した(4月)。ドイツの間では基本合意に至った(5月)。また、ノルウェーとの間で政府間交渉の実施について合意した(7月)。	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。
	25年度	1 社会保障協定については、ハンガリーとの協定につき、署名(8月)を行い、国会における承認(12月)を得て、1月に発効した。また、ルクセンブルクとの協定につき、条文に係る協議を行った(3月)。 2 租税条約(協定)については、ポルトガルとの条約(7月)、ジャージーとの協定(8月)、ガーンジーとの協定(8月)、ベルギーとの改正議定書(12月)が発効した。また、英領バージン諸島との租税情報交換協定(4月)及びスウェーデンとの改正議定書(5月)につき、政府間交渉を行い、基本合意に達した。また、スウェーデン及び英国との改正議定書に署名を行った(共に12月)。 3 税関相互支援協定については、スペインとの協定に署名した(10月)。 4 航空協定については、スイスとの協定の付表の改正を行った(2月)。	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。
	26年度	1 社会保障協定については、ルクセンブルクとの協定につき、署名(10月)を行った。イタリアとの協定については、イタリア議会の承認手続きが行われておらず、イタリア政府に対し早期の締結を働きかけた。 2 租税条約(協定)については、英領バージン諸島との租税情報交換協定(10月)、スウェーデンとの租税条約改正議定書(10月)及び英国との租税条約改正議定書(12月)が発効した。また、ドイツとの間で日独租税条約の改正のための第4回政府間交渉を実施した(1月)。 3 税関相互支援協定については、日独税関相互支援協定	ドイツ等との租税条約及びイタリア等との社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。

		が発効した(12月)。	
中期目標	—	欧州各国との法的枠組みを整備する。	
25・26年度目標の達成状況		○	
3 人的ネットワーク構築の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 2月にベルギーで「東アジアの安全保障」をテーマとする日 EU 共同シンポジウムを開催した。 2 2月にタジキスタンでアフガニスタン及びタジキスタンの政府職員(税関職員等)の能力向上を目的とした日 EU 国境管理会合を開催した。 3 「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州5か国に安全保障分野の専門家4名を派遣し、セミナー等を開催した。 4 3月に東京で「欧州債務危機と今後の欧州統合の行方」をテーマに有識者の参加も得て日 EU 政策策定者セミナーを開催した。	日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招へいプログラムを実施する。
	24年度	1 12月に東京で「EU 外交と欧州議会」をテーマに、EU 政府関係者3名を招へいし、有識者の参加も得て、日 EU 政策策定者セミナーを開催した。 2 2月にアイルランドで、経済分野及び開発分野の専門家2名を派遣し、「日 EU 関係：共通の課題への対応」をテーマに、日 EU 共同シンポジウムを開催した。 3 「東アジア地域の安全保障環境：日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州4か国(スウェーデン、ノルウェー、オランダ、ベルギー)に有識者3名を派遣し、各国のシンクタンク等でセミナーを開催した。	日 EU 共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招へいプログラムを実施する。
	25年度	1 10月にリトアニアへ有識者を派遣し、「EU 協力に関するシンポジウム：EU 東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障情勢」をテーマとする日 EU 共同シンポジウムを共催した。 2 3月にタジキスタンでタジキスタン・アフガニスタン国境管理会合を EU と共催した。日本からは税関実務に詳しい専門家を現地に派遣し、日本の取組を、税関職員を含む現地政府関係者に説明した。 3 「東アジア地域の安全保障環境：日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州3か国(ハンガリー、イタリア、セルビア)に有識者3名を派遣し、各国のシンクタンク等でセミナーを開催した。 4 外務省の招へい事業を活用して、欧州の若手有識者10名(安全保障及び経済の専門家)を日本に招へいし、最新の状況をインプットするとともに、日本の政府関係者や研究者との人脈を構築した。	日 EU 共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招へいプログラムを実施する。具体的には、EU 東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障環境をテーマに、リトアニアに有識者を派遣し、日 EU 共同シンポジウムを開催する。また、関係者の能力強化を目的とした、日 EU 国境管理会合をタジキスタンにて実施する。
	26年度	1 2月にラトビアへ有識者2名を派遣し、「日 EU 協力に関するハイレベル・シンポジウム：共通の課題と展望」をテーマとする日 EU 共同シンポジウムを共催した。 2 3月に有識者1名を招へいし、欧州対外活動庁及び日本人有識者の参加も得て「安全保障と防衛に関する日 EU セミナー」を東京で開催した。 3 11月に CoE 主催「世界民主主義フォーラム」に有識者1名を派遣した。 4 外務省の招へい事業を活用して2月に CoE 関係者を招へいし、最新の状況をインプットするとともに、日本の政府関係者との人脈を形成した。	1 日 EU 共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招へいプログラムを実施する。具体的には、EU 東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障環境をテーマに、ラトビアに有識者を派遣し、日 EU 共同シンポジウムを開催する。 2 NATO 幹部の招へい等を行い、日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

		5 3月にアデナウアー財団を後援する形で日 NATO セミナー「日本と NATO：関係強化の相互利益」を実施し、NATO 幹部であるガウル新規安全保障課題局シニアアドバイザーの参加を得られる等人的交流を深化させた。					
中期目標	—	人的交流を円滑に実施する。					
25・26 年度目標の達成状況		○					
4 欧州地域との協議、対話等の進展	実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	○
	①20	①10	①12	①11	①13	—	○
	② 3	② 5	② 3	② 2	② 3		
	③ 2	③ 4	③ 3	③ 3	③—		
知的交流事業における派遣者数 ④日 EU 政策策定者セミナー参加者数 ⑤日 EU シンポジウム参加者数			④40 ⑤30	④— ⑤80	④60 ⑤80		
年度目標値		—	①12 ② 3 ③ 3	①14 ② 3 ③ 3 ④— ⑤40	①14 ② 3 ③— ④40 ⑤55		

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	1 日 EU 間において、日 EU・EPA 及び日 EU・SPA 交渉の進展、さらには、安全保障分野における日 EU 間での具体的な連携は、EU との関係強化につながった。こうした日 EU 間の施策の進展は、首脳・外相レベルで複数回にわたる会談が実現し、効果的な政策対話を実施した結果、ハイレベルでの個人的な信頼関係が構築されたことによるところが大きかった。（欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） 2 日 NATO 間においては、首脳・外相レベルで複数回会談が実施されるとともに、国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処のための自衛隊部隊と NATO オーシャン・シールド作戦参加部隊との共同訓練や女性自衛官の NATO 本部派遣などは、日 NATO 関係を着実に進捗させる具体的な進展となった。（欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） 3 スウェーデン及び英国との租税条約改正議定書の発効、ポルトガル、ジャージー及びガーンジーとの租税条約発効、ハンガリーとの社会保障協定の発効、ルクセンブルクとの社会保障協定の署名等欧州との法的枠組みを強化する上で進展があった。（欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） 4 アジアの安全保障や日 EU 関係を専門とする有識者を 2 名派遣して実施した日 EU 共同シンポジウムは、有識者による東アジア情勢に関する包括的な説明及び丁寧な質疑応答を通じ、EU 議長国関係者に東アジア安全保障情勢についての認識を高めるとともに、日本、EU 及びラトビアの関係者間で日 EU 協力の重要性及び協力すべき分野（経済、政治・安保）で一致することができ効果があった。（欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） 5 ASEM 第 10 回首脳会合の議長声明に海洋安全保障に関するメッセージが記載され、北朝鮮の拉致問題に関して初めて明示的な言及がなされたことは、国際社会の平和と安定への我が国の立場をアピールする機会となった。（欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））
次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 欧州は、我が国と自由、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有しており、欧州諸国及び EU、NATO、OSCE、CoE 等の諸機関と我が国は、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。 我が国と欧州は、これまで幅広い分野において相互の政治対話を発展させ、定期首脳協議、閣僚レベル及び実務者レベルの協議の定期的な開催を通じ、広範な問題を話し合ってきた。また、経済分野においては、結びつきを拡大させ、多角的貿易システムを強化するとともに、投資及び貿易に関する建設的な対話を追求するために緊密に協力してきた。更に、地球規模の問題に対処するために協力しており、相互に相手方の地域に積極的に関与してきた。こうした相互の連携は、政治協力、貿易・投資交流、ビジネス上の協力、更に日・EU 加盟国間の交流や往来の顕著な増加等、あらゆる分野において発展してきた。

欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、政治対話の実施、各種法的枠組みの構築、知的交流等を通じた、総合的な関係強化のための施策を継続していくことが必要不可欠である。

上述のとおり、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1 欧州地域との総合的な対話・協力の進展

欧州との関係を強化するとの中期目標の達成に向けた日 EU 定期首脳協議を始めとする政治対話の成功裏の実施、EPA 及び SPA の交渉の進展、国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づく協力の進展等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。また、アジア唯一のオブザーバー国として CoE との連携を強化することを年度目標に追加する。アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM の各種会合の成功に貢献し、関連会合への参加やアジア欧州財団(ASEF)と引き続き協力していくを通じ、両地域間の協力と理解増進に向け積極的に関与していく。

2 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

欧州各国との法的枠組みを整備するとの中期目標の達成に向けたドイツ等との租税条約、社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施するとの 26 年度目標は、適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、現在交渉・作業中の各種条約・協定の早期締結のため、交渉や作業を継続するとともに、締結の必要性の高い条約を絞り込み、交渉開始を検討する。

3 人的ネットワーク構築の進展

欧州との関係を強化するとの中期目標の達成に向けた日 EU 共同シンポジウムへの有識者派遣、NATO 幹部の招へい等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これら取組及び CoE 主催会合への有識者派遣を継続する。

4 欧州地域との協議、対話等の進展

欧州との関係強化には、政治・安保分野の対話やセミナー・シンポジウム等の開催が不可欠であり、25 年度及び 26 年度の目標において高い目標を設定したことから、これら取組において、目標を下回った項目があった。

これら取組の実施は欧州との関係を強化する上で引き続き重要であり、過去の平均的な実績を上回る取組の実施に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・「EU 情勢と日 EU 関係」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>)
- ・「北大西洋条約機構(NATO)の概要」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/NATO/gaiyo.html>)
- ・「欧州安全保障協力機構(OSCE)」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/OSCE/gaiyo.html>)
- ・「航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の付表の改正に関する書簡の交換」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000577.html)
- ・防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の署名
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page22_001880.html)

個別分野	2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進
施策の概要	1 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「欧州各国、EUやNATO等との協力関係を、重層的に強化します。特に、英国及びフランスと安保・防衛分野の協力を推進していきます。」 「ウクライナ情勢の平和的解決に向け、全ての当事者の対話努力を促すとともに、ロシアが建設的役割を果たすよう働きかけてまいります。日本としても、ウクライナの改革努力を引き続き支援していきます。」

測定指標	1 政府間対話の進展		年度目標
	23年度	要人往来(菅総理大臣の訪仏、ヴルフ独大統領の訪日等)や国際会議(G20カンヌ・サミット等)の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。また、日独150周年を迎えた独との関係では、皇太子殿下の訪独も実現した。	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
	24年度	要人往来(フィンランド首相やスロバキア大統領等の訪日や玄葉外務大臣の訪英・仏・独など)や国際会議(国連総会、ASEM首脳会合等)の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 9年ぶりとなる英国首相の日本への二国間訪問を実現し、首脳会談の成果として日英共同声明を発出した。 英国、フランスそれぞれと外相戦略対話を実施し、地域情勢等について突っ込んだ議論を行った。 フランス、スペインとは、外相会談の実施にあわせてコミニケを発出し、効果的な対外発信も行った。 ドイツとは両国外相の相互訪問が実現し、欧州債務危機、日EU・EPA等への取組から地域情勢等について対話が進展した。 さらに、電話会談も積極的に活用し、緊急事態への対応等のため、関係国と緊密な協議を行った。	英・独等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
	25年度	要人往来(安倍総理大臣のイギリス訪問やポーランド訪問、岸田外務大臣のウクライナ・ハンガリー訪問、フランス大統領の国賓訪日、ハンガリー首相、スイス大統領の訪日等)や国際会議(G8サミット、核セキュリティ・サミット等)の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 英国との間では、6月のロック・アーン・G8サミットに出席するため安倍総理大臣が訪英して首脳会談を実施したほか、ヘーグ外相の訪日に合わせて外相戦略対話を実施した。25年度中3回の首脳会談及び5回の外相会談(いずれも電話会談を含む)を実施し、特に、安全保障・防衛分野の協力について具体的進展をみた。 フランスとの間では、6月にオランド大統領を国賓として迎え、首脳間で日仏共同声明を発出した。これを受け、1月には岸田外務大臣及び小野寺防衛大臣が訪仏し、フランスとの間では初となる外務・防衛閣僚会合を実施した。 スペインとの間では日本スペイン交流400周年の機会を捉え、6月に皇太子殿下がスペインを御訪問され、10月にラホイ首相を公式実務訪問賓客として迎え、首脳間で日スペイン共同声明を発出した。1月には岸田外務大臣がスペインを訪問し、外相会談の他、国王陛下謁見、首相表敬が	英国(平成25年G8議長国)やフランス(対日重視のオランド政権)、ドイツ(欧州最大の経済大国)、オランダ(法の支配を重視)等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。

	実現した。 ドイツとは、6月、英ロック・アーンにおけるG8サミットの機会に安倍総理大臣はメルケル首相と会談し、双方の経済政策を中心に協議を行った。また、2月、ミュンヘン安全保障会議出席のため訪独した岸田外務大臣とシュタインマイヤー外相との間で日独外相会談が行われた。 スイスとの間では、日本スイス国交樹立150周年の機会を捉え、2月にブルカルテール大統領を迎え、首脳会談を行った。 このほか、3月に安倍総理大臣が核セキュリティ・サミットに参加するためオランダを訪問し、日蘭首脳会談を実施したのを始め、アイルランド、英国、エストニア、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フランス、フィンランド、リトアニアとの間で首脳会談又は外相会談を実施し、我が国の安全保障政策に対する理解を促すとともに、日EU・EPAの早期締結を含む双方の成長戦略実現に向けた協力について合意した。 さらに、北欧・バルト諸国8か国との協力を強化するため、初の試みとして、11月、日本とこれら8か国との外相級会合を実施し、今後これらの諸国との間で、北極、女性を巡る諸課題、イノベーションを通じた経済成長等の分野で具体的な協力を進めていくことで合意した。 ヴィシェグラード4か国：チェコ、ポーランド、ハンガリー及びスロバキア(V4)とは、「V4+日本」首脳会談及び「V4+日本」外相会合を実現し、西バルカンや東方パートナーシップへの支援を行う等の具体的協力が進展した。	
26年度	要人往来(安倍総理大臣及び岸田外務大臣の欧州訪問、ドイツ首相、ポルトガル首相、ポーランド大統領、マケドニア首相、コソボ首相の訪日等)や国際会議(国連総会、ASEM首脳会合等)の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 英国については、5月に安倍総理大臣が訪問してキャメロン首相と会談し、外務・防衛閣僚会合の開催、ACSAの締結交渉の開始を始めとする安全保障分野での協力、東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等に合意したほか、対日投資セミナーに出席するなど、両国の文化・経済交流の強化が図られた。また、首脳会談の成果を受け、1月に岸田外務大臣及び中谷防衛大臣が訪英し、初めての日英外務・防衛閣僚会合が開催された。 フランスについては、5月に安倍総理が訪問してオランダ大統領と会談し、両国の「特別なパートナーシップ」を促進するために幅広い分野で具体的協力を推進することで一致した。岸田外務大臣は、26年度中にファビウス外相と4回会談し、強固な個人的信頼関係を基礎に、気候変動等の諸課題に共に対処することで一致した。特に、3月には東京で第2回外務・防衛閣僚会合が開催された。 ドイツとは、4月に安倍総理大臣がドイツを訪問し、メルケル首相との会談において、安全保障、経済・社会分野、地域情勢及び人的・知的交流における対話と協力を推進していくことで一致した。また、9月にドイツを訪問した岸田外務大臣は、シュタインマイヤー外相と会談し、二国間関係や軍縮・不拡散等多国間枠組における連携などについて意見交換を行った。このほかにも、国際会議などの機会等に首脳・外相会談を複数回実施した。	要人往来や国際会議の機会の首脳・外相会談を通じた政府ハイレベル間対話を進展させる。招へいスキームや国際会議の場も積極的に活用し、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を実現する。

		スイスとの間では、6月に、皇太子殿下がスイスを御訪問され、ブルカルテール大統領を表敬された。また、3月には国連防災世界会議の機会に日スイス外相会談を実施した。 ウクライナとは、6月に牧野外務大臣政務官がポロシェンコ新大統領就任式に出席したほか、7月にウクライナを訪問した岸田外務大臣は、ポロシェンコ大統領表敬、ヤツェニューク首相表敬、外相会談を実施し、二国間関係の一層の発展の契機となった。10月にはASEM首脳会合の際に、安倍政権発足以来、初となる日ウクライナ首脳会談を実施した。3月にはクリムキン外相が外務省賓客として訪日し、安倍総理大臣表敬や外相会談を実施した。ウクライナ側に停戦合意の履行と改革の必要性を直接働きかけた。 北欧、バルト8カ国(NB8)とは、平成25年11月の「NB8+日本」外相会合の成果を受け、10月に首脳会合を開催し、北極を巡る協力、イノベーションを通じた経済成長、女性の活躍促進等、日本と北欧・バルト諸国の共通課題の解決に向けて知見を共有することで一致したほか、一層厳しさを増す欧州及び東アジアの安全保障環境について率直な意見交換を継続していくことを確認した。	
中期目標	—	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。	
	25・26年度目標の達成状況	○	
	2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	V4(ヴィシェグラード4か国:チェコ、ポーランド、ハンガリー及びスロバキア)といった地域的枠組みとの対話や、西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整が進展した。	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	24年度	1 V4やGUAM(グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン及びモルドバ)等の地域的枠組みとの対話や、西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し、環境分野等をはじめとする二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。 2 具体的な実績の例は次のとおり。 (1)英国、フランスとはアジアに関して、また、北欧諸国とは貿易経済や北極等に関して局長級協議を実施し、政策調整に努めた。 (2)英国とは、防衛、原子力等の分野での協力について、事務レベルの協議が進展した。 (3)V4とはエネルギー分野に関するワークショップ等を、GUAMとは運輸セミナー等を開催した。 (4)チェルノブイリ原発事故を経験したウクライナ及びベラルーシの間では、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」をそれぞれ署名し、原発事故後の対応について具体的な協力を開始した。	頻繁な事務レベルの協議を通じて、環境分野等を中心に、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	25年度	V4やGUAM等の地域的枠組みとの対話や、西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。具体的な実績の例は次のとおり。	頻繁な事務レベルの協議を通じて、地域情勢やサイバー等二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。

		11月に日英原子力対話、12月に情報通信技術政策及びサイバーセキュリティ分野における日・エストニア間の政策対話を実施したのに加え、フランスとの間では、防衛装備品及び輸出管理に関する課長級協議を実施した。また、日英間では7月に防衛装備品協力の協定や情報保護協定が署名された。 このほかにも、各国及び北欧・バルト8か国の協力枠組み(NB8)との政務局長協議を実施し、地域情勢や経済政策について、双方が協力していくことで一致した。 「V4+日本」協力の一環として、2月に安全保障セミナーを実施した。 GUAMとは、各国の市場経済化及び医療分野の向上を目的に我が国で医療ワークショップを開催した。	
	26年度	NB8、V4、GUAM等の地域的枠組との対話や、西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 1 英国及びフランスとの間でサイバー対話を実施した。フランスとの間では、日仏防衛装備品協力・技術移転協定が署名された。 2 独とは、事務レベルの協議を通じて安全保障や経済・社会分野等における二国間協力、東アジア、ウクライナを始めとした地域情勢、また国連安保理改革や軍縮・不拡散等の国際場裏における連携に関する政策調整・協力を推進した。 3 NB8との関係では、2月にエストニアで開催されたNB8政務局長協議に初めて参加し、ロシア・ウクライナ情勢について意見交換するとともにNB8諸国との具体的協力の在り方について話し合った。 4 「V4+日本」協力の一環として、3月に科学技術セミナーを実施した。 5 GUAMとの間では、3月にGUAM各国と同事務局の実務家や専門家が訪日し、水管理ワークショップが開催された。 6 平成24年12月に日本とベラルーシの間で締結した原発事故後協力協定に基づき、3月に両国の政府及び研究機関の代表者の参加を得て第2回日・ベラルーシ原発事故後協力合同委員会を開催した。	次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。具体的には、NB8、V4、GUAMなど地域的枠組みとの対話や二国間政務協議を活用し、実務レベルで幅広い分野にわたり、政策調整を実施する。
中期目標	—	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行うことができる限り多くの次官級・局長級協議を実施する。	
25・26年度目標の達成状況		○	
3 民間の人的・知的交流の進展			年度目標
施策の進捗状況	23年度	民間の有識者や経済界、一般市民、政府関係者等の参加を得て、日バルト・セミナーや日独フォーラムなどのシンポジウム、日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 また、日バルト三国新たな外交関係設立20周年及び日独交流150周年の関連事業を成功裏に実施した。	日バルト・セミナーや日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日バルト三国新たな外交関係設立20周年や日独交流150周年の関連事業を成功裏に実施する。

24 年 度	民間の有識者や経済界、一般市民、政府関係者等の参加を得て、日本スペイン・シンポジウムや日独フォーラムなどのシンポジウム、日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 具体的な実績の例は次のとおり。 平成 25 年～平成 26 年にかけて実施される日本スペイン交流 400 周年に関して、同周年の名誉総裁への日スペイン両国の皇太子殿下御就任が決定されるなど、交流の気運が高まった。 日独フォーラムでは環境や東アジア情勢に関する議論の高まりを得たことから、有識者に加え政務の参加を得てこれを実施した。 ウクライナとの間では、原発事故後の対応に関する協力に関して締結された協定に基づき原発事故後協力合同委員会を開始し、両国間で具体的な協力を開始した。 ロンドン・オリンピック・パラリンピックの際には、民間のイベントを支援し、人的交流を後押しした。 ノルウェーとの間では、人的交流を促進するワーキング・ホリデー制度を導入した。	日本スペイン・シンポジウムや日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。
25 年 度	民間の有識者や経済界、政治家、政府関係者等の参加を得て、日独フォーラムなどの有識者会合等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 具体的な実績の例は次のとおり。 日英 21 世紀委員会(5 月)、日仏クラブ会合(3 月)等が実施され、我が国と欧州諸国の政界、財界及び学識経験者等の交流を促進するとともに、気候変動対策、エネルギー安全保障、二国間の貿易投資拡大、双方の文化交流促進策等について具体的な提言を得た。 本年度は、日本スペイン交流 400 周年に当たっていたことから、交流年の開幕行事に御臨席になるため皇太子殿下がスペインを御訪問になり、また日本とスペインの双方で、政治、経済分野の交流にとどまらず文化、教育、スポーツなどの分野で多くの交流事業が実施され、両国間の相互理解が大きく促進された。特に、日西経済合同委員会の会合(6 月)がマドリッドにて、両国皇太子殿下の御臨席の下、開催された他、日本・スペインシンポジウム(10 月)では、訪日したラホイ首相及び岸田外務大臣の参加を得た他、官民有識者間で活発な討論が行われた。 日独フォーラムでは日独における持続可能な経済成長の課題、米中問題等に関する議論の高まりを得たことから、有識者に加え有力な政治家の参加を得てこれを実施した。 さらに、日・バルトセミナー(3 月)では、バルト三国の政策担当者が、三国が抱えるエネルギー安全保障を巡る課題について意見を共有する機会を提供しつつ、我が国の原子力技術について理解を促進した。 このほか、有識者や報道関係者の招へいを通じて、対日理解の促進を図るとともに、我が国に関する情報の発信を促した。	日英 21 世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日本スペイン交流 400 周年を成功裏に実施する。
26 年 度	民間の有識者や経済界、政治家、政府関係者等の参加を得て、1.5 トラック日独安全保障政策対話、日独フォーラム、将来の課題のための日・オーストリア委員会などの有識者会合等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 具体的な実績の例は次のとおり。	日英 21 世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立 150 周年記念事業を成功裏に実施する。

		1 日英 21 世紀委員会からは、持続可能な成長に向けた優先分野、女性の活躍、グローバル・ヘルスのための日英協力、次世代育成のための教育交流等について具体的な提言を得た。これにより、5 月の日英首脳会談の際に発出された共同声明に盛り込まれた事項の実施が一層推進された。 2 日独フォーラムでは日独における政治経済・エネルギー問題等に関する議論の高まりを得たことから、有識者に加え政務の参加を得てこれを実施した。 3 平成 25 年の「V 4 + 日本」首脳会合での合意を踏まえ、平成 26 年の「V 4 + 日本」交流年の下、人的交流の促進が図られた。双方で親善大使が任命され、150 を超える交流年行事が行われた。日本の親善大使には、音楽活動を通じポーランドのショパン、ハンガリーのリストを始め同地域の音楽文化に幼少時から高い関心を有している女優兼ピアニストの松下奈緒氏が任命された。松下氏が V 4 諸国を訪問してのドキュメンタリー番組の放映や、同氏によるコンサートが行われた。 4 日スイス外交関係樹立 150 周年記念事業として、記念切手の発行を幕開けに、スイスデイズ、ジャパンウィーク、ジュネーブ・ブックフェアにおける日本ブースの出展等、両国で 400 件以上の記念事業を実施した。ブルカルテル大統領の来日や皇太子殿下のスイス御訪問等、ハイレベルでの人的交流が活発に行われた。さらに、奈良県とベルン州との間で、友好関係締結文書の署名が行われ、二国間関係の更なる発展への布石となった。				
中期目標	—	シンポジウム、調査・研究等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。				
25・26 年度目標の達成状況		○				
4 西欧及び中東欧諸国との協議・対話の促進	実績値				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	○
	①38	①60	①54	①55	—	
	②33	②30	②69	②46		
	③15	③16	③12	③15		
年度目標値		—	—	①51 ②44 ③11		
5 日本側の要人(外務省政務)訪欧数	実績値				中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	△
	15	20	33	21	—	
年度目標値		—	15 程度	23		

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 26 年度中に英国との間では初、フランスとの間では 2 回目となる外務・防衛閣僚会合が実施されたほか、日仏防衛装備品協力・技術移転協定の署名、英国及びフランスとのサイバー対話の実施など、安全保障・防衛分野での具体的協力が顕著に進展した。これ以外にも、英国と 1 回の首脳会談及び 2 回の外相会談(外相戦略対話を含む)、フランスと 4 回の首脳会談及び 3 回の外相会談(同)を行うなど、政治分野の協力が強化されているのを背景に、経済、文化分野にわたって幅広い具体的協力が進展した。(西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①)) 2 ドイツとの間での総理相互訪問、外務大臣訪独、電話会談等計 11 回の会談を実施したことは、ウクライナ問題を始めとする欧州の政治経済情勢において主導的な役割を果たすドイツとの二国間関係をこの 1 年で急速に緊密化させることとなり、極めて効果が高かった。また、日独フォーラムなどを通じ、政治経済分野など国際的諸課題への取組について有識者レベルでの協議が進展した。(西欧及
----------------------------	--

	び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①)) 3 ウクライナとの間では、首脳会談、2回の外相会談を実施する等、ハイレベルの交流を通じて二国間関係はより強固なものとなった。さらに、ウクライナの改革努力を後押しするために、日本は国別では最大規模となる最大約18.4億ドルの支援を着実に実施しており、ウクライナの安定・発展に大きく寄与している。(西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①)) 4 地域枠組みについて、NB8との間では、北極、女性、イノベーション等、日本と北欧・バルト諸国が共に直面し、その課題解決で世界をリードできる可能性のある分野に関する協力を深めるとともに、厳しさを増すアジア及び欧州の安全保障環境について緊密な意見交換を実施したことは、我が国及び国際社会の政治的安定と経済的繁栄を促進する上で一定の効果があつた。V4との間では、東方パートナーシップ等に関する協力を強化することにより、基本的価値を共有するパートナーとしての日・欧州間の協力を深化させることができた。(西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①)) 5 第2回日・ベラルーシ原発事故後協力合同委員会では、食品モニタリング、農業科学、放射線モニタリング、除染技術等の分野で両国の知見を共有したほか、今後、両国間での情報共有や共同研究を一層促進させることで一致する等の前向きな成果があつた。(西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①)) 6 測定指標5の日本側の要人訪欧数は、25年度の日本側の要人訪欧数が例年に比して多く、その反動で26年度は各国外相の訪日受入れが増加した(6(25年度)→11(26年度)ため、26年度目標の達成に至らなかった。(西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 国際社会で大きな影響力を有する欧州諸国は、我が国と自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄やグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、政策協調と相互協力を促進させることが不可欠である。 このとおり西欧及び中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化すること、及び共通の課題に関する協力関係を継続・促進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 政府間対話の進展 中期目標の達成に向けた「要人往来や国際会議の機会の首脳・外相会談を通じた政府ハイレベル間対話を進展させる。招へいスキームや国際会議の場も積極的に活用し、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を実現する。」という26年度目標は適切な目標であつたと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するが、上記の施策の分析のとおり、特に首脳級の訪日招へいにおけるハイレベル間の対話の効果が非常に高かつたことから、今後引き続き重点を置いて取り組む。他方、政府ハイレベル間の対話相手国が限定的であり、政府ハイレベルの未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国との対話にも積極的に取り組む。 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 中期目標の達成に向けた「次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。具体的には、NB8、V4、GUAMなど地域的枠組みとの対話や二国間政務協議を活用し、実務レベルで幅広い分野にわたり、政策調整を実施する。」という26年度目標は適切な目標であつたと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するが、我が国政府ハイレベルの未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国との関係強化に向けた施策の推進が必要であり、このための施策を実施していく。 3 民間の人的・知的交流の進展 中期目標の達成に向けた「日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立150周年記念事業を成功裏に実施する。」という26年度目標は適切な目標であつたと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、このような取組を基本的には継続する。 4 西欧及び中東欧諸国との協議・対話の促進 26年度目標は過去の平均的な実施件数を目安としたものであるが、25年度の実績値が例年に比して高かつたことから、高めの目標設定であつた。 西欧及び中東欧諸国との協議・対話は今後とも推進することが必要であり、引き続き重点を置いて取り組む。他方、測定指標の1～3と共通部分が多いため、来年度以降は、これと整理・統合することを検討する。

	5 日本側の要人(外務省政務)訪欧数 上記「施策の分析」欄6のとおり、目標達成には至らなかったが、26年度目標値は過去3年間の平均値を目安としたものであり、適切な目標であったと考える。 政府ハイレベル間の対話相手国が限定的であることから、我が国要人の訪欧の増加は重要である。今後とも、過去の平均値を目安に可能な限り高い目標を設定し、その実現に努める。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書(第1章、各論(欧州地域情勢))

個別分野	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
施策の概要	1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。 2 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「ロシアとは、戦後七十年経った現在も、いまだ平和条約が締結できていない現実があります。プーチン大統領とは、これまで十回にわたる首脳会談を行ってまいりました。大統領の訪日を、本年の適切な時期に実現したいと考えております。これまでの首脳会談の積み重ねを基礎に、経済、文化など幅広い分野で協力を深めながら、平和条約の締結に向けて、粘り強く交渉を続けてまいります。」 ・ 第 186 回国会施政方針演説(平成 26 年 1 月 24 日) 「ロシアのプーチン大統領とは、四度首脳会談を行い、外務・防衛閣僚協議も開催されました。個人的な信頼関係の下で、安全保障・経済を始めとする協力を進めるとともに、平和条約締結に向けた交渉にしっかり取り組み、アジア・太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築してまいります。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「日露関係については、本年の適切な時期に実現を目指しているプーチン大統領の訪日を含め、今後政治対話を積み重ねつつ、日本の国益に資するよう進めてまいります。最大の懸案である北方領土問題については、引き続き、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、粘り強く交渉に取り組んでまいります。また、ウクライナ情勢の平和的解決に向け、全ての当事者の対話努力を促すとともに、ロシアが建設的役割を果たすよう働きかけてまいります。日本としても、ウクライナの改革努力を引き続き支援していきます。」 ・ 第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日) 「昨年四月安倍総理大臣は十年ぶりにロシアを公式訪問し、それ以降半年で四度の首脳会談を重ね、十一月には史上初となる「2+2」を開催するなど、日露関係全体を底上げし、今後への弾みと方向性を示すことができました。ロシアとは、地域のパートナーとしての関係を発展させるべく、首脳レベルを始めとした政治対話を進め、安全保障、経済等あらゆる分野での協力の進展を図ります。最大の懸案である北方領土問題については、両国の立場に依然大きな隔たりがありますが、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、粘り強く交渉に取り組めます。」

測定指標	1 政治対話の深化		年度目標
	施策の進捗状況	23 年度	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。
	実績	24 年度	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。

		天皇陛下への謁見の他、我が国の各界要人と精力的に会談を行った。	
	25年度	日露両政府間において、5回の首脳会談及び3回の外相会談を実施したほか、初めての日露外務・防衛閣僚協議(「2+2」)を行う等、活発な対話が行われた。議会間、議員間交流の分野においては、25年度の1年間で日露双方あわせて、昨年度の2倍近くの人数の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも防衛交流や治安当局間交流を含め重層的な対話が行われた。また、平成26年3月以降は、ウクライナ問題をめぐる対応でも協議を行ってきた。	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会对話を成功裏に実施する。安全保障分野での日露協力を進展させる。
	26年度	日露両政府間において、2回の首脳会談を実施し、事務レベルにおいても、北方領土問題、安全保障、経済、国際舞台における協力等、幅広い分野において活発な議論が行われた。 また、ロシアによるクリミア「併合」を含むウクライナ情勢について、首脳レベルを始め様々なレベルで、平和的解決に向け建設的な役割を果たすよう、累次にわたり働きかけを行った。また、高村自民党副総裁の訪露を始めとして、議員間での交流・意見交換も行われた。	領土問題経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会对話を成功裏に実施する。
中期目標	—	首脳会談を始めとするハイレベル対話を実施するとともに、議会・議員間交流を進展させる。	
25・26年度目標の達成状況		△	
2 平和条約交渉			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日露両国は、北方領土問題に関する協議を続けた。5月のG8ドーヴィル・サミットの際に行われた菅総理大臣とメドヴェージェフ大統領との首脳会談では、日露両国は静かな環境下で領土問題についての協議を継続していくことで一致した。 また、野田政権の発足後、11月のホノルル APEC において野田総理大臣とメドヴェージェフ大統領との首脳会談が行われ、両者は問題解決の必要性を再確認するとともに、お互いに相手を尊重しつつ、議論を続けていくことで一致した。玄葉外務大臣とラヴロフ外相との間では、9月の国連総会及び11月のホノルル APEC の際に外相会談が行われるとともに、1月に東京で行われた外相会談において、両国の立場は大きく異なるが、相互信頼の雰囲気が高まっていることを踏まえ、この問題を棚上げすることなく、静かな環境の下で両国間のこれまでの諸合意及び諸文書、法と正義の原則に基づき問題解決のための議論を進めていくことで一致した。 領土問題解決に向けた環境整備の面では、精力的に世論啓発事業を行った他、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力、生態系保全等の分野においても協力が進展している。	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。

24 年 度	G 8 外相会合の際に日露外相会談（4 月，於：米国）が、G 20 サミットの際に日露首脳会談（6 月，於：メキシコ）が実施され、北方領土問題について実質的な議論を進めることとなった。 しかしながら、7 月には、メドヴェージェフ首相が平成 22 年に続き 2 度目の国後島訪問を行ったことから、日本政府として様々なレベルで抗議などを行った。 同時に、ロシア側との対話を進めることなくして北方領土問題の解決はないとの観点から、総合的な観点から同月に玄葉外務大臣が訪露し、プーチン大統領への表敬及び外相会談を行った。 その後、アジア太平洋経済協力（APEC）会合の際の日露首脳会談（9 月，於：ロシア）、国連総会の際の日露外相会談（9 月，於：米国）や次官級協議（10 月，於：日本）で、双方にとり受入れ可能な解決策を見出すべく議論を行った。 また、日本は、北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業等にも積極的に取り組んでおり、四島交流、自由訪問及び墓参を実施すると同時に、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全等の分野での協力を進めている。	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。
25 年 度	4 月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として 10 年ぶりにロシアを公式訪問し、プーチン大統領との首脳会談を行った。この中で、両首脳は、戦後 67 年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識を共有した。その上で、両首脳の議論に付するため、双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を両国外務省に共同で与えることで合意した。その後、G 8 サミットの際の日露首脳会談（6 月，於：英国）、次官級協議（8 月，於：ロシア）、G 20 サミットの際の日露首脳会談（9 月，於：ロシア）、APEC 首脳会議の際の日露首脳会談（10 月，於：インドネシア）、ラヴロフ外相の訪日を得ての日露外相会談（11 月）、ソチ・オリンピックの開会式の時の日露首脳会談（平成 26 年 2 月）が行われ、本問題を含むハイレベルの対話が行われた。 また、北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業に取り組んでおり、北方四島への墓参及び自由訪問を実施するとともに、現島民との相互理解を深めるべく四島交流事業を実施した。同時に、北方四島を含む日露両国の隣接地域における協力として、防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。
26 年 度	平成 26 年 2 月以降のウクライナ情勢は日露関係にも影を落とし、夏に計画されていた次官級協議をロシア側が一方的にキャンセルしたが、ASEM 首脳会合の際の短時間の日露首脳会談（10 月，於：イタリア）を経て、APEC 首脳会合（11 月，於：北京）の際には、久々に十分な時間をとって首脳会談を行い、平和条約締結問題に関する率直な意見交換を行うとともに、平成 27 年の適切な時期にプーチン大統領訪日を実現するための準備を具体的に開始することで一致した。2 月には、その準備として、日露次官級協議が実施され、北方領土問題を含む二国間関係全般等について幅広い議論を行った。 また、北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業にも積極的に取り組んでおり、四島交流、自由訪問及び墓参を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全などの分野での協力を進め	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。

		た。	
中期目標	—	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。	
	25・26 年度目標の達成状況	△	
	3 貿易経済分野における協力		年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	日露経済関係は着実に拡大しており、日露貿易額は平成 23 年過去最高の約 307 億米ドルとなった。エネルギー分野では、日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト(サハリン・プロジェクト)が順調に進んでいるほか、日露両国企業により、ウラジオストクにおける液化天然ガス(LNG)のプラント建設等について共同調査が実施された。また、東日本大震災後、ロシアから日本に対し、LNG の追加的供給や東シベリアでのガス田開発等を含む提案が行われた。近く発効された日露原子力協定をはじめ、原子力分野の協力も進められた。 エネルギー分野に加え、自動車、機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出も進んでいる。日本企業のロシアにおける活動を容易にするために、関係省庁とも連携しつつ、「貿易に関する日露政府間委員会」を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い、具体的プロジェクトの推進のための支援を強化している。また、9 月にモスクワで「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」第 2 回会合を開催し、日露企業幹部の出席の下、省エネ、通信、医療分野について協議を行った。 その他、日本センターが、両国企業へのビジネス支援活動や地域経済交流に貢献している他、将来日露経済交流の分野で活躍する人材の発掘・育成のため、経営関連講座、訪日研修、日本語講座などを実施した。	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。
	24 年度	日露貿易額は、平成 22 年には回復に転じ、平成 24 年は過去最高の約 335 億米ドルとなった。エネルギー分野に加え、自動車、機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出が進んだ。WTO 加盟による貿易投資環境の改善が期待されるものの、ロシア国内においては法の支配が徹底されておらず、日本企業が貿易・投資を行う際の不透明な手続や不公正な扱いが問題となっており、外務省は、日本企業の活動を容易にするために、関係省庁とも連携しつつ、「貿易経済に関する日露政府間委員会」等を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い、具体的プロジェクトの推進のための支援を強化した。11 月には同委員会の第 10 回会合を東京で開催し、エネルギー・省エネ、医療、近代化・イノベーション、運輸、農業、極東・東シベリアにおける協力等各分野における協力について協議を行った。 エネルギー分野では、日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト(サハリン・プロジェクト)が順調に進んでいるほか、日露両国企業により、ウラジオストクにおける液化天然ガス(LNG)のプラント建設等について共同調査が実施された。さらに、独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構(JOGMEC)は、東シベリアにおいて、ロシア企業と共同で石油・天然ガスについての地質構造調査を行っている。また、5 月に発効した日露原子力協定の下、原子力分野の協力も進められることとなった。 そのほか、ロシア国内の 6 都市にある日本センターが、両国企業のビジネス活動や地域間経済交流を支援してい	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。

		る。同センターは、日露経済交流分野で将来活躍する人材の発掘・育成のため、経営関連や日本語の講座、訪日研修等を実施しており、これまでに約 63,000 人のロシア人が受講し、そのうち約 4,300 人が訪日研修に参加した。	
	25 年度	日露経済関係は、貿易額が平成 25 年には過去最高の約 348 億米ドルとなるなど着実に拡大した。4 月の安倍総理大臣の訪露には約 30 名の社長級を含む総勢約 120 名から成る経済ミッションが同行し、両国は、農業、医療、都市環境といった新たな分野での協力推進で一致した。また、企業などの間でも協力覚書などが署名された。その後、日露経済関係推進のため、政府としても日露交流促進官民連絡会議を設置するなど体制を強化した。10 月には、「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」の第 3 回会合を東京で開催した。その際、省エネ、医療、農業、都市環境等の分野に焦点を当て、企業の取組を支援するとともに、今後の協力の方向性について意見交換を行った。 また、日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流に貢献した。平成 25 年までに約 68,000 人のロシア人が受講し、そのうち約 4,500 人が訪日研修に参加した。 ロシアの貿易投資環境については、平成 24 年 8 月の WTO 加盟などにより一定の改善は見られるが、日本企業からは依然として多くの問題が指摘されており、日本政府として、様々な場でロシア側に改善を働きかけた。	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進する。
	26 年度	日露経済関係は、過去数年着実に拡大してきていたが、平成 26 年の日露貿易額は約 341 億米ドルで、過去最高額の前年(約 348 億米ドル)と比べ、微減となった。平成 25 年 4 月の安倍総理大臣の訪露以降、日露間で都市環境や極東の農業等の分野で協力プロジェクトが行われている他、医療や省エネなどの分野でも協力が拡大した。 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流に貢献した。26 年度末までに約 73,000 人のロシア人が受講し、そのうち約 4,700 人が訪日研修に参加した。 ロシアの貿易投資環境については、平成 24 年の WTO 加盟などにより一定の改善は見られるが、透明性、安全性等の点で日本企業から依然として問題点が指摘されており、「貿易投資環境改善にかかる制度的問題に関する日露作業部会」第 3 回会合(10 月、於：モスクワ)、「ロシア経済近代化に関する日露経済諮問会議」第 4 回会合(12 月、於：ウラジオストク)といった枠組みも活用して、ロシア側に改善を働きかけた。	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合をしかるべく実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進する。
中期目標	—	エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。	
25・26 年度目標の達成状況		△	
4 国際舞台における協力			年度目標
施策の進捗状況	23 年度	北朝鮮やイラン等の重要な国際問題につき、首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。また、アフガニスタンの問題については、麻薬取締官研修の実現へ向けた協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	24 年度	北朝鮮、イラン、シリア等の主要な地域問題について意思疎通が行われたほか、アフガニスタン人麻薬取締官研修プロジェクトといった具体的な協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含

・実績	25年度	北朝鮮情勢、イランの核問題、シリア情勢、中央アジアにおける国境管理や薬物対策等をはじめとする国際社会における重要な問題に関し、首脳レベル、外相レベルで、種々の機会に精力的に協議が行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	26年度	北朝鮮、イラン、シリアなどの主要な地域問題等について協議が行われた。 アフガニスタン人麻薬取締官研修プロジェクトといった具体的な分野での協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
中期目標	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。	
25・26年度目標の達成状況			○
5 防衛・治安分野における関係の発展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	防衛交流の分野では、9月にロシア海軍艦艇が訪日し、共同訓練を実施した。また、治安当局間では、10月に海上保安庁巡視船がサハリンを訪問し、ロシア国境警備局との間で日露合同訓練を実施した。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。
	24年度	安全保障の分野では、10月にパトルシェフ安全保障会議書記(閣僚級)が訪日し、野田総理大臣、玄葉外務大臣、森本防衛大臣とそれぞれ率直な意見交換を行った。その際、日本外務省と露安全保障会議との間で覚書が署名され、今後両組織が安全保障等分野の情報交換・協議等を行っていくこととなった。防衛当局間では、6月に統合幕僚長、8月に航空幕僚長が訪露したほか、8月にロシア海軍艦艇が訪日、9月には海上自衛隊艦艇がウラジオストクを訪問し、共同訓練を実施した。 治安分野では、6月に、東京での海上保安庁長官と露連邦保安庁国境警備局長官による会合、サハリン国境警備局の警備艇による小樽訪問及び第一管区海上保安本部との合同訓練が行われた。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。
	25年度	安全保障分野では、11月に日露間で初の外務・防衛閣僚による「2+2」を開催し、テロ・海賊対処共同訓練の実施、サイバー安全保障協議の立ち上げなどで一致した。防衛当局間では、7月に東部軍管区地上軍代表が陸上自衛隊北部方面総監部を訪問し、8月に海上幕僚長が訪露した。このほか、12月にはロシア海軍艦艇が舞鶴を訪問し、海賊対処訓練の一環としての立入検査訓練や搜索・救難共同訓練を実施した。 治安分野では、7月にモスクワで海上保安庁長官とロシア連邦保安庁国境警備局長官との会合が行われた。また、10月にサハリンで海上保安庁とロシア連邦国境警備局による日露6海上警備地方機関実務者会合が行われた。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じ信頼関係を構築する。
	26年度	1月の国家安全保障局の新設に伴い、3月及び5月に谷内国家安全保障局長が訪露し、カウンターパートであるパトルシェフ安全保障会議書記やラヴロフ外相と会談し、意見交換を行った。また、10月の海上自衛隊とロシア海軍による日露共同搜索・救難訓練や海上保安庁巡視船によるロシア海難救助機関との合同訓練の実施のため、当省として必要な調整、支援等を行った。3月には、第1回日露サイバー協議を実施した。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じ信頼関係を構築する。安全保障分野での日露協力を進展させる。
中期目標	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流といった防衛・治安分野における関係を発展させる。	

25・26 年度目標の達成状況		△	
6 文化・国民間交流の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。23 年度には、2 日間で延べ 1 万人以上の来客を集めた「J-FEST 現代日本文化フェスティバル 2011」がモスクワで開催されるなど、活発な文化交流が行われた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みの下で約 450 名の両国の青年が交流を行い、そのうち東日本大震災で被災した約 80 名の青少年をロシアへ派遣した。	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	24 年度	人的交流の分野では、日露青年交流事業の下での交流が継続され、本年初めて年間 500 名を超えた。また、茶道や剣道、折り紙といった日本の伝統文化から現代文化に至るまで、各種の日本紹介行事がロシア各地で行われるなど、文化の面でも活発な交流が図られた。 この他、キリル・ロシア正教会総主教が来日するなど、幅広い交流が行われた。	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	25 年度	青年交流については、平成 24 年に初めて年間 500 名の参加を達成したことを受けて、4 月の首脳会談で今後の更なる拡大が支持され、同年の参加者も 500 名を超えた。また、同首脳会談では、平成 26 年を日露武道交流年とすることで一致し、関連行事を準備・開催した。文化交流面では、モスクワにおける「日本の秋」を各種日本文化行事が各地で年間を通じて実施されており、うち「草の根交流事業」は 36 件に上る。 また、ヴォロビヨフ元特命大使等有識者を招へいし、日本側有識者らとの意見交換を行った。	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	26 年度	1 各種スキームにより、3 名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行った。 2 日露青年交流事業の枠組みによる交流が積極的に行われ、剣道、合気道を始めとした幅広い分野の武道交流や日本語を学ぶロシア人学生の短期招へいプログラムなどが実施された(計 423 名)。 3 文化面においては、モスクワで開催された「J-FEST 現代日本文化フェスティバル 2014」が 2 日間で延べ約 1 万 6,000 人の来客を集めたほか、各地で剣道大会や茶道講習会などが実施される等伝統文化から現代文化に至るまで活発な交流が図られた。 4 スポーツ分野での進展は以下のとおり。 (1) 2 月のソチ冬季オリンピックの開会式に安倍総理大臣が出席した。 (2) 平成 25 年 4 月の日露首脳会談で安倍総理大臣とプーチン大統領が平成 26 年を「日露武道交流年」と位置付けたことを受け、40 以上の事業が日露両国で行われた。中でも、10 月のロシア武道団による訪日演武会の際には、安倍総理大臣夫人がなぎなた演武を披露するとともに、11 月の日本武道代表団(団長：高村自民党副総裁)の訪露の際には、日本武道演武会にプーチン大統領が列席した。	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。特に「平成 26(2014) 年日露武道交流年」の成功裏の実施を目指す。
中期目標	—	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。	
25・26 年度目標の達成状況		○	

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	1 平成 25 年 4 月の安倍総理大臣の訪露は、日本の総理大臣として 10 年ぶりとなる公式訪問であり、プーチン大統領との間で「日露パートナーシップの発展に関する共同声明」を採択し、日露協力の具体的なあり方を指し示すことができたことは有意義であった。平和条約交渉についても、ここ数年停滞していたが、今回の会談で交渉を再スタートさせ、加速化させ、しかも両首脳の議論に付することに合意したことは大きな成果であった。また、安倍総理大臣がプーチン大統領との間で幅広い問題について胸襟を開いてじっくり話し合ったことを通じて個人的信頼関係が生まれた。右総理大臣訪問は、その後の日露関係に新たな弾みと長期的方向性を与えるものになった。（ロシアとの平和条約締結交渉を含む二国間関係の強化（達成手段①）） 2 平成 25 年 11 月に開催された、日露間で初の外務・防衛閣僚協議（「2 + 2」）では、テロ・海賊対処共同訓練の実施、サイバー安全保障協議の立ち上げ等につき一致した。これは、両国間の信頼の増進や日露関係全体の底上げ、東アジアの平和と安定の促進の点で意義のあるものであった。（ロシアとの平和条約締結交渉を含む二国間関係の強化（達成手段①）） 3 平成 25 年 4 月の日露首脳会談で安倍総理大臣とプーチン大統領が「日露武道交流年」と位置付けた平成 26 年には、40 以上の事業が日露両国で行われ、精神的な営みである武道を通じて、日露両国民の相互理解を深めるとともに、両国民の交流の更なる活性化を図った。（ロシアとの平和条約締結交渉を含む二国間関係の強化（達成手段①）） 4 平成 26 年 2 月以降のウクライナ情勢の悪化を受け、日露関係は難しい舵取りを迫られ、政治対話の深化、平和条約交渉、貿易経済及び防衛・治安の分野において想定した目標の達成は困難となったが、政治対話の維持に努めつつ、個別分野での交流・協力を着実にいった。（ロシアとの平和条約締結交渉を含む二国間関係の強化（達成手段①））
次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 極東・東シベリア地域の開発を重視し、世界経済の成長センターであるアジア太平洋地域との関係強化を積極的に推進しているロシアとの間で、アジア太平洋地域のパートナーとしての関係を発展させることは、日本の国益のみならず、地域の平和と繁栄にも資するものである。また、戦後 70 年を迎えてもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。 このとおり領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させるとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 政治対話の深化 首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話、議員や議会对話の成功裏の実施等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 平和条約交渉をはじめとする各分野の両国関係を進展させる上で、首脳間等ハイレベルの信頼関係の維持が重要であり、今後とも政治対話等の深化に注力していく。また、ウクライナ情勢について、平和的解決に向けロシアが建設的な役割を果たすよう、政府ハイレベルより引き続き働きかけを行う。 2 平和条約交渉 想定した目標の達成は困難であったが、領土問題の解決に向けた協議の継続、関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業の円滑な実施等は重要であり、26 年度目標は適切な目標であったと考える。 本交渉の進展には、政治対話が不可欠であり、今後とも中期目標の達成に向け、政治対話を深化させるとともに取組を基本的には継続する。 3 貿易経済分野における協力 26 年度の施策の進捗は、25 年度以前の施策の進捗には及ばなかったが、貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の実施、日本企業のロシア進出支援の推進等は重要であり、26 年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。透明性、安定性等の点で貿易投資環境を改善すべく、貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等の場でロシア側の対応を求めていく。 4 国際舞台における協力 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話の実施、アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議の実施等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。ロシアがその解決に大き

	な役割を果たす北朝鮮、シリア、イラン等の地域問題では、ロシアに対し引き続き建設的な役割を果たすよう求めている。 5 防衛・治安分野における関係の発展 共同訓練及び相互訪問の実施、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じた信頼関係の構築、安全保障分野での日露協力の進展等は重要であり、26年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。 6 文化・国民間交流の進展 各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業の実施等の26年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書第2章第5節

個別分野	4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
施策の概要	1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。
関連する内閣の重要政策	・第177回国会外交演説(平成23年1月24日) 「特にレアアースを含む鉱物資源については、(中略)カザフスタン等との間で協力関係を強化することで一致しています。今後も、官民連携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化します。」

測定指標	1 各国との対話・交流等の進展	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度 ハイレベルの相互訪問(徳永外務大臣政務官のアルメニア及びアゼルバイジャン訪問、浜田外務大臣政務官のキルギス訪問、ババノフ・キルギス第一副首相の訪日等)、政務協議等を実施した。 また、「中央アジア青年招へい(招へいテーマ:運輸(陸上交通))」、「NIS 外交官等招へい」を実施した。	要人往来、政務協議及び招へいを実施する。
	24年度 ハイレベルの相互訪問(山根外務副大臣のウズベキスタン訪問、浜田外務大臣政務官のカザフスタン・タジキスタン訪問、城内外務大臣政務官のタジキスタン訪問、サルグシャン・アルメニア大統領の訪日、アタムバエフ・キルギス大統領の訪日、イセケシェフ・カザフスタン副首相兼産業新技術相の訪日等)及び政務協議を実施した。 また、「中央アジア青年招へい」(招へいテーマ:防災)及びNIS 諸国を対象とする「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」を実施した。	要人往来、政務協議及び招へいを実施する。
	25年度 ハイレベルの相互訪問(牧野外務大臣政務官のグルジア・アルメニア訪問、マミ・カザフスタン上院議長の訪日、パンジキゼ・グルジア外相の訪日、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領の訪日、ナリムバエフ・キルギス大統領府長官の訪日、シャリホフ・アゼルバイジャン副首相の訪日等)を実施し、政治・経済等の分野における二国間関係の増進に成果があった。 政務協議では、各国外務省幹部との間で、二国間関係、国際場裏における協力及び国際・地域問題等について議論を行った。 また、「中央アジア行政官招へい」(テーマ:農業・食品加工・食品流通)及びNIS 諸国を対象とする「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」を実施した。	要人往来の機会を活用して二国間関係を強化する。政務協議においては、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的に議論する。招へいを実施し、各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。
	26年度 ハイレベルの相互訪問(牧野外務大臣政務官のトルクメニスタン・アゼルバイジャン訪問、アスロフ・タジキスタン外相の訪日、岸田外務大臣のキルギス訪問、麻生副総理兼財務大臣のウズベキスタン訪問、藺浦外務大臣政務官のウズベキスタン・タジキスタン訪問、城内外務副大臣のアルメニア・アゼルバイジャン訪問、ジェエンベコフ・キルギス国会議長の訪日、マルグヴェラシヴィリ・グルジア大統領の訪日、アジモフ・ウズベキスタン第一副首相の訪日、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領の訪日等)を実施した。これら相互訪問における主な進展は以下のとおり。 1 日本と中央アジア各国は政治及び経済面での更なる関係強化に向けての対話を深めた。 2 日本とコーカサス各国の関係強化に向けて活発な意見交換が行われた。	要人往来の機会を活用して二国間関係を強化する。政務協議においては、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的に議論する。招へいを実施し、各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。

		中央アジア諸国の外務省幹部との間で実施した政務協議では、二国間関係、国際場裏における協力及び国際・地域問題等について議論を行った。 招へいスキームを活用し、「中央アジア実務者招へい」(テーマ：麻薬対策・国境管理)及び「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」を実施した。 日・カザフスタン投資協定を署名した。	
中期目標	—	要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。	
	25・26 年度目標の達成状況		○
	2 「中央アジア+日本」対話の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	12 月、東京で「中央アジア+日本」対話・第 6 回高級実務者会合(SOM)が開催され、5 分野で協力を深化させること、平成 24 年秋に東京で同対話の第 4 回外相会合を開催することが合意された。	「中央アジア+日本」対話 SOM を実施する。
	24 年度	11 月、東京で「中央アジア+日本」対話・第 4 回外相会合が開催され、「日本・中央アジアの新たなパートナーシップの構築に関する共同声明」が署名された。また、前年の SOM 会合で合意された 5 分野での協力深化が外相レベルで確認された。会合では、中央アジア各国の国造りに対する日本の支援について高い評価が示され、国際場裏における協力等、様々な分野で日本と中央アジアのパートナーシップを高めていこうとする姿勢が表明された。また、中央アジア諸国が地域協力を進めていく上で日本が果たしている役割に対し、高い評価と期待が表明された。	「中央アジア+日本」対話外相会合を実施する。
	25 年度	10 月にキルギスで第 7 回高級実務者会合(SOM)、3 月に東京で第 8 回 SOM が開催され、次回外相会合に向けて準備が進められた。これらの会合では、前年の外相会合における議論を踏まえつつ、「持続可能な成長」、「貿易・投資促進」及び「アフガニスタンを含む地域安全保障」の 3 分野における地域協力推進につき議論が行われた。	「中央アジア+日本」対話 SOM 会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。具体的には、中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について、方向性を確認することを目指す。
	26 年度	7 月、対話の開始から 10 周年の節目として、キルギスで第 5 回外相会合が開催された。本会合では、中央アジアの安定と発展には地域協力が不可欠という考えの下、「共同声明」を発表し、「次の 10 年」への展望として、対話を実践的な協力を推進する場としていく方向性を確認した。また、農業分野の協力方針と具体例をまとめた「ロードマップ」を採択した。	
		12 月に専門家会合、3 月に第 9 回高級実務者会合(SOM)を東京で開催した。7 月の外相会合で実践的な協力を推進することで一致したことを踏まえ、専門家会合では「麻薬対策・国境管理」、SOM 会合では「農業協力」、「麻薬対策・国境管理」、「中央アジア+日本」対話の今後の進め方を議論した。	「中央アジア+日本」対話外相会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。具体的には、中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について、方向性を確認することを目指す。
		3 月、東京で「中央アジア・シンポジウム」を開催し、中央アジア 5 か国及びロシア・米国からの被招へい者が中央アジアの国際政治的観点からの現状と今後の日本との協力の可能性につき議論、一般聴衆に向けた情報提供を行った。	

中期目標	—	「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。					
25・26 年度目標の達成状況			○				
3 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数	実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—		
	0	9	5	10	—	◎	
年度目標値				—	4		
4 (参考指標) 中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)	実績値						
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
	1, 426	1, 651	1, 779	2, 416	2, 222		

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合で「共同声明」を発表し、国際協力局、農林水産省等と連携し、農業分野の協力に関する「ロードマップ」を採択したことは、対話の枠組みを実践的な協力を推進する場にしていく方向性を確認するとともに、農業という具体的分野での協力を明確化するものであり、中央アジア諸国との関係を強化する上で、極めて有効な施策となった。(中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①)) 2 東京で開催した「中央アジア+日本」高級実務者会合(SOM)では、第5回外相会合で採択された「ロードマップ」のフォローアップとして、農業協力に関する現状の共有と今後の具体的な協力の方向性が確認されたことは、中央アジア諸国との関係強化を着実に進める上で有益であった。また、訪日期间中に各国代表が個別に藺浦外務大臣政務官と二国間協議を行うことによって更なる友好関係の構築が達成できたことに加え、岸田外務大臣への合同表敬において「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける協力維持・強化が再確認された。(中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①)) 3 「中央アジア・シンポジウム」の開催により、約250名の一般聴衆に対し、中央アジアの地政学的な重要性及び今後の日本と協力可能な分野について広報したことは、中央アジア諸国との関係強化に向けた基盤を強化する上で有効であった。また、中央アジア5か国からの代表及びロシア、米国の有識者の視点から、中央アジアが、安定的で外に開かれた発展を継続するためにも、運輸・物流分野、水資源分野及び国境管理分野における地域協力が必要であることが確認された。(中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①)) 4 豊富な天然資源と政治・社会情勢の安定を背景に近年高成長を続けているカザフスタンとの投資の保護・促進を目的とした投資協定の署名は、投資を行う際の法的安定性を向上させるとともに、両国間の投資や投資に伴う人的交流を相互に促進させることとなり、両国間の経済関係の一層の発展につながる事が期待される。(中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①)) 5 グルジア大統領訪日では、二国間首脳会談において、両国が基本的価値を共有し、共に国際社会の平和と安定に尽力する友好国という基盤の上に、二国間関係を一層発展させるということで一致するとともに、グルジアから累次にわたって要請のあった国名呼称の変更について、日本政府として国名呼称を「グルジア」から「ジョージア」へ変更を検討する方針を伝達し、我が国として両国の友好関係を更に強化していく姿勢を明確にした。さらに、両国間の協力の強化を明確化する文書として「日本国とグルジアとの間の『平和と民主主義への連帯』に関する共同声明」に署名を行った。こうしたグルジア大統領訪日における成果は、普遍的価値を共有する両国関係をさらに強化していく上で有効であった。(中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①)) 6 26年度は前年に比較し、飛躍的に2国間交流、多国間協議数が増加したことにより、中央アジア・コーカサス諸国との関係強化を達成することができた。(中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) ユーラシア大陸の中心にある中央アジアは、アジアと欧州を繋ぐ交通の要衝を占め、ロシア、中国、イラン、アフガニスタンなどの重要諸国に隣接する。また、コーカサス地域も、ロシアと中東、欧州とアジアを結ぶ位置におかれ、カスピ海から欧州へと向かうエネルギー資源の輸送回廊として重要な機能を果たしている。我が国としては、これら中央アジア・コーカサス諸国の安定し、かつ自立した発展に向けた努力を引き続き支援していく必要がある。 特に、中央アジアの安定は、隣接するアフガニスタンの安定と密接に関連しており、麻薬・テロ・過激主義といった国際社会が直面する喫緊の課題を解決する上でも無視できない要素である。このため、同地域が全体として安定し、経済・社会発展を遂げていくためには域内諸国間の地域協力が不可

	欠であり、我が国がこれら各国との良好な関係を維持し、地域協力の発展を促していくことは重要である。 また、中央アジア・コーカサス地域は、石油・ガス、レアメタル、レアアースなど豊富な資源を埋蔵しており、同地域諸国との関係強化のための施策を進めることは、我が国がエネルギー供給源の多角化を目指す上でも有益である。 このとおり中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進するとの施策目標は妥当であり、基本的に今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 各国との対話・交流等の進展 要人往来の機会を活用した二国間関係の強化、政務協議の実施等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 要人往来及びハイレベル協議は、各国との関係を強化する上で有効性が高く、これまで同様頻繁な実施を継続する。また、近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても代替エネルギーへの関心やエネルギー以外の分野における日本企業の進出への期待が高まっており、これら分野における協力を年度目標に追加し、その実現に向けた協議を行う。 2 「中央アジア＋日本」対話の進展 日本と中央アジア諸国の協力のあり方についての方向性を確認することを目指す 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 アフガニスタンからの国際部隊撤退を踏まえ、中央アジアの安定を確保する必要がある。このため、平成 27 年予定されている SOM 会合、専門家会合等を通じて「中央アジア＋日本」対話の枠組みによる協力を引き続き拡大・進展させていく。 3 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数 26 年度的首脳及び外相レベルの会談数は、目標を大きく上回ったが、これは、上記「施策の分析」欄 6 のとおりである。 首相及び外相レベルの会談は、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化する上で極めて重要であり、過去の年度の会談の平均を上回る数の会談の実施を目指していく。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 27 年版外交青書 第 2 章第 5 節 2

施策 I - 5 中東地域外交

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－I－5)

施策名	中東地域外交					
施策目標	中東・北アフリカ地域の平和と安定，経済的發展に貢献すること，及び中東における我が国の国際的な発言力を強化するため，以下を実施する。 1 中東和平交渉，イラク及びシリアの安定，アフガニスタンの復興に貢献するとともに，イラン核問題に対処する。 2 中東諸国との対話を通じた相互理解を促進するとともに，中東地域産油国（特に，湾岸協力理事会（GCC）諸国）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算 (a)	136	112	120	127
		補正予算 (b)	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b+c)	136	112		
	執行額 (百万円)		107	92		

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度の測定の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
		(判断根拠)	
		6つの主要な測定指標のうち、4つの指標で目標を達成し、2つの指標で目標達成に至らなかったことから、上記(相当程度進展あり)のとおりに判定した。	
		測定指標の25・26年度目標の達成状況(*印ー主要な測定指標)	
		1 中東地域安定化に向けた働きかけ	
		* 1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	△
		* 2 イラク・アフガニスタンの復興の進展	○
		* 3 イランの核問題への対処	○
		* 4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援	○
		5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	○
		6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	△
		2 中東諸国との関係の強化	
		* 1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化	△
		* 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	○

3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	○
4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)	○
5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数	○
6 経済条約の締結数	△

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 中東地域は日本が比較的中立的立場から政治状況に公平に関与できる地域である。同時に「アラブの春」以降の中東情勢の構造変化や、ISILの台頭による秩序の混乱、米・イラン核交渉の進展などの動向を受けて、機動的な外交の展開が必要とされた。イラク政府に対しては、要人訪問や支援を通じて新政権を支援する明確な方針が示された。他方で、さらなるハイレベルの関与を模索して良い時期であろう。シリア内戦と人道危機の発生、ISILの台頭に関しては、レバノンにおけるシリア難民支援や人道支援枠組みを拡大したことは重要な成果だった。他方で、同地域における日系企業のプラント襲撃や治安悪化による在外邦人保護の重要性の増大等にかんがみ、さらなる情報収集体制および外交実施体制の強化が求められる。 2 中東紛争の根っこにあるパレスチナ問題において、イスラエルとパレスチナ両陣営の信頼を保つ外
-----------------	--

	交努力には頭が下がり、紛争のたびに人道・経済支援をすることで国際社会の評価を得ていることについて積極的に評価したい。他方、ガザなどへの支援が繰り返し台なしにされる事態に対し、停戦のたびに従来の諸合意を喚起する大臣談話を出すだけでなく、次回もし仮に支援対象のインフラ等が破壊された時には補償の問題を提起するなどして、インフォーマルに、また欧州諸国の出すラインを超える(米国の不興を買う)ことなく、不快感を伝えることは可能かつ望ましいのではないだろうか。 頻発するテロについては、地道な国家建設支援を続けないと、シリア・イラクだけでなく、今後もリビアやエジプト(シナイ半島)等で、さらに拡散していく可能性が高い。事態が起きてからでなく、プロアクティブに諸外国と連携を強める必要があろう。 なお、小さなことだが、中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数が増えたことが数値的に高評価につながっているが、現地でのテロ等の事態で緊急的に派遣された政務官訪問が含まれており、数値的評価の難しさを感じる。 3 記述も詳細で、施策のもたらす成果についても(必ずしも完全ではないものの)意識して記述が行われており、高く評価できる。
--	--

担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施時期	平成 27 年 8 月
-------	---------	----------	-------------

個別分野	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
施策の概要	1 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。 2 イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。 3 イラクの安定・復興に貢献する。 4 シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。 5 アフガニスタンの安定・復興に貢献する。 6 イランとの伝統的な関係を基盤とした働きかけを行う。
関連する内閣の重要政策	・ 第189回国会外交演説(平成27年2月12日)より抜粋 「中東地域においては、ISILの脅威がある中で、「中庸が最善」の精神に裏打ちされた、安定した中東を取り戻すことが急務です。過激主義の流れを食い止めるべく、穏健イスラム諸国に対し可能な限りの非軍事の支援を行います。」 ・ 第189回参議院外交防衛委員会(平成27年3月19日)における外務大臣所信より抜粋 「先般のシリアにおける邦人殺害テロ事件は痛恨の極みであり、暴挙を断固非難します。この間の政府の対応に関連し、議員各位の御理解と御協力に深く感謝いたします。また、昨日、チュニジアにおいて、銃撃テロ事件が発生し、日本人を含む死傷者が発生したとの報に接しました。卑劣なテロ行為に強い憤りを覚え、断固非難します。これらの事件で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、御家族に対し心から哀悼の意を表します。 外務省として、テロ対策の強化、中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、過激主義を生み出さない社会構築への支援を進めます。」 ・ 安倍総理大臣の中東政策スピーチ(中庸が最善：活力に満ち安定した中東へ 新たなページめくる日本とエジプト)(平成27年1月17日)より抜粋 2. 日本は中東の伴走者 「「中庸が最善」の精神に裏打ちされた、活力に満ち、中東地域の人々が安心して暮らせる、安定した中東を取り戻すこと。日本の協力は、まさしくそのためにあります。エジプトの皆様、中東の人々に、知ってほしいと願わずにはいられません。 社会に安定を取り戻し、成長への道筋を確かにできたとき、エジプトを始め中東は、潜在力を爆発させるでしょう。そこへ向け努力する皆様にとり、日本は、常に変わらぬ伴走者でありたいと願います。 ここで私は再び、お約束します。日本政府は、中東全体を視野に入れ、人道支援、インフラ整備など非軍事の分野で、25億ドル相当の支援を、新たに実施いたします。」

測定指標	1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	年度目標
施策の進捗状況・実績	我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエル、パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて、①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための支援、③信頼醸成、に取り組んでいる。 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 6月に伴野外務副大臣、1月に山根外務副大臣が現地を訪れイスラエル・パレスチナ両当事者に中東和平問題に関する我が国の立場を伝え、交渉の再開を呼びかけた。さらに、飯村政府代表が頻繁にイスラエル・パレスチナをはじめ関係国を訪問し、直接交渉再開に向けたハイレベルの働きかけを行っている。要人の来訪では、2月にバラク・イスラエル副首相兼国防相を日本に招請し、野田総理大臣及び玄葉外務大臣が中東和平問題を含む地域情勢について意見交換を行った。また、これまで地域の大国として中東和平問題に大きな役割を果たしてきたエジプトのアムル外相との間でも3月に同外相が訪日した際に、中東和平問題についての意見交換を行い、引き続きエジプトが役割を果たしていくことを求めた。 2 自立したパレスチナ国家を建設するための支援 ジェリコ南部に農産業団地を建設し、西岸からヨルダ	イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議、対パレスチナ支援、信頼醸成措置等を実施する。

	ンを通り湾岸諸国等に向けた農産加工品の物流を促進することをもってパレスチナの経済的自立を支援する「平和と繁栄の回廊」構想では、5月に第1ステージの土地の造成工事を終了し、3月には、ヨルダン川西岸で初の太陽光発電施設が同団地の一部に設置完了した。また、パレスチナ自治政府の厳しい財政状況にかんがみ、パレスチナ自治政府の経済社会開発努力の推進のために、10億円のノン・プロジェクト無償資金協力を実施した。さらに、西岸地区・東エルサレム、及びガザにおける人道状況改善のため、国連パレスチナ難民救済中東機関(UNRWA)に約1,000万ドル、国連児童基金(UNICEF)に1,580万ドルを拠出した。 3 信頼醸成 11月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努めた。3月7日及び8日には、中東の民主化に関する有識者会議を開催。イスラエル・パレスチナを含む中東、アジア、欧米、国際機関から広く有識者を招待し、中東地域の変革の現状及び今後、中東和平等に及ぼす影響等につき議論を行った。	
24年度	我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエル、パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて、①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための支援、③信頼醸成に取り組んだ。 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 平成22年9月に開始されたイスラエル・パレスチナ間の直接交渉は、イスラエルが入植活動凍結を延期しなかったこと等により中断したまま、交渉再開の目処が立っていない。かかる状況下で、我が国は、平成24年5月に玄葉外務大臣がイスラエル・パレスチナ自治区を訪問し、我が国が二国家解決を支持することを改めて表明するとともに、両当事者に対して直接交渉の早期再開に向けた働きかけを行った。飯村政府代表も頻繁にイスラエル及びパレスチナ自治区を訪問し、両当事者への働きかけを継続的に行っている。11月にガザ情勢が悪化した際には、我が国は両当事者に最大限の自制を呼びかけるため、外務大臣よりイスラエル及びパレスチナ双方の外相との電話会談を実施した。また、野田総理大臣もムルシー・エジプト大統領と電話会談を行い、エジプトによる停戦努力の支持を表明した。さらに、ガザへの人道支援として計350万ドルの緊急無償資金協力を行った。加えて同年11月には国連総会において、パレスチナに「国家」としての国連オブザーバーの地位を与える旨の決議が賛成多数で採択され、我が国も賛成票を投じた。 2 自立したパレスチナ国家を建設するための支援 日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、6月にディベロッパ契約署名が完了した。我が国支援でも7月には西岸で初となる太陽光発電施設が稼働し、2月には給水網、配水管整備が完了した。ディベロッパと入居希望企業(21社)との間で正式契約に向けた交渉が進められた。本構想に関しては、中東和平プロセス当事者間の信	当事者間を中心とした信頼醸成の分野に重点を置きつつ、我が国の中東和平支援を行う。対パレスチナ支援についても、パレスチナ自治政府の財政に資するような形をはじめとする支援を行う。

	頼醸成，パレスチナ民間セクターの開発を念頭としたパレスチナ経済自立のための支援として，イスラエル，パレスチナはもとより，主要国からも高い評価を得た。2月には東京で，東アジア諸国がパレスチナの国家建設努力に対する新たな支援や協力のあり方を協議するための国際会議「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)を我が国及びパレスチナ自治政府の共催のもと初めて開催した。同会合には，ファイヤード・パレスチナ自治政府首相やマルティ・インドネシア外相，エルアラビー・アラブ連盟事務総長，セリー国連中東和平特別調整官等の要人が参加した。更に，インドネシア及びマレーシアとそれぞれパレスチナ国会建設のための制度・人づくり支援に関する三角協力を進めている。本件は，イスラエルと国交がないために，対パレスチナ支援の直接のコンタクトを持たないインドネシアやマレーシアが我が国の協力によって実現する対パレスチナ支援であり，支援拡大の観点からパレスチナ側より，また，インドネシアやマレーシアのバイの文脈より，高い評価を得ている。 3 信頼醸成 9月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努めた。	
25年度	我が国は，イスラエル，アラブ双方から信頼される立場を活かし，イスラエル，パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて，①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ，②自立したパレスチナ国家を建設するための支援，③信頼醸成に取り組んだ。 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 7月，岸田外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問し，各首脳に対して直接，和平プロセスの進展を働きかけた。特に，和平プロセスが停滞する中，右訪問時にイスラエル，パレスチナ，ヨルダンの閣僚をパレスチナ自治区に招き，「平和と繁栄の回廊」構想の4者閣僚会合を約5年ぶりに開催したことは内外から大きく注目された。その後同月末，米国の精力的な仲介努力もあり，和平交渉が再開した。我が国としては，唯一の仲介者たりうる米国と緊密に連携し，米国の努力を側面から支援した。特に，我が国によるパレスチナへの財政支援や小規模インフラプロジェクトは米国の政策と軌を一にしており，パレスチナ及び米国から高い評価を得た。また，飯村政府代表も頻繁にイスラエル及びパレスチナ自治区を訪問し，両当事者への働きかけを継続的に行っている。 2 自立したパレスチナ国家を建設するための支援 日本，パレスチナ，イスラエル，ヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，これまでに4社(パレスチナ企業)が入居契約を結び，工場建設にとりかかっている。また，3月にはジャカルタで，東アジア諸国がパレスチナの国家建設努力に対する新たな支援や協力のあり方を協議するための国際会議「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)第2回会合を我が国，インドネシア及びパレスチナ自治政府の共催	引き続き，イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議を活発に行うとともに，対パレスチナ支援，信頼醸成措置等を着実に実施していく。

	のもと開催した。同会合には、ハムダッラー・パレスチナ自治政府首相、ユドヨノ・インドネシア大統領、マルティ同外相等の要人が参加した。同会合に出席した岸田外務大臣から約2億ドルの新規パレスチナ支援を表明した。同会合を通じて、インドネシアやマレーシアに加え、タイ等とも対パレスチナ支援三角協力の方針が決定したほか、イスラム開発銀行を巻き込み、新たな支援の裾野を広げる等、大きな成果があった。 3 信頼醸成 11月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。25年度は例年を大幅に超える10名の参加者を訪日させることができ、信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に貢献できた。	
26年度	我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家解決の実現に向け、①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、②パレスチナの経済的自立のための支援、③当事者間の信頼醸成に取り組んだ。 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 5月のネタニヤフ・イスラエル首相の訪日、7月の岸外務副大臣のイスラエル・パレスチナ訪問、1月の安倍総理大臣の中東訪問(イスラエル・パレスチナ含む)の際の首脳会談、2月のマーリキー・パレスチナ外務庁長官と岸田外務大臣の会談、飯村政府代表及び河野政府代表の現地訪問の機会等を通じて、ハイレベルでイスラエル・パレスチナ双方に対し交渉の再開等を働きかけた。 また、7月から8月にかけてのガザ紛争の際には、累次の大臣談話、外務報道官談話を発出した。7月15日には、エジプトの仲介を評価する岸田大臣発エジプト外相宛書簡発出した。7月19日から25日、岸外務副大臣がエジプト・ヨルダン・パレスチナ・イスラエルを訪問し、早期停戦に向けた働きかけを行った。7月22日、安倍総理がネタニヤフ・イスラエル首相と電話会談を行った。7月25日、550万ドルの緊急無償資金協力の実施を発表した。10月にカイロで開催されたガザ復興支援会合には中山外務副大臣が出席し、アッバース・パレスチナ自治政府大統領等と会談を行い、がれき除去や食糧分野、社会・経済分野での開発支援など2,000万ドル以上の支援を行う旨表明した。 2 パレスチナの経済的自立のための支援 日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、平成27年1月現在、13社が入居契約を終え、JAIPに工場の建設を準備中であり、また、他30社がディベロッパーと契約交渉のMOUを締結した。1月、総理大臣訪問にあわせてパレスチナ産品フェアを開催した。1月には総理大臣から約1億ドルの新規パレスチナ支援をプレッジした。これにより、平成26年3月に岸田外務大臣がプレッジした2億ドルの対パレスチナ支援は実施済みとなった。 3 当事者間の信頼醸成 11月に信頼醸成のためイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。1月の安倍総理大臣訪問の際には現地において過去の青年招へい参加者の同窓会を開催	イスラエル・パレスチナ両当事者の対話と信頼醸成の促進、要人往来等による先方ハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援に重点を置く。

		し、ネットワーク化に進展が見られた。3月にはヨルダン・イスラエル・パレスチナの観光業関係者を日本に招へいし、観光を通じた地域協力促進に向け日本側関係者と意見交換を行った。	
中期目標	—	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。	
	25・26年度目標の達成状況	△	
	2 イラク・アフガニスタンの復興の進展		年度目標
	23年度	1 イラク 11月、マリーキー首相が訪日し、野田総理大臣と首脳会談を実施した。イラクとの関係を「新たな段階」に引き上げ、これまでの援助からビジネスへと日イラクの経済関係を転換し、日イラクの経済関係を抜本的に強化していくことで一致した。さらに、野田総理大臣は、石油、通信及び保健の分野の新規4案件のために、約670億円(約7.5億米ドル)の円借款の供与に必要な措置をとることを表明した。 2 アフガニスタン 平成21年11月に発表した、同年から概ね5年間で最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については、平成24年3月までに、「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約9.14億ドル(内23年度は約2.8億ドル)、「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約1.76億ドル(内23年度は約500万ドル)、「アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援」に約14.87億ドルの計約25.76億ドル(内23年度は約5.7億ドル)の支援を着実に実施してきている。	1 イラク イラク政府関係者招へい、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等を実施する。 2 アフガニスタン 平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としないことを目指す。
施策の進捗状況・実績	24年度	1 イラク 5月、保健、通信、製油分野で計約8.3億米ドルの新規円借款に関する交換公文に署名。また、日本企業のイラク進出促進を通じてイラクの復興に貢献すべく、5月、ズィーバーリー外相の訪日に際し第1回閣僚級経済合同委員会を開催し、我が方よりイラクのビジネス環境の改善等を申し入れたほか、6月には日・イラク投資協定に署名。また、官民合同ミッションを3回(9月、11月、2月)イラクに派遣した。 2 アフガニスタン 7月の「アフガニスタンに関する東京会合」で表明した「2012年(平成24年)より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を着実に実施している。平成24年から平成25年3月末までの対アフガニスタン支援総額は約14.57億ドル。2001年(平成13年)以降の対アフガニスタン支援総額は約47.97億ドル。	1 イラク 昨年度マリーキー首相訪日時に表明した円借款を着実に実施することにより、治安の安定を目指すとともに、日本企業の進出を促していく。 2 アフガニスタン 東京会合での成果を踏まえ、引き続きアフガン支援を着実に実施していく。
	25年度	1 イラク 2月、イラク南部のコール・アル・ズベール港等を整備し、港湾機能の回復と効率化を図る「港湾整備計画(第2期)」に対し、約391億円を限度とする新規円借款の供与に関する交換公文に署名した。	1 イラク イラク政府関係者招へい、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等を実施する。 2 アフガニスタン

	9月、アバーディー国民議会財務委員長を招へいし、我が方政府・国会関係者との間で、今後の日イラク関係の一層の強化について協議を行ったほか、企業関係者とも意見交換を行った。 10月、第40回バグダッド国際見本市に際して日本ブースを設置し、我が方企業約20社が参加した。また、2月、官民合同水ミッションをバグダッドへ派遣し、我が国の水政策の紹介や企業各社の概況・水関連技術について説明を行い、今後の日・イラク間ビジネスの活発化に向けた意見交換を実施した。 3月、バグダッドにおいて、日イラク経済合同委員会の第2回事務レベル会合を開催し、イラクにおけるビジネス環境の改善等について意見交換を実施した。 2 アフガニスタン 平成24年の「アフガニスタンに関する東京会合」で表明した「平成24(2012)年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を着実に実施している(3月末までに約20.55億ドルの支援を実施した)。 25年度のアフガニスタン支援総額は約4.9億ドルで、うち約1.56億ドルが治安分野の支援となった。国際治安支援部隊(ISAF)からアフガン治安部隊(ANSF)への治安権限の移譲は着実に進んでおり、6月にはアフガニスタン全土でANSFが戦闘作戦の主導権を担うこととなった。日本の支援はアフガニスタンで広く認知されており、平成25年にアジア財団が現地で実施した世論調査によれば、最大の支援国と考える国として日本を挙げた回答(24%)は、米国を挙げた回答(46%)に次いで多かった。	平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としない。
26年度	1 イラク (1) 7月、牧野外務大臣政務官がエルビルを訪問し、コバート・クルディスタン地域政府(KRG)副首相等との会談でイラク国内避難民の人道状況改善を目的とした600万ドルの人道支援を伝達した。 (2) 9月、藺浦外務大臣政務官が「イラク情勢に関する安保理ハイレベル会合」に出席した。また、同月に安倍総理大臣がマアスーム・イラク大統領との日イラク首脳会談、岸田外務大臣がジャアファリー・イラク外相との外相会談を実施した。いずれの会談においてもテロとの闘いへの支持を表明するとともに、ISIL対策として新たに約2,550万ドルの人道支援を表明し、米やイラクを含む国際社会から高い評価を得た。 (3) 10月、第41回バグダッド国際見本市に際して日本ブースを設置し、本邦企業17社以上が参加した。 (4) 2月、JICAによる研修事業の一環である日イラク第5回知見共有セミナーへイラク国内の異なる宗派(シーア派、スンニ派、クルド人)に属する国民議会議員12名を招待した。訪日中には、日本の戦後復興の歴史や民主主義に関するセミナーを受講したほか、二国間関係強化に向けて日イラク友好議員連盟との会談及び本邦企業とのビジネス環境改善に関する意見交換を実施した。 (5) 2月、藺浦外務大臣政務官がバグダッド及びバスラを訪問し、ジュブーリー国民議会議長、ズイーバーリー財務大臣、ズベイディー運輸大臣等との会談を実施した。また、「ハルサ火力発電所改修計画」に関する署名式に立ち会い、イラクにおける円借款第1号案件である「ウン	1 イラク イラクの経済・社会的な開発課題の解決に資する案件には、引き続き円借款を用いていくこととし、他の経済協力も合わせ実施していく。また、政策協議や経済合同委員会等の各種枠組みの下での会合を実施するとともに、日本企業進出支援を行う。 2 アフガニスタン 平成26年に完了予定の治安権限の移譲に資する支援を中心に引き続き着実な支援実施に努める。その際に、東京会合の成果である「東京フレームワーク」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、適時・適切なフォローアップを行っていく。 東京フレームワークについては、東京会合後初めてとなるフォローアップ閣僚級会合が、平成26年中に英国とアフガニスタンの共催により開催される予定であるほか、我が国において、国際コンタクト・グループ会合の開催も予定されており、我が国として、こうした会合に積極的に貢献していく。

ム・カスル港改修計画」完工式へ出席した。藺浦外務大臣政務官は、日本が行っている人道支援、非軍事的支援は、今後も不変である旨を表明するとともに、イラク国内避難民・難民への総額約9,000万ドルの人道支援並びにイラク中南部を対象とした電力セクター復興事業及びクルディスタン地域を対象とした下水道整備事業の2件の新規円借款(約8億ドル)の供与を表明した。

- (6) 3月、藺浦外務大臣政務官がエルビルを訪問し、ネチルヴァン KRG 首相等との会談を実施。また、イラク国内避難民キャンプを訪問し、食糧引渡式及び日本映画上映会へ出席した。今次訪問においても、日本が行っている人道支援、非軍事的支援は、今後も不変である旨を表明するとともに、イラク国内避難民・難民への総額約9,000万ドルの人道支援及びクルディスタン地域を対象とした下水道整備事業の新規円借款(約3億ドル)の供与を改めて KRG に対して表明した。
- (7) 3月、東京において第5回日イラク・ハイレベル政策協議(次官級)を開催し、イラクにおけるビジネス環境の改善及び経済協力をはじめとする経済・ビジネス関係の強化並びにイラク情勢及び中東地域情勢等について意見交換を実施した。

2 アフガニスタン

- (1) 平成26年末に、国際治安支援部隊(ISAF)の任務が終了し、治安権限がアフガニスタン治安部隊に移譲された。治安権限の移譲とともに、アフガニスタンの持続可能な成長と発展を支援するための同国と国際社会の協力関係を深めるものとして定められた「変革の10年」(2015～2024年)が始まった。治安権限移譲後、アフガニスタン治安部隊の能力強化が今までになく重要になっており、我が国は26年度に前年に引き続いて法秩序信託基金(LOTFA)に1億3,000万ドルを拠出し、警察官給与を中心とする支援を行った。
- (2) 平成24年7月の東京会合の成果である「東京相互責任フレームワーク(TMAF)」は、「変革の10年」を通じたアフガニスタンと国際社会の協力関係を具現化するものである。9月末に成立したガーニ大統領・アブドゥラー行政長官による新政権(国家統一政府:NUG)に、TMAF が引き継がれるよう、我が国は他ドナー国・国際機関と協働した。その結果、12月に開催されたアフガニスタンに関するロンドン会合において、NUG が改革の方向性を示した政策文書「自立に向けて(Realizing Self-Reliance)」が提出され、野心的かつ前向きな内容が含まれたものとして国際社会の評価を得た。我が国は、ロンドン会合において、NUG の改革を支えていくメッセージを打ち出した。ロンドン会合後、「自立に向けて」に準拠して平成27年中にTMAF の更新を行うべく、アフガニスタン政府、ドナー国・国際機関間で議論が行われており、我が国も積極的に参加している。
- (3) 平成24年の東京会合において我が国は「2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明した。25年度末までに総額約24.51億ドル(約2,110億円)を実施済みであり、支援コミットメントを着実に履行している。米国に次ぐ第二のドナー国である我が国は、国際社会全体の取組であるアフガニスタン復興支援において重要な

		役割を担っている。 (4) 5月には、東京で国際コンタクト・グループ会合を開催し、我が国は主催国として貢献した。同会合には 61 か国・機関の代表が出席し、また、アフガニスタン政府からザヒルワル財務大臣他ハイレベルの出席を得て、活発な議論が行われた。	
中期目標	—	1 イラク イラクを中東地域における穏健・安定勢力として発展させる。 2 アフガニスタン 東京会合での成果を踏まえアフガニスタン支援を着実に実施する。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
3 イランの核問題への対処			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	イランとの伝統的な信頼関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン次官級協議を始めとし、イラン要人との会談の機会をとらえ、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促した。また、12 月には玄葉外務大臣からサーレヒ・イラン外相に問題解決を訴える書簡を送った。さらに、政治、軍縮、人権、領事の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行った。	「対話」と「圧力」のアプローチの下、国際社会と協調しながら問題の解決に努力していく。
	24 年度	イランとの伝統的な関係に基づき、日・イラン次官級協議(3 月)を始めとし、日・イラン局長協議(12 月)を実施した。7 月、アフガニスタンに関する東京会合に際して、日・イラン外相会談、国連総会の傍らにて、日・イラン外相会談を実施した。日・イラン関係の維持をはかるとともに、核問題の平和的解決に向けて働きかけを実施した。	日・イラン定期協議(政治(次官級・局長)、人権、領事)を実施する。飯村政府代表等によるイラン訪問、働きかけを実施する。
	25 年度	平成 25 年 8 月のローハニ政権成立後、高村総理大臣特使のイラン訪問(9 月)、国連総会の際の首脳会談、外相会談(9 月)、岸田外務大臣のイラン訪問(11 月)、ザリーフ・イラン外相の訪日(平成 26 年 3 月)といったハイレベルでの要人往来や、日・イラン局長協議(9 月)といった事務レベルでの要人往来の機会を捉えて、日イラン関係の強化をはかるとともに、核問題の平和的解決に向けて働きかけを実施した。また、人権対話(9 月)、領事当局間協議(12 月)といった定期協議も着実に実施した。	日・イラン定期協議(政治(次官級・局長)、人権、領事等)を着実に実施し、様々な機会を活用してイランへの働きかけを実施する。
	26 年度	6 月の岸外務副大臣のイラン訪問、9 月の国連総会の際の首脳会談といったハイレベルの接触、更に 10 月の日・イラン次官級協議を通じ、日・イラン関係の強化をはかるとともに、核問題の平和的解決に向けた働きかけを実施するなど、イランと EU3+3 の合意である「共同作業計画」の実施や最終合意の形成・履行に積極的に協力した。	我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、イランと EU3+3 の合意である「共同作業計画」の実施に協力するとともに、最終合意の形成・履行に積極的に協力する。
中期目標	—	イランの核問題の解決に向けて、様々な対話の機会を捉えて、イランに働きかける。	
25・26 年度目標の達成状況		○	

4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 エジプト 5月徳永外務大臣政務官が政変後最初の日本政府要人として訪問し、政府・各政党関係者と意見交換を行った。7月には、カイロで、日・エジプト戦略対話第1回次官級協議、日・エジプト人権対話第1回会合を開催した。11月以降実施された人民議会選挙においては、選挙関連のセミナー実施や選挙資材整備への協力を行った。 2 リビア 旧政権拠点のトリポリ陥落後、9月に医療支援として200万ドルの緊急無償資金協力を実施した。1月には、官民合同経済使節団をトリポリに派遣し、リビア復興事業への日本の参加の可能性について意見交換した。また、3月山根外務副大臣が革命後最初の日本政府要人として訪問し、政府・政党関係者と意見交換を行った。 3 チュニジア 10月の制憲国民議会選挙に際して浜田外務大臣政務官を団長とする選挙監視団を派遣したほか、同選挙に先立ち専門家3名を派遣し、日本の民主化経験等に関するセミナーを開催した。モロッコに対しても、選挙に関するセミナー等開催し、同国の民主化を後押しした。 4 シリア 政権側による市民弾圧が継続していることから、5月に経済協力を見直し、9月、12月及び3月にはアサド政権に関係する個人及び団体に対し資産凍結等の措置を実施した。2月には難民・国内避難民等への支援として300万ドルを拠出した。 5 その他 5月のサミットにおいて立ち上げられたドーヴィル・パートナーシップの枠組みを通じて、国際社会と連携しつつ中東・北アフリカ諸国の改革と移行を後押ししている。9月の国連総会において野田総理大臣は、10億ドルの円借款供与を表明した。3月には、若年層の雇用創出及び民主化プロセス支援のため、関係国際機関を通じて総額約8,000万ドルを拠出した。
	24年度	1 シリア シリアにおいては、我が国は欧米諸国と共に、シリア政府に対して弾圧の即時停止及び改革の実施を強く要請し、アサド大統領に対して退陣を求める声明を発出した。他、経済制裁措置(59個人、35団体)を実施した。また11月には我が国主催で制裁ワーキング・グループ会合(事務レベル)を実施し、67か国からの参加を得た。我が国は、シリア難民及び国内避難民に対し、国際機関を通じて計1,300万ドルの緊急無償資金協力を実施した。また、約250万ドルを上限とするNGO経由の人道支援プログラムを実施した。また、1月末にクウェートで開催されたシリア人道支援会合において、我が国は約6,500万ドルの人道支援を表明した。 2 北アフリカ 1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件においては鈴木総理大臣特使(外務副大臣)及び城内外務大臣政務官が現地で陣頭指揮にあたったほか、アルジェリア政府に対して情報提供等の申入れを行った。また、本件事案を受けて岸田外務大臣より外交政策について、① ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。

	国際テロ対策の強化, ②サヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援, ③イスラム・アラブ諸国との対話・人的交流の推進からなる「3本柱」を発表し, この下で具体的な取組を積極的に打ち出していくこととした。また, 官邸及び関連省庁とも連携しつつ, 検証作業及び今後に向けた取組の実施を早急に進めている。 3 その他 また, 平成 23 年 5 月の G 8 ドーヴィル・サミットにおいて立ち上げられた「ドーヴィル・パートナーシップ」等を通じて, 中東・北アフリカ諸国の改革努力を後押ししてきている。 同パートナーシップの下で我が国は, ①公正な政治・行政の運営, ②人づくり, ③雇用促進・産業育成の 3 分野を重点的に支援していくこととしており, また, 同支援に資する④経済関係の強化, ⑤相互理解の促進, に取り組む方針を表明した。同方針に沿って実施された主な支援は以下のとおり。 (1) 平成 23 年 5 月以降約 12 億ドル相当の新規円借款実施の決定 (2) チュニジア, エジプトに対する選挙支援 (3) 職業訓練・学校の整備, 専門家派遣・研修員受入れ, 大学支援等 (4) ビジネス環境整備のためのビジネス・ミッション派遣(モロッコ, リビア), 投資協定締結準備(リビア, モロッコ), 経済に関する政府間協議枠組み設立(エジプト)及び日・アラブ経済フォーラム等による民間経済交流への側面支援 (5) 法律家や女性団体の相互訪問, 「日本とイスラム世界との未来への対話」(12 月に東京で開催)等の「人的交流・対話」の促進 (6) 10 月, 東京で開催された G 8 DP(ドーヴィル・パートナーシップ)財相会合において設立された移行基金への向こう 3 年間で 1, 200 万ドルの拠出のコミット	
25 年度	1 シリア 長年の圧政の存在や「アラブの春」等を背景に, 平成 23(2011)年 3 月中旬以降, 各地で反政府デモが発生, 事態が急速に深刻化した。反政府勢力には, 一部武装犯罪者グループなども混入し, 当局との間で暴力的衝突(ゲリラ戦など)を展開, 政府軍は「テロ掃討」を理由に徹底弾圧した。 これまでの死者は全土で 16 万人以上とも言われ, 国外に流出した難民が 270 万人以上(登録済及び登録待ち難民数), 国内避難民が 650 万人以上発生(国連)した。 8 月, 化学兵器使用を巡る問題が発生, 9 月の米露合意を受け, 同月, 国連安保理決議第 2118 号が採択され, シリアの化学兵器廃棄に向けたプロセスが進展した。同決議には早期のシリアに関する国際会議開催が盛り込まれた。1 月 22 日, シリアに関する国際会議(「ジュネーブ 2」会議ハイレベル・セグメント)開催され(於: スイス・モントルー), 日本からは岸田外務大臣が出席した。 我が国のシリア及び周辺国に対する人道支援の総額は, 1 月 15 日の第 2 回シリア人道支援会合(「クウェート 2」会合)及び「ジュネーブ 2」会議の際に表明した約 1. 2 億ドルを合わせて約 4 億ドル(約 355 億円)となった。 2 エジプト	シリアについては, 引き続き, シリア政権側への圧力(制裁), 難民等に対する人道支援を継続するとともに, 国際社会の中でも主導的な役割が果たせるよう努力する。 北アフリカについては, アルジェリアでのテロ事件の検証を踏まえ, 同地域での情報収集体制及び日本企業の安全確保に努めていく。また, エジプト, チュニジア等, 内政が不安定な国々に対して, 改革勢力を後押しするための支援を継続していく。

	エジプトでは7月、大規模デモの発生を受け軍が介入、ムルシー大統領が退陣、暫定政権が樹立された。9月、国連総会の機会に岸田外務大臣はファハミ外相と会談を行った。1月には、ファハミ外相が来日、安倍総理大臣への表敬、岸田外務大臣との会談を実施、カイロ大学小児病院病棟建設への無償資金協力、UNDP 等を通じた1,600万ドルの支援を表明した。 3 北アフリカ 国際テロ対策強化の具体的取組みとして、国際機関を通じた法制度強化支援や能力向上訓練等のプロジェクトへの支援(1,600万ドル)を決定し、また、5月には日アルジェリア治安・テロ対策対話を開催した。この中で、改めて日本企業の安全対策を含む治安・テロ対策分野での協力方法について協議した。治安が著しく悪化しているリビアとは対照的に、着実に民主化が進展しているチュニジアに対しては、民主化移行支援の他、発電事業や洪水対策事業への円借款(480億円)のプレッジを表明した。 要人往来も活発であり、6月のTICADVには各国から首脳級ないし外相級が訪日し、3月には岸外務副大臣がマグレブ諸国(モロッコ、アルジェリア、チュニジア)を訪問した。 4 その他 9月の国連総会マージンにおいて、岸田外務大臣がG8ドーヴィル・パートナーシップ(DP)閣僚級会合に出席し、中東地域の安定が国際社会の平和と繁栄に不可欠であり、その実現には民主化を進める移行国の安定が欠かせないが、未だ脆弱な状況にあるとの認識である旨述べた。また、今後のドーヴィル・パートナーシップの方向性として、移行国支援を一層強化する観点から、各国の改革努力の障害となり得る地域問題への対応も検討議題とすべきこと、移行国経済の安定化を図る観点から、G8と移行国のウィン・ウィンの経済関係を構築する必要性について指摘した。各国の出席者からは、地域での投資拡大促進、中小企業支援、経済への女性の参加の重要性などが指摘され、参加国は、本パートナーシップを今後も継続していくこと、各移行国の優先課題に個別に取り組んでいくこと、政治改革と経済改革に並行して取り組んでいくこと、本パートナーシップの下で引き続き具体的なプログラムを進めていくことなどを確認した。 25年度補正予算では、いわゆる「アラブの春」やシリア人道危機により不安定化した中東・北アフリカ地域に、安定化及び民主化移行を後押しすべく、約2.5億ドルの支援等を実施した。	
26年度	1 シリア 5月末のブラヒミ国連・アラブ連盟共同特別代表の辞任、6月上旬のシリア大統領選挙におけるアサド大統領の三選、同月中旬以降のイラク及びシリアにおけるISILの勢力拡大等により、政治プロセスは停滞した。7月、デ・ミストゥーラ国連事務総長特使が新たに任命され、9月下旬には米国等によるシリア領内ISIL等への空爆が開始されるも、シリアでは、これまで死者20万人以上、難民390万人以上、国内避難民760万人以上(国連発表)が発生し、情勢改善の見通しは立っていない。 他方、我が国は、引き続き、人道支援と政治対話への	シリアについては、平成24(2012)年6月のジュネーブ・コミュニケの完全な実施を通じた問題の政治的解決と、それに向けた政権側と反体制派の直接対話の早期再開を求め、国際社会と協力して政治対話への貢献と人道支援に取り組む。 北アフリカについては、アルジェリアでのテロ事件の検証を踏まえ、引き続き同地域での情報収集体制及び日本企業の安全確保に努めていく。また、リビアのように内政や治安面が不安定な国々に対

貢献を、車の両輪として取り組んで行くとの考えから、9月24日、国連総会の機会に開催されたシリア政治プロセス閣僚会合に岸田外務大臣が出席し、レバノンに流入したシリア難民等やシリア国内向け支援としての総額約550万ドルの追加支援を表明したほか、3月31日の第3回シリア人道支援会合（「クウェート3」会合）では、本年、我が国は、総額約5.09億ドルの支援を実施する旨表明し、シリア危機発生以来の我が国のシリア及び周辺国に対する人道支援の総額は、約9.35億ドルとなった。

1月から2月にかけて発生した邦人殺害テロ事件においては、中山外務副大臣がヨルダンの現地対策本部で陣頭指揮にあたったほか、ヨルダン政府等に対して情報提供等の申入れを行った。また、本事案を受けて、岸田外務大臣は「今後の日本外交の3本柱」を発表し、①テロ対策の強化や②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援等を進めていく旨表明した。また、官邸を含む関係省庁とも連携し、検証作業及び今後に向けた取り組みの実施を早急に進めている。

2 エジプト

5月26日から28日にかけて大統領選挙が実施され、エルシーシ前国防相が当選、6月8日に新大統領に就任した。1月には安倍総理大臣がエジプトを訪問し、エルシーシ大統領と首脳会談を行い、電力、交通インフラ分野のプロジェクトに総額約430億円の新規円借款供与の方針を伝達した。3月には、国家プロジェクトの実施及び海外からの直接投資回復に向けエジプト経済開発会合が開催された。日本から出席した藺浦外務大臣政務官は、エジプトの経済発展のため官民による取り組みを強化していく旨のスピーチを行った。

3 北アフリカ

民主化移行を最重要課題とするチュニジアには、新憲法下での議会選挙の実施（10月）や新政権誕生直後（2月）という民主化プロセスの節目のタイミングで政務レベル（中根外務大臣政務官、宇都外務大臣政務官）を派遣し、新たな支援の表明（サムライ債500億円相当）や、新政権との関係構築を実施した。また、邦人も犠牲となった3月中旬のバルドー国立博物館襲撃事件発生直後には、アフリカ出張中の中根外務大臣政務官を急遽現地に派遣し、チュニジア政府要人に対して、事件の全容解明と被害者への配慮、邦人の安全対策を要請した。他方、著しい治安悪化により国内分裂の危機に瀕するリビアでは、7月以降我が国を含む諸外国の大使館や国際機関事務所の閉鎖が相次いだ。リビアに対する直接的な支援の実施が困難な中、隣国エジプトに対して国境管理分野での支援（約50万ドル）を実施し、北アフリカの不安定要因であるリビア問題への取組を続けた。

アルジェリアやモロッコでは安定した政権運営が続いている。4月の大統領選挙で現職大統領が4選を果たしたアルジェリアでは、憲法改正をはじめ国内諸改革への着手が始まった。また、近隣諸国で情勢が不安定化していることを受け、国内での治安・テロ対策を強化している。我が国も平成25年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受けて、事件の真相解明に向けた取組として、捜査機関の間で司法共助を実施するとともに、在留

して、改革努力を後押しするための支援を継続していく。

		邦人の安全確保と合わせて、駐アルジェリア日本大使から先方閣僚等への働きかけを実施した。投資環境整備が進んでいるモロッコでは外資誘致が盛んであり、当省によるモロッコ側との仲介、調整を経て12月に設置されたJETRO モロッコ事務所やモロッコ投資庁へ派遣された日本人職員とも連携し、大使館からモロッコ政府に日本企業の要望を伝える等日本企業の進出拡大に向けた支援体制が強化された。 リビアでは、西側を拠点とする代表議会と、東側を拠点とする制憲議会の「一国二政府」に近い状況が存在し、内政の混乱と治安情勢の悪化が懸念されており、こうした背景の下、我が国の在リビア大使館は7月21日をもって一時閉館した。治安状況が悪化する中、我が国は、リビア国内の重要な利害関係者を広く結集し、国内対話を進めるための国連の仲介努力を支持した。 4 その他 9月の国連総会マージンにおいて、岸田外務大臣がG7 ドーヴィル・パートナーシップ(DP)閣僚級会合に出席した。前向きな動きのみられる移行国に対して更なる期待と日本の支援姿勢を示しつつ、依然として難しい状況にある移行国の努力を前にISIL等のイスラム過激派の動きへの懸念を述べた。その上で、移行国の安定した経済・社会に下支えされた移行国のガバナンスを支援するために、人材育成や雇用創出、失業問題の解決に努める旨述べた。					
中期目標	—	中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。					
25・26年度目標の達成状況		○					
5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	実績値					中期目標値	25・26年度目標の達成状況
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—	—
	4	6	5	5	7	—	○
年度目標値		—					—
6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	実績値					中期目標値	25・26年度目標の達成状況
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—	—
	4	4	3	6	2	—	△
年度目標値		—					—
7 (参考指標)対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(万ドル)	実績値						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
	10,560	5,862	8,613	10,494	13,616		
施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 イラクについては、累次にわたる政務による訪問及びイラク政府要人訪日を通じ、イラク政府を含む国際社会による「テロとの闘い」を支持していること、イラクの安定と国民融和の実現に向けてイラク新政権への支援を継続していくことを表明した。平成27年2月には、藺浦外務大臣政務官がバグダッド及びバスラを訪問し、ジュブーリー国民議会議長、ズィーバーリー財務相及びズベイディー運輸相等との会談を実施し、また、「ハルサ火力発電所改修計画」に関する署名式の立ち会い及びイラクにおける円借款第1号案件である「ウナム・カスル港改修計画」完工式へ出席した。日本が行っている人道支援、非軍事的支援は、今後も不変である旨を表明するとともに、イラク国内避難民・難民への総額約9,000万ドルの人道支援並びにイラク中南部を対象とした電力セクター復興事業及びクルディスタン地域を対象とした下水道整備事業の2件の新規円借款(約8億ドル)の供与を表明した。イラク側からこれらの日本の貢献に対し高い評価を得たことは、イラクを中東地域における穏健・安定勢						

	力として発展させるとの中期目標に向けて極めて有効であった。 2 シリアに関しては、平成 26 年 6 月以降のイラク及びシリアにおける ISIL の勢力拡大を受け、同年 9 月の国連総会の際には、レバノンに流入したシリア難民等やシリア国内向け支援としての総額約 550 万ドルの追加支援を表明し、国際社会と協力して ISIL 対策に取り組む姿勢を示すことができた。また、平成 27 年 3 月 31 日の第 3 回シリア人道支援会合(「クウェート 3」会合)では、参加国・機関の中で EU に次ぐ額として、約 5.09 億ドルの支援を表明することにより、改めてその存在感を示すことができ、主催国であるクウェート政府を始めとして、出席している各国・機関からも高い評価が示された。これらの取組は、中東諸国の安定化努力を支援するとの観点から極めて有効であった。(中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握(達成手段 1 ⑤)) 3 イランについては、岸外務副大臣のイラン訪問、国連総会の際の首脳会談といったハイレベルの接触、更に平成 26 年 10 月の日・イラン次官級協議等を活用し、二国間関係を維持・深化しつつ、核問題の平和的解決に向けた働きかけを行ったことは、イランと EU 3 + 3 との合意である「共同作業計画」の実施に対するイランのコミットメントを促し、最終合意の形成に向けたイランと EU 3 + 3 との協議を支援する観点から目標達成に向けて有効であった。 4 中東和平に関しては、25 年度における取組を基に、26 年度はハイレベルでの働きかけ等更なる進展が得られた。5 月のネタニヤフ・イスラエル首相の訪日や 1 月の安倍総理大臣の中東訪問(イスラエル・パレスチナ含む)、2 月のマリーキー・パレスチナ外務庁長官と岸田外務大臣の会談等を通じ、ハイレベルでイスラエル・パレスチナ双方に対し交渉の再開等を働きかけた。二国家解決に向け、当事者双方に働きかけを行う日本の姿勢は国際社会から高い評価を得ている。 また、7 月から 8 月にかけてのガザ紛争の際には、大臣談話等を発出するだけでなく、岸外務副大臣がエジプト・ヨルダン・パレスチナ・イスラエルを訪問し、早期停戦に向けた働きかけを行った。停戦後も、10 月にカイロで開催されたガザ復興支援会合で中山外務副大臣がアッパース・パレスチナ自治政府大統領等と会談を行い、2 千万ドル以上の支援を行う旨表明するなど、紛争により被害を受けた人々・地域に対してきめ細やかな支援を実施している。 「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、1 月現在、13 社が入居契約を終え、JAIP に工場を建設中と進展が見られる。 11 月に信頼醸成のため実施したイスラエル・パレスチナ合同青年招へいについては、1 月の総理大臣訪問の際に過去の招へい参加者の同窓会を開催し、ネットワーク強化を図ることができた。これらの取組は、中東和平交渉に貢献するという施策目標の達成に向け極めて有効であった。(中東和平に向けた働きかけ(達成手段 1 ①)) なお、中東和平の実現に向けた我が国の具体的取り組みと成果に関して、25 年度・26 年度の目標達成に至らなかったのは、25 年度は、日本から中東への要人訪問を実施し、また中東和平関連の国際会議が日本や中東以外の場所で開催されたことにより、二国間レベルの要人等の訪日案件が少なかったためである。 対パレスチナ支援指標に関しては 25・26 年度の目標達成に至らなかったのは、26 年度に現地の情勢や各国との調整等により、パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議を目標数開催できなかったためである。 5 アフガニスタンについては、平成 26 年 9 月末、ガーニ大統領・アブドゥラー行政長官による新政権(国家統一政府：NUG)が成立した。平成 24 年 7 月の東京会合の成果である「東京相互責任フレームワーク」で定められたアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントは、我が国を含む国際社会の働きかけもあり、新政権にも引き継がれた。平成 26 年 12 月に開催されたアフガニスタンに関するロンドン会合において、NUG が改革の方向性を示した政策文書「自立に向けて(Realizing Self-Reliance)」が提出され、野心的かつ前向きな内容が含まれたものとして国際社会の評価を得たことはアフガニスタン支援を着実に実施するとの中期目標に向けて極めて有効であった。(中東和平に向けた働きかけ(達成手段 1 ②)) 6 平成 23 年 5 月の G 8 ドーヴィル・サミットにおいて立ち上げられた「ドーヴィル・パートナーシップ」の下で実施した我が国の支援は、中東・北アフリカ諸国の民主化プロセスの進展に一定の役割を果たしたと評価できる。(中東和平に向けた働きかけ(達成手段 1 ①))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 1 中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の 9 割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的重要性が高いほか、世界全体の平和と安定の鍵ともいえるべき問題でもあり、我が国として平和と安定実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。 2 イラクは、我が国に安定的にエネルギーを供給する重要なパートナーであり、我が国企業の進出を後押しするためにも、積極的に関与していく必要がある。また、イラクの安定と平和は中東

地域全体の安定につながるため、イラクの支援を行うことは重要である。

- 3 アフガニスタンの安定は国際社会にとっての最重要課題の一つであり、我が国の安全保障にも深く関わる問題である。我が国としては、東京会合におけるコミットメントに従って、アフガニスタンへの支援を国際社会と協調して引き続き行う必要がある。
- 4 イランについては、我が国の原油・LPGの8割以上がイラン領海を含むホルムズ海峡を通過していることから戦略的に重要な存在である。近年は、核問題などが懸念となっていることから、その解決に向けた働きかけなど、伝統的な友好関係をいかした積極的な外交を展開する必要がある。
- 5 いわゆる「アラブの春」以降、シリアでは政府及び穏健な反体制派にISIL等の過激な武装勢力が加わって三つ巴の衝突が継続しており、シリア危機発生以降の死者は推計20万人以上、国内避難民は760万人以上、周辺国に流出した難民数は390万人以上である。平成26年12月には、国連から約84億ドルの人道アピールが発出されるなど、引き続きシリア及び周辺国に対する人道支援が求められている。他方、国際社会は、シリア問題の根本的な解決には「ジュネーブ・コミュニケ」を通じた政治的解決が必要であると認識で一致しており、我が国も、引き続き、人道支援と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んで行く必要がある。また、リビアでのカダフィ政権の崩壊やISIL等の過激な武装勢力の伸張により、北アフリカ情勢は依然として不安定である。エジプトやチュニジア等、政権交代を経た今も民主化や国内の安定に課題を抱えている国もあり、こうした国々に対し、安定化支援や対話・人的交流の促進を通じて我が国として貢献していくことがこれまで以上に重要となる。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していくが、上記5のとおり、人道支援等を通じた地域の安定と繁栄への貢献に向けた施策の推進が必要となっており、この旨を施策目標に追加する。

【測定指標】

1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

イスラエル・パレスチナ間では平成26年7月にガザ紛争が勃発して以降、和平交渉再開に向けた機運が高まっておらず、双方による和平努力を促すことが課題である。我が国として、両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、引き続き政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、東アジア諸国等、より広い支援国を巻き込みつつ、支援を継続する。

本件測定指標の26年度目標は適切な目標であり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。

2 イラク・アフガニスタンの復興の進展

イラクでは、平成26年6月のISILによるモースル侵攻以降、多数の国内避難民が発生し、深刻な人道危機に陥っていることから、我が国としては引き続き人道支援及びISIL対策支援の拡充や円借款を主とするインフラ整備など、日本の強みを活かした貢献を行っていく。また、本邦企業の進出に向けてイラクのビジネス環境改善に向けた協力やJBIC等による融資を通じた本邦企業支援を進めていく。

アフガニスタンでは、平成26年9月の新政権成立、同年末の国際治安支援部隊から同国政府への治安権限移譲の完了という大きな転機を経たばかりであり、平成27年から36年の「変革の10年」を成功させるため、我が国によるアフガニスタン支援を引き続き着実に実行することとする。その際に、東京会合の成果である「東京相互責任フレームワーク」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、適時・適切なフォローアップを行っていくこととする。

本測定指標の26年度目標は適切な目標であり、以上のとおり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。

3 イランの核問題への対処

イランに対しては、「対話」と「圧力」の双方のアプローチを継続することが重要である。このため、今後も引き続きEU3+3等の主要な関係国との緊密な意見交換を継続するとともに、安保理決議の措置を着実に実施し、イランに対する「圧力」をかけ続けると同時にイランとの伝統的な関係に基づいた同国に対するハイレベルの働きかけを通じて、イランとEU3+3間の建設的な協議を促し、問題の平和的・外交的解決を後押ししていく。

本測定指標の26年度目標は適切な目標であり、以上のとおり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。

4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援

シリア問題に関しては、我が国は、平成26年1月の「ジュネーブ2」会議に参加したのに続いて、

	同年9月のシリア政治プロセス閣僚会合にも参加した。我が国は、シリア情勢の安定化には、平成24年6月の「ジュネーブ・コミュニケ」を通じた政治的解決が基本であるとの立場であり、引き続き、こうした政治プロセスの会合に積極的に参加しつつ、従来我が国が力を入れてきた人道支援の分野での支援も継続し、人道支援と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んで行く。 北アフリカにおいては、各国の置かれた状況は異なるが、各々に国内改革を進めるためにも、治安・安全面が重要であることから、引き続き国際テロ対策に資する取組を行っていく。また各国の取り組む国内改革については、それぞれのニーズに即した支援(経済社会改革支援、人材育成等)を実施していく。 本件測定指標の26年度目標は適切な目標であり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。 5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数 中東和平交渉に対する我が国の取り組みとして、目標値を上回る要人往来を実施できたため、26年度目標は適切な目標であったと考える。引き続き活発な要人往来の実施を目指し、過去5年間の実績に基づく目標を設定する。 6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等) 上記施策の分析のとおり、現地の情勢等により、パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議を目標数開催できなかった。引き続き、イスラエル・パレスチナ双方に政治的働きかけを行うとともに、東アジア諸国等を巻き込みながらパレスチナ支援に取り組むこととし、26年度と同水準の目標を維持する。
--	---

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ トップページ > 国・地域 > 地域別インデックス(中東) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast.html) ・ 平成27年版外交青書(要旨) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000075243.pdf) ・ 外務省ホームページ 安倍総理大臣の中東訪問(平成27年1月16日～21日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/eg/page3_001060.html) ・ 衆議院・参議院ホームページ (http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm, http://www.sangiin.go.jp/)
---------------------	--

個別分野	2 中東諸国との関係の強化
施策の概要	1 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形で的人造りに協力する。
関連する内閣の重要政策	・ 第189回国会外交演説(平成27年2月12日)より抜粋 「中東地域においては、ISILの脅威がある中で、「中庸が最善」の精神に裏打ちされた、安定した中東を取り戻すことが急務です。過激主義の流れを食い止めるべく、穏健イスラム諸国に対し可能な限りの非軍事の支援を行います。」 ・ 第189回参議院外交防衛委員会(平成27年3月19日)における外務大臣所信より抜粋 「先般のシリアにおける邦人殺害テロ事件は痛恨の極みであり、暴挙を断固非難します。この間の政府の対応に関連し、議員各位の御理解と御協力に深く感謝いたします。また、昨日、チュニジアにおいて、銃撃テロ事件が発生し、日本人を含む死傷者が発生したとの報に接しました。卑劣なテロ行為に強い憤りを覚え、断固非難します。これらの事件で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、御家族に対し心から哀悼の意を表します。 外務省として、テロ対策の強化、中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、過激主義を生み出さない社会構築への支援を進めます。 (中略) 本年は戦後70年です。先の大戦の深い反省を踏まえつつ、平和国家としての日本の歩みを更に未来に進めます。国際協調主義に基づく積極的平和主義を具体的に実践する外交に取り組みます。」 ・ 安倍総理大臣の中東政策スピーチ(中庸が最善：活力に満ち安定した中東へ 新たなページめくる日本とエジプト)(平成27年1月17日)より抜粋 6. 共生・共栄・協働・中庸 「過激主義でなく漸進主義をとり、何よりも民生の安定を目指し、歩んで行かれる努力に私は最大の敬意を表します。憎しみでなく、寛容、そして中庸をむねとして中東がその巨大な歩みを着実にするとき、世界は祝福に包まれます。 日本は、あらん限りの力と智慧をもって、中東に共生・共栄を、協働による和と寛容、そして中庸をもたらす一助となるよう、努め続けることをお約束します。」

測定指標	1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度 11月にイスラエル・パレスチナ青年合同招へいを実施し、双方の信頼醸成を図った。2月に日アラブ女性交流事業として、日本女性法律家協会関係者がヨルダン、エジプト及びチュニジアを訪問し、訪問国の女性法律家協会等関係者との意見交換や施設の視察を実施した。2月29日及び3月1日、第2回「日本とイスラム世界との未来への対話」セミナーを、政府関係者、有識者、マスコミ関係者、青年、一般の参加も得てヨルダン(於：アンマン)で開催し、「若者たちに未来の展望を開く能力開発」をメイン・テーマに議論を深めた。同時にイスラム世界との対話を重視する我が国の姿勢をイスラム世界全体に発信する良い機会となった。3月7日及び8日には、中東の民主化に関する有識者会議を開催した。中東、アジア、欧米、国際機関から広く有識者を招待し、中東地域の変革の現状及び今後、中東和평等に及ぼす影響等につき議論を行った。 日本側からの往訪として、伴野外務副大臣のイスラエル、パレスチナ自治区訪問、浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問、山根外務副大臣のイスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン訪問、玄葉外務大臣のトルコ訪問、緒方JICA理事長のチュニジア訪問を実施した。中東諸国側からはケフィ・チュニジア外相、ハッサン・ヨルダン計画・国際協力相、バラク・イスラエル副首相兼国防相、エル・オトマニ・モロッコ外務・協力相、アムル・エジプト外相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。	中東和平青年招へい、日アラブ女性交流の実施、イスラム世界との未来対話のヨルダン会合開催、要人の往訪・往来による中東諸国との関係を強化する。

24 年 度	9月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。イスラエル及びパレスチナから各2名、エジプトから1名を招へいし、双方の信頼醸成を図った。10月に日アラブ女性交流事業として、エジプト、ヨルダン、チュニジアの法律関係者3名を招へいし、日本の関係者との意見交換、視察等を行った。12月6日及び7日には、第3回「日本とイスラム世界との未来への対話」セミナーを、有識者、企業関係者、ジャーナリスト、国際・地域機関関係者、在京大使館員、市民社会、青年等の参加を得て東京で公開セミナーとして開催し一般からの参加者も含め2日間で延べ400名程度が参加した。「持続可能な共生社会を築くための地域協力の推進」をメイン・テーマに議論を深めた。同時に、イスラム世界との対話を重視する我が国の姿勢をイスラム世界全体に発信する良い機会ともなった。 日本側からの往訪として、玄葉外務大臣のイスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン、エジプト、モロッコ、トルコ訪問、浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問を実施した。中東諸国側からはアッバース・パレスチナ自治政府大統領、ファイヤード・パレスチナ自治政府首相、アブデッサレーム・チュニジア外相、ベン・カイヤール・リビア外務国際協力相、エルアラビー・アラブ連盟事務総長、ユースフィー・アルジェリア・エネルギー・鉱業相、チャーラヤン・トルコ経済相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。	中東和平青年招へい、日アラブ女性交流の実施、未来対話東京会合開催、第3回日・アラブ経済フォーラム、要人の往訪・往来による中東諸国との関係を強化する。
25 年 度	11月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを、双方5名ずつの計10名に対して実施した。12月には日アラブ経済フォーラム、日マグレブ閣僚懇談会を東京で実施した。 ・トルコ 5月と10月の2回、安倍総理大臣が訪問した。また、1月にエルドアン首相が公式実務訪問賓客として来日し、首脳会談、天皇陛下御引見、迎賓館での晩餐会等を実施した。 ・イラク 12月、外務省の政務レベルとしては、4年振りに岸外務副大臣がイラクを訪問し、マーリキー首相、ズィーバーリー外相と会談を行い、日イラク関係の一層の深化について意見交換を行った。また、我が方政務レベルとして初めてエルビルを訪問し、バルザーニーKRG(クルディスタン地域自治政府)大統領、ネチルヴァン同首相と会談を行った。また、同月、日アラブ経済フォーラムに際して、シャハリスターニー副首相が訪日し、安倍総理大臣、岸田外務大臣他と会談を行った。 ・湾岸 安倍総理大臣が全GCC諸国を訪問し、各国首脳との間で人物交流の強化、具体的には文化、教育分野等での協力強化で一致した。また、2月にはサルマン・サウジアラビア皇太子及びムハンマド・アブダビ皇太子が各々公賓で来日し、本分野での一層の協力強化で一致した。 その他、10月にはカタールのブルッキングス・ドoha・センターと日本外務省との共催で、域内の有識者を招いた湾岸安全保障に関する1.5トラック対話を実施した。また、サウジアラビアとの間では、両国青年が二国間関係の今後のあり得べき姿につき議論を行う第1回政策対話セミナーを開催し、政策提言をまとめた。 ・イラン	イスラエル・パレスチナ合同青年招へい、日アラブ女性交流、第3回日アラブ経済フォーラムを実施する。

	9月の国連総会の際に、日・イラン首脳会談及び外相会談を実施し、その後11月に岸田外務大臣がイランを訪問し、地域情勢や二国間強化について意見交換を行った。また、3月にはザリーフ・イラン外相やエブテカル・イラン副大統領(環境庁長官)の訪日を実現した。 ・その他 岸外務副大臣のマグレブ諸国訪問(3月)、牧野外務大臣政務官のアフガニスタン・イエメン・レバノン訪問(1月)等を実施した。また、ファハミ・エジプト外相(12月)やカルビー・イエメン外相(12月)等が訪日した。	
26 年 度	1月の安倍総理大臣によるエジプト、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ訪問の際、カイロにおいて中東政策スピーチを発表し、「中庸が最善」の精神を共有するとともに中東地域への25億ドル相当の新たな支援を表明し、アラブ諸国をはじめ各国から高い評価を得た。また、各国・地域の首脳と会談を行い、中東諸国との関係を強化した。 ・イスラエル、パレスチナ 5月にネタニヤフ・イスラエル首相が訪日し、首脳会談を実施した。地域情勢や二国間強化について意見交換を行った。2月にはマーリキー・パレスチナ外相が訪日し、岸田外務大臣と会談を実施した。 また、11月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを、双方5名ずつの計10名に対して実施し、信頼醸成をはかった。 ・ヨルダン 11月にはアブドゥラー2世・ヨルダン国王が訪日し、首脳会談を行うとともに天皇陛下御会見を実施した。 ・エジプト 7月、岸外務副大臣がエジプトを含む中東諸国(ヨルダン、イスラエル、パレスチナ)を訪問したのに続き、中山外務副大臣が10月にエジプトを訪問し、また藺浦外務大臣政務官が3月にエジプトを訪問した。 ・チュニジア 10月及び3月、中根外務大臣政務官がチュニジアを訪問した。 ・イラク 7月に牧野外務大臣政務官がエルビルを訪問し、コバート・クルディスタン地域政府(KRG)副首相等との会談を実施した。 9月に国連総会の傍らにて、安倍総理大臣がマアスーム・イラク大統領との日イラク首脳会談、岸田外務大臣がジャアファリー・イラク外相との外相会談を実施した。テロとの闘いへの支持を表明するとともに、ISIL対策として新たに約2,550万ドルの人道支援を表明し、米・イラク等国際社会から高い評価を得た。 2月、JICAによる研修事業の一環である日イラク第5回知見共有セミナーへイラク国内の異なる宗派(シーア派、スンニ派、クルド人)に属する国民議会議員12名を招待した。日イラク友好議員連盟との会談及び本邦企業とのビジネス環境改善に関する意見交換を実施した。 同月、藺浦外務大臣政務官がバグダッド及びバスラを訪問した。ジュブーリー国民議会議長、ズイーバーリー財務大臣、ズベイディー運輸相等との会談を実施した。 3月、藺浦外務大臣政務官がエルビルを訪問し、ネチルヴァン KRG 首相等との会談を実施した。	イスラエル・パレスチナ合同青年招へい、第4回日・アラブ経済フォーラム、湾岸地域の安全保障セミナーや、中東諸国との要人往来により、中東諸国との関係を強化する。

		同月、東京において第5回日イラク・ハイレベル政策協議を開催し、イラクにおけるビジネス環境の改善及び経済協力をはじめとする経済・ビジネス関係の強化並びにイラク情勢及び中東地域情勢等について意見交換を実施した。 ・湾岸諸国 25年度に安倍総理大臣が全GCC諸国を訪問したのを受け、湾岸諸国側からの来訪が相次いだ。カタールとの間では、11月の第8回合同委員会の他、2月のタミーム首長の日本の公式訪問では安倍総理大臣との首脳会談を行った。また、オマーンからは、10月にハイサム文化遺産相(王族)が来日し、安倍総理大臣との会談を行った。クウェートからは、10月に計画開発担当相を訪日招へいし、関係省庁、経団連等との間で経済分野にかかる協議を実施したほか、国土交通省との間で公共事業と運輸分野の両国協力覚書を署名した。また、3月には投資庁長官を招へいした。これらの訪日の際、クウェート側から日本企業の直接投資の障害となっているオフセットプログラムの撤廃と投資促進策の説明が行われた。 ・イラン 6月に岸外務副大臣がイランを訪問し、ザリーフ外相等と会談し、核問題、地域情勢や二国間関係に関する意見交換を行った。また、9月には、国連総会の傍らにて日・イラン首脳会談を実施した。安倍総理大臣からローハニ大統領に対して核問題の解決に向けた働きかけを直接行うとともに、前回の首脳会談で合意した人道、環境、麻薬分野における協力の進捗を確認した。2月にはハーシェミ厚生相が訪日し塩崎厚生大臣と会談した。日・イラン厚生当局間で協力覚書が署名され、人道・医療分野における具体的な協力に向けた取組が始動した。2月には、25年度のエブテカール・イラン副大統領(環境庁長官)訪日時に署名された協力覚書に基づき、第1回日・イラン環境政策対話がテヘランで実施された。 なお、第4回日・アラブ経済フォーラム及び湾岸諸国との安全保障セミナーについては実施されなかった。	
中期目標	—	我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話を深化させる。	
	25・26年度目標の達成状況		△
	2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 GCCとの自由貿易協定交渉 平成21年から交渉が延期されているGCCとの自由貿易協定交渉は、9月にニューヨークにおいて行われた日GCC戦略対話において、外相レベルで交渉の再開が原則合意された。 2 二国間投資協定 (1)イラクとの投資協定については、平成23年1月に両国間で投資協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、9月から計3回の交渉を行い、11月には原則合意に至った。 (2)サウジアラビアとの投資協定についても、3月に東京において開催した技術専門家会合において、文言交渉の妥結を両国で確認している。	クウェートとの投資協定締結をはじめとして各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。

	(3)また、3月には、サバーハ・クウェート首長の国賓訪日の機会に、野田総理大臣とサバーハ首長の立ち会いの下、山根外務副大臣とジャーラッラー外務次官との間でクウェートとの投資協定が署名された。 3 租税条約 (1)サウジアラビアとの租税条約については、日本及びサウジアラビア両国の必要な国内手続を完了し、9月1日に発効した。 (2)オマーンとの租税協定については、11月に東京会合で交渉を行い基本合意に至った。	
24年度	1 二国間投資協定 (1)イラクとの投資協定について、両国の必要な確認作業を経て、6月にバグダッドにおいて我が方長谷川駐イラク大使と先方アーラジー国家投資委員会委員長との間で署名を行った。 (2)オマーンとの投資協定については、6月に山根外務副大臣がアラウィ外務担当国務相との間で、同協定の締結に向けた予備協議を開始する点について一致したことを踏まえ、11月に予備的協議を実施し、2月にはオマーンにおいて、第1回正式交渉会合を実施した。 (3)サウジアラビアとの投資協定については、早期署名のためにサウジアラビア側の国内手続の進捗の働きかけを継続した。 2 租税条約 (1)アラブ首長国連邦(UAE)との租税条約について、10月に第4回交渉会合を行い、基本合意に達した。 (2)オマーンとの租税条約については、早期の署名を行うべくオマーン側国内手続の進捗を働きかけている。 (3)クウェートとの租税条約については、引き続き早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけている。 3 EPA (1)GCCとの自由貿易協定交渉については、引き続き具体的な交渉の再開について働きかけを継続した。 (2)また、トルコとの間でも、今後の日トルコEPAの交渉開始の可能性を検討するための共同研究を新たに立ち上げ、2度会合を行ったほか、「日本国及びトルコ共和国間の経済関係における協力枠組み設立に関する覚書」の署名を行った。	1 二国間投資協定 (1)平成23年11月に原則合意に至ったイラクとの投資協定については、日イラク双方の必要な確認作業を経た上で、早期の署名を目指す。 (2)サウジアラビアとの投資協定については、平成24年内の早期署名を目指す。 (3)オマーンとの投資協定については、交渉開始を目指しオマーン側との予備的協議等を開始する。 2 二国間租税条約 (1)平成22年5月に我が国の国会承認を得たクウェートとの租税条約については、年度内の早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかける。 (2)平成23年11月に原則合意に至ったオマーンとの租税条約については、日オマーン双方の必要な確認作業を経た上で、早期の署名を目指す。
25年度	1 日トルコEPAに関しては、1月の首脳会談で交渉開始に合意した。 2 GCCとの自由貿易協定交渉 安倍総理大臣のUAE訪問(5月)及びバーレーン、クウェート、カタール訪問(8月)に際して、GCCとの自由貿易協定交渉を再開するために双方が協力する意思を表明した。 3 二国間の投資協定 (1)クウェートとの投資協定は、双方の国内手続を経て、1月24日に発効した。 (2)イラクとの投資協定は、双方の国内手続を経て、2月25日に発効した。 (3)サウジアラビアとの投資協定について、4月にジッダにおいて、安倍総理大臣とサルマン皇太子の立ち会いの下、署名を行った。 (4)オマーンとの投資協定について、昨年度から引き続き	日トルコEPAを含め各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。

		3回の会合を行い、12月に実質合意に至った。 (5) カタールとの投資協定について、8月の安倍総理大臣によるカタール訪問時に発出された共同声明において、交渉開始を歓迎する旨言及した。これを受け、12月に交渉第1回会合を開催した。 (6) UAEとの投資協定について、5月の安倍総理大臣とムハンマド UAE 副大統領兼首相との会談において、交渉に向けた予備的協議を開始することで一致した。これを受け、9月に予備的協議、1月に交渉第1回会合を開催した。 4 二国間の租税条約 (1) クウェートとの租税条約は、双方の国内手続を経て、6月14日に発効した。 (2) UAEとの租税条約について、5月にドバイにおいて、安倍総理大臣とムハンマド UAE 副大統領兼首相の立ち会いの下、署名を行った。 (3) オマーンとの租税条約について、1月にマスカットにおいて、署名を行った。	
26年度		1 日トルコ EPA 日トルコ EPA に関しては、12月に第1回交渉を実施した。 2 湾岸協力理事会 GCC との自由貿易協定交渉 交渉再開に向け事務レベルで累次働きかけを行った。また、日・カタール共同声明(2月)で早期再開のため共に努力する意図を表明した。 3 二国間投資協定 (1) サウジアラビアとの投資協定は、6月に我が国国会の承認を受け、発効に向けた我が国側の国内手続を了した。 (2) オマーンとの投資協定は、署名に向け双方の国内手続を了した。 (3) カタールとの投資協定は、5月に交渉第2回会合を開催した。 (4) アラブ首長国連邦(UAE)との投資協定は、6月に交渉第2回会合を開催した。 4 二国間租税条約 (1) オマーンとの租税協定は、双方の国内手続を経て、9月1日に発効した。 (2) UAEとの租税条約は、双方の国内手続を経て、12月24日に発効した。 (3) カタールとの租税協定は、2月に東京において、安倍総理大臣とタミーム・カタール首長の立ち会いの下、署名を行った。 5 日トルコ社会保障協定 5月に第1回政府間交渉、11月に第2回政府間交渉を実施した。	日・トルコ EPA を含め各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。
中期目標	—	各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。	
25・26年度目標の達成状況		○	

3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 11月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、9月に、日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。 2 初等教育分野での協力(アラブ首長国連邦(UAE)及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入)、GCC各国の教育関係者の本邦招へい・研修、留学生受入(サウジアラビア及びカタール)、青年交流(サウジアラビア)等を実施し、中東各国との関係強化に役立てた。 3 9月、日ヨルダン原子力協定に署名した。また、トルコでの大型経済案件について、様々な協議を行った。	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて、合同経済委員会を開催し、大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。
	24年度	1 クウェート国首長、バーレーン国王及びバーレーン皇太子等の GCC 諸国ハイレベル要人の訪日を招請し、両国首脳間で経済関係強化で一致した。 2 6月にイラクとの間で投資協定に署名し、2月にはオマーンとの間で投資協定の正式交渉を開始した他、10月にはアラブ首長国連邦との租税条約の基本合意に達する等経済条約交渉に一定の進展が見られた。	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて、合同経済委員会を開催し、大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。
	25年度	安倍総理大臣の全 GCC 諸国訪問を通じ、経済関係の強化を含む「包括的パートナーシップ」の一層の強化で一致。その中で、エネルギー、双方向の投資促進、日本企業のインフラ案件受注促進、東日本大震災を受けた日本産食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを実施した。 その他、9月に日・GCC 戦略対話閣僚級会合を実施し、また実務レベルでも専門家会合やミッション受け入れなどの協力を行い、バイの関係のみならず GCC という面を通じた経済関係の強化にも努めている。 また、UAE との間では、2月のムハンマド・アブダビ皇太子の訪日の際、従来の経済合同委員会を経済以外の分野も扱える「合同委員会」に発展改組することにつき一致した。その他、カタール、サウジ、クウェートとも様々な政府間会合を実施してビジネスの進展をサポートした。	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて、合同経済委員会を開催し、大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める
	26年度	1 湾岸諸国(GCC 諸国) (1)カタールとの間では、11月の第8回合同委員会、2月のタミーム首長訪日を通じ、安倍総理大臣からのトップセールスを実施した。この結果、2月にドーハメトロの日本企業グループへの受注が決まった他、日本製の衛星受注等も実現した。 (2)今後8,000億円相当のメトロ建設を含むインフラ需要が見込まれるクウェートとの間では、10月に計画開発担当相を訪日招へいし、関係省庁、経団連等との間で経済分野にかかる協議を実施したほか、国土交通省との間で公共事業と運輸分野の両国協力覚書に署名した。また、3月には投資庁長官を招へいした。これらの訪日の際、クウェート側から日本企業の直接投資の障害となっているオフセットプログラムの撤廃と投資促進策の説明が行われた。 (3)1月に、日 GCC 戦略対話専門家会合が開催され、貿易投資、農業、保健の具体的協力分野に関して意見交換を行った。 (4)日本食品輸入規制については、11月バーレーンと12	1 湾岸諸国(GCC 諸国) カタール等との合同委員会の開催、日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での専門家会合開催やミッションの受け入れ、東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議実施、大型インフラの輸出促進等を実施していく。 2 イラク 第2回閣僚級経済合同委員会の開催の追求、各種経済ミッションの派遣、第41回バグダッド国際見本市への参加等を通じて、両国経済関係の強化を図る。また、日本企業の進出に向けた各種支援を実施していく。

		月オマーンに対し個別に働きかけ、それぞれ規制緩和を実現した。各国規制の基準を策定する GCC 事務局に対しては、11 月と 12 月に働きかけを実施した。その結果、GCC 内で日本産食品の輸入規制の議論が行われた。 2 イラク (1)10 月、第 41 回バグダッド国際見本市に際して日本パビリオンを設置し、本邦企業 17 社以上が参加した。ジャアファリー外相から、これまでの日・イラク二国間関係、これまでの日本からの経済支援及び治安対策支援に対し謝意が述べられた。 (2)3 月、東京において第 5 回日イラク・ハイレベル政策協議を開催し、イラクにおけるビジネス環境の改善及び経済協力をはじめとする経済・ビジネス関係の強化並びにイラク情勢及び中東地域情勢等について意見交換を実施した。					
中期目標	—	1 湾岸諸国(GCC 諸国) 各種合同委員会や日 GCC 戦略対話等の枠組みを通じインフラ輸出等を進めていく。 2 イラク イラクとの経済関係の強化を図る。					
25・26 年度目標の達成状況		○					
4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)	実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	○
	4	6	5	8	4		
年度目標値			—	4 程度	4 程度	4	
5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数	実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—	○
	20	16	24	24	31		
年度目標値			—	20 程度	20 程度	20	
6 経済条約の締結数	実績値					中期目標値	25・26 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—		△
	1	0	3	2			
年度目標値			2	2	3		

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 様々な分野にまたがる派遣・招へいやセミナー等の実施は、広報上の効果に加えて、我が国と言語や文化の相違が大きい中東・イスラム諸国の各層の間の相互理解を拡大・深化させるとともに関係者間のネットワーク拡大を図る上で効果があり、日本企業のより現地に配慮した活動ぶりや、中東・イスラム諸国側における我が国の取組に対する理解や支援に現れてきている。(中東地域諸国との関係強化(達成手段 2 ①)) 2 タミーム・カタール首長を始めとする多くの要人往来を実現し、我が国と中東諸国間のハイレベルの信頼関係を構築する上で有効であったほか、カタールとの租税協定署名など、経済関係条約の枠組みを拡大できたことにより、エネルギーを含む経済関係の強化につながった。(中東地域諸国との関係強化(達成手段 2 ①)) 3 なお、中東・イスラム諸国との交流・対話の深化が目標に至らなかったのは、第 4 回日・アラブ経済フォーラム及び湾岸地域の安全保障セミナーについて諸般の事情により開催されなかったためである。また、経済条約の締結数が目標に至らなかったのは、26 年度に予定されていた日・サウジアラビア投資協定の発効が、サウジアラビア側の国内手続きの関係で実現に至らなかったためである。
次期目標等への反映の方向	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 中東和平問題やアフガニスタン復興等に一層効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。

性	加えてエネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはなく、引き続き中長期的に安定した関係を維持する必要がある。 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、引き続き重要であり、26年度目標は適切な目標であった。特に、平成23年以降の中東・北アフリカ諸国における政変、北アフリカ情勢の悪化等を受けて、引き続きその時々の情勢、二国間関係に応じて最も適した取り組みを模索し、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続していく。 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 「日・トルコ EPA を含め各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。」という26年度目標は、日トルコ EPA 交渉や日・オマーン租税協定等各種経済条約の進展からも分かるように、適切な目標であった。今後とも中期目標の達成に向け、これらの取り組みを継続していく。 3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 中東地域産油国との経済関係強化等、重層的な関係の構築は我が国にとり死活的重要性を有するエネルギー確保の観点からも極めて重要であるとともに、日本企業の各種プロジェクト受注、中東地域への進出にも資するものである。したがって、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、引き続き取組を継続していく。 4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等) 中東和平問題等により効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。したがって、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数 中東諸国との関係強化をはかるべく、目標値を上回る要人往来を様々なレベルで実施できたため、26年度目標は適切であったと考える。引き続き26年度目標と同水準の活発な要人往来の実施を目指す。 6 経済条約の締結数 上記の施策の分析のとおり、引き続きエネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であるものの、26年度は目標を達成するに至らなかったため、27年度については交渉の進捗状況を勘案した目標とする。
---	--

作成にあたって使用した資料その他の情報	(26年度政策評価書(モニタリング)の記述) ・外務省ホームページ(トップページ>各国・地域情勢>中東) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast.html) ・外務省ホームページ(安倍総理大臣の中東政策スピーチ(中庸が最善：活力に満ち安定した中東へ新たなページめくる日本とエジプト)) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/eg/page24_000392.html)
---------------------	--

施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26-I-6)

施策名	アフリカ地域外交				
施策目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進するため、以下を実施する。 1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカの成長・開発を推進する。 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	64	1,127	56
		補正予算(b)	0	△ 90	0
		繰越し等(c)	0	0	
		合計(a+b+c)	64	1,037	
	執行額(百万円)	55	946		
・平成 25 年度には、(事項)アフリカ開発会議の開催等に必要な経費を含む。					

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり		
		(判断根拠)		
		全ての主要な測定指標で目標を達成したが、その他の一部の測定指標で目標達成に至らなかったことから、上記(相当程度進展あり)のとおり判定した。		
		測定指標の 25・26 年度目標の達成状況 (* 印—主要な測定指標)		
		1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進		
		* 1 「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況		○
		* 2 対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況		○
		* 3 アフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施		○
		2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進		
		* 1 日・アフリカ間の人物交流の実施		○
	2 日本国内でのアフリカへの関心度合い		○	
	3 内閣府世論調査(アフリカに親しみを感ずる人の割合)		▲	

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 アフリカは潜在的な成長余力の高い地域である一方で、北・西・中部・東・南部アフリカそれぞれが複雑な問題を抱える地域でもある。アフリカ連合(AU)への関与や TICAD 等のプロセスを通じた全体的なアプローチと、地域別のアプローチを並行的に進めることが望ましい。TICADV のフォローアップ・プロセスは順調に進んでおり、アフリカ各国との政治・経済関係の強化の重要なインターフェースになっている。北・西・東アフリカについては、越境型の武装組織や ISIL 系の過激組織などが台頭する中で、我が国の経済進出や邦人保護に対する十分な情報収集体制、危機管理体制の拡充が必要である。またアフリカで民主主義・人権・法の支配などの価値を推進する国々をさらに支援し、価値の連携による協力強化の方向性が強化されることが望ましい。 2 世界中すべての地域に対する日本国民の関心を喚起するのは言うまでもなく困難で、アフリカに対する関心は今後もそう大きくはならないと思われる。その点、どこまで政策目標としてアフリカへの関心喚起を組み込むべきか悩ましい。 他方、一般の関心があろうとなかろうと、グローバル感染症の主要震源地であるアフリカにおいて、国ごとの保健システムを構築し、そのインフラでもある教育に力を注ぐのは大切なことである。 その延長上で、中東にも当てはまる国家崩壊とテロ興隆との関係がアフリカでも見られ、この点、アフリカに影響力を持つ英仏等第3国との協力を引き続き模索することが肝要と思われる。 後述のV-1ともかわるが、やや気になる点としては、数年前のジブチや 25-26 年度の南スーダン・ナミビアなどにおける大使館新設と国家戦略・対アフリカ政策との関連、さらに費用対効果についての言及がなく、評価が体系的にならないのではないかという懸念を持つ。 3 評価書の書き振りからは TICAD がわが国アフリカ地域外交の主要な役割は果たしていることが分かるが、相手国たるアフリカ諸国が、TICAD をどのように評価しているのか、相手国の視点に基づく指標があってもよいのではないかな。
-----------------	--

	4 個別分野2の測定指標「3 内閣府世論調査(アフリカに親しみを感じる人の割合)」が目標達成に至らなかった理由の分析が国民の理解にも資することとなると思われる。
--	--

担当部局 名	アフリカ部	政策評価 実施時期	平成 27 年 8 月
-----------	-------	--------------	-------------

個別分野	1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進
施策の概要	1 「横浜行動計画 2013-2017」を引き続き実施し、並行して「TICAD フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリングを実施する。 2 G8 プロセスを始めとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に積極的に参画する。 3 アフリカの状況に応じた適時・適切な支援を実施する。
関連する内閣の重要政策	・ 第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「成長著しいアフリカとのパートナーシップを、TICAD プロセスを中心に一層強化します。エボラ出血熱の流行に対し、引き続き、切れ目なき支援を実施します。」 ・ 日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日) 「アフリカでは、広域市場創設につながる地域経済共同体の取組を促す。」 ・ 第2回日・アフリカ地域経済共同体(RECs)議長国首脳会合 総理スピーチ(平成26年9月24日) 「皆様、RECs は、アフリカ地域統合の要です。日本は、これからの長い道のりを、皆様と共に歩みます。皆様と政策対話を密にしつつ、アフリカのインフラ整備に励みます。」 ・ 第69回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成26年9月25日) 「エボラ出血熱との闘いに、日本政府は能う限りの力を尽くします。・・・今般、エボラ出血熱の流行に際して、日本は、国際感染症に関する知見、経験の豊富な専門家を、WHO の一員として派遣しました。資金の援助は、総額にして500万ドルに達します。また、医療従事者のため、防護具を約50万着供与します。のみならず、総額で4,000万ドルにのぼる追加支援を実施します。・・・加えて、さらなる人的貢献の可能性も含め、あらゆる施策を講じる準備があります。富山化学工業、富士フイルムが開発し、感染後の治療に効果の見込める候補薬を、提供する準備もあります。」 ・ 国連エボラ出血熱流行対応ハイレベル会合総理スピーチ(平成26年9月25日) 「何としてもエボラ出血熱の流行に終止符を打たねばなりません。日本としても能う限りのことをする決意であります。」

測定指標	1 「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況		年度目標
	施策の進捗状況・実績		
	23年度	「横浜行動計画」(平成20年～24年)(TICAD プロセスの下でアフリカの成長と発展を支援するためのロードマップを提供するものであり、TICAD IVで採択された)については、平成23(2011)年年度進捗報告書のとおり、引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成24年までの対アフリカ ODA の倍増については、ODA 実績が平成22年には、20.5億ドルに達し、倍増目標の約18億ドルを上回り、この公約を達成している。因みに平成20年からの年間総額(平成20年～平成23年)の平均値(約18.1億ドル)でも同目標を上回った。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成22年までの5か年の平均値が52億ドルとなり、現時点で目標である平成20年-24年の5か年の平均値34億ドルを上回っている。	平成24年までの対アフリカ ODA 倍増、民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。
	24年度	「横浜行動計画」については、引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成24年までの対アフリカ ODA の倍増については、ODA 実績が平成23年には、20.5億ドルに達し、倍増目標の約18億ドルを上回っている。なお、平成20年からの年間総額(平成20年～平成23年)の平均値(約18.1億ドル)でも同目標を上回った。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成23年までの5か年の平均値が62億ドルとなり、現時点で目標である平成20年-24年の5か年の平均値34億ドルを上回っている。 5月に開催された第4回 TICAD V 閣僚級フォローアップ会合、11月に開催された TICAD V 高級実務者準備会合を通じて TICAD V の成功に向けて全参加者が協力していく旨を確認し、3月の TICAD V 閣僚級準備会合では TICAD V の成果文書を閣僚級で採択した。 3月の TICAD V 閣僚級準備会合において、岸田外務大臣が、イスラム過激派の伸張に伴う人道状況の悪化や難民等	平成24年までの対アフリカ ODA 倍増、民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。 第4回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合、TICAD V 高級実務者準備会合、TICAD 閣僚級準備会合を開催する。

		の大量発生及びサヘル・北アフリカ地域におけるテロ対策の強化のため、アフリカ主導国際マリ支援ミッション(AFISMA)への600万ドルの拠出を含む総額5.5億ドルの支援を表明した。	
25 年 度		6月に開催したTICAD Vにおいて、今後5年間で官民あわせて最大3.2兆円の取組を含む対アフリカ支援パッケージを発表した。また、新たなロードマップを提供する「横浜行動計画2013-2017」(平成25年～29年)が採択されるとともに、他ドナーを含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた「横浜行動計画2013-2017」別表テンプレートを策定し、我が国の支援策を盛り込んだ。 3月のTICAD プロセス・モニタリング合同委員会において、TICAD V 成果文書について参加者内で活発な議論及び意見交換が行われるとともに、平成26年5月開催予定の第1回 TICAD V 閣僚会合成功に向け協力していく旨を確認した。	TICAD Vにおいて、他ドナーを含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた行動計画の策定を目指す。 TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。
26 年 度		1 5月に開催した第1回 TICAD V 閣僚会合において、日本がTICAD Vで発表した支援を日本が想定していたスピードを上回り実施している状況を報告し、各国から評価されるとともに、これまでの支援に対する謝意が開催国のカメルーンを始めとするアフリカの数多くの国から示された。我が国の支援の実施状況としては、TICAD Vで表明したアフリカ支援策(平成25年-平成29年暦年でODA1.4兆円を含む最大約3.2兆円の官民の取組)のうち、平成25年1年間でODA総額約3,400億円(進捗率:25%)、その他の支援約2,000億円)を実施した。 2 8月に、TICAD IVで表明された日本・アフリカ間の貿易・投資促進を目的の一つとする「アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション」(団長は石原外務大臣政務官)をエチオピア、ルワンダ、タンザニアに派遣した。今次ミッションには、民間企業17社、独立行政法人の関係者を含む計69名が参加し、貿易・投資に係るセミナーに出席するとともに、首脳級及び多くの閣僚と面会を行い、今後のビジネス展開に有用な人的関係を構築した。事後実施したアンケート調査では、参加した民間企業から、訪問先の政府・民間企業関係者との交流を深めることができ、有意義であったとの高い評価を得た。 3 9月に開催した第2回日・アフリカ地域経済共同体(RECs)議長国首脳会合では、TICAD Vのフォローアップとして、RECs議長国との間でアフリカのインフラ開発をテーマに議論を行った。首脳級を含む計約100名の参加を得て、インフラ整備のため地域(RECs)レベルでも協力を強化していくこと、TICAD Vのフォローアップを着実に実施していくことで一致した。 4 12月にはTICAD 官民円卓会議第2回会合を開催し、日本の経済界と、日本政府の対アフリカ支援やビジネス促進に向けた施策に関する情報共有と意見交換を行った。	TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。 第1回 TICAD V 閣僚会合の開催によりTICAD V フォローアップを行う。
中 期 目 標	—	TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行することにより、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。	
25・26年度目標の達成状況		○	

2 対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	5月に開催されたドーヴィル・サミットではG8アフリカ共同宣言を策定した。同宣言で、我が国が震災にも関わらず同月に第3回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合をダカールで開催したことが歓迎された。 この他、APF(アフリカ・パートナーシップ・フォーラム)やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等、他ドナーとの協議に積極的に参画したほか、アフリカに関する日中・日韓・日米政策協議(局長級)、アフリカに関する日印政策協議(局長級)、アフリカに関する日中韓政策協議(局長級)、アフリカに関する日仏政策協議(局長級)、アフリカに関する日英政策協議(局長級)を実施した。	他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。
	24年度	5月にG8サミット(米)に参加した他、APF(アフリカ・パートナーシップ・フォーラム)やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等、他ドナーとの協議に積極的に参画した。加えて、5月にアフリカに関する日米政策協議、11月に日EUアフリカ政策協議を実施する等、随時他国・機関等と協議を行った。	G8サミット(米)、他ドナーとの協議等を通じ、政策協議を積極的に行う。
	25年度	6月にG8サミット(英)に参加し TICADVの成果をG8の議論につなげた。その他、APF(アフリカ・パートナーシップ・フォーラム)やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等、他ドナーとの協議に積極的に参加した。 加えて、アフリカに関する日仏政策協議(局長級、2回)、日米政策協議(局長級)、日ポルトガル政務協議(課長級)を実施する等、随時他国・機関等との協議を実施し、その中で TICADVの成果を発信すると共に、他国の取組との協力の可能性につき議論した。	G8サミット等の機会に TICADVの成果を発信し、TICADVの取組と他フォーラム、他国の取組との連携を目指す。
	26年度	6月にG7サミット(ブリュッセル)に参加し、アフリカにおける包摂的かつ強じんな成長の促進及びアフリカ情勢についての首脳宣言での言及に向けた議論をリードする等、他ドナーとの協議に積極的に参加した。 加えて、アフリカに関する日EU政策協議(局長級)、日印政策協議(局長級)を実施する等、他国・機関との協議を随時実施し、その中で TICADVにおいて発表した支援の着実な実施状況を共有するとともに、開発政策におけるあり得べき協力や地域情勢についての意見交換を実施した。	G8サミット等、他フォーラム、他国との政策協議に積極的に参加することにより、他国との連携を維持する。
	中期目標	他ドナーとの政策協議を積極的に行うとともに、G8サミットその他、国際的なフォーラムに積極的な参加を通じ、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。	
25・26年度目標の達成状況			○
3 アフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	TICADIV及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO(国連平和維持活動)訓練センター支援に加え、平成23年に過去60年間で最悪の干ばつによる食糧危機が発生したアフリカの角への支援や23年度中に大統領選挙等を実施した国に対し、資金協力や監視団派遣等、時宜に応じた支援を行った。また、平成23年7月に独立した南スーダンに関しては、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)に自衛隊を派遣し、インフラ分野で南スーダンの国造りに貢献した。	TICAD フォローアップやアフリカの平和と安定のための支援等アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。

24年度	TICADⅣ及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援を実施した。また、マリ・サヘル地域に対しては、干ばつや洪水等に加え、イスラム過激派の伸張に伴う難民・国内避難民の大量発生等への対策やテロ対策の強化のため、支援を表明した。同時に、厳しい人道状況にあるコンゴ民主共和国東部、アフリカの角、南北スーダン等に迅速に対応し、これら支援を平和と安定に向けた支援パッケージとして表明した。	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。									
	25年度	TICADⅤにおいて打ち出したインフラ、人材育成、農業、保健、教育に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援を実施した。また、サヘル地域に対しては、テロ対処能力向上のための人材育成及び機材供与等の支援を表明した。同時に、厳しい人道状況にある南スーダン、サヘル地域、中央アフリカを含む紛争等への対応のための支援を行った。	アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに引き続き迅速に対応する。								
	26年度	TICADⅤで打ち出したインフラ、人材育成、農業、保健、教育に関する支援等種々の施策について、関係部局、関係省庁等と協力し、着実に実施した。こうした日本の支援には関係者から累次謝意が表明されており、例えば第1回TICADⅤ閣僚会合の機会には、自由討論で発言した18か国2機関(セネガル、アフリカ開発銀行等)が一様にTICADを通じた我が国のコミットメント及び支援に対し謝意を表明した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、関係部局等と協力し、PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援、サヘル地域に対するテロ対処能力向上のための人材育成及び機材供与等の支援、厳しい人道状況にある南スーダン、サヘル地域、中央アフリカを含む紛争等への対応のための支援を行った。 また、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対しては、関係部局等と協力し、1億7,300万米ドルを越える支援を実施した他、資金面に限らず、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施し、10月の日米首脳電話会談においてもオバマ大統領から謝意が表明されるなど、国際社会から高く評価された。また、9月に潘国連事務総長が主催した国連エボラ出血熱流行対応ハイレベル会合(於：ニューヨーク)に安倍総理大臣が出席し、3月のエボラ出血熱に関するハイレベル会合(於：ブリュッセル)に小林RECs・平和・安全保障担当大使を派遣するなど、エボラ出血熱への対応を協議する多数の会合に積極的に参加し、流行対応から保健システム自体の再構築へ、国際社会の議論を主導した。	アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに引き続き迅速に対応する。								
中期目標	—	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応することにより、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。									
25・26年度目標の達成状況		○									
4 (参考指標)対アフリカ民間直接投資残高(5か年平均値、億ドル)		実績値									
		平成18-22年	平成19-23年	平成20-24年	平成21-25年	平成22-26年					
		52	62	68	78	87					

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	1 TICAD Vで打ち出した支援策を、関係部局、関係省庁等と協力し、いずれの分野においても堅実に実施したことは、TICAD プロセスを着実に前進させることになり、アフリカの開発の進展に大きく貢献した。また、第1回 TICAD V閣僚会合を始めとする「TICAD フォローアップ・メカニズム」の活用により進捗状況を的確に評価し、支援が当初の想定以上のスピードで実施されていることを明らかにしたことは、約束を守る国としての日本の姿勢を示すこととなり、アフリカ開発における国際社会での指導力を強化する上で極めて効果が高かった。（TICAD プロセス（達成手段①）） 2 アフリカにおける包摂的で強じんな成長について議論したG7サミット（ブリュッセル）を始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画したことは、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論をリードしつつ、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組を連携させる上で有効であった。さらに、アフリカに関する日 EU 政策協議（局長級）、日印政策協議（局長級）を始めとする協議を随時実施し、対アフリカ協力の方向性について議論したことは、我が国の対アフリカ外交を主要ドナー国と協調して実施していく上で有効であった。（アフリカ諸国との関係強化（達成手段②）） 3 エボラ出血熱のかつてない規模での流行が、人道的危機をもたらすと同時に、国連安保理決議や各種フォーラムでの宣言で表明されたように、流行国にとどまらない国際安全保障上の課題として認識される中で、関係部局、関係省庁等と協力し、幅広い分野で切れ目のない支援を実施し、また各種関連会合に積極的に参加したことは、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に極めて効果が高く、アフリカ開発に大きく貢献した上、我が国の国際社会での指導力を強化することにつながった。（その時々のアフリカの状況の的確な把握（達成手段③）） 4 「ボコ・ハラム」及び「アル・シャバーブ」に代表されるイスラム過激派組織の活動の活発化等により、事前に予測しえない多大な援助ニーズが発生する中、日本は南スーダン情勢に関する関係国会合等の場において、これらの対策に向けた支援を迅速に表明したことは、同地域の安定に貢献する姿勢をいち早く明確にし、国際社会の一致した協力を推進することに資するものであった。また、これ以前から実施したものを含め、我が国の支援に対し、アフリカ各国から深い謝意が示されており、我が国がアフリカ諸国から一層の信頼を得る上で、非常に有効であった。（その時々のアフリカの状況の的確な把握（達成手段③）） 5 アフリカ開発の関係者は、54 のアフリカ諸国、開発パートナー（ドナー国、地域・国際機関等）、NGO 等多岐にわたるが、こうした多数の関係者を包含する TICAD プロセスを通じ、アフリカ開発に係る議論を効率的に行い、支援策を維持・強化できた。（TICAD プロセス（達成手段①）） 6 TICAD のフォローアップ・プロセスにおいては、在京アフリカ外交団及び共催者との協議の定期的開催により、アフリカの声、開発パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。（TICAD プロセス（達成手段①））
次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） アフリカは、豊富な資源と増大する人口を背景に高い経済成長を遂げ、輸入先、市場及び製造拠点として高い潜在性を有することから、国際社会の注目を集め、経済面における重要性を増している。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、国際場裏における日本への支持獲得という政治的側面からも重要である。 一方で、同地域は、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題を抱える。これら不安定要因の克服に貢献することは、アフリカの安定のみならず国際社会全体の安定の観点からも重要であり、さらに、我が国が国際社会の信頼を獲得することにもつながる。 我が方総理大臣及びアフリカ各国の指導者が一堂に会してアフリカ開発について議論する大規模な首脳会合を始めとし、閣僚級、高級実務者級等様々なレベルでフォローアップや次回首脳会合の準備を実施する TICAD プロセスは、我が国がアフリカとの経済関係及び政治関係の深化を強力に、かつ着実に進めていくこと、並びにアフリカの抱える諸課題に対する取組を加速することを可能とするとともに、大きな注目を集め、幅広いアクターを巻き込むことで、アフリカへの支援や協力に不可欠な我が国の国民、民間企業、NGO 等の理解や参加を得る上でも重要な取組である。 上記のとおり、アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進するため、TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカの成長・開発を推進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカの成長・開発を推進するという中期目標に向けた、「横浜行動計画」の着実な実施という 26 年度目標は、適切な目標であった。

上記施策の分析のとおり、アフリカに対する我が国の支援は、アフリカ開発における国際社会での我が国の指導力を強化する上で効果が高く、今後も、平成 28 年に予定される次回 TICAD に向けて、行動計画に掲げた我が国の取組を確実に実施していく。

2 対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況

TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカの成長・開発を推進するという中期目標に向けた、対アフリカ協力における他の諸国との協調という 26 年度目標は、適切な目標であった。

G 7 議長国として、また平成 28 年に予定される次回 TICAD に向けて、幅広いアクターとの協働をさらに強化する。

3 アフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施

アフリカからの支援ニーズに迅速に対応することにより、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化するという中期目標に向けたアフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに迅速に対応するとの 26 年度目標は、適切な目標であった。

上記施策の分析のとおり、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題を抱えるアフリカ諸国に対し、迅速な支援を実施することは、アフリカ諸国から一層の信頼を得、さらには国際社会での我が国のリーダーシップを強化する上で重要であり、今後とも迅速かつ適切な支援を実施していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ TICADV の概要
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page2_000016.html)
- ・ 外務省ホームページ「わかる！国際情勢」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/index.html>)
- ・ 平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年版外交青書
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>)
- ・ 第 69 回国連総会一般討論演説
(http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0925enzetsu.html)
- ・ 第 189 回国会外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html)
- ・ 「日本再興戦略」改訂 2014
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>)
- ・ 国家安全保障戦略
(http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/pdf/security_strategy.pdf)
- ・ 第 2 回日・アフリカ地域経済共同体 (RECs) 議長国首脳会合
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page1_000068.html)
- ・ 安倍総理大臣のアフリカ政策スピーチ
(http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0114speech.html)

個別分野	2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進
施策の概要	1 各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流を促進する。 2 TICAD プロセスへの参画等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。 3 アフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会をとらえたメディア等を通じた広報活動を展開する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「成長著しいアフリカとのパートナーシップを、TICAD プロセスを中心に一層強化します。」 ・ 日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日) 「アフリカでは、広域市場創設につながる地域経済共同体の取組を促す。」 ・ 第 2 回日・アフリカ地域経済共同体(RECs)議長国首脳会合 総理スピーチ(平成 26 年 9 月 24 日) 「皆様、RECs は、アフリカ地域統合の要です。日本は、これからの長い道のりを、皆様と共に歩みます。皆様と政策対話を密にしつつ、アフリカのインフラ整備に励みます。」

測定指標	1 日・アフリカ間の人物交流の実施	年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	以下に資する活発な要人往来を実施する。 1 アフリカにおける平和と安定に貢献する。 2 開発支援と貿易投資を拡大する。 3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交を促進する。
	24 年度	以下に資する活発な要人往来を実施する。 1 アフリカにおける平和と安定に貢献する。 2 開発支援と貿易投資を拡大する。 3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交を促進する。
	25 年度	以下に資する活発な要人往来を実施する。 1 南北スーダン、ソマリアといった脆弱国家における平和と安定に向けた協力を進める等、アフリカにおける平和と安定に貢献する。 2 TICAD V を成功裏に開催するとともに、開発支援と貿易投資を拡大する。 3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交を促進する。

施策の進捗状況・実績	26年度	要人往来を以下のとおり実施し、アフリカの治安の脆弱な地域における平和と安定への貢献、開発支援と貿易投資の拡大、貧困削減、感染症対策等のグローバルな課題への対応等に関する協力について協議を行った。 5月には岸田外務大臣がカメルーンを訪問し、第1回 TICAD V 閣僚会合の共同議長を務めたほか、南スーダン情勢に関する関係国会合や各国との二国間会談を実施した。 6月末から7月初頭にかけて、秋篠宮同妃両殿下が、ザンビア及びタンザニアを公式訪問されたほか、石原外務大臣政務官がモザンビーク、ギニア及びブルキナファソを訪問した。 7月末から8月初頭にかけて、三ツ矢外務副大臣が、モザンビーク、南アフリカ及びナミビアを訪問した。 8月下旬には、石原外務大臣政務官を団長としたアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがエチオピア、ルワンダ及びタンザニアを訪問した。 9月中旬、城内外務副大臣がエリトリアを訪問した。 1月末、宇都外務大臣政務官がエチオピアを訪問し、第24回 AU 総会に出席し、14名のアフリカ各国首脳・外相と二国間会談を行った。 このほか、スワジランド国王、ケニア大統領、ジンバブエ大統領、タンザニア首相及びルワンダ首相等数多くのアフリカ諸国の要人が訪日し、我が方政務との意見交換を行った。	以下に資する活発な要人往来を実施する。 1 サヘル地域等の、アフリカにおいて治安の脆弱な地域における平和と安定への貢献 2 開発支援と貿易投資の拡大 3 貧困削減、感染症対策等のグローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進
	中期目標	日・アフリカ間の人物交流を通じ、我が国に対する理解と信頼を高める。	
	25・26年度目標の達成状況		○
	2 日本国内でのアフリカへの関心度合い		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	アフリカ及び国内からアフリカ貿易投資に係る政府関係者、有識者を講師として迎え「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」を開催し、アフリカでのビジネスにつき国内の関心を喚起した。また、アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹介し、対アフリカ理解を促進することを目的に毎年開催している「アフリカン・フェスタ」を11月に横浜にて開催、約21万人の観客が訪れた。	「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」や「アフリカン・フェスタ」を通じ、引き続き活発な広報活動を実施する。
	24年度	50以上の国内団体等に対し、TICAD V ロゴの活用などの広報への協力を要請した。また、TICADの趣旨に沿う行事をTICAD V パートナー事業として認定する取組を作った。同時に、FacebookにTICAD事務局ページを立ち上げ、1日1回を原則に記事配信する等の取組を行った。	アフリカ関連会合を通じ引き続き広報活動を実施する。
	25年度	6月のTICAD Vに合わせ、アフリカン・フェスタ2013(2日間で約15万人来場)、46の公式サイド・イベントのほか、各種のセミナーやシンポジウムなどのイベントやレセプションが開催され、アフリカのハイレベルの代表団と国民各層の交流が深まった他、これらの開催を通じて我が国におけるアフリカに対する理解・関心が深まった。加えて、NGOや市民社会が日・アフリカ間協力の推進に果たす役割の大きさを印象づけた。 官民連携の「アフリカビジネス振興サポートネットワーク」に、外務省ページを開設し、民間のアフリカ進出を支援するための情報提供を行った。	TICAD Vに代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催等を通じ、アフリカへの理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。

	26年度	11月にサヘル地域に関する日・アフリカ貿易・投資フォーラムを実施し、民間企業を中心に130名が出席した。 エボラ出血熱の流行に当たっては、日本記者クラブで行われた駐日アフリカ外交団による記者会見や、TICAD 官民円卓会議の場等で科学的な情報を積極的に提供し、風評被害防止に資する広報を実施した。 官民連携の「アフリカビジネス振興サポートネットワーク」における情報提供を実施し、現在このネットワークへのアクセス数は月平均約3,500回を記録した。	第1回 TICADV閣僚会合に代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催等を通じ、アフリカへの理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。
中期目標	—	活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国民の理解、関心を増進する。	
25・26年度目標の達成状況		○	
3 内閣府世論調査(アフリカに親しみを感ずる人の割合)	実績値		
	24年度	25年度	26年度
	28.6%	—(注)	26.2%
年度目標値		35%	40%
(注)25年度は、本測定指標に関連する内閣府世論調査は実施されなかった。			

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 TICADVフォローアップ・プロセスに加え、アフリカにおける主要行事の機会をとらえ、活発な要人往来を進めるとともに、官民合同ミッションのアフリカ訪問や我が方民間講師の派遣を通じ、活発な広報活動を展開したことは、アフリカ各国との関係発展及び相互理解促進の上で効果的かつ効率的であった。(アフリカ諸国との関係強化(達成手段①)、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(達成手段②)) 2 岸田外務大臣が共同議長を務めた第1回 TICADV閣僚級会合において、同会合に参加した多くのアフリカの元首及び閣僚と重要な開発課題について議論したことは、アフリカ各国との関係強化及び我が国外交政策の発信の強化につながった。(アフリカ諸国との関係強化(達成手段①)) 3 エボラ出血熱の流行に当たり、各種会合やホームページにおいて、日本企業やメディアに対して正確な情報を提供すると共に、科学的知識に基づいた冷静な対応を呼びかけたことは、国内のアフリカに対する正確な認識の形成に寄与した。(アフリカ諸国との関係強化(達成手段①)) 4 アフリカへの我が国国民の関心の向上は、我が国が対アフリカ外交を進める上で重要であり、高い目標を設定し、要人往来、広報活動等の政策努力を行ったが、目標達成には至らなかった。アフリカに高い関心を持つ人の割合を増やすには一層の取組と時間が必要である。
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) アフリカは、豊富な資源と増大する人口を背景に高い経済成長を遂げ、輸入先、市場及び製造拠点として高い潜在性を有することから、国際社会の注目を集め、経済面における重要性を増している。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、国際場裏における日本への支持獲得という政治的側面からも重要である。 一方で、同地域は、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題を抱える。これら不安定要因の克服に貢献することは、アフリカの安定のみならず国際社会全体の安定の観点からも重要であり、さらに、我が国が国際社会の信頼を獲得することにもつながる。 しかし、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。 また、我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。内閣府が行った外交に関する世論調査に示されるように、アフリカへの関心は高いとはいえない。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げていくことが必要である。 このとおりアフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進するため、日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報を推進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1 日・アフリカ間の人物交流の実施

日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進との中期目標の達成に向け、日・アフリカ間の活発な人物交流を実施するという26年度目標は適切な目標であったと考える。

日・アフリカ間の人物交流は、上記施策の分析のとおり、アフリカ各国との関係発展及び相互理解を促進させる上で効果的かつ効率的であり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。

2 日本国内でのアフリカへの関心度合い

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国民の理解、関心を増進するとの中期目標の達成に向けた、第1回 TICADV 閣僚会合に代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムを開催するという26年度目標は、適切な目標であったといえる。

エボラ出血熱の流行に当たっての正確な情報の提供やアフリカ関連会合における NGO や市民社会を巻き込んだ広報活動は、日本国内のアフリカに対する正確な認識に寄与するとともに、我が国におけるアフリカに対する理解・関心の向上に不可欠であり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。

3 内閣府世論調査(アフリカに親しみをを感じる人の割合)

上記施策の分析のとおり同目標の達成には至らなかった。

我が国国民のアフリカへの関心を向上させることは重要であり、可能な限り高い目標を設定し、その達成に向け施策を実施していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ TICADV の概要
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page2_000016.html)
- ・ アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000587.html)
- ・ 第1回 TICADV 閣僚会合
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/za/page3_000763.html)
- ・ 秋篠宮同妃両殿下のザンビア、タンザニア御訪問
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page22_001231.html)
- ・ その他訪問・会談等記録(外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/ministers.html>)
- ・ アフリカビジネス振興サポートネットワーク
(<http://ab-network.jp/>)
- ・ 内閣府世論調査(外交に関する世論調査)
(<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-gaiko/index.html>)

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ－１ 国際の平和と安定に対する取組（モニタリング）

平成 27 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 26-Ⅱ-1)

施策名	国際の平和と安定に対する取組					
施策目標	国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、以下を達成する。 1 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案する。 2 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、海上の安全を確保する。 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するため、法制度も含めた国内基盤を整備・強化する。 4 国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化する。 5 宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。宇宙技術を活用し我が国及び国際社会の平和と安全及び発展に貢献する。 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。また、女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を行う。 8 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。 9 IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。 10 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	2,057	2,100	2,075	2,091
		補正予算 (b)	△ 45	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b+c)	2,012	2,100		
	執行額 (百万円)		1,730	1,792		
・ (項) 分野別外交費 (事項) 国際機関における邦人職員増強に必要な経費を含む。 ・ 24 年度には、(事項) 東日本大震災復旧・復興に係る国際の安定と平和に対する取組に必要な経費に必要な経費を含む。						

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	総合外交政策局	政策評価(モニタリング)実施時期	平成 27 年 8 月
-------	---------	------------------	-------------

個別分野	1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
施策の概要	1 委託調査、会合の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。
関連する内閣の重要政策	・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日) 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進 (2)情報発信の強化 …また、政府全体として、教育機関や有識者、シンクタンク等との連携を図りつつ、世界における日本語の普及、戦略的広報に資する人材の育成等を図る。 (4)知的基盤の強化 国家安全保障に関する国民的な議論の充実や質の高い政策立案に寄与するため、関係省庁職員の派遣等による高等教育機関における安全保障教育の拡充・高度化、実践的な研究の実施等を行うとともに、これら機関やシンクタンク等と政府の交流を深め、知見の共有を促進する。こうした取組を通じて、現実的かつ建設的に国家安全保障政策を吟味することができる民間の専門家や行政官の育成を促進するとともに、国家安全保障に知見を有する人材の層を厚くする。

測定指標	1 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化		年度目標
	23 年度	その時々的重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。 各国の大統領・首相経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合(元老会議、通称「OB サミット」)が、ケベックシティで総会を開催し、水資源をめぐる危機や、大量破壊兵器に関する声明を提出した。	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。
	24 年度	重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、報告書・政策提言を得た。 調査研究・政策提言事業への補助や委託は、中長期的な外交戦略を立案する上で重要かつこれまで必ずしも研究が進んでいないテーマ(「政権交代に際しての外交の持続性」, 「アジア(特に南シナ海・インド洋)における安全保障秩序」, 「北極のガバナンスと日本の外交戦略」, 「宇宙に関する各国の外交政策」等)について実施した。 研究会(「民主主義国家における外交政策」等)で得た政策提言・知見について、研究会委員と省内関係者との間で議論し、同政策提言を実施するための政策目標をとりまとめた。 元老会議(通称「OB サミット」)が、天津で総会を開催し、地球規模の課題に関する声明を出した。	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。
	25 年度	重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、報告書・政策提言を得た。 シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力向上に向け、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度を立ち上げた。 調査研究・政策提言事業への補助や委託は、中長期的な外交戦略を立案する上で重要なテーマ(「朝鮮半島のシナリオ・プランニング」, 「東アジア安全保障と日米同盟、軍備管理と緊張緩和」, 「『言論』の力による『強いパブリック・ディプロマシー』」, 「『インド太平洋時代』の日本外交」, 「チャイナ・リスクと地域経済統合に向けた取組」, 「価値観外交を基軸とした日本外交の活性化」, 「北アフリカ地域の主要『部族』の役割」等)について実施した。 元老会議(通称「OB サミット」)が、バーレーンで総会を開	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。特にシンクタンクの育成・強化に努め、日本の外交政策のあり方等について、有益な知見を得る。

		催し、世界の現状、水とエネルギー関係、宗教的分断にかける橋、核不拡散に関する声明を出した。	
	26年度	重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、報告書・政策提言を得た。 調査研究・政策提言事業への補助や委託は、中長期的な外交戦略を立案する上で重要なテーマ（「わが国周辺国との海洋外交に向けた対話メカニズムの構築及び研究」、「ロシア極東・シベリア開発と日本の経済安全保障」、「グローバル戦略課題としての中東－2030年の見通しと対応」、「宇宙政策・サイバーセキュリティに関する外交・安全保障シンクタンク形成事業」、「主要国の対中認識・政策の分析」、「新段階の日米同盟のグランド・デザイン」、「社会性評価基準の国際標準化研究 フェーズⅡ」等）について実施した。 インターアクション・カウンシル主催でウィーンにて開催された宗教間対話（意思決定における倫理）の政策提言書を外務省の委嘱事業として編集・作成した。	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。特にシンクタンクの育成・強化を加速し、日本の外交政策の在り方等について、有益な知見を得る。
中期目標	—	中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。	
	2	中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	23年度当初には、平成22年の国際情勢と日本外交に関する外交青書を発刊し、幅広く国民一般に広報することにより、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 外務大臣等による発信効果の高いスピーチの作成を補佐することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては、中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた（「日本の豊かさはアジア太平洋とともに」（12月14日）、「第180回国会における玄葉外務大臣の外交演説」（1月24日）、「我が国のグローバルな課題への取組～『フルキャスト・ディプロマシー』の展開と協力フロンティアの拡大～」（2月28日）等）。	外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。
	24年度	平成23年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成24年版外交青書を発刊し、幅広く国民一般に広報することにより、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 外務大臣の政策スピーチについては、中期的な視点による外交政策の戦略的な発信に重点を置いた（「ネットワーク外交がつくる『質の高い社会』」（5月24日）、「アジア太平洋時代の秩序形成とルールづくり」（10月26日）、「第183回国会における岸田外務大臣外交演説」（2月28日）等）。	外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。
	25年度	平成24年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成25年版外交青書を発刊した。図表や写真の活用、特集記事やコラムの掲載等で、分かりやすい内容とすることにより、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 外務大臣の政策スピーチについては、中期的な視点による外交政策の戦略的な発信に重点を置いた（「対中南米政策スピーチ」（4月29日）、「第19回国際交流会議『アジアの未来』におけるスピーチ」（5月23日）、「第186回国会における岸田外務大臣外交演説」（1月24日）、「ODA政策スピーチ」（3月28日）等）。	外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。特に外務大臣のスピーチでは中長期的な視野に立った戦略的な発信に、また、外交青書については、効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。

	26年度	外務大臣の政策スピーチについては、中長期的な視点に立った外交政策の戦略的な発信に重点を置いた（「内外情勢調査会」におけるスピーチ（4月21日）、「ODA60周年シンポジウム」におけるスピーチ（11月17日）、第189回国会における岸田外務大臣外交演説（2月12日）等）。 平成25年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成26年版外交青書を発刊した。図表や写真の活用、特集やコラムの掲載等で、国民に親しみやすい内容・記述とすることにより、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。		外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。特に外務大臣のスピーチでは中長期的な視点に立った戦略的な発信に、また、外交青書については、効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。		
中期目標	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。				
3（参考指標）調査研究委託、研究会研究の成果として作成・配布された報告書の数		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		210	200	60	60	40
4（参考指標）調査研究委嘱件数		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		3	3	1	1	2
5（参考指標）研究会の開催回数		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		2	9	13	14	15
6（参考指標）元老会議（通称「OB サミット」）：政策提言の数		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		1	1	1	1	1
7（参考指標）外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数 ①日本語版、②英語版、③アクセス数		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		①7,000	①7,000	①7,000	①7,000	①7,000
		②5,000	②5,000	②4,500	②4,500	②4,500
		③682万件	③667万件	③720万件	③273万件（注）	③203万件
（注）25年度よりアクセス数の集計方法が変更された。						
8（参考指標）米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」において上位にランクされた日本の研究所の数		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		—	—	—	4	4
9（参考指標）補助金競争率（応募企画数／採択企画数）		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		—	—	—	2.6	2.3（注）
（注）全16企画のうち13企画は25年度に2年事業として採択した。26年度においては3企画分の公募のみを実施しており、2.3というのはその3企画分についての競争率である。						
10（参考指標）外交政策に関する調査研究・提言書 ①作成件数、②配布方法		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		—	—	—	①16 ②外務省 HPにて公表	①16 ②外務省 HPにて公表予定

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成26年版外交青書（第4章 第3節 3 外交における有識者の役割）
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2014/html/index.html>）
- ・国家安全保障戦略
（<http://www.cas.go.jp/jp/siryoku/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>）

個別分野	2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策
施策の概要	1 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 等の国際会議を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル (トラック 2) の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。さらに、これらの機会を利用して、我が国の安全保障政策を積極的に発信し、信頼醸成を図る。 2 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会における内閣総理大臣施政方針演説 (平成 27 年 2 月 12 日) 「本年こそ、『積極的平和主義』の旗を一層高く掲げ、日本が世界から信頼される国となる。戦後 70 年にふさわしい一年としていきたい。そう考えております。」 「今後も、豪州、ASEAN 諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開してまいります。」 ・ 第 189 回国会外交演説 (平成 27 年 2 月 12 日) 「アジア太平洋地域の戦略環境は依然として厳しい状況にあります。どの国も一国のみで自国の平和、自国民の安全を守ることにはできません。こうした状況であるからこそ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の旗を高く掲げ、日本の安全保障を確実なものにし、世界の平和と繁栄のために国際社会の一員としての責務を果たす外交を、これまで以上に強力に推進してまいります。」 「平和国家としての日本の歩みを更に未来に進め、国際協調主義に基づく積極的平和主義を具体的に実践する外交に取り組んでまいります。」 「より統合され繁栄し安定した ASEAN は、地域全体の平和と安定にとり極めて重要です。本年の ASEAN 共同体構築及び更なる統合に向けた努力を引き続き支援するとともに、ASEAN 及び ASEAN 各国との関係を一層強化する考えです。」 「海洋、宇宙空間、サイバー空間を含む国際公共財における『法の支配』の実現や強化に尽力します。『海における法の支配の三原則』に基づき、『開かれ安定した海洋』の維持・発展に、主要国・関係国と連携し、取り組んでまいります。」 ・ 国家安全保障戦略 (平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) 抜粋 II 国家安全保障の基本理念 2 我が国の国益と国家安全保障の目標 「第 2 の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実地的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。」 III 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題 (1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性 「アジア太平洋地域においては、域内諸国の二国間交流と協力の機会の増加がみられるほか、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 等の多国間の安全保障対話や二国間・多国間の共同訓練等も行われ、相互理解の深化と共同対処能力の向上につながっている。地域の安定を確保するためには、こうした重層的な取組を一層促進・発展させていくことが重要である。」 IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ 1 我が国の能力・役割の強化・拡大 (4) 海洋安全保障の確保 「海洋国家として、各国と緊密に連携しつつ、力ではなく、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を発揮する。具体的には、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処等の必要な措置をとり、海上交通の安全を確保するとともに、各国との海上安全保障協力を推進する。」 「特にペルシャ湾及びホルムズ海峡、紅海及びアデン湾からインド洋、マラッカ海峡、南シナ海を経て我が国近海に至るシーレーンは、資源・エネルギーの多くを中東地域からの海上輸送に依存している我が国にとって重要であることから、これらのシーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害関係を共有するパートナーとの協力関係を強化する。」 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化 「我が国を取り巻く安全保障環境の改善には、上述したように政治・経済・安全保障の全ての面での日米同盟の強化が不可欠であるが、これに加え、そのために重要な役割を果たすア

	ジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。」 (5)「APEC から始まり、EAS、ASEAN+3、ARF、拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM+)、環太平洋パートナーシップ (TPP) といった機能的かつ重層的に構築された地域協力の枠組み、あるいは日米韓、日米豪、日米印といった三か国間の枠組みや、地理的に近接する経済大国である日中韓の枠組みを積極的に活用する。また、我が国としてこれらの枠組みの発展に積極的に寄与していく。さらに、将来的には東アジアにおいてより制度的な安全保障の枠組みができるよう、我が国としても適切に寄与していく。」
--	--

測定指標	1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進		年度目標
	23 年度	24 年度	
施策の進捗状況・実績	ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題 (南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等) を含め率直な意見交換を行う慣行が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置 (年次安保概観の提出、各種会合の開催等) が実施されている。我が国は、ほぼすべての関連会合等に参加している。また、我が国は 7 月まで海上安全保障会期間会合 (ISM) の共同議長国をつとめ、現在は信頼醸成に関する優先分野のリード国をマレーシアとともにつとめている。3 月には、リード国としての取組の参考とするために国際ワークショップ「海上安全保障における信頼醸成措置」を東京にて開催した。 さらに、日仏、日豪等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障 (海上安保を含む) について率直な意見交換を行った。	7 月に開催された閣僚会合を始めとした各分野のワークショップを含むほぼ全ての ARF に関する関係会合 (約 10 件) に出席した。その際、これまで既に行われてきた具体的な信頼醸成措置 (年次安保概観の提出、各種会合の開催等) の着実な実施に加え、各分野における取組にこれまで以上に主体的に貢献した。具体的には、海上安全保障分野における信頼醸成に関する優先分野のリード国としての貢献、テロ対策・国境を越える犯罪対策分野における「過激化対策」ワークショップの開催 (2 月)、不拡散・軍縮分野での ISM (会期間会合) 共同議長国としての取組及び ARF 宇宙ワークショップ (12 月) への運営支援などが挙げられる。 また、ARF における予防外交の推進に向けた取組として行われた、東ティモールへの選挙監視団の派遣に際し、米豪と共に主導的な役割を果たしたほか、EAS、ADMM プラス等の他の地域枠組みとの連携の重要性に踏み込んだ議論に関し、我が国から積極的に発言・提案を行うなど、ARF アーキテクチャー自体の発展に向けた貢献も積極的に行った。 さらに、豪州や欧州諸国を始めとした各国との二国間安全保障対話 (日豪 PM (外務防衛当局間) 協議 (8 月)、日英 PM 協議 (1 月)、日仏 PM 協議 (2 月)) や、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ) (6 月) 及びミュンヘン安全保障会議 (2 月)、ハリファクス国際安全保障フォーラム (11 月) 等の民間対話の枠組みへの参加を通じて、アジア太平洋地域の平和と安定の実現にむけた意見交換や具体的な協力について協議を行った。	第 18 回 ARF 閣僚会合を成功裏に実施し、また、ARF 対テロ会期間会合を主催する。 各国との安保対話を実施する。
			アジア太平洋地域の平和と安全を確保するため、ARF 各種会合を通じた協力を推進する。 各国との安保対話を実施する。

25 年 度	7月に開催された閣僚会合を始めとした各分野のワークショップを含むほぼ全てのARFに関する関係会合(約10件)に出席した。その際、これまで既に行われてきた具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出、各種会合の開催等)の着実な実施に加え、各分野における取組にこれまで以上に積極的に貢献した。具体的には、海上安全保障分野における信頼醸成に関する優先分野のリード国としての貢献、災害援助分野及び不拡散・軍縮分野でのISM(会期間会合)共同議長国としての取組、サイバーに関するワークショップでのサイバー政策担当大使による我が国の取組の紹介及びARF宇宙ワークショップ開催に向けた準備などを主導した。 その中で、EAS、ADMM プラス等の他の地域枠組みとの連携の重要性に踏み込んだ議論に関し、我が国から積極的に発言・提案を行うなど、地域のアーキテクチャー全体の発展に向けた貢献も積極的に行った。 また、本年2月のミュンヘン安全保障会議において、岸田外務大臣が我が国として初めて外務大臣として出席し、グローバル・コモンズにおける法の支配の重要性にも言及しつつ、国際社会及び地域の平和と安全の実現に向けた日本の具体的取組を表明し、国際場裏において存在感を発揮した。また、昨年5月のアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)では、代表団を派遣し、信頼醸成の促進に寄与した。ARFのトラック2(CSCAP)やトラック1.5(ARF・EEP)に参加する有識者を通じた我が国の安全保障政策についての対外発信及びトラック1との連携強化も積極的に行った。 さらに、各国との二国間安全保障対話を引き続き積極的に実施するとともに、米国、豪州に加え、英国、仏、ロシアとの「2+2」閣僚級会議の立ち上げ等、二国間の安全保障協力に関する対話を強化した。その中で、我が国の安全保障政策に対して支持を得るとともに、防衛装備協力に向けた案件の特定等具体的な成果を得た。	ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し、各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮しつつ、我が国の立場の理解確保に努め、もってアジア太平洋地域の平和と安全の確保を図る。特に、ARF 海上安全保障 ISM の優先分野である信頼醸成については、リード国として、関連会合の開催や、他の関連活動への運営支援に努める。 災害救援分野のほかサイバーや宇宙といった新たな分野でイニシアティブを発揮していく。 関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していく。 EAS との連携など、より重層的な取組のために我が国が貢献しうる内容を検討していく。また、仏、豪を始めとした各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的に行うことで、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努める。
26 年 度	1 8月に開催された閣僚会合を始め、各分野の会期間会合(ISM)、ワークショップ等を含むほぼ全てのARF関連関係会合(21件)に出席した。一連の会合を通じた地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。 (1) 日本が共同議長国を務める災害救援ISM(2月)及び不拡散・軍縮ISM(7月)について東京にて会合を主催し、地域の課題について積極的に議論をリードした。特に、災害救援分野では、災害救援ワークプランの改訂案を日本が中心となって作成し、方向性について各国の合意を得た。 (2) 海上安全保障ISMでは、日本が新たな共同議長国に就任し、特に海賊対策、地域情勢等の議論を積極的にリードした。 (3) 「第2回ARF宇宙セキュリティワークショップ」(10月)、「ARF海賊対策セミナー」(3月)を東京で開催するなど、新たな安全保障課題に対しても積極的に取り組んだ。 (4) EAS、ADMM プラス等の他の地域枠組みとARFとの連携を促進すべく、災害救援ISM等において、ARF以外の取組についても議論を行うことによって、地域枠組み全体の活動状況について各国の理解を深めた。 2 5月のアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)では、安倍総理が基調講演を行い、「海における法の	ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し、各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮していく。特に、ARF 海上安全保障 ISM において平成26年8月以降3年間共同議長国を務めることから、同ISMのワークプラン改定及び実施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。 更に、災害救援分野については引き続きISMの共同議長国として、災害救援に関する地域協力の議論をリードしていく。サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。 また、各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的

		支配の三原則」を提唱するとともに、日本が有する様々な支援メニューを組み合わせ、海を守るための ASEAN 諸国自身の能力を切れ目なく支援していくことを表明し、各国から大きな支持を得た。 3 2月のミュンヘン安全保障会議に城内外務副大臣が出席し、地域の安定のための予見可能性の向上と透明性の確保の重要性にも言及しつつ、国際社会及び地域の平和と安全の実現に向けた日本の具体的取組を積極的に発信した。 4 ARF のトラック 2 (CSCAP) 及びトラック 1.5 (ARF・EEP) の枠組みにおいても、有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも積極的に取り組んだ結果、我が国の安全保障政策について、相手国の政府関係者や有識者の理解が促進された。 5 北米局、アジア大洋州局、欧州局、また防衛省や国家安全保障局等と協力し、米国、豪州及び仏との二国間安全保障対話を実施するとともに、英国との「2+2」閣僚級会議を立ち上げる等二国間の安全保障協力に関する対話を強化した。これらの対話において、7月の安保法制整備の基本方針に関する閣議決定を含む、我が国の安全保障政策に対して支持を得るとともに、4月に閣議決定された防衛装備移転三原則に基づく防衛装備協力に向けた具体的案件を特定する等の成果を得た。	に行う。この中で、関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、我が国の安全保障政策を透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、もって信頼醸成をはかる。
中期目標	—	アジア地域の平和と安定を確保し、国民の生命・財産を守る。	
	2	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	平成 21 年 6 月に海賊対処法が成立して以来、我が国はアデン湾に護衛艦 2 隻と P-3 C 哨戒機 2 機を展開し、6 月にはジブチに自衛隊の活動拠点を設置。海上自衛隊の護衛艦 2 隻は、3 月末までに、累計 343 回の護衛活動で 2,467 隻の商船を護衛した。加えて P-3 C 哨戒機 (2 機) は、653 回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。 また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他、第 4 回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。
	24年度	我が国は、引き続きアデン湾に海上自衛隊の護衛艦 2 隻と P-3 C 哨戒機 2 機を展開した。護衛艦 2 隻は、3 月末までに、累計 404 回の護衛活動で 2,912 隻の商船を護衛した。加えて P-3 C 哨戒機 (2 機) は、累計 869 回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。 3 月末までに、周辺国の海上取締り能力向上のために、国際海事機関 (IMO) の基金に対し累計 1,460 万ドルを拠出、また海賊の訴追支援のための国際信託基金に対し累計 350 万ドルを拠出した。	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。

25 年 度	1 平成 25 年のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案発生件数は 15 件(乗っ取られた船舶数は 2 隻, 拘束された乗員数は 34 名)となっており, 大幅に減少した。 2 我が国自衛隊による以下の海賊対処活動の継続に必要な支援, 諸外国との協力体制の構築, 周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施した。 ・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦 2 隻と P-3 C 哨戒機 2 機を展開した。 ・護衛艦 2 隻は, 3 月までに, 累計 509 回の護衛活動で 3,275 隻の船舶を護衛した。 ・従来のエスコート方式による護衛に加えて 12 月より, 第 151 連合任務部隊(CTF151)に参加し(P-3 C 哨戒機も 2 月から参加), ゾーンディフェンスを実施しており, 3 月末現在で, 約 3,010 隻の商船を確認した。 3 平成 21 年 1 月から, 平成 26 年 3 月末までの間に計 15 回のソマリア沖海賊対策コンタクトグループが設置され, 我が国は定期的に会合に参加してきた。また, 同コンタクトグループ発足後に設置された各種作業部会にも参加し, 我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努め, また, 諸外国との連携体制を強化した。	我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援, 諸外国との協力体制の構築, 周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。 ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し, 我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに, 諸外国との連携体制を強化する。
26 年 度	1 平成 26 年のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案発生件数は 11 件(乗っ取られた船舶数は 0 隻, 拘束された乗員数は 0 名)となっており, 大幅に減少した。 2 我が国自衛隊による以下の海賊対処活動の継続に必要な支援, 諸外国との協力体制の構築, 周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施した。 (1) アデン湾に海上自衛隊の護衛艦 2 隻と P-3 C 哨戒機 2 機を展開した。 (2) 護衛艦 2 隻は, 3 月までに, 累計 599 回の護衛活動で 3,535 隻の船舶を護衛した。 (3) 従来のエスコート方式による護衛に加えて, 平成 25 年 12 月から第 151 連合任務部隊(CTF151)に参加し(P-3 C 哨戒機も平成 26 年 2 月から参加), ゾーンディフェンスを実施しており, 平成 27 年 3 月末現在で, 約 10,250 隻の商船を確認した。 3 2 回のソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合及びその各種作業部会に参加しアピールした結果, 自衛隊によるアデン湾での海賊対処行動, ソマリア海賊対策を目的とする国際信託基金への資金拠出等を通じた我が国のソマリア海賊問題における貢献が国際社会から十分に認識された。また, 10 月の第 17 回会合からは作業部会の一つで共同議長を務め, ソマリア海賊対策に係る国際社会の議論をリードするとともに諸外国との連携体制を強化した。 4 アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化に向け以下を実施した。 (1) インドネシア, マレーシア両国に対し, 加入を強く働きかけた。 (2) 12 月に東京で特別総務会を開催し, 平成 28 年の ReCAAP 発効 10 周年に向け, インドネシア, マレーシアの加入問題の議論を主導したほか, ReCAAP の将来に関する議論に積極的に貢献し, 新規加入した米国を含め, 関係国との連携を強化した。 (3) 3 月の総務会でも, 10 周年に向けた ReCAAP の将来に	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については, 海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。 我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援, 諸外国との協力体制の構築, 周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。 ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し, 我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに, 諸外国との連携体制を強化する。ReCAAP 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化, 関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

		についての議論に積極的に貢献した。			
中期目標	—	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。			
3 ARF 関連会合への我が国の出席率		実績値			中期目標値
		24 年度	25 年度	26 年度	—
		75%	85%	85%	—
年度目標値			85%	80%	

作成にあたって使用した資料その他の情報	(ARF 関連) ・ 外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/) ・ 関係国等ホームページ (http://aseanregionalforum.asean.org/) (海賊対策関連) ・ 外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html) ・ 国土交通省ウェブサイト (http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html) ・ 防衛省ウェブサイト (http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/somaria/index.html) ・ 海保庁ウェブサイト (http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/anti-piracy/index.htm) ・ ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合 (米国務省が作成・管理) (http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm) ・ 国際海事局 (https://icc-ccs.org/piracy-reporting-centre) ・ アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (http://www.recaap.org/)
---------------------	---

個別分野	3 国際平和協力の拡充、体制の整備
施策の概要	1 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに、国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。また、要員派遣の前提となる法制度の整備に取り組む。 2 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、平和構築人材育成事業の実施を始め、国内基盤の整備・強化を実施する。
関連する内閣の重要政策	・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日) - IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与 (4) 国際平和協力の推進 ・ 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定(平成 26 年 7 月 1 日) 2 国際社会の平和と安定への一層の貢献 (2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用 ・ 第 69 回国連総会一般討論演説(平成 26 年 9 月 25 日) 「日本は過去 20 年、延べ 9700 人を国連 PKO の 13 ミッションに送ってきました。．．． 今後、平和構築の分野で世界に貢献する人材を、質量とも一層育てていきたいと考えています。」 ・ PKO に関するハイレベル会合安倍総理スピーチ(平成 26 年 9 月 26 日) 「本日は、「積極的平和主義」に基づく、我が国の PKO に関する 3 つの具体的な貢献について申し上げます。 第一に、国連 PKO への更なる積極的な参加です。日本は、7 月の閣議決定を踏まえ、安全保障分野の国内法制を整備していきます。日本は、PKO の円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきました。今後とも、PKO の早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、自衛隊による更なる貢献を検討します。また、ミッション司令部や国連事務局を始め、責任ある重要なポストへ自衛官を派遣します。 第二に、PKO の成功のためには、要員の質の向上のための取組が欠かせません。日本は、国連が行う能力構築を支援します。例えばバングラデシュは PKO 軍事要員の最大派遣国です。私はハシナ首相と今月会談し、国連による訓練の実施に向けた協力を確認しました。また PKO 部隊マニュアルの取組にも、我が国は施設分野の議長として主導的役割を果たしています。平和構築の現場では、優秀な文民専門家が不足しています。日本は、国際社会で活躍できる人材を質量とも一層育成していきたいと考えます。その際、女性の保護と参画の視点の強化に取り組んでいきます。 第三に、特にアフリカにおいて、PKO の早期展開は喫緊の課題です。この観点から、米国が先月発表した APRRP 構想は有意義なものであり、日本はこれを支持します。日本は国連にある信託基金を活用し、新たに、重機などの装備品供与と各国要員への操作教育をパッケージで行っていく用意があります。またアフリカ各地の PKO 訓練センターへの貢献もしっかり継続していきます。」 ・ 第 189 回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「国連 PKO への貢献を一層拡大し、平和維持・平和構築を推進します。」

測定指標	1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献		年度目標
	施策の進捗状況・実績	23 年度	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。
		24 年度	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し、年度を通じ 300 人以上の規模の要員を派遣し、南スーダンの安定と国づくりに貢献した。 国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に派遣していた我が国の施設部隊は 12 月に撤収し、その際、部隊が使用していた資機材の一部を物資協力として国連及びハイチ政府に贈与した。 また、我が国が平成 8 (1996) 年 2 月から派遣していた

		UNDOF からの撤収に際しても、国連に対し同様に物資協力として車両を譲渡した。 国際平和協力法の改正については、法制度のあり方及び運用のあり方の両面について検討した。 また、国連 PKO 特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	
25 年 度		国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に対し、年度を通じ 400 人以上の規模の要員を派遣し、さらに 10 月には、派遣期間延長のほか派遣要員数の増強及び活動地域の拡大も決定され、南スーダンの安定と国づくりに貢献した。また、12 月からの南スーダン情勢の悪化を受け、首都ジュバ周辺において避難民支援活動を行うなど現地の状況に合わせた柔軟な対応を行った。 物資協力については、国際移住機関 (IOM) や UNMISS に対して計 3 回実施し、人道的な救援活動や PKO ミッションのために貢献した。 国際平和協力法の改正については、法制度のあり方及び運用のあり方の両面について検討した。 11 月には、日米共催で第 3 回となる国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催した。 また、国連 PKO 特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。 具体的には、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続するとともに、国連 PKO 等に対する協力のあり方について検討する。また、米国と共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催する。国内においては、法的基盤の強化に向け積極的に取り組む。
26 年 度		国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に対し、年度を通じ 350 人以上の規模の要員を派遣し、南スーダンの安定と国づくりに貢献した。 9 月に米国の呼びかけで開催された国連 PKO を支援するための PKO ハイレベル会合において、共催国として安倍総理大臣が参加した。国連 PKO への積極的な参加、文民部門や女性を含む幅広い分野での能力構築支援及びアフリカにおける早期展開支援という具体的貢献策を表明し、共催国である米国を始めとする各国及び国連から高い評価を得た。 1 月のチャレンジ・フォーラム (注：1990 年代に国際社会が直面した国連 PKO における課題について、関係者で率直・友好的に話し合う場を設けることを目的に、1990 年代後半から毎年開催されている) は、国連事務総長に対して、今後の平和活動に係る提言書を提出するために、ニューヨークでセミナーを開催。その経費を負担するなど積極的に支援を行った。 アフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連プロジェクトの早期具体化並びに重機等の装備品供与及びその操作訓練を行うべく、約 40 百万米ドルの拠出を行った。また、PKO 要員の能力向上に向け、文民・女性の保護の分野での国連を通じた訓練実施や教材開発にも取り組んだ。 国際平和協力法の改正については、法制度のあり方及び運用のあり方の両面について検討した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための法制度を含む国内基盤を整備・強化する。 具体的には、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充するとともに、国連 PKO 等に対する協力の在り方について検討する。また、チャレンジ・フォーラムによる国連事務総長への国際平和協力に係る提言提出のために、パートナー国として積極的に協力する。国内においては、法的基盤の強化に向け法制度改正の検討等に積極的に取り組む。
中 期 目 標	—	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための法制度を含む国内基盤を整備する。	

2 平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	これまで、本事業の日本人修了生の約9割は国連 PK0 ミッション(国連スーダン・ミッション(UNMIS)、国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連開発計画 (UNDP) 等)に就職した。 21 年度の日本人修了生(15 名)は、23 年度に研修終了後、国際機関(7 名)、政府機関(4 名)等に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。
	24年度	これまで、本事業の日本人修了生の約7割は、国連 PK0 ミッション(国連スーダン・ミッション(UNMIS)、国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連開発計画 (UNDP) 等)に就職した。 22 年度の日本人修了生(15 名)は、24 年度に研修終了後、国際機関(6 名)、政府機関(3 名)等に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。
	25年度	これまで、本事業の日本人修了生の約8.5割は、国連 PK0 ミッション(国連コンゴ(民)安定化ミッション(MONUSCO))や国連特別政治ミッション(国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA))及び平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連開発計画 (UNDP) 等)に就職した。 23 年度の日本人修了生(15 名)は、25 年度の研修終了後、国際機関(4 名)、政府機関・JICA(2 名)等に就職した。 また、事業の効率化を図るために、2 年目事業での一般競争入札の導入や平成 22 年度以降隔年で実施してきた文民専門家訓練コースの予算要求の見合せ等により、経費縮減に努めた。海外実務研修の派遣先は 11 か国(24 年度)から 15 か国に多様化し、15 名全員が異なる国に派遣されることとなった。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 予算削減による事業の縮小も踏まえて事業の効率化を図りつつ、海外実務研修の派遣先の多様化等の事業内容の充実を図る。
	26年度	本事業による全日本人修了生の約8.5割は、国連特別政治ミッション(国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA))や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連開発計画 (UNDP) 等)に就職した。 24 年度の日本人修了生(14 名)は、26 年度の研修終了後、国際機関(10 名)、NGO(3 名)等に就職した。 平成 25 年 4 月に外務大臣に提出された「平和構築分野に関する有識者懇談会」の提言を踏まえて、ジェンダーに特化したワークショップを開催する等、平和構築分野での実際のニーズにより応えられるよう、事業内容の充実を図った。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 予算削減による事業の縮小も踏まえて事業の効率化を図りつつ、海外実務研修の派遣先の多様化等の事業内容の充実を図る。
中期目標	—	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。	
3 世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合		実績値	中期目標値
		25 年度	26 年度
		83.7%	81.0%
年度目標値		86.0%	80.0%
4 セミナー等の開催、国際平和協力調査員を含む職員の PK0 に関する国際会議やセミナー等出席回数		実績値	中期目標値
		25 年度	26 年度
		20	10
年度目標値		14	14

5 平和構築人材育成事業	実績値		中期目標値
	25 年度	26 年度	—
	①15	①30	①30
	②60	②77	②60
年度目標値	①15	①30	
	②60	②60	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/genba/index.html) (現場における取組) ・ 内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ (http://www.PKO.go.jp/index.html) ・ 防衛省ホームページ「国際平和協力活動への取組」 (http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/index.html)
---------------------	---

個別分野	4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進
施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げ、本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、GCTF や G 8、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。
関連する内閣の重要政策	・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) Ⅲ 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題 1 グローバルな安全保障環境と課題 (3)国際テロの脅威 我が国及び国民は、国内外において、国際テロの脅威に直面している。こうした国際テロについては、実行犯及び被害者の多国籍化が見られ、国際協力による対処がますます重要になっている。 Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与 (5)国際テロ対策における国際協力の推進 国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や意見交換、テロリストを厳正に処罰するための国際的な法的枠組みの強化、テロ対処能力が不十分な開発途上国に対する支援等に積極的に取り組み、国家安全保障の観点から国際社会と共に国際テロ対策を推進していく。 また、不法な武器、薬物の取引や誘拐等、組織犯罪の収益がテロリストの重要な資金源になっており、テロと国際組織犯罪は密接な関係を有している。こうした認識を踏まえ、国際組織犯罪を防止し、これと闘うための国際協力・途上国支援を強化していく。 ・ 人身取引対策行動計画 2014 の採択(犯罪対策閣僚会議、平成 26 年 12 月 16 日) 人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画 2014」を策定し、人身取引の根絶を目指すこととする。 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「日本は、決してテロに屈することはありません。国内外の日本人の安全確保に万全を期すとともに、中東・アフリカへの人道支援を更に拡充し、また、国際社会におけるテロに対する取組にも毅然として責任を果たしてまいります。」 「また、テロと闘う国際社会において、日本としての責任を果たすとともに、日本の立場を積極的に対外発信していきます。」 「海洋、宇宙空間、サイバー空間を含む国際公共財における「法の支配」の実現や強化に尽力します。」

測定指標	1 国際的なテロ対策協力の強化		年度目標
	23 年度	24 年度	
施策の進捗状況・実績	23 年度	グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)設立会合及び各種作業部会の会合に参加した他、国連や G 8 専門家会合、各国とのテロ対策協議、ASEAN や ARF 等のテロ対策関連会合でも積極的に議論に参加した。	国連や G 8 等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施する。
	24 年度	1 多国間のテロ対策枠組みにおいては、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)各種作業部会の会合、G 8 ローマ・リヨン・グループ会合及び国連グローバル・テロ対策戦略レビュー会議等に参加し、テロに対する国際的意思形成に貢献した。 2 各国とのテロ対策協議については、日 ASEAN テロ対策対話並びに日中韓、日露及び日印テロ対策協議を開催し、積極的に情報共有、政策協調等を図った。特に、1 月のアルジェリアのテロ事件を受け、日米首脳会談において、日米間のテロ対策協力の強化が合意され、2 月に東京において日米テロ対策協議を開催し、今後国際テロ対策協力及び GCTF の枠組みを通じた能力向上支援について意見交換を行った。	国連や G 8 等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施する。

	25 年 度	1 多国間のテロ対策枠組みにおいては、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)閣僚級会合及び各作業部会の会合、G8ローマ・リヨン・グループ会合等に参加し、テロに対する国際的意思形成に貢献した。 各国とのテロ対策協議については、日ASEANテロ対策対話、日露テロ対策協議等を開催し、積極的に情報共有、政策協調等を図った。特に、平成25(2013)年1月のアルジェリアのテロ事件を受け、6月にはアルジェリアと治安・テロ対策対話を実施し、治安・テロ対策分野における今後の二国間協力等について意見交換を行った。 2 5月に国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)の訪日審査及び同事務局長他との協議を行った。	1 GCTFやG8、国連等の多国間枠組み及び地域的なテロ対策に以下のとおり貢献する。 GCTF各種会合、G8ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し、国際社会との連携強化に務める。 日・ASEANテロ対策対話、日中韓テロ対策協議等に参加し、地域的なテロ対策協力強化に貢献する。 2 テロリスト等に対する制裁措置を定める国連安保理決議の履行に関して、5月に予定されている国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)の訪日審査の機会に、同事務局長と関係省庁を含む我が方との協議を行う。
	26 年 度	1 多国間のテロ対策枠組みにおいては、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)閣僚級会合及び各作業部会の会合、G7ローマ・リヨン・グループ会合、国連関連会合等に参加し、テロに対する国際的意思形成及び取組に貢献した。 (1)11月18～20日、及び3月10～12日、ベルリンで開催されたG7ローマ・リヨン・グループ会合に、日本代表团(外務省、警察庁、法務省、国土交通省、公安調査庁)が出席し、国際テロ・犯罪対策における日本の立場や取組を紹介し、G7各国との協力・連携強化を図った。 (2)安保理における「テロ及び暴力的過激主義対策に際しての国際協力に関する公開討論」(11月)及び安保理における「テロリズム及び越境犯罪に関する公開討論」(12月)に参加した。 (3)3月16日～19日、カーン国連テロ対策実施タスクフォース事務局長他1名を訪日招へいし、当省及び関係機関と密接な意見交換を行うとともに、我が国のテロ対策及び一般情勢について同人らの直接的な知見を深めた。 2 ASEAN国境を越える犯罪に関する高級実務者会合(6月)、ARFテロ・国境を越える犯罪対策会期間会合(4月)等に参加し、地域的なテロ対策協力強化に貢献した。 また、17回日・ASEAN首脳会議(11月)において、「テロ及び国境を越える犯罪と闘う協力のための日ASEAN共同宣言」を採択し、テロ対策分野での協力強化とともに、国際組織犯罪対策分野への協力拡大につき合意した。 3 各国とのテロ対策協議については、日ASEANテロ対策対話(5月)、日英テロ対策協議(4月)等を開催し、積極的に情報共有、政策協調等を図った。 4 2月、ケリー米国务長官主催の下開催された国際的に関心が高まっている暴力的過激主義に関する閣僚級会合に中山外務副大臣が出席し、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けた今後の外交面での包括的取組について説明するとともに、ISILへの非難、同事件に関する各国の協力への謝意を表明した。	GCTFやG8、国連等の多国間枠組み及び地域的なテロ対策に以下のとおり貢献する。 1 GCTF各種会合、G8/G7ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し、国際社会との連携強化に努める。 2 日・ASEANテロ対策対話等に参加し、地域的なテロ対策協力強化に貢献する。
中期 目 標	—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。	

2 途上国等に対する能力向上支援の強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	中央アジア諸国を対象に本邦においてテロ防止関連条約締結促進セミナーを実施するなど、途上国のテロ対策法制度整備のための支援に貢献した。	各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。
	24年度	- 平成 25 年 1 月 16 日に発生したアルジェリアのテロ事件を踏まえ、外務大臣より「国際テロ対策の強化」を表明した。 - ASEAN 地域フォーラム (ARF) の枠組みにおいて、テロ対策及び国境を越える犯罪対策について、マレーシアと共に「過激化対策」分野の共同議長国を務めるとともに、2 月に東京において過激化対策に関するワークショップを開催し、関係国及び国際機関の講師の知見及び参加各国の課題や経験を共有した。 - 国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、UNODC がアフガニスタンにおいて実施するテロ対策プロジェクトへの支援に貢献した。	各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。
	25年度	- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を行い、北アフリカ・サヘル地域、中東地域及びアジア地域におけるテロ対策、人身取引対策及び腐敗対策に取り組んだ。また中東諸国向け財産回復支援プロジェクトの実施を決定した。 - UNODC フェドートフ事務局長を招へいし、「日 UNODC 戦略対話」を開催した。同対話では、途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国と UNODC との連携・協力についての意見交換を行い、日 UNODC 行動計画に署名した。 - サヘル地域 7 か国に対する無償資金協力「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画」等を決定し、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 通じ、テロ対策法整備や刑事司法面での能力向上支援等に関するプロジェクトを開始した。	- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、UNODC が実施する北アフリカ・サヘル地域及びアジアにおけるテロ対策、人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトへの支援に貢献する。 - UNODC 事務局長を本邦に招へいし、途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国と UNODC との連携・協力についての意見交換を行う。 - 北アフリカ・サヘル地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。
	26年度	- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を行い、北アフリカ・サヘル地域、中東地域及びアジア地域におけるテロ対策、人身取引対策及び腐敗対策に取り組んだ。 1 月、UNODC フェドートフ事務局長との間で第 2 回日 UNODC 戦略対話を開催した。同対話では、これまでの連携実績や、今後さらに継続的に連携していく重点分野等につき確認し、第 1 回戦略対話で署名した行動計画の改定に合意した。 - 近時の ISIL や外国人テロ戦闘員問題の深刻化を踏まえ、中東・アフリカ地域諸国のテロ対処能力の強化を重視する方針とし、UNODC と連携し、無償資金協力も活用しつつ、中東・アフリカ地域の国境管理や捜査・訴追能力強化、対テロ法整備支援等のプロジェクトへの拠出を行うとともに、実施中のプロジェクトのフォローアップに努めた。 11 月、当省主催で「北アフリカ・サヘル地域刑事司法ワークショップ」を開催し、同地域 8 か国の刑事司法当局、UNODC 等関係国際機関及び我が国当局 (警察庁、法務省、JICA) 関係者間で、同分野での能力強化のための課題及び協力強化につき意見交換を行うとともに、同地域での日本企業・邦人の安全確保のための協力を要請した。 2 月 17 日、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて、中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援約 1,550	- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、UNODC が実施するテロ対策、人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトへの支援に貢献する。 - 途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国と UNODC との連携・協力を推進する。 - 東南アジア、中東、アフリカ地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。

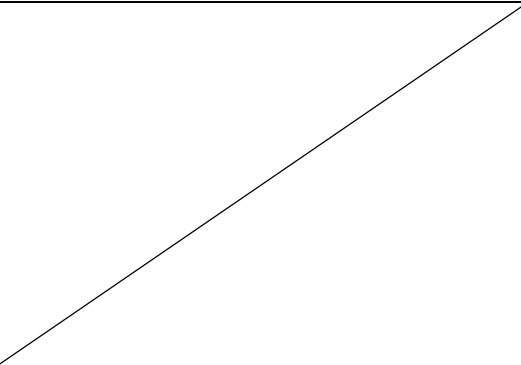
		万ドルの支援を発表した。 6 3月25日及び26日、クアラルンプールにおいてASEAN地域フォーラムのテロ対策及び国境を越える犯罪対策会期間会合の枠組みにおいて、マレーシアとの共催により「ARF 過激化対策に関するワークショップ」を開催し、ARFメンバー国の政策立案者や研究者の間で、過激化対策、脱過激化の取組、テロリストの更正、過激化とインターネット、テロリストの言説への対応策等について知見を共有した。	
中期目標	—	国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力を強化する。	
	3	国際組織犯罪対策における国際協力の進展	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	国連の関連委員会、G8専門家会合、FATF、不正薬物対策のための閣僚級会合等に積極的に参加し、各国とのマネーロンダリング防止のための情報交換枠組み設定も進めた。人身取引に関する政府協議調査団の派遣（フィリピン）も行った。	二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携を強化する。
	24年度	1 国連犯罪防止刑事司法委員会、国連麻薬委員会、G8ローマ・リヨン・グループ、財産回復アラブフォーラム、G20 腐敗対策作業部会、金融活動作業部会（FATF）会合等に積極的に参加した。 2 人身取引対策に関する日・タイ共同タスクフォース会合を開催するとともに、政府協議調査団の派遣（タイ）を行った。 3 国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（社会復帰支援（就業支援、医療費の提供等））のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を実施した。 4 UNODC の国連薬物統制計画基金に約81万米ドルを拠出し、ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング、新興薬物対策、覚せい剤を始めとする合成薬物のモニタリング、大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。 5 7月にサイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約をアジア地域の中で初めて締結した。	二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携を強化する。
	25年度	1 国連犯罪防止刑事司法委員会、麻薬委員会、国連腐敗防止条約締約国会合、G8ローマ・リヨン・グループ、財産回復アラブフォーラム、G20 腐敗対策作業部会、金融活動作業部会（FATF）会合、サイバー犯罪条約関連会議等に積極的に参加した。 2 人身取引対策の政府協議調査団をフィリピンに派遣した。また国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（社会復帰支援（就業支援、医療費の提供等））のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。	1 国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、G20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、国際的な連携を強化する。 2 国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。 3 UNODC の国連薬物統制計画基金への拠出により、国際的な薬物対策を支援する。 4 アジア諸国を対象とするサイバー犯罪に関するワークショップの実施等に

		3 UNODC の国連薬物統制計画基金に約 65 万米ドルを拠出し、ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング、新興薬物対策、覚せい剤を始めとする合成薬物のモニタリング、大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。 4 「サイバー犯罪の捜査・訴追における効果的な国際協力に関するワークショップ」を開催し、サイバー犯罪捜査と訴追の課題とそのための改善策を議論した。 5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について、関係省庁と検討を行った。	より、サイバー犯罪に係る法制度整備のための支援に貢献する。 5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。			
26 年度		1 国連犯罪防止刑事司法委員会(5 月)、麻薬委員会(3 月)、G7 ローマ・リヨン・グループ(11 月、3 月)、財産回復アラブフォーラム(11 月)、G20 腐敗対策作業部会(6 月、10 月、3 月)、金融活動作業部会(FATF)会合(6 月、10 月、2 月)、サイバー犯罪条約関連会議(5 月、6 月、10 月、12 月、2 月)等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野や麻薬対策分野における多数の国連決議の成立、各国のマネーロンダリング防止やサイバー犯罪対策の取組強化、G20 腐敗対策行動計画の策定等に貢献した。また、第 17 回日・ASEAN 首脳会議(11 月)において、「テロ及び国境を越える犯罪との闘いにおける協力のための日 ASEAN 共同宣言」を採択し、違法薬物取引、人身取引、資金洗浄等に関する更なる協力強化を決定した。 2 1 月人身取引対策の政府協議調査団をタイに派遣し、タイ政府当局、国際機関、現地 NGO 等と両国の人身取引対策について情報共有するとともに、両国の連携強化につき合意した。また国際移住機関(IOM)への拠出を通じて、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援、医療費の提供等))のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。 3 UNODC の国連薬物統制計画基金に約 45 万米ドルを拠出し、ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング、新興薬物対策、覚せい剤を始めとする合成薬物のモニタリング、大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。 4 サイバー犯罪条約に関し、4 月に日米共同出資による UNODC プロジェクトとして東南アジア諸国のサイバー犯罪への予防及び対処能力向上支援を実施したほか、5 月には第 1 回日 ASEAN サイバー犯罪対策対話を実施した。 5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について、引き続き関係省庁と検討を行った。	1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G8(7)及びG20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会(FATF)関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、国際的な連携を強化する。 2 国際移住機関(IOM)への拠出を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。 3 UNODC の国連薬物統制計画基金への拠出により、国際的な薬物対策を支援する。 4 サイバー犯罪に関する諸外国との協議を実施し、サイバー犯罪に係る法制度整備や能力向上支援に貢献する。 5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。			
中期目標	—	組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。				
4 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く。)	実績値					中期目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
	5	4	17	16	8	—
年度目標値		—	7	10	10	

作成にあ
たって使
用した資
料その他
の情報

・平成 27 年版外交青書 第 3 章第 1 節 3 (3) 治安上の脅威に対する取組

個別分野	5 宇宙に関する取組の強化
施策の概要	安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との二国間対話の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。さらには、我が国が有する宇宙技術・知見を外交に活用し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。
関連する内閣の重要政策	・「宇宙基本計画」(平成 27 年 1 月 9 日) 2. (1) ③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化 2. (3) ①宇宙産業関連基盤の維持・強化 4. (1) ①(i) 宇宙空間の安定的利用の確保 4. (1) ①(iii) 宇宙協力を通じた日米同盟等の強化 4. (2) ③(ii) 調査分析・戦略立案機能の強化 4. (2) ③(iv) 法制度等整備 4. (2) ④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化 ・第 183 回国会外交演説(平成 25 年 2 月 28 日) 「宇宙分野での国際的な規範作りにも積極的に貢献します。」 ・第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「海洋、宇宙空間、サイバー空間を含む国際公共財における「法の支配」の実現や強化に尽力します。」 ・「国家安全保障戦略」(平成 25 年 12 月 17 日) Ⅲ 1 (4) 国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク Ⅳ 1 (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進 Ⅳ 4 (2) 法の支配の強化

測定指標	1 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進		年度目標
	施策の進捗状況・実績	24 年度	
		25 年度	
		26 年度	
		宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた多国間会合を始めとする関連会合に積極的に出席するとともに、主にアジア地域諸国に対し同規範の重要性を説き議論への参加を促した。また、国連軍縮研究所(UNIDIR)と共催で、マレーシアで同規範に関する地域セミナーを開催した。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画するとともに、我が国の専門家が各専門家会合に出席し、主導的な役割を果たした。さらにマレーシアで宇宙環境保全ワークショップを主催し、宇宙環境保全の重要性を各国と共有した。	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たす。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画・貢献する。
		「宇宙活動に関する国際行動規範」の採択に向けて、オープンエンド協議や同志国会合に参加して積極的に議論に貢献し、東南アジア諸国へのアウトリーチを実施した。第 1 回オープンエンド協議(61 カ国が参加)では同規範に関する本格的な多国間の協議が開始され、第 2 回オープンエンド協議(66 カ国が参加)では同規範のセクション毎に参加国から意見が示される形で議論された。 国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)における「宇宙活動の長期的持続可能性」について、専門家会合議長の擁立や各専門家会合における専門家の派遣等を通じて、ベストプラクティス・ガイドライン作りに積極的に参画・貢献した。 また、ASEAN 地域フォーラム(ARF)の枠組みで、日米インドネシアの共催で各国の宇宙セキュリティに対する認識の向上等を目的とした第 2 回 ARF 宇宙セキュリティワークショップを開催することとし、三カ国での協議を行うとともに準備を進めた。	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たす。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画・貢献する。
		5 月、「宇宙活動に関する国際行動規範」の策定に向けて、第 3 回オープンエンド協議(63 カ国が参加)では、潜在的な宇宙利用国のためにも安全かつ持続可能な宇宙環境を確保するための新たなルール作り、すべての国に開かれた多国間プロセス、民生と軍事の両面をカバーする重要性等を説	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たす。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画・貢献する。

		き、協議においては同規範の最新版に対してセクション毎に参加国と議論を行った。 COPUOS については、2 月、ウィーンにて、COPUOS 科学技術小委員会に参加して、科学技術面における国際協力に関する議論を行った。6 月、COPUOS 本委員会に参加し、「宇宙活動の長期持続可能性」等について議論を行った。 3 月下旬から 4 月上旬まで COPUOS 法律小委員会に参加し、各国と国内法制の情報交換を行った。 10 月、東京にて、第 2 回 ARF 宇宙セキュリティワークショップを米国およびインドネシアとの共催により開催し、ARF 参加各国と、宇宙セキュリティについての取組やルール作りについて積極的な議論を行った。	る。さらに東京で ARF 宇宙セキュリティワークショップを米国・インドネシアと共催し、宇宙セキュリティについての認識を ARF 参加各国と共有する。
中期目標	—	宇宙ガバナンスの構築に貢献する。	
2 二国間宇宙対話の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	24 年度	日米首脳間で立上げに一致していた宇宙に関する包括的日米対話の第 1 回会合を東京で開催し、民生・安全保障両分野における宇宙協力について包括的な議論を行った。	
	25 年度	7 月、東京において①第 5 回日米宇宙政策協議(民生・商業利用)を開催し、衛星利用、宇宙探査等日米間の民生宇宙利用について意見交換を実施、②第 10 回日米 GPS 全体会合を開催し、日本の準天頂衛星システムと米国の GPS の協力等について意見交換を行った。同じく 7 月、ワシントンにおいて③安全保障分野における日米豪宇宙協議を開催し、宇宙活動に関する国際行動規範や二国間及び多国間の安全保障分野における宇宙協力について幅広く意見交換を実施した。また、11 月の日 EU 定期首脳協議における共同プレス声明において、日 EU 宇宙政策対話の立ち上げが決定され、3 月、ブリュッセルにおいて④日 EU 宇宙政策対話準備会合を開催した。 また、24 年度に開催された宇宙に関する包括的日米対話等の成果として、5 月、日米宇宙状況監視(SSA)協力取極を締結した。また、同会合及び 10 月に開催された日米「2+2」の結果を受け、3 月、米国との間で、⑤宇宙を利用した海洋監視(MDA)に関する机上訓練(TTX)を開催した。	宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。
	26 年度	5 月、ワシントンにおいて宇宙に関する包括的日米対話を開催し、民生分野と安全保障分野にまたがる包括的な日米宇宙協力に関する議論を行った。 7 月、安全保障における日米豪宇宙協議、宇宙空間をめぐる三か国間及び多国間の協力を強化する方途を含む幅広い事項について意見交換を行った。また、日豪宇宙協議を開催した。 10 月、東京において、第 1 回日 EU 宇宙政策対話を開催し、日欧双方の宇宙政策への取組に関する情報交換や両者間での協力の可能性等について議論を行った。 12 月、バンデンバーグで、日米をはじめとする 8 カ国で、宇宙状況監視(Space Situational Awareness: SSA)に関する机上訓練(TTX)の準備会合を開催した。 2 月、東京において、安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合を開催し、安全保障分野での日米間の宇宙協力について幅広く意見交換を行った。	宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。具体的には、平成 25 年 11 月の日 EU 首脳会談で立上げが決定された日 EU 宇宙政策対話の第 1 回会合の開催を目指す他、日米、日米豪などの対話も継続していく。

	中期目標	—	宇宙対話を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安全確保に貢献する。	
--	------	---	---	--

3		ソフトウェアとしての宇宙に関する技術・知見の活用			年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	ジュネーブで開催された安全保障に関する UNIDIR セミナーに我が国の優れた宇宙法専門家を派遣し、講演会等を通じて、宇宙の安全保障分野での取組における我が国のプレゼンスの向上に努めた。また、COPUOS 科学技術小委員会の会期中にウィーンにおいて宇宙と持続可能な開発に関するセミナー等を開催し、我が国の取組を紹介し、途上国や国連関係者から高い関心を得た。			宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ、我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に印象づけ、経済外交にも貢献する。
	25年度	ベトナム（ハノイ）で開催された第 20 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSF）に我が国の優れた専門家を派遣し、スペース・デブリの問題や対策等に関する講演を行い、宇宙環境の悪化に伴うスペース・デブリ低減に向けた活動の重要性の認識向上に努めた。 また、COPUOS 科学技術小委員会の会期中に「宇宙と持続可能な開発」に関するセミナー等、同法律小委員会の会期中に「宇宙探査における国際協力メカニズム：現行及び将来のメカニズムの検討」に関するセミナー等を開催し、途上国を含めた参加国や国連関係者から高い関心を得た。			
	26年度	12 月、東京で開催された第 21 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSF-21）において、「宇宙活動に関する国際行動規範」の早期策定への貢献等、我が国の取組を紹介した。 2 月、ウィーンにて、COPUOS 科学技術小委員会の会期中に昨年に続いて「宇宙と持続可能な開発」に関するセミナー等を開催し、途上国を含めた参加国や国連関係者に、災害のリスク軽減における宇宙技術が果たす役割をテーマに日本の技術・知見を示した。			
中期目標	—	我が国が有する宇宙技術力・知見を外交のツールとして活用することによって、我が国の繁栄と安定に貢献する。			
4 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数(回)		実績値			中期目標値
		24 年度	25 年度	26 年度	—
		6	7	7	—
年度目標値		6			
5 二国間宇宙対話の実施回数(回)		実績値			中期目標値
		24 年度	25 年度	26 年度	—
		2	5	6	—
年度目標値		5			
6 宇宙外交推進専門家交流事業		実績値			中期目標値
		24 年度	25 年度	26 年度	—
①派遣回数(回)		① 1	① 1	① 1	—
②参加数(人)		②30	②150	②580	
年度目標値			① 1 ②120	① 1 ②120	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・宇宙に関する外交政策(外務省) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/space/) ・宇宙開発戦略本部・内閣府宇宙戦略室・宇宙政策委員会 (http://www.cao.go.jp/space/index.html) ・国連宇宙部 (http://www.oosa.unvienna.org/) ・(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA) 国際協力 (http://www.jaxa.jp/projects/int/)
---------------------	---

	・ アジア・太平洋地域宇宙機関会議 (APRSAF) (http://www.aprsaf.org/)
--	--

個別分野	6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現
施策の概要	安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。また、情報発信や広報活動を通じ、国連における我が国の貢献及び我が国の重要性に対する内外における理解を促進し、我が国の活動に対する支持の拡大を図る。同時に、国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し、国内体制を強化するとともに、人材育成のために必要な措置をとる。
関連する内閣の重要政策	・ 第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「国連創設70周年の節目の年に当たり、国連との連携をより一層強化します。日本は、国連が21世紀にふさわしい姿となるよう、常任理事国の責務を担う用意があり、インド、ドイツ、ブラジルとともに、安保理改革実現に向けてリーダーシップを発揮してまいります。また、本年の安保理非常任理事国選挙に万全を期します。…国際機関の日本人職員の増強にも努めます。」 ・ 国連創設70周年記念シンポジウムにおける安倍総理スピーチ(平成27年3月16日) 「国連にとっては、今年が発足70周年。日本にとっては、来年が、国連に加わって60年目の年になります。私たちはこの2年間を、『具体的な行動の年』と位置づけることにいたしました。…日本は、一つ、一つ、実績を積み上げてきた静かな誇りを胸に、常任理事国の役割を引き受ける用意があります。…国連改革は、急務であって、私たちはそのためあらゆる努力を惜しまないことを繰り返し、私のスピーチを締め括らせていただきたいと思います。」

測定指標	1 安保理改革及びその他の国連改革の進展		年度目標
	施策の進捗状況・実績		
	23年度	安保理の常任・非常任議席の双方拡大及び作業方法の改善を内容とする安保理改革に関する提案を、我が国はG4各国と作成し、各国に精力的に働きかけを行った。また、9月、G4外相会合を開催し、同提案に多くの国から支持が得られたこと、その結果として安保理改革の気運が大きく高まったことを確認した。さらに、率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うため、11月に、「安保理改革に関する東京対話」を主催した。また、「安保理改革に関する政府間交渉」等の国連での交渉に、我が国は積極的に参加し発言するなど、中心的な役割を果たした。 また、行財政分野においては、国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、事務総長の予算削減イニシアティブに基づく、当初予算では14年ぶりの前年度比減となる2012-2013ニカ年国連通常予算の成立に貢献した。	安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。 行財政を含む国連のマネジメント改革のための各加盟国との連携を強化する。
	24年度	9月、我が国を含むG4は昨年に引き続き外相会合を開催し、安保理改革に関する政府間交渉の議長であるタニン議長らの勧告(大多数の加盟国が常任・非常任双方のカテゴリーの拡大について支持を表明していることに言及の上、交渉を進めるために、①議長が「簡潔な作業文書」を作成し、それに基づいて交渉を行うこと、②安保理改革に関するハイレベル会合を開催すること等を勧告するもの)を歓迎するとともに、双方のカテゴリーの拡大に対する強い支持が交渉過程に反映されるべきとの考えを表明した。また、G4外相は、会期中に具体的な成果を達成する必要性を強調し、引き続き、他の加盟国と柔軟性の精神をもって緊密に協力することで一致した。 また、国連のマネジメント改革については経営資源計画導入計画の継続実施が合意されていた他、異動(モビリティ)施策についての議論が進展した。また、国連行財政分野においては、ジュネーブ・グループ会合や、二国間国連協議の場を活用して、主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化した結果、国連総会第5委員会での主要争点となった2013年-2015年の国連予算分担率については、12月末に交渉が妥結し、我が国の分担率は12.530%から10.833%へ低下した。	政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。 ジュネーブ・グループ会合や、二国間国連協議の場を活用して、行財政を含む国連のマネジメント改革を中心に各加盟国との連携を強化する。

25 年 度	6月、改革の現状につき認識・危機感を共有し、改革実現に向けたモメンタムを高めることを目的とした安倍総理大臣主催の安保理改革に関するアフリカ諸国との首脳レベル会合を実施した。今後、改革実現に向けて、我が国とアフリカ諸国との間で、首都及び国連代表部間で一層緊密に連携・協力していくことで一致した。 9月、我が国を含むG4は昨年に引き続き外相会合を開催し、遅くとも平成27(2015)年までに既存の合意を具体的な成果につなげるための取組を強化する必要性を強調しつつ、途上国、特にアフリカ諸国との対話を強化する重要性を強調した。また、政府間交渉議長の勧告の内容を歓迎し、さらなる交渉の基礎となる簡潔な作業文書の作成を求めることで一致した。 11月に実施された安保理改革に関する国連総会審議及び12月から実施された一連の政府間交渉第10回ラウンドにおいて、G4として共同ステートメントを実施し、改革の推進を働きかけた。 2月にはインド主催の安保理改革セミナーがデリーにて実施され、モメンタムの向上につながった。また、この機会にG4局長会合を行い、今後の方針につきすりあわせを行った。 これらと平行し、平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、多くの国から支持を獲得した。 行財政分野においては、春と秋の国連局長級会合に出席し、国連予算が節約された効率的なものとなることが重要との主張を行った。また、国連総会第5委員会において、主要財政貢献国と連携して対応した結果、2014-2015年2か年予算において、前年度国連予算から219ポストの削減が実現するとともに、前年度比約30百万ドル減が実現した。	政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。 安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に働きかける。 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。 また、行財政改革については、ジュネーブ・グループ会合や、二国間国連協議の場を活用して、主要財政貢献国との連携を強化し、国連総会第5委員会における2014-2015二か年国連通常予算審議で合理化を伴う予算削減が実現可能となるよう取り組む。
26 年 度	4月のアッシュ国連総会議長の訪日、7月のクテサ第69回国連総会議長の訪日、7～8月にかけての安倍総理大臣の中南米訪問、11月の日カリコム外相会合、1月の宇都外務大臣政務官のAU総会出席及び3月の国連世界防災会議での首脳・外相会談等の機会を捉え、安保理改革についての我が国の立場に関する理解促進のため、積極的に働きかけを実施した。 7月には、我が国主催で、安保理改革の議論を主導する各国を招いたアウトリーチ会合及び一般公開のセミナーを開催し、我が国を含む15カ国が参加した。また、この機会を捉え、G4局長級会合を行い、今後の方針につきすりあわせを行った。 9月、国連総会の機会にG4外相会合を開催し、明年の国連創設70周年に具体的成果が得られるよう、テキストに基づく交渉の開始の必要性をエンドースし、アフリカをはじめとする各国への働きかけを強化していくことに合意した。 2月には、ドイツにおいてG4局長級会合が開催され、クテサ総会議長の強いコミットメントへの歓迎とラトレイ政府間交渉議長への強い支持を共有・表明した。引き続き互いに緊密に連携するとともに、安保理改革推進派の国々と緊密に連携し、包括的な安保理の改革を積極的に進めて具体的な成果を挙げていくことに合意した。 また、安保理非常任理事国選挙に関しては、9月、対抗	政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。 安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に働きかけ、平成27年までに具体的進展を得るべく加盟国と協力を強化する。 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。 また、行財政改革については、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつ

		馬であったバングラデシュの安保理選挙への立候補取り下げが表明され、1月には、アジア・太平洋グループの単独候補としてのエンドースを獲得した。加えて、同選挙における我が国支持の拡大のため、約50名の各国国連常駐代表等を招へいた。 行財政分野においては、主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化するため、春と秋に国連局長級で議論を行うジュネーブ・グループ会合に参加するとともに、二国間国連協議を行った。国連総会第5委員会においては、これら各国と協力し、通常予算及びPKO予算の増加抑制に努め、効率的な予算管理を働きかけた。行財政マネジメント改革については、平成17年以降、IT技術を活用した組織全体を統合的に管理し、経営の効率化を図るシステムの導入が随時進んでいる。同システムの導入については、我が国は遅延なきシステム導入を働きかけており、その推進に尽力している。	つ、国連通常予算及びPKO予算の増加抑制を図る。また、事務総長のイニシアティブの下で進められているITを駆使した行財政マネジメントの効率化の進捗や成果を確認する。
中期目標	—	安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。	
2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会(5回)、安保理学界ネットワーク会合の定期的な開催(3回)、国連改革に関するパブリックフォーラムの開催(1回)等を通じて有識者やNGOとの連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。	関係団体との連携を強化し、各種研究会等の定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。
	24年度	「いっしょに国連」メールマガジンの配信(7回)の他、東京国連広報センター(UNIC 東京)の主催する「国連デー」イベント(外務省後援)に外務大臣政務官が出席し、講演を行う等、関連団体が主催するイベントに積極的に協力する形で、国連の活動及び我が国の国連政策に対する国民の理解促進に尽力した。 また、国連・マルチ外交研究会(6回)、安保理学界ネットワーク会合(1回)、シンポジウム「国連と日本のPKO20年—新たな課題への対応—」(1回)を開催し、研究者・有識者との連携を深めるとともに、「国連改革に関するパブリックフォーラム」については、これまでの活動に対するレビュー及び今後の活動方針に対する提言を含む報告書を作成した。	関係団体との連携を強化し、各種研究会等や、より効果的かつ頻繁な情報発信に努めつつ定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。
	25年度	国連・マルチ外交研究会(4回)及び安保理学界ネットワーク会合(3回)の開催、並びに学生や一般国民を対象とした国連に関する講演会の実施(8回)を通じて、有識者との連携を一層深めることができた。特に、国連改革に関するパブリックフォーラムについては、今後の活動方針を引き続き検討中ではあるが、有識者間の横の連携を強化することを目的として、同フォーラム関係者が国連・マルチ外交研究会に出席し議論に参加する等の新たな試みも取り入れている。 ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した広報活動について検討の結果、東京国連広報センター(UNIC 東京)と緊密に連携することにより、より効果的かつ頻繁な情報発信を行うことができた。	「国連改革に関するパブリックフォーラム」については、24年度に作成された報告書を踏まえ、今後の活動方針を決定する。 また、ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した活動を取り入れることも検討するが、予算・人員に限りがあることから、既存のツールや枠組みを通じた活動との効果を比較勘案し、効果の薄い活動については統廃合を行うなど、より効果的な国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の実施を目指す。

26 年 度	平成 27 年の国連創設 70 周年,平成 28 年の我が国の国連加盟 60 周年の機会を捉え,広報活動及び情報発信を一層強化すべく,3 月,国連創設 70 周年記念シンポジウムを開催し,国連に対する日本の貢献等について安倍総理大臣がスピーチを行った。同シンポジウムにおいては,潘基文事務総長もスピーチを行ったほか,中山外務副大臣らハイレベル参加者によるパネル・ディスカッションも行い,有力紙を含む各種メディアで取り上げられる等,国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進することができた。 さらに,国連の活動の重要性及び我が国の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを作成し,学生を始め一般国民に幅広く配布するとともに,外務省ホームページにも掲載した。また,同ホームページにおける国連関係の情報を集約・拡充し,関連情報へのアクセスを容易にした。 このほか,国連・マルチ外交研究会(4 回)及び安保理学界ネットワーク会合(1 回)の開催,国連学会等有識者との連携を通じ,グローバル課題解決に向けた取組を含む国連政策に関する研究活動を推進した。 また,学生や一般市民を対象とした国連に関する講演会の実施(5 回)並びに中高生を対象とした国連に関する作文コンテスト及び主張コンクールの開催を通じ,国連外交に対する理解の増進に努めた。					平成 27 年に国連創設 70 周年,平成 28 年に我が国の国連加盟 60 周年を迎えるところ,これらの機会を捉え,国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・啓発活動,並びにこれらを通じた広報活動及び情報発信を通じ,国民の理解と支持の更なる増進を目指すべく,具体的な行事等の計画を策定・実施する。				
	中 期 目 標	—	国連活動及び我が国の国連政策についての啓発・広報活動等を推進する。							
	3 国際機関における日本人職員数(1 月現在)		実績値					中期目標値		
			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	32 年度	
		765	765	764	779	766	842	918		
年度目標値		—		—		—	—			
4 (参考指標)ロスター登録者数		実績値								
		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		
		1,296		1,382		1,441		1,502		

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ(「日本と国連」ページ) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un.html) ・ 外務省国際機関人事センターホームページ (http://www.mofa-irc.go.jp) ・ 官邸ホームページ(国連創設 70 周年記念シンポジウムにおける安倍総理スピーチ) (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/0316speech.html) ・ 内閣府平成 26 年度世論調査「外交に関する世論調査」 (http://www8.cao.go.jp/survey/h26/h26-gaiko/2-3.html)
---------------------	---

個別分野	7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
施策の概要	1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。 2 主要人権条約を履行する。 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO等との連携を進める。 4 女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。
関連する内閣の重要政策	・第189回通常国会安倍総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「今後も、豪州、ASEAN諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開してまいります。」 「北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。」 「その担い手として、これまで子育てに専念してきた女性の皆さんの力にも、大いに期待しています。「子育て支援員」制度がスタートします。子育ても一つのキャリア。そのかけがえのない、素晴らしい経験を活かしてほしいと思います。私は、女性の力を、強く信じます。家庭で、地域社会で、職場で、それぞれの場で活躍している全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会を創り上げてまいります。「女性活躍推進法案」を再び提出し、早期の成立を目指します。国、地方、企業などが一体となって、女性が活躍しやすい環境を整える。社会全体の意識改革を進めてまいります。本年採用の国家公務員から、女性の比率が三割を超えます。二〇二〇年には、あらゆる分野で指導的地位の三割以上が女性となる社会を目指し、女性役員などの情報の開示、育児休業中の職業訓練支援など、女性登用に積極的な企業を応援してまいります。」 ・第189回通常国会岸田外務大臣外交演説(平成27年2月12日) 「先の大戦の反省を踏まえ、日本は自由、民主主義、法の支配、市場経済、人権といった基本的価値を信奉し、国連を始めとする制度や体制を擁護してきました。」 「北朝鮮が、国際社会の声を真摯に受け止め、人権状況の改善に向けた具体的行動を取ることを引き続き強く求めます。」 「『女性が輝く社会』の実現は、世界共通の課題です。21世紀こそ女性に対する人権侵害のない世界となるよう貢献してまいります。今年も『女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)]を開催します。」

測定指標	1 国際社会の人権の保護促進	年度目標
施策の進捗状況・実績	1 国際場裏 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議は過去最多の賛成票(123票)を得て、また人権理事会決議は無投票で採択された。 また、人権理事会においてカンボジアの人権状況に関する協力を促進する決議案を提出し、コンセンサスで採択された。 上記に加え、とりわけ女性の権利に関し、第56回国連婦人の地位委員会(CSW)において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(自然災害とジェンダー)」決議を我が国が提出し、コンセンサスで採択された。 2 二国間関係 エジプト、イラン、カンボジア、中国との二国間人権対話において、各国内の人権保護・促進に向けた働きかけを実施した。その他、日EU人権対話を実施した他、米国等の西側諸国と人権分野に関する意見交換を実施した。	人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。主要人権条約を履行する。

	3 主要人権条約の履行 女子差別撤廃条約の政府報告に関するフォローアップ情報、拷問禁止条約の第2回政府報告を提出した。 未締結の人権諸条約(障害者権利条約(仮称))の締結及び個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。 また、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結については、5月20日に、条約締結に向け準備を進めることを閣議了解し、3月9日に条約・国内担保法を国会に提出した。	
24年度	1 国際場裏 我が国は人権理事国に選出され、1月より3年間の任期を開始した。 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議は史上初めて無投票でコンセンサス採択された。さらに、人権理事会においても北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択され、北朝鮮の人権状況改善に向け、調査委員会を立ち上げることとなった。 また、10月には人権理事会において、普遍的・定期的レビュー(UPR)第2回対日審査が行われた。 上記に加え、11月にUN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)のパチェレ事務局長が訪日し、野田総理大臣と意見交換をした。 2 二国間関係 ミャンマーとの間で初めての人権対話を行ったほか、イランとの人権対話を行った。その他、日EU人権対話を実施した他、米国等の西側諸国と人権分野に関する意見交換を実施した。 3 主要人権条約の履行 社会権規約第13条第2項(b)(c)にかかる留保を撤回したほか、自由権規約、人種差別撤廃条約に関する政府報告を提出した。また、未締結の人権諸条約(障害者権利条約(仮称))の締結及び個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。 ハーグ条約及び条約実施法案について、新政権の発足後、3月15日に条約及び条約実施法案について国会提出の閣議決定を行った。	国連人権理事会を通じた人権の保護・促進のための取組を重視しつつ、人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。
25年度	1 国際場裏 我が国は人権理事会理事国を務めた。拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議はコンセンサスで、人権理事会決議は理事国47カ国中、賛成30票を得て採択された。後者の決議は、昨年度の人権理事会決議で設置された「北朝鮮における人権に関する調査委員会(COI)」によって作成された報告書の内容を反映させた、これまで以上に強い内容の決議となった。我が国は、COIが報告書作成のための調査として8月末に訪日した際、最大限の協力を行った。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては、上述のとおり、OHCHRが事務局となっている人権理事会での議論に積極的に参加しているほか、例年拠出している我が国の任意拠出金を通じ、主にアジアのフィールド事務所におけるキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援を行っている。	1 国際場裏 人権理事国として、国連人権理事会における議論に積極的に参加する。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。人権状況決議は、これを活用するとともに、二国間における人権対話を継続し、各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行う。 女性の権利の保護・促進に関する国

	女性の権利の保護・促進に関しては、国連安保理決議第1325号に関する「行動計画」策定について、市民社会と意見交換をしながら取り組んでいる。また、「紛争下の性的暴力」に関する国際的な議論が活発化する中、バンクーラ紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長特別代表(SRSG)を11月に招へいした。さらに、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」のプロジェクトに対し、補正予算にて約550万ドルの拠出を行うとともに、同機関のムランボ＝ヌクカ事務局長を3月末に招へいした。 2 二国間関係 イラン、カンボジアとの二国間人権対話において、各国内の人権保護・促進に向けた働きかけを実施した。その他、日EU人権対話を実施し、その他西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。 3 主要人権条約の履行 障害者権利条約について、これまでの集中的な国内法令の整備がひととおり行われ、12月に同条約の締結が国会で承認され、1月、我が国は同条約を批准した。 各条約体の政府報告に関しては、4月には社会権規約の第3回政府報告審査に、また5月には拷問等禁止条約の第2回政府報告審査に臨み、各委員会との間で建設的かつ有意義な対話を行うことができた。また、審査を受けて発出された両条約委員会の最終見解について、関係省庁に周知するとともに、和訳の上、外務省ホームページに掲載して広報するなど、フォローアップに努めた。 その他、個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。	連安保理決議1325号に基づく国内行動計画の策定に向けた取組を加速するとともに、設立間もないUN Womenに対してこれまで以上の支援を行う。 2 二国間関係 人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。 3 主要人権条約の履行 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。 障害者権利条約の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。
26年度	1 国際場裏 本年度も我が国は人権理事会理事国を務めた。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては、OHCHRが事務局となっている人権理事会での議論に積極的に参加しているほか、例年拠出している我が国の任意拠出金を通じ、主にアジアのフィールド事務所におけるキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援を行った。 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議は過去最多の62カ国の共同提案国を得て、賛成多数で、人権理事会決議は理事国47カ国中、賛成27票を得て採択された。両決議とも、安保理による「北朝鮮の状況」の国際刑事裁判所(ICC)への付託を奨励する内容を含む、これまで以上に強い決議となった。後者の決議は、12月、安保理が「北朝鮮の状況」を議題として採択し、北朝鮮の人権状況が議論されたことを歓迎し、安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。更に同決議は、3月に人権理事会に提出された、拉致等に関する戦略案を含む、北朝鮮人権状況特別報告者の報告書を歓迎するとともに、平成27年9月の人権理事会でパネル・ディスカッションを開催することを決定し、その上で、国連機関等全ての関係者に、昨年公表された国連調査委員会(COI)の勧告の実施を検討するよう改めて要求している。 2 二国間関係 ミャンマー、イランとの二国間人権対話において、そ	1 国際場裏 人権理事会国として、国連人権理事会における議論に積極的に参加する。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 人権状況決議は、これを活用するとともに、二国間における対話を並行的に継続し、各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行う。 2 二国間関係 人権・民主主義の保護・促進に向け、二国間人権対話をはじめとした二国間の議論・対話に積極的に参加する。 3 主要人権条約の履行 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。 個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。

		れぞれ人権分野における両者の取組について紹介するとともに、国連などの多数国間の場における協力について意見交換を行った。その他、日 EU 人権対話を実施し、その他西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。 3 主要人権条約の履行 各条約体の政府報告に関しては、7月には自由権規約の第6回政府報告審査に、また8月には人種差別撤廃条約の第7～9回政府報告審査に臨み、各委員会との間で建設的かつ有意義な対話を行うことができた。また、審査を受けて発出された両条約委員会の最終見解について、関係省庁に周知するとともに、和訳の上、外務省ホームページに掲載して広報するなど、フォローアップに努めた。 その他、個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。	
中期目標	—	人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。	
2 人道分野での取組(難民等への支援)			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れ(4家族計18名)を行い、さらに受入れ難民に対する定住支援等を行った。 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。
	24年度	1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行うべく取り組み、更に受入れ難民に対する定住支援を行った。他方で、24年度については、難民家族が訪日を辞退したため、次年度以降の家族の受入れに向け、受入れ要件を緩和するなどの検討を内閣官房等関係省庁と共に行った。 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	第三国定住難民の受入れを中心に、国内の難民を支援する。
	25年度	1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れ(4家族計18名)を行い、更に受入れ難民に対する定住支援を行った。 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行うと共に、国内の難民に対する支援を行う。
	26年度	1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れ(5家族23名)を行い、更に受入れ難民に対する定住支援を行った。 また、平成26年1月24日付閣議了解等に基づき、27年度以降も継続して事業を実施すること、マレーシアに滞在するミャンマー難民を対象とすること等を決定した。 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均208人)を実施した。	第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行い、国内の難民に対する支援を行うと共に、関係省庁と共に第三国定住事業についての今後の事業のあり方についての方向性を見いだす。
中期目標	—	国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。	

3 女性の人権の保護促進			年度目標				
施策の進捗状況・実績	26年度	1 9月に、女性が輝く社会づくりのためのシンポジウム(WAW! (World Assembly for Women))を東京で開催し、世界のトップリーダー約100人が参加した。このシンポジウムの成果文書として、我が国は平和と安全保障分野における女性の役割を強化することを含む日本及び世界に向けた具体的な12の提言「WAW! To Do」を発表した。	女性の活躍の促進及び国際協力の強化のため、各国・国際機関と連携し、多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加する。				
		2 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)に対し、コア拠出と補正で約2千万ドルの拠出を行い、主に、サブサハラ・中東地域における紛争の影響を受けた女性・女児に対する支援の実施、UN Women との連携強化につながった。					
		3 国連安保理決議第1325号に関する「行動計画」策定については、市民社会と意見交換を実施しつつ、策定に向け取り組んだ。					
		4 「紛争下の性的暴力」に関し、ロンドンで開催された「紛争下における性的暴力の終焉に向けたグローバル・サミット」(6月)に岸外務副大臣が出席し、紛争下の性的暴力防止イニシアティブ(PSVI)に賛同する旨を発表した。さらには、バングーラ紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長特別代表(SRSG)の事務所に対し255万ドルの拠出を決定した。					
中期目標	—	我が国の外交政策に幅広くジェンダーの視点を反映する。					
4 国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数		実績値				中期目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—
		106	123	コンセンサス	コンセンサス	116	コンセンサス
年度目標値			—	—	コンセンサス	コンセンサス	
5 UN Women に対するコア拠出額の順位		実績値				中期目標値	
		24年度		25年度	26年度		平成27年
		24位		23位	12位		10位
年度目標値				—	15位		

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書 第3章第1節
---------------------	--------------------

個別分野	8 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
施策の概要	我が国を取り巻く安全保障環境をかんがみると、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。 1 国際的な核軍縮については、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(2015年NPT運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発行等の実現に向けた取組を積極的に行う。 2 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、IAEAの活動を支持し、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。 4 通常兵器については、国連軍備登録制度・国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置の履行確保のほか、通常兵器の不正な取引等を防止するための武器貿易条約の体制の確立・普遍化、対人地雷・クラスター弾に関する条約、国連小型武器決議行動計画の枠組を通じて、地雷・不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。
関連する内閣の重要政策	・ 第183回国会外交演説(平成25年2月28日) 「日本が原子力事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献します。」 ・ 第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「唯一の先導被爆国として、核兵器不拡散条約を基礎とした国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化に貢献するとともに、現実的で実践的な取組を積み重ね、『核兵器のない世界』に向け国際社会の取組を主導します。この関連で、4月に広島で軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)外相会合を開催します。また、国際的な原子力安全の強化にも引き続き取り組みます。」 ・ 第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「本年は被爆70年でもあります。唯一の戦争被爆国として、NPT運用検討会議での議論を主導し、『核兵器のない世界』を目指して現実的、実践的な取組を前進させます。」

測定指標	1 国際的な核軍縮を追求するための取組	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度 核軍縮・不拡散の観点からは、我が国は軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、4月にベルリン、9月にNYにてNPDI外相会合を開催し、FMCT(カutoff条約)の即時交渉開始や、核兵器国による核軍縮の報告フォーマット、軍縮・不拡散教育、IAEA追加議定書の普遍化に向けた取組等につき議論を行った。我が国は同イニシアティブでの取組の中でも、特に核軍備の透明性の分野をリードし、核軍縮措置の報告フォームをグループとして取り纏めた。また、我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案(23年度は、「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」)が過去最多の共同提案国(99か国)と共に圧倒的多数(賛成169か国、反対1か国、棄権11か国)の支持で採択された。	軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	24年度 核軍縮・不拡散の観点からは、我が国はNPDIの取組を主導し、5月に行われたNPT運用検討会議第1回準備委員会においてグループとして4本の作業文書(核戦力の透明性(報告フォーム)、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、軍縮不拡散教育、IAEA追加議定書)を提出し、議論に貢献した。6月にイスタンブール、9月にニューヨークにてNPDI外相会合を開催し、FMCT(カutoff条約)の即時交渉開始や、核戦力の透明性向上、軍縮・不拡散教育、IAEA追加議定書の普遍化に向けた取組等につき議論を行った。 また、軍縮不拡散教育については、8月に長崎において軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムを国連大学との共催で実施し、各国の政府関係者や国際機関、NGO等から出席者を招いて軍縮・不拡散教育のあり方についての議論を深めた。	NPDIの取組、軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や、拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催など、軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。

25 年 度	核軍縮・不拡散の観点から、我が国は軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、4月に行われたNPT運用検討会議第2回準備委員会に、NPDIメンバー国を代表して核兵器の役割低減や非戦略核等の6本の作業文書を提出し、議論に貢献した。9月のNPDI外相会合では、フィリピン及びナイジェリアを新たにメンバーに加えることでアジア・アフリカからの地域代表性を確保し、日豪主導の本グループの存在感を更に高めることができた。また、国連総会ハイレベル会合では、安倍総理大臣自ら「核軍縮に最も重要なのは核兵器保有国による核削減努力と核戦力の透明性向上である」旨スピーチを行うなど、我が国の考え方を積極的に発信できた。さらに、1月には、岸田外務大臣が核軍縮・不拡散に関する政策スピーチを実施し、「核兵器のない世界」に向けた現実的かつ実践的な取組を国民に広く紹介した。 平成26年4月のNPDI広島外相会合に向けて、我が国が中心となって作成した「透明性」に関する新たな作業文書作成作業を含め、着実に準備を進めることができた。 平成6(1994)年以降、国連総会において我が国が毎年提出している核軍縮決議案について、初めて100を超える共同提案国(102か国)を得て、圧倒的多数で採択された(賛成169か国、反対1か国、棄権14か国、測定指標5参照)。 軍縮・不拡散教育において、被爆者の高齢化が進む中、若い世代の方々にも核兵器の惨禍の実相を、広く国際社会に伝達して頂くことを目的に、これまでの非核特使制度に加え、「ユース非核特使」制度を立ち上げ、25年度は4件延べ25名に委嘱を行った。	軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、平成27年NPT運用検討会議に向け具体的貢献ができるようグループとしての取組を進めていく。 我が国は同イニシアティブでの取組の中でも、特に核軍備の透明性の分野をリードする。 また、平成26年春には広島でNPDI外相会合を開催予定のため、被爆地で開催する意義を積極的に打ち出していけるよう準備を進めていく。 軍縮不拡散教育分野での取組を通じ市民社会における軍縮への知見を深めていく。
26 年 度	核軍縮・不拡散の観点から、我が国は軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、4月に被爆地広島で第8回NPDI外相会合を開催した。同会合では、各国外相に被爆の実相に直接触れてもらい、広島宣言を採択、ほかに透明性、警戒態勢解除等7本の作業文書を作成した。 4月のNPT運用検討会議第3回準備委員会では、NPDI議長国として共同ステートメントを実施、上記作業文書を提出するなど議論に貢献した。 8月には岸田外務大臣が米国のフォーリン・アフェアーズ誌に「核兵器のない世界」に向けた我が国の取組を紹介する記事を寄稿した。 平成6年以降、国連総会に我が国が毎年提出している核軍縮決議案については、過去最多の共同提案国(116か国)を得て圧倒的賛成多数で採択された(賛成：170か国、棄権14か国、反対1か国)。 軍縮・不拡散教育においては、「非核特使」、「ユース非核特使」にそれぞれ7件11名、4件33名に委嘱を行い、世代と国境を越えて被爆の実相を伝達すべく取り組んだ。 3月、我が国が主導するNPDIは、27年4月から開催されるNPT運用検討会議における合意文書案を国連事務局に提出した。	我が国は唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、現実的かつ実践的な取組を積極的に行っていくこととしており、特に、平成26年に開催予定のNPDI広島外相会合において、被爆地ならではの強いメッセージを出せるよう、NPDIメンバー国を主導する。 また、NPDI広島外相会合の成果を踏まえ、5年に1度開催される2015年NPT運用検討会議に向け、我が国として具体的な貢献ができるよう、NPDIメンバー国と連携しつつ、作業文書を提出する等具体的な貢献を行うための準備を進めていく。
中 期 目 標	国際的な核軍縮を追求するための取組を強化する。	

2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行っている。また、在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制を強化するための諸施策が着実に履行・発展されるよう様々な取組を行った。また、二国間レベルの働きかけに加え、第8回アジア不拡散協議(ASTOP)や第19回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。さらに、拡散に対する安全保障構想(PSI)の独主催オペレーション専門家会合(OEG)やワークショップの参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。
	24年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行った。また、在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制を強化するための諸施策が着実に履行・発展されるよう様々な取組を行った。 また、二国間レベルの働きかけに加え、第9回アジア不拡散協議(ASTOP)や第20回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。 さらに、拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催や、韓国主催 PSI 海上阻止訓練等への参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。
	25年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行っている。また、在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、様々な国際的取組を行った。 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は平成24年末の119か国から122か国へと増加した。 また、二国間レベルの働きかけに加え、第10回アジア不拡散協議(ASTOP)や第21回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。 さらに、拡散に対する安全保障構想(PSI)のポーランド主催10周年記念会合や米国主催訓練「Future Guard 14」の計画会合への参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するた

		めの国際的な枠組みに積極的に参加した。	
	26 年 度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行っている。また、在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ (NSG) の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、様々な国際的取組を行った。 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は平成 25 年末の 122 か国から 124 か国へと増加した。 また、二国間レベルの働きかけに加え、第 11 回アジア不拡散協議 (ASTOP) や第 22 回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。 さらに、拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家 (OEG) 会合や米国主催訓練「Future Guard 14」の計画会合への参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。	北朝鮮・イランの核問題等の地域の不拡散の課題、輸出管理、IAEA 保障措置等、不拡散に関連する取組の強化に向け、アジアをはじめとする国際社会との協力を推進する。
中 期 目 標	—	大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。	
3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器条約 (CWC) の実施強化のための取組			年度目標
施 策 の 進 捗 状 況 ・ 実 績	23 年 度	BWC 及び CWC の非締約国に対して加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、我が国は、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC 及び CWC の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。また、化学兵器禁止機関 (OPCW) による査察の滞りない受入れにより、我が国の CWC 履行に対する信頼醸成に努めた。	軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	24 年 度	BWC 及び CWC の非締約国に対して加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC 及び CWC の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。 また、化学兵器禁止機関 (OPCW) による査察の滞りない受入れにより、我が国の CWC 履行に対する透明性確保、信頼醸成に努めた。12 月には OPCW 事務局次長を我が国に招へいし、CWC の履行に係る我が国の誠実な取組につき先方の理解を促進した。第 3 回 CWC 運用検討会議に先立つ議論の中で、普遍化、国内実施の強化、化学兵器の再出現の防止等の必要性に係る我が国の立場を積極的に発信した。	NPDI の取組、軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や、拡散に対する安全保障構想 (PSI) 航空阻止訓練の我が国主催など、軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	25 年 度	BWC 及び CWC の非締約国に対して加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、知見を有する専門家 1 名を関連会合に派遣するなど、BWC 及び CWC の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。 また、化学兵器禁止機関 (OPCW) による査察を滞りなく受入れたことは、CWC の履行を透明性のあるものとした。第 3 回 CWC 運用検討会議において、OPCW として化学兵器の再	機会をとらえ、非締約国に対して BWC 及び CWC への加入を呼びかけるとともに、専門家のセミナー派遣等を実施する。 また、化学兵器禁止機関 (OPCW) による査察を受入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。第 3 回 CWC 運用検討会議において、普遍化、国内実施の強化、化学兵器の再出

		出現防止により力を入れていくことが求められており、そのために普遍化と国内実施の強化が必要であるとの我が方の立場を発信した。 さらに、シリアの化学兵器廃棄に向けた国際社会の取組を支援するために拠出を行うなど我が国として積極的に貢献した。	現の防止等の必要性に係る我が方の立場を積極的に発信する。
	26年度	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の非締約国に対して加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、知見を有する専門家1名を関連会合に派遣するなど、BWC及びCWCの普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。我が国からは特にアジアの非締約国であるミャンマーに条約加入を呼びかけ、BWCについてはミャンマー、モリタニア、アンドラの3カ国が新たに締約国となった。CWCについては、化学兵器禁止機関(OPCW)によるミャンマーの加入促進の活動の一環である模擬査察実施に我が国専門家を派遣し、その後、ミャンマーから早期加入に向けて準備を進めている旨の表明がなされた。 また、OPCWによる査察の滞りない受入れにより、我が国のCWC履行に対する透明性確保、信頼醸成に努めた。2月にはOPCW事務局長を我が国に招へいし、CWCの履行に係る我が国の誠実な取組につき先方の理解を促進した。	生物・化学兵器については、機会を捉え、非締約国に対してBWC及びCWCへの加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、専門家のセミナー派遣等を実施する。また、化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。
中期目標	—	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組を強化する。	
4 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	我が国は、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進に積極的に取り組んでおり、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、早期に条約に加入するよう働きかけを行った。特に、クラスター弾に関する条約の第1回締約国会議においては、副議長を務めるとともに、普遍化セッションにおいて、議長を補佐する役割を担った。武器貿易条約(ATT)構想に関しては、平成24年の国連会議に向けて4回の準備委員会が開催されており、準備作業に貢献している。我が国が国連に決議案を提出し、採択された小型武器決議においては、政府専門家会合の開催が決定された。また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。	軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	24年度	7月に第1回目の武器貿易条約(ATT)国連会議が開催され、また、3月に、ATT最終国連会議が開催されたところ、我が国は、同条約の原共同提案国及びアジア地域選出の副議長国として、他のATT推進国と連携しつつ積極的に交渉に参加した。(条約案は、平成25年4月に、国連総会において圧倒的多数をもって採択された。) また、8月に開催された第2回国連小型武器行動計画(PoA)履行検討会議では、各国の見解の相違を乗り越えて、成果文書が全会一致採択された。我が国は、アジア地域選出の副議長を務めたが、それに加えて、議長を補佐して成果文書を取りまとめるための4名のファシリテーターの一人に我が国代表部の参事官が任命され、会期を通じて精力的に担当業務に従事した。	NPDIの取組、軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や、拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催など、軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。

25 年 度	4月に武器貿易条約(ATT)が国連総会において圧倒的多数をもって採択され、6月3日(現地時間)、ニューヨークにおいて署名解放され、我が国は同日署名を行った。同条約が早期に発効することを目指し、9月25日に国連本部において、日本を含む原共同提案国によるATTハイレベル会合が開催された。同会合には、岸田外務大臣が出席し、幅広い国、特に主要な武器取引国の締結が重要であることを訴えた。 対人地雷においては、12月に開催された対人地雷禁止条約第13回締約国会議において、我が国は、地雷除去に関する常設委員会の共同議長に就任した。また、平成26年1月から、我が国は、地雷対策支援グループ(MASG)の議長に就任した。 対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。 対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進については、パキスタン、ミャンマー等アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、早期に条約に加入するよう働きかけを行った。また、カリコム地域について、若手外交官招へいプログラムの機会を捉えて普遍化の働きかけを行った。 国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出したところ、コンセンサス採択された。	我が国は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)及びクラスター弾に関する条約(CCM)の普遍化促進に向け、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、二国間・多国間協議の機会をとらえ、早期に条約に加入するよう働きかけを行う。 平成25年4月に、対人地雷禁止条約の共同議長職に立候補しており、選任された場合には、同条約の常設委員会における議事を主導する。 平成25年4月に採択された武器貿易条約(ATT)に関しては、署名・締結の準備作業を進める。 国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出する。 また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、現場のプロジェクトへの支援を通じて、汚染地の除去義務等の条約履行を支援する。
26 年 度	5月に武器貿易条約を締結し、アジア太平洋で最初の締約国となった。また、武器貿易条約の関連の会合及び地域ワークショップ等の機会を捉えて、関係国に早期の署名及び締結の働きかけを行ったところ、アジア太平洋で我が国を含め4か国が締約国となった。 対人地雷に関しては、6月にモザンビークにおいて第3回検討会議が開催され、地雷除去に関する常設委員会の共同議長の任を果たした。ハイレベル・セッションにおけるステートメントでは、地雷対策支援に関する我が国の3つのアプローチを表明する等積極的な姿勢をアピールした。また、カンボジア・アンゴラとの三角協力及びベナン地雷対策訓練機会を紹介するサイド・イベントをそれぞれ開催し、多数の参加者に日本の取組を紹介した。その他、平成26年1月から地雷対策支援グループ(MASG)の議長国を務め、春と秋に定例会合を開催した他、8月にはガザ地区の不発弾除去支援を目的とした緊急会合を主催した。また、3月には現地視察を発案し、主要ドナーや国連機関と共にコロンビアを視察した。 クラスター弾に関しては、クラスター弾に関する条約に基づき実施してきた、我が国が貯蔵するクラスター弾の廃棄が完了し、その旨を条約事務局に報告した。 対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、アフガニスタンやソマリア、南スーダン等における国連等のプロジェクトへの支援を着実に進めた。 6月の国連小型武器行動計画(PoA)の第5回隔年会合においては、小型武器の適切な安全管理及びストックパイル管理についての提案を積極的に行った。また、国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出したところ、コンセンサス採択された。	平成25年4月に採択された武器貿易条約(ATT)を早期に締結する。同条約は、50か国の締結をもって発効するため、同条約の早期発効を目指し、引き続き、各国に対して同条約の署名・締結を働きかける。 6月には、対人地雷禁止条約の5年に1度の会議となる第3回検討会議がモザンビークにおいて開催されるため、同条約の普遍化促進を継続するとともに、除去の常設委員会の共同議長として、地雷除去にあたっている国々の除去活動を促すよう議論を主導していく。 また、6月には、国連小型武器行動計画(PoA)の第5回隔年会合が開催され、国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきてきた我が国としては、本件会合においても積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献していく。

中期目標	—	通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組を強化する。				
5 国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取り付け ①共同提案国数, ②賛成国数	実績値					中期目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
	① 90 ②173	① 99 ②169	①99(含、米国・英国及び NPDI 参加諸国 10 か国中 9 か国) ②174	①102 ②169	①116 ②170	—
	年度目標値		前年度実績値程度の維持並びに米国及び NPDI メンバー国の共同提案国としての確保	同左	① 99 ②174	①100 ②170

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ(トップページ>外交政策>軍縮・不拡散) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html) ・ 平成 26 年版外交青書 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000048.html)
---------------------	---

個別分野	9 原子力の平和的利用のための国際協力の推進
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所事故に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。また、国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。さらに、二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。
関連する内閣の重要政策	・第186国会施政方針演説(平成26年1月24日) 「海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓(ひら)きます。イノベーションによって、日本に新たな「可能性」を創りだす気概が必要です。・・・日本を「世界で最もイノベーションに適した国」としてまいります。」 ・2015年NPT運用検討会議一般討論演説(平成27年4月28日) 「福島第一原発事故を踏まえ、国際的な原子力安全の強化に貢献していく考えです。」 ・エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)抜粋 第4節 原子力政策の再構築 3. 原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立 我が国は、事故の経験も含め、原子力利用先進国として、安全や核不拡散及び核セキュリティ分野での貢献が期待されており、また、周辺国の原子力安全を向上すること自体が我が国の安全を確保することとなるため、それに貢献できる高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要である。 5. 国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築 (3)世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献 東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を国際社会と共有することで、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくとともに、核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行うことは我が国の責務であり、世界からの期待でもある。我が国としてはIAEA基準等の原子力安全の国際標準の策定に積極的に貢献することが重要である。加えて、原発輸出を含む原子力技術を提供するに際し、公的金融を付与する場合には、原子力安全条約及びIAEA基準を参照した安全確保等に関する配慮の確認を行いつつ、事故の経験と教訓に基づき、安全性を高めた原子力技術と安全文化を共有していくことで、世界の原子力安全の向上に貢献する。 - 第10節 総合的なエネルギー国際協力の展開 1. エネルギー国際協力体制の拡大・深化 (2)二国間エネルギー協力体制の高度化 ②アジア各国とのエネルギー協力関係の強化 原子力発電所の安全性確保は各国の共通の課題となっており、東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を共有することで、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していく。

測定指標	1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度 欧州復興開発銀行(EBRD)が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加した。 国際的な核セキュリティ対策強化に関し、3月にソウルにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて我が国がワシントン核セキュリティ・サミット後に行った措置について、日米核セキュリティ作業グループの成果も含め発表する等、活動を強化した。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT)の関連活動にも積極的に参加した。	国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。
	24年度 IAEAやG8各国等と協力し、原子力安全関連条約や安全基準等の強化に積極的に貢献した。特に、チェルノブイリ原発支援事業に対し、3,050万ユーロの拠出を行った。また、12月、福島県において、IAEAとの共催で、原子力安全に関する福島閣僚会議を開催し、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見・教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に関する様々な取組の進捗状況について議論を行った。 国際的な核セキュリティ対策強化に関し、第3回核セキ	国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。原子力安全に関する福島閣僚会議を開催する。

		ユリティ・サミットに向けた準備会合や GICNT 関連会合等に積極的に参加した。また、日米核セキュリティ作業グループにおいて、具体的な核セキュリティ対策強化に貢献した。	
	25 年度	IAEA や G 8 各国等との関連会合に積極的に参加し、国際協力を推進した。原子力安全の分野においては、福島県における IAEA の緊急時対応能力研修センターの指定や同センターでの研修を実施するとともに、原子力安全関連条約の運用強化に貢献した。 5 月にメキシコで開催された GICNT 全体会合(次官級会合)に出席し、我が国の核セキュリティ強化に向けた国際協力等を紹介した。 7 月にウィーンで開催された IAEA 核セキュリティ国際会議では初日に閣僚セッションが設けられ、我が国からは鈴木外務副大臣が出席し、政府代表として演説を行った。 3 月に開催されたハーグ核セキュリティ・サミットには、安倍総理大臣が出席し、我が国の核セキュリティ向上への姿勢を表明した。特に、日米間で「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」を発出した。	IAEA や G 8 各国等と協力し、関連会合への積極的な参加等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。 ウィーンで開催予定の IAEA 核セキュリティに関する国際会議(7 月)やハーグで開催予定の第 3 回核セキュリティ・サミット(3 月)等において我が国の措置について各国の理解を得る。 米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT)の関連活動に貢献する。
	26 年度	IAEA 総会／理事会や G 7 各国等との関連会合に積極的に参加し、原子力安全に関する決議や成果文書等に我が国の立場を反映させ、これらの合意や採択に努める等国際協力を推進した。原子力安全の分野においては、福島県に指定した IAEA の緊急時対応能力研修センターにおいて研修を実施し、原子力安全関連条約の運用強化に貢献した。 国際的な原子力損害賠償制度の構築への貢献については、原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)を締結した。 チェルノブイリ原発支援事業に対しては、国際的な原子力安全の強化に貢献すべく、約 16 億円の追加拠出を行った。 国際的な核セキュリティ強化に関し、第 4 回核セキュリティ・サミットに向けた準備会合や「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT)関連会合等に積極的に参加した。特に、第 3 回核セキュリティ・サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の履行のための準備会合を関係省庁と協力してそれぞれ開催した。また、日米核セキュリティ作業グループにおいて、具体的な核セキュリティ強化に取り組んだ。	IAEA や G 8 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。 平成 26 年 3 月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップ、特に同サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の着実な履行を推進する。
中期目標	一	IAEA や G 8 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。 平成 28(2016)年に予定されている第 4 回核セキュリティ・サミットに向けて、我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の努力を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。	
2 福島第一原発事故後の対応			年度目標
施策の	23 年度	福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。	各国への迅速・正確な情報提供を行う。

進捗状況・実績	24年度	「原子力安全に関する福島閣僚会議」や IAEA の専門家会合への参加を通じ、福島第一原発事故後の状況について一層の情報提供を行った。また、福島第一原発にトラブル等が発生した場合は、関係国の在京大使館に対し、速やかに情報提供を行った。	各国への迅速・正確な情報提供を行う。
	25年度	在京大使館、国際機関駐日事務所等を対象とした情報提供や説明会を累次実施、福島第一原発の状況や我が国の取組について積極的な情報発信を行った。また、12月からは、日本の情報を包括的な形でとりまとめ IAEA に提供、IAEA は評価を加えた上で、IAEA のホームページに公開してきている。さらに、関係省庁と連携し、IAEA の除染、廃炉ミッションを受け入れる等、国際社会との協力を推進した。	福島第一原発の状況等について、引き続き情報提供を行っていく。また、廃炉に関し、IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。
	26年度	在京大使館等を対象とした情報提供や説明会を累次実施、福島第一原発の状況や我が国の取組について積極的な情報発信を継続するとともに、IAEA への情報提供についても継続して実施した。また、関係省庁と連携し、海洋モニタリングミッションや廃炉ミッションを受入れる等、IAEA をはじめとする国際社会との協力を推進した。	福島第一原発の状況及び我が国の取組について、積極的な情報発信を行っていくとともに、また、廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。
	中期目標 —	事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。	
3 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)を実施した。我が国は、RCA においてリードカントリーを務める医療・健康分野(子宮頸がんの放射線治療分野)での事業の形成・実施計画の策定を行った。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。
	24年度	原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)や RCA において我が国がリードカントリーを務める医療・健康分野での事業の形成・実施計画の策定を行った。 IAEA 技術協力基金に対し約 752 万ユーロ、平和利用イニシアティブ(PUI)に対し 350 万ドルをそれぞれ拠出し、各種プログラムを実施した。こうした取組を通じ、開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上に貢献した。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。 IAEA 技術協力への支援や IAEA の原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。
	25年度	原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため、関連会合に積極的に参加するとともに、我が国からの専門家の派遣を行った。 IAEA 技術協力基金(TCF)に対し約 863 万ユーロを拠出し、IAEA を通じた技術協力活動に活用された。 平和利用イニシアティブ(PUI)に対し 350 万米ドルを拠出し、アジア及びアフリカを中心とした途上国における発電分野及び非発電分野(環境、医療、農業及び工業等)における技術協力を実施した。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。 IAEA 技術協力への支援や IAEA の原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。
	26年度	原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため、関連会合に積極的に参加するとともに、我が国からの専門家の派遣を行った。関連会合としては、RCA 政府代表者会合、RCA 総会等に日本政府代表として出席し、必要な提言を行い、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施、運営体制の適正化に貢献した。	IAEA 技術協力基金(TCF)や原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みの下でのプロジェクトの実施等を通じ開発途上国や原発新規導入国を支援する。

		IAEA 技術協力基金 (TCF) に対し約 723 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とした保健・医療、原子力安全・セキュリティ、食品・農業等の分野における技術協力を実施した。 平和利用イニシアティブ (PUI) に対し約 308 万米ドルを拠出し、アジア及びアフリカを中心とした開発途上国における発電分野及び非発電分野 (環境、医療、農業及び工業適用等) における技術協力を実施した。	
中期目標	—	開発途上国及び原発新規導入国の原子力の平和的利用や原子力安全の向上に努める。	
4 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入を実施した。 具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 150 件実施した。	国際的な原子力協力のあり方については、福島第一原発における東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEA における原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。
	24 年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 90 件実施した。	国際的な原子力協力のあり方については、福島第一原発における東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEA における原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。
	25 年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 70 件実施した。	福島第一原発事故の経験と教訓を世界に共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務である。我が国の原子力技術に対しては、各国から高い期待が示されてきている。原子炉等の原子力関連資機材の輸出については、相手国の意向や事情を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく。
	26 年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 70 件実施した。	二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。
中期目標	—	核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。	

5 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムは MOX 燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており。MOX 燃料の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。
	24年度	IAEA 総会の機会に沿岸国政府との協議を行い、放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、円滑な放射性物質輸送を実施できた。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での協議を密に実施し、また国内関係省庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行うことができた。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。
	25年度	沿岸国政府との協議を行い、放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、円滑な放射性物質輸送を実施した。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での協議を密に実施し、また国内関係省庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。このための関係国間の協力を一層緊密化させる。
	26年度	沿岸国政府との協議を行い、放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、平成26年2～4月に円滑な放射性物質輸送を実施した。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での協議を7月及び9月に実施し、また国内関係省庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。
中期目標	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。	
6 二国間協定の交渉・協議の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ヨルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では1回、韓国との間では5回、ベトナムとの間では3回の交渉を経て、原子力協定を署名した。	国際的な原子力協力のあり方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEA における原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、二国間協定の交渉・協議についても右にそった形で進める。また、これまで進められてきた各国との原子力協力については、外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく。

	24 年 度	ロシアとの原子力協定が発効した。	国際的な原子力協力のあり方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、二国間協定の交渉・協議についても右にそった形で進める。また、これまで進められてきた各国との原子力協力については、これらの協力を進めていく。
	25 年 度	トルコとアラブ首長国連邦との原子力協定について、署名を行った。また、メキシコ及びサウジアラビアとの間で原子力協定交渉を開始し、交渉中である南アフリカ等との間で引き続き交渉・協議を行った。	協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくという、原子力協定締結に関する我が国の考え方にそって、二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めていく。
	26 年 度	日・トルコ原子力協定及び日・UAE 原子力協定が発効した。また、交渉中であるメキシコ、南アフリカ等との間で引き続き交渉・協議を行った。	メキシコとの二国間原子力協定等交渉中の協定の交渉を推進する。 新たな協定の整備については、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していく。
	中 期 目 標	— 二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。	

作成にあ
たって使
用した資
料その他
の情報

- ・ IAEA ホームページ
(<http://www.iaea.org/>)
- ・ 首相官邸ホームページ
(<http://www.kantei.go.jp>)

個別分野	10 科学技術に係る国際協力の推進
施策の概要	我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。
関連する内閣の重要政策	- 第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) Ⅲ. 4. (1)アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進 (2)科学技術外交の新たな展開 - 第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日) 「日本を「世界で最もイノベーションに適した国」にする。世界中から超一流の研究者を集めるため、世界最高の環境を備えた新たな研究開発法人制度を創ります。ITやロボット、海洋や宇宙、バイオなど、経済社会を一変させる挑戦的な研究を大胆に支援してまいります。」

測定指標	1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大		年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	EU, イタリア, 英国との間で政府間会合を実施し、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。
		24年度	スウェーデン, フィンランド, ノルウェー, 米国, スペイン, オーストラリア, スイス, カナダ, ドイツとの間で政府間会合を実施し、各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。 また、科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じ、国内関係府省・機関による連絡会を定期的に開催し、二国間合同委員会の活性化に向けた方策等について協議した。
		25年度	米国, フランス, EU, チェコ, スロベニア, ロシア, ニュージーランド, ウクライナとの間で政府間会合を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合を実施することで、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。なお、スロベニアについては、今回が初の二国間科学技術協力合同委員会の開催となった。 また、科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じた国内関係府省・機関との連絡会や、国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ、戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議した。
		26年度	米国, スペイン, インド, 英国, スイス, ポーランド, ノルウェー, イスラエル, ベトナムとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合を実施することで、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。例えば、米国との合同委員会においては、高エネルギー物理学、核融合科学、原子核物理学、ビッグデータ、ハイパフォーマンス・コンピューティングの分野の協力を更に発展させるとの共通理解に到達すると共に、イノベーション創出のための産学連携、プロジェクト・マネジメントのための人材育成、研究者交流、研究者倫理、リスクコミュニケーション等の課題を今後、日米間で議論すべき先駆的分野として特定した。 また、科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じた国内関係府省・機関との連絡会や、国内関係府省との科学技術合

		同委員会戦略会議を通じ、科学技術外交上の重要性を考慮して戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議し、直近の二国間合同委員会の優先開催国及び開催日程の方向性を政府内で確認した。	
中期目標	—	科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安全確保に貢献する。	
2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	11月、イーター(国際熱核融合実験炉)の運転開始時期について、日本の震災及び右震災以前から生じていたスケジュールの遅れを踏まえ、作業スケジュールの見直しが行われた。更に日EU間のブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現に向けて、イーター計画への支援とともに、発電実証を行う原型炉を見据え、日ユーラトム(欧州原子力共同体)間で実施する国際共同研究開発プロジェクト)の実施に向け、日欧間での議論を継続した。	イーター計画の円滑な進展等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
	24年度	イーター計画の確実な実施に向けて理事会等で主導的な役割を果たした。8月には、イーター本部建屋が完成した。日EU間で実施するブローダー・アプローチ活動の下で進めているサテライト・トカマク計画事業の主要装置のうち、欧州が作成する機器が初搬入され、組立てが開始された。	イーター計画建設期の円滑な進展等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
	25年度	9月に開催された閣僚級理事会において、イーター参加7極のハイレベルでイーター計画の重要性が再確認された。事務局運営の効率化・合理化に向け、理事会に提出された運営評価2013の指摘事項に対する対処計画に関する議論に積極的に取り組んだ。 ブローダー・アプローチ活動においては、IFMIF事業で、原型加速器の製作が欧州で進捗し、11月に据付けが開始され、サテライト・トカマク計画事業において、1月に超伝導コイルの初搬入作業が実施された。	イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。イーターについては、計画建設期の円滑な進展を目指し、関係者との調整を行う。また、事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
	26年度	3月に開催された臨時理事会において、イーター計画の円滑な推進のため、組織運営改革方針をまとめた行動計画案が検討され、我が国としても、右計画の組織改編、機構長の権限強化、国内実施機関との関係改善を高く評価し、一部の議論が必要な内容以外は賛成し、右計画は基本的に承認された。右により、イーター計画のより円滑な推進に向けた新体制構築に向けた議論が前進した。 ブローダー・アプローチ活動については、引き続きEUとの協力の下、青森県及び茨城県における世界最先端の核融合研究開発拠点の形成に向けて初期組立作業等が実施された。	イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。イーターについては、今後本格的な建設期に移行することを踏まえ、引き続き円滑な進展を目指し、関係者との調整を行う。また、事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
中期目標	—	多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。	
3 ISTC への支援を通じた協力の推進			年度目標
施策の進捗	23年度	我が国及び民間企業が拠出するプロジェクトの実施・継続を通じて、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。国際科学技術センター(ISTC)理事会等で、事務局運営の効率化・合理化に取り組んだ。	国際科学技術センター(ISTC)のプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。

状況・実績	24年度	我が国及び民間企業のプロジェクトとして、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させることなどの措置を実施した。また、ISTC 理事会等で、中央アジア地域における多国間の科技協力の強化、事務局運営の一層の効率化・合理化を進めた。	ISTC のプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
	25年度	旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施している ISTC を支援することを通じ、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。また、ISTC 理事会等で、ISTC あり方について他国とともに検討するとともに、中央アジア等より広範な地域との科学技術協力関係の強化、及び事務局本部の職員を対前年度比約3割減とする等 ISTC 事務局運営の一層の効率化・合理化に向けて取り組んだ。	ISTC 事務局運営の効率化・合理化に取り組み、ISTC を通じ中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。
	26年度	旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施している国際科学技術センター(ISTC)を支援することを通じ、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。我が国(外務省及び文部科学省)は ISTC に供出金を拠出している他、事務局職員1名を文部科学省から派遣し、財政的及び人的支援を行っている。26年度には62件のプロジェクトの実施が完了し、25年度の99件からは減少したものの、引き続き着実に成果を挙げている。 また、ISTC 理事会等に我が国は、ISTC の活動や運営方針を決定する理事国としても積極的に貢献し、中央アジア等より広範な地域との科学技術協力関係の強化、事務局職員数の対前年度比約1割削減等により事務局経費の更なる削減等の実施を実現した。	ISTC を通じ、中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。また、ISTC の事務局運営の効率化・合理化に取り組むとともに、ISTC を通じて大量破壊兵器の拡散防止に向けたより効果的な取組に向けた議論に積極的に貢献する。
	中期目標	—	多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。
4 ソフトパワーとしての科学技術の活用			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	カナダ、トルコ、シンガポール、インドネシア、ブラジル、スペイン、ポルトガル、ブルガリアに我が国の優れた科学者・専門家を派遣し、講演会等を通じて、我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに、派遣先の政府関係者、科学者、専門家、企業関係者等とのネットワーキングを行った。	科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等に印象づけ、経済外交にも貢献する。
	24年度	森川正章北海道大学教授、細田秀樹東京工業大学教授、中北英一京都大学教授、越村俊一東北大学教授をデンマーク、スウェーデン、フィンランド、南アフリカ、タイ、マレーシア、エクアドル、ペルー、コロンビアに派遣し、講演会等を通じて、我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに、派遣先の政府関係者、科学者、専門家、企業関係者等とのネットワーキングを行った。	科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等4か国に印象づけ、経済外交にも貢献する。

	25年度	白山義久独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)理事(研究担当), 金田義行 JAMSTEC 地震津波・防災研究プロジェクトリーダー, 鈴木章北海道大学名誉教授(平成 22 年ノーベル化学賞受賞者)をニュージーランド(ウェリントン, オークランド), オーストラリア, アイルランド, 英国, ドイツ, カナダ(モントリオール, トロント, バンクーバー)に派遣し, (地震・津波に関する)防災及びクロスカップリング反応についての講演会を実施した。我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに, 派遣先の政府関係者, 科学者, 専門家, 企業関係者とのネットワーキングを行った。またプレスインタビュー等にも積極的に対応することで, 広く広報されるよう努めた。	科学者・専門家の派遣を通じ, 我が国の優れた科学技術力をアジア諸国, 新興国等 4 か国に印象づけ, 経済外交にも貢献する。		
	26年度	大村智北里大学特別栄誉教授をカナダへ, 姫野嘉昭東京工業大学特任教授をエストニア, リトアニア, ポーランドへ, 岸輝雄独立行政法人科学技術振興機構 国際科学技術共同研究推進事業運営統括をポーランド, チェコ, スロバキア, ハンガリーへ, 川本健埼玉大学教授をスリランカへ派遣し, 講演会を実施した(カナダは, 外務省費用負担はレセプションのみ)。我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに, 派遣先の政府関係者, 科学者, 専門家, 企業関係者とのネットワーキングを行った。またプレスインタビュー等にも積極的に対応した結果, 例えば, 姫野教授のエストニア派遣においては, エストニア国営放送のニュースで2回報道された他, エストニア主要日刊紙(エースティ・パエヴァレフト紙)に記事が掲載された。また, 川本教授のスリランカ派遣においては, スリランカの主要日刊紙(デイリーミラー紙等)に記事が掲載された。	我が国の優れた科学者・専門家の派遣し, 5回を目標に講演会等を開催し, 我が国の優れた科学技術力を印象づけ, 経済外交にも貢献する。		
中期目標	—	我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって, 我が国の繁栄と安定に貢献する。			
5 (参考指標)ISTC における新規プロジェクト数	実績値				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	52	11	12	31	10
6 (参考指標)ISTC 事務局の職員数	実績値				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	172	118	94	69	37
7 (参考指標)専門家交流事業の実施回数	実績値				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	3	17	15	9	12
8 (参考指標)専門家交流事業の参加人数	実績値				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	260	2, 147	1, 310	1, 058	1, 197

作成にあたって使用した資料その他の情報	- 科学技術に関する外交政策(外務省) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/index.html) - 科学技術外交の強化に向けて(総合科学技術会議, 平成 20 年 5 月 19 日) (http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu75/siryo5-2.pdf) - 科学技術外交戦略タスクフォース報告書(総合科学技術会議, 平成 22 年 2 月 4 日) (http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryo1-1.pdf) - 新成長戦略(閣議決定, 平成 22 年 6 月 18 日) (http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf) - 科学技術政策(内閣府) (http://www8.cao.go.jp/cstp/stmain.html) - 総合科学技術会議
---------------------	---

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/>)

- 文部科学省

(<http://www.mext.go.jp/>)

- ITER

(<http://www.iter.org/> <http://www.naka.jaea.go.jp/ITER/index.html>)

- ブローダー・アプローチ

(<http://www.naka.jaea.go.jp/BA/>)

- ISTC

(<http://www.istc.ru/>)

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組(モニタリング)

平成 27 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 26－Ⅱ－2)

施策名	国際経済に関する取組					
施策目標	日本経済の再生に資する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	306	274	289	491
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	306	274		
	執行額(百万円)		217	252		

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	経済局	政策評価(モニタリング) 実施時期	平成 27 年 8 月
-------	-----	----------------------	-------------

個別分野	1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
施策の概要	1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化する。 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。
関連する内閣の重要政策	1 多角的貿易体制の維持・強化 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「経済面での国際ルール整備のため、WTO や OECD, APEC, 主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。」 2 経済連携強化に向けた取組 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改訂)(抜粋) TPP, RCEP, 日中韓 FTA, 日 EU・EPA 等の連携交渉を推進し、世界の主要な国々との経済連携を深めるとともに、投資協定の締結促進や、租税条約ネットワーク拡充のための取組を加速する。 2018年までに、FTA 比率 70%(2012年: 18.9%)を目指す。 ・第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日)(抜粋) 「最終局面の TPP 交渉は、いよいよ出口が見えてまいりました。米国と共に交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指します。欧州との EPA についても、本年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速してまいります」 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日)(抜粋) 「TPP を始めとする経済連携交渉を、国益にかなった、包括的かつ高いレベルで戦略的かつスピード感をもって推進します。」

測定指標	1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度 1 WTO ドーハ・ラウンドの平成23年中の妥結を目指し議論が行われ、我が国は、二国間での会合等を積極的に行うなど、ドーハ・ラウンド交渉(DDA)の妥結に向けた交渉に積極的に貢献した。しかし、我が国のかかる努力にもかかわらず、先進国と新興国の間の溝を埋めることはできず、年内の一括合意のみならず、後発開発途上国(LDC)向けの優遇措置を中心とした部分合意についても断念された。このような膠着状態が続く中で、年末のWTO第8回定例閣僚会議(MC8)に我が国から、枝野経済産業大臣、中野外務大臣政務官及び森本農林水産大臣政務官が出席し、枝野経済産業大臣から、日本は交渉を前進させるための努力を惜しまない旨表明したほか、中野外務大臣政務官から、DDA が膠着状況に陥った根本原因を克服していく方途について、率直に議論する必要がある旨表明するなど、閣僚レベルでも積極的に交渉に貢献した。その結果、当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも、目標として一括妥結は断念しないこと及び部分合意、先行合意等の「新たなアプローチ」を探索することが合意された。 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は、WTO の各種通常委員会の議題として、積極的に取り上げ、各国による説明を求める他、かかる措置の是正・撤回を求めてきた。その結果、12月に開催されたMC8において、G20 カンヌ・サミット及び APEC ホノルル首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出された。なお、我が国は、年に2回、WTO における保護主義モニタリング報告書の作成にも各種情報提供を行うなど全面的に、協力している。	1 ドーハ・ラウンド交渉の妥結を目指し、我が国として貢献する。 2 紛争解決手続を積極的に活用するとともに、WTO 各種委員会等を通じて保護主義的な貿易政策を抑止する。

24 年 度	1 WTO ドーハ・ラウンド交渉について、平成 23(2011) 年末の第 8 回 WTO 閣僚会議で、目標としての一括妥結は断念しないことや部分合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。この合意に基づき、平成 25(2013) 年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議も見据えつつ、全加盟国による交渉(貿易円滑化、農業、開発)や有志国による交渉(情報技術協定(ITA)の拡大及びサービス貿易自由化)が行われ、我が国としてもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は、WTO の各種通常委員会の議題として積極的に取り上げ、各国による説明を求めた他、かかる措置の是正・撤回を求めてきた。G20 ロスカボス・サミットや APEC ウラジオストク首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが発出された。 また、WTO 紛争解決制度は、WTO 協定に基づき個別の貿易紛争について解釈し、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。本年度日本はカナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置、中国のレアアース等輸出規制措置、アルゼンチンの輸入制限措置及び中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング(AD)税を賦課する措置等の案件に当事国として関与したほか、多数の案件に第 3 国として参加した。	1 引き続き国際貿易ルールの強化のために、我が国として貢献する。 2 紛争解決手続を積極的に活用するとともに、WTO 各種委員会等を通じて保護主義的な貿易政策を抑止する。
25 年 度	1 WTO ドーハ・ラウンド交渉について、平成 25 年末の第 9 回 WTO 閣僚会議において「バリ合意」が妥結した。「バリ合意」は WTO 設立以来初の全加盟国による多数国間の協定である貿易円滑化協定を含むものである。加盟国が総意で一定の成果を上げたという点で、画期的な成果である。我が国は WTO の主要なメンバーとして、バリ合意の妥結に向け、交渉に積極的に貢献した。 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は WTO の各種通常委員会の議題として取り上げ、各国による説明を求めた他、かかる措置の是正・撤回を求めた。G20 サントペテルブルグサミットや APEC バリ首脳会議において、保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。 また、WTO 紛争解決制度は、WTO 協定に基づき個別の貿易紛争について解釈し、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。本年度日本は、カナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置、中国のレアアース等輸入規制措置、アルゼンチンの輸入制限措置、中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング(AD)税を賦課する措置、ロシアの自動車廃車税に関する措置、ウクライナの自動車セーフガードに関する措置等に当事国として関与したほか、多数の案件に第三国として参加した。	1 引き続き国際貿易ルールの強化のために、我が国として貢献する。 2 保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために、WTO 各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。
26 年 度	1 WTO ドーハ・ラウンド交渉については、平成 25 年末の第 9 回 WTO 閣僚会議において妥結した「バリ合意」の実施が一時停滞したが、11 月の WTO 一般理事会特別会合において貿易円滑化に関する協定を WTO 協定の一部に組み込む議定書を含む一般理事会決定が採択された。貿易円滑化に関する協定が発効すれば、WTO 設立後、初めて全加盟国を拘束することとなる協定が実現することになる。また、平成 27 年 7 月を期限とするポストバリ作業計画の策定、同年 12 月開催予定の第 10 回 WTO 閣僚会議を見据	1 WTO を通じた貿易自由化の推進や国際貿易ルールの強化のために、引き続き我が国として貢献する。 2 保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために、WTO 各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。

		えつつ、ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の妥結に向け積極的に貢献した。有志国による交渉に関しても情報技術協定 (ITA) の品目拡大交渉、新サービス貿易協定 (TiSA) 交渉及び環境物品協定 (EGA) 交渉が行われ、我が国としてもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は WTO の各種通常委員会の議題として取り上げ、各国による説明を求めた他、かかる措置の是正・撤回を求めた。G20 ブリスベン・サミットや APEC 北京首脳会議において、保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。 また、WTO 紛争解決制度は、個別の貿易紛争を通して WTO 協定について解釈し、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。本年度日本は、(1) カナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置、(2) 中国のレアアース等輸入規制措置、(3) アルゼンチンの輸入制限措置、(4) 中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング (AD) 税を賦課する措置、(5) ウクライナの自動車セーフガードに関する措置等に当事国として関与し、(1) については違法措置の是正、(2) 及び (3) については最終的な違法認定、(4) については第一審での違法認定を確保した ((5) は引き続き係属中)。	
中期目標	—	多角的自由貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。	
2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	8月に日インド EPA が発効し、3月には日ペルー EPA が発効した。また3月には日モンゴル EPA の交渉開始で一致し、第1回交渉準備会合を開催した。日加 EPA についても、共同研究を完了し、3月に交渉開始で一致した。豪州との間では12月、2月と2回の会合を開催し、韓国との間では5月に交渉再開に向けた局長級事前協議を1回実施した。日中韓 FTA については12月に共同研究が完了したほか、コロンビアとは11月に共同研究を開始した。ASEAN を中心とした広域の包括的な経済連携については、11月の ASEAN 関連首脳会談において、日中の共同提案を踏まえ、ASEAN 諸国と域外関係国との間で順次、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する新たな作業部会が立ち上げられることとなった。環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、11月の APEC 首脳会議において、交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨表明し、関係国との協議が一巡した。	既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。
	24年度	9月には日コロンビア首脳会談において、交渉開始することで一致し、12月に会合を開催した。3月には日 EU 首脳電話会談において日 EU・EPA について、交渉開始を決定した。豪州との間では4月、6月と2回の会合を開催し、モンゴルとの間では6月、12月と2回の会合を開催し、カナダとの間では11月に会合を開催した。 11月の ASEAN 関連首脳会議の機会に、日中韓 FTA 及び東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の交渉立ち上げを宣言し、日中韓 FTA については、3月に会合を開催した。TPP 協定については、安倍総理大臣は3月に交渉参加を決定し、表明した。	既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。

25 年 度	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、7月の交渉に参加後、交渉会合を2回(7月、8月)、首脳会合を1回(10月)、閣僚会合を3回(10月、12月、2月)開催した。東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については、閣僚会合を1回(8月)、交渉会合を3回(5月、9月、1月)開催した。日中韓 FTA については、交渉会合を3回(7月、11月、3月)開催した。日 EU・EPA については、交渉会合を5回(4月、6月、10月、1月、3月)開催した。モンゴルとの間では、交渉会合を3回(4月、7月、12月)開催し、カナダとの間では、交渉会合を4回(4月、7月、11月、3月)開催し、コロンビアとの間では交渉会合を3回(5月、10月、2月)開催した。1月には日トルコ首脳会談で、EPA 交渉を開始することで一致した。豪州との間では平成 19(2007)年の交渉開始以来交渉を継続してきた結果、平成 26 年 4 月 7 日、日豪首脳会談にて大筋合意を確認した。 また既存の協定の関連では、日 ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)、日タイ EPA、日ペルーEPA 及び日メキシコ EPA について、委員会等を計 44 回開催した(4月、6月、7月、9月、10月、11月、2月、3月)。この中で、AJCEP は、12 月にサービス・投資章交渉が実質合意に至った。	主要貿易国との経済連携を戦略的に推進する。 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。 特に、TPP 協定、日中韓 FTA、RCEP、日 EU・EPA について、交渉を前進させる。
26 年 度	1 (1) 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、首脳会合を1回(11月)、閣僚会合を3回(5月、10月、11月)開催した。 (2) 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については、閣僚会合を1回(8月)、交渉会合を4回(4月、6月、12月、2月)開催した。 (3) 日中韓 FTA については、交渉会合を3回(9月、12月、1月)開催した。 (4) 日 EU・EPA については、交渉会合を4回(7月、10月、12月、2月)開催した。 (5) モンゴルとの間では、交渉会合を2回(4月、6月)開催し、7月に大筋合意を確認し、平成 27 年 2 月 10 日、日モンゴル首脳会談にて署名に至った。 (6) カナダとの間では、交渉会合を2回(7月、11月)開催した。 (7) コロンビアとの間では交渉会合を6回(5月、7月、9月、10月、12月、3月)開催した。 (8) トルコとの間では12月に第1回交渉会合を開催した。 (9) 豪州との間では、4月の日豪首脳会談で日豪 EPA の大筋合意を確認し、7月の日豪首脳会談の際に署名し、平成 27 年 1 月 15 日に発効した。 2 既存の協定の関連では、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日チリ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)、日フィリピン EPA、日スイス EPA、日ペルーEPA、日豪 EPA について、委員会等を計 28 回開催した(4月、5月、6月、7月、9月、10月、1月、3月)。	引き続き TPP 交渉の早期妥結に向け取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA を含む 8 つの EPA 交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感を持って推進する。 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。
中期 目 標	— アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。	

3 経済連携協定(EPA)が締結 に至るまでの重要段階	実績値					中期目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
①共同研究が終了した数	① 1	① 3	① 1	① 1	③ 0	—
②交渉会合開催数	②15	② 8	② 7	②22	②28	
③交渉が妥結した数	③ 1	③ 1	③ 0	③ 1	③ 2	
④署名した数	④ 1	④ 1	④ 0	④ 0	④ 2	
⑤発効した数	⑤ 0	⑤ 2	⑤ 0	⑤ 0	⑤ 1	
⑥委員会等開催回数	⑥36	⑥38	⑥39	⑥44	⑥28	
年度目標値		—	① 1 ②10 ③ 1 ④ 1 ⑤ 1 ⑥35	① 1 ②15 ③ 1 ④ 1 ⑤ 1 ⑥35	① 0 ②20 ③ 1 ④ 1 ⑤ 1 ⑥35	
4 (参考指標) 輸出入額(単位：千億円)	実績値					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
①輸出額	①65.5	①63.7	①69.8	①73.1		
②輸入額	②68.1	②70.7	②81.2	②85.9		
*財務省貿易統計 HP より引用						

作成にあ たって使 用した資 料その他 の情報	・ 外務省ホームページ
	— 世界貿易機関(WTO) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html) — 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html)

個別分野	2 日本企業の海外展開支援
施策の概要	日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。 1 日本企業支援 「日本企業支援推進本部」の指示の下、関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。 2 対外投資の戦略的な支援 投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。 3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 国際的な取り組みを通じた知的財産権保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。
関連する内閣の重要政策	・「知的財産推進計画」(平成 26 年 7 月 4 日 閣議決定) 4. 1. (1) 及び 2.) ・第 183 回国会施政方針演説(平成 25 年 2 月 28 日) 「詰め込むカバンの中身が、技術、サービス、知的財産など多様化する現代では、活発でフェアな国際競争を確保するため、貿易や投資のルールを国際的に調和していかなばなりません。」 ・「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定。関連部分を抜粋。) 「インフラ輸出については、「インフラシステム輸出戦略」改訂版の新たな施策を迅速かつ着実に実施し、受注目標の達成を図っていく。」 「「海外展開一貫支援ファストパス制度」の拡充など海外展開支援機関の連携を強化することにより現地情報の収集やパートナー探し、法務・労務・知財など現地での課題対応を一層強力に支援し、元日本留学生・元 HIDA 研修生など親日派の海外人材とのネットワークの構築・強化により共創活動を促進する。」 「海外に進出する日本企業が直面する様々な法的問題を政府として支援するため、国際的に活躍できる有能な法曹の育成を含めて、機能を強化する。」 ・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日) 「昨年末に私を本部長として立ち上げた日本企業支援推進本部の下で、トップセールスを含め日本企業の海外展開支援を一層強力に進めます。」 ・岸田外務大臣 ODA 政策スピーチ(平成 26 年 4 月 4 日) 「私が本部長を務めます日本企業支援推進本部というのを外務省の中に昨年 12 月設置いたしました。日本企業の海外展開を一層進めていく、日本経済の成長につながる官民連携案件の形成を進めていく、こうした具体的なアクションプランをとりまとめて、全在外公館に指示を出したということもありました。今後、インフラシステムの海外展開の推進ですとか、日本の中小企業の海外展開の支援ですとか、農林水産物の輸出促進等、様々な取組支援を行っていきたいと考えております。」

測定指標	1 日本企業支援強化に向けた取組	年度目標
23 年度 施策の	大震災発生後、各国における輸入規制や風評被害に関し、我が国からの働きかけ等の結果、規制が解除・緩和され、また我が国からの輸出が回復傾向にあるなど、一定の成果があった。また、在外公館の日本企業のための具体的な支援として、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供など官民共催での在外公館施設の活用促進などの面で成果をあげた。インフラ分野においても、現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組を説明するとともにニーズ把握に努め、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化等の面で貢献した。	大震災を受け、当面の課題として、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復旧・復興に向かっているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。

進捗状況・実績	24年度	各在外公館における日本企業支援事例を調査し、グッドプラクティスを取りまとめ、日本企業支援担当官の参考資料として整備した。日本企業によるインフラ輸出促進のため、中東及びアジア地域におけるインフラプロジェクト専門官会議を開催した。福島第一原発事故に伴う各国の輸入規制措置の緩和・解除に向け、我が国の出荷制限等の取組に関する情報提供や被災地産品の安全性をアピールするワークショップを開催するなど諸外国への働きかけを行った。	日本企業支援に関し、オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。また、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復興に向かっていているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	25年度	岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」を立ち上げ、経済局内に「日本企業支援室」を設置し、日本企業支援推進体制を一層強化した。同本部の指示の下、在外公館において、ビジネス環境の整備、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本産品のPRなどの日本企業支援を実施し、ベストプラクティス等の事例を取りまとめた。 インフラ輸出促進のために、4公館にインフラアドバイザーを配置し、インフラプロジェクト専門官の機能を強化した。 また、8公館から経済担当公使・参事官を本省に招集し、関係省庁・機関・民間団体とともに「日本企業支援戦略会合」を開催。関係者同士の連携強化を図った。 日本産品への輸入規制については、在外公館だけでなく、要人往来等の様々な機会を活用し政治レベルでも科学的根拠に基づく対応を働きかけた結果、エクアドル、ベトナム、豪州が規制を撤廃するなど、規制の撤廃・緩和が進んだ。	日本企業支援に関し、オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	26年度	1 「日本企業支援推進本部」の指示の下、在外公館において、ビジネス環境の整備、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本産品のPRなどの日本企業支援を積極的に実施し、ベストプラクティス等の事例を取りまとめた。また、欧州地域の日本企業支援担当官会議を開催し、本省・在外公館での情報共有を行った。 2 インフラ輸出促進のために、7公館にインフラアドバイザー（現地民間コンサルタント等）を設置し、インフラプロジェクト専門官の情報収集体制を強化した。 3 各国の輸入規制や風評被害への対策については、要人往来等の機会を利用したハイレベルによる緩和・撤廃の申し入れや在外公館による科学的根拠に基づく働きかけを行った結果、EUやシンガポール、タイ等で規制の緩和が行われた。また、飯倉公館で行われた福島県復興海外発信セミナー等の機会を活用し、政務レベルから在京外交団に対して日本産食品の安全性を説明するとともに規制の撤廃に向けた働きかけを行った。	1 「日本企業支援推進本部」の指示の下、引き続き、日本企業支援の推進のため、日本企業支援担当官会議の開催など、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。グッドプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。 2 また、インフラ輸出促進のため、インフラアドバイザーの配置を進め、在外公館の支援体制を強化する。 3 各国の輸入規制や風評被害への対策を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	中期目標	— 日本企業の利益の増進に対する側面支援を強化する。	
施策の進捗	23年度	二国間では、パプアニューギニア、コロンビア及びクウェートとの投資協定への署名を行った。また、インドとのEPAを締結した。更に、日中韓及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む6カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。
	2	対外投資の戦略的な支援	年度目標

状況・実績	24年度	イラクとの間で、二国間投資協定に署名し、中国・韓国との間で三国間投資協定に署名した。また、日カザフスタン及び日モザンビーク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む7カ国との間で交渉を進めている。	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。
	25年度	サウジアラビア、モザンビーク及びミャンマーとの間で二国間投資協定への署名を行った。また、現在カタール、オマーン、ウクライナを含む10カ国との間で交渉を進めている。	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。
	26年度	カザフスタン、ウルグアイ及びウクライナとの間で二国間投資協定への署名を行った。また現在カタールを含む9カ国との間で交渉を進めている。	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の協定については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。
中期目標	—	対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。	
3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	「知的財産推進計画 2011」に沿って、ACTAの署名式を我が国において開催し、我が国を含む8ヶ国及びEUが署名を終えるとともに、締結に向けて必要な作業を進めた。また、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日EU間での対話を継続した。その他、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。これらの取組により、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。	1 ACTAを始めとした国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。 2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。
	24年度	偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)に関して、これまでに我が国を含む9ヶ国、EU及びその22加盟国が同協定への署名を終え、平成24(2012)年10月5日には、我が国は最初の締約国となった。また、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、二国間・複数国間協議などを継続した。その他、G8サミット、APEC、OECD等を通じて複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。	1 ACTAを始めとした国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。 2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。
	25年度	APEC、OECD等を通じて複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。二国間・多国間協議などを継続するとともに、「知的財産政策ビジョン」を踏まえ、アジア新興国における知的財産担当官の取り組み強化を指示し、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応を強化した。	1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。 2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。

	26年度	1 APEC等を通じて複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。 2 二国間の協議を通じて知的財産権問題の対策・協力を強化した。 3 北京(中国)、クアラルンプール(中・印・東南アジア地域)、モスクワ(ロシア、中央アジア、東欧の一部)において在外公館の知的財産担当官の能力向上のための担当官会議を開催した。	1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じた知的財産権保護を促進する。 2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 3 在外公館知的財産担当官の対応力を強化する。			
	中期目標	一 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。 2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。				
4 (参考指標) 知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数		実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		158	250	255	348	234
5 (参考指標) 在外公館における日本企業支援実績件数		実績値				
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		8,316	19,658	27,002	35,560	41,084
6 (参考指標) 対外直接投資総額(単位:百万ドル) *JETRO ホームページより引用		実績値				
		23年度	24年度	25年度	26年度	
		108,808	122,355	135,049	119,727	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ —対日投資 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tn_toshi/index.html) —日本企業支援 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html)
---------------------	---

個別分野	3 経済安全保障の強化
施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「エネルギー・鉱物資源・食料等の安定的な確保のため、資源外交を強化します。」 ・経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) 「地球儀を俯瞰する外交」を展開し、力強い経済外交と積極的平和主義を促進する。その中で、(中略)、資源・エネルギーの確保、(中略)に取り組む。 ・日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定) 仕向地条項の緩和等によるLNG市場の柔軟化を推進するとともに、新たな共同調達の戦略的活用の促進、北米等からのLNG供給の実現や権益確保による供給源の多角化、資源輸送ルートが多様化への対応など、資源調達環境の改善を進める。 ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定) エネルギーを含む資源の安定供給は活力ある我が国の経済にとって不可欠であり、国家安全保障上の課題である。資源の安定的かつ安価な供給を確保するため必要な外交的手段を積極的に活用し、各国の理解を得つつ、供給源の多角化等の取組を行っていく。 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用について、国際社会の理解と支持を得るべく一層努力します。」

測定指標	1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保		年度目標
	施策の進捗状況・実績		
	23年度	資源価格の乱高下の中、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備に積極的に貢献した。また、在外公館戦略会議を開催し、我が国の資源・エネルギーの権益確保に向けた、具体的な戦略のあり方について議論を深めた。 省エネや再生可能エネルギーの普及促進、化石燃料のクリーン利用の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進し、4月に正式に立ち上がった国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。また、被災地復興に向けた、再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに、福島県において国際エネルギー・セミナーを開催した。	IEA、IEF、G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、資源エネルギーの権益確保に向けた戦略の検討を進める。さらに4月に立ち上げるIRENAの活動に積極的に貢献する。
	24年度	1 エネルギー・鉱物資源価格が再び高い水準で推移する中、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備を図った。特に、イラン情勢等に起因する世界的な石油需給の逼迫等の可能性を踏まえ、5月のキャンプ・デービッドG8首脳会合で、石油・ガスの供給途絶への準備強化について合意するとともに、IEAによる緊急時対応をも視野に入れたG8首脳声明を発出した。更に、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)に対して引き続き財政支援を行った。 2 また、「資源確保指針」等に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進めたほか、在外公館の資源確保に関する体制強化を図るため、「エネルギー・鉱物資源専門官」制度を創設し、専門官を50カ国55公館に任命した。 更に、一部の在外公館のエネルギー・鉱物資源担当に	IEA、IEF、G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

	よる、エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を開催し、我が国のエネルギー・鉱物資源の権益確保における知見及び経験を共有し、我が国として取るべき施策の検討を行った。 また、北米、ロシア、イラク、モザンビーク等における石油・天然ガス等の開発生産やベトナム、インド等におけるレアアース開発に向けて、官民一体の取組等を行った。 3 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進等の観点からは、9月に開催された第20回APEC首脳会議では、APECのエネルギー安全保障を強化し、エネルギー効率を促進し、持続的発展に向けたよりクリーンなエネルギー源を発展させること等について合意した。また、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)においては、我が国は理事国として同機関の活動に積極的に貢献し、1月開催の第3回総会では城内外務大臣政務官が出席するなど、再生可能エネルギーの普及及び持続可能な利用の促進を目的とする同機関の活動に積極的に取り組んだ。加えて、5月には、第6回太平洋島サミット(PALM6)の機会をとらえて、IRENAの重点地域である太平洋地域における再生可能エネルギーの推進に向けた国際ワークショップを、日本政府とIRENAで共催した。さらに、被災地復興に向けた、再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに、23年度に福島市において開催した国際エネルギー・セミナーのフォローアップ事業として、IEA及びIRENAからの専門家を招待し、「世界とともに歩むTOHOKUのまちづくり」をテーマに、国際ワークショップ(於：南相馬市)、東北大学における講義・意見交換、国際セミナー(於：東京)を開催した。	
25年度	資源を巡る内外の厳しい情勢を踏まえて、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備に積極的に貢献した。 また、省エネや再生可能エネルギーの普及促進、化石燃料のクリーン利用の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進するとともに、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。特に、後者に関して、1月のIRENA総会において、我が国は次回総会の議長に指名される(立候補は12月)とともに、2月にIRENAと共催で再生可能エネルギーに係るセミナー等を開催した。 更に、我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく、平成26年3月に在外公館戦略会議を開催し、我が国のエネルギー・鉱物資源の権益確保に向けた取組、目指すべき方向性、専門官制度の活用等について議論を深めた。	国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。また、専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて、二国間の取組をより総合的にとらえた政策立案につなげることにより、我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。
26年度	1 資源をめぐる内外の厳しい情勢を踏まえて、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G7、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備等に引き続き積極的に貢献した。	国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的にかつ主導的に参加・貢献する。また、専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて、二国間の取組をより総合的にとらえ

		また、省エネや再生可能エネルギーの普及促進、化石燃料のクリーン利用の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進するとともに、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。特に、後者に関して、我が国は1月のIRENA 総会の議長を務め、本分野における国際協力のリーダーシップを発揮するなど、積極的な貢献を行った。 2 更に、我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく、平成27年3月に在外公館戦略会議を開催し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性につき議論した。 エネルギー安全保障の強化、日本企業の海外展開促進に向けた取組の一環として、12月には「エネルギー憲章条約フォーラム」を本邦で開催し、エネルギー分野における投資保護に係る国際的枠組みに対する国内関係者の理解を深めるとともに、ECT事務局との関係を強化した。	た政策立案につなげることにより、我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。
中期目標	—	関係する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。	
	2	我が国及び世界の食料安全保障の強化	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	世界的に穀物価格が高止まりの様相を示し食料不安が高まる中において、世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障にも資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や、それにに向けた「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関やG8、G20等の各種国際会議の場で主導した。また、市場の透明性確保に向けた国際的な枠組み等への貢献も行った。	安定的食糧供給に向け、関連するマルチの枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
	24年度	世界的な食料価格の乱高下が継続する中、世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障にも資することを踏まえ、価格の安定化に向けた市場の透明性向上に関し、G20で合意された農業市場情報システム(AMIS)の立ち上げ等に貢献するとともに、その一環として、我が国からもASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)を通じた貢献を引き続き行った。また、APECにおいては、貿易投資の自由化及び地域経済統合の観点から保護主義抑止につき、スタンズティル(新たな貿易制限措置の不導入)等のコミットメントを再確認した。さらに、G8ラクイラ・サミット以降我が国が主導している「責任ある農業投資」の原則に関し、世銀等の国際機関が行っていてパイロットプロジェクトに対して、世銀PHRD(開発政策・人材育成)基金を通じ財政的な支援を行うとともに、幅広いステークホルダーによる原則策定に向けた協議を加速させるべく、議論への貢献や各国への働きかけ等を行った。 世界の食料増産への取組や、それに資する「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関とG8、G20等の各種国際会議の場で主導した。	安定的食糧供給に向け、関連するマルチの枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
	25年度	世界人口の増加、新興国の経済成長等に伴う食料需要の増加、気候変動・異常気象、食料価格の高騰などの状況下、食料供給の多くを輸入に依存する我が国にとって、世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や、「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関やG8、G20等の関連国際会議	食糧の安定供給に向け、関連するマルチの枠組み等において議論し、積極的かつ主導的に参加貢献する。 特に、世界食料安全保障委員会(CFS)における「責任ある農業投資原則」策定に資する取組を積極的に行い、責任ある農

		の場で主導した。特に、我が国が主導する「責任ある農業投資」の原則に関しては、世界食料安全保障委員会(CFS)における、同原則の策定を後押しする観点から、関連国際機関による取組に財政支援を実施するとともに、6月のTICAD Vや7月のAPEC 高級実務者会合の機会を捉えた関連行事・セミナーを開催する等の貢献を果たした。	業投資の促進を図る。
	26年度	世界人口の増加、新興国の経済成長等に伴う食料需要の増加、気候変動・異常気象、食料価格の高騰などの状況下、食料供給の多くを輸入に依存する我が国にとって、世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や、「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関やG7、G20等の関連国際会議の場で主導した。特に、我が国が主導する「責任ある農業投資」の原則に関しては、世界食料安全保障委員会(CFS)における議論等に積極的に貢献した結果、平成26年10月に、新たに「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が第41回CFS総会で採択された。	食料の安定供給に向け、関連するマルチの枠組み等において議論し、積極的かつ主導的に参加貢献する。特に、世界食料安全保障委員会(CFS)における「責任ある農業投資原則」の26年度中の採択を目指し策定に資する取組を積極的に行い、責任ある農業投資の促進を図る。
中期目標	—	関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。	
3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては、新たにキハダの漁獲可能量が設定されたほか、ICCATのルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、クロマグロの漁獲証明書の電子化等について作業を推進していくことが決定された。我が国はこれらの議論に積極的に参加・貢献した。 捕鯨については、第63回IWC年次会合において、シー・シェパードによる日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して、「海上の安全に関する決議」が採択され、IWCの機能改善に向けた「IWCの将来」に関する対話を継続することとされた。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。	ICCATを始めとする漁業交渉を主導し協議を継続する。
	24年度	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては、ルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、平成25(2013)年から平成26(2014)年にかけてクロマグロの漁獲証明書の電子化を順次導入することを決定するなど、まぐろ類の漁業国・輸入国として、まぐろ類資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導した。 捕鯨については、第64回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合において、IWCの機能改善に向けた「IWCの将来」に関する対話を継続することとなった。また、鯨類の持続可能な利用に関する会合(於：東京)を主催し、水産資源の持続可能な利用について、関係国と協議を行い、連結を深めた。調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。 また、「北太平洋漁業資源保存条約」に署名した。我が国は、本条約策定に係る関係国との政府間協議の暫定事務局を務めること等を通じ、主導的な役割を果たした。	漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関等の年次会合等の協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。
	25年度	中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、クロマグロの未成魚(3歳以下)の漁獲枠を削減したほか、メバチマグロの漁獲規制を段階的に強化することを決定するなど、我が国はまぐろ類資源の資源回復に向けた議論を主導した。	漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。

	国際捕鯨委員会 (IWC) については、総会は開催されなかったものの、グリーンランドの先住民生存捕鯨捕獲枠の否決をめぐるデンマークの脱退を回避すべく、解決策の模索のため、ビューロー会合での議論を主導し、またデンマークと複数回の電話会談を行った。また、「鯨類の持続可能な利用に関する会合」(於：東京)を開催し、海洋生物資源の持続可能な利用の促進のため、関係国との連携強化に努めた。さらに自民党捕鯨議員連盟幹部とアフリカ諸国を訪問し、IWC での連携を確認した。 また、調査捕鯨の安定的な実施のため、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に実効的な措置を講じるよう要請した。 加えて、第 183 回通常国会における承認を得て、関係国の中では最も早く「北太平洋漁業資源保存条約」を締結した。本条約策定に係る関係国との準備会合では、条約の早期発効に向け、他の関係国の早期締結を促した。我が国は、暫定事務局を務めること等を通じ、主導的な役割を果たしてきたが、第 5 回準備会合において、東京に事務局を誘致することが決定した。 国際司法裁判所 (ICJ) は、第二期南極海鯨類捕獲調査 (JARPAII) は国際捕鯨取締 (ICRW) 第 8 条 1 項の規定の範囲内では収まらないと判示したが、同時に、国際捕鯨取締条約の目的の一つが、鯨類資源の持続可能な利用であることを確認した。我が国は右判決を踏まえ、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査に取り組んでいく方針を発表。	
26 年度	1 南インド洋漁業協定 (SIOFA) を締結した。これまではオブザーバーとしての参加であったが、意思決定に参加できる締約国として初めて第 2 回 SIOFA 締約国会議(於：モーリシャス)に出席し、手続規則、財政規則や保存管理措置等の議論に積極的に参加した。 2 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) において、クロマグロの 30kg 以下の小型魚の漁獲量を 2002～2004 年平均から半減させることを決定したほか、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) においては東大西洋における資源の回復に伴い、2015 年～2017 年の 3 年間のクロマグロ総漁獲可能量の段階的増加を決定するなど、我が国はマグロ類資源の持続可能な利用に向けた議論を主導した。 3 第 7 回ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、我が国は東アジアの関係国・地域とともに、シラスウナギの池入れ量制限及び法的枠組みの検討等を含む共同声明を発出し、ウナギ資源の管理に関する主導的な役割を果たした。 4 捕鯨については、平成 26 年 3 月の国際司法裁判所 (ICJ) 判決を受けて、第二期南極海鯨類捕獲調査 (JARPAII) を取り止めた。11 月には、27 年度から南極海での捕獲調査を再開すべく、水産庁と協力して判決の基準を反映させた新南極海鯨類科学調査計画案 (NEWREP-A) を策定し、右計画案を国際捕鯨委員会 (IWC) 科学委員会に提出した。また、NEWREP-A に対する理解・支持が得られるよう、在外公館などを通じて丁寧な説明を行うとともに要人往来などの機会にハイレベルで働きかけを行った。	漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。

中期目標	—	水産資源の持続可能な利用の確保は、消費者に安全な水産物を安定的に供給するという視点や責任ある漁業国として積極的な役割を果たすという国際協力の視点からも重要であるとの認識のもと、引き続き各地域漁業管理機関における漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に「北太平洋漁業資源保存条約」関連では、条約の早期発効及び効果的な実施のため、引き続き主導的な役割を果たしていく。			
4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	実績値				中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
	43	47	37	37	—
年度目標値	約 40	約 40	約 40	40	
5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	実績値				中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
	14	16	11	18	—
年度目標値	14 程度	14 程度	14	14	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 26 年版外交青書 (www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000048.html) ・外務省ホームページ — エネルギー安全保障 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol103/index.html) — 食料安全保障 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/) — 鉱物資源、その他一次産品 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/commodity/) — 漁業(捕鯨を含む) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/index.html)
---------------------	--

個別分野	4 国際経済秩序形成への積極的参画
施策の概要	1 G7/G8サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。 2 日EU・EPA交渉会合及び日EU経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日EU・EPAの早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。 3 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させていく。 4 APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、経済技術協力等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。
関連する内閣の重要政策	・ 第189回国会総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「経済面での国際ルール整備のため、WTOやOECD、APEC、主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。」 「欧州とのEPAについても、本年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速してまいります。」 ・ 日本再興戦略(日EU・EPA関連部分抜粋)(平成25年6月14日、平成26年6月24日改訂) 三. 国際展開戦略 経済連携交渉については、国益を最大化する形でのTPP交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPAなどの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。 ・ 第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「我が国のOECD加盟50周年となる本年、閣僚理事会の議長国として役割を果たします。」 ・ OECD閣僚理事会 安倍総理大臣基調演説(平成26年5月6日)

測定指標	1 G7/G8・G20サミットにおける我が国の貢献	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度 G8ドーヴィル・サミット(5月)においては、震災を踏まえ、我が国より積極的な発信が行われた。サミット冒頭では、菅総理大臣は震災復興への決意を表明し、各国首脳からは我が国に対する深い同情と連帯が示された。また、「アラブの春」を受けた中東・北アフリカについては、菅総理大臣より東南アジアの経験を踏まえ、支援を行っていく考えを表明した。さらに、原子力安全については、原発事故の経験を踏まえ、菅総理大臣より、原子力の安全性を最高水準に高めるための5つの提案を行った。その他、世界経済・貿易、気候変動、インターネット、政治問題、アフリカとの対話につき、首脳間の率直な意見交換及び総理大臣の積極的な発信が行われ、成果文書に我が国の考え方を反映させた。 G20カンヌ・サミット(11月)においても、我が国は積極的に議論に参画し、政策協調に貢献した。欧州債務問題が焦点となる中で、野田総理大臣より、欧州の合意を評価する一方、合意の履行が重要であり、欧州の結束を前提に必要な協力を行う旨述べた。また、開発・貿易については、野田総理大臣より、ASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)への支援を通じた透明性向上への貢献、ASEAN+3での緊急事態のための米の備蓄制度を通じたタイへの5万ドルの緊急支援の実施、ASEANの連結性向上のための協力及び平成25年に第5回アフリカ開発会議(TICAD)を日本で開催する予定であることを述べた。その他、世界経済、国際通貨システム改革、グローバル・ガバナンス、金融規制、農業・エネルギー・気候変動、社会的側面・腐敗につき、首脳間の率直な意見交換及び総理大臣の積極的な発信が行われ、成果文書に我が国の考え方を反映させた。	G8ドーヴィル・サミット及びG20カンヌ・サミットの成功裏の実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考えを反映させる。

24 年 度	G 8 キャンプ・デービッド・サミット(5月)においては、我が国より積極的な発信が行われた。世界経済に関し、我が国から、欧州債務危機の解決とアジアへの波及防止への我が国の貢献、及び社会保障と税の一体改革等の取組を説明した。さらに、成長の原動力たる自由貿易の推進と保護主義抑止の重要性を主張した。また、アフガニスタンについては、野田総理大臣から、7月開催の東京会合を含めて、G 8 の議論をリードした。その他、北朝鮮、ミャンマー等を含めた地域・政治情勢、エネルギー・気候変動、アフリカ・食料安全保障、中東・北アフリカの移行について、首脳間で率直な意見交換が行われた。 G 20 ロスカボス・サミット(6月)においても、我が国は積極的な発信を行い、国際的な政策協調に貢献した。世界経済に関して、我が国から、我が国は、欧州債務危機への対処として、IMF 資金基盤強化への 600 億ドルの融資枠の貢献をしていることを説明し、各国にも具体的な貢献を呼びかけた。その結果、新興国を含む多くの国から具体的な貢献額の表明があった。また貿易については、我が国から、G 20 が保護主義的措置に断固反対するとの強い決意を示すべきと主張し、平成 25(2013)年までとなっていたスタンダードスタイルのコミットメントは平成 26(2014)年までに延長された。その他、食料安全保障、開発、金融規制等につき首脳間で率直な意見交換が行われた。	G 8 及び G 20 サミットの成功裏の実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。特に、23 年度に開催された G 8 ・ G 20 サミットのフォローアップを確実に行うとともに、24 年度に開催される G 8 キャンプ・デービッド・サミット及び G 20 ロスカボス・サミットの成功に向け、積極的に貢献していく。
25 年 度	G 8 ロック・アーン・サミット(6月)においては、我が国より、今回のサミットの主要なテーマである 3 T (貿易、税、透明性)について積極的な発信を行った。世界経済に関し、我が国から、アベノミクスを中心とした日本の経済政策を説明し、TPP、日 EU・EPA 等貿易交渉の推進等を含む成長戦略の実施を通じて成長力を高める、不断の改革を続けるとの決意を表明した。また、地域・政治情勢については首脳同士の率直なやりとりが行われ、安倍総理大臣より、シリアにおける政治対話実現の動きへの支持とともに、我が国の貢献としての人道支援等を表明した。その他、テロとの闘いや税・マネーロンダリング等についても有意義な意見交換が行われた。 G 20 サンクトペテルブルク・サミット(11 月)においても、我が国は積極的な発信を行い、成長と雇用に焦点を置いた首脳間の活発な議論に貢献した。安倍総理大臣からは、経済成長と財政健全化の両立の重要性、アベノミクスによる日本経済の再生を通じた世界経済の成長への貢献、具体的な中期財政計画の着実な実施を通じた G 20 の財政健全化目標の達成などを主張した。麻生副総理大臣は、我が国開催の TICAD V の成果に言及しつつ、経済成長の強力な原動力として貿易が重要であり、WTO を中心とする多角的貿易体制の下での貿易自由化と高いレベルの経済連携の推進が不可欠である旨主張した。シリア情勢についても、首脳夕食会において率直な意見交換が行われた。 両サミットにおいて、成果文書にも上述のような我が国の考え方を反映させた。	G 8 ロック・アーン・サミット及び G 20 サンクトペテルブルク・サミットの成功裏の実施に貢献し、成果文書に我が国の考え方を反映させる。
26 年 度	1 G 7 ブリュッセル・サミット(6月)においては、今回サミットにおいて焦点の当たった外交政策に関し、我が国より、ウクライナの安定確保及びロシアとの関係を中長期的に検討する必要性を指摘し、グローバルな情勢に影響を有するウクライナ問題の議論に日本として積極的	G 7 サミットにおいては、我が国が議長国となる平成 28 年に向けて、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。

		に参加していくことを表明した。また、安倍総理大臣は航行・飛行の自由を含む東アジア情勢に関する議論をリードし、G7首脳は全ての当事者に対し、領土又は海洋に係る権利の主張を国際法に基づいて明確にし、追求することを求めることで一致した。世界経済に関しては、安倍総理大臣から冒頭でアベノミクス第3の矢の取組及び成果を紹介し、各国より日本の経済政策について強い期待が表明された。開発については、安倍総理大臣から、ポスト2015年開発アジェンダとの関連で3月の日本における第3回国連防災世界会議への協力の期待を表明し、女性のエンパワーメントの実現に向けた支援の実施を説明した。その他、エネルギー、気候変動等についても有意義な意見交換が行われた。 2 G20 ブリスベン・サミット(11月)においても、我が国は積極的な発信を行い、成長と雇用に焦点を置いた首脳間の活発な議論に貢献した。安倍総理大臣からは、安倍政権の改革の取組、インフラ整備支援に関する日本のアプローチ、女性の経済への参画のための取組、緑の気候基金(GCF)への拠出を始めとする日本のG20に向けた取組、ポスト2015年開発アジェンダにおいて日本がユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)、ジェンダー、防災を重視していること等を説明した。また、経済成長のためにWTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化と高いレベルの経済連携の推進が不可欠である旨主張した。サミットでは首脳宣言と併せ、G20全体のGDPの水準を2018年までに2%以上引き上げるための行動計画、国別の成長戦略、エボラ出血熱に関する首脳声明等を発表した。 両サミットにおいて、成果文書にも上述のような我が国の考え方を反映させた。	G20サミットにおいては、成長戦略の策定等により、我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また、成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。
中期目標	—	G7及びG20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施に向け、最大限貢献する	
	2	EUとの対話を通じた関係強化	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	第20回日EU定期首脳協議で、日EU双方の全ての共有された関心事項を取り扱う、深くかつ包括的なEPAの交渉のためのスコーピング作業を開始することで合意した。これを受け、7月以降、事務レベルの協議、電話会議を頻繁に実施してきた。この結果、交渉の範囲と野心のレベルを定めるスコーピング作業は、双方の関心事項に関する理解を深める等進捗した。この結果、年度中に、計6回の協議及び交渉を行った。	第20回日EU定期首脳協議において「EPA交渉のためのプロセス開始」に合意する。
	24年度	日EU・EPAのスコーピング作業の完了を受けて、欧州委員会は、日EU・EPAの交渉権限を理事会(EU加盟国)に求めることを正式決定した。11月、EU外務理事会で日EU・EPAの交渉権限が採択され、3月25日の日EU首脳電話会談で日EU・EPAの交渉開始が決定した。 欧州債務危機については、EFSF/ESM債の継続的購入やIMF資金基盤強化への貢献表明など、日本の支援をEU加盟国に対して機会をとらえて発信した。	日EU・EPAのためのスコーピングを完了させ、交渉を開始する。
	25年度	本年度は4月の日EU・EPA交渉開始後、計5回の交渉会合(4月、6月、10月、1月及び3月)等を実施し、精力的に交渉を行った。11月に開催された日EU定期首脳協議においては、包括的かつ高いレベルの日EU・EPAを目指すこ	日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携を実現するため、早期交渉妥結を目指す、日EU・EPA交渉を推進する。

施策の進捗状況・実績		とで一致し、早期締結に向けた双方の強いコミットメントを改めて確認するとともに、同定期首脳協議の際に発出された日 EU 共同プレス声明において、日 EU 両首脳は、野心的な経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) の交渉の継続的な進展の重要性を強調し、協定の早期締結に向けた決意を改めて表明した。	
	26 年度	本年度は、日 EU・EPA 交渉につき計 4 回 (7 月、10 月、12 月、2 月) の交渉会合等を実施した。11 月の G20 ブリスベン・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談において 2015 年中の大筋合意を目指し交渉を加速させることで一致するとともに、1 月の岸田外務大臣とマルムストローム貿易担当欧州委員との会談において、平成 27 年中の大筋合意という目標は野心的ではあるが実現可能な目標であるとして、包括的かつ高いレベルの EPA の実現に向けて、交渉を更に加速させていくことを確認した。	日 EU 双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携の実現のため、EPA の平成 27 年 (2015) 年中の大筋合意を目指し、日 EU・EPA 交渉を積極的に推進する。
	中期目標	—	日 EU 双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携の実現のため、包括的かつ高いレベルの日 EU・EPA の早期締結を実現する。
	3	OECD における我が国の貢献	年度目標
	23 年度	1 23 年度の OECD 閣僚理事会は OECD 設立 50 周年を記念する会合となり、菅総理大臣が我が国総理大臣として初めて閣僚理事会に出席し、OECD 設立 50 周年記念行事においてスピーチを行った。また、OECD の今後の活動方針について述べた「構想声明」(ビジョン・ステートメント) や、議長国である米国がとりまとめた「議長総括」に、我が国の考えを反映させた。 2 上記閣僚理事会に先立ち、グリア OECD 事務総長が訪日した際には、同事務総長から東日本大震災へのお見舞いとともに、震災からの復興への期待や原子力安全への協力について述べた他、「対日経済審査報告書」の発表を行い、日本が抱える政策上の諸課題に対して提言を行うなど、OECD 側からも我が国の政策運営に有益な示唆を与えた。 3 また、非加盟国との関係については、OECD は、加盟候補国ロシア及びキー・パートナー諸国 (中国、インド、インドネシア、ブラジル及び南アフリカ) との関係強化に加え、G20 への貢献 (雇用労働政策への取組、贈賄防止へ向けた取組、保護主義の抑止、グローバル・ガバナンスの改革等) を行っており、我が国も、MENA (中東・北アフリカ)-OECD イニシアティブや NEPAD (アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECD アフリカ投資プログラム等に積極的に参加し、投資環境整備に貢献した。 4 なお、OECD の諸委員会のうち、我が国からは、吉川元偉 OECD 代表部大使が執行委員会議長を、浅川雅嗣財務省副財務官が租税委員会議長を、根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を務めた。	OECD 設立 50 周年記念の閣僚理事会の成功裏の実施への貢献及びその他の活動に積極的に参加する。
	24 年度	1 OECD 設立 50 周年の成果の一つとして取りまとめられた OECD50 周年構想声明 (ヴィジョン・ステートメント) のフォローアップとして、成長・雇用の戦略の追求、新たな包括的な開発アプローチの開始、グローバルな政策ネットワークに向けて非加盟国との関係強化に取り組んだ。	23 年度の OECD 設立 50 周年の成果のフォローアップとともに、非加盟国との関係強化を含め OECD における諸活動へ引き続き積極的に参加する。

	2 具体的には5月のOECD閣僚理事会に古川経済財政担当大臣、山根外務副大臣、牧野経済産業副大臣が出席し、経済金融危機後に顕著化している様々な課題に対処するためのツールとして「経済的課題に対する新たなアプローチ」(NAEC)、OECD開発戦略、OECD非加盟国との関係に関する議論に参加するとともに、我が国の成長・雇用に対する取組について述べた。 3 上記閣僚理事会に先立ち、4月にグリアOECD事務総長が訪日し、震災からほぼ1年たった我が国の復興状況を踏まえ、我が国の政策課題に対する提言を冊子にまとめて提示を行った他、総理大臣、関係閣僚、経済界・労働界等との意見交換を行った。 4 OECD非加盟国との関係について、我が国は、MENA(中東・北アフリカ)-OECDイニシアティブやNEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECDアフリカ投資プログラム等に積極的に参加した他、贈賄防止やグリーン成長等の分野において、アジア地域のアウトリーチ活動に参加した。 5 なお、OECDの諸委員会のうち、我が国からは、吉川元偉OECD代表部大使が執行委員会議長を、浅川雅嗣財務省副財務官が租税委員会議長を、根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を、井上正幸文部科学省参与が教育研究革新センター(CERI)議長を、早水輝好環境省環境保健部企画課長が化学品委員会議長を務めた。	
25年度	1 4月のグリアOECD事務総長の訪日時に、安倍総理大臣及び岸田外務大臣より、我が国のOECD加盟50周年に当たる平成26年の閣僚理事会の議長国への立候補を表明し、5月16日のOECD理事会において、我が国の議長国就任が満場一致で決定した。 2 これを踏まえ、経済危機の影響が依然として根強く残る国際社会の持続的でバランスのとれた包摂的成長と、我が国が一貫して支持している東南アジアとOECDとの関係強化につき、OECDの各委員会や個別の事業等を活用し、平成26年の閣僚理事会に向けて加盟国間の議論をリードした。 3 5月の閣僚理事会には、我が国から林農林水産大臣、西村内閣府副大臣、鈴木外務副大臣他が参加し、西村副大臣よりアベノミクスにつき説明したほか、鈴木副大臣からは、我が国が主導する形で立ち上げにつき合意された東南アジア地域プログラムへの期待や、グローバル・バリュー・チェーン(GVC)への全ての国の参画の重要性などにつき述べた。 4 また、議長国を務める平成26年閣僚理事会に向けて有識者から助言を得ることを目的に、岩田一政・日本経済研究センター理事長を座長に有識者会合を立ち上げ、4回の会合を経て、1月には我が国が平成26年の閣僚理事会の主要テーマと掲げるしなやかで強じん(レジリエント)な経済社会、及びOECDと東南アジアとの関係強化を中心とする提言書が岸田外務大臣に手交された。 5 特に、東南アジアとの関係強化については、12月の日・ASEAN特別首脳会議の成果文書に我が国が成長著しい東南アジアとOECDの関係の橋渡し役を務める旨明記され、また、3月の東南アジア地域フォーラム(於：バリ)では三ツ矢外務副大臣より、OECDと東南アジアとの関係	OECDにおける諸活動へ積極的に参加することを通じて、経済・社会政策、アジア諸国を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させ、OECDの取組をリードする。また、平成26年の我が国のOECD加盟50周年の契機に、閣僚理事会の議長国を務めることを視野に、我が国政策のためにOECDを最大限活用する。

		強化には3つのL (Linking, Listening, Learning)が重要であり、我が国としては引き続き東南アジアとの関係強化を主導する旨表明した。参加者からは、日本のイニシアティブを評価するとの声が聞かれた。 6 OECD 非加盟国との関係については、引き続き関心が高い投資等の分野を中心に MENA (中東・北アフリカ) 地域やアフリカの発展に資する事業や、東南アジア地域へのアウトリーチ活動を推進した。 7 人的貢献については、吉川元偉 OECD 代大使が引き続き OECD 執行委員会議長を務めたほか、浅川雅嗣財務省総括審議官が租税委員会議長を、根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を務めた。また、対外関係委員会、貿易委員会、投資委員会等でビューロー・メンバーを務め、加盟国間の議論を主導した。 8 また、我が国の OECD 加盟 50 周年及び閣僚理事会議長国の機会を活用し、我が国の考えや政策を国内外に広く広報するために、加盟 50 周年記念ロゴや政策広報パンフレット (和、英、仏) を発行したほか、平成 26 年を通して加盟 50 周年記念事業として記念シンポジウムや記念切手の発行などおよそ 30 件の事業を実施することとなった。(平成 25 年度には 6 件の事業を実施した。)	
	26 年度	1 36 年ぶりの OECD 閣僚理事会議長国を務め、安倍総理大臣が基調演説を行い、岸田外務大臣、甘利経済財政担当大臣、茂木経済産業大臣、林農林水産大臣他が出席した。 2 「しなやかで強靱 (レジリエント) な経済と包摂的社会」をテーマに設定し、議論を主導した。リーマンショック、欧州債務危機を経験した OECD 加盟国にとって、閣僚声明等の成果物を通じて、経済の「レジリエンス (しなやかな強靱さ)」の重要性を確認し、その後の G20 等国際フォーラムの議論に結びつけるとともに、大震災復興とデフレ脱却を含め、日本経済の再生を国際社会にアピールした。 3 また、東南アジア閣僚 5 名 (カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発相、トンルン・ラオス副首相兼外相、スン・チャントール・カンボジア商業相、ドミンゴ・フィリピン貿易産業相、ハティブ・バスリ・インドネシア財務相) の出席の下、「東南アジア地域プログラム」を立ち上げ、OECD の国際貢献の強化を図るとともに、OECD と東南アジアの架け橋としての日本の役割を印象づけた。 4 3 月には東南アジア地域プログラムの第 1 回運営グループ会合を開催し、兒玉 OECD 代大使 (OECD 加盟国代表) が、インドネシア (ASEAN 側代表) との共同議長に就任し、地域政策ネットワークの活動を牽引した。	平成 26 年の我が国の OECD 加盟 50 周年及び閣僚理事会議長国の立場を活用し、しなやかで強じん (レジリエント) な経済社会と東南アジアとの関係強化を積極的に推進する。 特に、我が国が推進するアジェンダについて議論し、閣僚理事会成果物を通じて強いメッセージを発出するとともに、政府ハイレベルの出席など議長国としてのプレゼンスを然るべく示す。加えて、閣僚理事会の成果を G7 及び G20 につなげ、フォーラム横断的に経済外交を推進する。 また、東南アジア諸国の OECD への関心を高め、5 月の閣僚理事会に東南アジア諸国からハイレベルの出席を得るとともに、今般立ち上がる東南アジア地域プログラムの (運営 gu グループ会合) や地域政策ネットワークの活動に積極的に関与する。
中期目標	—	OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。	

4 APEC における諸活動への貢献		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	平成 23 年にホノルルで開催された APEC 首脳会議においては、米国 APEC の優先課題であった①「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」、②「グリーン成長の促進」及び③「規制収斂及び協力の促進」に関して我が国として積極的に議論に貢献し、首脳宣言として「ホノルル宣言」に合意した。 同宣言においては、上記優先課題に関し、以下を含め、各エコノミーが実施することに合意した内容等について確認された。 1 イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための「効果的、無差別かつ市場主導型のイノベーション政策のための共通原則」 2 環境物品（環境への負荷の低減に資する製品等）に関する関税を平成 27 年末までに 5 %以下までに削減することを含め、環境物品・サービスの貿易投資の自由化のための措置
	24年度	平成 24 年にウラジオストクで開催された APEC 首脳会議においては、以下の点につき合意した。 1 前年の首脳合意に従って、環境物品リスト(54 品目)に合意した。 2 増大傾向にある保護主義的措置に対する強い懸念を首脳間で共有し、(1)平成 27 年までのスタンドスティル(新たな保護主義措置の不導入)の延長、(2)ロールバック(既存の保護主義措置の是正)、(3)WTO 整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制、の3点を改めて確認した。 3 食料安全保障の文脈において、日本の主張により、食料の輸出規制を始めとする新たな貿易・投資への障壁を設けないことを再確認した。 4 ロシア提案を受けて、イノベーションの促進に向けた産官学による政策協議及びイノベーションの担い手のネットワーク促進の枠組みとして、科学技術イノベーション政策パートナーシップ(PPSTI)の設立に合意した。
	25年度	平成 25 年にバリで開催された APEC 首脳会議においては、①「多角的貿易体制」、②「連結性の促進」及び③「衡平性を伴う持続可能な成長」に関して我が国として積極的に議論に貢献し、以下の点につき合意した。 1 「多角的貿易体制」 第 9 回 WTO 閣僚会議(MC9)の成功に向けたコミットメントを再認識し、新たな保護主義措置の不導入の平成 28(2016)年末までの延長を含む保護主義の抑止に取り組むとした独立文書を採択した。 2 「連結性の促進」 アジア太平洋地域の連結性を強化し、地域統合へ向けた動きを促進すべきとの認識が共有され、「インフラ開発・投資に関する複数年計画」の策定、越境教育の推進、渡航円滑化の取組などに合意した。特に「インフラ開発投資に関する複数年計画」の策定にあたっては、日本の提案により、中長期的な費用対効果(ライフ・サイクル・コスト)、環境への影響、安全性等を踏まえることの重要性を確認した。 3 「衡平性を伴う持続可能な成長」 女性の経済参画の拡大、中小企業の国際競争力への向上に向けた更なる対策、食料安全保障への取組、クリーン・再生可能なエネルギーの開発の取組の活性化などに 平成 22(2010)年の「横浜ビジョン」以降、米国年、ロシア年へと継続された貿易の自由化・円滑化の流れを一貫し、平成 25 年の APEC 議長を務めるインドネシアへの積極的な協力を通じ、域内での取組の推進、特に優先分野であるボゴール目標の達成、衡平性を伴う持続可能な成長、連結性の推進に貢献する。

	合意した。					
26 年 度	平成 26 年に北京で開催された APEC 首脳会議においては、①「地域経済統合の進展」、②「創造的な発展，経済改革及び成長の促進」、及び③「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」に関して我が国として積極的に議論に貢献し、以下の点につき合意した。 1 「地域経済統合の進展」 2010 年横浜 APEC 首脳会議以降進められているアジア太平洋経済協力圏 (FTAAP) の実現に向けた APEC の貢献の更なる一歩として、「FTAAP の実現に向けた APEC の貢献のための北京ロードマップ」を策定するとともに、「FTAAP の実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の開始に合意した。同研究については、2016 年末までに結果を報告することを首脳から実務者に指示した。また、WTO ドーハ・ラウンド交渉をめぐる行き詰まりの原因となっているバリ合意実施の問題の深刻さを首脳レベルで共有するとともに、情報技術協定 (ITA) 拡大交渉の早期再開妥結を求めた。 2 「革新的な発展，経済改革及び成長の促進」 経済改革，イノベーション，エネルギー，女性の活躍推進，腐敗対策，エボラ出血熱などへの取組へのコミットを確認した。安倍総理大臣からは、アベノミクスの大胆な規制改革による日本経済再生を通じて、地域経済の更なる成長に貢献する考えを述べた。また、地域の潜在力を最大限に発揮するため、女性の活躍を更に推進していく重要性を訴えた。 3 「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」 「2015 年-2025 年 APEC 連結性ブループリント」に合意し、2025 年までの連結性強化の具体的行動を定めた。安倍総理大臣からは、インフラ開発について、民間資金の効率的な動員に加え、「インフラの質」、「質の高いスタンダード」、「雇用や能力構築」の重要性を指摘した。	「横浜ビジョン」に基づき、地域経済統合，成長戦略，人間の安全保障等の取組を推進する。平成 26 年の APEC 議長国である中国に協力し、優先課題である「地域経済統合の進展」、「創造的な発展，経済改革及び成長の促進」及び「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」の下での議論や取組に積極的に貢献する。				
中期 目標	—	域内での経済協力関係を維持・発展させる。				
5	様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月 1 回ペースで開催される OECD 理事会（最高意思決定機関）へ参加回数（年 1 回開催される閣僚理事会を含む）	実績値				中期目標値
23 年度		24 年度	25 年度	26 年度	—	
14 回		15 回	15 回	13 回	13 回	
年度目標値				13 回	13 回	
6	（参考指標）APEC における域内貿易依存度	実績値				
23 年度		24 年度	25 年度	26 年度		
67.4%		65.9%	67%	66.8%		
7	（参考指標）日 EU 間の貿易総額（単位：百万円） （出典）財務省貿易統計	実績値				
23 年		24 年	25 年	26 年		
14,030,261		13,142,446	14,649,113	15,754,111		

作成にあ
たって使
用した資

- ・首相官邸ホームページ
(<http://www.kantei.go.jp/>)
- ・外務省ホームページ

料その他
の情報

- －平成 25 年 G 8 ロック・アーン・サミット(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page4_000103.html)
- －平成 25 年 G20 サンクトペテルブルク・サミット(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000371.html)
- ・平成 26 年版外交青書
(www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000048.html)
- ・外務省ホームページ
 - －平成 26 年中国 APEC 首脳会議(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page22_001660.html)
 - －平成 25 年 4 月 グリア OECD 事務総長の訪日(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/page2_000015.html)
 - －平成 25 年 5 月 我が国の OECD 閣僚理事会議長国就任(報道発表)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000220.html)
 - －平成 25 年 5 月 OECD 閣僚理事会(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page24_000011.html)
 - －平成 25 年 9 月 我が国の OECD 加盟 50 周年に関する有識者会合の開催(報道発表)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press18_000064.html)
 - －平成 25 年 12 月 日・ASEAN 特別首脳会議(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000594.html)
 - －平成 26 年 1 月 我が国の OECD 加盟 50 周年に関する有識者会合提言書の岸田外務大臣への手交(報道発表)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000505.html)
 - －平成 26 年 3 月 OECD 東南アジア地域フォーラム(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000244.html)
 - －第 21 回及び第 22 回日 EU 定期首脳協議
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page18_000113.html)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page18_000294.html)
 - －平成 26 年 G 7 ブリュッセル・サミット(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_001095.html)
 - －平成 26 年 G20 ブリスベン・サミット(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page3_001018.html)
 - －日 EU 首脳会談
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page18_000388.html)
 - －第 189 回国会における岸田外務大臣の外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html)
 - －岸田外務大臣とマルムストローム貿易担当欧州委員との会談
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_001767.html)
 - －欧州連合(EU)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>)
 - －日 EU 経済関係
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/j_eu_keizai.html)
 - －平成 26 年 4 月 岸田外務大臣とグリア経済協力開発機構(OECD)事務総長との会談(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000834.html)
 - －平成 26 年 4 月 グリア経済協力開発機構(OECD)事務総長による安倍総理大臣表敬
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page18_000269.html)
 - －平成 26 年 4 月 グリア経済協力開発機構(OECD)事務総長の訪日(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_001018.html)
 - －平成 26 年 4 月 OECD 日本加盟 50 周年記念シンポジウム「アジアと共に一半世紀後の未来に向けて」(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000250.html)
 - －平成 26 年 5 月 OECD 閣僚理事会(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000276.html)
 - －平成 27 年 3 月 蘭浦外務大臣政務官のインドネシア訪問および OECD 東南アジア地域フォーラムへの出席(結果)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001975.html)

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・財務省貿易統計ホームページ<ul style="list-style-type: none">－平成 26 年の貿易総額(年別輸出入総額(1950～)) <p>(http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm)</p> |
|--|--|

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組(モニタリング)

平成 27 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 26-Ⅱ-3)

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組				
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。 1 国際法規の形成に際し我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献する。研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。また、国際約束に関する情報を集約し活用する。 2 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化する。また、刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。 3 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。				
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	44	108	91
		補正予算(b)	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	
		合計(a+b+c)	44	108	
	執行額(百万円)		39	94	

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析(施策の有効性・効率性・外部要因等の影響)」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	国際法局	政策評価(モニタリング) 実施時期	平成 27 年 8 月
-------	------	----------------------	-------------

個別分野	1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
施策の概要	1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。 3 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表を行う。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会総理大臣施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「今後も、豪州、ASEAN 諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開してまいります。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「海洋、宇宙空間、サイバー空間を含む国際公共財における「法の支配」の実現や強化に尽力します。「海における法の支配の三原則」に基づき、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に、主要国・関係国と連携し、取り組んでまいります。」 ・ 海洋に関して、「海洋基本法」(平成 19 年法律第 33 号)及び「海洋基本計画」(平成 25 年 4 月 26 日閣議決定)

測定指標	1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献		年度目標
	23 年度	国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程締約国会議における貢献、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。また、国際海底機構財政委員会委員選挙 (7 月) において山中在オマーン大使館参事官、同法律・技術委員会委員選挙において岡本 (独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員、大陸棚限界委員会委員補欠選挙 (8 月) において浦辺東京大学教授が選出され、国際司法裁判所 (ICJ) 裁判官選挙 (11 月) において小和田裁判官、国連国際法委員会 (ILC) 委員選挙 (11 月) において村瀬委員 (上智大学教授)、ICC 予算財務委員会委員選挙 (2 月) で杉浦委員がそれぞれ再選された。10 月には柳井国際海洋法裁判所裁判官が同裁判所所長に選出された。	ICJ 裁判官選挙、ILC 委員選挙、ICC 予算財務委員会委員選挙での当選を実現する。
	24 年度	大陸棚限界委員会委員選挙 (6 月) において浦辺東京大学教授が再選された。ICC 被害者信託基金理事会 (TFV) 理事選挙 (11 月) で野口元郎・元カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷最高審裁判官、ICC 裁判官指名諮問委員会委員選挙 (11 月) で福田博・元最高裁判所裁判官が選出された。	大陸棚限界委員会委員選挙での当選を実現する。
	25 年度	国際海底機構第 19 回理事会 (7 月) において、我が国代表団長が副議長を務め、4 件の理事会決定の採択に貢献した。 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 第 21 号事案 (準地域的漁業機関からの勧告的意見要請) について、同裁判所からの手続命令に応じ、同裁判所の管轄権に関する論点を含め我が国見解を述べる陳述書を提出 (11 月) した。 北極評議会閣僚会合 (5 月) において、我が国はオブザーバー資格を承認された。 国連総会第 6 委員会 (10～11 月) において、国際法委員会 (ILC) が起草した「越境地下水の法」条文草案のファシリテーターを務め、同草案に関する総会決議 (A/RES/68/118) の採択に貢献した。 国際司法裁判所 (ICJ) においては、6～7 月に「南極における捕鯨」訴訟の口頭手続が行われ、我が国の立場についてできる限りの弁論を実施したものの、3 月の判決では我が国による第二期南極海捕鯨捕獲調査は国際捕鯨取締条約第 8 条 1 の範囲には収まらない旨判示された。 国際刑事裁判所 (ICC) に関しては、ICC ローマ規程締約国	領土、海洋等の国際的に重要な問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面及び国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を一層推進する。 北極評議会の活動に、安定した地位から貢献するためのオブザーバー資格の承認を実現する。

		会議において積極的に議論に貢献した。 国際私法分野に関しては、12月に行われた私法統一国際協会(UNIDROIT)理事選挙において、神田秀樹東京大学教授がアジア・太平洋地区で最多の得票を得て理事に選出された。 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。	
	26年度	国際刑事裁判所(ICC)に関しては、ICCローマ規程締約国会議(12月)において積極的に議論に貢献した。ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族の支援のため、被害者信託基金(TFV)に約60万ユーロの任意拠出を行った。また、ICC裁判所長・第一及び第二次長選挙(3月)において、我が国出身の尾崎久仁子裁判官が第二次長に選出された。 国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官選挙(6月)において、我が国指名の柳井裁判官が再選された。 国際法委員会(ILC)において村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクト特別報告者に就任し、第1報告書を提出した(8月)。 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における「条約に基づく投資家と国家の間の仲裁における透明性に関する国際連合条約」の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。 国際海洋法裁判所及び国際海底機構それぞれへの分担金の拠出(いずれも国連海洋法条約締約国中最大)に加え、途上国出身委員の会議参加支援のため大陸棚限界委員会及び国際海底機構のそれぞれの信託基金に任意拠出を行った。	領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの財政的・人的貢献を通して、「法の支配」を一層推進する。その一環として、国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官選挙での我が国指名候補の当選を実現する。
	中期目標	「法の支配」に基づき、領土や海洋等我が国を取り巻く重要な問題を始めた国際法の諸分野について、国際法規範の形成を進め、国際法に基づく紛争の平和的解決を目指す。また「法の支配」を支える国際機関及び国際フォーラムの強化に取り組む。 国際海洋法裁判所裁判官選挙(26年度)での我が国候補の当選を実現する。	
	2	国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	他国との国際法局長協議の他、国内の研究者との間で国際公法及び国際私法上の論点に関する研究会を8回、海洋政策に関する研究会を5回開催し、我が国にとって重要度の高い問題についての知見を蓄積した。これらの知見に基づく法的助言を行うことを通じて、改正鉱業法の成立、施行といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。	国際法研究会等を開催・活用する。
	24年度	我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関して、有識者を交えた海洋政策に関する研究会を5回開催し、海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。そうした議論を踏まえつつ、他国との国際法局長協議などを通じて海洋分野を含む国際法に関する関心事項について、実務的な知見の蓄積を進めた。 また、その他の分野を含む国際公法及び国際私法上の論点について、有識者との間で研究会を8回開催し、実務的な観点から国際法に関する幅広い議論を行って、刻々と変化する国際情勢へ十分に対応し得る知見を蓄積した。また、ICC分野では、ICCの幹部職員や外国人学者との勉強会を積極的に開催し、また、海外で行われた検討会にも参加して、	時宜を得たテーマについての国際法研究会等を活用する。

		我が国の国際法分野での政策形成に役立てた。	
	25年度	他国との国際法局長協議や、欧州評議会国際公法法律顧問委員会(CHADI)等の様々な場を通じ、他国の国際法実務者と意見交換を行い、実務的な観点から国際公法に関する多数の知見を得た。 また、国内の研究者との間では、国際公法及び国際私法上の論点に関する研究会を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。 我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関しては、有識者を交えた海洋政策に関する研究会を5回開催し、海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。そうした議論を踏まえつつ、他国との国際法局長協議などを通じて海洋分野を含む国際法に関する関心事項について、実務的な知見の蓄積を進めた。	領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに、その知見を活用して国際的な議論に参画する。 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進められるよう国際法研究会等を活用する。
	26年度	ベトナム等との国際法局長協議や、欧州評議会国際公法法律顧問委員会(CHADI)等の様々な場を通じ、他国の国際法実務者と意見交換を行い、実務的な観点から国際公法に関する多数の知見を得た。 我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関しては、有識者を交えた海洋政策に関する研究会を5回開催し、海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。そうした議論を踏まえつつ、ベトナム等との国際法局長協議などを通じて海洋分野を含む国際法に関する関心事項について、実務的な知見の蓄積を進めた。2月には、外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを実施し、国内外有識者による報告・議論を通じ学術的知見の蓄積を行った。	国際法研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。
中期目標	—	学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を推進して行く上で国際法研究会等国内外のフォーラムを活用する。	
3 国際法の普及活動の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	公開講座や大学における講義を年に80回程度実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、23年度は680件の更新を行い、国際法の研究促進を支援した。	大学講義等へ職員を派遣する。
	24年度	平均して1週間に1回以上の頻度で公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めた。また、領土に関する関心が高まる中、関連資料のインターネット等で掲載される際、国際法上の論点に関する理解が普及するよう取り組むとともに、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、24年度は665件の更新を行い、国際法の研究促進を支援した。11月には、ファトゥ・ベンソーダ ICC 首席検察官を招へいし、「ICC 検察官の役割と課題」をテーマに公開シンポジウムを実施(約70名が参加)した。	大学講義等へ職員を派遣する。
	25年度	平均して1週間に1回以上の頻度で公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めた。 国際機関や途上国における法制度整備支援事業等の国際的な舞台における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に、日弁連・法務省と共に「国際分野で活躍する法律家を目指すためのキャリアセミナー」を共催し、日本の法曹関係者の国際法の知識・理解を高めた。 また、ICJ や ICC 等に関するホームページを時宜に応じ	大学における講義等を前年度と同程度の頻度で実施し、また、インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組み、国際法に関する知識の普及に努める。

		て更新し、研究促進を支援した。	
26年度		平均して1週間に1回以上の頻度で公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めた。また、国際機関や途上国における法制度整備支援事業等の国際的な舞台における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に、日弁連・法務省と共に「国際分野で活躍する法律家を目指すためのキャリアセミナー」を共催(8月)し、日本の法曹関係者の国際法の知識・理解を高めた。 8月、国際法学会と共催で国際法模擬裁判「アジアカップ」を開催し、テーマは投資紛争、日本及びアジアの学生の国際法に対する理解の促進に努めた。 海洋法に関する国際シンポジウムの各報告資料及び内容の概要を外務省ホームページに掲載し、国際法関連の情報発信の一助とした。	大学における講義等を平均して週に1回程度の頻度で実施しインターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組むことで国際法に関する知識の普及に努める。また、日弁連等とも協力し、国際法に関する各種講義を通じて、国際法に携わる人材を育成する。
中期目標	—	大学における講義等を前年度と同程度の頻度で実施し、また、インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組み、国際法に関する知識の普及に努める。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書 ・国家安全保障戦略(NSS)(P25) —「IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ」・「4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与」・「(2)法の支配の強化」 ・外務省ホームページ —「国際社会における法の支配」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/index.html) —「海洋秩序」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo.html) —「国際刑事裁判所(ICC)第13回締約国会議(ASP)」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22_001735.html) —「尾崎久仁子国際刑事裁判所裁判官の裁判所第二次長選出について(外務報道官談話)」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001040.html) —「国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)に対する我が国の拠出」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press22_000048.html) —「国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官選挙柳井俊二 ITLOS 裁判官の再選について(外務大臣談話)」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_000521.html) —「日ベトナム国際法局長協議の開催」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001102.html) —「国際法模擬裁判『2014年アジアカップ』の開催」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001154.html) —「海洋法に関する国際シンポジウムの開催」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001784.html)
---------------------	--

個別分野	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
施策の概要	1 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとともに、それらを適切に実施する（法的な検討及び助言を含む）。 2 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結するとともに、それらを適切に実施する（法的な検討及び助言を含む）。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会 所信表明演説及び外交演説（平成 27 年 2 月 12 日） 日米同盟の一層の強化、法の支配、北方領土問題の解決等に言及あり。

測定指標	1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化	年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度 日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では、我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。日露関係においては、11 月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
	24 年度 日米安保体制関連では、平成 24 年 2 月の日米外相会談において、同日に行われた首脳会談における指示を受け、「2＋2」会合も活用し、ガイドラインの見直し等の検討を含めて幅広い分野での安全保障・防衛協力をフォローアップしていくことで意見が一致した。 日露関係においては、9 月の日露首脳会談において、野田総理大臣から、領土問題の解決の必要性を確認し、静かで建設的な環境の下で、双方にとり受入れ可能な解決策を見つけるべく、首脳、外相、次官級で議論を続けていくことを提案した。	日米安保体制の信頼性向上を始めとする我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
	25 年度 日米安保体制の信頼性向上については、10 月の「2＋2」会合において、ガイドライン見直しを平成 26 年末までに完了させるよう指示するとともに、在沖縄海兵隊のグアム移転に関する平成 21 年のグアム協定を改正する議定書に署名した。また、12 月には日米地位協定の環境補足協定の協議開始を発表し、2 月及び 3 月に交渉会合を行った。 また、9 月には東ティモールとの間で、11 月にはカンボジアとの間で、それぞれの国の人道的援助・災害救助活動又は国連 PKO 活動の分野における能力構築を支援するための協定に署名した。 この他、7 月に「日・英防衛装備品等の共同開発等に係る枠組み」及び「日・英情報保護協定」に署名し、それぞれ 7 月及び 1 月に発効した。 日露関係については、4 月に安倍総理大臣がロシアを公式訪問した際に行われた日露首脳会談において共同声明を発表し、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。	日米安保体制の信頼性向上や、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の模索等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。

施策の進捗状況・実績	26年度	日米安保の信頼性の向上については、5月に米国とグアム協定改正議定書が締結され、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を早期に軽減することに貢献した。10月には日米地位協定の環境補足協定の実質合意を発表した。また、12月に公表した「2+2」会合の共同発表において、7月1日の日本政府による閣議決定を米国が歓迎し支持した上で平成27年前半の日米ガイドラインの見直しの完了に向けて、議論深化を決定した。 その他の外交安全保障分野での枠組み作りについては、12月に豪州との間で「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」が発効し、3月に仏国との間では「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」に署名した。 さらに日露関係については、2月に日露次官級協議を行い、平和条約締結問題のほか、適切な時期にプーチン大統領の訪日を実施するための準備の一環として、幅広い議論をした。	グアム協定改正議定書の締結、ガイドライン見直し、日米地位協定の環境補足協定の交渉促進等日米安保体制の信頼性向上や、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉の加速化等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
	中期目標	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。	
	2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化		年度目標
	23年度	「日・カザフスタン原子力協定」、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」、「日・ベトナム原子力協定」、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の締結、「日豪物品役務相互提供協定」の国会承認などは、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。 日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では、我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。日露関係においては、11月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。
	24年度	「日・豪物品役務相互提供協定」の締結や「日・豪情報保護協定」への署名等を行うとともに、刑事分野や原子力分野等に係る既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言を実施した。 日トルコ原子力協定について実質合意に至った等原子力分野の国際約束にも進展が見られた。また、犯罪人引渡し条約に関し、中国との締結交渉に向けた調整を行ったほか、受刑者移送条約に関し、ブラジルと締結交渉を行う等刑事分野での法的枠組みの構築を一層進めた。	諸外国・国際機関との間での刑事分野や原子力安全等を始めとする政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。
	25年度	我が国が国際連合においてその交渉の主導的役割を果たしてきた武器貿易条約に関しては4月に採択され、我が国も6月に署名した。 日EU戦略的パートナーシップ協定については、4月以降計4回の交渉が開かれ、同協定の構造や内容についてのそれぞれの考え方につき、意見交換が行われる等、交渉の進	武器貿易条約、日EU政治協定等諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

		捗が見られた。 原子力分野では、5月には日・アラブ首長国連邦原子力協定及び日・トルコ原子力協定への署名が行われ、原子力の平和的利用に関する協力を行うための基盤整備に向けた取組が進捗した。 刑事分野では、平成26年2月に重大な犯罪の防止、探知及び捜査のために必要な情報を交換するための枠組みを設定する日・米重大犯罪防止対処協定に署名した。	
26年度		日 EU 戦略的パートナーシップ協定第6回会合(11月)と第7回会合(3月)が東京とブリュッセルで開かれた。いくつかの協力分野について双方の立場の収れんに向けて一層の前進が見られ、協定の全体に関わる内容について議論を行って双方の立場の理解を深めた。 また、通常兵器の国際貿易を規制し、不正取引等を防止する武器貿易条約の受諾書の寄託を5月に行い、12月に同条約は発効した。 原子力の分野では、メキシコ等との原子力協定締結交渉が進展した。核テロ等防止のため、核物質原子力施設の防護と関連犯罪の処罰を強化する核物質防護条約改正については、6月に受諾書を寄託した。 また、原子力損害に関する国際的な賠償制度を構築する原子力損害の補完的な補償に関する条約については、1月に署名し、受託書を寄託した。 刑事分野では、6月に日米重大犯罪防止対処協定及び日ブラジル受刑者移送条約の締結について、国会の承認を得た。	日 EU 戦略的パートナーシップ協定、原子力協定等の交渉を進展させるとともに、武器貿易条約、核物質防護条約改正の締結手続を進め、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。
中期目標	—	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 各国会における施政方針演説・所信表明演説・外交演説 (総理大臣施政方針演説) (http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20140124siseihousin.html) (外務大臣演説) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html) ・ 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書-概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029745.pdf) ・ 外務省ホームページ(報道発表) 武器貿易条約(ATT)の発効 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001605.html) ・ 外務省ホームページ(報道発表) 「武器貿易条約」の受諾書の寄託 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000869.html) ・ 外務省ホームページ(報道発表) 「第22回日EU定期首脳協議」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page18_000294.html) ・ 外務省ホームページ(報道発表) 日 EU 戦略的パートナーシップ協定(SPA)交渉 第6回会合及び第7回会合(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001427.html) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001965.html) ・ 外務省ホームページ(報道発表) 日・メキシコ原子力協定締結交渉の開催 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001039.html)
---------------------	---

- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書の寄託
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001008.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
核物質の防護に関する条約の改正-概要
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029756.pdf>)
- ・ 外務省ホームページ(外務省報道官談話)
「原子力損害の補完的補償に関する条約の署名及び受諾書の寄託」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_000895.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の署名」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001041.html)
- ・ 外務省ホームページ(国・地域, 欧州)
「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の署名」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page22_001880.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
「日露次官級協議」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001779.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
「日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001593.html)

個別分野	3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施
施策の概要	1 多角的自由貿易体制の強化に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進(FTA/EPA の検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加の検討等)を図る。 2 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済・社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)の交渉・締結・実施を推進する。 3 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) TPP, 日・EUEPA に関連した言及あり(「二 改革断行 (オープンな世界を見据えた改革)」) ・ 第 189 回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 経済連携交渉, WTO 等に関連した言及あり(「日本の安全の確保と繁栄の実現」「第 3 の柱は、日本経済の再生に資する経済外交の強化です。」以下の部分) 気候変動, 人権に関連した言及あり(「グローバルな課題への一層の貢献」以下の部分) ・ 日本再興戦略(平成 26 年 6 月 24 日) EPA に関連した言及あり(「三. 国際展開戦略」以下の部分) ・ 日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日) 経済連携協定(TPP, RCEP, 日中韓 FTA, 日 EU・EPA 等), 投資協定, 租税条約に関連した言及あり(「第 I. 2. (3)新たなフロンティアを作り出す」, 「第 II. 三. 1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進」)

測定指標	1 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度 平成 19 年 1 月から再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉においては、妥結を目指して引き続き交渉が行われており我が国としても交渉において主導的役割を果たしてきた。 FTA/EPA については、8 月にインドとの間で、3 月にペルーとの間で EPA が発効した。また、豪州との間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断している交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP 協定交渉への参加についても検討を進めてきた。	多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPA を推進する。
	24 年度 WTO においては、さらなる国際貿易の進展に向け有志国により様々な取組が行われている。このうち、政府調達協定改正議定書については、平成 25 年通常国会において締結につき承認を得るべく必要な手続を進めてきた。 FTA/EPA については、豪州との間の交渉を進展させるとともに、モンゴル、カナダ、中国、韓国及びコロンビアとの間でも交渉が開始された。EU との交渉開始が決定され、トルコとの間で経済連携協定に関する共同研究が開始された。また、TPP 協定交渉について、安倍総理大臣により交渉参加が表明された。	多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPA を推進する。
	25 年度 WTO においては、平成 26(2014)年 7 月までの貿易円滑化協定の採択も含むバリ合意が妥結した。我が国は WTO の主要なメンバーとして、同合意の妥結に向けた交渉で積極的に貢献した。 FTA/EPA については、豪州との間の交渉が妥結し協定署名に至るとともに、日 ASEAN 包括的経済連携協定の投資・サービス章について実質合意した。また、EU(平成 27(2015)年中の大筋合意を目指すことについて日 EU 間で合意)、RCEP、モンゴル、中国、韓国、コロンビア及びカナダと交渉を行った。トルコとの間で経済連携協定に関する共同研究を終了し、政府間交渉を開始することで合意した。また、アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定である TPP 協定について精力的に交渉を行った。	WTO における国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。 FTA/EPA につき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。

施策の進捗状況・実績	26年度	FTA/EPA に関し、日・豪 EPA については、4 月の交渉妥結、その後の署名及び国会承認を経て、1 月に効力を生じた。 また、日・モンゴル EPA については、7 月の交渉妥結、2 月の署名を経て平成 27 年通常国会において締結につき承認を得るべく取り進めた。 TPP 交渉については、4 月に日米間で二カ国間の重要な課題について前進する道筋を特定して以来、交渉参加国との協議を重ねており、11 月の首脳会合において TPP が最終局面にあるという認識で一致した以降、引き続き交渉を加速化した。 現在、ASEAN(投資章及びサービス章)、カナダ、コロンビア、日中韓、EU、RCEP、トルコとの間での FTA/EPA 経済連携協定につき交渉を行った。WTO 協定に関し、政府調達協定改正議定書の締結手続を進め、4 月に同改正議定書は我が国について効力を生じた。また、WTO 協定改正議定書(貿易円滑化協定)については、平成 27 年通常国会において締結につき承認を得るべく取り進めた。 さらに、情報技術協定(ITA)の品目拡大についての交渉等に積極的に貢献した。	FTA/EPA につき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。また、交渉の妥結した FTA/EPA の締結手続を進める。 WTO における国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。
	中期目標	WTO における国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。 FTA/EPA につき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。	
	2	日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 二国間条約について 平成 23 年通常国会においては EPA 1 件、租税条約 6 件(うち改正議定書 1 件)及び社会保障協定 2 件を締結することにつき国会の承認が得られた。平成 23 年臨時国会においては、EPA 2 件(うち 1 件は改正議定書)を提出し、2 件とも国会の承認が得られた。また、平成 24 年通常国会においては、租税条約 3 件及び投資協定 2 件を締結するために必要な手続を進めてきた。 2 多国間条約について 平成 23 年通常国会においては、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための国際通貨基金協定の改正につき国会の承認を得て、8 月に受諾書を寄託した。 また、5 月には遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書に署名し、12 月の国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)においても、将来枠組みの構築に関して法的観点から適切な支援を行ったほか、3 月には、名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。 さらに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約について、国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認められたため、5 月 20 日、締結に向けた準備を進めることについて閣議了解を行った。この条約をはじめ、平成 24 年通常国会においては、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等につい	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールを作成する。

	て定める偽造品取引防止協定、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定める税務行政執行共助条約等多数国間条約6本を締結するために必要な手続を進めてきた。	
24 年 度	1 二国間条約について 租税条約2件、租税情報交換協定1件、投資協定2件、社会保障協定1件の署名を行った。 2 多数国間条約について 平成24年通常国会においては、欧州復興開発銀行（EBRD）の業務の地理的範囲を拡大すること等を目的とした、欧州復興開発銀行設立協定の改正につき、国会の承認を得て、9月に受諾書を寄託した。 また、11月から12月にかけて開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）においても、将来枠組みの構築等に関して法的観点から適切な支援を行った。 さらに、平成25年通常国会においては、国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資することを目的とした国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約をはじめ、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定める税務行政執行共助条約等、多数国間条約7本の締結につき、承認を得るべく必要な手続を進めてきた。	投資、租税、環境分野を始めとする我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールを作成する。
25 年 度	1 二国間条約について 租税条約4件（うち、2件は改正議定書）、租税情報交換協定2件、投資協定3件、社会保障協定1件の署名を行った。平成25年通常国会においては、租税条約3本（うち、1件は改正議定書）、租税情報交換協定2件の締結について承認を得た。平成25年臨時国会においては、投資協定5本、社会保障協定2本の締結について承認を得た。平成26年通常国会においては、租税関連条約4本、投資協定3本の締結について承認を得るべく取り進めた。 2 多数国間条約について 4月には水銀に関する水俣条約に署名した。また、11月から12月にかけて開催された国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）においても、将来枠組みの構築等に関して法的観点から適切な支援を行った。 平成25年通常国会においては、税務行政執行共助条約（6月受諾書寄託）、北太平洋漁業資源保存条約及び食料・農業植物遺伝資源条約（ともに7月受諾書寄託）について国会の承認を得た。平成25年臨時国会においては、郵便2条約（ともに12月承認書寄託）、障害者権利条約（1月批准書寄託）、政府調達協定改正議定書（3月受諾書寄託）の計4本の締結について承認を得た。平成26年通常国会においては、5本の多数国間条約の締結について承認を得るべく取り進めている。	我が国の利益を反映すべく、国民の生活に大きな影響を与える経済及び社会分野において国際的ルールの作成を推進し、我が国として締結の意義のある条約につき、締結に向けた各種手続を推進する。
26 年 度	1 二国間条約について カタールとの租税条約、英領バージン諸島との租税情報交換協定、カザフスタン、ウクライナ、ウルグアイとの投資協定、ルクセンブルクとの社会保障協定、カンボジア、ラオスとの航空協定の計8件の署名を行った。 平成26年通常国会においては、オマーン、スウェーデン、アラブ首長国連邦、英国との租税条約（うち2件は改	日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）について交渉を推進するとともに、交渉が妥結した条約の締結手続を進める。

		正議定書), モザンビーク, サウジアラビア, ミャンマーとの投資協定, ミャンマーとの航空協定(改正議定書), 計 8 件の締結について承認を得た。このうち, サウジアラビアとの投資協定を除く計 7 件の締結手続きを行い, 効力を生じさせた。 平成 27 年通常国会においては, カザフスタン, ウクライナ, ウルグアイとの投資協定, カタールとの租税条約, ルクセンブルクとの社会保障協定, カンボジア, ラオスとの航空協定の計 7 件の締結について承認を得るべく取り進めた。 投資協定については, オマーン, アンゴラ, アルジェリア, カタール, アラブ首長国連邦, ケニア, ガーナ, モロッコ及びタンザニア, 租税条約についてはドイツ, 社会保障協定については, 中国, フィリピン及びトルコとの間で, それぞれ交渉及び調整を進めた。 2 多数国間条約について 平成 26 年通常国会において, 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野の国際ルールを定める条約として, 意匠国際登録ジュネーブ改正協定, 意匠国際分類ロカルノ協定, 南インド洋漁業協定, 船舶バラスト水規制管理条約, 視聴覚的実演北京条約の計 5 本の締結について承認を得, その後締結手続きを進めた。 平成 27 年通常国会においては, 経済及び社会経済分野の条約では, 水銀に関する水俣条約, 二〇〇七年国際コーヒー協定, 特許法条約, 商標法シンガポール条約, ASEAN + 3 マクロ経済調査事務局設立協定の計 5 本の締結について承認を得るべく取り進めた。	環境関連条約や人権関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ, 地球規模の課題の解決に貢献するとともに, 日本国民の利益を増進する。 また, 水銀に関する水俣条約について締結手続きを進める。
中期目標	—	我が国の利益を反映すべく, 国民の生活に大きな影響を与えうる経済及び社会分野において国際的ルールの作成を推進し, 我が国として締結の意義のある条約につき, 締結に向けた各種手続きを推進する。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・第 189 回国会における岸田外務大臣による外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html) ・第 189 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20150212siseihousin.html) ・国家安全保障戦略について(平成 25 年 12 月 17 日) (http://www.cas.go.jp/jp/siryo/131217aNZenhoshou/nss-j.pdf) ・包括的経済連携に関する基本方針 (http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1109kihonhousin.html) ・外務省ホームページ(報道発表) 日・カタール租税条約の署名(平成 27 年 2 月 20 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001820.html) ・外務省ホームページ(報道発表) 日・英領バージン諸島租税情報交換協定の署名(平成 26 年 6 月 19 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000961.html) ・外務省ホームページ(報道発表) 日・カザフスタン投資協定の署名(平成 26 年 10 月 23 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001374.html) ・外務省ホームページ(報道発表) 日・ウクライナ投資協定の署名(平成 27 年 2 月 5 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001749.html) ・外務省ホームページ(報道発表) 日・ウルグアイ投資協定の署名(平成 27 年 1 月 27 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001701.html)
---------------------	---

- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
日・ルクセンブルク社会保障協定の署名(平成 26 年 10 月 10 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000056.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
日・カンボジア航空協定の署名(平成 27 年 1 月 14 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press18_000088.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
日・ラオス航空協定の署名(平成 27 年 1 月 16 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001662.html)
- ・ 外務省ホームページ
南インド洋漁業協定の受諾書の寄託並びに公布及び告示
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000987.html)
- ・ 外務省ホームページ
意匠国際分類口カルノ協定の加入書の寄託
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000986.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」の発効
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001730.html)
- ・ 外務省ホームページ(報道発表)
世界貿易機関(WTO)一般理事会での貿易円滑化協定等にかかる決定(外務大臣談話)(平成 26 年 11 月 28 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_000827.html)

**施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び
分析の政策決定ラインへの提供（モニタリング）**

平成 27 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 26-Ⅱ-4)

施策名	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供				
施策目標	情報収集能力の強化，情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化，政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより，外交施策の立案・実施に寄与する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	当初予算(a)	505	485	489	500
	補正予算(b)	△1	0	0	
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	503	485		
執行額(百万円)		449	449		

施策の概要	- 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 - 先端技術による情報収集 先端技術を活用して，情報の収集・分析を行う。 - 情報分析機能の推進(有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大) 国際情勢を的確に見極めていくためには，様々な要因・観点から考慮することが必要であり，省内外のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 - 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者との間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 - 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が，新たな情報源の開拓を含め，情報収集を強化するため，任国の内外に定期的に出張する。 - 政策決定ラインへの適時の情報および情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
関連する内閣の重要政策	- 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「テロと戦う国際社会において，日本としての責任を果たすとともに，日本の立場を積極的に対外発信していきます。さらに，テロ関連情報の収集を一層強化してまいります。」 - 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成 27 年 5 月 29 日) - 情報収集・分析等の強化 - イスラム過激派等に関する情報収集・分析等の強化等(P1) - サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の強化(P2) - オリパラ東京大会等も見据えた外国治安・情報機関との連携の強化(P2) - 邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会 検証報告書」(平成 27 年 5 月 21 日) 8 月の行方不明発覚から 12 月 3 日までの対応 - 情報収集・分析は十分であったか【有識者との議論における指摘及び課題】(P8) 12 月 3 日から 1 月 20 日の動画公開までの間の対応 - 情報収集・分析(メールアドレスを通じた犯人像の分析等)は十分であったか【評価・検討】(P11) 1 月 20 日の動画公開後の対応 - 情報収集・分析は十分であったか【評価・検討】(P29-31)(情報収集・分析) (画像把握・信ぴょう性確認)(情報の混乱防止)(今後の対策) 情報収集・分析は十分であったか【有識者との議論における指摘及び課題】(P31) - 被害者の救出に向けた措置は適切であったか【評価・検討】(P31) 総括(P42) - 外務省在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言～シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえて～(平成 27 年 5 月 26 日) - 中長期的施策 3 情報収集と発信―表裏一体で進めていく―(P13)

	<具体的施策例>【情報収集】 (1) テロ対策及び在外邦人安全確保のための公開情報の収集・蓄積・活用の強化 (2) 迅速かつ機動的な対応のための情報収集体制の確立 (3) 「情報専門官」の育成と外部の専門的知見の結集・活用等 (4) 先端技術等の活用による情報収集・分析の強化
--	---

測定指標	1 情報収集能力の強化		年度目標
	23年度	情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定、在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。 特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。 さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：182 ・先端技術関連データ購入枚数：481 ・本省出張者のべ人数：60 ・在外職員による出張回数：64	以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化、会議の開催等、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施 ・情報源の拡充
	24年度	・情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定した。在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制を強化した。 ・特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示。在外公館の情報収集活動の指針を明確化した。 ・在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：161 ・先端技術関連データ購入枚数：165 ・本省出張者のべ人数：47－在外公館職員による出張回数：49	以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化、会議の開催等、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施 ・情報源の拡充
	25年度	本省及び在外公館における情報収集体制を強化すべく情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し、在外公館と情報関心を共有した。 在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示した。 在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：181 ・先端技術関連データ購入枚数：137 ・本省出張者のべ人数：69 ・在外公館職員による出張回数：44	以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化、会議の開催等、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施 ・情報源の拡充
	26年度	本省及び在外公館における情報収集体制強化のため以下の取組を行った。 ・ウクライナ問題や ISIL の台頭、アジア・太平洋地域における安全保障環境の変化等国际情勢も勘案しつつ、情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し、在外公館と情報関心を共有した。 ・在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示した。 ・時宜に応じた機動的な情報収集のため、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：202	以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化、会議の開催等、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施 ・情報源の拡充

		・先端技術関連データ購入枚数：31 ・本省出張者のべ人数：73 ・在外公館職員による出張回数：33	
中期目標	—	的確な情報収集を実施する。	
2 情報分析の質の向上			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	国内外の専門家との分析に関する意見交換(含む訪日招へい)機会の増大, 情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。 また, 専門分析員の採用による外部の知見の活用等を行った。 ・先端技術関連データ購入枚数：481 ・専門分析員数：19 ・委託調査報告書数：19 ・招へいのべ人数：20 ・研修/会議参加のための出張者数：25	以下の達成手段等により, 質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施
	24年度	国内外の専門家との分析に関する意見交換(含む訪日招へい)機会の増大, 情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進とともに, 専門分析員の採用による外部の知見の活用等を推進した。 ・先端技術関連データ購入枚数：165 ・専門分析員数：20 ・委託調査報告書数：17 ・招へいのべ人数：14 ・研修/会議参加のための出張者数：33	以下の達成手段等により, 質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施
	25年度	国内外の専門家との分析に関する意見交換(含む訪日招へい)機会の増大, 情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進とともに, 専門分析員の採用による外部の知見の活用等を推進した。 我が国周辺地域の安全保障情勢や中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢等に関する体制整備を強化した。 ・先端技術関連データ購入枚数：137 ・専門分析員数：21 ・委託調査報告書数：12 ・招へいのべ人数：13 ・研修/会議参加のための出張者数：30	以下の達成手段等により, 質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施 我が国周辺地域の安全保障情勢や中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢等に関する情報収集・分析の基盤を強化する。
	26年度	・外国政府機関や内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい)を通じて分析の質の向上を図った。 ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進を通じて分析の質の向上を図った。 ・本省における専門分析員の採用等を通じて情報分析に関する外部の知見の活用等を推進した。 ・我が国周辺地域の安全保障情勢や中東地域のテロ情勢等に関する体制を強化(定員増の実現等)した。 ・先端技術関連データ購入枚数：31 ・専門分析員数：20 ・委託調査報告書数：14 ・招へいのべ人数：10 ・研修/会議参加のための出張者数：34	以下の達成手段等により, 質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施
中期目標	—	質の高い情報分析を実施する。	

3 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。 また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。 さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数(22年度を100として)：170 ・幹部ブリーフの回数(22年度を100として)：105	以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充
	24年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。(情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。) 省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を提供した。 分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数(22年度を100として)：185 ・幹部ブリーフの回数(22年度を100として)：99	以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充
	25年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。(情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。) 省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を提供した。 分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数(22年度を100として)：146 ・幹部ブリーフの回数(22年度を100として)：122	以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充 不測の事件発生等を踏まえ、一層柔軟な対応を推進する。
	26年度	・総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。 - また、情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件発生に際しては、従来からの治安・情報機関等に対する働きかけの強化、在外公館を通じた情報収集、入手した情報の精査・分析、関係省庁との共有、官邸等への報告を行った。 ・省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を提供した。特に在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化した。 ・分析ペーパーに添付した評価シート(同評価シートでは、概して高い評価を得た)を通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数(22年度を100として)：124 ・幹部ブリーフの回数(22年度を100として)：132	以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充
中期目標	—	適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 第 189 回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html) ・ 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成 27 年 5 月 29 日) (www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/20150529honbun.pdf) ・ 邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会 検証報告書」(平成 27 年 5 月 21 日) (www.kantei.go.jp/jp/singi/syria_h27/pdf/kensho.pdf) ・ 外務省在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言～シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえて～(平成 27 年 5 月 26 日) (www.mofa.go.jp/mofaj/files/000082010.pdf)
---------------------	---

担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価(モニタリング)実施時期	平成 27 年 8 月
-------	-----------	------------------	-------------

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策
(モニタリング)

平成 27 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 26-Ⅲ-1)

施策名	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策				
施策目標	諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。				
施策の予算額・執行額等	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策(平成 24 年 8 月の機構改編後に統合)				
	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)		15,072	15,403
		補正予算(b)		20,234	3,200
		繰越し等(c)		△199	
		合計(a+b+c)		35,107	
	執行額(百万円)			34,977	
	海外広報、文化交流				
	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,376		
		補正予算(b)	△168		
		繰越し等(c)	0		
		合計(a+b+c)	14,208		
	執行額(百万円)		14,038		
	報道対策、国内広報、IT 広報				
	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,225		
		補正予算(b)	0		
		繰越し等(c)	0		
		合計(a+b+c)	1,225		
	執行額(百万円)		1,173		

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「施策の分析」、「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	政策評価(モニタリング)実施時期	平成 27 年 8 月
-------	--------------------	------------------	-------------

個別分野	1 国内広報の実施
施策の概要	外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「主要国並みの外交実施体制の実現を目指し、総合的な外交力を引き続き強化してまいります。国際社会での存在感を一層高めるよう、予算を効果的に活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」

測定指標	1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信		年度目標
	23 年度	我が国の外交政策について、国民に対して直接説明するため、3月に「玄葉外務大臣と語る」を名古屋市で実施した他、計 204 回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約 8.8 万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、85%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続すべきとの回答は 86%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については特に実施希望が多いが、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。 外交課題に関する「大学生国際問題討論会」では、質の高い白熱した議論が展開された。 パンフレットは、講演会などで配布している他、一般からの申込みに応じて送付している。外務省ホームページにもパンフレットの PDF データを掲載しているところ、毎月 3～4 万件のアクセスがあり、インターネットでも十分活用された。 外交専門誌「外交」を年 6 回発行し、外交に関する活発な議論を喚起するとともに、国民に対する直接発信を強化した。	「外務大臣と語る」などの講演事業の実施、外交専門誌「外交」の発行、外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	24 年度	1 我が国の外交政策について国民に語り、直接意見交換をする広報事業「外務大臣と語る」を 3 月に開催し、事後のアンケート結果からも、参加者の約 9 割から高い評価を得た。 2 外交課題について討論する「大学生国際問題討論会」(1 回)や、現下の国際情勢について外務省職員や OB が講演する「国際情勢講演会」(21 回)、外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(124 件)や「外交講座」(61 件)、「小中校生の外務省訪問」(62 件)等各種事業において、幅広い世代の一般国民に外交課題や外務省の活動について紹介し、事後のアンケート結果等を通じ概ね高い評価が寄せられている。 3 パンフレット作成では、平成 25 年 6 月開催の TICADV に向けた広報の一環としてパンフレットを作成するなど、大型事業の広報との連携を図った他、インターネットコンテンツ等を通じ、我が国の外交政策について時宜をとらえた情報発信を行った。 4 外交専門誌『外交』についても、年間 6 回発行した。	「外務大臣と語る」などの講演事業の実施、外交専門誌「外交」の発行、外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 特に、小中高生向けの外務省広報の強化を目指す。具体的にはネットコンテンツ、小中高生の外務省訪問、子ども霞ヶ関見学デー等での対応拡充に努める。
	25 年度	1 外務大臣が我が国の外交政策について国民に語り、直接意見交換をする広報事業「外務大臣と語る」を 1 月に開催し、事後のアンケート結果から、参加者の 85%から外交政策への理解が深まった等の高評価を得られた。 2 外交課題について討論する「大学生国際問題討論会」(1 回)や、現下の国際情勢について外務省職員や OB が講	以下の事業等を通じ、我が国の外交政策に対する国民の理解と信頼の増進を図る。 ・ 我が国の外交政策を直接国民に紹介し意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施

		演する「国際情勢講演会」(20 回), 外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(133 件)や「外交講座」(60 件), 「小中校生の外務省訪問」(64 件)等各種事業において, 幅広い世代の一般国民に外交課題や外務省の活動について紹介し, 事後のアンケート結果等を通じ概ね高い評価が寄せられている。 3 その他, 外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットを作成した他, インターネットコンテンツ等を通じ, 我が国の外交政策について時宜をとらえた情報発信を行った。 4 外交専門誌『外交』についても, 年間6回発行した。	・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介・討論する各種講演会・シンポジウム事業等の実施 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた, 我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜をとらえた情報発信 ・外交専門誌『外交』の発行(年6回)
	26 年度	1 「外務大臣と語る」については, 諸般の事情により 26 年度中の開催は見送りとなった。 2 外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」(1 回)や, 現下の国際情勢について外務省職員や OB が講演する「国際情勢講演会」(21 回), 外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(114 件)や「外交講座」(77 件), 「小中高生の外務省訪問」(72 件)等各種事業において, 幅広い層の一般国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。 3 その他, 外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレット及び小中学生向け動画を作成した他, 「わかる! 国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ, 我が国の外交政策について時宜をとらえた情報発信を行った。 4 外交専門誌『外交』について, 年間6回発行した。	我が国の外交政策を円滑に推進していくためには, 国民の理解と信頼が不可欠である。このため, 我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう下記の取組を推進する。 ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施 ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介・討論する各種講演会・討論会事業等の実施 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた, 我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信 ・外交専門誌『外交』の発行(年6回)
中期目標	—	我が国の外交政策につき, 国民の理解を増進する。	
2 広聴活動			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見, 及び電話, FAX, 書簡で寄せられた意見は約 18,700 件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに, 関係会議で週間報告を行うことで, 外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握, 共有している。	メール, 電話, FAX, 書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握, 共有することを通じて, 国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	24 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見, 及び電話, FAX, 書簡で寄せられた意見は約 36,000 件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに, 関係会議で週間報告を行うことで, 外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握, 共有している。	メール, 電話, FAX, 書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握, 共有することを通じて, 国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	25 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見, 及び電話, FAX, 書簡で寄せられた意見は基準年の 10%増となる約 22,500 件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに, 関係会議で週間報告を行うことで, 外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握, 共有している。	メール, 電話, FAX, 書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握, 共有することを通じて, 国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については, 毎日日報を作成し, 関係課室にフィードバックする。

	26年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約 20,058 件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配付するとともに、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。	メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、毎日日報を作成し、関係課室にフィードバックする。				
中期目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。					
3 (参考指標)「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果 ①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率、②「今後も継続実施すべき」との回答比率			実績値				
			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
			①89%	①85%	①90%	①85%	—
			②91%	②86%	②91%	②87%	—

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ わかる！国際情勢 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/index.html) ・ 国際情勢講演会 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/kouenkai/ichiran.html) ・ 外交講座 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3_000190.html) ・ 高校講座 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_100005.html) ・ 小中高生の外務省訪問 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/homon/index.html) ・ 国際問題プレゼンテーション・コンテスト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/toron/index.html) ・ 外交専門誌『外交』 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/index.html)
---------------------	---

個別分野	2 海外広報の実施
施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施する。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会外交演説（平成 27 年 2 月 12 日） 「国際社会での存在感を一層高めるよう、予算を効果的に活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の発掘・育成を強力に推進します。主要国における広報文化外交拠点、ジャパン・ハウスの創設を推進します。」

測定指標	1 広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数, 事業参加人数, ホームページ訪問者数, 対象者の反応)		年度目標
	施策の進捗状況・実績	23 年度	以下の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施 ・ 講師派遣事業, オピニオン・リーダーの招へい(「閣僚級招へい」)事業, 海外 TV チームの日本特集番組制作支援事業の実施 ・ 印刷物資料, 視聴覚資料の効果的な活用 ・ Web Japan による対日理解の促進 ・ 東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信, 日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施
		1 在外公館においては, 23 年度に, 講演会約 1,500 件や, 教育広報約 1,300 件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約 8 割について, 派遣先となった国のメディアで報道がなされている。 2 本邦に招待したオピニオン・リーダーは帰国後訪日経験に基づく発言等を行っており, 我が国にとって好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また, 招待した TV チームの取材による日本特集番組は, のべ 133 回, 3,583 分放送される(注: 17 チーム(含む補正事業)の番組放映回数, 時間)等, 諸外国の一般国民の対日理解促進に大きく寄与している。 3 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで, 国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め, 目的別に使い分けている。また, 視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国, 300 を超えるテレビ局に提供され, 数多くの海外一般市民に視聴されるとともに, 在外公館による上映会, 教育広報活動, あるいは学校, 日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 4 Web Japan は, 諸外国における正しい対日理解の促進, 親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しており, 年約 3,700 万ページビューのアクセス数を確保していることで, 海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着していることが裏付けられた。 5 平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災発生直後から, 海外に正確な情報を伝え, 震災後の日本に対する誤解を防ぐための説明・情報提供に積極的に取り組んだ。例えば, 実際の日本の状況を目で見て理解してもらうため, 復興発信使(19 名 13 か国・20 都市)の派遣, ソーシャル・メディア発信者(10 名)の招へい, 外国映像制作チーム(11 チーム)の招待を行った他, 震災後 1 年の前後には海外主要紙の紙面買上げ(138 在外公館, 211 紙)を実施した。また, 日本ブランドの信頼性回復・強化を図るため, 関係省庁や地方自治体, 企業とも連携しながら観光展(40 件)への出展, 復興写真展(98 在外公館)を実施するとともに, 復興・再生する日本の姿を海外に発信するための映像資料, テレビ CM, 報道番組を制作・放映した。	

24 年度	1 在外公館においては、24 年度に、講演会約 1,500 件や、教育広報約 1,200 件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約 9 割について、派遣国のメディアで報道がなされている。24 年度には 31 件の「閣僚級招へい」を実施した。また、アフリカ 43 か国において、現地紙紙面の買い上げにより TICADV の広告を掲載した。 2 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは 22 公館、文化事業等に合わせて単発で発行する不定期広報資料は 14 公館にて作成され、ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、200 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 3 諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しているウェブサイトである Web Japan は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着し、毎年 3,000 万ページビュー以上のアクセス数を確保しているとともに、世界中のウェブサイトの重要性を測る指標として一般的に用いられるグーグル社のペイジランク (Pagerank) でも 10 点中 8 点と極めて高い数字となっている (ヤフー及び米国国務省と同じ)。	以下の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施 ・講師派遣事業、オピニオン・リーダーの招へい(「閣僚級招へい」)事業、海外 TV チームの日本特集番組制作支援事業の実施 ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進 ・東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信、日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施
25 年度	1 在外公館においては、25 年度に、講演会約 1,114 件や、教育広報約 539 件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約 8 割について、派遣国のメディアで報道がなされている。 2 印刷物資料は、一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは 21 公館、単発で発行する不定期広報資料は 26 公館にて作成され、ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、200 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 3 諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しているウェブサイトである Web Japan は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着し、年間 1,200 万ページビュー以上のアクセス数(※注)を確保しているとともに、世界中のウェブサイトの重要性を測る指標として一般的に用いられるグーグル社のペイジランク (Pagerank) でも 10 点中 8 点と極めて高い数字となっている (ヤフー及び米国国務省と同じ)。	以下の事業等を通じた我が国の外交政策や国内事情に関する諸外国国民の理解の増進及び多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信を実施する。 ・講師派遣事業の実施(効果的な実施を念頭に、派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。) ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進 (3,000 万ページビュー以上のアクセス数の維持) ・日本ブランドの発信強化のための事業の実施 ・領土保全に関する効果的な対外広報の実施

	4 日本ブランド発信事業として、メキシコにおいて、日墨交流記念・支倉使節団 400 年記念として「世界に誇る日本酒の魅力―宮城県の純米酒の魅力―」と題して宮城県の蔵元を派遣し、日本酒の魅力に関する講演、試飲会を行った。また、タンザニアにおいて交通安全啓発のための楽曲・映像発表イベントとして「アフリカ ANZEN プロジェクト～楽曲と映像を通じた安全文化の紹介～」を実施し、安全運転・交通安全といった日本の安全文化を広めた。 5 領土保全に関する効果的な対外発信を実施するため、内閣府から支出委任を受けて「尖閣諸島をめぐる情勢」「竹島問題」等に関する広報動画、フライヤー、パンフレットを 11 言語で作成した。YouTube に掲載した動画は総計 200 万回を超える再生回数を達成した。 (※注)実績値は新システムでの集計値。アクセス解析システムの変更により従来と集計方法が変更されたため、目標値との比較は困難。	
26 年度	1 在外公館においては、講演会約 1,450 件や、教育広報約 1,340 件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約 8 割について、派遣国のメディアで報道がなされている。 2 印刷物資料は、一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けている。写真を効果的に用いた日本事情発信誌「にぽにか」を年 3 号(各号 20 万部)発行。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは 21 公館、単発で発行する不定期広報資料は 25 公館にて作成され、ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、200 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 3 諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト「Web Japan」は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着し、年間 1,200 万ページビュー以上のアクセス数を確保しているとともに、世界中のウェブサイトの重要性を測る指標として一般的に用いられるグーグル社のペイジランク(Pagerank)でも 10 点中 8 点と極めて高い数字となっている(ヤフー及び米国国務省と同ランク)。 4 日本ブランド発信事業として、14 名の専門家を 16 カ国・17 都市に派遣し、講演会及びデモンストレーションを通じて、日本的価値、精神性、ライフスタイル等の日本の魅力を「日本ブランド」として発信した。例えば、バルセロナでプロダクトデザイン、中南米と中央アジアで日本酒、ミラノで町屋文化、カナダで丹波焼、サウジアラビア・オマーン・マレーシアで短編映画を発信し、精巧さ、繊細さ、家族観等の日本ならではの価値観を伝えた。 5 領土保全に関する効果的な対外発信を実施するため、内閣府から支出委任を受けて、領土保全に繋がる我が国への正しい認識や理解の浸透を図る広報動画(積極的平	以下の事業等を通じた我が国の外交政策や国内事情に関する諸外国国民の理解の増進及び多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信を実施する。 ・講師派遣事業の実施(効果的な実施を念頭に、派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。) ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進(年間 1,200 万ページビューを超えるアクセス数の維持) ・日本ブランドの発信強化のための事業の実施 ・領土保全に関する効果的な対外広報の実施

		和主義，戦後日本の歩み，女性等)を計8本，各10言語で作成し，ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載した。再生回数総計は約40万回(平成27年5月現在)。そのうち2本の動画をCNNの広告枠で放送し，また，2本の動画をユーチューブ上で広告として掲載した。その他，ソーシャルメディア(SNS)で発信力・影響力のある海外の有力ブロガー等を日本へ招へいした。米国・英国など，海外からの被招へい者がSNSを通じて，「領土保全」を中心とした日本関連の発信を行うことで(計379回)，広く一般の対日理解・好感度を促進した。					
中期目標	—	海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。					
2 (参考指標)BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位		実績値					
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
		2 位	3 位	1 位	4 位	5 位	
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ Web Japan ホームページ(http://web-japan.org/)						

個別分野	3 IT 広報の実施
施策の概要	IT 広報手段の強化・多様化, IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化並びに時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ, 我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「国際社会での存在感を一層高めるよう, 予算を効果的に活用し, 日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに, 親日派・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」

測定指標	1 IT 広報手段の強化, 多様化		年度目標
	施策の進捗状況・実績	23 年度	在外公館ホームページの拡充, ツイッター及びフェイスブックに公式アカウントを開設するなど新たなソーシャル・メディアの活用等, 我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため, IT 広報手段を強化, 多様化する。
		24 年度	ソーシャル・メディアの活用の強化やスマートフォン対応等により, 我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため, IT 広報手段を強化, 多様化する。
		25 年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため, 在外公館におけるソーシャル・メディアを活用した情報発信の強化や, 外務省ホームページのスマートフォン対応等により, IT 広報手段を強化, 多様化する。
		26 年度	ソーシャル・メディアユーザの拡大を踏まえ, より積極的かつ包括的な情報発信を行うため, ソーシャル・メディアによる情報発信のあり方を検討し, 在外公館を含めた情報発信力の拡充に努める。
		中期目標	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため, IT 広報手段を強化, 多様化する。
	2 IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化		年度目標
測定指標	施策の進捗状況・実績	23 年度	ホームページのユーザビリティ, アクセシビリティの向上, セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めるなど, 我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け, IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
		24 年度	IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化に取り組み, その進展があった。具体的には, CMS の活用により, 外部委託に頼らず職員自らが効率的にホームページ掲載業務を行う一方, トップページの改善等により, アクセス数と同時にホームページのユーザビリティ(利用者にとっての閲覧目的の達成しやすさ)を向上させた。また, ホームページのアクセシビリティ(高齢者, 障がい者を含む全ての利用者の使いやすさ)向上に努め, 総務省や経済産業省等が定める各種指針に準拠し, バリアフリー化に向け取り組んだ。ホームページに対するサイバー攻撃に対応するため, セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めた。

	24年度	25年度から5年間利用するウェブ・システムの導入に当たっては、アクセシビリティ及びユーザビリティに一層考慮したCMS(コンテンツ管理システム)を構築するとともに、セキュリティ対策を更に向上させ、サイバー攻撃への対応能力を高めた。 また、尖閣諸島をめぐる情勢を受け、尖閣諸島に関する特設ページを作成し、そこに、歴史的経緯、我が国の立場とその根拠、中国の主張に対する反論などの各種資料を掲載するなど、コンテンツを充実させた。	アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、研修・教育を通じた効率的なコンテンツ掲載等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	25年度	「日本の領土をめぐる情勢」特設サイトを外務省ホームページの中に開設し、12の言語別ページで情報発信を行うとともに、北方領土、竹島及び尖閣諸島に関するページをリニューアルした。 在外公館ホームページについては、新しいCMS(コンテンツ管理システム)に組み入れ、在外公館ホームページの掲載・更新作業を容易にするための在外公館テンプレートを構築した。	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、領土保全に関連する各種ページにおけるコンテンツの充実、新ウェブ・システムの改善等により、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	26年度	外務省ホームページについては、トップページ及び主要ページのリニューアルを行い、閲覧者の利便性を高め、読みやすい形に改善すると共に、内容的にも多くの閲覧者を引きつけるよう魅力的なページの提供に努めた。 在外公館ホームページにおいては、前年度までに構築したテンプレートを活用して、重要情報を各公館ホームページに一斉に表示させる仕組みを開発した。 25年度から導入した新「統合Web環境」の下、運用保守・障害対応等の業務の効率化、セキュリティリスクの低減、ソーシャル・メディアの活用拡大を図ることや、近年のスマートフォン／タブレット端末の急速な普及等、クライアント環境の多様化に対応することにより、効果的な情報発信体制を確立できた。	幅広い利用層への情報発信を可能とするため、外務省ホームページのトップページのリニューアルを行う。 また、日本の立場及び主張の正当性についての理解と支持を拡大するため、対外発信の強化が必要な案件に関するページの多言語化、リニューアル等を行う。 さらに、システムの安定稼働を維持するため、情報セキュリティに対する脅威への対応を行う。これらにより、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	中期目標	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。	
3 時宜をとらえた迅速な情報発信への取り組み			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	時宜をとらえた迅速な情報発信に努めた。特に東日本大震災に際しては、迅速に体制を整え、情報発信を行った。また、ツイッターやフェイスブック等ソーシャル・メディアの利用を通じ、COP17やMDGsフォローアップ会合、WTO等国际会議の機会に、情報を迅速かつ幅広く発信した。さらに、33の在外公館でソーシャル・メディアのアカウントが開設され、周年事業等に際し時宜を得た積極的な情報発信力が一層強化された。	新たなソーシャル・メディアの利用を通じた迅速かつ積極的な情報の発信など、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	24年度	外務省ホームページの新着情報を随時ソーシャル・メディアで発信する態勢を確立した。尖閣諸島をめぐる情勢に関しては、国際世論への迅速な情報発信の重要性を考慮し、外務省ホームページにおいて多言語で迅速な広報を行うとともに、ソーシャル・メディアでの情報発信を拡充した。	我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、ソーシャル・メディア、スマートフォン、クラウド等の普及を考慮した、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	25年度	岸田外務大臣による外務省公式フェイスブックの投稿を11月から開始し、週1回のペースで発信を行った。	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、ソーシャル・メディア、スマートフォン等の普及を考慮した、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。

	26年度	首脳会談及び外相会談等の主要案件の結果について英語での発信を強化するため英語への翻訳を支援する等、英語コンテンツの適時のホームページ掲載及び迅速なソーシャル・メディア発信に努めた。	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、ソーシャル・メディア、スマートフォン等の普及を考慮し、また、英語による発信力の強化を含め、時宜をとらえた迅速な情報発信に引き続き取り組む。		
中期目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。			
4 外務省ホームページ等へのアクセス件数の合計	実績値				中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	—
	3億件	3億件	1億6千万件(システム変更により集計方法の変更あり)	1.7億件	
年度目標値			—	1.6億件以上	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ(日本語) (http://www.mofa.go.jp/mofaj) ・ 外務省ホームページ(英語) (http://www.mofa.go.jp) ・ 外務省ホームページ(携帯版・日本語) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/m) ・ 外務省ホームページ(携帯版・英語) (http://www.mofa.go.jp/mobile) ・ 在外公館ホームページ一覧 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html) ・ 外務省フェイスブックページ(日本語・英語) ・ 外務省ツイッターアカウント(日本語・英語)
---------------------	--

個別分野	4 国際文化交流の促進
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2)人物交流事業の実施、(3)日本語の普及、海外日本研究の促進、(4)大型文化事業(周年事業)を行う。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」 ・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信するとともに、和食を含む文化の発信や若者を始めとする人的交流、日本語の普及の促進などを通じて、ソフトパワーの更なる充実を図ります。」

測定指標	1 文化事業等の実施による日本の魅力発信		年度目標
	23年度	24年度	
施策の進捗状況・実績	「地方の魅力発信プロジェクト」(二次補正事業)として、東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として、日本の郷土芸能の魅力、食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として、世界各国で100事業を実施した。参加者はのべ14万人であり、要人の出席他、多くの報道がなされた。 7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベント(約19万人が参加)である「JAPAN EXPO」の機会に外務省、経済産業省、農林水産省、観光庁の四省庁及び国際交流基金他関係機関と連携し、オールジャパンで日本文化の総合的・集中的発信に努めた。その他11月のイタリアにおけるアニメイベント(ROMICS)、本年2月のインドネシアポップカルチャーイベント等の機会にも大規模ブースを設け、日本事情、日本文化の紹介を行った。 海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第5回国際漫画賞を実施した。訪日した受賞者による東北訪問を実施した。また、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。	1 在外公館や国際交流基金を通じて、伝統文化やポップカルチャーを含む日本の多面的な魅力を紹介する各種の文化事業を実施した。「日本語普及関係事業」、「地域の文化・日本食紹介事業」及び「各種団体や現地の行政主催の大規模イベントの機会を活用した日本文化紹介事業」等については、特に優先的に採用し、積極的実施を推奨した。 2 7月にパリで開催された世界最大級の日本文化紹介イベント「JAPAN EXPO 2012」(来場者約22万人)の機会をとらえ、国際交流基金、国際観光振興機構、科学技術振興機構等と連携して参加し、オールジャパンでの日本文化の総合的発信を行った。その他、2月にローマ近代美術館における美術展オープニングに際して日本食・日本酒のレクチャー・デモンストレーションを行い、3月にエチオピアにおける TICADV 閣僚級準備会合の機会に津軽三味線演奏を行うなど、さまざまなイベントの機会を活用した日本文化の効果的発信に努めた。 3 海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第6回国際漫画賞を実施した。11月には、第5回国際漫画賞の最優秀賞を受賞した作品(米国からの応募)が小学館から発売された。また、現代日本の生活習慣を描いているアニメ作品「ドラえもん」を「アニメ文化大使」とする事業を継続した。	在外公館文化事業をはじめ文化事業を効果的・効率的に実施する。

25 年度	1 在外公館や国際交流基金を通じて、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する各種の文化事業を実施した。日本語普及関連事業、日本食紹介関連事業、日本のものづくり文化発信につながる事業、地方文化紹介事業、大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業等については特に重視し、積極的な実施を推奨した。主な事例は以下のとおり。 (1) 10月から2月にかけて、米国フロリダ州マイアミ近郊の森上博物館・日本庭園において文化庁との共催、東京国立近代美術館等の協力を得て開催した「現代日本の工芸展」は、工芸という日本特有の芸術文化及び日本のものづくり精神への理解を格段に深め、大きな成功を収めた。 (2) 2月、在英国大使館は、ブリティッシュ・カウンシルとブリティッシュ・ファッション・カウンシルが共催する各国対抗の新進デザイナーによるファッション展示のコンテストである「インターナショナル・ファッション・ショーケース」に参加し、「超日本〜J Blow〜2014」と題した日本人若手デザイナーのファッションの作品の展示を通じて現代日本の最新のアートシーンを紹介し、「キュレーター賞」を受賞する等、高く評価された。 (3) 上海において、11月から2月にかけて、現地の日系百貨店が実施するジャパンウィークと連携し、現地邦人コミュニティの人材を活用の上、和服のレクチャー・デモンストレーションと日本食文化紹介を実施し、官民が協力して日本に対する関心、親近感を高める等、日本文化の発信を効果的に行った。 2 2月、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第7回国際漫画賞を実施した。	各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業等を実施する。特に以下の事業を優先して実施する。 ・日本語普及関連事業 ・日本食紹介関連事業 ・日本のものづくり文化発信につながる事業 ・地方文化紹介事業 ・大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
26 年度	1 在外公館や国際交流基金を通じて、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する各種の文化事業を実施した。日本語普及関連事業、日本食紹介関連事業、スポーツ関連事業、日本のものづくり文化発信につながる事業、大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業等については特に重視し、積極的な実施を推奨した。主な事例は以下のとおり。 (1) 5月から6月にかけて、シンガポールにて「アジアにおける現代工芸交流事業」として、展覧会「わざの美ー現代日本の工芸」展(国際交流基金、ジャパン・クリエイティブ・センター(JCC)共催)他を実施した。安倍総理大臣のイニシアティブによる「文化のWA」プロジェクトの第1号案件でもある本事業に安倍総理大臣自らオープニング式典に出席するなど、日本のプレゼンスを大きく示す事業となった。 (2) 8月及び9月、在豪州大使館は、豪州国立大学日本センターとの共催事業として「キャンベラ学生歌舞伎」と題し、現地学生による日本語と英語による歌舞伎上演を実施した。また前座として、日本語を学習する現地高校生による落語及び日本の踊りも披露した。日本の伝統文化と日本語の魅力を同時に効果的に発信することができた。 (3) 3月、在ポルトガル大使館は、現地観光学校と共催で「和食レクチャー・ワークショップ」を実施した。現地では、年々「和食」への関心が高まっている中、体験型ワークショップ及び日本酒の試飲に参加した地元市民は、本事業を高く評価するとともに、熱心に取り組む姿勢が見	在外公館や国際交流基金を通じて、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業等を実施する。在外公館文化事業については、特に以下の事業を優先して実施する。 ・日本語普及関連事業 ・日本食・日本食文化紹介関連事業 ・スポーツ関連事業 ・日本のものづくり文化発信につながる事業 ・大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業

		られ、日本食文化への関心の高さがうかがえた(参加申し込みにわずか1日で定員(50名)の倍以上の応募が殺到した上、当日は申し込み者50名全員が参加)。 (4)3月、在フランス大使館は、(独)日本スポーツ振興センター(JSC)と共催で「日仏交流柔道教室 in Paris」を実施した。日仏のオリンピック金メダリスト柔道家及びパラリンピック出場選手等を講師として、現地の子供たちを対象とした柔道教室を開催するとともに、子供たち及び保護者等を対象に日本文化紹介を実施した。スポーツのみならず文化紹介の実施は好評を博し、対日理解促進と親日感の向上につながった(参加者アンケートでは、A:大変良かった、B:良かったの合計が100%に達した)。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた我が国の国際公約の一つである Sport for Tomorrow(SFT)事業の一環として、我が国の取組を広報することができた。 2 2月、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第8回国際漫画賞を実施した。	
中期目標	—	文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。	
2 大型文化事業(周年事業関連)の実施			年度目標
	23年度	ドイツ、クウェート、バルト三国における周年事業に合わせ重点的な交流及び大型文化事業をはじめとする日本文化紹介事業を実施した。ドイツ(4件)、クウェート(3件)、バルト三国(1件)。	
	24年度	周年事業に合わせた重点的な交流事業としては、日・イスラエル外交関係樹立60周年を記念して著名な日本人クラブアーティストによる公演を、日中国交正常化40周年を記念して夏祭りやファッションショー等計4件を(ただし、日中国交正常化40周年を記念して行われる予定であった事業のうち4件は中止された)、日・アルジェリア外交関係樹立50周年を記念して文楽公演を、日・東ティモール外交関係樹立10周年を記念して両国の音楽家の交流を通じた音楽公演及び日本文化紹介を、日米桜寄贈100周年を記念して沖縄エイサー公演等計6件を、各国政府関係機関や民間団体とも協力しながらそれぞれ実施し、現地において多くの報道がなされた。	周年事業に合わせた重点的な交流事業を実施する。
	25年度	1 日 ASEAN 友好協力 40 周年 9月のカンボジアにおける日本の歌曲・クラシック公演実施を皮切りに、10月のフィリピン、シンガポール、インドネシアにおける日本の伝統楽器ユニット公演、ベトナムにおける和太鼓公演、11月のラオス、タイにおける日・中の伝統楽器を用いた伝統・現代音楽の融合公演、1月のマレーシア・ミャンマーにおける日本のヒップホップダンス公演、2月のカンボジアにおける沖縄・奄美音楽公演、ブルネイ・マレーシアにおける日本伝統楽器のフュージョン音楽公演、3月のラオスにおける日本・ASEAN 各国の若手歌手共演による J-POP・アニソン公演等、ASEAN 各国において日本の伝統音楽からポップカルチャーに至るまで幅の広い日本文化を紹介。副首相や閣僚といった中央政府要人から王族、地方政府要人等の出席も得て、質の高い日本文化に接する機会を提供するとともに、幅広い層に日本と ASEAN との間の友好・協力関	スペインや ASEAN における大型文化事業の実施を通じ、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。

	係の歴史をアピールした。 2 日本スペイン交流 400 周年 6 月に皇太子殿下及びスペイン側はフェリペ皇太子同妃両殿下(両国皇太子はともに名誉総裁)のご臨席を得て周年開幕を記念した音楽会を実施し、王室、政界、文化関係者 1,200 名の参加を得て、スペイン主要紙を含め日西両国で報道されるなど両国交流の歴史を広報した。9 月には秋の文化芸術シーズンの中心的行事として「藝〇座公演」を地方巡回に重点を置いて開催し、地方政府、官民との連携を強化した。3 月には、「竜馬四重奏」による公演を、マドリード州、カンタブリア州、バスク州(ビルバオのグッゲンハイム美術館)の三カ所を実施し、周年事業をスペイン国内でさらに広く認知させ、現地市民の対日理解、交流促進を図った。	
26 年度	1 日スイス国交樹立 150 周年 4 月にベルンで開催された辻井伸行氏によるピアノコンサートを皮切りに、漫画家・松本零士氏による講演会や着物ファッションショー、雅楽コンサートなど計 8 件の事業を実施した。スイス政府関係者をはじめ各国外交団等要人の出席を得て、日本の伝統文化からポップカルチャーに至るまで幅広く紹介し、現地市民も含めた幅広い層に日スイス友好関係の深化を印象づけ、対日理解の促進につながった。 2 日カリブ交流年 10 月に、ジャマイカ、ハイチ、ベリーズにおいて、津軽三味線グループによる伝統民謡の巡回公演及び津軽三味線ワークショップを実施した。現地政府高官や駐在外交団の出席を得て、我が国の文化外交を推進するとともに、一般市民に対し日本とカリブ諸国との友好関係をアピールし、対日理解促進に貢献した。 3 日ボリビア外交関係樹立 100 周年 2 月に、日本の伝統楽器オーケストラによる音楽公演及び同国国立音楽院におけるワークショップを実施し、質の高い日本の伝統芸能に接する機会が少ない同国において、邦楽演奏に加え、伝統楽器の音色や響き等をワークショップで紹介した。周年事業のクロージング・イベントとして盛況を博し、両国の文化交流を活性化させた。	スイス、ボリビアやカリブ諸国における大型文化事業の実施を通し、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。
中期目標	— 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。	
3	人物交流事業の実施	年度目標
23 年度	東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献した。 「戦略的実務者招へい」については、その前身たる「21 世紀パートナーシップ促進招へい」の開始された 17 年度からの被招へい者に対して、定期的にフォローアップを実施することとしており、その結果、我が国重要外交政策実施に向けての各種協力において、招へい効果(各種選挙への支持等我が国の重要外交政策実現のための協力等)が見られた。 9 月に関係団体との共催で JET プログラム 25 周年記念シンポジウムを開催し(約 300 名が参加)、JET プログラムの重要性が再確認された。23 年度 JET プログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約 4,300 名に	

	のぼり、昭和 62 年度の事業開始以来の累計招致者数は 5.5 万人に達した。 平成 24 年 2 月、震災後の我が国の復興と日本留学についての正しい理解の促進を目的とした文部科学省事業「ジャパン・スタディ・プログラム」を共催した。(42 か国・地域からの大学・大学院生等 216 名を対象)。 各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報)や帰国留学生会の活動支援(新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催)等を積極的に推進した。この結果、JICA 研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界 114 か国、341 組織(前年比増)に上った。					
24 年度	引き続き、在外公館は、帰国留学生会等や元 JET 参加者の会(JETAA)等と連携し、日本文化紹介事業を実施するとともに、前者と連携し日本留学プロモーション事業を、後者と連携し JET プログラムの紹介事業を実施した。	人物交流事業の実施及びフォローアップ強化				
25 年度	留学生交流の推進の観点からは、受け入れとともに日本人留学生の増加についても関係省庁等と対策の強化の検討を開始した。 帰国留学生については、帰国留学生会に所属する国費留学生を含む元日本留学生在が約 8.5 万人に達した(前年比増)。 招へい事業については、戦略的実務者招へいで 326 人、閣僚級招へいで 29 人の実績をあげた。 JET プログラムについては、事業開始以来の累計招致者数は 5.9 万人(平成 25 年度末現在)にのぼり、関係省庁等と協力の下、着実な実施を行っている。	留学生交流の推進、招へい事業、JET プログラムの実施といった人物交流事業を通じ、各国における我が国の正しい理解、知日家・親日家層の形成を促進し、もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図る。				
26 年度	1 在外公館を通じ、留学生交流の拡大に努めるとともに、関係省庁等との連携も引き続き強化してきた。(また、新たに 28 の帰国留学生会が発足し、帰国留学生会所属者数は約 8 万 5 千人になった) 2 招へい事業については、戦略的実務者招へい 236 人、閣僚級招へいで 21 人の実績があった。 3 JET プログラムについても、関係省庁等と連携して着実に実施し、累計招致者数は 6 万人(26 年度末現在)にのぼっている。 4 スポーツ外交強化の観点から、「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」での議論も踏まえ、国内競技団体の国際化支援等を実施してきた。	留学生交流の推進、招へい事業、JET プログラムの実施等を通じ、各国における我が国の正しい理解を深めることに努める。 また、スポーツ外交施策の強化を通じて、中・長期的に我が国と諸外国の外交関係の維持・向上をはかる。				
中期目標	—	人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成する。				
4 在外公館文化事業について、件数、事業評価 ①在外公館文化事業数、 ②在外公館文化事業評価における A 及び B 評価の事業の割合(注)	実績値					中期目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
	①2,151 件 ②90%以上	①2,492 件 ②93%	①2,425 件 ②95.6%	①2,342 件 ②95.9%	①2,439 件 ②96.9%	
年度目標値				前年度の実施数及び評価を維持	A 評価・B 評価併せて 95%以上	
(注) A: 効果が特に大, B: 相当の効果あり, C: 効果が少ない, D: 効果がなく今回限りとする						

たって使
用した資
料その他
の情報

http://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page22_001180.html

個別分野	5 文化の分野における国際協力の実施
施策の概要	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。
関連する内閣の重要政策	・日本再興戦略(平成25年6月14日) ・世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 ・クールジャパンの推進 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「国際社会での存在感を一層高めるよう、予算を効果的に活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」

測定指標	1 文化、教育、知的交流の分野における国際貢献の度合い(ユネスコ、国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価(自己評価を含む))		年度目標
	23年度	1 ユネスコについては、第36回総会、第186回、第187回、第188回及び第189回執行委員会、第35回世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約第6回政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。また、3つの日本信託基金を通じ約80件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。 2 国連大学については、我が国政府との協議や、専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促した。	各種会議への積極的な関与、信託基金事業の円滑な進展、国連大学における我が国の政策発信につながるシンポジウム・セミナー等開催及び途上国の能力育成に向けた大学院プログラムの円滑な実施・拡大のための支援を実施する。
	24年度	1 ユネスコについては、第190回執行委員会、第36回世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約第7回政府間委員会、第2回文化財不法輸出入等禁止条約締約国会議等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。 世界遺産条約については条約採択40周年の記念の年にあつたため、ユネスコの協力を得つつ、関連事業を実施した。 また、3つの日本信託基金を通じ約70件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。ユネスコとのレビュー会合を定期的に実施し、事業の有効性を一層高めるべく改善すべき方向なども確認した。 2 国連大学については、我が国政府との協議を行い、また新旧学長交替前後に今後の方針等について緊密な意見交換を行った。また、我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やセミナー・シンポジウムを開催した(24年度には震災関連4件、アフリカ関連2件、平和構築3件他)。また、平成22年に開設された大学院プログラムは順調に発展し、日本にある2つの研究所の9月入学修士課程の出願者は1,130名、うち25名が入学した。	各種会議への積極的な関与、信託基金事業の円滑な進展、国連大学における我が国の政策発信につながるシンポジウム・セミナー等開催及び途上国の能力育成に向けた大学院プログラムの円滑な実施・拡大のための支援を実施する。
	25年度	1 ユネスコについては、トップドナーとして、第37回総会及び第191、192、193回執行委員会といった意思決定機関や、第37回世界遺産委員会、第19回世界遺産条約締約国総会、第8回無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。	ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指すとともに

		世界遺産及び無形文化遺産について、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」及び「和食：日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」がそれぞれの一覧表に記載され、また、日本としてユネスコ総会において行われた執行委員会選挙において再選を果たすことができた。 また、3つの日本信託基金を通じ約60件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコとの間でレビュー会合を定期的に実施し、各事業の有効性を一層高めるべく、改善すべき方向についても確認した。 2 国連大学については、我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い、緊密な意見交換を行った。TICAD Vにおけるサイド・イベントの開催等、我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やセミナー・シンポジウムが開催された(25年度にはアフリカ関連15件、震災関連3件ほか)。また、平成22年に開設された大学院プログラムは順調に発展し、修士課程においては25年度には合計740名が出願し、うち21名が入学した。	に、執行委員会委員国等の選挙での当選を目指す。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 国連大学については、我が国政府との協議や、TICAD V関連行事や「持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)関連行事等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、学位プログラムの発展等を通じて日本の産学界等との連携を促す。
26年度	1	ユネスコについては、実質的トップドナーとして、第194及び第195回執行委員会といった意思決定機関や、第38回世界遺産委員会、第9回無形文化遺産保護条約政府間委員会、第2回文化財不法輸出入等禁止条約補助委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。 世界遺産について「富岡製糸場と絹産業遺産群」、無形文化遺産について「和紙：日本の手漉和紙技術」がそれぞれの一覧表に記載された。 また、ポスト2015年開発アジェンダ及びポスト2015年教育アジェンダにおいて、ユネスコは教育を所管する国際機関として、我が国の知見を活かしつつ存在感を発揮している。 さらに、3つの日本信託基金を通じ約30件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコとの間でレビュー会合を定期的に実施し、各事業の有効性を一層高めるべく、改善すべき方向についても確認した。 2 国連大学については、我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い、緊密な意見交換を行った。我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やセミナー・シンポジウムが開催された(26年度にはポスト2015開発アジェンダ、持続可能な開発のための教育、震災関連など13件)。また、平成22年に開設された大学院プログラムは順調に発展し、平成26年に統合され設立された日本のサステナビリティ高等研究所は、学位認証機関の認定手続に入るなど、質的な向上にも取り組んでいる。同年の修士、博士課程への出願は226名であり、うち10名が入学した。	ユネスコについては、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ポスト2015年開発アジェンダ及びポスト2015年教育アジェンダの議論に関連し、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう、適宜協力を行う。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課題にかかわるイベントの開催等により緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促す。
中期目標	—	ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化による、地球規模課題についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。	

2 文化無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	23年度はODAの方針等を踏まえた案件の実施に絞り込んだ結果、一般文化無償資金協力は22年度より6件少ない6件、草の根文化無償資金協力については22年度より4件少ない18件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式、供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており、実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他、政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。また東日本大震災の発生を受け、これまで文化無償を実施した被供与国政府、機関、団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催した。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。
	24年度	24年度はODAの方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感情醸成や我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は5件、草の根文化無償資金協力は20件を実施した。一般文化無償資金協力全5件と草の根文化無償資金協力10件について案件実施に係わる交換公文や贈与契約署名式の際には、写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関係団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。
	25年度	25年度はODAの方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感情醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は7件、草の根文化無償資金協力は21件を実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の際には、写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関心団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。
	26年度	26年度はODAの方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感情醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は8件、草の根文化無償資金協力は22件を実施し、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の際には、写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関心団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。
中期目標	—	被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感情醸成に寄与する。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ユネスコホームページ(http://en.unesco.org/new/en/unesco) ・国連大学ホームページ(http://unu.edu/)
---------------------	--

個別分野	6 国内報道機関対策の実施
施策の概要	外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。
関連する内閣の重要政策	・ 第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信するとともに、和食を含む文化の発信や若者を始めとする人的交流、日本語の普及の促進などを通じて、ソフトパワーの更なる充実を図ります。」

測定指標	1 国内報道機関等を通じた情報発信		年度目標
	23年度	21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、これまでインターネット・メディア、フリーランス記者等の計179名の記者が会見参加登録を行った。 23年度の外務大臣記者会見は97回、外務副大臣会見は74回、外務報道官会見は36回、外務副報道官会見は33回実施された。さらに外務大臣記者会見には英語同時通訳を導入した。報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計118回、外務報道官によるオープンルームを4回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々35回、81回、「外務省報道発表」を1,371回発出した。 外務大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは9回、新聞インタビューは17回実施した。 有識者や地方メディアに対して、郵送、メール(週1回発送のメルマガを含む。)、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。	記者会見、ブリーフ、「外務大臣談話」等の文書による情報発信、政務三役による新聞・TVインタビュー、メルマガの発信など、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	24年度	21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、これまでインターネット・メディア、フリーランス記者等の計211名の記者が会見参加登録を行った。 24年度の外務大臣記者会見は122回、外務副大臣会見は59回、外務報道官会見は40回、外務副報道官会見は35回実施した。さらに外務大臣記者会見のうち、英語同時通訳を導入した記者会見は41回行われた。 報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計106回、外務報道官によるオープンルームを8回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々32回、65回、「外務省報道発表」を1,289回発出した。 外務大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは12回、新聞インタビューは6回実施した。 有識者や地方メディアに対して、郵送、メール(含メルマガ週1回計51件)、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。 また、積極的な情報発信として、尖閣諸島情勢に際して、有力メディア等を対象に日本の立場の正確な理解を促進するブリーフ8回を実施した。	記者会見、ブリーフ、「外務大臣談話」等の文書による情報発信、政務三役による新聞・TVインタビュー、メルマガの発信など、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 引き続き、記者会見等を通じた情報発信の強化に努める。
	25年度	24年12月に記者会見に関する基本方針を変更し、外務大臣記者会見が週3回から2回、外務副大臣記者会見が週2回から1回(両副大臣が交互に実施)となったことから(外務報道官記者会見は週1回で変更なし)、記者会見の実施回数は合計で週6回から、4回となった。これを受け、25年度は外務大臣記者会見76回(うち英語同時通訳が実施されたのは20回)、外務副大臣記者会見(または懇談)12回、外務報道官記者会見34回、外務副報道官記者会見41回実施した。	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また、有識者や地方メディアに対して、郵送、メール等を通じ定期的に情報を提供する。

		報道関係者に対する事務レベルによるブリーフは計 87 回、外務報道官によるオープンルームを 5 回実施したほか、文書による情報発信として「外務大臣談話」を 42 回、「外務報道官談話」を 62 回、「外務省報道発表」を 1,328 回発出した。外務大臣をはじめとする政務三役による TV インタビューは 24 回、新聞インタビューは 14 回、講演会は 3 回実施した。また、有識者や地方メディアに対して、郵送、メール(含週 1 回のメルマガ計 50 件)、随時面談等を行い情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。					
	26 年度	1 26 年度は外務大臣記者会見 79 回(うち英語同時通訳が実施されたのは 16 回)、外務副大臣記者会見 8 回、外務報道官記者会見を 31 回実施した。また定例会見以外に、緊急の事案が発生した際に大臣による臨時会見を 22 回実施し、よりタイムリーな情報発信を行った。他方で、外務副報道官による外国報道関係者向け記者会見は外国プレスのニーズも踏まえて実施を取りやめた。また、在京外国記者に対しても要すれば外務大臣、外務副大臣などの記者会見への参加を慫慂することとした。 報道関係者に対する事務レベルによるブリーフは計 107 回、外務報道官によるオープンルームを 2 回実施したほか、文書による情報発信として「外務大臣談話」を 42 回、「外務報道官談話」を 58 回、「外務省報道発表」を 1,407 回発出した。大臣をはじめとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューは 17 回、新聞インタビューは 6 回、講演会は 1 回実施した。 2 また、有識者や地方メディアに対して、郵送、メール(含週 1 回のメルマガ計 50 件)、随時面談等を行い情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また、有識者や地方メディアに対して、郵送、メール等を通じ定期的に情報を提供する。				
中期目標	—	我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。					
2 外務大臣、外務副大臣、外務報道官、外務副報道官による記者会見実施回数		実績値					中期目標値
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
		248	240	256	163	118	
年度目標値					240	160	
3 外務省報道発表の発出件数		実績値					中期目標値
		21 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
		1,306	1,371	1,289	1,328	1,407	
年度目標値					1,300	1,300	
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ(会見・発表・広報欄) (http://www.mofa.go.jp/mofaj)						

個別分野	7 外国報道機関対策の実施
施策の概要	以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。 1 日本関連報道に関する情報収集・分析 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力 3 報道関係者招へい
関連する内閣の重要政策	・岸田外務大臣による第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信する」 ・岸田外務大臣による第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「国際社会での存在感を一層高めるよう、予算を効果的に活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信する」

測定指標	1 日本関連報道に関する情報収集・分析		年度目標
	23年度	東日本大震災以降の日本関連報道の大幅な増加に対応し、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理大臣官邸、関係省庁の用に供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月～金、毎日) ・対日論調とりまとめ配布(72件)	日本関連報道に関する情報収集・分析を通じて、外国報道機関の日本関連報道の適切な把握に基づき、外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
	24年度	韓国大統領の竹島上陸、尖閣三島の所有権移転以降の尖閣諸島をめぐる情勢、安倍内閣の歴史認識等に関する日本関連報道の増加にも対応し、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理大臣官邸、関係省庁の用に供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月～金、毎日) ・対日論調とりまとめ配布(66件)(韓国大統領竹島訪問・尖閣諸島をめぐる情勢・北朝鮮ミサイル発射等の重要案件に関しては、特集号を作成して配布した)	引き続き東日本大震災に関連した風評等対策及び「日本ブランド」の復活・強化のための効果的な情報発信を行っていく必要があり、また24年度に実施される予定の機構改革により、より総合的な広報戦略のもと外国メディアに対しても情報発信を行っていく必要があるところ、外国報道機関の日本関連報道の適切な把握に基づき、外国メディアに対する情報発信戦略を立案し、効果的にインタビュー、記者会見、その他取材協力などを設定し、対外発信する。
	25年度	大きな注目が集まった安倍政権の動向(アベノミクス、歴史認識等)、竹島・尖閣を巡る領土保全問題、捕鯨問題、東京電力福島原発の汚染水問題等の日本関連報道の増加に対応し、海外メディアの動向について迅速な把握と分析を行い、省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供(月～金、毎日) ・海外論調とりまとめ(週別・テーマ別)の作成及び配布(計43件)	外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信することを目的に、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し、日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁の用に供することにより、我が国外交政策の形成に資する。
	26年度	昨年度に引き続き、安倍政権の動向(アベノミクス、歴史認識等)、領土保全等の日本関連報道の増加に対応し、海外メディアの動向について迅速な把握と分析を行い、省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。また、シリアにおける邦人殺害事件に際しては、中東を含む関連報道を24時間体制でモニタリングし、関係者に共有した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供(月～金、毎日) ・海外論調とりまとめ(週別・テーマ別)の作成及び配布(計82件)	外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について迅速、正確かつ効果的に対外発信することを目的に、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し、日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理官邸、関係省庁に提供することにより、我が国外交政策の形成に資する。
	中期目標	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	

2 外国メディアに対する情報発信・取材協力		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	外国メディアによる総理大臣、外務大臣等へのインタビュー、総理大臣、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリース等の発出等を通じ、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等について情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見に日英同時通訳を導入し、より迅速に对外発信を行った。 震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ ・反論投稿掲載の働きかけを行った他、頻繁に在京外国プレス向けのブリーフィングや寄稿等を実施し、諸外国における正しい対日理解を促進した。 ・総理大臣・官房長官・官房副長官・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー：49回 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見：78回 ・外国プレス向け英文資料の発出：610件 ・外国メディアに対する抗議、反論投稿掲載等の申し入れ：73回 ・大臣会見に参加した外国プレスの延べ人数：60人（注：参加登録制ではないため推計値。）
	24年度	外国メディアによる総理大臣・外務大臣等へのインタビュー、総理大臣・外務大臣等による寄稿、記者会見・ブリーフィング、外国メディア向け資料の発出等を通じ、竹島・尖閣諸島を巡る情勢や主要外交案件等に関する我が国の立場等について情報を発信し、日本関連報道に反映された。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、迅速に反論投稿・申し入れを実施し、諸外国における正確な対日理解を促進した。以上のような外国メディア対策の企画・立案に当たっては、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用した。 ・日英同時通訳付の外務大臣会見を通じ、より迅速かつ効果的に对外発信を行った。外務大臣会見に参加した外国プレスの延べ人数：132人（注：参加登録制ではないため推計値。） ・総理大臣・副総理大臣・官房長官・官房副長官・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー：45回 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見：35回 ・外国プレス向け英文資料の発出（プレスリリース、談話、概要）：548件 ・外国メディアに対する抗議、反論投稿掲載等の申し入れ：320回 ・外国テレビチームに対する番組制作支援：6カ国で合計約17時間分の日本特集番組を放映（4月24日現在）
	25年度	常時より我が国の立場や取組について、外務大臣及び外務副報道官による定例会見、ブリーフィング、プレスリリース等の発出等により对外発信を行った。外務大臣会見は同時通訳付きで提供した他、日本語記録のホームページに掲載後24時間以内を目処に英語記録を作成・掲載を行った。 総理大臣・外務大臣の二国間の外国訪問、国連総会等のマルチの国際会議等の外交機会を捉え、総理大臣による内 以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に对外発信する。 ・外務大臣記者会見等 ・総理大臣・官房長官・官房副長官・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー等

	外記者会見、総理大臣・外務大臣によるインタビューを実施した。 事実誤認や偏見に基づく報道ぶりに対しては、反論投稿掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い、正確な理解を促した。 福島原発事故にかかる汚染水問題対策の取組について関係各省の協力を得て取材の機会を提供すること等により、正確な日本関連報道の増加に資することができた。 以上のような外国メディア対策の企画・立案に当たっては、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用した。 (実施件数等参考) ・総理大臣、副総理大臣、官房長官、官房副長官、外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官によるインタビュー：65回 ・総理大臣の外遊時の内外記者会見：12回 ・外務副報道官による外国メディア向け定例記者会見：41回 ・外国メディア向けプレスリリース・談話の発出：464件 ・外国メディアに対する抗議、反論投稿掲載の申し入れ：139件 ・外国テレビチームに対する番組制作支援：4カ国で合計約5時間分の日本特集番組を放映(平成26年5月19日現在)	・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見 ・外国プレス向け英文資料 ・反論投稿・申し入れ ・テレビチームに対する番組制作支援等
26年度	外国メディアに対する正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速且つ効果的な対外発信に寄与した。 1 総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において、計6回の内外記者会見を実施した。 2 外務大臣による本省での記者会見を実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を提供した他、外務副大臣会見において、外務大臣会見同様に英語同時通訳を提供した。 なお、外務副報道官の外国報道関係者向け記者会見は、在京外国記者の要望等を踏まえ、26年度より定例会見の形式ではなく、個別に照会やインタビュー依頼に対応することとした。 3 外国報道関係者からの依頼に応じて、国内外において総理大臣、外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官によるインタビューを実施した。 26年度のインタビュー件数は、総理大臣30回、外務大臣11回、外務副大臣5回、外務大臣政務官1回の計47回であった。 また、フィナンシャル・タイムズ紙への総理大臣寄稿、ウォールストリートジャーナル紙、フォーリン・アフェアーズ誌、フォーリンポリシー誌への外務大臣寄稿等も実施した。 4 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外国メディアの関心が高い事案について、その英文版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。 26年度は、外務省報道発表の英文版を424件、外務大臣及び外務報道官談話の英文版を93件発出した。 5 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や著しい偏向に基づく記事について、掲載メディアの編集局に	以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 ・総理の外国訪問時における内外記者会見 ・外務大臣記者会見等 ・総理・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー等 ・外国プレス向け英文資料 ・反論投稿・申し入れ ・テレビチームに対する番組制作支援等

		対して、反論投稿の掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。 26 年度は、計 35 件の反論投稿や申し入れによる対応を行った。 (年度目標中、テレビチームに対する番組制作支援等は測定指標 3 の外国記者招へいの戦略的实施に該当する事業であることから、その実績については同測定指標に記載した。)				
中期目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。				
3 外国記者招へいの戦略的实施			年度目標			
施策の進捗状況・実績	23 年度	主に東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることをテーマとし、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進した。 ・招へい人数：87 人 ・掲載記事：286 件(平成 24 年 5 月 28 日現在)	東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることを中心として、報道関係者招へいを通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。			
	24 年度	風評被害対策等を念頭に置き、日本に関する正確な報道のために、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。 ・招へい人数：38 カ国 51 人 ・掲載記事：142 件(平成 25 年 4 月 23 日現在)	東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化やその他我が国政策の正当性の発信のため、報道関係者招へいを通じて効果的な発信に努める。			
	25 年度	東アジアを巡る情勢の変化や風評被害等を念頭に置き、日本に関する正確な報道のために、外国記者に日本を訪問して取材する機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆、掲載を促進した。 ・招へい人数：36 カ国 52 名 ・掲載記事：206 件	風評被害対策としての情報発信やその他我が国政策の正当性の発信を含め、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進する。			
	26 年度	26 年度は、25 年度補正予算の繰り越しによる予算もあり、招へい記者数及びテレビチーム数は前年度に比べて大幅に増加した。また、招へい計画策定に際しては、対日理解の促進のための発信に主眼を置き、領土問題・アベノミクス・地方の魅力発信の観点に留意して、招へい記者に取材機会を提供する等の工夫を凝らすことにより、対外発信の強化に寄与した。 招へい記者数は 56 カ国 161 名、掲載記事は 431 件(平成 27 年 6 月 11 日時点)、テレビチームは 9 カ国 25 名、放映時間は計 14 時間 56 分(平成 27 年 6 月 11 日時点、7 月放映予定分を含む)であった。	戦略的な招へい計画に基づき、外国メディアを日本に招へいし、対日理解促進と適切な取材機会を提供することにより、正確な情報に基づく日本関連報道に資する。			
中期目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・親日感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。				
4 日本関連報道件数(単位：万件)		実績値		中期目標値		
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	—
		142	127	127	128	
年度目標値				124 程度	124	

作成にあたって使用した資料その他

- ・外務省ホームページ
(日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj、英語版：www.mofa.go.jp)
- ・(財)フォーリン・プレスセンターのホームページ
(日本語版：<http://fpcj.jp>、英語版：<http://fpcj.jp/en>)

基本目標Ⅳ 領事政策

施策Ⅳ-1 領事業務の充実

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26-IV-1)

施策名	領事業務の充実				
施策目標	在外邦人の生命・身体利益の保護・増進，及び国内外における人的交流の拡大・深化のため，以下を推進する。 1 領事サービス・邦人支援策を，向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また，国民の円滑な海外渡航の確保のため，日本旅券に対する国際的信頼性を確保する。 2 広報及び啓発により，在外邦人の安全対策を強化する。また，在外邦人の援護体制を強化する。 3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により，出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため，アジア諸国を始め，ビザ緩和を実施する。また，在日外国人支援に係る取組を積極的に進める。				
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,610	14,371	14,662
		補正予算(b)	0	125	0
		繰越し等(c)	174	△117	
		合計(a+b+c)	14,783	14,379	
	執行額(百万円)		14,300	13,795	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「施策の分析(施策の有効性・効率性・外部要因等の影響)」，「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠) 9つの主要な測定指標のうち，6つの指標で目標を達成し，3つの指標で目標達成に至らなかったことから，上記(相当程度進展あり)のとおりに判定した。 <u>測定指標の25・26年度目標の達成状況(*印＝主要な測定指標)</u>	
		1 領事サービスの充実	
		* 1 利用者の評価等サービスの向上	△
		* 2 領事研修の実施	○
		* 3 日本人学校・補習授業校への援助	○
		* 4 IC旅券の発給状況	○
		5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知及び登録申請の適正な処理	○
		6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施	○
		7 在留届の電子届出率(利用率)	○
		8 メールマガジン配信システム利用可能公館数	○
		9 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展	△
		2 在外邦人の安全確保に向けた取組	
		* 1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備	○
		* 2 在外邦人保護のための緊急事態対応	△
		* 3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携	△
		4 困窮邦人等の援護	△
		3 外国人問題への取組	
		* 1 入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	○
		* 2 在日外国人問題への取組	○

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 領事業務は最も指標化しやすいサービス業であるのだが，「丁寧な対応」の指標ではあまり改善が見られず，中期目標にもその点への言及がない。領事研修そのものの検証も，研修と改善とが結びついているかどうかの分析がなく，不十分であるように映る(例：受講者の満足度は顧客の満足度に直結するのだろうか)。工夫の余地が残っている。 日本における外国人への働きかけは，滞在の長短期を問わず，持続的に強化すべきである。増加傾向にある旅行者の総数や東京オリンピックへの展望に照らすと，恐らく現予算では不足で，
-----------------	--

	もう少し野心的な計画があってもよいと思われる。また，日本学術会議，日本学術振興会，文部科学省科学研究費プロジェクト，その他民間の研究ファンドなどに累積している知見と連携し，外国人の包摂や統合にむけて，本腰を入れる時期に来ているのではないか。		
担当部局名	領事局	政策評価 実施時期	平成 27 年 8 月

個別分野	1 領事サービスの充実
施策の概要	1 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。 2 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。 3 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICA0)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努める。
関連する内閣の重要政策	・ 第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日) (日本経済の再生に資する経済外交の強化) 「海外における日本人と日本企業の安全対策の強化にも引き続き取り組みます。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) (海外における日本人の安全対策と国際的なテロ対策の強化) 「今回のシリアにおける邦人人質殺害事件を受け、従来の取り組みに加え、在留邦人への注意喚起、日本人学校との連絡強化や現地治安当局への警備強化申し入れ、危険情報の発出などを行いました。その上で、海外に在留・渡航する日本人の安全確保に更に万全を期すため検討チームを立ち上げ、考え得る具体的な措置について早急に取り纏めます。」 ・ IT 新改革戦略(IT 戦略本部決定)(平成 18 年 1 月 19 日)

測定指標	1 利用者の評価等サービスの向上	年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度 領事業務の IT 化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まった。 (10, 11 月に管轄区域に 300 名以上の邦人が居住する在外 145 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果、在外公館の領事窓口の対応では 80%, 入館時の受付対応では 66%, 電話の対応では 76%が「丁寧な対応」と回答した。)	在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を 80%以上に維持する。)
	24 年度 領事業務の IT 化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が更に高まった。 (10, 11 月に管轄区域に 300 名以上の邦人が居住する在外 149 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果、在外公館の領事窓口の対応では 82%, 入館時の受付対応では 63%, 電話の対応では 73%が「丁寧な対応」と回答した。)	在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を 80%以上に維持する。)
	25 年度 領事業務の IT 化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・渡航における利便性が高まった。 (10, 11 月に管轄区域に 300 名以上の邦人が居住する在外 150 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果、在外公館の領事窓口の対応では 78%, 入館時の受付対応では 67%, 電話の対応では 73%が「丁寧な対応」と回答した。)	在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を 80%以上に維持すると共に、「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し、可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。)

	26年度	領事業務のIT化の推進, 領事窓口案内員による領事窓口サービスの向上, 領事業務実施体制の着実な整備, 在外選挙人名簿登録の促進, 記載事項変更旅券の導入も踏まえたIC旅券の適切な発給・管理等により, 邦人の権利を確保するとともに, 邦人の海外生活・渡航における利便性が高まった。 10, 11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外150公館の在留邦人等を対象に, 「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施した。その結果, 在外公館の領事窓口対応については78%の人が, 入館時の受付対応については68%の人が, また電話対応については74%の人が「丁寧な対応」であると回答しており, 一定の評価が得られた。	在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で, 「丁寧な対応」の割合を80%を目標として, 「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し, 可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。)
中期目標	—	在外公館の領事サービスの維持・向上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で, 「丁寧な対応」の割合を80%を目標として, 「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し, 可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。)	
25・26年度目標の達成状況		△	
2 領事研修の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1 領事初任者研修を2回実施し, また領事中堅研修を1回実施した。合計3回の研修に在外公館の領事担当官29名及び領事担当として赴任する予定の46名が受講した。 2 在外公館警備対策官研修に約50時間の領事研修の時間を設けた。79名が受講した。 3 官房要員事務研修に約9時間の領事研修の時間を設けた。32名が受講した。 4 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。7名が受講した。 5 領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。4回で25名が受講した。 6 在外公館においてもニューヨーク総領事館において在外領事中間研修を行い, 本省から2名及び北米地域から24名の領事が受講した。	研修内容を充実させつつ, 着実に実施する。
	24年度	1 領事初任者研修を2回実施し, また領事中堅研修を1回実施した。合計3回の研修に在外公館の領事担当官34名及び領事担当として赴任する予定の39名が受講した。 2 在外公館警備対策官研修に約50時間の領事研修の時間を設けた。77名が受講した。 3 官房要員事務研修に約9時間の領事研修の時間を設けた。39名が受講した。 4 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。13名が受講した。 5 領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。7回で22名が受講した。 6 在外公館においても在フランス大使館において在外領事中間研修を行い, 本省から3名及び欧州地域から25名の領事が受講した。	海外安全情報の収集・発信の強化, 安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。
	25年度	1 領事初任者研修を2回実施し, また領事中堅研修を1回実施した。合計3回の研修に在外公館の領事担当官42名及び領事担当として赴任する予定の33名が受講した。初任者, 中堅研修併せ75名が参加し, 終了後のアンケートにおいて, 満足60名, 普通13名, 不満1名, 無回答1名との結果が出ており, 回答を寄せた約8割の参加者から満足との回答を得た。また, 25年度は, アルジェリア事件を受け, 新しい講義として, 中堅研修で「緊急事態を想定したワークショップ」の講義を行い, 受講者の9割以上から満足との回	昨年度の結果としては, 初任者, 中堅研修併せ73名が参加し, 終了後のアンケートにおいて, 満足58名, 普通8名, 不満0名, 無回答7名との結果が出ており, 回答を寄せた約9割の参加者から満足との回答を得た。 本年度においても, 参加者より高い評価を受けるよう研修内容について不断の検討を行っていく。

		答を得た。 2 在外公館警備対策官研修に約 48 時間の領事研修の時間を設け、77 名が受講した。 3 官房要員事務研修に約 9 時間の領事研修の時間を設け、34 名が受講した。 4 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。13 名が受講した。 5 領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。5 回で 11 名が受講した。 6 在外において在外領事中間研修を実施した。25 年度は在オーストリア大使館において、本省から 4 名の講師が出席し、また中東・北アフリカ地域から 25 名、同大使館から 3 名、在ウィーン代表部から 1 名の各々の領事担当官が受講した。	
	26 年度	1 領事初任者研修を 2 回、また領事中堅研修を 1 回、それぞれ実施した。これら 3 回の研修には、在外公館の領事担当官 30 名及び近い将来在外公館で領事担当官として勤務する者 48 名が受講した。初任者研修及び中堅研修の参加者数は 78 名に上った。終了後のアンケートでは、満足と答えた人が 66 名、普通と答えた人が 8 名、その他(不満 0 名、無回答 4 名)という結果になった。また、アンケートに回答した約 9 割の参加者が、満足として回答していることは、一定の研修成果が現れている。中でも中堅研修の「緊急事態を想定したワークショップ」では、平成 25 年に発生したアルジェリア事件を取り上げて、受講者全員から満足との回答が得られた。 2 在外公館警備対策官研修においては、約 48 時間の領事研修を実施して、79 名が受講した。 3 官房要員事務研修においては、約 9 時間の領事研修を実施して、28 名の在外公館赴任予定者が受講した。 4 現地職員本邦研修においても領事研修を実施して、在外公館の現地職員 20 名が受講した。 5 在外公館で領事担当官として勤務する者を対象に赴任前研修を実施した。この研修は年 6 回実施して 22 名が受講した。 6 在外においても在外領事中間研修を実施した。26 年度は在南アフリカ大使館において本省から 3 名の講師が出席し、またアフリカ地域から 15 名の領事担当官が受講した。	昨年度の結果としては、初任者、中堅研修併せ 75 名が参加し、終了後のアンケートにおいて、満足 60 名、普通 13 名、不満 1 名、無回答 1 名との結果が出ており、回答を寄せた約 8 割の参加者から満足との回答を得た。 本年度においても、参加者より、昨年度と同水準の高い評価を受けるよう、研修内容について不断の検討を行っていく。
中期目標	—	領事研修の内容を充実させつつ、着実に実施する。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
3 日本人学校・補習授業校への援助			年度目標
施策の進捗状況・	23 年度	援助対象となる日本人学校は 88 校、補習授業校は 203 校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%が政府援助の対象となった。	—
	24 年度	援助対象となる日本人学校は 88 校、補習授業校は 203 校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%が政府援助の対象となった。	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。

実績	25年度	援助対象となる日本人学校は 88 校、補習授業校は 204 校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%が政府援助の対象となった。 なお、現地採用教員・講師への支援実績としては、政府援助対象教員数(各校の生徒数に応じた必要教員数)1,791 人に対し、1,689 人に政府援助を実施した。	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。 特に、現地採用教員・講師への支援に力を入れる。
	26年度	日本人学校・補習授業校に対する政府援助対象校は、日本人学校が 88 校、補習授業校が 203 校である。海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 52%が政府援助対象者となった。また、現地採用教員・講師に対する謝金援助は、合計で 1,710 人に対して実施した。	援助対象となる日本人学校は 88 校、補習授業校は 203 校。海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%を政府援助の対象とする。 特に、現地採用教員・講師への謝金に力を入れる。
中期目標	—	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
4 IC 旅券の発給状況			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	3,985,216 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	IC 旅券の円滑な発給を行う。
	24年度	3,716,612 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	IC 旅券の円滑な発給を行う。
	25年度	3,244,362 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。 旅券事務担当新任者研修を 2 回、中堅職員研修を 1 回開催したほか、主管課長会議、主管課長会議幹事会及び都道府県を 6 地域に分けたブロック会議を実施する等、IC 旅券の円滑な発給を維持するとともに、旅券法令の規定に基づいた統一かつ適正な処理を確保した。	IC 旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議を通し、より質の高い旅券行政を目指す。
	26年度	3,218,458 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。 IC 旅券の発給に際しては、平成 18 年から進められている各都道府県から市町村への再委託が更に進められたことにより、国内の旅券申請窓口が一層拡大し、申請者の利便性が向上しているところ、新たに開設された旅券申請窓口においても円滑な IC 旅券発給業務を維持していくため、旅券事務担当新任者研修を 2 回、中堅職員研修を 1 回開催したほか、主管課長会議、主管課長会議幹事会及び都道府県を 6 地域に分けたブロック会議を実施する等、IC 旅券の円滑な発給を維持するとともに、旅券法令の規定に基づいた統一かつ適正な処理を確保した。また、平成 26 年行政事業レビューにて指摘がなされた点(①旅券関連業務全体について、歳入(旅券発給手数料)とコストを透明性を持って国民に示すとともに、間接経費を含めて総合的に検証し、コストの削減を行うことが必要。②旅券の予備冊子数について必要な検証を行い、適正な在庫管理の方法を再検討し、在庫の削減を図るべき。)につき、①については、現行の旅券手数料の設定根拠に沿って、22 年度から 24 年度までの旅券手数料について、間接経費を含めた発給コストの全体像、旅券手数料収入との比較検証作業を行い、2 月に旅券統計の資料と共に外務省ホームページ	IC 旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。

		上に公表し、②については、旅券発給管理の観点からもより適正な在庫管理となるよう、民間の専門コンサルタントを活用した調査を行い、旅券発給管理の適正化を計るべく検討を行った。 また、なりすまし等による旅券の不正取得を防止するため、7～10月及び2月20日～3月5日の年2回、各都道府県の旅券事務所において「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を各2週間設け、旅券発給審査を強化すると共にホームページへの掲載やポスター等の掲示等も含めた広報活動を実施するなどして旅券の不正取得の防止に努めた。	
中期目標	—	10 旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知及び登録申請の適正な処理		年度目標	
施策の進捗状況・実績	26 年度	海外における日本の国政選挙に参加する際の在外選挙人登録申請及び右制度の周知等については、必ずしも十分とはいえず、世界各国・各地域の事情に応じてあらゆる有効な手段を講じて広報(現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会を活用した等)に努めると共に、適正かつ迅速な登録申請処理に努め、12月の第47回衆議院議員総選挙において、海外在留邦人の投票権行使の機会確保に努めた。	25 年度に引き続き、在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行う。 具体的には、現地新聞・情報誌等及び日系企業等個別説明会を通じ、在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 また、国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないように公職選挙法第30条にもとづき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。
中期目標	—	国外に居住する日本国民に憲法第15条により認められている選挙権の行使の機会を確保する。	
26 年度目標の達成状況		○	
6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施		年度目標	
施策の進捗状況・実績	25 年度	国会において、ハーグ条約が承認され、実施法が成立した。また、政省令等の条約の実施に係る運用の細則を定め、中央当局としての適切な実施体制を整えた。	国会におけるハーグ条約の承認及び実施法案の成立を得た後、政省令の立案を中心に、中央当局の任務の実施体制の整備を行い、条約上の中央当局の任務の実施を目指す。
	26 年度	外務省は、4月1日にハーグ条約が発効して以降、113件の援助申請を受け付けた(うち返還援助申請が44件、面会交流援助申請が69件)。 そのうち、26年度末までに、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き96件について援助決定を行い、外国当局との調整、子の所在の特定、話し合いによる解決に向けた協議の斡旋等の支援を行った。26年度中には、7件について、条約に基づいて子が返還された。更に、面会交流事案についても、ほぼ全ての事案について、中央当局による両当事者間の連絡の仲介が実現した。	条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
中期目標	—	条約上の中央当局の任務を適切に実施する。	
26 年度目標の達成状況		○	

7 在留届の電子届出率(利用率)	実績値				中期目標値	25・26年度目標の達成状況
	23年度	24年度	25年度	26年度	—	—
	35.9%	38.6%	67.7%	77.6%	—	○
年度目標値			42.0%	60%		
8 メールマガジン配信システム利用可能公館数	実績値				中期目標値	25・26年度目標の達成状況
	23年度	24年度	25年度	26年度	—	—
	100公館	100公館	100公館	200公館	—	○
年度目標値			100公館(年間約5百万通程度のメールマガジン配信サービスの維持)	200公館		
9 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展 ①年間運用経費削減(17年度比) ②年間業務処理時間削減(17年度比)	実績値				中期目標値	25・26年度目標の達成状況
	23年度	24年度	25年度	26年度	—	—
	— (旅券システム刷新に係る詳細設計終了)	— (旅券システム刷新に係る移行作業終了)	①— ②旅券システム刷新に係る展開作業を終了し、17年度比4,982時間の処理時間削減を実現した。	①7.71億円 ②旅券システム運用開始により年間9,696時間削減を実現した。	—	△
年度目標値			①— ②5,790時間	①6.97億円 ②10,740時間		
10 (参考指標)旅券の不正使用把握件数(括弧内は関連した旅券の冊数)(暦年)	実績値					
	平成24年		平成25年		平成26年	
	52(114)		47(65)		25(46)	

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 IC旅券の適切な発給・管理等については、23年までの5年間、旅券の不正使用が減少傾向にあったものの、平成24年では若干の増加が見られた。しかしながら旅券の不正取得については、その改善対策に真摯に取り組んだ結果、把握件数が減少したことは、旅券の国際的信用を高める上で効果があったと言える。(旅券関係業務(達成手段①)) 2 日本人学校・補習授業校への援助については、日本人学校現地採用教員、補習授業校現地採用講師の政府援助の水準を維持することにより、学校運営の安定化と、通学児童生徒の授業料低廉化に資することができた。(海外子女教育体制の強化(達成手段②)) 3 限られた予算や人員の効率的な活用に配慮し、投入資源に見合った成果が得られた。特に、18年度から行っている領事業務のIT化の推進について、旅券システムの刷新により、26年度は年間運用経費7.71億円の削減と業務処理時間9,696時間の削減が見られたが、業務処理時間削減の目標値である10,740時間削減達成は27年度以降の最適化推進に持ち越されたため、目標達成に至らなかった。(領事システム(達成手段③)) 4 領事窓口サービスの向上対策については、毎年実施する「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果を踏まえて、問題の所在確認や見直し及び改善等を行っており、26年度は、「丁寧な対応」と回答する人の割合が前回より伸びており、「普通」の対応と回答する人を含めると94%を超える数字となっている。これは領事担当官や現地職員が利用者の立場に立って、親切な対応を心掛け、日々業務に精励していることを示しており、その結果高評価が得られたものと考えられる。ただし、「丁寧な対応」の割合を80%とした目標の達成には至らなかった。 他方、「丁寧ではない」と厳しい回答を寄せる人の割合が10%を超えている公館については、個別に外務本省から当該公館に対して適切に指導するとともに、公館毎において自己検証を行い、窓口サービスの改善と更なる向上に向け対策を講じるべく取り組んだ。(領事サービスの充実(達成手段④))
次期目標等への反映の	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 邦人の海外渡航や在留邦人の数は、外務省の領事担当部門の予算や人的体制をはるかに上回る規

方向性	模で増大してきている。特に窓口業務につき、今後一層合理化かつシステム等の支援を得て効率的に対応していくことが課題となっている。このため、申請・届出等に係る手続の一層の簡素化に努める等の取組を進めると共に、常に国民の立場に立って、丁寧な対応を図ることが引き続き重要である。 日本旅券の国際的信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保することが引き続き重要である。また、ハーグ条約を適切に実施することは、国際的な義務であり、また条約の対象となる子の利益を保護するためにも重要性が高いものである。 【測定指標】 1 利用者の評価等サービスの向上 在外公館の領事サービスの維持・向上に努め、領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を 80%を目標として、「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し、可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努めるとの 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後ともこれら取組を継続する。 2 領事研修の実施 領事サービスに対するニーズの高まりとともにニーズの種類も非常に多様化してきている中、限られた人員体制の中で、日頃提供しているサービスの質の維持・向上を図ることが課題である。一方、参加者から高評価を受ける研修の実施等の 26 年度目標は適切な目標であった。そのため、領事業務初任者や他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の継続、領事業務経験者等による領事業務初任者等に対する業務指導・支援体制の強化、専門性の高い領事担当者の育成強化のための取組を継続する。 3 日本人学校・補習授業校への援助 海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにするとの中期目標に向けた 26 年度目標は適切な目標であった。 4 IC 旅券の発給状況 IC 旅券の円滑な発給を通じたより質の高い旅券行政を目指すとの中期目標に向けた 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 このため、今後とも ICAO の標準に準拠した IC 旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的な IC 旅券の高度化・標準化作業に引き続き参加・対応するとともに、旅券不正取得防止審査強化期間等の取り組みにより、なりすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。 5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知及び登録申請の適正な処理 憲法で保障されている在外邦人の選挙権行使の機会を確保するとの中期目標に向けた 26 年度目標は適切であったと考える。このため今後とも、制度の広報・周知及び、適正な事務処理に努める。 6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施 「条約上の中央当局の任務を適切に実施する」という 26 年度目標は適切な目標であり、引き続き継続する。これに加え、子の利益を保護する観点からは、ハーグ条約が広く周知され、子の連れ去りが未然に防止されることがより望ましい。このため、子の連れ去りを未然に防止するためハーグ条約について広報を行う旨を目標に追加する。 7 在留届の電子届出率(利用率) 26 年度の届出率を維持し、更なる向上を目指す。 8 メールマガジン配信システム利用可能公館数 全てのメールマガジン配信希望公館のリクエストに応えることを可能とする。 9 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展 領事関係情報システムの効率的な運用を推進する。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省ホームページ 領事業務 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g_system/index.html) - ー 業務・システムの最適化実施評価報告書(平成 27 年 3 月 19 日)(PDF) - ー 最適化効果指標・サービス指標一覧(平成 27 年 3 月 19 日)(PDF) ・ 外務省ホームページ 統計 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html) - ー 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査 - ー アンケート調査結果(グラフ)(PDF)

個別分野	2 在外邦人の安全確保に向けた取組
施策の概要	1 在外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、在外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 2 在外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に、万全を期してまいります。」 ・ 第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) (海外における日本人の安全対策と国際的なテロ対策の強化) 「今回のシリアにおける邦人人質殺害事件を受け、従来の取組に加え、在留邦人への注意喚起、日本人学校との連絡強化や現地治安当局への警備強化申し入れ、危険情報の発出などを行いました。その上で、海外に在留・渡航する日本人の安全確保に更に万全を期すため検討チームを立ち上げ、考え得る具体的な措置について早急にとりまとめます。また、テロと闘う国際社会において、日本としての責任を果たすとともに、日本の立場を積極的に対外発信していきます。さらに、テロ関連情報の収集を一層強化してまいります。」

測定指標	1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備		年度目標
	23 年度	海外における多様な危険をより身近に感じることができる資料(海外邦人事件簿、安全の手引き等)を改訂の上、海外安全ホームページ等を通じて情報提供する等、海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。 夜間・休日等在外公館閉館時でも邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化を引き続き推進した。北中南米、欧州、中東及びアフリカ公館の 20 公館に新規導入し、導入公館数を 123 公館に拡充した。	海外安全対策情報の発信を強化するとともに、適切且つ的確に発信する。 また、在外公館の援護体制を強化する(閉館時緊急電話対応体制強化等)。
	24 年度	各在外公館では、各方面より収集した安全対策情報を在留邦人向けメーリングリストや在外公館ホームページを通じて、在留邦人向けに情報の発信に努めた。 本省では、各在外公館より寄せられた情報を基に、24 年度は 500 件を超える渡航情報(危険情報、スポット情報、広域情報など)を海外安全ホームページを通じて発信した。 閉館時の緊急電話対応業務委嘱の実施公館は、24 年度は新たに中東、アフリカ及び欧州地域を中心とした 13 公館においてその委嘱を開始し、計 136 公館へと拡大した。	海外安全対策情報の発信を強化するとともに、適切且つ的確に発信する。 また、在外公館の援護体制を強化する(閉館時緊急電話対応業務については、10 公館の新規導入を目指す)。
	25 年度	海外安全ホームページについては、各国別渡航情報ページにおいて、危険情報、スポット情報はもちろんのこと、関連する広域情報を同一ページで確認でき、危険情報地図も同ページ上で直接閲覧できるようにするなど、当該国・地域に関する情報を同一ページで網羅的に閲覧できる仕様に改訂した。また、トップページについてもデザインの大幅な改訂を行い、ユーザーにとってアクセスしやすい仕様となった。 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンについては、費用対効果にかんがみて、過去に実施していた特設サイトの立ち上げや広報グッズの製作を取り止め、代わりに、国民からの好感度が高く、今最も旬な女優の一人である剛力彩芽さんをイメージキャラクターに起用した上で、キャンペーン期間中に月替わりの広報ポスターを作成し、パスポートセンターや旅行会社での貼付、また、車内広告や駅構内での広報に努めた結果、多方面で大きな注目を集めた。	海外安全ホームページについては、時宜を得た各種渡航情報の効果的な発信を引き続き実施することは言うまでもなく、25 年度においてはデザインの改訂や機能の向上など、ユーザーにとってアクセスのしやすさを追求する。 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンについてはこれまでも毎年実施してきているが、十分な効果が得られているとは判断し難い点もあり、広報手段の見直しを行う。 閉館時における緊急事態への確実かつ的確な対応体制の確保はますます重要性が高まっていることから、25 年度においても新たに 12 公館の導入拡大を目指す。

		閉館時の緊急電話対応業務委嘱の実施公館は、25 年度は欧州及び中東・アフリカ地域の 12 公館において新たに導入し、計 148 の在外公館へと拡大するとともに、新たに 1 社が新規参入した結果、全体として競争が進み、コストの低減に努めた。	また、この種のサービスについてはマーケットが広がっていることから、サービスの更なる向上と委嘱経費の削減を目指して、現行の委嘱業者に加えて新たな業者の発掘・拡大に努める。
	26 年度	在外公館の閉館時における緊急電話対応業務については、年度当初の 148 公館から新たにアジア、大洋州、中南米、中東、アフリカ地域の 13 公館を加え、合計 161 公館へと拡大し、これまで以上に邦人保護業務等において丁寧な対応を補完する体制が整備された。 海外安全ホームページについては、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件等を受け、国民からの注目や関心が集まり、同ホームページのアクセス数の増加につながった。一方、国民が海外渡航する際に当該国の情報を適時的確に、より簡便に入手する方法の一助として、スマートフォン対応のホームページを開設し、利便性の向上に取り組んだ。 また、シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえ、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」を立ち上げ、海外における邦人の安全対策について、今後の必要な施策とその実現に向けた方策について改めて検討を行った。	閉館時の緊急電話対応業務については、更に新規導入公館を拡大し、不要不急の案件等について委嘱業者に対応を依頼し、より多くの在外公館において邦人保護等へ専念できる体制作りを整える。 海外安全ホームページについては、海外などの出先で簡単に同ホームページの情報が取得できるよう、スマートフォン版ページの作成を検討するなど、更なるアクセスの向上に努める。
中期目標	—	海外安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。また、在外公館援護体制を強化する。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
2 在外邦人保護のための緊急事態対応			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	「全米・カナダ邦人安否確認システム」を全世界対応の「安否確認・情報共有システム」に統合・拡充した。また、在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。 テロ・誘拐、自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し、迅速に対応できる体制構築に努めた。	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。
	24 年度	在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。 テロ・誘拐、自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し、迅速に対応できる体制構築に努めた。 特にアルジェリアにおける邦人テロ事件の際には、官邸・防衛省との連携をより緊密に図って、被害邦人の輸送のための政府専用機派遣を適時適切に行った。	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。
	25 年度	大規模緊急事態に備えた無線整備及び備蓄品について、配備を見直し、整備を行った。 ショートメッセージサービス (SMS) システムについては、必要な情報収集を行うとともに、関係者間において検討を重ね 26 年度の導入実現へと結びつけた。	24 年度に引き続き、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 特に、緊急時における在留邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認については、ショートメッセージサービス (SMS) システム導入の可能性を含め検討を進める。
	26 年度	大規模緊急事態に備えた無線整備として、中東・アフリカ地域を中心に約 220 台の機器の買い替え等を行った。また、邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、26 年度に調達した公館数は 89 公館 (全 163 公館中) であり、その内、新規に 2 公館配備し、1 公館を廃止する等、緊急事態が発生する蓋然性等に応じて配備を見直し、効率的な整備を行った。	25 年度に引き続き、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種種の適正配備を実施する。

		SMS システムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については、平成 27 年 4 月中の本格運用を目指し、年度内に 10 か国 1 地域で通信テストを実施し運用を開始した。 また、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、2 月 6 日、中根大臣政務官を座長とする「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」が直ちにとりかかるべき施策として、上記 SMS(ショートメッセージサービス)による在留邦人への緊急一斉通報システムの運用開始に加え、(1)短期渡航者のための登録システムである「たびレジ」の利便性向上・広報強化、(2)海外安全ホームページのスマートフォン対応、(3)日本人学校の警備強化、(4)在外安全対策セミナーの追加実施を発表し、年度内に実施した。	邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生の際の蓋然性が高い開発途上国・地域、及びテロ攻撃の対象となり得る場所、地震・ハリケーン等の大規模自然災害発生の際の蓋然性が高い国・地域に対し、邦人の年間渡航者数等を考慮した上で、効率的な配備に努めてく。 また、大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などが在留邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認が必要と見込まれる国において、ショートメッセージサービス(SMS)システムを導入する。
中期目標	—	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。	
25・26 年度目標の達成状況		△	
3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。 危機管理意識向上のため、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー(海外 3 カ国、計 4 回)、講演会(国内 2 都市、各 1 回)を実施した。 海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として、本省、在外公館と旅行業界や NGO 等との官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報の共有・協議を行った。	海外安全対策情報の収集を強化するとともに、国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。
	24 年度	海外安全情報収集のための委嘱契約に基づき、24 年度は 31 公館 40 名の情報提供者から当該国・地域における安全対策情報について、毎月各在外公館宛に提供があった。 危機管理意識向上のため、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー(海外 2 カ国、国内 2 都市、各 1 回)を現地日本人会や共催・後援団体等を通じて幅広い企業・国民(在留邦人)の方の参加を得て実施した。また、国内セミナーでは、共催経済団体機関誌への講演内容掲載を通じて企業への情報提供も行った。 24 年度は、海外安全官民協力会議を 4 回、トラベルエージェンシー連絡会を 5 回開催し、海外における邦人の安全に関する意見交換を行った。 また、在外公館においても、日本人会や現地日本企業などが在留邦人を代表する組織・団体との間で安全対策連絡協議会を定期的に開催し、治安に関する意見交換や緊急事態における体制の整備などを行った。	海外安全対策情報の収集を強化するとともに、国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。(本省が行う官民での情報の共有・協議は基準年と同程度の実施を維持する。)
	25 年度	海外安全情報収集のための委嘱契約については、有識者等による指摘も踏まえ、アフリカ地域等において新たに情報提供者を発掘するとともに、既存の情報提供者のうち有益な情報提供が見込まれない者について契約の終了や交代をさせるなどにより、効果的な予算執行に努めた。	海外安全情報収集のための委嘱契約については、限られた予算を有効活用すべく、現行の情報提供者を精査するとともに、良質な委嘱先の発掘に努める。 平成 25(2013)年 1 月に発生した在ア

	国際ニュースモニタリングサービスについては、主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確な実施の迅速な確保に努めた。 危機管理意識向上のため、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー（海外7カ国計9回（うち、遠隔地3回）、国内2都市、計5回）を、現地日本人会や共催・後援団体等を通じて幅広い企業・国民（在留邦人）の方の参加を得て実施した。 官民連携を推進すべく、国内外において各種会議の開催を積極的に進めた結果、海外安全官民協力会議は、本会合を1回、幹事会を3回実施し、また、トラベルエージェンシー連絡会も6回開催するなど、官側からの情報発信のみにとどまらず、民側から安全対策に関する取組の報告や意見・要望等を受けるなど、双方向での議論が活発に行われ、官民協力の連携が深まった。 また、国外での安全対策連絡協議会については、25年度は全世界で計274回実施し、現地日本人会や日系企業を中心にタイムリーな安全対策情報の発信に努めるなど、密に連携を図った。	ルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、海外進出企業、特に遠隔地で活動する企業や邦人のニーズを踏まえつつ、講演・セミナー等を通じて、海外における邦人・企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発や情報提供を行い、企業や邦人の意識を向上させ、安全対策の強化につなげていく。 25年度についても、海外安全官民協力会議及びトラベルエージェンシー連絡会を定期的に開催し、邦人渡航者や日系企業にとって関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報提供を行い、官民協力の連携を更に強化する。 また、在外公館においても、管轄国の日本人会や進出日系企業との連携をこれまで以上に密にし、邦人安全対策の強化に努める。
26年度	1 海外安全情報収集の契約については、既存の情報提供者のうち有益な情報提供が見込まれない者については、契約を終了させるなどして予算の有効活用に努めるとともに、緊急事態の発生の状況等に応じて個別の調査委託を4件実施し、効果的な予算執行に努めた。 2 海外安全官民協力会議は、本会合を1回、幹事会を3回実施した。更にシリア邦人殺害事件を受けて「在外邦人の安全対策の強化に関する検討チーム」の会合において同会議メンバーから示唆に富んだ指摘や有用な意見・要望等を得て、官民協力の連携が深まった。 3 主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングを行い、邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確な実施の迅速な確保に努めた。また、国際ニュースモニタリングサービスについて、在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、モニタリングの対象とする情報ソースを拡充するなど、イスラム圏における情報収集能力を強化した。 4 国内では、海外進出企業の安全管理者等を対象に、危機管理意識の向上を目指し、安全対策に関するセミナー（官民安全対策セミナー）を地方自治体や経済団体等の協力を得て、名古屋、仙台、福岡の3都市で実施した。 また、在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受け、有識者懇談会の報告書などで提言された在留邦人及び在外日本企業の安全対策における「官民連携の強化」の具体策の一つとして、25年度に4回開催した「海外安全対策に係る官民集中セミナー」のフォローアップ会合を東京において実施した。 海外では、在留邦人等に対して安全対策に関するセミナー（在外安全対策セミナー）を19カ国計28都市で実施した。26年度からは在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受け、遠隔地（うち7都市）での開催により一層重きを置くようにした他、現地事情に則した安全対策措置を強化するとの観点から、現地在留邦人と現地治安当局の人脈形成を目的に治安当局者による講演（うち7都市）も盛り込んだ。	1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ地域における情報提供者の積極的な発掘を進め、邦人の安全確保に資する情報の収集に努める。 2 引き続き海外安全官民協力会議を定期的に開催し、民側メンバーの関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報発信に努めるとともに、今後の政策に反映できるよう、参加企業から意見や要望を聴取するなど、一層有意義な会議となるよう努める。 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、引き続き主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確な実施の迅速な確保に努める。 4 国内外におけるセミナーについては、引き続き海外進出企業、特に遠隔地で活動する企業や邦人のニーズに配慮しつつ、講演・セミナー等を通じて、海外における邦人・企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発や情報提供を行い、企業や邦人の意識を向上させ、安全対策の強化につなげていく。

		また、本年度から新たに緊急事態対応時の官民連携の強化を図るため、テロ誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危機管理会社によるフィールド型の実地訓練(官民合同実施訓練)に官・民が合同で参加した(2回実施: のべ16名参加)。 5 平時においても在外邦人の安全対策の強化のために関係省庁と緊密に連携するとともに、シリアにおける邦人殺害テロ事件の対応においても、東京(官邸及び関係省庁)及び現地対策本部の双方について、速やかに必要な体制が整備され、また、関係機関間の円滑な連携が図られた。	
中期目標	—	海外安全情報の収集・発信の強化、国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。危機管理意識を向上させる。	
25・26年度目標の達成状況		△	
4 困窮邦人等の援護			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	在外公館から遠隔の地において発生する邦人援護事案においても迅速に処理するため、現地在留邦人等に有償で協力を依頼するなどの体制を整備した。また、邦人精神障害者の援護の際に専門的知見が必要なため、現地在住の邦人医師や病院等と顧問医契約を結ぶなどして邦人援護体制の強化に努めた。	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性を導入する。
	24年度	23年度に引き続き、遠隔地の在留邦人等を中心に協力者の発掘に努めた。また、精神科医師と顧問医契約を締結し、円滑な協力を得られることとなった。 ドメスティックバイオレンス(DV)や子の連れ去りに関する相談体制についても、邦人相談員を抱える支援団体等と契約を結び、近隣だけでなく、遠隔地在住の邦人から広く電話相談を可能とするよう整備に努めた。	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性を導入する。ドメスティックバイオレンス(DV)及び子の連れ去りに関する相談体制を強化する。
	25年度	DVや子の連れ去りに関する相談体制を強化するため、各種専門家や支援団体との連携を深めたほか、実際の相談内容に対応するため法律家に支援を仰ぐなどした。また、24年度に引き続き、精神科医師等との顧問契約を結ぶなど、専門性のある外部人材の導入に努めた。 子の親権を巡る問題については、各国の家族法制度や支援制度の調査を行い、関連情報の収集に努めた。	24年度に引き続き専門性の導入を進めていくが、特にハーグ条約の締結を見据え、DVや子の連れ去りに関する相談体制の一層の充実化を図る。 また、子の親権を巡る問題については、在外公館所在地だけでなく遠隔地における判例や事例の調査を通して、関連情報の蓄積に努める。
	26年度	ハーグ条約の発効に伴い、DVや子の連れ去りに関する相談体制を強化するため、25年度に引き続き、各種専門家や支援団体との連携を継続して深めた。また、精神科医師等との顧問契約を継続して結ぶなど、専門性のある外部人材の確保、協力依頼等について検討した。 各国の家族法制度や支援制度に関する情報のニーズが高まっているところ、25年度に引き続き調査を実施すると共に収集した情報の公表を行った。 邦人精神障害者への援護については、外部人材を活用し、延べ162名の援護を実施した。さらに、兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人に対し、2件の支援を行った。	昨年度に引き続き、専門性のある外部人材等の導入に努める。特に、平成26年4月1日に我が国においてハーグ条約が発効したこともあり、増加傾向にあるDVや子の連れ去りに関する相談への対応については、高度な専門性が求められていることから、外部人材等の導入により的確な対応につなげる。また、邦人精神障害者への援護についても同様に、外部人材の活用により円滑な対応を図っていく。さらに、兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人への迅速な支援を行っていく。
中期目標	—	年々多様化する邦人援護に対応するための体制を構築する。	

25・26 年度目標の達成状況	△	
施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	1 情報収集の強化に向けた取組は、外務本省や在外公館から随時発信される渡航情報及びその他の注意喚起をより一層効果的にするために資するものであり、発出された渡航情報及びその他の注意喚起を通じて、海外に渡航・滞在する邦人が必要な治安情勢に係る情報を迅速かつ正確に確認することを可能にするために有効な取組であった。（海外邦人の安全に関する情報収集と官民連携（達成手段③）） 2 国内外で海外進出企業や在留邦人に対して安全対策に関するセミナーを行うことで、在外邦人の危機管理意識の強化を図り、海外進出企業や在留邦人に安全対策の強化につながった。実際に、参加者によるアンケートによれば、「危機意識の再確認につながった」等の声が多数あり、高く評価された。（海外邦人の安全に関する情報収集と官民連携（達成手段③）） 3 官・民が合同で実地訓練を実施したことで、緊急事態における官民連携をより一層強化することにつながった。実際に、参加者によるアンケートによれば、「異なる立場にある参加者と意見交換の場が多数あった」等の声が寄せられ、高く評価された。（海外邦人の安全に関する情報収集と官民連携（達成手段③）） 4 緊急連絡への 24 時間対応体制の強化については、25 年度、26 年度ともに 10 公館以上において新たにサービスを開始し、邦人や邦人渡航者に対するサービスを効果的に向上させた。（海外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①）） 5 上記 1～4 の有効だった取組はあるも、以下により、測定指標 2～4 では目標達成に至らなかった。 (1) SMS（ショートメッセージサービス）システムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については、ショートメッセージ発信先国における技術的な問題等により、運用開始が年度末となった。（海外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段⑤）） (2) 海外安全情報収集の契約について、有益な情報提供が見込まれる者の新規発掘が進まなかった。（海外邦人の安全に関する情報収集と官民連携（達成手段③）） (3) 邦人精神障害者への援護について、顧問契約を結んでいる精神科医師による支援が、遠隔地等においては十分な対応が困難であったため、必要とする邦人すべてに行うことができなかった。（困窮邦人等の援護（達成手段④））	
次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 外務省設置法に規定されているように、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全の確保について取り組むことは、外務省の最重要任務の一つであり、国会における総理の施政方針演説や大臣の外交演説においても繰り返し言及されてきている。特に、平成 25 年 1 月に発生したアルジェリアにおける日本人などに対するテロ事件を教訓として、海外に在住する日本人や海外の日本企業の安全確保対策を強化してきた。 また、平成 27 年 1 月から 2 月にかけて発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、政府の対応について内閣官房副長官を長とする検証委員会において検証を行い、5 月に報告書を発表した。中根外務大臣政務官を座長とする「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」は、この報告書の問題意識や提起された課題を踏まえ、海外における邦人の安全対策について、今後の必要な施策とその実現に向けた方策について改めて検討を行い提言を発表した。同提言に基づき、海外における邦人の安全対策について、引き続き強化を図ることが必要である。 更に、26 年度の日本人の人的被害があった事故としては、8 月、11 月に米国カリフォルニア州における交通事故、9 月にブラジルにおける観光中のモーターボートに漁船が衝突する事故、3 月に独航空機がフランスで墜落した事故等が発生し、大規模自然災害としては 10 月にネパール・ヒマラヤ山脈における吹雪・雪崩が発生した。テロ事件では 1 月から 2 月のシリアにおける邦人殺害テロ事件他、3 月にチュニジアにおける銃撃テロ事件が発生している。また、海外において邦人が被害に遭う事案に対する国民の関心は高く、在外邦人の安全を確保して行くことが益々必要となっている。 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向け実施して行く。 【測定指標】 1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備 シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて海外における治安・安全に対する国民の関心が高まったことから、海外安全ホームページの利便性向上のためのスマートフォン版の作成や、在外公館閉館時の緊急電話対応業務委嘱の導入公館拡大という 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後ともシリアにおける邦人殺害テロ事件後の「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の検討を踏まえて、これら取組を継続し、強化を目指す。 2 在外邦人保護のための緊急事態対応 シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて海外における治安・安全に対する国民の関心が高まっ	

	たことから、在留邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認を容易に行うことが可能な SMS システムを導入するとの 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後ともシリアにおける邦人殺害テロ事件後の「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の検討を踏まえて、これら取組を継続すると共に、更なる強化を目指す。 3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 国内外の安全対策セミナーや官民合同実地訓練を実施し、在外邦人や国内外の日本企業関係者の安全対策能力、危機管理意識を高められたこと、また、24 時間体制のニュースモニタリングを行ったことにより、適時適切な注意喚起等を行えたことから、26 年度目標は適切な目標であったと考える。「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」で検討を行った取組を継続すると共に、海外安全情報収集の契約については有益な情報提供が見込まれる者の新規発掘に重点を置き、更なる強化を目指す。 4 困窮邦人等の援護 邦人精神障害者への援護についても専門知識に基づく対応が必要となる事案が発生しており、「外部人材の活用により円滑な対応を図っていく」との目標は適切であったと考える。今後とも多くの邦人精神障害者が邦人精神科医の支援を受けられるよう、28 年度を目標に本省においてソーシャルワーカーの嘱託を行う等により更なる強化を目指す。
--	---

作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 外務省海外安全ホームページ(渡航情報) (http://www.anzen.mofa.go.jp) ・ 同上スマートフォン版サイト (http://anzen.mofa.go.jp/sp/) ・ 海外安全パンフレット・資料 (http://anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html) ・ 外務省海外安全ホームページ(感染症関連情報) : (http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/pcinfectioninfokist.asp?pageno=1) ・ 海外安全官民協力会議 (http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyoo.html)
---------------------	---

個別分野	3 外国人問題への取組
施策の概要	1 出入国管理等の厳格化に係る要請への対応 入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワーク(査証(ビザ)事務支援システム)を拡充する。 2 人的交流促進のためのビザ緩和への取組 人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、数次査証等の導入を検討する。 3 在日外国人に係る問題への取組 外国人の受入れと社会統合について、有識者の意見や、地方自治体、国際交流協会、NPO等の活動状況を踏まえ、外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。
関連する内閣の重要政策	・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日) 我が国の活力となる外国人の受入れ促進 ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月17日) ビザ発給要件の緩和など訪日旅行の容易化 ・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日) ビザ発給要件の緩和など訪日旅行の容易化 ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「ビザ緩和などに戦略的に取組み、更なる高みを目指します。」

測定指標	1 入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和		年度目標
	施策の進捗状況・実績		
	23年度	中国において平成21年7月から十分な経済力を有する者とその家族に対して実施している個人観光ビザの対象者を、平成22年には一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族に拡大し、9月からは、一定の経済力を有する者とその家族を対象を更に拡大した。また、7月からは、沖縄振興策の一環として、沖縄を訪問する中国人個人観光客で十分な経済力を有する者とその家族に対して数次ビザの発給を開始した。これにより、東日本大震災の影響はあったが、平成23年(暦年)は中国人に対し全ビザ発給件数(135.6万件)の55%を占める74.3万件のビザを発給し、日中間の人的交流に貢献した。 高度人材の受入れについて、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、関係省庁と協議を行った。	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。
	24年度	1 一部ASEAN諸国の一般旅券所持者に対する短期滞在数次ビザの導入 6月から、一般旅券を所持するタイ人に対して、また、9月からは、マレーシア人、インドネシア人に対して、有効期間3年の短期滞在数次ビザを発給する制度を導入した。これにより、平成25年3月末までに、タイ人に対し約2万件、マレーシア人に対し約2,400件、インドネシア人に対し、約1,600件のビザを発給した。 2 東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの導入 7月から、東日本大震災において特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の東北三県を訪問する中国人個人観光客に対して、有効期間3年の数次ビザを発給している。3月末までに約800件のビザを発給した。 3 高度人材ビザ 5月から、「高度人材に対するポイント制」が導入されたことに合わせて、「高度人材ビザ」を新たに導入した。	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。高度人材の受け入れを促進する。

	4	ビザ広域ネットワークシステムを拡充 在アフガニスタン大使館とのオンライン化が実現し、これにより全ての本件システム設置公館と外務本省とのオンライン化が実現した。	
25 年 度	1	一部 ASEAN 諸国の一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件の緩和 7月から、タイ人及びマレーシア人に対するビザ免除を実施した(マレーシア人の場合平成5年よりビザ取得勧奨措置をとっていたが、ビザ免除を再開した)。タイ人は15日間、マレーシア人は90日間ビザ免除を実施し、また、同月フィリピン人及びベトナム人に対して滞在期間15日、有効期間3年の数次ビザを導入し、インドネシア人に対する数次ビザの滞在期間を15日から最長30日に延長した。11月からはカンボジア人及びラオス人に対し、また1月からはミャンマー人に対し滞在期間15日、有効期間3年の数次ビザの発給を開始した。これら一連の緩和措置により、訪日外国人数数が初めて1,000万人を超えた。 2 その他の国の一般旅券所持者に対する短期滞在数次ビザの導入 10月から、アラブ首長国連邦人に対して滞在期間90日有効期間3年の数次ビザを導入した。11月から、パプアニューギニア人に対して滞在期間15日、有効期間3年の数次ビザを導入した。 3 ビザ審査体制の強化については、在上海総領事館等大規模発給公館への人の追加配置(本官、現地職員)を行うとともに、査証システムの効率化に向け次期査証事務支援システムを構築すべく作業を開始した。	ASEAN 諸国等の一般旅券所持者等に対するビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。
26 年 度	1	一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件緩和措置等を以下のとおり実施した。 7月：インド人に対する数次ビザ(15日)の導入 9月：インドネシア人、フィリピン人、ベトナム人に対する数次ビザ(30日)発給要件の大幅緩和 11月：指定旅行会社パッケージツアーに参加するインドネシア人、フィリピン人、ベトナム人等に対する一次観光ビザ(15日)申請手続きの簡素化 12月：インドネシア人に対するIC旅券事前登録制によるビザ免除(15日)の導入 1月：中国人に対する、①商用目的、文化人・知識人数次ビザ発給要件等を緩和(90日)、②沖縄・東北三県数次ビザの発給要件等を緩和(30日)、③相当の高所得者に対する数次ビザの導入(90日) 2 ビザ審査体制の強化の観点から、在上海総領事館等大規模発給公館への職員追加配置を行った他、査証システムの効率化を図るため次期査証事務支援システムの構築に取り組んだ。 3 平成26年の外国人数は過去最高の1,341万4千人(前年比29.4%増、推計値)、ビザ発給件数は、前年比1.5倍の約287万件となった。	(観光立国推進及び人的交流促進の観点から、ASEAN 諸国、)インド及びブラジルに対するビザ緩和の運用を開始するとともに、ビザ審査体制の強化を促進する。
中期 目 標	—	人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要請に対応する	
25・26年度目標の達成状況		○	

2 在日外国人問題への取組		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	10月、ブラジル政府との間で領事当局間協議を開催し、在日ブラジル人への支援等について議論した。 3月、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催し、災害時における外国人支援のあり方や今後の外国人受入れの課題などについて活発な討議を行った。 日系人などが多く居住する都市に出張したほか、「外国人集住都市会議」に出席し、在日外国人問題について意見交換等を行った。
	24年度	1 外国人集住都市会議 11月、「外国人集住都市会議 2012」に出席し、日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体、関係府省庁、在京外交団、国際機関、民間団体と、多文化共生や外国人住民への支援等についての討議を深めることに貢献した。一般市民も約 400 名参加した。 2 国際ワークショップ 2月、「外国人受入れと社会統合のための国際ワークショップー大規模災害と在留外国人ー」を大田区及び国際移住機関(IOM)との共催で開催し、内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約 200 名が参加した。
	25年度	1 外国人集住都市会議へ出席 10月、「外国人集住都市会議 2013」に出席し、日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体、関係府省庁、在京外交団、国際機関、民間団体等と、各々が抱える問題点について討議を行い、多文化共生や外国人住民への支援等について、議論を深めることに貢献した。この会議には、一般市民も合わせて約 400 名が出席し、参加者の関心の度合いが高いことを示した。 2 国際ワークショップの開催 2月、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップー若手外国人とともに歩む一次世代に向けた挑戦ー」を国際移住機関(IOM)との共催で開催し、内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約 200 名が参加した。
	26年度	1 外国人集住都市会議へ出席 11月、「外国人集住都市会議 2014」に出席し、日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体、関係府省庁、在京外交団、国際機関、民間団体等と、各々が抱える問題点等について討議を行い、多文化共生や外国人住民への支援等について、議論を深めることに貢献した。 2 国際ワークショップの開催 2月、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ医療分野における外国人と外国人材～コトバと文化の壁を越えて～」のテーマで葛飾区と国際移住機関(IOM)の共催によりワークショップ(WS)を開催した。このWSには、内外の有識者、在京外交団、報道関係者を始め、一般市民を含め約 250 名が参加し、外国人の医療問題について日本人がどのように向き合うか、関心の度合いの高さがうかがわれ、喫緊の課題の緩和・解決に対する一助となった。 3 緊急災害時における在留外国人の安否確認等に関する在京外交団への説明会 9月の防災週間中、先の東日本大震災で得た教訓を踏

		まえ、在京外交団に対して、在留外国人の災害時における安否確認の手順・方法に関する説明会を実施した。 また、この説明会には警察庁、法務省の他、東京都、東京消防庁などの自治体関係機関の参加も得て、各々の役割分担・取組等について、相互理解や関係者間のネットワーク形成の促進を図った。			
中期目標	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。			
25・26 年度目標の達成状況		○			
3 (参考指標) 訪日外国人数(単位：万人)	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
	622	837	1,036	1,341	
4 (参考指標) 外国人の不法残留者数(1 月 1 日時点の数)	実績値				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007
5 (参考指標) 来日外国人の犯罪の総検挙件数(暦年)	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
	17,272	15,368	15,419	15,215	

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件緩和等を実施したことは、訪日外国人数の増加(平成 26 年は過去最高の 1,341 万 4 千人(前年比 29.4%増、推計値))を後押しする一因となり、消費税免税制度拡充のほか、円安進行による訪日旅行の割安感の浸透などの要因と相まって二国間の人的交流を促進させる上で極めて効果が高かった。特に、中国及びフィリピンの訪日外国人数の伸び率は、それぞれ前年比 83.3%、70%と飛躍した。(査証関連業務(達成手段①)) 2 「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ 医療分野における外国人と外国人材～コトバと文化の壁を越えて～」の開催は、医療現場において外国人材を最大限活用していくことの必要性について認識を共有する上で有効な機会となり、国民間の議論の促進させることに効果があった。(在日外国人社会統合外交政策費(達成手段②))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 観光立国推進等による日本経済の活性化や、二国間の経済関係の強化及び人的交流の促進のためには、入国管理上問題ないと思われる外国人に対する迅速なビザ発給、数次ビザやビザ免除の拡大が求められる一方、我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止するための厳格なビザ審査の実施も重要である。訪日する外国人数の増加に伴い、在外公館におけるビザ発給事務が増大しており、更なる人員の拡充、円滑な審査のための新査証事務システムの整備等、ビザ業務体制の強化を推進する必要がある。 平成 20(2008)年のリーマンショックを契機に、日本に長期滞在する外国人の数は減少傾向にあったが、平成 24 年を境に増加傾向に転じている。少子高齢化や人口減少が進行しつつある中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、日本経済を支える人材を国内外問わず確保していくことが重要である。日本再興戦略改訂 2014 では、外国人材の一層の活用が掲げられており、今後、日本に滞在する外国人が益々増えていくことが予想されることから、外国人の社会統合に真剣に取り組むことが一層重要となってくる。 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要請に対応するとの中期目標の達成に向けた 26 年度目標(ビザ緩和の運用を開始及びビザ審査体制の強化の促進)は、適切な目標であったと考える。我が国の観光立国推進を踏まえ、引き続き関係省庁と連携の上、更なる検討を進める。 上記の施策の分析のとおり、ビザ発給要件の緩和等は訪日外国人数の増大に寄与した一因であると考えられ、今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。また、「世界一安全な日本」実現のため、ビザ審査体制を更に整備・強化する。

2 在日外国人問題への取組

在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進するとの中期目標の達成に向けた 26 年度の目標（在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する）は、適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、この取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 訪日外国人数（日本政府観光局「訪日外客数」）
（http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/index.html）
- ・ 来日外国人不法残留者数（法務省）
（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00051.html）
- ・ 来日外国人犯罪の検挙状況（警察庁）
（<http://www.npa.go.jp/toukei/index.html>）

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－V－1)

施策名	外交実施体制の整備・強化
施策の目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。
施策の予算額・執行額等	本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。
施策の概要	1 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 2 我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 3 外交活動を支える上で死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。
関連する内閣の重要政策	・第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「主要国並みの外交実施体制の実現を目指し、総合的な外交力を引き続き強化してまいります。」

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり					
		(判断根拠)					
		3つの主要な測定指標のうち、2つの指標で目標を達成し、1つの指標で目標達成に至らなかったことから、上記(相当程度進展あり)のとおり判定した。					
		測定指標の25・26年度目標の達成状況(*印－主要な測定指標)					
		<table><tr><td>* 1 外務省の人員、機構の更なる整備</td><td>△</td></tr><tr><td>* 2 在外公館の警備体制の強化</td><td>○</td></tr><tr><td>* 3 外交を支える情報防護体制の強化</td><td>○</td></tr></table>	* 1 外務省の人員、機構の更なる整備	△	* 2 在外公館の警備体制の強化	○	* 3 外交を支える情報防護体制の強化
* 1 外務省の人員、機構の更なる整備	△						
* 2 在外公館の警備体制の強化	○						
* 3 外交を支える情報防護体制の強化	○						

測定指標	1 外務省の人員、機構の更なる整備	年度目標
	23 年度	定員・機構を増強する。
	24 年度	定員・機構を増強する。
	25 年度	定員・機構を増強する。
	26 年度	定員・機構を増強する。
	中期目標	
	25・26 年度目標の達成状況	△

2 在外公館の警備体制の強化		年度目標
23年度	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた企画・立案を行い、予算の効率的な執行に努めつつ、在外公館に対する人的及び物的警備対策の強化、警備関係講義の充実化、在外公館における警備訓練の実施など、在外公館の警備体制強化のため、各種対策を講じた。特に本年度は、中東及び北アフリカ情勢の悪化を教訓にし、物的警備対策強化を重点的に実施した。	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案、及びそれに応じた人的・物的な警備を強化する。 新入省員、赴任前職員等への研修を充実する。 警備訓練を実施する。
24年度	我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館の警備対策の強化のため、以下の措置を実施した。 「マグレブ・サヘル地域」又は「サヘル・北アフリカ地域」におけるテロをはじめとする治安の悪化やアジアを中心とした我が国公館等に対する抗議活動、南米地域における一般犯罪の増加等、現地の治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案を行い、効果的に人的・物的警備の強化策を講じた。 また、各種研修等においても、最新の地域情勢や警備状況を踏まえた研修内容の充実化を行った。赴任前研修においては、年に21コマ実施し、合計500名程度が受講した。警備対策官研修においては、1月初旬～2月末までの間で、44コマ実施し、77名が受講した。 さらに、在外公館ごとにそれぞれの脅威を踏まえた警備訓練を実施し、館員の意識を向上させるとともに、在外公館における緊急事態対応のための体制の確立に努めた。	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案、及びそれに応じた人的・物的な警備を強化する。 新入省員、赴任前職員等への研修を充実する。 警備訓練を実施する。
25年度	我が国在外公館施設及び館員を取り巻く脅威が多様化し、拡大していることから、現地の治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案を行い、効果的な人的・物的警備の強化策を講じた。特に、在アルジェリア邦人に対するテロ事件や在イエメン大使館館員襲撃事件等にかんがみ、中東・アフリカ地域においては、存在する脅威の特性に応じた追加的な警備対策上の措置を講じた。 海外における警備関係会議への出席等を通じた各国警備関係者等との人的ネットワークの構築、警備関連情報収集及び専門知識の習得に努めた。 各種研修によって、最新の地域情勢や警備状況を踏まえた研修内容の充実を図るとともに、警備対策官研修においては、演習等実践的な講義をより多く含め、講師及び研修員の間で意見交換等が行われるよう研修内容を充実させた。職員の赴任前研修については、年に20コマ実施し、合計250名程度が受講した。警備対策官研修においては、1月初旬～2月末までの間で、45コマ実施し、68名が受講した。 さらに、在外公館ごとにそれぞれの脅威を踏まえた警備訓練を実施し、館員の意識を向上させるとともに、在外公館における緊急事態対応のための体制を強化した。	現地治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案、及び、人的・物的な警備対策の強化を実施する。 在外公館及び警備対策室内における警備関連情報収集・分析体制の強化を実施する。 各国警備関係者等と警備関連の人的ネットワークを構築する。 各種研修における内容を実践化、インタラクティブ化させ、充実させる。 情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。
26年度	我が国の在外公館施設及び館員を取り巻く脅威が多様化し、拡大していることから、現地の治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案を行い、効果的な人的・物的警備の強化策を講じた。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件及びチュニジアにおける銃撃テロ事件、さらには欧米諸国において発生した一連のテロ事案にかんがみ、中東・アフリカ地域のみならず、欧米等の先進国に所在の在外公館に対しても追加的な警備対策上の措置を講じた。 海外における警備関係会議への出席等を通じた各国警備	現地治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案、及び、迅速な人的・物的な警備対策の強化を実施する。 在外公館及び警備対策室内における警備関連情報収集・分析体制の強化を実施する。 各国警備関係者等と警備関連の人的ネットワークを構築する。

		関係者等との人的ネットワークの構築、警備関連情報収集及び専門知識の習得に努めた。 各種研修によって、最新の地域情勢や警備状況を踏まえ、研修内容の充実を図った。 職員の赴任前研修については、17 コマ実施し、合計 260 名程度が受講した。警備対策官研修においては、1 月初旬～2 月末までの間で、40 コマ実施し、79 名が受講した。演習等実践的な講義をより多く含め、講師及び研修員の間で意見交換等が行われるよう研修内容を充実させた他、昨今の情勢を踏まえ、国際テロ情勢講義を充実させた。 在外公館ごとにそれぞれの脅威を踏まえた警備訓練を実施し、館員の警備意識を向上させるとともに、在外公館における緊急事態対応のための体制を強化した。	各種研修における内容を実践化、インタラクティブ化させ、充実させる。 情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。
中期目標	—	在外公館及び館員等の安全を確保する。	
	25・26 年度目標の達成状況	○	
	3 外交を支える情報防護体制の強化		年度目標
	23 年度	政府による情報保全に関する検討委員会に参加しつつ、情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案を行い、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに、関連システムの整備、研修の積極的な実施等を行うことで、外交を支える情報防護体制を強化した。	政府における情報保全に関する検討委員会に参加する。 情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を実施する。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を実施する。
	24 年度	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項①秘密保全に関する法制の整備及び②特に機密性の高い情報を扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進)のフォローアップを関係省庁と連携しながら進めた。 また、関係各課が連携する形で、省内横断的に情報防護対策の企画・立案を行い、情報保全体制の点検、関連規則の改訂等の本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに、研修の積極的な実施(赴任前研修において年 21 コマ、合計 500 名程度が受講)等を行うことで、外交を支える情報防護体制を強化した。	政府における情報保全に関する検討委員会に参加する。 情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を実施する。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を実施する。
	25 年度	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを関係省庁と連携しながら進めた。 省内関係各課と緊密に連携を図り、情報防護の総合的な企画・立案を行うとともに、本省・在外公館において情報保全体制の点検を行いつつ、関連規則の改定等を含め、情報漏えいを防ぐための取組を実施した。情報防護に関する研修を強化し、在外公館を含め研修を 35 コマ実施し、合計 800 名程度が受講するなど、外交を支える情報防護体制を強化した。	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。 情報防護対策の総合的な企画・立案を行い、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施する。 重点分野の特定を図る等し、優先度に基づく対策を実施する。 研修対象者の拡大やコマ数の増加等により情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を充実させる。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を強化する。
	26 年度	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを関係省庁と連携しながら推進した。 情報防護対策の総合的な企画・立案を行う体制を一層強化するための専門部署を立ち上げるとともに、本省・在外等における保全体制の整備点検を実施した。 情報防護関連規則の整備を進めるとともに、各課室の業	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。 関係課との連携強化を図りつつ、情報防護対策の総合的な企画・立案を行う体制を一層強化するとともに、本省・在外

		務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威に対し、集中的に注意喚起や改善策の指導を行った。 省員の情報防護に関する意識の向上を図るため、新入省員、在外赴任者、在外公館職員等に対する各種研修を実施し、受講者数が前年の 800 名程度から 856 名に増加した。研修内容も実務的に情報防護 DVD の活用や最新の状況に即してアップデートを図り、基礎的のみならず実践的な情報防護上の注意事項や対策も含めることで、研修効果の充実・強化を図った。 在外公館全体において、関連規則に基づき、適切な秘密保全検査が実施されるよう、きめ細やかな指示や対応、フォローアップ等を実施した。	公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施する。 重点分野の特定を図ることで、優先度に基づく対策を実施する。 研修対象者の拡大やコマ数の増加等に加え、研修内容のアップデートにより情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を充実させる。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を強化する。
中期目標	—	情報漏えいを防止する。	
	25・26 年度目標の達成状況	○	

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	- 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の最適化を目的として取り組んだ結果、厳しい財政事情の中で、定員の合理化等を進めつつ、新たな大使館（実館）の開設や定員増員等、外交実施体制を強化することができた。 - 治安情勢の変化に応じた警備強化については、テロ、一般犯罪、対日抗議行動等の各種脅威の発生状況を踏まえ、効率的に必要な警備対策（各種人的及び物的警備）を実施し、また、各種研修や警備訓練等を通じて、安全に対する省員・館員等の意識向上を図ることができた。さらに、中東・アフリカ及び欧米諸国で発生した一連のテロ事案発生後、迅速に当該在外公館に注意喚起・警備強化の指示を実施し、警備員の増員配置等の警備強化措置を速やかに講じられたことは、在外公館及び館員の安全の確保の観点から有効であった。 - 情報防護対策の専門部署を立ち上げ、これにより、特に省内横断的な事案等に対し、局課をまたぐ形で効率的・効果的な対策を検討・実施することができるとともに、研修についても、その量・質ともにこれまでの対応を上回るものとすることができた。（外交を支える情報防護体制の強化（達成手段③））
次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） - 外務省は、定員・機構の増強に努めているが、27 年度末の我が国大使館、総領事館（実館）設置状況は、大使館 145 公館、総領事館 62 公館であり、中国の 165 大使館、85 総領事館、米国の 168 大使館、90 総領事館、フランスの 162 大使館、90 総領事館等の主要国と比べて格段に少ないのが現状である。また、人的体制についても 27 年度末の我が国の外務省定員数は、5,869 名であり、中国の 9,000 名、米国の 28,505 名をはじめとする主要国と比べて格段に少ないのが現状である。今後も引き続き国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な機構・定員の確保を図るとともに、変動する国際情勢等に応じ在外公館の体制の最適化を推進していく必要がある。 - 在ペルー日本大使公邸占拠事件（平成 8 年）、在瀋陽総領事館事件（平成 14 年）、イラクにおける外務省職員殺害事件（平成 15 年）、在コートジボワール日本大使公邸襲撃事件（平成 23 年）、在アフガニスタン日本国大使館 RPG 着弾事件（平成 24 年）など、在外公館及び館員を対象とした事

	件が発生している。在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も多様化しており、適切な対策に基づく措置を施すことで警備体制を一層強化する必要がある。 在外公館は邦人保護の最後の「砦」であり、在外公館及び職員の安全の確保は邦人保護の前提となる。いかなる治安情勢下でも一定レベルの業務を行うためには、治安情勢に影響を受けない在外公館の体制整備が不可欠であり、あらゆる脅威に対応する警備対策が不可欠。そのためには、幅広いネットワークを通じて得られた関連情報を生かしつつ、情勢に応じた警備対策を企画・立案して体制整備をすることが重要である。また、多様化する治安上の脅威への対応に際して必要な知識を、研修等を通じて警備対策官に付与していくことは必要不可欠である。 3 平成16年の在上海総領事館における事案や平成22年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件、昨今の政府機関や企業などへのサイバー攻撃の脅威などを契機に、情報防護の重要性が改めて認識された。平成26年、情報防護対策の専門部署が立ち上げられたが、同部署の強化を含め、引き続き本分野に係る省内横断的な取組を推進することで、本省・在外公館の情報防護体制の強化につながるよう努めていくことが必要である。 【測定指標】 1 外務省の人員・機構の更なる整備 激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であるところ、外交実施体制(外務本省及び在外公館の定員・機構)の整備・強化を今後とも一層推進する。 2 在外公館の警備体制の強化 在外公館及び館員等の安全確保との中期目標の達成に向けた、治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案、同企画等に沿った警備対策の維持・強化、及び、各種研修の内容充実等の26年度目標は適切な目標であったと考える。今後ともこれら取り組みを基本的に継続するが、昨今の中東・アフリカ、及び欧米諸国で発生したテロ事案を踏まえれば、在外公館に対するテロの脅威は年々増大していることから、これに十分対応した適切な対策を施し、警備体制を一層強化するよう努めていく。 3 外交を支える情報防護体制の強化 情報漏えい防止との中期目標の達成に向けた政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップ等の26年度目標は適切な目標であったと考える。情報漏洩の脅威は引き続き継続・拡大傾向にあるため、今後とも新たに立ち上げた専門部署を中心に、局課を超えた政策立案・実施を行うための体制強化を図り、具体的対策の更なる拡充・拡大を推進し、情報防護能力強化の取組を継続する。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書(第4章国民と共にある外交 第3節国民の支持を得て進める外交 2外交実施体制の強化)
学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 厳しい財政状況の中にありながら、日本の在外公館の充実化と定員の増員はきわめて重要な目標設定である。外務省定員の合理化を進めつつ、新たな在外公館を設置し、定員を増員したことは重要な成果だった。新興国の重要性、治安情勢の変化などを念頭に置きつつ、重点的に配分する戦略目標が設定されることが望ましい。また「語学スクール」についても、従来の区分にこだわらず、複数言語の習得や特定の学術技能を重視する方向性が目指されても良い。新興国の台頭に伴い、日本の外交資源の配分の変化を十分に考慮した人材育成がなされることが望ましい。 2 主要国並みの人員・公館体制という目標に照らして不十分と言えよう。大幅な定員純増が望ましい。 のみならず、質的な増強を図るべきだが、テロ・サイバー対策にリソースと関心が割かれているように見受けられる。内閣官房国家安全保障局や本省総合政策局における戦略考案機能へのバックアップ態勢を強化するためにも、シンクタンク機能、および学識経験者とのより体系的な相互作用を補強する方向で検討を進めるべきではなかろうか。 そのためにも、別組織でありながら、増員された定員を振り向けた内閣官房国家安全保障局の新設との関連を含め、それがどのように「外交実施体制の整備・強化」に資するものであったのか、客観的な政策評価の対象とし、自己評価の記述を求めるべきと考える。 3 「激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体

	制を整備・強化する」ことを施策目標としているが、政府において、公共部門の見直し、行政改革が進められるなか、測定指標として掲げる「外務省の人員、機構の更なる整備」、とりわけ人員面の強化は容易ではないと思われる。中期目標としては、「外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する」と書かれているのみであるが、現状においてこの点に関し、具体的にどのような問題や弊害が発生しているのか明示したうえで、中長期的な視点に立った人事計画の立案等、より戦略的な対応が必要ではないか。
--	--

担当部局名	大臣官房	政策評価 実施時期	平成 27 年 8 月
-------	------	--------------	-------------

**施策Ⅴ-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した
業務改革**

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26-V-2)

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革
施策目標	業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進し、外交通信の安定運用のため、セキュリティ強化を図る。
施策の予算額・執行額等	本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。
施策の概要	業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進し、外交通信の安定運用のため、セキュリティ強化を図る。
関連する内閣の重要政策	・人事給与業務効率化に向けた改善計画(平成 27 年 3 月 27 日 人事給与業務効率化推進会議決定) (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinjikyuyoinindex.html)

評価結果	目標達成度の測定結果 (各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 5つの主要な測定指標のうち、4つの指標で目標を達成し、1つの「指標で目標達成に至らなかったことから、上記(相当程度進展あり)のとおり判定した。 測定指標の 25・26 年度目標の達成状況(*印ー主要な測定指標) <table> <tr> <td>* 1 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況</td><td>○</td></tr> <tr> <td>* 2 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組</td><td>△</td></tr> <tr> <td>* 3 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況</td><td>○</td></tr> <tr> <td>* 4 業務系共通プラットフォームの構築状況</td><td>○</td></tr> <tr> <td>* 5 サイバーセキュリティ強化</td><td>○</td></tr> </table>	* 1 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況	○	* 2 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組	△	* 3 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況	○	* 4 業務系共通プラットフォームの構築状況	○	* 5 サイバーセキュリティ強化	○
* 1 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況	○										
* 2 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組	△										
* 3 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況	○										
* 4 業務系共通プラットフォームの構築状況	○										
* 5 サイバーセキュリティ強化	○										

測定指標	1 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況	年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度 34 の在外公館に基幹通信網、国際 IP 電話の整備及び 83 公館の情報ネットワークの再整備を完了した。 24 年度 在外公館の情報ネットワーク再整備を完了した。 25 年度 経費削減及び業務時間短縮の効果が発現し、目標を達成した。 26 年度 25 年度に達成したネットワークの安定稼働を維持するため、運用外注要員の 24 時間 365 日常駐を継続することにより、安定した稼働環境を実現した。	85 公館の情報ネットワークの再整備を完了する。 外務省情報ネットワーク再整備完了(全公館(237 公館)で情報ネットワークの整備を完了させる) 外務省情報ネットワークを安定稼働させる。 外務省情報ネットワークを安定稼働させる。
中期目標	ー 外務省情報ネットワークを安定稼働させる。 25・26 年度目標の達成状況 ○	
施策の進捗	2 23 年度 人給共通システム導入に係る外務省開発要件について人事院の人事・給与システム事務局(以下事務局)との協議を行い、「人給共通システム」導入スケジュールの検討を行った。	年度目標 人給共通システム導入の検討を行う。

捗状況・実績	24年度	人給共通システム導入に係る外務省開発要件について事務局との協議を行い、人給共通システム導入スケジュールの検討、及び、外務省固有システム開発・データ移行に係る経費概算見積依頼書の作成を行った。	人給共通システム導入の検討を行う。
	25年度	人給共通システムのテスト環境を作成してユーザー検証を行い、人給システム導入のためのシステム分析、移行データ分析及び Fit&Gap 調査(人給システムを使うのに外務省のシステムとどれだけ差があるかの調査)を行った。また、人給共通システム導入スケジュール案を作成し、事務局と協議を行った。	人給共通システム導入の検討を行う。
	26年度	25 年度に引き続き当省の人給共通システム導入スケジュール案につき事務局との協議を行った。また、8 月以降官邸主導で「人事給与業務効率化に向けた改善計画」を策定するプロセスにおいて、内閣官房人事給与業務効率化検討室と人給共通システムの導入について協議を行った。	人給共通システム導入の検討を行う(人給共通システム導入作業の手順及びスケジュールについて、検討を行う)。
中期目標	29年度以降	業務処理時間を 1,500 時間削減する(人給共通システム導入が完了した時点で、上記の効果が発現する予定)。	
25・26 年度目標の達成状況		△	
3 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、23 年度末に完了した。 業務量を年間時間のべ 64,988 時間削減し、経費が年間 3,100 万円低減した。	次期在外経理システムの開発を完了する。 経費の年間 2,300 万円の低減を実現する。
	24年度	「外務省情報ネットワークの整備」に合わせ、全在外公館において次期在外経理システム導入に伴う環境整備が完了し、次期在外経理システムの導入が完了した。 本年度は、これにより業務量を年間時間のべ 68,047 時間削減し、経費は 466 万円削減した。 25 年度以降本格的運用開始後に下記の中期目標のとおり効果が見込まれる予定。	62 か所で次期在外経理システム導入を完了する。
	25年度	本「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく在外経理システムの改修・機能改善を実施した。 本年度は、業務量を年間時間のべ 81,465 時間削減し、経費を年間 3,418 万円削減した。	最適化計画に則したシステムの改修・機能改善を実施する。
	26年度	在外経理システムの改修並びに機能追加・改善を実施した。本年度は、業務量を年間のべ 94,975 時間削減し、経費を年間 3,949 万円削減した。	システムの小規模改修並びに機能追加・改善を実施する。
中期目標	—	業務量年間 91,000 時間を削減する。 年間延べ約 5,300 万円の経費を低減する。	
25・26 年度目標の達成状況		○	
4 業務系共通プラットフォームの構築状況			年度目標
施策の進捗	23年度	本省内の 3 つの業務システム(幹部登退庁システム、経済協力評価報告書 DB・検索システム、職員住所録システム)を統合したことにより、合計 9 つの業務システムの統合を完了し、サーバの集約化推進を行った。	本省内サーバの集約化を推進する。

捗 状 況 ・ 実 績	24 年 度	業務系共通プラットフォームの拡張(サーバ等の機器を追加)を行って、本省内の10の業務システム(図書館業務システム、記録文書ファイル管理システム、文書作成編集システム、条約検索システム、回覧物管理システム等)の追加統合を完了した。	業務系共通プラットフォームを拡張する。
	25 年 度	本省内の4つの業務システム(管理者評価システム、外務省情報公開事務支援システム、簿冊管理システム、会議室予約システム)の追加統合を完了し、サーバの集約化推進を行った。結果、合計23の業務システムの統合が完了し、年間約7,000万円の経費を削減した。	本省内サーバの集約化を推進する。
	26 年 度	稼働監視及び性能情報の分析を日常的に実施することにより、共通プラットフォーム全体に影響を及ぼす障害の発生を未然に防ぐことが可能となった。また、障害が発生した場合においても、運用・保守の簡素化、効率化を推進したことにより、各業務システムへの影響範囲を最低限に抑える環境が整った。	業務系共通プラットフォームを安定稼働する。
中 期 目 標	27 年 度	22年度から27年度までの間で25の業務システムを統合し、約7,700万円の経費を削減する。 業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティを向上させる。	
	25・26年度目標の達成状況		○
	5 サイバーセキュリティ強化		年度目標
施 策 の 進 捗 状 況 ・ 実 績	26 年 度	セキュリティインシデント対応チームを発足し、本省および在外公館への情報セキュリティ監視装置の設置および日常のインシデント監視体制を確立した。 また、情報セキュリティ啓発活動として、定期的な省員への標的型メール訓練や情報セキュリティ対策にかかる集合研修および職員向け啓発用コンテンツ専用のホームページの開設を実施した。	インシデント対応のための基本的な体制の確立。 監視装置の基本部分の運用を開始する。 計画的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。
中 期 目 標	—	インシデント対応体制を充実する。 監視装置を効率的に運用する。 効果的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。	
	26年度目標の達成状況		○

施 策 の 分 析 (施 策 の 有 効 性 ・ 効 率 性 , 外 部 要 因 等 の 影 響)	1 「外務省情報ネットワークの整備」は、24年度までに事業を完了している。25年度及び26年度も引き続き運用外注要員の24時間365日の常駐を継続したことで、稼働監視の徹底、運用・保守の効率化が推進された。これにより、障害を未然に防ぎ、また障害が発生した場合でも迅速な対応が可能となったため、外務省情報ネットワークの停止に至る大きな障害は発生しておらず、25年度及び26年度の目標である外務省情報ネットワークの安定稼働は十分達成できたと認められる。(外務省情報ネットワークの整備(達成手段①)) 2 「在外経理システムの整備」にあたっては、「外務省情報ネットワークの整備」に合わせ、24年度までに完了した。25年度以降本格運用が開始され、システムの改修及び機能追加・改善を行い、在外公館の会計担当者の業務を簡素化・効率化を図っている。これにより、経費及び業務量が削減され、25年度及び26年度の目標は達成できた。(在外経理システムの整備(達成手段③)) 3 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、本省内のサーバインフラの集約化を進めた結果、25年度までに計23業務システムの統合が完了し、25年度の目標を達成した。また、稼働監視の徹底、運用・保守の簡素化・効率化を推進したことにより、各業務システムに大きな影響を及ぼす障害は発生しておらず、26年度の目標である業務系共通プラットフォームの安定稼働との目標は達成できた。(業務系共通プラットフォームの構築(達成手段④)) 4 「サイバーセキュリティ強化」においては、26年4月にインシデント対応チームを発足し、監視体制を確立したことで、多様化かつ高度化する攻撃イベントに対する迅速な対応およびインシデント
--	---

	発生時における詳細な調査を実施することが可能となった。そのため、判明した事案も多く、これらを踏まえて情報セキュリティ監視装置の効率的な運用に向けての監視ルールの追加や監視対象の拡大について検討を行う等セキュリティ強化及び今後の強化に向け効果があった。 また、職員への啓発活動としては、職員への情報セキュリティ集合研修と標的型メール訓練の実施によって、職員からの不審メールに対する申告も増えてきており、情報セキュリティに対する意識向上に効果があった。(サイバーセキュリティ強化(達成手段⑤)) 5 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、25年度に引き続き当省の作成した人給共通システム導入スケジュール案につき事務局との協議を行ったが、事務局における検討結果についての回答が得られず26年度には具体的な進展がなく、目標達成にいたらなかったが、8月以降官邸主導で「人事給与業務効率化に向けた改善計画」を策定するプロセスにおいて、内閣官房人事給与業務効率化検討室と人給共通システムの導入について協議を行った。(内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築(達成手段②))
次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、業務処理時間の削減を実現するためには人給共通システムを導入する必要があるとしており、引き続き導入を検討する必要がある。 本省内のサーバを順次業務系共通プラットフォームに統合・集約化することにより、引き続きサーバーインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの向上を進める必要がある。 サイバー攻撃は巧妙かつ高度化しており、情報資産を安全に保護し、安定的な情報システムの運用を確保するためには、監視装置の更なる設置や定期的な監視ルールの追加により、監視体制を強化し、影響範囲の特定や被害拡大防止に努める必要がある。また、各省員の情報セキュリティに対する意識向上が必要不可欠であり、更なる情報セキュリティ啓発活動を実施していく必要がある。 以上から、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を継続し、その達成に向けた施策を実施していく。 なお、目標を達成した「外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況」及び「在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況」については、測定指標としての設定を、26年度をもって終了する。 【測定指標】 1 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、人給共通システムを導入することにより、業務処理時間の削減を実現するため、25年度に作成した当省の人給共通システム導入スケジュール案について、内閣官房人事給与業務効率化検討室及び人事院事務局とともに、再検討し、人給共通システム導入のための外務省固有システムの開発、データ移行の準備を行い、今後ともこれらの取組を継続する。 2 業務系共通プラットフォームの構築状況 本省内のサーバの業務系共通プラットフォームへの集約化は完了に近づいているところ、同プラットフォームを安定稼働させることは、ますます必要不可欠となっており、26年度目標は適切な目標であったと考える。今後は情報セキュリティ対策の一層の向上に向けた取組を推進し、脆弱性対策等の対応を迅速に行える体制・環境整備を目指すこととする。 3 サイバーセキュリティ強化 多様化かつ高度化する攻撃手法に対応するための26年度目標は適切な目標であった。今後とも柔軟に対応ができるよう情報セキュリティ監視装置の監視ルールの追加を継続して行うとともに、監視対象の拡大を図るため、情報セキュリティ監視装置の更なる設置を行う。また、職員に対する情報セキュリティ啓発活動については効果が得られたことから、引き続き定期的に専門家による情報セキュリティ集合研修や標的型メール訓練を開催するとともに、職員向け啓発用コンテンツの専用ページも併せて随時更新を行い、省員全体における更なる意識向上を図る。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・ 人事給与業務効率化に向けた改善計画(平成27年3月27日 人事給与業務効率化推進会議決定) (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinjikyuyoinindex.html)
学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 外務省の情報・業務ネットワークに対するサイバーセキュリティの充実化は常に念頭において欲しい。サイバー攻撃は年々巧妙化・深刻化しており、外交情報・組織情報の漏洩や、業務

	妨害・停止などの事態に迅速に対応できる体制整備が必要である。 2 おおむね妥当と思われる。 3 施策目標として、「業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進し、外交通信の安定運用のため、セキュリティ強化を図る」としているが、「行政運営の簡素化・効率化・合理化」についてはもはや定常的な取組みとして位置付けられるべきものであり、施策としてより重視されるのは「セキュリティ強化」の部分と思われる。しかしながら、測定指標の大半(5つのうち4)は前者に対応したものであり、「セキュリティ強化」に対応した測定指標は1つに過ぎない。政策評価においても、現下の状況にかんがみた対応が必要と思われる。
--	---

担当部局名	大臣官房	政策評価 実施時期	平成 27 年 8 月
-------	------	--------------	-------------

基本目標Ⅵ 經濟協力

施策Ⅵ-1 経済協力(モニタリング)

平成 27 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 26－VI－1)

施策名	経済協力					
施策目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保する。					
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策を企画・立案する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	311, 213	315, 392	319, 633	309, 822
		補正予算 (b)	40, 554	19, 427	31, 878	
		繰越し等 (c)	△ 35, 979	70		
		合計 (a+b+c)	315, 787	334, 888		
	執行額 (百万円)		315, 218	333, 799		
・ (項) 独立行政法人国際協力機構運営費、25・26 年度には (項) 独立行政法人国際協力機構施設整備費を含む。						
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会外交演説 (平成 27 年 2 月 28 日) (外交政策の三つの柱) (中略) (経済外交の強化) 「日本経済の再生と発展に資する戦略的な経済外交を引き続き推進します。国際市場において日本企業が存分に活躍できるよう、トップセールスや ODA の活用も含め官民一体で推進します。地方創生に資する取組を強化する観点からも、日本製品の海外普及促進や風評被害対策に引き続き力を入れてまいります。」 (中略) (グローバルな課題への一層の貢献) (中略) 「新たな開発協力大綱の下、ODA を戦略的に活用することにより、国際社会の平和と安定及び繁栄に一層積極的に寄与してまいります。特に、ODA を通じた官民連携を一層推進します。 成長著しいアフリカとのパートナーシップを、TICAD プロセスを中心に一層強化します。エボラ出血熱の流行に対し、引き続き、切れ目なき支援を実施します。」					
	・ 開発協力大綱 (平成 27 年 2 月 10 日閣議決定) 「これまで我が国の ODA 政策の根幹をなしてきた」政府開発援助 (ODA) 大綱を見直し、新たに策定したもの。					
	・ 「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) インフラ輸出については、「インフラシステム輸出戦略」改訂版の新たな施策を迅速かつ着実に実施し、受注目標の達成を図っていく。					
	・ インフラシステム輸出戦略 (平成 26 年度改訂版) (平成 26 年 6 月 3 日閣議決定) 新興国等におけるインフラ開発を支援するに当たり、政府開発援助 (ODA) や公的金融機関による支援を最大限活用することで、相手国の経済発展と我が国企業の発展を両立させる Win-Win の構図を実現することが可能であるため、経済協力とインフラシステム輸出の緊密な連携を図る必要がある。					
	・ 国家安全保障戦略 (平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) 我が国は、(中略)国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、(中略)国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。 国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化を図り、貧困、エネルギー問題、格差の拡大、気候変動、災害、食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発問題や地球規模課題の解決に向け、ODA の積極的・戦略的活用を図りつつ、普遍的価値の共有、開発課題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現、開発途上国の人材育成に対する協力、エネルギー・環境問題への対応、人と人の交流の強化等の取組を進める。					
	・ 経団連・経済外交委員会における岸田外務大臣講演「我が国の経済外交」(平成 25 年 8 月 30 日) 日本外交の三本柱のうち「日本経済の再生に資する経済外交の強化」の三つの側面の一つとして「日本企業の海外展開支援」を提示 ○「ODA の戦略的活用」 「官民一体となった国際協力を推進し、ODA の一層の戦略的活用に取り組む。」 「中小企業支援や官民連携案件の推進等、ODA を活用した日本企業の海外展開支援にも引き続					

	き力をいれていく。」 ・健康・医療戦略(平成 25 年 6 月 14 日関係閣僚申合せ) 「国際保健外交戦略」(平成 25 年 5 月 17 日「経済協力インフラ戦略会議」決定)を踏まえ、MDGs 達成への取組を強化しつつ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの促進に貢献する。
--	--

測定指標	1 国際環境, 国内環境の変化を踏まえた毎年度の国際協力重点方針に基づく, 戦略的・効果的な ODA の実現		年度目標
	24 年度	25 年度	
施策の進捗状況・実績	「平成24年度国際協力重点方針」にある重点事項に従いODAを実施した。	「平成 25 年度国際協力重点方針」で示した重点事項を以下のとおり実施した。 1 自由で豊かで安定した国際社会を実現する ODA としてミャンマーをはじめ, 世界各地で, 民主化・国民和解を進めている国の努力の後押しや, 日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援, 中東・北アフリカの安定のための支援を実施した。 具体的には, 以下のとおり。 (1) 普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援拡充 インド, インドネシア, フィリピン, ベトナム等日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援を拡充した。 対ラオス円借款「ビエンチャン国際空港ターミナル拡張計画」(90.17 億円), 対ベトナム円借款「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)」(260.62 億円)に関する交換公文への署名等を通じて, ASEAN 共同体構築に向けた地域の連結性強化等を支援した。 また, メコン地域全体に対しては, 12 月の日本・メコン地域諸国首脳会議にて総計 2,000 億円規模の新規支援を表明・署名した。 (2) 対ミャンマー支援 少数民族支援や中央銀行の機能強化等, ミャンマーの民主化と国民和解に向けた改革努力を後押しするとともに, 日本企業進出の支援にも資する無償資金協力, 技術協力あわせて 200 億円を上回る支援を実施した。 (3) シーレーンの安全確保・国際テロ対策への貢献 対フィリピン円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」(187.32 億円), 対ジブチ無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」(9.24 億円)による巡視艇の供与等シーレーン上に位置する国の海上法執行能力向上のための支援を実施した。技術協力や専門家派遣等を通じた海上法執行機関の人材育成支援を各国で実施した。 平和の構築のための支援としては, フィリピンのミンダナオにおいて技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」等の経済協力プロジェクトを集中的に実施し, 包括和平合意の交渉終結に貢献した。 また, 国際テロ対策として, パキスタンに対する空港保安強化計画(無償資金協力)19.46 億円等を実施した。 (4) 法制度整備支援・民主化支援 法制度整備支援の重点支援国であるインドネシア, ベトナム, ミャンマー, モンゴル, カンボジア, ラオス, ウズベキスタン, バングラデシュ等で基本法・経済法の立法, 法制度の運用人材育成, 汚職防止等のガバナンスの強化, 経済活動の基礎となる司法インフラの整備, 知的財産制度の構築に関する支援等を実施した。 特に, 法制度整備支援に関する基本方針の改定を行い, この新	「平成 25 年度国際協力重点方針」にある以下の重点事項を実施する。 1 日本の国益, 自由や民主主義といった普遍的価値に沿った秩序形成に向けた戦略的外交を展開するにあたって, ODA は最も重要なツールである。ODA を活用して, こうした普遍的価値を共有する国との連携を強化する。

たな基本方針を踏まえ、ベトナムにおける法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)、カンボジアにおける民法・民事訴訟法普及プロジェクト、ラオスにおける法律人材育成強化プロジェクト、ネパールにおける迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト等の立法支援や法制度整備支援等を通じて法の支配や民主主義を定着させる途上国の取組を後押しした。

(5) 中東・北アフリカ地域の安全と繁栄に向けた包括的パートナーシップに基づく支援

民主的統治体制移行に取り組むチュニジアに対し、UNDP を通じて、危機管理関係機関の法的・制度的枠組みや機能強化等を支援する対チュニジア無償資金協力「危機管理体制整備支援計画」(2.54 億円、平成 25 年 7 月 9 日)を実施した。

(6) アフガニスタン及び周辺地域支援

歴史上初となる民主的な政権移行を支援すべく、大統領選挙支援案件(16.39 億円)を実施した。また、医療保健分野では、小児感染症予防計画の支援(11.86 億円)を実施した。周辺地域支援については、貧困削減、出入国管理等の案件を引き続き継続した。

2 新興国・途上国と日本が共に成長する ODA としてインフラシステム輸出や中小企業や地方自治体の海外展開支援を行った。本目標の推進にも資する制度上の改善として、円借款を開発途上国と日本企業の双方にとって魅力的なものとするため、その重点分野の見直し、金利の引下げ、本邦技術活用条件(STEP)の適用範囲拡大や条件緩和等の制度改善を実施した。

具体的には、以下のとおり。

(1) 日本ビジネスの国際展開への貢献

ア PPP インフラ事業の計画策定支援(技術協力)や ITS(高度道路交通情報システム)や NACCS(輸出入・港湾情報処理システム)等日本方式インフラの導入支援(無償資金協力・技術協力)等の実施によりインフラシステム輸出の支援に貢献した。

イ 中小企業の国際展開支援のため、中小企業の技術を活用した案件化調査、普及・実証事業や中小企業ノンプロジェクト無償資金協力等を実施した。

ウ 地方自治体の国際展開支援のため、カンボジアにおいて、コンボンチャム及びバッターバン上水道拡張計画(無償資金協力)33.55 億円を実施するなど水の浄化、廃棄物処理等の分野で知見を蓄積している日本の地方自治体と連携した途上国支援等を実施した。

エ 民間提案による実証事業等を支援する「民間技術普及促進事業」の本格的な実施等により、我が国技術・制度の標準化及び普及を促進した。

(2) 資源・エネルギー確保への貢献

モンゴル等資源国における人材育成プロジェクト(技術協力)等を実施し、資源分野での協力を実施した。

3 人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化する ODA として第 5 回アフリカ開発会議(TICAD V)等を踏まえたアフリカをはじめとする貧困地域での人間の安全保障の促進などの取組を推進した。また、国際保健外交戦略に基づく支援やジェンダー主流化等に積極的に取り組んだ。

具体的には、以下のとおり。

(1) ミレニアム開発目標(MDGs)達成とポスト MDGs

ア 平成 22(2010)年 9 月の国連首脳会合で表明した平成 23(2011)年から 5 年間にわたる保健分野で約 50 億ドル、教育分野で約 35 億ドルの支援を平成 25 年度も着実に実施した。

イ 国際社会において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の主流化をはかり、日本の UHC の知見を発信した。

2 ODA により日本のインフラ、製品、技術の国際展開を支援することで、アジアやアフリカ等の新興国・途上国と共に成長できる事業を積極的に推進する。途上国における資源エネルギー開発を促進する事業を実施する。

3 人間の安全保障の理念に基づき、人造りのための技術協力など日本らしい援助を拡充し、我が国への信頼・プレゼンスの強化につなげる。

	(2) アフリカにおける人間の安全保障の促進 対ザンビア無償「ルサカ郡病院整備計画」(19.08 億円)及び対ブルンジ無償「ブルンジ帰還民社会・経済再統合計画」(1.41 億円)(UNDP 連携)を実施した。 (3) NGO との連携強化 (特活)道普請人によるケニアでの農道整備事業及び(特活)リボン・京都によるルワンダでの女性のライフ・エンパワーメント事業等を支援した。 (4) 環境・気候変動／防災対策 ア 環境未来都市の世界への普及に取り組んだほか、世界のグリーン経済への移行のための具体的な支援策の一環として、途上国の人づくりに協力する「緑の未来協力隊」を編成、平成 25 年からの 3 年間で 1 万人規模を目指し取り組んだ。 イ 生物多様性分野においては、平成 24(2012)年 10 月の生物多様性条約締約国会議の成果を踏まえ、同分野での協力を進めた。 ウ また、10 月に水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」の際に、途上国の環境汚染対策として、大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の 3 分野において平成 26(2014)年から 3 年間で総額 20 億ドルを実施するとともに、水銀汚染防止に特化した人材育成事業を新設することを表明した。 エ 11 月に「攻めの地球温暖化外交戦略」(Actions for Cool Earth(ACE))を発表し、その中で、平成 25 年からの 3 年間で計 1.6 兆円(うち公的資金 1.3 兆円)の開発途上国支援を行うことを表明した。 オ 平成 24(2012)年 7 月の「世界防災閣僚会議 in 東北」で表明した防災の主流化と強靱な社会の構築に向けた取組を具体化した防災分野における平成 25 年から 3 年間で 30 億円の支援公約を 25 年度は着実に実施した。	
26 年度	「平成 26 年度国際協力重点方針」の重点事項にある以下の重点項目を実施した。 1 自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する国の安定成長と我が国の関係強化を図るとともに、これらの価値に基づく秩序形成に向けた法制度支援や安定化支援等を行った。 また、平和構築、テロ対策、海上保安能力強化、シーレーンの安全確保に向けた支援等を通じ、国際社会の平和と安定に積極的に貢献した。 具体的には、以下の各分野の支援を実施した。 (1) 普遍的価値や戦略的利益を共有するアジア諸国との関係強化 フィリピン、カンボジア等日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国に対し、インフラ整備や人材育成、防災・医療保健分野等への支援を着実に実施した。 (2) 法制度整備支援・民主化支援 ア 法制度整備支援の重点支援国であるベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオスに加え、ネパール、モンゴル等において、基本法・経済法の立法、法制度の運用人材育成、汚職防止等のガバナンスの強化、経済活動の基礎となる司法インフラの整備、知的財産制度の構築に関する支援等を新たに実施した。 特に、25 年度からミャンマーで開始された技術協力プロジェクト「法制度整備支援プロジェクト」の実施を本格化させ、会社法及び刑事司法に係るセミナー、法・司法制度、人材育成及び法案審査・法案起草に係る本邦研修を実施した。 イ 7 月、国際法務に係る日本企業支援に関する関係省庁連絡会議が設置され、第三国への法制度整備支援の在り方を含め関係省庁間で情報共有と連携を行う体制が確立された。	「平成 26 年度国際協力重点方針」の重点事項にある以下の重点項目を実施する。 1 自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する国の安定成長と我が国の関係強化を図るとともに、これらの価値に基づく秩序形成に向けた法制度支援や安定化支援等を行う。 また、平和構築、テロ対策、海上保安能力強化、シーレーンの安全確保に向けた支援等を通じ、国際社会の平和と安定に積極的に貢献する。 具体的には、以下の各分野の支援を実施する。 (1) 普遍的価値や戦略的利益を共有するアジア諸国との関係強化 (2) 法制度整備支援・民主化支援 (3) 国際公共財にかかる法の支配の強化(海上保安能力強化・シーレーン安全確保支援等) (4) ミャンマーの民主化・国民和解への支援

- (3) 国際公共財にかかる法の支配の強化(海上保安能力強化・シーレーン安全確保支援等)

任務的的確な遂行に当たり能力向上が課題となっていたベトナム海上法執行機関(海上警察、漁業監視機関)に対し、6隻をめぐとした中古船舶及び海上保安関連機材を供与する総額5億円の無償資金協力の交換公文に署名した。2月、1隻目の船舶につきベトナム側への引渡しを実施した。

- (4) ミャンマーの民主化・国民和解への支援

ミャンマーの民主化と国民和解に向けた改革努力を後押しするため、国際機関と連携し国内避難民の住環境改善、保健・栄養状況の改善にかかる少数民族地域での支援を行った(計23.62億円)他、日本のNGOと連携し、紛争で影響のあった少数民族地域での食糧配布や職業訓練等を実施した。

- (5) 中東・アフリカ・アフガニスタン等における平和構築、テロ対策を含む支援

ア 国内の治安対策に取り組むチュニジアに対し、国境管理機能の向上を支援するため、「治安対策機能強化機材整備計画」(6.89億円)を実施した。また、2月、邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交の3本柱を発表し、中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援(計約1,550万ドル)を実施した。

イ アフガニスタンの人口の8割が従事し、GDPの約25%を占める農業は、貧困削減や雇用促進の観点から重要であり、我が国は、同国の農業支援の一環として口蹄疫等対策支援計画(19.98億円)を実施した。また、医療保健分野では、小児感染症予防計画(14.48億円)を実施した。周辺地域支援については、貧困削減、国境管理等の案件を継続した。

- 2 『日本再興戦略』等を踏まえ、新興国・途上国の開発に貢献し、これらの国の活力を日本に取り込むことを目的にODAを戦略的に展開した。

中小企業を含む我が国企業・地方自治体等が有する優れた技術・知見を活用しつつ、我が国の制度・システムの普及を図るとともに、ビジネス環境整備に資する支援等を行った。

具体的には、以下の各分野の支援を実施した。

- (1) インフラシステム輸出支援

技術協力による人材育成、法制度整備支援等を通じた投資環境の整備やマスタープランの策定支援による上流からの関与を推進するとともに、無償資金協力や有償資金協力による日本の優れた技術やノウハウを活用するインフラ整備を推進することで、インフラシステム輸出に貢献した。

- (2) 中小企業の国際展開支援

中小企業等の海外展開支援のため、案件化調査、普及・実証事業や無償資金協力等を実施した。

- (3) 地方自治体の国際展開支援

地方自治体の国際展開支援のため、水の浄化、廃棄物処理等の分野で知見を蓄積している日本の地方自治体と連携した途上国支援等を実施した。

- (4) 医療技術・サービスの国際展開支援

ODAを活用した人材育成、日本の医療機材の周知や制度の研究、日本製医療機材の供与、官民連携による支援等により、途上国の医療・保健分野での開発に貢献するとともに、優れた日本の医療機材・サービスの普及を推進した。

- (5) ビジネス法制度整備支援・人材育成支援

投資環境整備や知的財産法制度の整備運用支援として、対ベトナム技術協力「知的財産権の保護および執行強化プロジェクト」及び「競争法改正、施行能力強化支援プロジェクト」、対カンボジ

- (5) 中東・アフリカ・アフガニスタン等における平和構築、テロ対策を含む支援

- 2 『日本再興戦略』等を踏まえ、新興国・途上国の開発に貢献し、これらの国の活力を日本に取り込むことを目的にODAを戦略的に展開する。

中小企業を含む我が国企業・地方自治体等が有する優れた技術・知見を活用しつつ、我が国の制度・システムの普及を図るとともに、ビジネス環境整備に資する支援等を行う。

具体的には、以下の各分野の支援を実施する。

- (1) インフラシステム輸出支援
(2) 中小企業の国際展開支援
(3) 地方自治体の国際展開支援
(4) 医療技術・サービスの国際展開支援
(5) ビジネス法制度整備支援・人材育成支援
(6) 「日本方式」の普及に向けた我が国技術・制度の普及支援
(7) ミャンマーへのインフラ、ビジネス分野の支援
(8) 第5回アフリカ開発会議(TICAD V)を踏まえたアフリカの成長加速化支援
(9) 資源・エネルギーの安定的確保への貢献

ア技術協力「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」等を実施した。

また、アフリカから、優秀な若手人材を研修員として受け入れ、本邦大学における修士課程教育及び企業へのインターンシップ実習を実施する産業人材育成プログラム「ABE イニシアティブ」を実施した。

(6)「日本方式」の普及に向けた我が国技術・制度の普及支援

交通規制システムの整備、通関電子化による貿易物流システムへの支援等の実施を通じ、我が国技術・制度の普及を推進し、新興国・途上国の経済社会開発に貢献した。

(7)ミャンマーへのインフラ、ビジネス分野の支援

平成 27 年に第一期開業を予定するティラワ経済特別区の周辺整備を含め、今後の日本企業進出や貿易促進を後押しするインフラ整備支援として約 400 億円の支援を表明した。

本邦企業連合の現地企業との提携を通じた通信事業参入との相乗効果が期待される案件である円借款「通信網改善計画」を実施した。

また、本邦企業の知見を活用し、施設整備のみならず上水道事業運営の改善も期待される「ヤンゴン市無収水削減計画」を実施した。

(8)第 5 回アフリカ開発会議(TICAD V)を踏まえたアフリカの成長加速化支援

5 月にカメルーンで開催された第 1 回 TICAD V 閣僚会合において、岸田外務大臣から TICAD V 期間 1 年目(平成 25 年)で、総額約 3,400 億円の ODA を実施し、我が国支援策を着実に実施している旨表明した。戦略的マスタープラン 10 か所の策定について、北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長リング等 8 箇所において実施又は検討を開始した。「ABE イニシアティブ」の第一弾として、9 月以来 156 名のアフリカの若者が来日した。TICAD 産業人材育成センター 10 か所の設置について、安倍総理が平成 24 年 1 月のアフリカ外遊時に表明したエチオピアに加え、エジプト、チュニジア、ケニア、ウガンダ、南ア、セネガル、コンゴ(民)、ガーナ等を候補国として準備・調整を開始した。

(9)資源・エネルギーの安定的確保への貢献

資源分野の人材育成プログラム(資源の絆)として、鉱物資源や地熱分野において、アジア、アフリカ、中南米等の開発途上国の行政官、大学教員を対象に、本邦大学における長期研修(修士号、博士号の取得)を実施した。

3 人間の安全保障の基本理念に基づき、貧困削減と包摂的成長の実現、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた支援等を行った。

特に、防災対策・災害復旧支援、国際保健外交戦略に基づくユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進、女性のエンパワーメント等の分野において、日本らしい支援を行い、日本への信頼を強化するとともに日本のプレゼンスの拡大につなげた。

具体的には、以下の各分野の支援を実施した。

(1)ミレニアム開発目標(MDGs)の達成支援

平成 22 年 9 月の国連首脳会合で表明した平成 23 年から 5 年間にわたる保健分野で約 50 億ドル、教育分野で約 35 億ドルの支援を、平成 26 年度も着実に実施した。

その他、下記(3)、(4)等も、MDGs の達成支援にも直接資する取組であった。

(2)防災対策・災害復旧支援／環境・気候変動対策

ア 防災対策・災害復旧支援については、幾多の災害を経験してきた日本の知見と技術を生かし、フィリピン、バングラデシュ等において防災対策・災害復旧支援を実施した。

イ 3 月に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議において、

3 人間の安全保障の基本理念に基づき、貧困削減と包摂的成長の実現、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた支援等を行う。

特に、防災対策・災害復旧支援、国際保健外交戦略に基づくユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進、女性のエンパワーメント等の分野において、日本らしい支援を行い、日本への信頼を強化するとともに日本のプレゼンスの拡大につなげる。

具体的には、以下の各分野の支援を実施する。

(1)ミレニアム開発目標(MDGs)の達成支援

安倍総理大臣から、日本としての国際社会の貢献策として、平成 27 年から平成 30 年までの 4 年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力と 4 万人の防災・復興人材育成を含む「仙台防災協力イニシアティブ」を発表した。

ウ 世界のグリーン経済への移行のための具体的な支援策の一環として、途上国の人づくりに協力する「緑の未来協力隊」を編成、平成 25 年からの 3 年間で 1 万人規模を目指し取り組んだ。

エ 生物多様性分野においては、10 月の生物多様性条約第 12 回締約国会議の成果を踏まえ、同分野での協力を進めた。

オ 平成 25 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」の際に表明した、途上国の環境汚染対策（大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の 3 分野において平成 26 年から 3 年間で総額 20 億ドルの ODA を実施）及び水銀汚染防止に特化した人材育成事業の実施に取り組んだ。

カ 9 月にサモアで開催された第 3 回小島嶼開発途上国 (SIDS) 国際会議の際に、我が国の SIDS 支援策として、平成 27 年から 3 年間で気候変動、防災及び保健分野等において 5,000 人の人材育成を行う旨表明した。

キ 平成 25 年からの 3 年間で 160 億ドルの気候変動分野の途上国支援を 1 年半余りで達成した。平成 26 年からの 3 年間で、気候変動分野で 1 万 4,000 人の人材育成を約束し、途上国の対処能力を包括的に支援する「適応イニシアチブ」を立ち上げた。さらに、緑の気候基金 (GCF) に対し、国会の承認が得られれば 15 億ドルを拠出する旨発表した。

(3) 国際保健外交戦略及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進

ア 二国間協力では、UHC に資する案件形成を推奨しており、3 月、保健分野で初の政策借款をケニア政府に対して供与する旨安倍総理大臣が表明した。

イ 5 月、インドネシアにおいて、医療保障を中心とする社会保障制度の強化を支援する技術協力を開始した。

ウ 10 月、ミャンマーにおいて、包括的な保健システムの強化を支援する技術協力を開始した。

エ 同じく 10 月、ケニアにおいて、地方分権下での UHC 推進を支援するプログラムの中核となる技術協力プロジェクト「地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化」を開始した。

(4) 女性のエンパワーメント支援とジェンダー主流化の推進

ア 平成 25 年 9 月の第 68 回国連総会で表明した平成 25 年から 3 年間 (暦年) にわたる女性分野で 30 億ドルを超す支援を、①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環として女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障の分野における女性の参画と保護、の 3 つの柱の下、26 年度も着実に実施した。

イ 9 月、東京において開催された、女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム (WAW! 2014) において上記アを含む日本の女性関連支援の取組を国際社会に発信した。

(5) 日本ブランドの発信強化

ア 日本語学習環境整備 7 件、日本武道を含むスポーツ施設・器材の整備 14 件、テレビ番組ソフトの整備 4 件等、日本的価値の発信に繋がる支援を実施した。

イ モルディブにおいて青年海外協力隊員が教員を対象とした体育に関するワークショップを開催し、体育理論の講義や競技実技の講習を行う等、草の根レベルで体育授業の普及を推進した。

(2) 防災対策・災害復旧支援／環境・気候変動対策

(3) 国際保健外交戦略及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進

(4) 女性のエンパワーメント支援とジェンダー主流化の推進

(5) 日本ブランドの発信強化

(6) 国民参加の拡大と NGO との連携強化

		(6)国民参加の拡大と NGO との連携強化 「(特活)ジェン」によるアフガニスタンでの基礎インフラの建設及び修復,「(特活)AMDA 社会開発機構」によるホンジュラスでの思春期層へのリプロダクティブ・ヘルスケア及び「(特活)国境なき子どもたち」によるバングラデシュでの女性のエンパワーメント事業を始め,日本の NGO による防災対策・災害復旧支援 28 件,医療・保健支援 46 件,女性のエンパワーメント事業 8 件を支援した。	
中期目標	—	各年度の国際協力重点方針で定める重点事項を実施する。	
2 世論調査の変化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると,経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を 5 年連続で上回った。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回る。
	24 年度	内閣府実施「外交に関する世論調査」では,昭和 52 年から平成 23 年まで経済協力に関するあり方の設問を行ってきたが,予算額や量に焦点を当てた世論調査は歴史的に役割を終えたと判断されるため,今後はむしろ ODA の質や援助の担い手といった点に着目した調査を行う方向で検討を開始した。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回る。
	25 年度	25 年度の内閣府実施「外交に関する世論調査」では,経済協力の「量」のみに焦点をあてた従来の設問を取りやめ,ODA をどのような観点から実施するべきかという問いを新設した。この結果,以下のとおり国民の高い支持や関心を示す回答を得た(複数回答可)。 ・資源などの安定供給の確保に資する。・・・50.6% ・国際社会での日本への信頼を高める。・・・47.0% ・先進国として開発途上国を助けるのは人道上的義務又は国際的責任である。・・・43.1% ・東日本大震災の各国の支援に応えるためにも引き続き協力すべき。・・・42.6% ・中小企業を含む日本企業や地方自治体の海外展開など,日本の経済に役立つ。・・・37.8% ・ODA は日本の戦略的な外交政策を進める上での重要な手段である。・・・33.6% ・中国などによる開発途上国への進出が著しく,日本の存在感を確保する必要がある。・・・20.1% また,「途上国への支援は実施すべきでない」との回答は 4.8%となった。	世論調査で新たに設ける経済協力に関する設問において,国民の関心や支持が高い結果を得る。
	26 年度	26 年度の内閣府実施「外交に関する世論調査」では,ODA 大綱の見直しを進めるに当たり,今後の開発協力のあり方につき,量的拡充の必要性も含め,あらためて国民の意向を確認しておくことが必要と判断し,質問の設定を行った。なお,趨勢を把握することが可能となるよう,23 年度までの質問との連続性についても配慮した。 日本のこれからの開発協力のあり方につき,前回(23 年度)調査結果と比較して,「積極的に進めるべきだ」(27.4%→30.7%),「現在程度でいい」(47.4%→49.7%)と答えた者の割合が上昇し,「なるべく少なくするべきだ」(17.8%→11.9%)と答えた者の割合が大きく減少した。	ODA をどのような観点から実施すべきかを尋ねる問いにおいて,ODA にはさまざまな役割があるが,ODA に対する国民からの高い支持を維持することを目標とする。
中期目標	—	経済協力への国民の理解を向上させる。	

3 ODAに関する情報発信			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ODA 広報(ホームページの充実, テレビ広報番組等の活用)を実施した。 ODA ホームページに対するアクセスは, 約 8,500 万件とほぼ前年並みの水準となった。 また, テレビ東京の「地球 VOCE」の 23 年度平均視聴率は 4.9%, 認知率は 24.2%(番組評価アンケートによるもの), 番組ホームページへの同年度アクセス数は約 64,000 件となっており, 一般国民に対する ODA 広報は, 一定程度, 着実に進んでいる。	1 年間 8,000 万～9,000 万件程度の ODA ホームページに対するアクセス(ヒット数) 2 テレビ東京の「地球 VOCE」の 23 年度平均視聴率: 年間平均 5～6%以上, 同番組の認知率: 25%以上
	24年度	1 ODA 広報(ホームページの充実, テレビ広報番組等の活用)を実施した。 (1)ODA ホームページに対するアクセスは, 約 8,500 万件と前年並みの水準となった。 (2)テレビ東京の「地球 VOCE」の 24 年度平均視聴率は 4.9%, 認知率は 28.3%(番組評価アンケートによるもの), 番組ホームページへの同年度アクセス数は約 117,000 件となっており, 前年度の水準を上回るものとなっている。 2 「見える化」の徹底 (1)「最終とりまとめ」を受け, 「ODA の見える化」の着実な実施として, 平成 22 年 10 月に JICA ホームページ上に「ODA 見える化サイト」を立ち上げた(平成 25 年 3 月 31 日現在の掲載件数: 無償 488 件, 有償 333 件, 技協 498 件)。また, 過去 10 年程度に完了した無償・有償案件(事後評価実施済み案件)については 25 年度末までに同サイト上に掲載を完了することを目指している。 (2)幅広い国民の開発協力への参加促進 ア JICA「なんとかしなきゃ!プロジェクト」サイトを開設した。プロジェクトメンバーとして著名人の参加を得て, 22 件の国際協力イベントを実施した。 イ 教師・地方自治体関係者の現地視察やボランティア事業への参加促進, ODA 民間モニターを改編した国民参加型事業を立ち上げた。	1 年間 8,000 万～9,000 万件程度の ODA ホームページに対するアクセス(ヒット数) 2 テレビ東京の「地球 VOCE」の 23 年度平均視聴率: 年間平均 5～6%以上, 同番組の認知率: 25%以上
	25年度	1 ODA 広報(ホームページの充実, テレビ広報番組等の活用)を実施した。 (1)ODA ホームページに対するアクセスは, 約 8,030 万件となった。 (2)平成 25 年 6 月から放映を開始したテレビ東京の「佐藤隆太の地球元気!」の平均視聴率は 4.6%, 番組ホームページへの番組放送中の 10 ヶ月間のアクセス数は約 4 万件となっている。 2 「見える化」の徹底 (1)JICA ホームページ上の「ODA 見える化サイト」において, 無償資金協力 1,009 件, 有償資金協力 800 件, 技術協力 615 件の概要を掲載した(3 月 31 日現在)。これにより, 過去約 10 年の間に完了した無償資金協力・有償資金協力案件(事後評価実施済み案件)については, 同サイト上に掲載を完了した。 (2)幅広い国民の開発協力への参加促進 JICA「なんとかしなきゃ!プロジェクト」サイトを開設した。プロジェクトメンバーとして著名人の参加を得て, 17 件の国際協力イベントを実施した。	1 ODA ホームページへのアクセス数: 年間 8,000 万～9,000 万件程度 2 広報番組の視聴率及び認知率: 年間平均 5～6%以上, 30%以上
	26年度	1 ODA 広報(ホームページの充実, テレビ広報番組等の活用)を実施した。 (1)ODA ホームページへのアクセス数は, 約 6,200 万件となった。 (2)広報番組の視聴率: MX テレビ及びインターネットでの放映を行ったため, 視聴率は測定されなかった。(インターネット上の視聴者数は計 219,591 人となった。) 2 「見える化」の徹底	1 ODA 広報(ホームページの充実, テレビ広報番組等の活用) (1)ODA ホームページへのアクセス数: 約 8,500 万件 (2)広報番組の視聴率: 4～5% 2 「見える化」の徹底 技協案件については, これま

		技術協力プロジェクト案件については、これまで平成 20 年 10 月以降の案件を掲載していたが、これに加え、平成 13 年、平成 14 年に事後評価を実施した案件を掲載した。		で掲載していた平成 20 年 10 月以降の案件に加え、平成 13 年度以降の案件（実施済み案件）まで遡って掲載する。			
中期目標	—	経済協力への国民の理解を向上させる。					
4 地域別供与額 (二国間 ODA, 当初予算分) (単位：億円, 括弧内対世界比)		実績値			中期目標値		
		24 年度	25 年度	26 年度(暫定値)	—		
世界		15,154.40	14,437.67	11,281.99	—		
東アジア, 南西アジア		11,501.41 (75.9%)	9,540.45 (66.1%)	6,316.60 (56.0%)	—		
大洋州		250.31 (1.7%)	136.10 (0.9%)	124.84 (1.1%)	—		
中央アジア・コーカサス		62.91 (0.4%)	431.58 (3.0%)	1,087.68 (9.6%)	—		
中東, 北アフリカ		1,366.60 (9.0%)	1,559.49 (10.8%)	1,112.03 (9.9%)	—		
サブサハラアフリカ		1,486.70 (9.8%)	1,600.65 (11.1%)	1,845.24 (16.4%)	—		
中南米		446.72 (2.9%)	1,081.32 (7.5%)	662.10 (5.9%)	—		
欧州		39.75 (0.3%)	88.07 (0.6%)	133.50 (1.2%)	—		
地域別供与目標額 []内年度目標値							
世界			17,592.00	17,511.00 [15,059.00]			
東アジア, 南西アジア			11,082.00 (63.0%)	11,034.00 (63.0%)			
大洋州			114.00 (0.6%)	120.00 (0.7%)			
中央アジア・コーカサス			432.00 (2.5%)	598.00 (3.4%)			
中東, 北アフリカ			2,468.00 (14.0%)	1,997.00 (11.4%)			
サブサハラアフリカ			2,020.00 (11.5%)	1,963.00 (11.2%)			
中南米			1,248.00 (7.1%)	1,071.00 (6.1%)			
欧州			228.00 (1.3%)	728.00 (4.2%)			
(注) 地域別供与目標額とは、昨今の ODA 予算の趨勢や、案件の形成・進捗度を踏まえつつ、年度当初の時点で、外交政策的な観点から望ましいと考えられる目標値であり、この「目標額」の達成に向け案件の形成・採択を行うが、国際情勢の変化等により柔軟・機動的に対応する必要が生じることや先方政府側の事情により予定していた案件が遅れることなどがある。							
5 (参考指標) 二国間政府開発援助分野別配分(約束額ベース, 単位：百万ドル)		実績					
		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
Ⅰ 社会インフラおよびサービス		3,187.95	4,493.44	3,951.83	3,831.39	4,480.71	3,449.73
Ⅱ 経済インフラおよびサービス		6,874.91	4,994.00	8,885.82	6,462.11	6,993.46	8,974.96
Ⅲ 生産セクター		2,226.85	1,092.54	1,025.93	1,438.48	1,675.65	1,367.63
Ⅳ マルチセクター援助		790.53	617.86	1,564.69	1,884.48	1,739.71	1,283.15
Ⅴ 商品援助/一般プログラム援助		501.15	1,669.41	931.36	503.13	518.47	2,925.32
Ⅵ 債務救済		2,801.18	50.63	187.05	96.79	0.12	2,184.94
Ⅶ 人道支援(緊急食料援助, 復興, 防災等)		343.87	338.98	719.68	897.60	742.17	813.82
Ⅷ 行政経費等		1,667.62	1,654.33	736.86	822.49	1,135.31	700.11
(注) 東欧卒業国を含む							

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省 ODA ホームページ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/index.html>)
- ・ 独立行政法人 国際協力機構 (JICA) ホームページ「ODA 見える化サイト」
(<http://www.jica.go.jp/ODA/index.html>)

担 当 部 局 名	国際協力局	政策評価(モニタリング) 実施時期	平成 27 年 8 月
--------------	-------	----------------------	-------------

施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組(モニタリング)

平成 27 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 26－VI－2)

施策名	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するため、以下を推進する。 1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献する。 2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する。また、防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	204	71	60	52
		補正予算 (b)	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b+c)	204	71		
	執行額 (百万円)		152	46		
	・ 24 年度には、(事項) 東日本大震災復旧・復興に係る地球規模の諸問題への取組に必要な経費を含む。					

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価(モニタリング) 実施時期	平成 27 年 8 月
-------	------------------	----------------------	-------------

個別分野	1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献
施策の概要	1 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、グローバルファンドを通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。
関連する内閣の重要政策	・開発協力大綱(平成 27(2015)年 2 月 10 日閣議決定) I. 理念(2)基本方針において、人間の安全保障の考え方を、「我が国の開発協力の根本にある指導理念」と定めている。 ・国家安全保障戦略(平成 25(2013)年 12 月 17 日閣議決定) Ⅲ 1(5)において、人間の安全保障の理念に立脚した施策等を推進する必要があること、Ⅳ 5(2)において、人間の安全保障の実現に資するために ODA を戦略的・積極的に活用すること、国際社会における主流化を一層促すこと等が明記されている。

測定指標	1 主要な国際的フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及の確保		年度目標
	23 年度	多数国間文書で 5 件、二国間文書で 3 件の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保し、また 2 月には各方面のリーダーが集う世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)の枠組みにおいて人間の安全保障セッションが開催されるなど、国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	24 年度	1 「ボランティアに関する国連総会決議」、OECD 開発援助委員会ハイレベル会合の成果文書、ポスト 2015 年開発目標に関する地域会合、東ティモール(G7+議長国)主催国際会議の成果文書、第 4 回アジア開発フォーラムの議長声明、日キルギス共同声明、ASEM 首脳会合(ビエンチャン宣言)、日メキシコ首脳会談の成果文書において、人間の安全保障への言及を確保した。 2 4 月、平成 22(2010)年の決議及び加盟国の意見に基づき、人間の安全保障に関する 2 つ目の事務総長報告が発表された。6 月には、人間の安全保障に関する第 2 回国連総会公式討論が開催され、9 月の国連総会で採択された人間の安全保障に関する 2 つ目の国連総会決議によって、人間の安全保障の共通理解に合意を得るに至った。	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	25 年度	1 6 月、TICAD V の際に人間の安全保障シンポジウムを開催した。安倍総理大臣、岸田外務大臣、ハイレマリアム AU 議長、サーリーフ・リベリア大統領、クラーク UNDP 総裁、チャン WHO 事務局長、レーク UNICEF 事務局長などのハイレベルを始め、約 250 名が参加した。また、TICAD V を通じ人間の安全保障は重要なテーマとして位置づけられ、成果文書である横浜宣言においても、人間の安全保障の推進が TICAD V を支える包括的指針とされた。 2 5 月、国連本部にて人間の安全保障に関するハイレベル・イベントが開催され、潘基文国連事務総長他約 500 名が参加した。 3 平成 26(2014)年 1 月、人間の安全保障に関する事務総長報告書が発出された。 4 日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント、日仏共同声明、日 EU 定期首脳協議共同プレス声明等で人間の安全保障への言及を確保した。	主要外交文書や 6 月に予定されている TICAD V 等において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	26 年度	1 5 月に OECD 閣僚理事会(我が国が議長国)で発出された閣僚声明において、人間の安全保障を強化することによって包摂的成長を達成することが主たる課題であるこ	二国間共同宣言等の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対

施策の進捗状況・実績		とが明記された。 2 6月18日、国連本部において、人間の安全保障に関する総会テーマ別討論が実施され、人間の安全保障の概念はポスト 2015 年開発アジェンダにおいて有用な概念であるとの見方が大勢を占めた。 3 その他、日米首脳共同声明、日チリ首脳共同声明等で人間の安全保障への言及を確保した。	する理解を促進する。
	中期目標	— 文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。	
	2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進		年度目標
	23 年度	6 件のプロジェクトに対し、約 24 百万ドルを支援し、220 万人が裨益した。承認したプロジェクトは平和構築分野、気候変動・環境分野、人身取引被害者の保護と幅広い分野を対象としている。また、4 以上の機関による共同実施プロジェクトが3件含まれるなど、保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展を支援という人間の安全保障を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性の周知も行う。
	24 年度	6 件のプロジェクト(「コミュニティ・ボーダーにおける人間の安全保障強化(於：ケニア)」、「アルト・ワンギー・ボカイにおける人々への脅威の減少：総合的かつ分野横断的な、異文化に配慮した人間の安全保障(於：ニカラグア)」、「コソボ市民等のためのより良い未来構築(於：コソボ)」ほか3件)に対し、20 百万ドルを支援した。 承認したプロジェクトは、保健、教育、紛争予防、環境、雇用創出、政府の能力強化など幅広い分野を対象としている。4 以上の機関による共同実施プロジェクトが5件含まれるなど、ドナー間調整を経て、すべての人々とコミュニティの保護と能力強化に資する人間中心の、包括的で、文脈に応じた予防的対応を求める人間の安全保障のための支援スキームである同基金ならではのプロジェクトを実現した。 その他、21 年度採択案件である「ネパールの紛争影響下における脆弱な女性及び思春期の少女に対する基礎的なリプロダクティブ・ヘルスケア、教育、心理的カウンセリングの提供」について、最終報告書が出された。	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性の周知も行う。
	25 年度	9 件のプロジェクト(「上エジプトにおける包摂的な社会経済開発を通じた人間の安全保障(於：エジプト)」、「アフリカにおける人間の安全保障：持続可能な平和と開発の促進のための評価と能力強化」、「ボスニア・ヘルツェゴビナ第 10 県におけるコミュニティの安定に向けた人間の安全保障概念の適用(他)」)に対し、合計約 23.5 百万ドルを支援した。これらのプロジェクトを通じて、一人ひとりの保護と能力強化を行い、93 万人以上をとりまく生命・生活・尊厳に対する脅威を軽減する。 アフリカ地域の複数国を対象とする 1 件を除いた全てのプロジェクトが、3 以上の機関による共同実施プロジェクトであり、6 件が他ドナーから合計 10.2 万ドルの共同出資を得たことで、人間の安全保障の実践及び国連における同概念の主流化に大きく貢献した。 これら案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性をシンポジウム等における外務省幹部による発言やホームページを通じて周知した。例えば、3 月 7 日に国連に	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、他国・民間団体等に対して、同基金への拠出を促す。基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性をシンポジウム等における外務省幹部による発言やホームページを通じて周知するとともに、外部評価を受ける。

		において開催された「児童と武力紛争に関する安保理公開討論」で吉川国連代表部大使が人間の安全保障基金のスリランカにおける案件を紹介した。 外部コンサルタントによる評価を実施したところ、人間の安全保障アプローチは人々とコミュニティに前向きな変化を醸成しており、裨益者のオーナーシップが認められた旨、報告があった。また、人間の安全保障基金は、各国連組織が専門性を生かして共同で取り組むプロジェクトであるため、対象者が抱えている課題を包括的に捉える重要性を国連が認識するという変化をもたらした点も高い評価を得た。	
	26 年 度	人間の安全保障に資するプロジェクト5件（「人間の安全保障基金を通じたリベリア共和国における事業（於：リベリア）」「パラグアイ・チャコ地方における人間の安全保障強化事業」（於：パラグアイ）、「人間の安全保障の改善に向けたコミュニティレベルでの平和の促進と他分野に及ぶ開発によるパキスタンにおける長期化した紛争の悪影響の軽減」（於：パキスタン）ほか）の実施を確保した。国連広報局による広報事業を除く4案件は、3つ以上の国連機関による共同実施事業であり、また、他ドナーからの資金を活用した事業を採択するなどして、現場レベルでの人間の安全保障の実践と、国際機関内での人間の安全保障概念の主流化に努めた。 また、外務省ホームページ等を活用して、人間の安全保障基金が支援した案件の広報活動を継続するとともに、国連人間の安全保障ユニットのアウトリーチ活動（ビデオ作成や、我が方ハイレベルが参加したシンポジウム）を支援した。 その他、第3回国連防災世界会議の機をとらえ、人間の安全保障基金の優先支援対象分野として防災が掲げられ、今後同分野の案件採択が期待される他、国連人間の安全保障ユニットと共催で、同基金が支援した既存の防災関連案件の教訓を共有するイベントを開催した。	人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの6件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関による共同実施を確保する。
	中 期 目 標	採択されたプロジェクトにおいて、合計50万人以上の裨益者の人間の安全保障を推進する。	
施策 の 進 捗 状 況 ・ 実 績	3	グローバルファンドによる三大感染症対策支援の強化	年度目標
	23 年 度	23年度の期間中、グローバルファンドの既存事業のうち新たなフェーズに移行する104案件に対して総額約18億ドルが承認され、途上国における感染症対策が引き続き行われた。 一方、より効果的な事業管理を目的として、案件実施体制の改革、事務局の組織再編が行われ、案件形成の段階から受益国の監督機関や事業審査専門家パネルからのインプットを得る対話型の審査プロセスを導入するとともに、事務局で案件管理にあたる職員の比率を全職員数の75%に増加し、支援の必要性が大きい国をはじめとして実施体制を強化している。 我が国は、このようなグローバルファンド事務局の効率化や事業実施体制の監督強化を含めた改革に、理事会における議論等を通じて、積極的に取り組んだ。	グローバルファンドを通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。
	24 年 度	1 24年度の期間中、グローバルファンドの既存事業のうち新たなフェーズに移行する案件及び以下に詳述する新たな資金供与メカニズム立ち上げまでの移行期間に資金	グローバルファンドを通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。

	手当が必要な案件に対して総額約 36 億ドルが承認され、途上国における感染症対策が切れ目なく行われた。また、事務局の新たな組織体制のもと、事業に対する資金支出が迅速に行われるようになり、支出額は平成 23(2011)年の 26 億ドルから平成 24(2012)年の 33 億ドルに伸びた。 一方、受益国の保健政策により合致した資金支援を行うための新たな資金供与メカニズムの制度設計が進められ、今後形成される新規事業に適用されることとなった。 2 我が国は、このような実施体制の効率化、新資金供与メカニズムの開発に、理事会及び関連する委員会における協議・検討を通じて貢献した。 また、我が国は、グローバルファンドを通じた支援事業に、24 年度末までに累積で約 17.4 億ドルを拠出した。 我が国によるグローバルファンドを通じた支援事業による感染症対策の実績は、平成 24 年末までに、抗レトロウイルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 420 万人、WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受ける結核患者数 970 万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 3.1 億張(結核患者数及び蚊帳配布数は基金設立(平成 14 年)からの累積)となった。	
25 年度	1 25 年度の期間中、グローバルファンドの既存事業のうち新たなフェーズに移行する案件及び新たな資金供与メカニズムの先行実施国の案件に対して、総額 29.5 億ドルが承認され、途上国における感染症対策が切れ目なく行われた。 2 新たな資金供与メカニズムの制度設計に対して、理事会及び関連する委員会における協議・検討・決定への参画を通じて、同メカニズムの全面实施(平成 26 年 3 月～)に貢献した。 3 我が国は、グローバルファンドを通じた支援事業に、25 年度末までに累積で約 21.5 億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は、平成 25 年末までに、抗レトロウイルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 610 万人、WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受ける結核患者数 1,120 万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 3.6 億張(結核患者数及び蚊帳配布数は基金設立(平成 14 年)からの累積)となった。 また、これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。	グローバルファンドを通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。 新たな資金供与メカニズムの下、受益国の需要が反映された資金支援が着実に行われるよう、制度設計への引き続きの関与及び理事会における迅速な新規案件の承認に協力する。また、これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加する。
26 年度	1 26 年度の期間中、グローバルファンドは総額 28.3 億ドルの支援を承認し、新規案件や既存事業の延長等を通じて、途上国における感染症対策が切れ目なく行われた。 2 我が国は、グローバルファンドを通じた支援事業に、26 年度末までに累積で約 23.5 億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は、平成 26 年末までに、抗レトロウイルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 730 万人、WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受ける結核患者数 1,230 万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 4.5 億張(結核患者数及び蚊帳配布数は基金設立(平成 14 年)からの累積)となった。 これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう、また、資金供与メカニズムが効果的に機能するよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。	効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等に理事会及び委員会を通じて取り組む。以て、三大感染症対策の推進に貢献する。

中期目標	—	グローバルファンドの活動を通じた三大感染症対策の推進(具体的には、2012-16年の5年間に、1000万人の命を救うとする、同基金の五カ年戦略目標の達成)				
	4 (参考指標)人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数(単位：万人)		実績値			
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		165	222	96	93	85

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成26(2014)年版ODA白書(外務省、平成27年3月) ・外務省ホームページ ・国連人間の安全保障基金ホームページ(http://www.un.org/humansecurity/)
---------------------	--

個別分野	2 環境問題を含む地球規模問題への取組
施策の概要	地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。 気候変動問題においては、平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、第3回国連防災世界会議や国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。
関連する内閣の重要政策	・適応イニシアチブの立ち上げ(平成26年9月) ・安倍総理大臣 国連気候サミットステートメント(平成26年9月) 「日本は昨年初めから3年間で約160億ドルの支援を約束しましたが、これをたった一年半あまりで達成しました。日本は約束を守ります。そして今回新たに、3年間で、気候変動分野で1万4千人の人材育成を約束します。さらに、「適応イニシアチブ」を立ち上げ、途上国の対処能力を包括的に支援します。」

測定指標	1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進	年度目標
施策の進捗状況・実績	1 地球環境問題の解決に向けた取組 4年度の国連環境開発会議(地球サミット)以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、以下のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献するとともに、気候変動交渉を着実に実施した。 (1)リオ+20 平成24年に開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向け、成果文書へのインプットを国連に提出した。成果文書交渉を含め、主に我が国が知見・経験を有する分野において積極的に地球環境問題をめぐる議論に貢献した。 (2)生物多様性 平成22年10月に開催された生物多様性条約COP10において採択された「ABS 名古屋議定書」及びカルタヘナ議定書COP-MOP5において採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」への署名を行った。 (3)UNEP/IETCによる具体的活動への支援 国連環境計画・国際環境技術センターが事務局を務める廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの活動を支援し、廃棄物管理に関する知見の共有、効率的な取組の推進に貢献した。また、災害廃棄物の処理をめぐる我が国の経験の共有及びネットワークの構築に貢献した。 (4)オゾン層保護 オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン(HCFC)の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。 (5)酸性雨対策への貢献 酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク(EANET)の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し、平成22年11月に開催された第12回政府間会合において「EANETの強化のための文書」が署名され、平成24年に発効した。	1 既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組を進展させる。 2 持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに、我が国の考え方を反映させる。

	(6)水銀の国際的規制に対する貢献 国境を超える水銀の規制・管理に関し、UNEPのもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、11月にケニアで開催された第3回会合の議論に積極的に参加した。 2 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組 森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関(ITT0)の取組を後押しした。	
24 年 度	1 地球環境問題の解決に向けた取組 (1)リオ+20 6月に開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)において、我が国が知見・経験を有する環境技術、省エネ技術、防災等の分野において積極的に議論に貢献するとともに、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策を盛り込んだ「緑の未来イニシアティブ」を表明した。 (2)生物多様性 10月に開催された生物多様性条約締約国会議(COP11)において、愛知目標(ポスト2010年目標(2011年～2020年))の達成に向け、資源動員の目標設定に関する議論を始め「生態学的・生物学的に重要な海域(EBSA)等の議論に積極的に参加・貢献した。そのほか、9月に開催された国際自然保護連合(IUCN)第5回世界自然保護会議や3月に開催されたワシントン条約COP16において、野生動植物の保護等に係る附属書改正や手続規則等の議論において貢献した。 (3)国連環境計画(UNEP) リオ+20においてUNEP強化が合意されたことを踏まえ、10月、訪日したシュタイナーUNEP事務局長との間で、グリーン経済、化学物質及び廃棄物管理、気候変動等の分野における我が国とUNEPの今後の連携強化に向けた政策対話を立ち上げることに合意した。そのほか、2月に開催された第27回UNEP管理理事会において副議長を務め、議論を主導する等、UNEPの組織改革及び役割強化に貢献した。 (4)オゾン層保護 モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、11月、モントリオール議定書第24回締約国会合(MOP24)において、代替フロンであるHFC(ハイドロフルオロカーボン)の扱い及びその代替技術に関する議論、技術経済評価委員会及びその補助機関に関する手続き的事項等が行われ、我が国はコンタクトグループ議長を務める等議論に貢献した。 (5)森林 11月の国際熱帯木材機関(ITT0)第48回理事会において議長を務め、木材貿易及び熱帯林の持続可能な経営に関する議論をリードした。 (6)水銀に関する条約 UNEPのもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、7月の第4回会合(ウルグアイ)及び1月の第5回(最終)会合(ジュネーブ)を経て条文案に合意されるとともに、条約の名称を「水銀に関する水俣条約」	1 既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組を進展させる。 2 持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに、我が国の考え方を反映させる。

	とすること、平成 25 年 10 月に熊本県で条約の採択・署名のための外交会議を開催することが正式に決定された。我が国は、アジア太平洋地域グループのコーディネーターとして地域レベルの議論を円滑にするとともに、フレンズオブチェアーとして個別の条項毎の議論に積極的に貢献、また水俣病の経験を各国に共有し、条約交渉の早期妥結に向けて議論を主導した。 2 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組 持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、特に、国連持続可能な開発会議(リオ+20)において持続可能な開発の達成に向けた「緑の未来イニシアティブ」を表明し、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。	
25 年 度	1 地球環境問題の解決に向けた取組 (1) リオ+20 リオ+20 成果文書を受けて設置された、持続可能な開発目標(SDGs)オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会の会合が定期的開催されたところ、ポスト 2015 年開発アジェンダの議論を見据え、我が国も積極的に会合に参加し、議論に貢献した。 (2) 生物多様性 資源動員メカニズムの具体化が議論される平成 26 年の COP に向けた作業等を行うとともに、国別報告書の作成・提出や名古屋議定書締結に向けた取組を進めた。 (3) 国連環境計画・国際環境技術センター(UNEP/IETC)による具体的活動への支援 UNEP/IETC が事務局を務める廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの活動を支援し、廃棄物管理に関する知見の共有、効率的な取組の推進に貢献した。また、我が国の産業廃棄物の処理をめぐる経験の共有及びネットワークの構築に貢献した。 (4) オゾン層保護 モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、10 月、モントリオール議定書第 25 回締約国会合(MOP25)において、代替フロンである HFC(ハイドロフルオロカーボン)の扱い及びその代替技術に関する議論、技術経済評価委員会及びその補助機関に関する手続き的事項等が行われ、我が国は議論に貢献した。 (5) 森林 国際熱帯木材機関(ITT0)への拠出等を通じて、持続可能な森林経営や違法伐採対策等に取り組むとともに、国連森林フォーラムにおける議論に積極的に参加した。 (6) 水銀の国際的規制に対する貢献 国境を越える水銀の規制・管理に関し、UNEP のもとで水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に積極的に参加し、10 月の同条約が採択・署名された「水銀に関する水俣条約外交会議」に関しホスト国としてその成功に貢献した。 2 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組 リオ+20 成果文書を受けて設置された、持続可能な開	1 (1) リオ+20 については、成果文書を受けて設置された持続可能な開発目標(SDGs)オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会での議論に積極的に参加・貢献する。 (2) 生物多様性については、資源動員メカニズムの具体化が議論される平成 26(2014)年の COP に向けた作業等を行う。 (3) 国連環境計画(UNEP)については、政策対話等の機会を活用し UNEP との連携強化を図る。 (4) オゾン層保護については、HFC の扱い等議定書の主要議題に関し引き続き議論に貢献する。 (5) 森林については、国際熱帯木材機関(ITT0)への拠出等を通じて、持続可能な森林経営や違法伐採対策等に取り組む。 (6) 水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議を本年 10 月に我が国で開催予定であるところ、右会議のつつがない実施を通じ、世界規模での水銀汚染対策強化を図る。 2 我が国の考え方を発信していく。特に、持続可能な開発目標(SDGs)等本分野における国際社会の今後の取組に係る議論において主導的役割を果たす。

		発目標(SDGs)オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会の会合が定期的開催されたところ、ポスト 2015 年開発アジェンダの議論を見据え、我が国も積極的に会合に参加し、議論に貢献した。	
	26 年 度	1 UNEP 6 月に開催された第 1 回国連環境総会(UNEA 1)に出席し、持続可能な開発に関し環境の側面からの議論に参加し、決議の採択等にご貢献した。また、UNEP/IETC(国連環境計画・国際環境技術センター)を通じ、廃棄物管理に関する知見の共有、効率的な取組の推進にご貢献した。 2 生物多様性 10 月、第 12 回締約国会議(COP12)が平昌(韓国)で開催され、我が国が議長国を務めた COP10 において採択された愛知目標の中間レビューがなされるとともに、途上国向け資金を 2 倍にするとの目標で一致した。また、名古屋議定書の締結に係る国内措置の検討を進めた。 3 水銀に関する水俣条約 平成 25 年 10 月の水俣条約の採択を受け、各省における国内措置検討の調整を行った。また、11 月の同条約政府間交渉委員会第 6 回会合において、同条約の具体的実施に関する交渉を行った。 4 オゾン層保護 モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、11 月、モントリオール議定書締約国会議等において、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の扱い及びその代替技術を含む、オゾン層保護及び気候変動への影響最小化に関する議論にご貢献した。 5 持続可能な開発に係る各種会議等への参加 (1) 9 月に開催された第 3 回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議において、準備委員会のビューロー国および会議副議長国として会議にご貢献するとともに、平成 27~平成 29 年の 3 年間で 5,000 の人材育成を行うことを表明した。 (2) 11 月に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を、愛知県名古屋市及び岡山県岡山市において、ユネスコとの共催で開催した。ハイレベル円卓会議の共同議長を務めるなど、会議の取りまとめにご貢献した。会議においては、ESD に関する平成 27 年以降のグローバル・アクション・プログラムの開始が正式に発表された。	1 第 1 回国連環境総会(UNEA)等の機会を活用し国連環境計画(UNEP)の活動にご貢献する。 2 生物多様性については、COP12 における議論への貢献、名古屋議定書の締結に向けた調整等に取り組む。 3 水銀に関する水俣条約の締結に向けた調整等に取り組む。 4 オゾン層保護については、HFC の扱い等を含む主要議題に引き続き積極的に貢献する。 5 持続可能な開発という概念が国連等各種フォーラムにおいて引き続き重視されるよう、第 3 回 SIDS 国際会議を含む各種会議・交渉に積極的に参加する。
中期 目 標	—	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
		2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進	年度目標
施策 の 進 捗 状	23 年 度	1 ダーバン(南アフリカ)で開催された国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)では、日本は積極的に議論にご貢献した。特に、次期枠組み作りとの関係では、日本の提案が反映される形で将来の枠組み構築のための新しい特別作業部会(「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」)の設置が決まった。またこの他にも、緑の気候	1 気候変動の次期枠組み作りに実質的に貢献するとともに、気候変動交渉を着実に実施する。 2 持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに、我が国の考え方を反映させる。

況・実績	基金の設立及びカンクン合意実施のための一連の決定といった気候変動の次期枠組みの構築につながる成果も得られた。さらに、京都議定書については、日本を含むいくつかの国は第二約束期間には参加しないことを明らかにし、そのような立場を反映した成果文書が採択された。 2 COP17 に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、その具体的な取組として「アフリカ・グリーン成長戦略」、「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」等の地域協力や「二国間オフセット・クレジット制度」(その後「二国間クレジット制度」に名称変更)の構築に向けた二国間協力等を推進し、また、低炭素成長の分野において、リーダーシップを発揮し各国から高く評価された。また、平成 24(2012)年までの気候変動分野に関する途上国に対する短期資金支援として平成 24 年 2 月末時点で 132 億米ドル以上の支援を実施することにより、気候変動問題への取組に貢献した(107 か国 783 のプロジェクト)。	
24 年度	1 カタール(ドーハ)で開催された国連機構変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18)において、日本が、平成 32(2020)年以降の新たな法的枠組みの構築に向けて、「交渉の基礎的なアレンジメントを整えた」との明確なメッセージを世界に示すことを目標として、積極的に議論に貢献した結果、既存の 2 つの作業部会(「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」及び「京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会」)の作業が終了した。また、京都議定書の改正については、第二約束期間の長さを 8 年とすること等が盛り込まれた決定が採択された他、第二約束期間に参加しない国(我が国を含む)も同期間中にクリーン開発メカニズムのクレジットの原始取得が可能であることが確認された。 2 国際交渉を補完する様々な具体的取組を積極的に実施した。特に、地域協力としては「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」、島嶼国との気候変動政策対話を実施し、アフリカとの間では TICAD の枠組みで低炭素成長・気候変動に強靱な開発に関する戦略の策定に向けた作業を加速化させた。 また、二国間の取組として、我が国の優れた技術を活用しつつ途上国の気候変動対策を強化すべく、「二国間オフセット・クレジット制度」を推進しており、既に 31 か国で 191 件の実証事業を実施した。特に、モンゴル及びバングラデシュとの間では、COP18 の際に、同制度の平成 25(2013)年からの開始について実質的な合意に至り、モンゴルとは 1 月に、バングラデシュとは 3 月に、同制度に関する二国間文書への署名を行った。 さらに、我が国は、平成 24(2012)年末までの約 3 年間の途上国短期支援(官民合わせ 150 億ドル)について、約 174 億ドル(10 月末時点)を達成した。これにより、先進国全体の短期資金(過去 3 年間の公的資金による 300 億ドルの支援約束、実績額は 336 億ドル)のうち、約 40%にあたる 133 億ドルを日本が実施したことになり、コミットメント達成に大きく貢献した。	1 気候変動の次期枠組み作りに実質的に貢献するとともに、気候変動交渉を着実に実施する。 2 持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに、我が国の考え方を反映させる。

25 年 度	1 国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議(COP19)が、11 月にワルシャワ(ポーランド)で開催され、平成 32(2020)年以降の枠組みについて、全ての国に対し、自主的に決定する約束草案のための国内準備を開始し、COP21 に十分先立ち(準備のできる国は平成 27(2015)年第 1 四半期までに)約束草案を示すことを招請することを決定した。 また、ADP(強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会)に対し、約束草案を示す際に提供する情報を COP20 で特定することを求めることを決定。このように、議論の前進につながる成果が得られ、COP21 における全ての国が参加する将来枠組みの合意に向けた準備を整えるという我が国の目標を達成することができた。 さらに、COP19 に際して途上国支援、革新的な技術の開発と国際普及等を通じて、世界全体の温暖化対策に貢献していくため、「攻めの地球温暖化外交戦略: Actions for Cool Earth(ACE)」を発表した。 2 国際交渉を補完する様々な具体的取組を積極的に実施した。特に、地域協力としては、「第 2 回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」、アジア諸国との気候変動政策対話、東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム関係者の招へいを実施した。 また、二国間の取組として、我が国の優れた技術を活用しつつ途上国の気候変動対策を強化すべく、二国間クレジット制度を推進しており、24 年度のモンゴル、バングラデシュに続き、25 年度中にはエチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオと二国間文書への署名を行い、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、インドネシアとの間で合同委員会を行った。また、25 年度末までに述べ 239 件の実現可能性調査、17 件の実証事業及び設備補助事業を実施した。	1 気候変動交渉における、平成 32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成 27(2015)年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議(COP19)においては、新たな法的枠組みに含まれるべき要素の絞り込みと具体化並びに平成 26(2014)年の詳細な作業計画の策定を目指して、全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築するとの観点から、我が国として実質的な貢献を行う。 2 気候変動分野における対話の実施や二国間クレジット制度の推進などについて、国際交渉を補完する具体的取組の更なる進展を目指す。 特に、第 2 回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を主催し、低炭素成長に資する技術等について議論を深める。 また、二国間クレジット制度については、数カ国との二国間協議妥結・署名を目指す。
26 年 度	1 26 年度は毎年行われている国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)に加え、各国首脳の出席の下ニューヨークにて国連気候サミットが行われた。 (1)安倍総理大臣は、9 月の国連気候サミットにおいて、気候変動分野での 14,000 人の人材育成と、気候変動による悪影響を減らすための取組を計画策定から実施段階まで包括的に支援する「適応イニシアチブ」を含む新たな途上国支援策を発表した。また、昨年度発表した平成 25 年から平成 27 年の 3 年間で官民合わせて計 1 兆 6,000 億円(約 160 億ドル相当)の途上国支援については、1 年半余りで達成したことを発表した。 (2)12 月にリマ(ペルー)で開催された COP20 では、平成 27 年の COP21 に十分先立って(準備のできる国は平成 27 年第 1 四半期までに)提出を招請されている約束草案(削減目標)を提出する際に示す情報(事前情報)などを定める COP 決定(「気候行動のためのリマ声明」(Lima Call for Climate Action))が採択される等、今後の議論の前進につながる成果が得られた。 2 日本は、日ブラジル共催「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合の開催(1 月)、「第 3 回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」(城内外務副大臣議長)の開催(11 月)、島嶼国との気候変動に関する政策対	1 気候変動交渉における、平成 32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成 27(2015)年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。 2 「二国間クレジット制度」を推進し、平成 25(2013)年 11 月に表明した、平成 28(2016)年までに署名国を 16 カ国に増やすという目標の達成を目指して関係国との協議を加速していく。

		話の開催(7月), 緑の気候基金(GCF)への拠出の日米共同発表, 二国間クレジット制度(JCM)の推進等の取組によって気候変動交渉に積極的に貢献した。 3 二国間クレジット制度(JCM)の推進 JCM 署名国は, モンゴル, バングラデシュ, エチオピア, ケニア, モルディブ, ベトナム, ラオス, インドネシア, コスタリカ, パラオ, カンボジア及びメキシコの12カ国に増加した。モンゴル, バングラデシュ, エチオピア, ケニア, モルディブ, ベトナム, ラオス, インドネシア, パラオ, カンボジア及びメキシコとの間でそれぞれ合同委員会を開催した。インドネシアとの間で3件のプロジェクトを登録した。COP20では, JCMに署名した12カ国が一堂に会する「JCM 署名国会合」を開催し, JCMの進捗の歓迎と更なる進展に向けて共同声明を発表した。	
中期目標	—	我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。	
施策の進捗状況・実績	3	国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進	年度目標
	23年度	1 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため, 国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動を支援した。 2 具体的には, UNISDRに対する拠出を通じて, 都市防災キャンペーン, 国連世界防災白書, Prevention Web 運営, 地滑りフォーラムのイヤマークを行った。 3 第3回国連防災世界会議を日本に招致する旨表明した(第66回国連総会における野田総理大臣の一般討論演説)。 4 近年世界で発生した大規模な自然災害の教訓を参加国で分かち合い, 災害に強い強じんな社会の構築を目指して, 国際協力を進めることを目的とした国際会議を24年度に被災地の東北で開催するため, 国連関係機関を含む国内外の関係機関と連携の上準備を実施した。	1 各種会合への参加を通じて, 我が国の知見・経験を ISDR の政策に反映させる。 2 兵庫行動枠組を推進する。(ISDR の活動支援を通じて, 各国における防災関連施策の充実に貢献する。) 3 第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現する。
	24年度	1 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため, 国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動について, 拠出金を通じて支援するとともに, 都市防災キャンペーン, 国連世界防災白書, 防災グローバル・プラットフォームのイヤマークを行った。 2 第3回国連防災世界会議を我が国に招致する旨を表明し(第67回国連総会における野田総理大臣の一般討論演説), 第67回国連総会決議(A/RES/67/209)にて平成27(2015)年早期の我が国での同会議の開催が決定された。 3 7月に開催した「世界防災閣僚会議 in 東北」を通じ, 我が国が得た経験教訓を国際社会に共有するとともに, 「21世紀型の防災」を提案し, 我が国として, 今後, 国際社会の防災分野の取組を主導していく決意を表明した(平成25(2013)年からの3年間で30億ドルの支援を行うことを表明した)。	1 各種会合への参加を通じて, 我が国の知見・経験を ISDR の政策に反映する。 2 兵庫行動枠組を推進する。(ISDR の活動支援を通じて, 各国における防災関連施策の充実に貢献する。) 3 第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現する。
	25年度	1 第4回防災グローバル・プラットフォーム会合や第3回 ESCAP 防災委員会において我が国の防災の取組や兵庫行動枠組の後継枠組への我が国の考え方を発信した。 2 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため, 国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動について, 拠出金を通じて支援するとともに, 都市	1 各種会合への参加を通じて, 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を, 国際的に行われる兵庫行動枠組の後継枠組の議論を通じて国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。

		防災キャンペーン、国連世界防災白書、第3回国連防災世界会議の準備へのイヤマークを行った。 3 第4回防災グローバル・プラットフォーム会合にて、第3回国連防災世界会議を仙台市で行うことを表明した。第68回国連総会決議(A/RES/68/211)にて、仙台市で平成27(2015)年3月に同会議を開催することを決定した。 4 第3回国連防災世界会議のロゴを決定、防災関係者有識者などからなる「第3回国連防災世界会議に係る国内準備会合」を組織するなど、第3回国連防災世界会議に向けた着実な準備を行った。	2 兵庫行動枠組を推進する。また、ISDRの活動支援について、拠出金を通じて支援し、各国における防災関連施策の充実に貢献する。 3 我が国で開催される「第3回国連防災世界会議」について、UNISDR、開催自治体、関係省庁等と緊密な連携を図り、開催地の決定など準備を進める。					
	26年度	1 兵庫行動枠組の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じて取り組むとともに、国連世界防災白書の作成等へのイヤマークを行った。 2 3月、仙台市において、日本で開催された国連関係の国際会議で最大級の会議となる第3回国連防災世界会議を開催し、兵庫行動枠組の後継となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。同枠組には我が国が推進する「防災の主流化」、「より良い復興」、「多様な主体の参画」などが盛り込まれた。 3 上記2の会議において、日本としての国際社会への貢献策として「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、今後4年間で計40億ドルの資金協力と、4万人の防災・復興人材育成を表明した。	1 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。 2 第3回国連防災世界会議で策定される兵庫行動枠組の後継枠組みを推進する。(また、ISDRの活動を、拠出金を通じて支援し、各国における防災関連施策の充実に貢献する。)					
中期目標	—	我が国主導による防災の推進に向けた取組を促進する。						
4	生物多様性条約名古屋議定書の年度ごとの締約国の増加数	実績値					中期目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		0	3	12	14	30	50(全締約国数)	
	年度目標値		—	10	20	21		
5	地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展(COP合意の賛同国数／UNFCCC加盟国)	実績値					中期目標値	
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	
		59.58% (115/193)	100% (193/193)	100% (195/195)	100% (195/195)	100% (195/195)	100%	
	年度目標値		100%	100%	100%	100%		
6	(参考指標)兵庫行動枠組の推進(国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数)	実績値						
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		41	64	73	81	83	88	116

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成27年版外交青書
- ・外務省ホームページ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/index.html>)

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

**施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に
係る国際貢献**

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－Ⅶ－ 1)

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、 国際原子力機関 (IAEA) 分担金及び技術協力基金拠出金 の評価を実施する。				
施策目標	国際的な核の不拡散体制の維持・強化を進めるとともに、開発途上国における原子力の平和的利用を促進する。				
施策の概要	IAEA への分担金及び技術協力基金 (Technical Cooperation Fund (TCF)) の拠出、IAEA 総会及び理事会への積極的な参画等により、同機関を通じ、核不拡散及び原子力の平和的利用を推進する。 なお、分担金の支払いは、IAEA 憲章に規定された加盟国の義務であり、また、技術協力基金への拠出金の支払いも、平和的利用の促進の一環として開発途上国に対する技術協力を実施するための義務的なものである。技術協力基金における我が国の割当分担率は、26 年度は 10.428% であった。				
施策の予算額・執行額等	国際原子力機関 (IAEA) 分担金及び技術協力基金拠出金に係る予算額、執行額等は次のとおり。なお、本施策全体の予算額、執行額等は「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記入した。				
	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	5,288	5,190	5,562
		補正予算 (b)	0	0	70
		繰越し等 (c)	0	0	
		合計 (a+b+c)	5,288	5,190	
	執行額 (百万円)		5,288	5,190	
関連する内閣の重要政策	・ 第 189 回国会外交演説 (平成 27 年 2 月 12 日) 「本年は被爆 70 年でもあります。唯一の戦争被爆国として、NPT 運用検討会議での議論を主導し、「核兵器のない世界」を目指して現実的、実践的な取組を前進させます。」				

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
		(判断根拠)			
		全ての主要な測定指標で目標を達成したが、その他の測定指標で目標達成に至らなかったことから、上記 (相当程度進展あり) のとおり判定した。			
		測定指標の 26 年度目標の達成状況 (* 印－主要な測定指標)			
		* 1 国際的な核不拡散体制の維持・強化			○
		* 2 開発途上国における原子力の平和的利用の促進			○
		3 IAEA 追加議定書締結国数の増加			△
		4 IAEA の技術協力活動における地域内及び地域横断的なトレーニングコース数			△

測定指標	1 国際的な核不拡散体制の維持・強化		年度目標
	25 年度	保障措置協定を締結している国から申告のあった平和利用のための核物質の他、広く原子力関連施設を対象とした IAEA による保障措置を支援することを通じ、国際的な核不拡散体制を維持・強化するための取組の実施に貢献した。	
	26 年度	IAEA は、我が国の安全保障にも直結する国際的な核不拡散体制の維持・強化としての原子力の軍事的利用への転用防止するための以下の活動・取組を実施した。 1 保障措置体制 (1) 平成 26 年を通じて、保障措置受入国における保障措置関連活動は、累計活動日数 1 万 2,734 日、査察 2,114 回、補完的アクセス 78 回が実施された。 (2) IAEA が取り組む保障措置の強化・効率化に関する国レベル概念 (SLC) に関する事務局及び加盟国間の議論において一定の進展があった。 (3) 我が国における保障措置 IAEA 事務局から我が国に対し、平成 25 年に引き継い	保障措置等国際的な核不拡散体制を維持・強化するための IAEA による取組の効果的かつ効率的な実施を確保する。

		て平成 26 年も「拡大結論」(注)が導出された。 2 イラン 平成 25 年よりの EU 3+3 (米英仏独中露)とイランとの間での交渉の進展を受け、イランと IAEA との間においても、軍事的側面の可能性を含め、諸課題の解明に向けた交渉、協議が進行した。我が国は、イランの核問題の最終的、包括的解決は、国際的な不拡散体制の強化にも資するとの観点から、理事会等において IAEA 事務局や各国と緊密に連携して対応した。 3 北朝鮮 平成 21 年に IAEA 要員が国外追放され、関連施設への IAEA としてのアクセスを失った後も、IAEA は、各種情報の収集・分析を通じ、北朝鮮、とりわけ寧辺の核施設についての非核化措置の実施、保障措置の実施に向けた体制を維持しており、北朝鮮の核問題の解決を重要視する我が国としても、このような IAEA の取組を支持、支援した。	
中期目標	—	IAEA を通じ、国際的な核不拡散体制の維持及び更なる強化に貢献する。	
26 年度目標の達成状況		○	
(注) 拡大結論：包括的保障措置協定(CSA)及び追加議定書(AP)の締結国のうち、IAEA が保障措置活動を通じ、保障措置下にある核物質の転用並びに未申告の核物質及び原子力活動の兆候がない、即ち全ての核物質が平和活動下にあると判断した結論を指す。			
2 開発途上国における原子力の平和的利用の促進			年度目標
施策の進捗状況・実績	25 年度	我が国は、IAEA によるアジア及びアフリカを中心とした開発途上国における原子力の平和利用促進のための技術協力活動の実施を支援した。	
	26 年度	我が国は、IAEA の技術協力基金への拠出等を通じ、開発途上国を中心とした保健、医療、原子力安全、食糧、農業等の分野における技術協力活動を支援することにより、原子力の平和的利用促進に貢献した。26 年度は、技術協力活動により 131 の国・地域が裨益し、25 年度の 124 から増加した。 IAEA による事業計画案及び事業報告は、指定理事国により、精査、評価及び承認されており、我が国は、指定理事国としてこのプロセスに参画した。	開発途上国における原子力の平和的利用の促進のための IAEA による効果的かつ効率的な技術協力活動の実施を確保する。
中期目標	—	IAEA 技術協力活動を通じ開発途上国における原子力の平和的利用の促進に貢献する。	
26 年度目標の達成状況		○	
3 IAEA 追加議定書締結国数	実績値		中期目標値
	25 年度	26 年度	27 年度
	122	124	127
年度目標値		125	△
4 IAEA の技術協力活動における地域内及び地域横断的なトレーニングコース数	実績値		中期目標値
	25 年度	26 年度	27 年度
	209	187	209
年度目標値		209	△

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	1 IAEA による保障措置関連活動の着実な実施は、国際的な核不拡散体制を維持・強化する上で、有効であった。特に、我が国がその解決を重視する北朝鮮の核問題に関し、IAEA が北朝鮮の核施設について非核化措置の実施及び保障措置の実施に向けた体制を維持していることは、本問題の事態の変化への迅速な対応を可能とするものであり、重要である。また、イランの核問題に関し、IAEA とイランの間で、軍事的側面の可能性を含め、諸課題の解明に向けた交渉、協議が進行したことも、重要な進捗であった。（国際原子力機関（IAEA）分担金（達成手段①）） 2 IAEA 追加議定書は保障措置を強化するものであり、同議定書の締結国数が増加することは核不拡散体制の強化につながることから、我が国は国際社会における追加議定書の普遍化を日本の核不拡散外交の重要な要素として位置づけている。同議定書の締結国数を測定することは、核不拡散体制を強化する施策の進捗を把握する上で重要である。 IAEA 事務局及び我が国を含む主要加盟国は、IAEA 追加議定書未署名国・未締結国に対して、署名・締結の呼びかけ（アウトリーチ活動）を継続しており、新たに 2 か国が同議定書を締結したことは、国際的な核の不拡散体制の維持・強化を進める上で有効であった。他方、同議定書普遍化が最重要の課題であることにかんがみ高い目標を掲げたが目標達成には至らなかった。（国際原子力機関（IAEA）分担金（達成手段①）） 3 我が国が推進する保障措置の強化・効率化に向けた国レベル概念（SLC）に関する IAEA 事務局及び加盟国間の議論の進展は、IAEA の財政的負担の軽減及び我が国を含む加盟国の核不拡散政策の更なる有効性の向上につながる進捗であり、評価に値する。（国際原子力機関（IAEA）分担金（達成手段①））。 4 原子力先進国であり IAEA 理事会指定理事国である我が国は、開発途上国における原子力の平和的利用促進のための技術協力活動を推進している。我が国は、IAEA 技術協力基金の第 2 位の拠出国として、決定された分担率を約 40 年間にわたり全額拠出しており、こうした貢献は原子力先進国としてのプレゼンスや開発途上国に対する影響力・発言力を確保し、また IAEA の意思決定機関たる理事会において、指定理事国としての地位を維持することに大きく寄与している。 IAEA を通じ、幅広い分野における技術協力活動を支援し、131 の国・地域が裨益したことは、原子力の平和的利用を推進する上で有効であった。 また、より多くのトレーニングコースを実施することは、原子力の平和的利用の推進のための人材育成という観点から有効であり、23 年度からの 3 年間で最も多くトレーニングコースが実施された 25 年度のトレーニングコース数を 26 年度の目標として設定した。26 年度は 187 のトレーニングコースが実施できたものの、目標達成には至らなかった。（国際原子力機関（IAEA）技術協力基金（義務的拠出金）（達成手段②））
次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） イランや北朝鮮の核問題等は、我が国や国際社会にとって引き続き大きな脅威であり、安全保障上の課題である。IAEA に求められるこれら課題の解決のための役割を果たすことが重要である。また、IAEA 事務局及び保障措置受入国の双方における不断の努力により、包括的保障措置協定及び追加議定書が発効している 124 か国のうち、我が国を含む 65 か国について、申告された核物質の転用並びに未申告の核物質及び活動の兆候がなかったとの「拡大結論」を出すなどの成果をあげており、IAEA を通じたこうした取組を今後とも支援していくことが重要である。 さらに、IAEA を通じた開発途上国における原子力の平和的利用の促進は、開発途上国の関心の高い原子力の平和的利用を三つの柱の一つとしている NPT 体制の維持・強化のため、またより多くの人に、より幅広い分野でより安全に原子力技術の恩恵を届けるため重要である。我が国は、技術協力基金の第 2 位の拠出国として決定された分担額の約 40 年間にわたる拠出、指定理事国としての業務、及び原子力先進国としての技術や知見により、技術協力基金の効果的かつ効率的な運用に寄与してきており、今後とも原子力の平和的利用促進に向けた我が国のこうした貢献を継続することが必要である。 このとおり、原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を二大目的とする IAEA を通じ、我が国として国際社会の核不拡散体制の強化、及び開発途上国における原子力の平和的利用の促進との施策目標は適切であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施継続する。 【測定指標】 1 国際的な核不拡散体制の維持・強化 国際的な核不拡散体制の維持及び強化との中期目標に向け、保障措置等の効果的かつ効率的な実施を確保するとの 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 上記の施策の分析のとおり IAEA の保障措置を通じ、原子力の軍事的利用への転用を防止するための取組は、国際的な核不拡散体制を維持・強化する上で有効であり、今後とも IAEA による保障措置等の効果的かつ効率的な実施を支援していく。特に北朝鮮の核問題について、IAEA に対し今後とも即応体制を維持するよう求めていく。

	2 開発途上国における原子力の平和的利用の促進 開発途上国における原子力の平和的利用の促進との中期目標に向け、IAEAによる効果的かつ効率的な技術協力活動の実施を確保すると26年度の目標は妥当であった。 上記の施策の分析のとおり、IAEAを通じた開発途上国における原子力の平和的利用促進は有効であり、引き続き確実な拠出金支払いを実施することで同活動を支援するとともに、指定理事国として積極的に技術協力活動のPDCAサイクルに参画することで、活動を効果的かつ効率的なものとしていく。 3 IAEA 追加議定書締結国数の増加 上記施策の分析のとおり、26年度は目標を達成できなかったが、保障措置の普遍化は、国際的な核不拡散体制の強化にとり最重要であり、そのためのIAEA追加議定書締結国数の増加は必須の施策であることから、本取組は引き続き重要であり、IAEA及び各国と連携し、追加議定書未署名国・未締結国に対して、中期目標値の達成に向け、署名・締結の働きかけを継続していく。 4 IAEAの技術協力活動における地域内及び地域横断的なトレーニングコース数 上記施策の分析のとおり26年度の目標は達成されなかったが、引き続き高いレベルの取組の維持に向け、IAEAを支援していく。
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループの所見) 1 当年度の評価に関しては、核不拡散及び核の平和利用を促進するためのIAEAに対する日本政府の貢献はきわめて重要であり、IAEAのミッションの信頼性確保に重大な役割を果たしている。また国際的な不拡散体制の強化及び、開発途上国における原子力の平和利用の促進が目標に掲げられていることも適切である。 2 トレーニングコースの指標では、意欲的な目標を立てた分、目標未達成に終わったが、IAEAにおける日本のプレゼンスを維持するうえでも、こうした分野で引き続き汗をかく必要があると認める。
-----------------	---

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
 - －軍縮・不拡散と我が国の取組(概観)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/torikumi.html>)
 - －天野国際原子力機関事務局長による安倍総理大臣表敬
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page4_000877.html)
- ・IAEA ホームページ
 - －追加議定書
(<http://www.iaea.org/safeguards/protocol.html>)

行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成 26 年 11 月)での指摘の観点も踏まえ評価した。

(参考)

本施策には、今回取り上げた、国際原子力機関分担金・拠出金の他、国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献のため、国連(UN)分担金、国際連合平和維持活動分担金、軍縮関係条約等分担金なども含まれている。

本施策全体の予算額・執行額等は、次のとおりである。

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	60,574	50,833	98,395	105,508
	補正予算(b)	54,534	75,946	53,915	
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	115,108	126,780		
執行額(百万円, d)		115,094	126,756		

(項)国際分担金其他諸費のうち、(事項)経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費、(事項)エネルギー対策に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に必要な経費、(事項)国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費、(事項)国際機関における邦人職員増強に必要な経費の合計である。

担当部署名	総合外交政策局軍縮不拡散・科学部	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	------------------	----------	---------

**施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係
る国際貢献**

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－Ⅶ－2)

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、 経済協力開発機構 (OECD) 分担金 の評価を実施する。				
施策目標	OECD を通じた経済外交及び OECD と東南アジアとの関係強化を通じた東南アジア外交を推進させる。				
施策の概要	OECD は、加盟国からの分担金等により、経済政策・分析、規制政策・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、公共ガバナンス等の幅広い経済・社会分野において、調査、分析、政策提言等のほか、各種ガイドラインの策定等、世界経済のルール作りを行っている。研究レポートは我が国の経済政策策定に活用されているほか、我が国経済情勢に係る各国の理解促進にも資している。 昭和 39 (1964) 年の OECD 加盟以降、我が国は OECD 条約第 20 条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出。平成 25 年の OECD I 部予算 (一般活動経費) の内、我が国は全体の 12.88% を占める 2,395 万ユーロ (約 24.9 億円) を負担した。これは、OECD 加盟 34 カ国中、米国に次ぐ 2 番目の規模である。我が国は第 2 位の分担金負担国として、平成 26 年現在、34 の委員会のうち 21 の委員会で議長、副議長等執行メンバーを務め、OECD の政策立案、個別の活動実施面で積極的に関与している。また、事務局の日本人専門職員数は 64 名であるが、平成 24 年は 59 名、平成 25 年は 62 名であり、平成 24 年を基準とすると約 8.5% の増となっている。 また、平成 26 (2014) 年、我が国は OECD 加盟 50 周年の節目の年を迎え、閣僚理事会では 36 年ぶり 2 度目の議長国を務めた。				
施策の予算額・執行額等	OECD 分担金に係る予算額・執行額等は次のとおり。なお、本施策全体の予算額・執行額等は「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記入した。				
	区分		24 年度	25 年度	26 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	3,372	4,027	4,979
		補正予算 (b)	0	0	0
		繰越し等 (c)	0	0	
		合計 (a+b+c)	3,372	4,027	
	執行額 (百万円)		3,372	4,027	
関連する内閣の重要政策	・OECD 閣僚理事会 安倍総理大臣基調演説 (平成 26 年 5 月 6 日) ・第 189 回国会外交演説 (平成 27 年 2 月 12 日) 「また、経済面での国際ルール整備のため、WTO や OECD、APEC、主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。」				

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成		
		(判断根拠)		
		全ての測定指標で目標が達成されたことから、上記 (目標達成) のとおり判定した。 <u>測定指標の 26 年度目標の達成状況 (* 印－主要な測定指標)</u>		
		* 1 OECD を通じた経済外交の推進		○
		* 2 OECD と東南アジアとの関係強化を通じた東南アジア外交の推進		○

測定指標	1 OECD を通じた経済外交の推進		年度目標
	25 年度	安倍総理大臣及び岸田外務大臣から、グリア事務総長に対し、閣僚理事会議長国を務める意向を伝達し、その後、理事会で満場一致で決定した。議長国として、OECD の各委員会での議論を主導したほか、「我が国の OECD 加盟 50 周年に関する有識者会合」を立ち上げ、閣僚理事会議長国としての取組につき幅広く議論した。	
	26 年度	1 OECD 加盟 50 周年にあたる節目の年に、日本から安倍総理大臣、岸田外務大臣他、計 5 名の閣僚出席のもと閣僚理事会で議長国を務めた。 2 副議長国である英国、スロベニアをはじめとする各国との協力のもと、「しなやかで強靱 (レジリエント) な経済	閣僚理事会議長国として、我が国が推進するしなやかで強じんな経済社会、及び OECD と東南アジアとの関係強化を二本柱とするアジェンダについて議論し、閣僚理事会成果物を通じて力強いメッセ

		と包摂的社会」をテーマに設定し、議論を主導した。リーマンショック、欧州債務危機を経験した OECD 加盟国にとって、閣僚声明等の成果物を通じて、経済の「レジリエンス(しなやかな強靱さ)」の重要性を確認し、その後の G20 等国際フォーラムの議論に結びつくとともに、東日本大震災復興とデフレ脱却を含め、日本経済の再生を国際社会にアピールした。 3 東南アジア地域プログラムが正式に立ち上げられ、OECD と東南アジアの関係強化が制度的に進められることとなった。	ージを発出するとともに、政府ハイレベルの出席等議長国としてのプレゼンスを然るべく示す。 また、OECD 主要加盟国と協力して、閣僚理事会の準備に取り組む。 さらに、閣僚理事会の成果を G7 及び G20 につなげ、フォーラム横断的に経済外交を推進する。
中期目標	—	OECD の各委員会におけるレジリエンスの主流化や、各委員会での議論に積極的に参画する。	
26 年度目標の達成状況		○	
2 OECD と東南アジアとの関係強化を通じた東南アジア外交の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	25 年度	平成 25(2013)年 OECD 閣僚理事会において、我が国が主導する形で東南アジア地域プログラムの立ち上げにつき合意され、平成 26(2014)年の閣僚理事会で正式に立ち上げられることが決定した。 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議の際に発出された日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画では、「ASEAN の経済統合及び繁栄を促進するため、日本が橋渡し役を務めながら、OECD を含む関連国際機関を通じた ASEAN への支援を強化する」との文言が盛り込まれた。 3 月には東南アジア地域フォーラムがバリで開催され、三ツ矢外務副大臣が基調講演を行い、議長国として東南アジアとの関係強化を推進していく旨表明した。	
	26 年度	1 東南アジア閣僚 5 名(カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発相、トンルン・ラオス副首相兼外相、スン・チャントール・カンボジア商業相、ドミンゴ・フィリピン貿易産業相、ハティブ・バスリ・インドネシア財務相)の出席の下、「東南アジア地域プログラム」を立ち上げ、OECD の国際貢献の強化を図るとともに、OECD と東南アジアの架け橋としての日本の役割を印象づけた。 2 3 月には東南アジア地域プログラムの第 1 回運営グループ会合を開催し、OECD 代表部大使(OECD 加盟国代表)が、インドネシア(ASEAN 側代表)との共同議長に就任し、RPN の活動を牽引した。	東南アジア諸国の OECD への関心を高め、5 月の閣僚理事会に東南アジア諸国からハイレベルの出席を得る。 東南アジア地域プログラムの着実な実施に向けて、同プログラムの運営グループや地域政策ネットワーク(RPN)の活動に積極的に関与する。
中期目標	—	東南アジア諸国の堅実な経済成長と「中所得国の罠」の回避・克服を後押しし、最終的には東南アジア諸国に OECD 加盟への関心を表明させる。	
26 年度目標の達成状況		○	
3 (参考指標)OECD 閣僚理事会へのアジアからの参加国数		実績値	
		25 年度	26 年度
		—	5

施策の分析(施策の有効性・効率性、外部要因等の影響)	1 OECD 加盟 50 周年を期に、閣僚理事会の議長国を務め、国際社会、とりわけ先進国が抱える諸課題について、日本の成長戦略も踏まえてテーマを設定・主導することによって、日本経済の再生をアピールするとともに、同分野における日本のリーダーシップを印象づけた。(経済協力開発機構(OECD)分担金(達成手段①)) 2 「東南アジア地域プログラム」を立ち上げることで、今後の世界経済の成長エンジンたる東南アジアと OECD との関係強化に向けて日本が架け橋としての役割を果たすと同時に同プログラムを通じ、日本の対東南アジア外交を進展させた。(経済開発協力機構(OECD)分担金(達成手段①))
----------------------------	---

次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 新興国の台頭を通じて、国際社会における OECD 加盟国の経済規模は、冷戦前と比べて相対的に低下しているが、係る状況下、日本を含む先進国が、日本が主導する「東南アジアプログラム」等を通じて、OECD のアウトリーチ活動を推し進め、既存の各種ルールをこれら非加盟国に適用することは、国際経済の平等な競争条件を確保する観点から重要である。 また、OECD は「世界最大のシンクタンク」として、各国のマクロ経済、財政・金融及び、環境問題や高齢化社会対策等、国際社会が抱える諸課題を研究・分析しており、たとえば、年 2 回の「世界経済見通し」や、2 年に 1 回の「対日経済審査報告書」を通じて、専門的な知見に基づいた現状分析や政策提言がなされてきた。このような最先端の議論を取り入れ、我が国の政策立案に活用することは今後とも有益である。 上記のとおり、OECD を通じた経済外交及び OECD と東南アジアとの関係強化を通じた東南アジア外交の推進という目標は妥当であり、引き続きこれを維持する。 【測定指標】 1 OECD を通じた経済外交の推進 「OECD の各委員会におけるレジリエンスの主流化」という中期目標に向けた、「閣僚理事会議長国として、我が国が推進するしなやかで強じんな経済社会について議論し、閣僚理事会成果物を通じて力強いメッセージを発出する」との 26 年度目標は適切であり、26 年度の施策実績にあるように、中期目標自体も今次閣僚理事会の成果を通して、おおそ達成された。 したがって、測定指標 1 の新たな中期目標として、「OECD スタンドールの拡大を通じ、日本経済にとって有利な国際経済環境の創出」を設定する。 2 OECD と東南アジアとの関係強化を通じた東南アジア外交の推進 「東アジア諸国の堅実な経済成長と OECD 加盟への関心を喚起する」という中期目標の達成に向けた 5 月の閣僚理事会に東南アジア諸国からハイレベルの出席を得る等の 26 年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも、中期目標の達成に向け、本東南アジア地域プログラムの運営等、現在の機運を活かし、これら取組を継続する。
学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザー・グループの所見） 1 コンセプトの打ち出しが問われる国際機関で「レジリエンス」を主張し、議論を主導したこと、および議長国の立場をうまく使って東南アジア外交と結びつけた点の 2 つは高く評価できる。 他方、評価軸に、OECD における日本人の職員数やより重要な下部委員会のチェア数など、分担金に見合う日本の国際貢献ができていないのか、評価に直結する要素を入れ込むべきではないかと考える。 2 測定指標 1 の新たな中期目標、「OECD スタンドールの拡大を通じ、日本経済にとって有利な国際経済環境の創出」については、従来の中期目標が成功状態を明示していない問題を改善したものであり、高く評価したい。 3 今後は国際機関への拠出金・分担金に見合った日本外交にとっての成果にかかる説明が課題であると思われる。
作成にあたって使用した資料その他の情報	・首相官邸ホームページ(http://www.kantei.go.jp/) ・外務省ホームページ －平成 26 年 G7 ブリュッセル・サミット(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_001095.html) －平成 26 年 G20 ブリスベン・サミット(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page3_001018.html) －平成 26 年 4 月 岸田外務大臣とグリア経済協力開発機構(OECD)事務総長との会談(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000834.html) －平成 26 年 4 月 グリア経済協力開発機構(OECD)事務総長による安倍総理大臣表敬 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page18_000269.html) －平成 26 年 4 月 グリア経済協力開発機構(OECD)事務総長の訪日(概要と評価) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_001018.html) －平成 26 年 4 月 OECD 日本加盟 50 周年記念シンポジウム「アジアと共に一半世紀後の未来に向けて」(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000250.html) －平成 26 年 5 月 OECD 閣僚理事会(概要と評価) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000276.html)

—平成 27 年 3 月 蘭浦外務大臣政務官のインドネシア訪問および OECD 東南アジア地域フォーラムへの出席(結果)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001975.html)

行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成 26 年 11 月)での指摘の観点も踏まえ評価した。

(参考)

本施策には、今回取り上げた、経済協力開発機構(OECD)分担金その他、国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献のため、世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金、国際連合食糧農業機関(FAO)分担金なども含まれている。

本施策全体の予算額・執行額等は、次のとおりである。

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,590	11,078	12,472	13,149
	補正予算(b)	15,072	8,200	0	
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	25,662	19,278		
執行額(百万円, d)		25,653	19,276		

(項)国際分担金其他諸費のうち、(事項)経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費、(事項)国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費の合計。

担当部局 名	経済局経済協力開発機構室	政策評価 実施時期	平成 27 年 8 月
-----------	--------------	--------------	-------------

**施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係
る国際貢献**

平成 27 年度政策評価書

(外務省 26－Ⅶ－3)

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、オゾン層保護基金拠出金の評価を実施する。					
施策目標	オゾン層保護基金を通じた開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援により、オゾン層の保護を効果的かつ効率的に推進する。					
施策の概要	オゾン層保護基金(以下、基金)は、平成2(1990)年6月にロンドンで開催された議定書第2回締約国会合において、開発途上国(議定書第5条1適用国)における議定書の規制措置に基づいたオゾン層保護対策の実施を支援するため、設立が合意されたものであり、開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)生産・消費削減プロジェクトを策定・実施している。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画(我が国は基金発足当初より執行委員会の常任メンバーとして基金の運営に参画・貢献)等により、基金によるオゾン層の保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。同基金への拠出金は、モントリオール議定書第10条に基づき、基金の支援対象となる途上国(5条国)以外の締約国により、本議定書締約国会合において決定された予算額及び国連分担率に基づき拠出される。平成27-29年における我が国の分担率は15.0124%となっている。					
施策の予算額・執行額等	オゾン層保護基金拠出金に係る予算額・執行額等は次のとおり。なお、本施策全体の予算額・執行額等は「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記入した。					
	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,882	1,748	2,067	2,408
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	2,882	1,748		
執行額(百万円)		2,882	1,748			
関連する内閣の重要政策	・ACE:「Action for Cool Earth」攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月)					

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成			
		(判断根拠)			
		全ての測定指標で目標を達成したことから、上記(目標達成)のとおり判定した。 測定指標の 26 年度目標の達成状況(*印ー主要な測定指標)			
		* 1 我が国の重点課題に係る基金の活動状況			○
		2 活動の透明性及び効率的運営			○

測定指標	1	我が国の重点課題に係る基金の活動状況		年度目標
	25 年度	我が国が重視する効率的かつ効果的な ODS 削減に向け、基金の下で、途上国での ODS の生産・消費段階的削減プロジェクトを実施した。		
施策の進捗状況・実績	26 年度	我が国が重視する効率的かつ効果的な ODS 削減に向け、基金の下で、ODS 生産・消費段階的削減プロジェクトが承認(平成 26 年に承認を受けたプロジェクトは 334 件)及び実施された。我が国は、基金の資金規模及び目的にかんがみて適正な内容のプロジェクトの承認及び実施を確保するため、執行委員会での議論に貢献した。これらのうち典型的なプロジェクトの実施例は以下のとおり。 1 タイにおける HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)段階的削減計画第 1 ステージにおいて、我が国拠出金の一部を使用した協力(注)として、家庭用空調機器製造部門での非 HCFC 技術への転換のためのプロジェクトが進捗した。本プロジェクトでは、我が国企業の技術や知見が活用されている。		我が国が重視する効率的かつ効果的な ODS 削減活動について、基金による活動の一層の充実を図る。 具体的には、基金による ODS 生産・消費段階的削減について新規プロジェクトの承認及び承認済みプロジェクトの効果的な実施を確保する。

		2 チュニジアにおける HCFC 段階的削減計画第 1 ステージにおいて、同国での HCFC 使用産業(冷凍冷蔵空調機器製造部門及び洗浄剤部門)における非 HCFC 技術への転換を支援するプロジェクトが 5 月に承認された。				
中期目標	—	効率的かつ効果的な ODS 削減に向け基金による支援活動の充実を確保する。				
26 年度目標の達成状況		○				
(注) 本基金への拠出国は、基金執行委員会でプロジェクトの承認を得ることを条件として、各国の拠出金の 20% を上限として、特定プロジェクトの実施機関として当該国が参加し、その技術や知見を提供することができる。						
2 活動の透明性及び効率的運営			年度目標			
施策の進捗状況・実績	25 年度	基金に対する評価パネル及び独立コンサルタントによる独立評価(平成 24 年実施)の結果、プロジェクトの準備・審査及び承認プロセス、及び承認済みプロジェクトのモニタリング・評価・検証は効率的であり、特に財務管理手続きの実効性は高いと評価された。他方、モニタリング・評価手続きについては更なる効率化の余地があるとされた。また、HCFC 段階的削減計画第 1 ステージプロジェクト費用ガイドラインを策定した。				
	26 年度	1 既存の HCFC 段階的削減計画第 1 ステージプロジェクト費用ガイドライン及び執行委員会の決定等の指針に基づき、明確な優先順位付けに沿ったプロジェクト審査が行われた。 2 モニタリング手続及び基金の運営経費については、執行委員会開催頻度の年 3 回から年 2 回への変更等により、モニタリング手続の更なる効率化、及び会議開催経費の節減が実現した。 3 基金によるプロジェクト評価活動については、執行委員会から概ね高い評価を得た。 4 今後の ODS 削減活動を効果的に実施するための HCFC 段階的削減計画第 2 ステージプロジェクト費用ガイドライン策定作業が進展した。 5 我が国は、基金の資金規模及び目的にかんがみて適正な内容のガイドライン及び決定の採択を確保するため、執行委員会での議論に貢献した。	プロジェクト審査における優先順位付け、モニタリング・評価手続きの更なる効率化、及び会議開催費等の基金運営費用等の経費節減を推進する。			
中期目標	—	基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する。				
26 年度目標の達成状況		○				
3 (参考指標) 基金プロジェクトを通じた ODS 削減の進展 ①累計プロジェクト承認件数(平成 4 年以降) ②累計 ODS 削減量(ODP トン換算, 平成 4 年以降)		実績値				
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
		①6,248 件 ②440,811 トン	①6,591 件 ②441,982 トン	①6,681 件 ②442,572 トン	①6,859 件 ②443,568 トン	①7,193 件 ②集計中
4 (参考指標) 基金の透明性及び効率的運営の確保 ODS 一単位当たりの削減コスト		実績値				
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
		累計 4.56 ドル/ODP キロ	累計 5.03 ドル/ODP キロ	累計 5.09 ドル/ODP キロ	累計 5.29 ドル/ODP キロ	集計中

施策の分析（施策の有効性・効率性、外部要因等の影響）	1 平成 26 年から、基金執行委員会の開催頻度が年 3 回から年 2 回に変更されたことにより、プロジェクトの進捗状況についてのモニタリング手続の効率化、及び会議開催経費の節減が実現したことは、基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する上で極めて高い効果があった。（オゾン層保護基金拠出金（達成手段①）） 2 ODS 削減プロジェクト審査に際し、プロジェクト内容の費用対効果及び気候変動便益・安全性等への配慮等、明確な優先順位付けの下でプロジェクトが採択されたことは、基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する上で高い効果があった。（オゾン層保護基金拠出金（達成手段①）） 3 プロジェクト進捗管理に際し、基金から対象案件に対する資金支出の条件として、当該案件の進捗が証明されるための客観的基準を設け、右を個別状況に応じ適用することとなったことは、効果的なモニタリングの実現に貢献しており、基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する上で高い効果があった。（オゾン層保護基金拠出金（達成手段①）） 4 ODS 削減プロジェクトの HCFC 段階的削減計画第 2 ステージ費用ガイドライン策定作業における進捗は、基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する上で効果があった（同費用ガイドラインは平成 27 年 5 月に策定された）。（オゾン層保護基金拠出金（達成手段①））。 5 ODS 削減量の着実な増加は、基金を通じた施策の有効性を示している。また、本基金では拠出金の一部で二国間支援案件を実施できることとなっており、我が国拠出金の一部を使用した二国間協力の実施は、我が国のノンフロン等に関する技術や知見を支援対象国に普及させる上で有益であった。（オゾン層保護基金拠出金（達成手段①）） 6 上記の諸点について、我が国は執行委員会の常任メンバーとして、他のメンバーと連携し、適正な内容のガイドラインの策定、プロジェクト案の承認及び実施を確保するべく、基金の運営に積極的に参画・貢献した。（オゾン層保護基金拠出金（達成手段①））
次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 基金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策推進に向け、対策の余地が多く残されている開発途上国を対象として、基金という多国間の枠組を通じ、国際的に利用可能な ODS 削減技術の中からより効果的かつ効率的な技術を使った ODS 生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するものであり、オゾン層保護を効果的かつ効率的に推進する上で重要な役割を果たしている。 基金は、ODS の一種である HCFC について、モントリオール議定書の下での開発途上国における全面撤廃期限である平成 52（2040）年に向けて削減計画を策定しており、現在は平成 27 年（又は別途定められた期限）までの削減スケジュールを実施するための HCFC 段階的削減計画第 1 ステージのプロジェクトの実施にあたっている。第 1 ステージのプロジェクトは 140 か国において承認され着実に実施中であり、引き続き、基金を通じた開発途上国に対する支援活動の充実を確保することが重要である。 このとおり、基金を通じた開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援により、オゾン層の保護を効果的かつ効率的に推進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 1 我が国の重点課題に係る基金の活動状況 効率的かつ効果的な ODS 削減に向け基金による支援活動の充実を確保するとの中期目標の達成に向け、基金による ODS 生産・消費段階的削減について新規プロジェクトの承認及び承認済みプロジェクトの効果的な実施を確保するとの 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 上記の施策の分析のとおり、これら取組の有効性は高く、また、我が国の技術や知見の支援対象国への普及にも有益であることから、今後とも中期目標の達成に向け、取組を継続する。 2 活動の透明性及び効率的運営 基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進するとの中期目標の達成に向けた、プロジェクト審査における優先順位付け、モニタリング・評価手続きの更なる効率化、及び会議開催費等の基金運営費用等の経費節減との 26 年度目標は適切な目標であったと考える。 今後とも中期目標の達成に向け、この取組を基本的には継続するが、上記の施策の分析のとおり、基金のプロジェクト実施に際しては、気候変動への悪影響を回避する技術を採用する重要性が広く認識されていることから、基金のプロジェクト審査における優先順位付けに際しては、効率的かつ効果的な ODS 削減が実現される範囲においての気候変動便益の実現についても考慮することとし、この旨を中期目標に追加し、必要な施策を実施していく。

を有する者の知見の活用	1 当該基金の活動については着実な成果を挙げるとともに、効率化等の事業運営についても改善のための試みが行われるなど、順調な活動、運営状況が確認できる。 2 適当である。 3 今後は国際機関への拠出金・分担金に見合った日本外交にとっての成果にかかる説明が課題であると思われる。
-------------	--

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・オゾン層保護基金ホームページ
http://www.multilateralfund.org/default.aspx
- ・オゾン層保護基金執行委員会 過去の会合議事録
http://www.multilateralfund.org/MeetingsandDocuments/meetingsarchive/default.aspx
- ・第 73 回基金執行委員会会議資料「進捗報告及び遵守」
http://www.multilateralfund.org/73/English/1/7317.pdf
- ・第 71 回基金執行委員会会議資料「進捗報告及び遵守」
http://www.multilateralfund.org/71/English/1/7106.pdf
- ・第 68 回基金執行委員会会議資料「進捗報告及び遵守」
http://www.multilateralfund.org/68/English/1/6806.pdf
- ・第 65 回基金執行委員会会議資料「進捗報告及び遵守」
http://www.multilateralfund.org/65/English/1/6506.pdf
- ・モントリオール議定書第 26 回締約国会議(MOP26) 会議資料「オゾン層保護基金執行委員会の報告」
http://conf.montreal-protocol.org/meeting/mop/cop10-mop26/presession/PreSession%20Documents/MOP%2026-8_ri.pdf
- ・モントリオール議定書第 25 回締約国会議(MOP25) 会議資料「オゾン層保護基金執行委員会の報告」
http://conf.montreal-protocol.org/meeting/mop/mop-25/presession/PreSession%20Documents/MOP-25-8E.pdf
- ・モントリオール議定書第 24 回締約国会議(MOP24) 会議資料「オゾン層保護基金執行委員会の報告」
http://conf.montreal-protocol.org/meeting/mop/mop-24/presession/PreSession%20Documents/MOP24-9E.pdf
- ・モントリオール議定書第 23 回締約国会議(MOP23) 会議資料「オゾン層保護基金執行委員会の報告」
http://conf.montreal-protocol.org/meeting/mop23-cop9/pre-session-documents/PreSession%20Documents/MOP23-8-E.pdf
- ・モントリオール議定書第 22 回締約国会議(MOP22) 会議資料「オゾン層保護基金執行委員会の報告」
http://ozone.unep.org/Meeting_Documents/mop/22mop/MOP22-8E.pdf

行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成 26 年 11 月)での指摘の観点も踏まえ評価した。

(参考)

今回取り上げたオゾン層保護基金拠出金の他、国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献を行うため、国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金、人口関係国際機関等拠出金、国連開発計画 (UNDP) 拠出金、世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金、国際連合児童基金 (UNICEF) 拠出金などを拠出している。

本施策全体の予算額・執行額等は次のとおり。

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	42,526	40,833	29,749	30,131
	補正予算 (b)	75,525	81,047	98,734	
	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b+c)	118,051	121,880		
執行額(百万円, d)		118,023	121,880		

(項) 国際分担金其他諸費のうち、(事項) 経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費、(事項) 国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費の合計。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	------------------	----------	---------

政府開発援助に係る未了案件

クラマサン火力発電所拡張計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	クラマサン火力発電所拡張計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件 などを含む	クラマサン火力発電所において, コンバインドサイクル発電設備 (80MW 級) を新設することにより, 南スマトラ系統における電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図るもの。 案件の内容 ・ 建設 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日 : 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額 : 97.36 億円 ウ 金利 : 1.3% エ 償還(据置)期間 : 30(10) 年 オ 調達条件 : 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 事業計画当初, 南スマトラ系統における電力需要は逼迫しており, 新たな電力開発が急務となっていた。平成 27 (2015) 年にインドネシア政府は, 5 年間で 35GW の新規電源開発を行うことを発表し, 本件が位置するスマトラの需要も年率 10% を超える伸びを見込んでおり, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 入札手続きの遅延や信用状開設等に時間を要したことによる工事着工の遅延があったが, 現在, 事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因は解決したことから, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(第一期)【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(第一期)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	ジャカルタ近郊からタンジュンプリオク港へのアクセス改善と高速道路のネットワーク及びバイパス機能を改善し, 同地域の交通渋滞を緩和し, もってジャワ地域の投資環境改善に寄与するもの。 案件の内容 ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 263.06 億円 ウ 金利: 0.4% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 日本タイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 平成 15(2003)年においてタンジュンプリオク港近辺では約 47～97 千 PCU/日(注)の断面交通量であり, 計画当初, 平成 37(2025)年には約 113～210 千 PCU/日に増加することが予測されており, 現在においてもタンジュンプリオク港付近の渋滞状況は深刻化していることから, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 (注)PCU/日: 1 日あたりの乗用車換算台数 イ 事業遅延に関する経緯・現状 コンサルタント調達の調達手続きの遅延や用地取得の遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因は解決したことから, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

カイメップ・チーバイ国際港開発計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	カイメップ・チーバイ国際港開発計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	ベトナム南部のカイメップ・チーバイ地区においてコンテナ, 一般貨物ターミナル及び関連施設を建設することにより, 同国において増大する貨物需要に対応し, もって同国南部のみならず国全体の経済発展を図るもの。 案件の内容 ・ 建設工事 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 363.64 億円 ウ 金利: 0.4% エ 償還(据置)期間: 40(10) オ 調達条件: 日本タイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 港湾における貨物取扱量は急速に増加しており, なかでもコンテナ貨物については, 平成 20(2008)年の取扱実績は平成 16(2004)年の 2.7 倍にあたる 5,018 千 TEU(注)に達するなど増加傾向が著しい。また, 平成 26(2014)年の GDP 成長率は 5.98%と景気は回復傾向であり, 南部地域の港湾整備需要は引き続き高い。 (注) TEU: 海上コンテナの貨物量を表す単位であり, 1 TEU は, 20 フィートコンテナの 1 個分を表す。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 コンサルタント及びコントラクター等の調達手続きの遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し, 事業本体は完了したことから, 貸付け最終段階であることより, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

トゥルチェニ火力発電所環境対策計画【ルーマニア】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ルーマニア
(2) 案件名	トゥルチェニ火力発電所環境対策計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	当国最大のトゥルチェニ火力発電所に排煙脱硫装置 (FGD) を設置することで, EU 準拠の国内排出基準を達成し, もって, 同国の環境保全に寄与するもの。 案件の内容 ・ 土木工事・機材調達 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 287.46 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10) オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 トゥルチェニ火力発電所の発電機は 70 年代～80 年代に設置されたものであり, 老朽化が激しく, 環境対策が施されていないため, 現在の SO₂ 排出濃度が 3,230～4,764mg/Nm³ に達しており, EU 準拠の国内排出基準(400mg/Nm³)を超過しているため, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 EU 基準が平成 28(2016)年に更に強化され 200mg/Nm³ になることから, 同新基準の達成のため, 追加工事を実施しているため遅延が発生したが, 事業自体は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的にニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 特に事業自体に特段の問題は生じていないため, 引き続き事業を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	インド南部カルナタカ州において, 集落単位で住民参加型手法による植林, 生計改善活動等を行うことにより, 森林の再生及び地域住民の生活水準の向上を図り, もって地域の重要な生物多様性の保全, 及び貧困削減に寄与するもの。 案件の内容 ・ 植林事業 ・ ソフトコンポーネント ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 152.09 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 カルナタカ州東部植林計画でカバーされなかった荒廃林の残り 45 万ヘクタールのうち, 約 18 万ヘクタールの本事業による再生は, 農村部に住む貧困層の生活水準向上を図る上で必要性が高く, また, 国際 NGO であるコンサベーション・インターナショナルは西ガーツ地方を「生物多様性危険地域(ホットスポット)」に指定しており, 希少種の生息が危機的状況となっていることから, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 特段の遅延等は生じていない。(当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。)
(2) 今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

バンガロール上下水道整備計画(第二期第一段階)【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	バンガロール上下水道整備計画(第二期第一段階)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	カルナタカ州都バンガロール都市圏において, コーヴェリ川を水源とする上下水道施設整備を行うことにより安定的な上下水道サービスを提供し, もって同地域の衛生的居住環境整備及び産業活性化に寄与するもの。 案件の内容 ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 419.97 億円 ウ 金利: 1.3% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 急速な産業発展に伴い, バンガロール都市圏の人口は急増することが予想され, 上水道施設の整備による安定した水供給の実現は緊急の課題となっており, それに見合う下水処理施設の整備も地域住民の衛生環境の向上のために必要であった。現在においても, 人口増加に伴う上下水道施設の整備の必要性について変化は無い。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 本計画はバンガロール上下水道整備計画(第二期)全体のコンサルティングサービスも実施するものであり, 現在実施中の第二期第二段階に係る工事の入札手続きに時間を要したため, コンサルティングサービスの延長を余儀なくされている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完成後の効果が見込まれるため, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

コメリン灌漑計画(第二期第二段階)【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	コメリン灌漑計画(第二期第二段階)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	南スマトラ州コメリン川流域において, 灌漑施設の整備及び維持管理体制支援を行うことにより, 米等を増産し, 農民の所得向上を実現し, もって同地域の経済成長及び貧困削減に寄与するもの。 案件の内容 ・ 建設・機材調達 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 137.9 億円 ウ 金利: 1.3% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 事業計画当初, インドネシアの米生産は気象や経済危機など外部要因に脆弱なセクターであり, また今後も都市化・工業化に伴う農地減少が予測されていた。平成 26(2014)年 10 月の新政権発足に伴い, 食料主権が優先セクターに据えられ, 米生産に伴う灌漑事業の重要性が増しており, 本事業の社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 用地交渉による事業対象地変更及び先方政府予算手当に伴い遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因は解決したことから, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

ソロ川下流域河川改修計画(第二期)【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	ソロ川下流域河川改修計画(第二期)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	ジャワ州ソロ川下流域において河川改修(調整池, 堰, 水路の整備等)を行うことにより, 同地域の洪水被害の軽減及び安定的な水供給を図り, もって投資環境の改善等を通じて東ジャワ州地域の経済発展に寄与するもの。 案件の内容 ・ 土木工事 ・ 付帯整備 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 93.45 億円 ウ 金利: 1.3% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 ソロ川下流域の東ジャワ州には, インドネシア第二の都市であるスラバヤ等の人口集積都市があり, 地域内総生産はインドネシア全体の国内総生産の 14%(2000 年時点)に相当し, 同国のなかでも高い経済規模を誇り, ソロ川下流域の水供給量実績も平成 8(1996)年から平成 15(2003)年の間に年率約 14%で増加, 水需要予測も平成 17(2005)年の 1.029 百万 m³/年から 2020 年には 3.082 百万 m³/年とされており, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 一部工区の用地取得に関する工事の遅延が発生しており, 用地取得の見通しを確認している。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完成後の効果が見込まれることから, 当面支援継続を前提としつつ, 事業の進捗を大きく妨げている問題が未解決のため, 事業進捗を慎重にフォローしていく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

メコン地域通信基幹ネットワーク整備計画【カンボジア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	カンボジア
(2) 案件名	メコン地域通信基幹ネットワーク整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	「成長回廊地域」において, 光ケーブル敷設及び関連施設・設備を整備することにより, 同地域の通信能力を向上させ, 増大する通信需要に対応し, もって投資環境の改善等を通じて同地域の経済発展に資するもの。 案件の内容 ・土木工事 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 15 日 イ 供与限度額: 30.29 億円 ウ 金利: 0.9% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 事業計画当初, プノンペン, シハヌークヴィル及びカンポンチャムの3州市における固定電話利用者は約3万人(平成14(2002)年)である一方, 潜在的な通信的需要は約15万人(平成16(2004)年)であった。また, 計画当初, 潜在的な需要は年6%前後で増加すると予測しており, 現時点においても大容量の電気通信整備の必要性は大きいことから, 本事業に関する社会的にニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 日本政府とカンボジア政府で合意した通信セクター改革の行動計画を確認後, 入札手続きを進めることとしていたが, 同行動計画における「規制機関の設立」に時間を要したことで, 入札手続きの遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因は解決したことから, 支援を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ボスボラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)【トルコ】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	トルコ
(2) 案件名	ボスボラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	イスタンブール市を二分するボスボラス海峡を横断する地下鉄路線を建設することにより, 慢性的な交通渋滞の緩和及び燃料消費量の削減, 二酸化炭素の排出量の削減を図るもの。 案件の内容 ・ 土木工事(地下トンネル建設) ・ コンサルティングサービス(地下トンネル建設の他, 既存路線の改修工事等も対象) ア 閣議決定日: 平成 17 年 2 月 18 日 イ 供与限度額: 1837.89 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10) オ 調達条件: 部分アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 ボスボラス海峡に架かる 2 箇所の橋梁の交通量は平均 38 万 7 千台/日に達し, 慢性的な交通渋滞が発生しており, 交通渋滞時の大量の排気ガス排出による大気汚染が問題となっており, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 地下トンネル建設区間において, 遺跡が出土し, 遺跡発掘調査のために当該箇所の工事が遅延したが, 現在, 土木工事は完了し, 当該工事以外に係るコンサルティングサービスを実施している。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的にニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれることから, 当面支援継続を前提としつつ, コンサルティングサービスの進捗を慎重にフォローしていく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	ウッタールプラデシュ州バラナシ市において, 下水道施設の建設, 補修等を行うことにより下水処理能力を向上させ, 汚濁したガンジス川の水質改善を図り, もって同市住民及び巡礼者の衛生環境の改善に寄与するもの。 案件の内容 ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 111.84 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 バラナシ市では, 急激な人口増加等の要因により, 自然浄化力をはるかに上回る下水を河川等に直接排水しており, ガンジス川の水質の悪化に加え, 汚染された水を媒介とする下痢, 肝炎等により地域住民の衛生状態や住環境の悪化が喫緊の課題となっていることから, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 インド政府内におけるプロジェクト承認手続きが遅れたことにより, 遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因は解消されたため, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

タミールナド州植林計画(第二期)【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	タミールナド州植林計画(第二期)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	インド南部タミールナド州において, 集落単位で住民参加型手法を用いた植林, 生計改善活動等を行うことにより, 森林の再生及び地域住民の生活水準の向上を図り, もって地域の貧困削減に寄与するもの。 案件の内容 ・ 植林事業 ・ ソフトコンポーネント ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 98.18 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 タミールナド州植林計画(第一期)でカバーされなかった荒廃林の残り 27 万ヘクタールのうち, 約 13 万ヘクタールについて, 本計画にて再生を図り, 農村部に住む貧困層の生活水準向上を図ることが課題となっていることから, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 特段の遅延等は生じていない。(当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。)
(2) 今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

ラジャスタン州小規模灌漑改善計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価実施時期 平成 27 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	ラジャスタン州小規模灌漑改善計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	ラジャスタン州に点在している既存の小規模灌漑施設の改修, 並びに水管理と農業技術の普及を行うことにより, インドの中でも降雨量が極端に少ない同州の農業生産の増加を図り, もって農業所得向上及び貧困削減に寄与するもの。 案件の内容 ・ 土木工事 ・ ソフトコンポーネント ・ コンサルティングサービス ア 閣議決定日: 平成 17 年 3 月 29 日 イ 供与限度額: 115.55 億円 ウ 金利: 1.3% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 ラジャスタン州においては, 降雨が6月から9月にかけて集中している上にインドの中でも降雨量が極端に少ないため, 同州では農業用の溜池灌漑施設が古くから発展してきたが, 施設の老朽化が著しく, 同州に点在する小規模の溜池灌漑施設の修復を行うことが必要となっており, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 コンサルタント調達に時間を要したことや実施機関が度重なる干ばつへの対策に追われたことにより遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業完了後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因は解決したことから, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

[事前評価] (参考)

事前評価は、次のホームページに掲載されている。

- ・ 無償資金協力及び有償資金協力：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/shiryo/index_hyouka05.html

26 年度に実施した政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1 無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 10 億円以上の無償資金協力プロジェクトについて、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日 (日本時間)
ネパール連邦民主共和国	西部地域小水力発電所改善計画	平成 26 年 4 月 22 日
ミャンマー連邦共和国	通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画	平成 26 年 4 月 24 日
ミャンマー連邦共和国	シャン州ラーショー総合病院整備計画	平成 26 年 4 月 24 日
ガーナ共和国	セコンディ水産業振興計画	平成 26 年 4 月 29 日
ラオス人民民主共和国	国道 16B 号線セコン橋建設計画	平成 26 年 5 月 9 日
ソロモン諸島	ホニアラ港施設改善計画	平成 26 年 5 月 20 日
ブルンジ共和国	ブジュンブラ港改修計画	平成 26 年 5 月 23 日
ミャンマー連邦共和国	新タケタ橋建設計画	平成 26 年 6 月 5 日
ミャンマー連邦共和国	教員養成校改善計画	平成 26 年 6 月 5 日
モザンビーク共和国	マプト市医療従事者養成学校建設計画	平成 26 年 6 月 6 日
パラグアイ共和国	コロネル・オビエド市給水システム改善計画	平成 26 年 6 月 25 日
タジキスタン共和国	ハトロ州ピアンジ県給水改善計画	平成 26 年 6 月 26 日
エクアドル共和国	チンボラソ県医療施設・機材整備計画	平成 26 年 6 月 28 日
キルギス共和国	オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画	平成 26 年 7 月 16 日
ミャンマー連邦共和国	工科系大学拡充計画	平成 26 年 7 月 23 日
タンザニア連合共和国	ダルエスサラーム送配電網強化計画	平成 26 年 7 月 24 日
ガイアナ共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ベリーズ	気候変動に対応するための日・カリブ・パートナーシップ計画 (UNDP 連携)	平成 26 年 7 月 28 日
ルワンダ共和国	ンゴマ郡灌漑開発計画	平成 26 年 8 月 8 日
ブルキナファソ	カヤ初等教員養成校建設計画	平成 26 年 8 月 21 日
ニカラグア共和国	パソ・レアル橋建設計画	平成 26 年 9 月 22 日
タジキスタン共和国	ドウシャンベ国際空港整備計画	平成 26 年 9 月 29 日
ナイジェリア連邦共和国	オヨ州小学校建設計画	平成 26 年 9 月 30 日
パキスタン・イスラム共和国	グジュランワラ下水・排水能力改善計画	平成 26 年 11 月 13 日
パキスタン・イスラム共和国	中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画	平成 26 年 11 月 13 日
アフガニスタン・イスラム共和国	口蹄疫等対策支援計画 (FAO 連携)	平成 26 年 11 月 19 日
ヨルダン・ハシェミット王国	バルカ県送配水網改修・拡張計画	平成 26 年 11 月 20 日
ウガンダ共和国	クイーンズウェイ変電所改修計画	平成 26 年 11 月 25 日
ギニア共和国	コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画	平成 26 年 12 月 1 日
アフガニスタン・イスラム共和国	小児感染症予防計画 (UNICEF 連携)	平成 27 年 1 月 20 日
パプアニューギニア独立国	ニューブリテン国道橋梁架け替え計画	平成 27 年 1 月 23 日
パキスタン・イスラム共和国	カラチ港及びビンカシム港治安強化計画	平成 27 年 1 月 28 日
ルワンダ共和国	第三次地方給水計画	平成 27 年 3 月 5 日
アフガニスタン・イスラム共和国	災害リスク管理能力強化計画 (IOM 連携)	平成 27 年 3 月 10 日
タンザニア連合共和国	第三次タザラ交差点改善計画	平成 27 年 3 月 13 日
マラウイ共和国	テザニ水力発電所増設計画	平成 27 年 3 月 18 日
エチオピア連邦民主共和国	南部諸民族州リフトバレー地域給水計画	平成 27 年 3 月 19 日
ミャンマー連邦共和国	港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画	平成 27 年 3 月 19 日
ミャンマー連邦共和国	マンダレー上水道整備計画	平成 27 年 3 月 19 日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン市無収水削減計画	平成 27 年 3 月 19 日
フィリピン共和国	ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画	平成 27 年 3 月 26 日

カンボジア王国	プノンペン交通管制システム整備計画	平成27年3月30日
カンボジア王国	スバイリエン州病院改善計画	平成27年3月30日
ブータン王国	国道一号線橋梁架け替え計画	平成27年3月30日
ベナン共和国	アトランティック県アラダ病院建設・整備計画	平成27年3月31日

2 有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の有償資金協力プロジェクトについて、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日 (日本時間)
バングラデシュ人民共和国	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画(I)	平成26年5月26日
バングラデシュ人民共和国	包括的中核都市行政強化計画	平成26年5月26日
バングラデシュ人民共和国	ハオール地域洪水対策・生計向上計画	平成26年5月26日
バングラデシュ人民共和国	天然ガス効率化計画	平成26年5月26日
チュニジア共和国	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画	平成26年6月30日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画(フェーズ1)(第一期)	平成26年9月5日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン都市圏上水整備計画	平成26年9月5日
ウズベキスタン共和国	電力セクター・プロジェクト・ローン	平成26年11月10日
インド	グワハティ下水道整備計画	平成26年11月21日
ケニア共和国	モンバサ港開発計画フェーズ2	平成27年1月16日
インド	官民連携インフラ・ファイナンス促進計画	平成27年1月16日
イラク共和国	ハルサ火力発電所改修計画	平成27年2月9日
ホンジュラス共和国	カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強計画	平成27年3月25日
ミャンマー連邦共和国	全国基幹送変電設備整備計画(フォーズ1)	平成27年3月26日
インド	レンガリ灌漑計画(フェーズ2)	平成27年3月27日
インド	プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画	平成27年3月27日
カンボジア王国	国道五号線改修計画(スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間)(第一期)	平成27年3月30日
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画(ベンルックーロンタイン間)(第二期)	平成27年3月31日
ベトナム社会主義共和国	第二次送変電・配電ネットワーク整備計画	平成27年3月31日